

第335回高知県議会（2月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
2月23日	火	本会議	開会 新議員の紹介 議席の指定及び議席の一部変更 会期の決定（25日間） 議案の上程92件（予算41、条例38、その他13） 提出者の説明 尾崎知事 委員会付託
			委員会審査
		本会議	委員長報告 採決
24日	水	休 会	議案精査
25日	木	休 会	議案精査
26日	金	休 会	議案精査
27日	土	休 会	
28日	日	休 会	
29日	月	休 会	議案精査
3月1日	火	本会議	質疑並びに一般質問 桑名議員 中内議員 吉良議員
2日	水	本会議	質疑並びに一般質問 池脇議員 下村議員 金岡議員
3日	木	本会議	質疑並びに一般質問 田中議員 大野議員 浜田(豪)議員
4日	金	本会議	質疑並びに一般質問 加藤議員 武石議員 委員会付託
5日	土	休 会	
6日	日	休 会	
7日	月	休 会	予算委員会
8日	火	休 会	予算委員会
9日	水	休 会	委員会審査
10日	木	休 会	委員会審査
11日	金	休 会	委員会審査
12日	土	休 会	

13日	日	休 会	
14日	月	休 会	委員会審査
15日	火	休 会	委員会審査
16日	水	休 会	委員会審査
17日	木	休 会	
18日	金	本会議	委員長報告 採決 議案の追加上程 5 件（第93号—第97号） 提出者の説明 尾崎知事 採決 議案の上程（議発第 1 号） 採決 議案の上程（議発第 2 号—議発第 5 号） 採決 議案の上程（議発第 6 号—議発第 7 号） 討論 中根議員 採決 議案の上程（議発第 8 号—議発第 9 号） 討論 米田議員 採決 常任委員の選任 議会運営委員の選任 継続審査の件 議長辞職の件 議長の選挙 副議長辞職の件 副議長の選挙 教育長任命同意に伴う挨拶 閉会

第335回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（2月23日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	7
仮議席の指定	7
新議員の紹介	7
会議録署名議員の指名	7
議席の指定及び議席の一部変更	8
会期の決定	8
議案の上程、提出者の説明	8
尾崎知事	8
諸般の報告	29
議案の付託	29
諸般の報告	30
委員長報告	
池脇総務委員長	30
採決	31

第2日（3月1日）

出席議員	33
欠席議員	33
説明のため出席した者	33
事務局職員出席者	34
議事日程	34
諸般の報告	37

質疑並びに一般質問

桑名議員	37
1 政治姿勢（まち・ひと・しごと創生総合戦略策定過程の課題と市町村の戦略推進の際に留意する事柄、高知家プレミアム旅行券とまるごと高知プレミアム商品券の事業の効果、現在の景況感と今後の経済動向、法人二税などから見た県内産業の業種別・規模別景気状況、平成28年度の税制改正、地方法人税拡充に伴う影響、企業版ふるさと納税）について	37
2 憲法改正（議論の高まり及び全国知事会での現状と方向性、具体的に必要と考える条項）について	39
3 産業振興計画（飛行機に例えた取り組み状況、産業クラスター形成の段階、地域住民等との連携、目標実現に向けた課題）について	39
4 健康長寿県構想（第2期構想の総括、第3期構想が目指す姿の実現への対策と懸念される課題等）について	40
5 T P P 対策（影響試算額の大幅減少と本県農林水産業の振興対策、国のガット・ウルグアイ・ラウンド対策の本県への効果と反省点及び今後の農業支援策の国への要望）について	41
6 県域1 J A 構想について	42
7 南海トラフ地震対策（第2期行動計画で明らかになった課題と第3期行動計画への承継、住民の防災意識を第3期行動計画期間中持続させる具体的な方策、高台移転希望の企業の調査と工業団地づくり、高台開発での土地利用規制の運用、空き家対策）について	42
8 観光振興（はた博終了後の幡多地域観光の変化と東部博へのはた博の経験活用及び歴史を中心とした大型博覧会と地域博との結びつけ、桂浜の渋滞解消、キャンプや合宿の誘致戦略）について	44
9 エコサイクルセンター（計画を上回るペースでの埋め立て、センターに反対する声の現状、マスタープランでの検討内容と安定的な管理型産業廃棄物最終処分場の確保）について	45
10 高知龍馬マラソン2016（ランナー心肺停止事案の経緯と今後の対策、今大会の反省点、次回大会での1万人規模の実現）について	46
11 治安情勢（最近の犯罪傾向と交通事故の実態、ストーカーやDVなど表に出にくい犯罪への取り組み、予算編成作業の観点）について	47
尾崎知事	47
野々村危機管理部長	62
福田土木部長	64
伊藤観光振興部長	64
田村教育長	67
上野警察本部長	68

桑名議員	69
中内議員	70
1 政治姿勢（来年度予算編成の基本的な考え方、消費税の軽減税率導入の評価と財源確保の手だて、今後の財政運営に向けた所見、人口減少問題、少子化対策関連予算の評価と政策提言活動の成果、今後の少子化対策の具体的な進め方、介護サービス提供を担う人材の安定確保に向けた取り組みの方向性と重要施策等、中山間地域対策の今後の取り組み、県庁の女性管理職登用の状況と来年度以降の取り組み、熱意ある事業者の確保）について	70
2 紙産業の振興（飛躍的推進に向けた施策のポイント、紙産業技術センターの体制面の強化）について	75
3 企業立地（近年の立地状況、製造業以外も含めた高知市周辺への立地の取り組み）について	75
4 農業振興（農業分野におけるTPPの影響、県域1JA構想の評価、構想実現への支援、改正農協法によるメリット・デメリット）について	76
5 水産振興（高知県漁協の経営改善計画の進捗状況と今後の見通し、県1漁協構想実現に向けた取り組み、クロマグロ人口種苗生産技術開発の進捗状況と第3期産業振興計画での位置づけ及びスケジュール、課題と来年度の取り組み）について	78
6 宇佐漁港海岸の地震・津波対策（進捗状況と早期完成への所見）について	79
7 土佐市バイパスの延伸について	79
8 子供の体力向上について	80
尾崎知事	80
井奥地域福祉部長	87
原田商工労働部長	88
味元農業振興部長	90
松尾水産振興部長	91
福田土木部長	92
田村教育長	93
中内議員	94
吉良議員	94
1 憲法問題（緊急事態条項による権力濫用の危険性、災害時の法制度の周知や訓練等事前準備の重要性）について	94
2 アベノミクス（暮らしへの影響と県政運営にあたっての認識、有効求人倍率の上昇によって見えてきた課題、介護基本報酬削減の影響、中山間地域の介護事業者に対する独自支援の継続・強化）について	95
3 TPP（県の試算による影響額に対する認識、各国の生産者を支える仕組みを踏まえた対応、輸出による農業・農村の維持）について	97

4 原発再稼働とエネルギー問題（再稼働やむなしとの判断の撤回、専門家を招聘した検証体制、事故対策拠点の設計変更）について……………	99
5 林業政策（取り組みの総括と今後の展望、皆伐と更新に関する指針の実効性の担保、久礼中学校改築事業の評価と県産材利用推進への決意、大規模な自然乾燥場の必要性、自伐型林業に対する作業道整備への支援）について……………	100
6 若者定住（地域づくりの場として学校・保育所を位置づけることの認識の共有と制度への誤解解消、ICTを使った共同学習の検討・研究）について……………	102
7 子供の貧困対策（税制度・社会保障・福祉施策による所得再分配機能の正常化、母子家庭の安定就業と県民の賃金改善、児童扶養手当の所得制限の引き上げと県による制度の創設、貧困対策計画における指標項目の設定と推進体制）について……………	102
尾崎知事……………	104
野々村危機管理部長……………	112
井奥地域福祉部長……………	113
大野林業振興・環境部長……………	113
田村教育長……………	115
吉良議員……………	116
尾崎知事……………	117
吉良議員……………	118

第3日（3月2日）

出席議員……………	119
欠席議員……………	119
説明のため出席した者……………	119
事務局職員出席者……………	120
議事日程……………	120
諸般の報告……………	123
質疑並びに一般質問	
池脇議員……………	123
1 政治姿勢（本県とハワイ州及び牧野植物園とハワイ並木委員会との交流、予算編成に対する理念、産振計画による経済産業構造の輪郭とコアの確立、生産基盤の現状と今後の強化策、地域産業クラスター形成の狙いと効果の測定方法、食品の外商拡大に向けた課題と第3期産業振興計画での取り組み、教育基本法改正による教育内容統制の危険性、子の教育への保護者の第一義的責任と家庭教育の自主性が認められた意義、機会均等に関する規定の変更、	

学校制度の複線化現象の拡大、新教育委員会制度の運用と課題、世界対がんデー、本県の全国がん登録の状況と今後の対応) について……………	123
2 教職員の多忙化問題（文書業務の煩雑性及び收受文書の扱いの見直し、ICTの活用による校務の効率化、子供と向き合う時間を取り戻す対策と校務の断捨離への意識改革）について……………	126
3 地域未来塾（県下の実態と今後の取り組み、学びの場の多様化）について……………	128
4 図書館行政（新図書館の基本構想や基本計画での図書館学の五法則の扱い、運営に関する協定書の締結への進捗と県の姿勢、図書館基本条例を伴わない振興計画となった経緯と財源のバックアップ体制、管理権についての県・市の協議の進捗状況）について……………	129
5 文化政策（文化芸術の振興に関する国の第4次基本方針への所見、県の文化芸術振興策の15年間の進捗、国の文化芸術創造都市推進事業の活用、県立文化施設の事業評価、県文化財団の機能の拡大・充実、抜本的な政策の見直しと対策の検討）について……………	130
6 軽救急車の活用・普及について……………	132
尾崎知事……………	133
小島教育委員長……………	141
山本健康政策部長……………	142
田村教育長……………	142
岡崎文化生活部長……………	146
野々村危機管理部長……………	146
池協議員……………	147
田村教育長……………	148
下村議員……………	148
1 官民協働のあり方について……………	149
2 産業振興（正規雇用の増加、起業人材の発掘と展開及び推進地域、情報セキュリティ関連分野の起業推進）について……………	149
3 一次産業支援策について……………	150
4 観光施策（外国人観光客誘致での県内周遊や情報発信への手だて、外国語の会話の練習を始める仕掛け、足摺海洋館の整備、坂本龍馬記念館からジョン万次郎資料館へと人を呼び込む仕掛け、ジョン万次郎の大河ドラマ化、土佐西南大規模公園サッカー場の人工芝選定を含めた施設整備の方向性、使用料金の設定）について……………	150
5 集落活動センターとあったかふれあいセンターへの支援のあり方（活動が停滞している集落活動センターへの対策、地域の機運を維持・拡大する積極的な支援体制、あったかふれあいセンターの取り組み充実、拠点施設の充実）について……………	154

6	南海トラフ地震対策（住宅耐震化の加速化、耐震診断での上部構造評点1を目指す意識の定着、復興計画策定モデル自治体の具体的な取り組みと全県的啓発、津波避難タワー整備に係る住民との合意形成）について……………	156
7	教育（防災教育の進め方、道徳教育の方向性、18歳選挙権に関する課題と取り組み）について……………	157
8	女性警察官（比率と現場執行力の維持、復職へのサポート）について……………	159
9	犯罪対策（街頭防犯カメラ等の設置計画や見通し、サイバー犯罪に対する取り組み）について……………	159
	尾崎知事……………	160
	原田商工労働部長……………	161
	中澤産業振興推進部長……………	161
	味元農業振興部長……………	163
	大野林業振興・環境部長……………	163
	松尾水産振興部長……………	164
	伊藤観光振興部長……………	164
	福田土木部長……………	167
	金谷中山間対策・運輸担当理事……………	169
	井奥地域福祉部長……………	170
	野々村危機管理部長……………	171
	田村教育長……………	171
	上野警察本部長……………	173
	下村議員……………	175
	金谷中山間対策・運輸担当理事……………	175
	下村議員……………	175
	金岡議員……………	175
1	中山間対策（中山間地域存続に取り組む意気込み、集落活動センターの地域定着を支援する戦略、収益事業確立の取り組みの現状と課題及び今後の展望、委託研修事業による柱となる収益事業の育成、法人化に向けた支援、地域クラスターとして確立させることの所見及び実現への戦略と今後の展望）について……………	175
2	林業政策（川上の現状と課題解決のための取り組み、山主に山林への関心を持たせる取り組み、個人負担のかからない路網整備や間伐、再生林の取り組み、鳥獣被害対策に配慮した再生林）について……………	178
3	中山間地域における南海トラフ地震対策（道路の機能確保について優先するルート of 整理と機能回復のための対策、落石対策等防災対策の現状と今後の見通し、国道439号の整備の現状と今後の見通し、深層崩壊に対する取り組み）について……………	180

4 教育問題（中山間地域の高等学校での教育の質の維持と向上、生徒の進路実現の支援状況と改善策、寮やICT活用による通学距離のハンディ克服と経済的負担の軽減及び学力レベル向上）について……………	183
尾崎知事……………	184
金谷中山間対策・運輸担当理事……………	186
大野林業振興・環境部長……………	187
福田土木部長……………	190
田村教育長……………	191
金岡議員……………	192

第4日（3月3日）

出席議員……………	193
欠席議員……………	193
説明のため出席した者……………	193
事務局職員出席者……………	194
議事日程……………	194
諸般の報告……………	197
質疑並びに一般質問	
田中議員……………	197
1 高知県の豊かさや魅力（恵まれた自然や食についての所見と県民が実感することの重要性、高知家ALL STARSの取り組みの成果と高知家プロモーションの展望）について……………	197
2 人口減少問題（県外の大学に進学した学生の県内就職率を高める取り組みや県出身者の転入促進策、3世代同居や近居の推進、水道事業の広域化、消防団員の充足率向上に向けた支援）について……………	198
3 保育・教育（教育振興基本計画重点プランの総括と次期計画への反映、学校支援地域本部とコミュニティ・スクールとの一体的な取り組み、コミュニティ・スクールの導入推進、地域学校協働本部への移行、学校での食育、学校給食での地場産物の活用、社会的課題に対応するための学校給食の活用事業、保育所の完全給食移行に対する市町村への補助、公定価格改正に向けた国への働きかけ、スーパー食育スクール事業、栄養教諭の配置拡大）について……………	199
4 業務の品質確保や生産性向上に向けた取り組み（入札・開札や打ち合わせ協議等の日程の現状と今後の改善、公共工事等へのウイークリースタンス導入）について……………	202
尾崎知事……………	203

中澤産業振興推進部長	206
山本健康政策部長	207
野々村危機管理部長	207
田村教育長	207
福田土木部長	212
岡林会計管理者	212
田中議員	212
大野議員	213
1 市町村の現状（小泉構造改革による地方自治体改革の検証、地方版総合戦略策定）について	213
2 雇用と県経済（本県の経済状況、企業立地の方針、ルネサス高知工場の集約）について	215
3 あったかふれあいセンター（運営団体への支援、集落活動センターとの連携、事業の安定と国への要望や提言）について	216
4 介護従事者の処遇改善について	217
5 厳しい環境にある子供たちへの支援（貧困解消対策、児童虐待防止、ネットいじめの認知件数と対応策、心の教育センターでの支援体制）について	217
6 障害者差別解消（具体的な取り組みと施策拡充、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の策定）について	218
7 伊方原子力発電所3号機の再稼動（再稼動を容認しない状況、ノーとする意見書が可決されている現状）について	219
8 スポーツ振興（高知ユナイテッドスポーツクラブへの支援）について	220
9 県産材の販売促進に向けた取り組み（新国立競技場への採用）について	221
10 奥四万十博について	221
尾崎知事	221
原田商工労働部長	226
井奥地域福祉部長	226
田村教育長	229
伊藤観光振興部長	231
大野林業振興・環境部長	232
大野議員	232
浜田(豪)議員	233
1 教育政策（全国学力・学習状況調査結果の受けとめと中学校の学力向上、総合教育会議）について	233
2 県立青少年センター陸上競技場の改修について	234
3 子育て支援策（待機児童の数と解消への取り組み及び潜在的な待機児童、保育士確保プランと放課後子ども総合プラン、病児保育事業の必要性和支援策）	

について	235
4 福祉政策（地域包括ケアシステム）について	236
5 南海トラフ地震対策（警察官・消防職員・消防団員のメンタルトレーニング、建設業でのBCP策定状況、ペット同伴での避難所入所、園芸用ハウスの重油タンクの数と流出防止装置付きタンクへの転換）について	236
6 農業政策（環境制御技術導入加速化事業、外国人技能実習生の労働実態と関連法案成立の影響と対策）について	237
7 ルネサス高知工場の撤退（香南市との連携）について	238
8 LCC定期便の誘致について	239
尾崎知事	241
田村教育長	243
井奥地域福祉部長	245
上野警察本部長	245
野々村危機管理部長	246
福田土木部長	246
山本健康政策部長	247
味元農業振興部長	247
原田商工労働部長	248
浜田(豪)議員	249
田村教育長	249
浜田(豪)議員	249
田村教育長	249

第5日（3月4日）

出席議員	251
欠席議員	251
説明のため出席した者	251
事務局職員出席者	252
議事日程	252
諸般の報告	255
質疑並びに一般質問	
加藤議員	255
1 政治姿勢（予算案編成に当たっての国への政策提言の手応え、東京一極集中是正に向けた政策提言、8の字ネットワークの整備）について	255
2 産業振興計画（担い手の育成・確保、事業者に対する経営支援、歴史を中心	

とした博覧会開催、外国人観光客の受け入れ体制、クルーズ客船の誘致と寄港の定着化) について……………	256
3 T P Pの活用 (今後の対応、海外輸出に向けた協力体制の構築) について……………	258
4 少子化対策 (知事の決意、妊娠・出産等に対する正しい知識の啓発と情報提供、次世代育成支援企業認証制度) について……………	258
5 子供の貧困対策 (貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切る取り組み、就学前教育の質の向上、実態把握と今後の施策) について……………	260
6 教育 (教育等の振興に関する施策の大綱案、高等学校の学力と進路に関する目標設定、部活動での課題) について……………	260
7 東京オリンピック・パラリンピック (県からの提案活動) について……………	261
尾崎知事……………	262
原田商工労働部長……………	269
伊藤観光振興部長……………	270
福田土木部長……………	272
中澤産業振興推進部長……………	272
田村教育長……………	273
井奥地域福祉部長……………	275
加藤議員……………	275
武石議員……………	276
1 地方行財政 (国の方向性を見据えた本県課題、地方交付税確保の見通し、質の高いサービスの効率的・効果的提供、トップランナー方式導入による市町村への影響、ふるさと納税、財政状況の積極的公表、法人課税偏在と税制改正) について……………	276
2 自治体情報のセキュリティー対策 (クラウドの構築、市町村との合意形成、対策に取り組むリーダーシップの発揮、C I O補佐官の配置、現状の取り組みと他の自治体の事例) について……………	277
3 高齢者対策の充実強化 (認知症カフェの設置、地域理解の促進や見守り体制づくり、住まいの確保対策、小規模で複合的な福祉・介護サービスなどを提供する事業者の施設整備支援、元気な高齢者による地域活性化の取り組み) について……………	279
4 農業振興 (食品加工の機能と役割及び機能充実・立地推進への関与、規模拡大や高度化への支援、環境制御システム導入と県内企業での生産・普及、本県農業のニーズに沿った農業機械、I ターン者への就農資金融資、外国人技能実習制度、中山間農業複合経営拠点の具体像と集落営農拠点の拡大、集落営農法人化、集落営農に取り組めないエリア、畜産振興に向けた政策提言、耕畜連携、加工への参入支援) について……………	279
5 中山間地域対策 (大学生と地域の協働による活性化、産学官民連携センター	

コプラの成果と課題、市町村と大学との協働のコーディネート、高等学校の地域貢献活動、大学進学率の向上、公的な学習塾の設置、高知大学教育学部の地元卒への進学、センター試験への挑戦、大学入試改革による地域への関心、地域の小・中・高等学校の児童生徒の交流推進、檜山トンネルの整備)について	281
尾崎知事	283
梶総務部長	286
岡崎文化生活部長	289
田村教育長	290
上野警察本部長	293
井奥地域福祉部長	293
味元農業振興部長	296
原田商工労働部長	300
金谷中山間対策・運輸担当理事	301
中澤産業振興推進部長	301
福田土木部長	302
武石議員	302
議案の付託	302

第6日（3月18日）

出席議員	305
欠席議員	305
説明のため出席した者	305
事務局職員出席者	306
議事日程	306
諸般の報告	309
委員長報告	
依光危機管理文化厚生委員長	309
弘田商工農林水産委員長	313
坂本(孝)産業振興土木委員長	316
池脇総務委員長	320
採決	322
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第93号—第97号）	323
尾崎知事	323
議案の上程、採決（議発第1号 条例議案）	324

議案の上程、採決（議発第2号—議発第5号 意見書議案）	325
議案の上程、討論、採決（議発第6号—議発第7号 意見書議案）	325
中根議員	326
議案の上程、討論、採決（議発第8号—議発第9号 意見書議案）	327
米田議員	328
常任委員の選任	330
議会運営委員の選任	330
継続審査の件	331
議長辞職の件	331
三石議員	331
議長の選挙	332
武石議員	333
副議長辞職の件	333
西森議員	334
副議長の選挙	334
梶原議員	335
前正副議長に対する謝辞	335
中内議員	336
教育長任命同意に伴う挨拶	336
田村教育長	336
閉会の挨拶	
武石議長	337
尾崎知事	337

巻末掲載文書

委員会報告書	339
意見書に関する結果について	340
議席の指定及びそれに関連する議席の一部変更（案）	342
議案の提出について	343
人事委員会回答書	347
議案付託表（平成28年2月23日配付分）	348
予算委員名簿	349
議案付託表（平成28年3月4日配付分）	350
議案の追加提出について	356
条例議案の提出について	

議発第1号 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員 の報酬の特例に関する条例議案	357
意見書議案の提出について	
議発第2号 医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書議案	359
議発第3号 地方財政の拡充を求める意見書議案	361
議発第4号 ビキニ水爆実験に関する元乗組員等への健康影響について国の公式見解 を求める意見書議案	364
議発第5号 再生可能エネルギー発電所建設に係る法整備を求める意見書議案	366
議発第6号 消費税増税中止を求める意見書議案	368
議発第7号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書議案	371
議発第8号 TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書議案	373
議発第9号 TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める 意見書議案	376
常任委員指名案	379
議会運営委員指名案	380
継続審査調査の申出書	381
委員会審査結果一覧表（平成28年2月23日配付分）	383
委員会審査結果一覧表（平成28年3月18日配付分）	384
議決一覧表	389

招 集 告 示

高知県告示第63号

高知県議会定例会を、平成28年2月23日に高知県議会議事堂に
招集する。

平成28年2月16日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

1番	上 田 貢太郎 君	2番	今 城 誠 司 君
3番	久 保 博 道 君	4番	田 中 徹 君
5番	土 居 央 君	6番	浜 田 豪 太 君
7番	横 山 文 人 君	8番	加 藤 漠 君
9番	欠 番	10番	坂 本 孝 幸 君
11番	西 内 健 君	12番	弘 田 兼 一 君
13番	明 神 健 夫 君	14番	依 光 晃一郎 君
15番	梶 原 大 介 君	16番	桑 名 龍 吾 君
17番	武 石 利 彦 君	18番	三 石 文 隆 君
19番	浜 田 英 宏 君	20番	土 森 正 典 君
21番	西 森 雅 和 君	22番	黒 岩 正 好 君
23番	池 脇 純 一 君	24番	石 井 孝 君
25番	大 野 辰 哉 君	26番	橋 本 敏 男 君
27番	前 田 強 君	28番	高 橋 徹 君
29番	上 田 周 五 君	30番	坂 本 茂 雄 君
31番	中 内 桂 郎 君	32番	下 村 勝 幸 君
33番	野 町 雅 樹 君	34番	中 根 佐 知 君
35番	吉 良 富 彦 君	36番	米 田 稔 君
37番	塚 地 佐 智 君	38番	金 岡 佳 時 君

第335回高知県議会定例会会議録

平成28年 2月23日（火曜日） 開議第1日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漠 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君

35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君
 37番 塚地 佐智 君
 38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎 正直 君
 副 知 事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興・
 推進部長 中澤 一真 君
 理事（中山間対
 策・運輸担当） 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・
 環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 岡林 美津夫 君
 公営企業局長 門田 純一 君
 教育委員長 小島 一久 君
 教 育 長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会
 事務局長 福島 寛隆 君
 公安委員長 織田 英正 君

警察本部長 上野正史君
代表監査委員 田中克典君
監査委員 吉村和久君
事務局 局長

事務局職員出席者

事務局 局長 中島喜久夫君
事務局 次長 川村文平君
議事課 課長 楠瀬誠君
政策調査課長 西森達也君
議事課長補佐 小松一夫君
主任 沖淑子君



議事日程(第1号)

平成28年 2月23日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議席の指定及び議席の一部変更の件
- 第3 会期決定の件
- 第4
 - 第1号 平成28年度高知県一般会計予算
 - 第2号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
 - 第3号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計予算
 - 第4号 平成28年度高知県旅費集中管理特別会計予算
 - 第5号 平成28年度高知県用品等調達特別会計予算
 - 第6号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
 - 第7号 平成28年度高知県県債管理特別会計予算
 - 第8号 平成28年度高知県土地取得事業特別会計予算

- 第9号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第10号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第11号 平成28年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第12号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第13号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第14号 平成28年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第15号 平成28年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第16号 平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第18号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 平成28年度高知県電気事業会計予算
- 第21号 平成28年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第22号 平成28年度高知県病院事業会計予算
- 第23号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第24号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第25号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第26号 平成27年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第27号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 平成27年度高知県県債管理特別会計補正予算

第 29 号	平成27年度高知県災害救助基金特別会計補正予算	乳用牛貸付け条例議案
第 30 号	平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算	第 48 号 高知県情報公開条例等の一部を改正する条例議案
第 31 号	平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算	第 49 号 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 32 号	平成27年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	第 50 号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 33 号	平成27年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 51 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成27年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 52 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成27年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 53 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成27年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 54 号 高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成27年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 55 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成27年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 56 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	平成27年度高知県電気事業会計補正予算	第 57 号 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 40 号	平成27年度高知県工業用水道事業会計補正予算	第 58 号 高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例等の一部を改正する条例議案
第 41 号	平成27年度高知県病院事業会計補正予算	第 59 号 高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例議案	第 60 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県職員の退職管理に関する条例議案	第 61 号 高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県国民健康保険財政安定化基金条例議案	第 62 号 高知県興行場法施行条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県産業人材定着支援基金条例議案	第 63 号 高知県理容師法施行条例及び高知県美容師法施行条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県夢・志チャレンジ基金条例議案	
第 47 号	高知県褐毛和種高知系受精卵移植用	

第 64 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 74 号	高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 65 号	高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 75 号	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 66 号	高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 76 号	高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例議案
第 67 号	高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 77 号	高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 68 号	高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案	第 78 号	高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
第 69 号	高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 79 号	警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案
第 70 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 80 号	公平委員会の事務の受託に関する議案
第 71 号	高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 81 号	公平委員会の事務の受託に関する議案
第 72 号	高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 82 号	公平委員会の事務の受託に関する議案
第 73 号	高知県建築審査会条例の一部を改正する条例議案	第 83 号	公平委員会の事務の受託に関する議案
		第 84 号	公平委員会の事務の受託に関する議案
		第 85 号	公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
		第 86 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
		第 87 号	県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
		第 88 号	県有財産（（仮称）川谷刈谷第二工業団地）の処分に関する議案
		第 89 号	包括外部監査契約の締結に関する議案
		第 90 号	消防防災航空隊・県警航空隊事務所及び格納庫新築等建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
		第 91 号	和食ダム本体建設工事請負契約の一

部を変更する契約の締結に関する議案

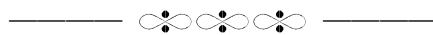
第 92 号 県道の路線の廃止に関する議案



午前10時開会 開議

○議長（三石文隆君） ただいまから平成28年2月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

2月7日に実施されました補欠選挙において当選されました金岡佳時君を、2月15日、高知県議会委員会条例第5条第1項ただし書きにより商工農林水産委員に指名いたしましたので御報告いたします。

次に、議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末339、340ページに掲載



仮 議 席 の 指 定

○議長（三石文隆君） この際、議事運営上、今回の補欠選挙において当選されました金岡佳時君の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。



新 議 員 の 紹 介

○議長（三石文隆君） この際、新たに議員になりました金岡佳時君を御紹介いたします。

金岡佳時君。

（金岡佳時君登壇）

○（金岡佳時君） おはようございます。

私は、このたび行われました長岡郡・土佐郡選挙区補欠選挙で選出をされました金岡佳時と申します。貴重な時間をいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

私は、中山間地の美しい自然、棚田や里山の風景を美しいまま未来に残したい、さらに先人が残されました文化や今営まれている人々のその営みをそのまま未来に伝えたい、そういう思いで今ここに立っております。少子高齢化という問題は、正しい答えが何なのか、何をやっていいのか、わからないほどの難問でございます。がしかし、私は人生をかけてこの問題に取り組んでいく覚悟でございます。

諸先輩議員の皆様、そして知事を初め執行部の皆様、御指導、御鞭撻のほどよろしく願い申し上げます。簡単ではございますけれども御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）



会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

4番 田中 徹 君
17番 武石 利彦 君
28番 高橋 徹 君



議席の指定及び議席の一部変更

○議長（三石文隆君） 次に、日程第2、議席の指定及び議席の一部変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。議席の指定及びそれに関連いたします議席の一部変更は、お手元にお配りいたしてあります案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより議席の移動をいたします。

準備のためしばらくお待ちください。

ただいま決定いたしました議席へお移り願います。

（議席の移動）

〔議席の指定及びそれに関連する議席の一部変更（案） 卷末342ページに掲載〕



会期の決定

○議長（三石文隆君） 次に、日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から3月18日までの25日間といたしたいと存

じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月18日までの25日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 卷末343ページに掲載〕

日程第4、第1号「平成28年度高知県一般会計予算」から第92号「県道の路線の廃止に関する議案」まで、以上92件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 本日、議員の皆様のお出席をいただき、平成28年2月県議会定例会が開かれますことを厚く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様のお理解と御協力をお願いしたいと思っております。

平成28年度は、私にとりまして県政運営3期目の実質的な初年度であります。これまでの8年間の取り組みの土台の上に立って、飛躍への挑戦を新たなステージへ引き上げ、県勢浮揚を目指して力強く歩みを進めてまいります。

これまでの取り組みを通じて、一部には、はっきりと手応えが感じられるものも出てまいりました。例えば経済分野においては、地産外商が

大きく進み、長年にわたって減少傾向であった各分野の産出額などが上昇傾向に転じるなどしております。また、長らく0.5倍前後であった有効求人倍率は、本県の悲願であった1.0倍を超え、昨年11月には過去最高の1.05倍に達したところであります。さらには、産業振興計画をスタートさせて以降、本県人口の社会減は過去の全国的な景気回復局面の際に比して半減してきております。

私は、このような成果を本県の県勢浮揚につなげていくため、今後、経済や福祉などの各分野において、本県が抱える根本的な課題の解決につながる持続的な好循環をつくり出していくよう努めてまいりたいと考えております。このため、5つの基本政策を初めとする県の取り組みについて、次の2つの考え方のもと、もう一段のバージョンアップを図ってまいります。

その第1は、各分野の好循環の創出を阻む隘路の解消であります。例えば経済分野においては、それぞれの産業の生産性の向上を図りつつも、担い手を育成・確保しなければさらなる成長は望めません。南海トラフ地震対策においては、幾ら津波からの避難施設を確保しても、住宅の耐震化が進まなければ、その命を守ることは困難になります。児童福祉や教育の分野においては、厳しい環境にある子供たちへの特段の支援がなければ、学力問題、虐待やいじめなどの根治対策とはなり得ません。こうした隘路となる課題に対して、重点的に真正面から取り組んでいくという姿勢で施策を展開してまいります。

第2は、各分野の循環を、より大きな循環へとつなげていくための挑戦であります。例えば経済分野では、地産外商の対象を広げ、抜本的に需要を拡大する取り組みに挑戦したいと考えております。このため、ユズ、土佐酒、県産材、水産加工品、防災関連製品などの海外販路の抜

本的な拡大、CLT工法の普及による全国的な木材需要の創出、国際観光の強化による海外観光客の誘致など、より力強く成長を促す分野の開拓に取り組んでまいります。

そして、この2つの観点による取り組みを進めるためには、市町村政との連携、官民協働による取り組みがなお一層必要となるものと考えております。私は、平成28年度を、県勢浮揚を目指してこれまで取り組んできた飛躍への挑戦を新しいステージに向けて進めていく、そのために大きな歩みを踏み出す重要な年と位置づけております。県民の皆様方とともに知恵を出し合い、汗をかきながら、県勢浮揚に向けて全力で取り組んでまいります。

先月4日、通常国会が開会し、20日には平成27年度補正予算が成立いたしました。現在、地方創生などを柱とした平成28年度予算政府案が国会に提出されているところであります。

これらの予算には、本県独自に、あるいは本県が主導して全国知事会として政策提言してきた施策、例えば地方創生の推進や少子化対策、子供の貧困対策の抜本強化に向けた施策などが数多く取り入れられております。とりわけ地域の実情に応じた地方創生を進めるための財源については、国の補正予算及び当初予算案に、それぞれ交付金が1,000億円計上されました。このうち当初予算案に計上された地方創生推進交付金は、地域再生法に位置づけられ、5年以内の複数年度を事業期間とすることができることとされております。こうした恒久制度として地方が安定的、継続的に事業を執行できる仕組みとなっていることは、大いに評価できるものと考えております。また、少子化対策の抜本強化に向けて、これまで補正予算に計上されてきた地域少子化対策強化交付金が当初予算案に計上され恒久化されたことや、子供の貧困対策について、補正予算において交付金が創設されたこと

なども、地方の取り組みを後押しするものとして大いに評価しているところです。

県としましては、地方の自主性を尊重した地方創生などの国の動きを好機と捉え、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想などの取り組みをさらに加速してまいりたいと考えております。あわせて、国の施策が本県の県勢浮揚に向けた施策の大きな後押しとなりますよう、引き続き時期を捉えた政策提言を行うなど、積極的に情報発信を行ってまいります。

次に、本県の来年度の当初予算案及び2月補正予算案について御説明申し上げます。

今回の予算編成に当たりましては、5つの基本政策と2つの横断的な政策のさらなるバージョンアップを図り、県勢浮揚の実現に向けて実効性の高い施策をスピード感を持って展開することとし、限られた財源で最大限の事業を実施できるよう知恵を絞り、工夫を徹底いたしました。その結果、来年度の一般会計当初予算案は、8年連続で前年度を上回る4,625億円余りと、県勢浮揚に向けた好循環を生み出していくための積極型の予算となっております。

他方、課題解決先進県を目指した取り組みを大幅に加速しながらも、引き続き将来に向けた安定的な財政運営に努めたところであります。

具体的には、歳入面では、景気回復などに伴う県税収入の増加を見込むことにより、前年度を上回る一般財源総額を確保するとともに、地方創生推進交付金など国の有利な財源を積極的に活用いたしました。また、歳出面では、積極的な事務事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドに取り組むことにより、前年度を上回る約15億円の事業の見直しを実現するとともに、それにより生じた財源も活用して、約32億円の事業のバージョンアップを図ったところであります。

これらの一連の取り組みを実施してもなお生

じる財源不足138億円については、2月補正予算において本年度予算の効率的な執行などにより生じた財源を活用して、本年度中の財政調整的な基金の取り崩しを104億円余り取りやめた上で、当初予算において平成28年度中の基金の取り崩しを前年度当初予算時よりもやや多い108億円とするとともに、退職手当債の発行を前年度と同額の30億円に抑制することにより対応しました。

この結果、実質的な地方交付税である臨時財政対策債を除きます来年度末の県債残高は4,956億円となり、本年度末の残高と同水準を維持する見込みであります。また、来年度末の財政調整的な基金残高についても、昨年9月時点での推計を65億円上回る220億円程度を確保できる見込みであります。

このように、当初予算及び2月補正予算の編成を通じて、課題解決先進県を目指した取り組みを積極的に行いながらも、後年度負担の抑制と将来への一定の備えの確保を図ることができたものと考えております。

次に、経済の活性化について御説明申し上げます。

本県経済は、長年にわたって、生産年齢人口の減少に連動する形で農業生産額、製造品出荷額、県外観光客入り込み数などの各分野の産出額等が減少する傾向にありました。この傾向をプラスに転じさせることを目指し、官民協働により、地産外商戦略を柱とする産業振興計画の取り組みを通じて県経済全体の底上げに向けた挑戦を続けてまいりました。その結果、アベノミクスの後押しもあり、地産外商が大きく進み、生産年齢人口が減少を続ける中であっても、各分野の産出額等が明確に上昇傾向に転じるなど一定の成果があらわれてまいりました。

しかしながら、各分野で多くの雇用が生まれたものの、地域に残りたいと願う若者の希望を

十分にかなえられる状況にはいまだに至っておりません。このため、これまでの取り組みを土台として、今後4年間で計画期間とする第3期計画を策定し、地産と外商をさらに強化する施策を盛り込むとともに、その流れをより力強い拡大再生産の好循環へとつなげるための施策を抜本強化することといたしました。

まず、1つ目の柱である地産外商の強化に関して、各産業分野の取り組みについて御説明申し上げます。

第1次産業については、新たな技術の導入などにより地産を強化し、生産性の向上を図ることなどを通じて従事者の所得向上を目指してまいります。また、国内に加え、海外販路の開拓などにも取り組んでまいります。

農業分野では、これまで、県内各地に学び教えあう場を設置することにより栽培技術を向上させるとともに、オランダから学んだ環境制御などの先進技術を本県の実情に即して確立するなど、本県農業をステージアップさせる取り組みを進めてまいりました。来年度は、これまでの取り組みを土台として、次世代型こうち新施設園芸システムの一層の普及などにより産地を強化し、持続的な農業生産の拡大を目指してまいります。

具体的には、既存型ハウスへの環境制御機器の導入とあわせて、学び教えあう場を活用して普及を加速化するとともに、さらなる収量の増加につながる環境制御技術の確立を目指してまいります。また、規模拡大に意欲のある生産者などに対して次世代型ハウスの整備を支援するとともに法人化への誘導を進め、力強い経営体の育成に取り組めます。さらに、中山間地域においても、こうち型集落営農の拡大とその法人化を積極的に進めますとともに、農業を地域全体で支え、競争力を高める中山間農業複合経営拠点を県内各地に整備してまいります。

あわせて、量販店や飲食店などの新たな業務需要の開拓と加工ニーズに対応した野菜の生産や流通の拡大などにも取り組み、農産物の流通規模に応じた支援を強化しますとともに、ユズの輸出で培ってきたノウハウや卸売市場との連携などを生かして、国外への取引拡大にも取り組みます。また、規模拡大や新規就農に必要な農地の確保に向けて、農地中間管理機構と連携して農地の集積を加速化するとともに、積極的に優良農地をつくり出す園芸団地の整備にも本格的に取り組んでまいります。

林業分野では、これまで、施業地の集約化や高性能林業機械の導入といった原木生産の効率化や、大型製材工場や木質バイオマス発電施設の整備といった加工体制の強化など、本県の豊富な森林資源を余すことなくダイナミックに活用する川上から川下までの仕組みを構築してまいりました。来年度は、このような仕組みを生かして、原木生産や木材需要のさらなる拡大などを図ってまいります。

まず、原木生産については、成熟した森林資源のさらなる活用を図るため、計画的な路網の整備などによる効率的な生産システムの導入や皆伐の促進などにより生産量を拡大いたします。あわせて、持続可能な森林づくりを進めるため、皆伐後の再生林に必要な苗木について、作業の効率化と労働負荷の軽減が期待できるコンテナ苗の生産施設の整備を支援してまいります。

加工体制については、消費者ニーズに応じた競争力の高い加工事業体を育成するため、既存の製材工場の加工力の増強を図るとともに、大断面集成材工場など高付加価値製品を製造する加工施設の整備を進めてまいります。

流通・販売については、県外の消費地をターゲットとした外商活動を展開するため、土佐材の流通拠点やパートナー企業との連携を強化するほか、全国的な木材需要の創出と県産材のさ

らなる販売拡大を目指して、CLTの普及や低層非住宅建築物の木造化に取り組んでまいります。さらには、国外の県産材の需要拡大を図るため、韓国などへの木材輸出に挑戦してまいります。

水産業分野では、漁業所得の向上を目指して、黒潮牧場など優良漁場の形成やカツオ船へのイワシ活餌の安定供給を通じた本県への水揚げの促進を図るとともに、協業化の促進や種苗生産技術の開発などにより養殖業の振興に取り組んでまいりました。来年度は、これまでの取り組みを土台として、漁業生産のさらなる向上を図り、その効果が加工、流通、販売などの関連産業へと波及するよう取り組んでまいります。

まず、生産面では、民間企業による定置網漁業の操業再開への支援や、クロマグロ人工種苗の早期の実用化に向けた大型いけすでの中間育成試験の実施などに取り組めます。

加工については、HACCP手法に対応した加工施設の立地促進や既存加工施設の高度衛生管理体制の整備を促進してまいります。

流通・販売については、高知家の魚応援の店との取引拡大に向けて、重点的に対応すべき店舗を絞り込んだ上でニーズ収集やサンプル出荷などを実施するとともに、衛生管理や品質面の向上といった産地の対応力を強化してまいります。また、海外向け商談会への出展などを通じて、シンガポールや香港など国外への販路開拓に取り組んでまいりたいと考えております。

こうした取り組みに加え、本県の水産業をアピールする機会として、全国豊かな海づくり大会の平成30年度の開催を申し出ることをいたしました。全国から注目を集めるこの国民的な大会が本県で開催されますよう、県民の皆様と協力して取り組んでまいりたいと考えております。

今月4日、環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPによる本県の農林水産物への影響額につ

いての試算をお示したところであります。生産減少の見込み額は、約5億円から約10億円という試算結果になりましたが、今回の試算は、昨年末に政府が公表した試算方法に基づき機械的に行ったものであり、政府が行う対策が十分に効果をもたらすことなどが前提となっております。このため、その影響額は、平成25年3月にお示した、関税は全て即時撤廃され関税撤廃に対し何ら対策を講じないことを前提として試算した影響額と比べて、大幅に小さいものとなっております。

しかしながら、米を初めとする安価な輸入品の流入による価格低下や、県外で米から野菜への転作が進んだ場合の価格低下の影響などは、現段階では定量的には見通せない状況にあります。さらには、こうした将来の経営への不安感が生産意欲を減退させ、結果として生産量の低下につながることも大いに懸念されます。このため、これらを含む懸念などについては、定性的な影響として影響額とあわせてお示しました。

県としては、まずは、前回の試算から影響額が大幅に軽微となった主要因である政府の対策が、実効性のある具体的な政策として着実かつ地方の隅々にまで行き届くものとなるよう国に対して求めてまいります。さらには、そもそも対策が講じられたとしても、安価な輸入品の流入による価格低下などの影響や、中山間地域が受ける影響など、機械的な試算では織り込むことができない不利な条件が本県には多く存在していることから、その状況を注視しつつ、国に対して、さらなる追加的な対策を求めていく必要もあります。そして、何よりもまず産業振興計画において、引き続き、中山間地域の農林水産業を力強くバックアップすることなどにより、持続可能な農林水産業の確立に努めてまいりたいと考えております。

第2次産業については、高知発のものづくりを国内外へと展開するため、ものづくりの強化と外商支援の加速化を図ってまいります。

ものづくりの振興に関しては、これまで、試作開発や設備投資への助成制度のほか、ものづくり地産地消・外商センターの取り組みなどにより、事業者の皆様のものづくりの一連の流れを一貫して支援してまいりました。その結果、最終製品の製造に挑戦する企業が増加し、センターの外商支援による成約額が、平成24年度は2億5,000万円であったものが昨年度は27億1,000万円となるとともに、本県経済全体を見ても、製造品出荷額等は5,000億円台を回復するなど一定の成果があらわれております。

来年度は、これまでの成果を確固たるものとし、本県のものづくりをさらなる飛躍へとつなげるため、これまでの取り組みを強化するとともに、センターにおいて、新たに以下の2つの点について取り組むことといたします。

1点目として、企業の目指す経営ビジョンを実現するための事業戦略の策定からその実行までの支援を進めてまいります。具体的には、センター内に設置した民間シンクタンクなどによる事業戦略支援会議により決定された企業の支援方針に基づき、金融機関など関係機関と連携して編成する事業戦略支援チームが、企業の課題に応じて個別に支援を行ってまいります。

2点目として、ものづくり地産地消・外商センター東京営業本部を設置して、外商支援や見本市出展後のフォローアップ営業などへの支援をより積極的に行ってまいります。

そのほか、本年度から本格化した防災関連製品を中心とした機械製品や技術の輸出について、台湾やタイにおける見本市出展で発掘した現地の有力企業を本県で開催するものづくり総合技術展での商談会や企業視察に招致することなどにより、その拡大に向けた取り組みを強化する

こととしております。

また、紙産業の振興については、高付加価値製品の開発と加工技術の確立を目指して、企業の商品開発から販路拡大、事業拡大の取り組みを一貫して支援してまいります。具体的には、紙産業技術センターに、新たに紙産業振興アドバイザーを配置して企業の支援体制を充実するとともに、セルロースナノファイバーやリサイクル炭素繊維などの研究会を設置して、センターに導入した装置を活用した企業の製品及び技術開発を加速化いたします。

次に、食品分野については、これまで、地産外商公社を中心に県内事業者の皆様を全力で支援してまいりました結果、昨年度に公社が仲介、あっせんした成約の件数は4,393件と、平成21年度の約25倍となり、成約金額も大きく伸びてまいりました。来年度は、公社の活動の全国展開をさらに進めるとともに、外商活動に取り組む中で見えてきた課題への対応、輸出のさらなる拡大に挑戦してまいります。

まず、外商による成果をさらに高めていくため、公社の外商職員を首都圏に1名、関西・中部地区に1名増員して、規模が大きな量販店グループなど、これまで外商先としてはハードルが高かった事業者に対しても積極的な外商活動を展開してまいります。加えて、小売店などが製造元に求める生産管理基準がより高度になってきていることから、HACCP研修の充実やワンストップ相談窓口の設置、専門コーディネーターの配置など一貫した支援を充実してまいります。また、外商の成約実績をさらに上積みして拡大再生産につなげていくため、第1次産業から第3次産業までの事業者が参加する異業種交流の場となるプラットフォームを設置し、食品加工にかかわる事業者の新たな商品開発や事業創出などを後押ししてまいります。

あわせて、より多くの事業創出などにつなげ

ていくため、事業者の個別課題に対応したサポートチームを設置して、経営ビジョンや事業戦略などを整理した事業化プランの策定と実行に向けた支援を強化いたします。さらには、外商活動の国外への展開を本格化してまいります。本年度、英国における土佐酒の賞味会の開催などに取り組んだ結果、現地での評価に手応えを感じることができましたことから、来年度、土佐酒をユズに続く輸出基幹品目として位置づけ、生産者や関係団体とも連携しながら輸出の拡大に取り組んでまいります。加えて、加工と連動した養殖魚の海外市場への販路開拓を推進するなど、輸出を牽引する柱となる品目の拡大を図り、官民協働で輸出振興に取り組んでまいります。

第3次産業については、本県観光のさらなる飛躍を図るとともに、新たな強みとしてコンテンツ産業の集積に取り組んでまいります。

観光分野では、県外観光客の入り込み数が、平成25年、26年と400万人を超え、去年は過去2番目となる408万6,000人となるなど、400万人観光がまさに定着してきたものと考えております。第3期計画では、過去最高の入り込み客数である435万人を目標として掲げて、その早期達成に向け、歴史を中心とした博覧会と国際観光の2つの取り組みを柱に、観光商品の、つくる、売る、もてなすという一連のサイクルをさらに強化して、地域地域の持続的な観光振興につながるよう全力で取り組んでまいります。

それらの一連の取り組みの中でも、来年度については、まず高幡地域5市町で4月10日に開幕します「2016奥四万十博」の成功に向けて、地域地域の特色を生かした観光振興の取り組みを市町村と連携して支援してまいります。

また、歴史を中心とした博覧会についても、来年3月からの開催に向けてスピード感を持って準備を進めてまいります。この博覧会の開催

を通じて、市町村や観光関係者の皆様と一体となり、県内のさまざまな歴史上の史跡や遺産、物語をしっかりと磨き上げ、地域地域に歴史観光の基盤を整えるとともに、地域の食、自然などを一体的に組み合わせた周遊コースとなる観光クラスターをしっかりと整備し、博覧会終了後の持続的な観光振興につなげてまいりたいと考えております。今月26日には、来年から2カ年にわたる博覧会の開催に向けて、市町村や観光関係団体などで構成する準備委員会を設置して、歴史資源のリアル化や観光産業のクラスター形成に向けた具体的な検討を始めます。さらに、来年度は、推進協議会を立ち上げた上で、この準備委員会において承認されました基本計画に基づいて実施計画を策定し、事業を推進してまいります。

博覧会とあわせて、高知ならではの自然を生かしたアウトドア拠点の整備やサイクリングなどのスポーツツーリズムを推進するとともに、企業研修を初め各種大会や学会の誘致にも積極的に取り組んでまいります。

さらに、こうした地域地域の持続的な観光地づくりを進めていくためには、地域観光の基盤となる広域観光組織の機能強化はもとより、地域の観光事業者の育成と事業体の強化が必要であると考えております。このため、県内6つの広域観光組織が行うそれぞれのエリアの特性に応じた観光振興の取り組みを支援しますとともに、本年度から開催している土佐の観光創生塾を拡充することにより、一層の事業者間の連携促進と事業者の規模拡大につなげてまいります。

国際観光については、県内の外国人観光客の延べ宿泊者数が、昨年1月から11月までの速報値で平成26年通年の3万人泊を上回る約3万9,000人泊となっており、この勢いをさらに加速させるよう取り組んでまいります。

来年度は、国内外における商談会などへの参

加に加えて、誘客のターゲットとする国ごとの観光客のニーズに対応した定番となり得る周遊観光ルートを造成し、旅行商品として販売してまいります。加えて、国外に向けた情報発信力を持つ首都圏のマスメディアなどとのタイアップを通じて、国外での商談会の開催前後に効果的な情報発信を行うことにより、国外からの誘客に確実につなげてまいります。さらに、来年度は、外国クルーズ客船の寄港が大幅に増加する予定となるなど、これまで以上にさまざまな国からの外国人観光客が本県を訪れることとなります。このため、飲食店などのメニューや観光案内板、パンフレットなどの多言語化を一層促進するとともに、24時間対応可能な多言語通訳コールセンターを新たに設置するなど、市町村や観光施設とも連携して受け入れ体制を整備してまいります。

また、世界から日本に大きな注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を好機と捉え、よさこいを日本の祭りとして世界にアピールするなど、よさこいの聖地、高知の認知度向上を通じて、外国人観光客のさらなる誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、コンテンツ産業については、立地が地理的条件に左右されず、また若者の雇用の受け皿としても期待できることなどから、全国に先駆けて、ソーシャルゲームを中心とした事業化を支援するとともに企業間連携による取引拡大を推進するなど、関連産業の振興と企業立地に取り組んでまいりました。その結果、ゲーム関連会社の立地により約70人の雇用が生まれるなど、一定の成果が上がり始めたところであります。また、本年度の9月補正予算において、コンテンツ企業に特化した立地促進のための助成制度を創設して、誘致活動の強化を図ったところであります。

今後さらに、これらの取り組みに加えて、企

業が進出する際に重要なポイントとなる人材の育成と確保に取り組んでまいります。

具体的には、現在コンテンツ産業で最も求められているアプリケーション開発やデザイン分野の即戦力となる人材を育成するセミナーを開催するとともに、アイデアソンやビジネスプランコンテストの実施により積極的に人材の掘り起こしを図ってまいります。あわせて、県内で創業している企業の人材確保に向けては、人材の紹介や県内外での会社説明会の開催、企業が雇用した人材のスキルアップを支援いたします。

次に、各産業に効果をもたらすプロモーションの展開についてであります。

高知家プロモーションについては、高知家ALL STARSの展開により、高知家スターとして既に1,500人を超える方々に登録いただくなど、県民参加の取り組みとして定着してきたものと感じております。高知家ファミリー募金への県民の皆様への強力な後押しもいただいております。これまでに24万個のピンバッジを配布したところであります。

4年目となります来年度は、これまで積み上げてきた高知家の認知度などの成果を活用し、マスメディアを通じて、必要な告知を適切な時期に発信するとともに、この発信効果を個別品目のセールスプロモーションと連動させるなど、外商や観光、移住などの成果に着実につなげてまいります。

加えて、国内外での本県の認知度向上に向けて、文化、まんがなどの本県の魅力を世界に発信するなど、新たな情報発信にも取り組んでまいります。

次に、地域アクションプランの推進について御説明申し上げます。

これまで、地域の資源を生かした加工品の開発や販売、魅力ある観光地づくりなど、多くの事業者や団体の皆様の取り組みを地域アクショ

ンプランとしてきめ細かくサポートしてまいりました。その結果、平成21年度から昨年度までの6年間に新たな雇用が1,074人創出されるとともに、県の産業振興推進総合支援事業費補助金を活用した事業における商品の売上高の増加額は、昨年度までの6年間に累計で約108億円となっております。また、この地域アクションプランの取り組みが、地域における新たな経済活動の基盤として重要な役割を果たすようになってきたところも一部にあります。

第3期計画では、新たに28件を追加し、全体で234件の地域アクションプランの取り組みを予定しております。地域地域に持続的な雇用とより大きな経済波及効果をもたらすことができるよう、一つ一つの取り組みをしっかりとサポートしますとともに、関連産業の集積を促す地域産業クラスターの形成にも全力で取り組んでまいります。

次に、経済の活性化の2つ目の柱である拡大再生産を実現するための取り組みについて御説明申し上げます。

第3期計画では、地産外商の取り組みを強化した上で、その流れを力強い好循環につなげるため、拡大再生産を実現するための施策群を抜本的に強化しております。

拡大再生産を実現してまいりますためには、3つの取り組み、すなわち、さまざまな分野における担い手を育成し確保する取り組み、地域地域で関連産業の集積を促す地域産業クラスターを形成する取り組み、そして起業や新たな事業展開の促進などにより継続的に活力を創出する取り組みが重要であると考えております。

まず、担い手の育成と確保の取り組みについては、各産業分野の担い手が依然として減少している状況を踏まえ、移住施策とも連携した県内外での担い手確保対策と将来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

具体的には、第1次産業の担い手確保策として、農業分野では、研修用ハウスの導入や農地の確保を後押しすることにより、産地みずからが就農希望者を確保し育成する、いわゆる産地提案型の取り組みを進めてまいります。林業分野では、林業学校の充実強化などを通じて、林業や木材産業の将来を担う多様な人材の育成に取り組んでまいります。水産業分野では、法人などと連携した中核的な漁業者の育成を計画的に進めてまいります。

また、企業などの中核となる人材確保の取り組みに関しては、首都圏における人材の掘り起こしを加速化してまいりますため、事業承継・人材確保センターにおいて、昨年12月から東京に求職コーディネーターを新たに配置して体制の充実を図ったところであります。今後はこの求職コーディネーターが、県出身の大学生のほか移住や転職希望者に対して本県や県内企業の魅力を幅広く伝えていくとともに、多くの人材を抱える大企業や本県とゆかりのある企業などを訪問して県内企業との連携の提案を行ってまいります。これにより、マッチング機能のさらなる強化を図り、県内企業が必要とする人材の確保につなげてまいります。

さらには、地域のリーダーとなる産業人材の育成をさらに強化いたしますため、土佐まるごとビジネスアカデミーによる研修の機会を充実いたします。具体的には、県内の中核企業の次期経営層を主な対象とする課程を新設するほか、テレビ会議システムの活用により県内各地での受講を可能とするとともに、「目指せ！弥太郎商人塾」の地域セミナーを開催するなど、学びの場を県内各地に拡大してまいりたいと考えております。

移住施策については、以上のような各産業分野の担い手確保策と連携を図りながら取り組みを進めてまいりましたが、東京などに近い地域

が移住対策に力を入れ始めるなど地域間競争がより激しくなってきました。このため、移住希望者への情報発信や、地域の受け入れ体制などをさらにレベルアップすることが必要だと考えており、次の3つの視点によりもう一段の取り組みの強化を進めてまいります。

1つ目は、高知ファンに加え移住関心層へのアプローチを大幅に拡大することです。移住に関心を持つ方々が多く訪れる移住ポータルサイトに誘導を図るため、高知家プロモーションとの連携やポータルサイトへのアクセス増加対策、移住専門誌などへの広告掲載などに取り組んでまいります。

2つ目は、各分野の担い手確保策と連携した移住につながるプロジェクトを展開することです。都市部からの人材が地域で起業するまたは地域の中核的な産業の担い手となることにより、地域に働く場を生み出し、そこに新たな人材が呼び込まれるといった、人が人を呼ぶ好循環を生み出す仕掛けを数多く展開してまいります。具体的には、本年度から検討を進めているCCRC構想に加えて、来年度、民間のノウハウも活用して、各産業分野の研修事業と移住施策を連携させた移住につながるツアーを10回実施するほか、既に高知に移住した皆様に地方での起業や就業を志す方々を呼び込んでいただけるような取り組みも進めてまいりたいと考えております。

3つ目は、市町村と県の相談対応の質をさらに向上させるとともに、民間による移住促進を拡大させることです。移住者数の増加を図るためには、移住相談件数そのものをふやすことに加えて、相談者からの問い合わせなどに適切に対応し円滑に移住につなぐことも重要なポイントです。そのため、県の移住・交流コンシェルジュ及び市町村の移住専門相談員が継続的に相談対応の質の向上を図っていくた

めの取り組みを進めてまいります。

加えて、民間の移住支援団体である高知家移住促進プロジェクトの参加団体の拡大と受け入れ体制を強化するなど、全県的な移住支援ネットワークの構築を目指してまいります。

次に、地域産業クラスターの形成について御説明申し上げます。

地域に残りたいと願う若者の就職に関する希望をかなえるためには、第1次産業から第3次産業までの多様な仕事を地域地域に生み出すことが重要であります。このためには、第1次産業など地域に根差した産業を核としたクラスターを地域地域に生み出していくことが有効であると考えております。例えば農業であれば、農業生産の核となる次世代型ハウスの整備を中心として、集出荷場や食品加工場、農産物の直販所や、さらにはレストランなどの関連施設を集積させ、これらの産業群を観光などにも生かしていくことができるものと考えております。

これまででも、先ほど申しあげました地域アクションプランの実行支援などを通じて、第1次産業を核に、新たな加工や販売などの集積が一定進んできたところであります。第3期計画では、こうした集積を地域地域で意図的に生み出し、より大きくしていくための仕組みを設け、県内各地で取り組みを展開してまいります。

まずは、県庁内にワンストップ窓口を設置してクラスターの形成が見込まれる案件に関する情報を集約するとともに、実現可能性の高い案件については、具体的なクラスタープロジェクトとして位置づけた上で、これに参画する事業者を募集してまいります。さらに、市町村などとともにクラスターの形成に向けたプランづくりに取り組むとともに、このプランが実行段階に入った際には、県や市町村、関係団体で構成するプロジェクトチームを設置して、各種の補助制度なども総動員しながらきめ細かくサポー

トしてまいります。

現時点において、クラスターの形成を目指すプロジェクトとしては、これまでの産業成長戦略の取り組みを土台とした第1次産業を核とする9つのプロジェクトと、地域アクションプランの取り組みを土台としたやや小規模な7つのプロジェクトが予定されているところであります。今後、これらのプロジェクトについて、産業団体や市町村などさまざまな関係機関の皆様との御協力を得ながら着実に実行してまいりますとともに、新たなクラスタープロジェクトの掘り起こしも行ってまいりたいと考えております。

また、地域の持続的な発展をもたらすためには、継続的に新たな挑戦が行われる環境を醸成していくことが重要でありますことから、起業や新たな事業展開を促していくための施策を抜本強化してまいります。具体的には、起業の準備段階から事業立ち上げ後までの支援策を次の3つのポイントにより強化いたします。

1つ目は、起業や新事業展開の取り組みに対するサポート機能の強化であります。来年度、新たに起業推進室を設置して、県内外からの起業や新事業展開に関する総合的な窓口としてさまざまな相談に対応するとともに、事業化後も事業が地域にしっかりと根つき、さらに成長できるよう、関係機関と連携しながらサポートしてまいります。

2つ目は、土佐まるごとビジネスアカデミーをベースとした、学びからビジネスにつなげるまでの起業化プロセスの強化であります。まず、起業に関するノウハウを集中的に学べる講座を新設するなど、起業を志す方にとっての学びの環境を充実してまいります。また、本年度から実施しているアイデアソンなどといった新事業のアイデアを生み出すプログラムを拡充するとともに、それらを実際にビジネスプランにまで仕上げる連続講座に新たな課程を設けるなど、

アイデアを生み出し、事業につなげる場を拡大してまいります。さらに、学んだ成果を試す場となり、県外からアイデアを呼び込む仕掛けとなるビジネスプランコンテストを新たに実施し、すぐれたビジネスプランの事業化を支援してまいります。

3つ目は、ビジネスの立ち上げに必要な資金調達に関する支援の強化であります。創業等支援融資制度の拡充に加え、ビジネスプランコンテストの入賞プランを支援するための補助金や、小規模な事務系職場の起業や立地を促進するための補助金を創設するなど支援策を強化いたします。

以上のような一連の支援策の強化を通じて、起業を志す方々を全力でサポートすることにより、本県が起業のメッカとなるよう取り組んでまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりについて御説明申し上げます。

これまで、本県が抱えるさまざまな課題に対して、保健・医療・福祉それぞれの分野で取り組みを進めてきた結果、各分野において一定の成果もあらわれてきているところであります。しかしながら、働き盛り世代の死亡率が依然として高い、過疎化、高齢化のより進む中山間地域では福祉や医療サービスの提供が困難になっている、県内で一定数の子供たちが厳しい環境にある、結婚・妊娠・出産の希望が実現していない、介護人材の不足が見込まれるなど、解決すべき課題も多く残されております。このため、今般、第3期日本一の健康長寿県構想を策定し、県民の誰もが住みなれた地域で、安心して暮らし続けることのできる高知県を目指して、こうした本県が抱える5つの根本的な課題に対して、より重点的かつ骨太に対策を講じていくことといたしました。

1つ目の柱は、壮年期の死亡率の改善であり

ます。本県の40歳から64歳までの男性の人口10万人当たりの年齢調整死亡率は、全国平均を上回る人数が平成21年には92人であったものが、昨年には28人とおよそ3分の1になるなど、一定改善傾向にあります。それでも、いまだに全国に比べて高い状況にあることに変わりはありません。

このため、来年度は、健康づくりのための県民運動、ヘルシー・高知家・プロジェクトを推進することとし、新たに実施する高知家健康パスポート事業などにより、県民の健康意識のさらなる醸成と行動の定着化を目指してまいります。具体的には、特定健診の受診や健康関連のイベントへの参加、運動施設の利用などを通じてポイントをためることで取得できるパスポートを発行してまいります。このパスポートは、県民の皆様が協力店舗で御提示いただくことにより料金の割引などさまざまな特典を受けられるとともに、運動施設の利用などを継続してさらにポイントをためることにより、健康的な商品などが当たるキャンペーンに応募していただける仕組みといたします。加えて、このパスポートをプラットフォームとして活用し市町村やその他の保険者にも独自の事業を展開していただくことにより、県民の皆様の日々の健康づくりにつなげてまいりたいと考えております。

あわせて、子供のころから健康的な生活習慣を定着させるため、引き続き全ての小・中・高等学校において副読本を活用した健康教育を行いますとともに、来年度は、食生活改善推進員の皆様による食育活動を通して児童への健康教育を充実し、子供が学校で学んだことを家庭内で実践することにより、保護者などを巻き込んだ健康づくりの実践につながるよう取り組んでまいります。

そのほか、死亡原因の第1位であるがんについて、早期発見、早期治療に重要な役割を果た

すがん検診の受診率向上を目指します。また、心疾患や脳血管疾患などの血管病については、正しい生活習慣を促す特定健診の受診勧奨の取り組みを進めるとともに、特定保健指導について、高知県栄養士会にその一部を担っていただくことにより、実施率の向上を図ってまいります。

2つ目の柱は、地域地域で安心して住み続けられる県づくりであります。

県民の皆様が住みなれた地域で安心して暮らし続けることのできる高知県を実現するため、高知型福祉のバージョンアップとともに、在宅医療と介護のサービス提供体制の充実強化を図ってまいります。

まず、地域福祉活動を推進する拠点として定着してきたあつたかふれあいセンターについて、在宅生活を支えるための機能を強化してまいります。具体的には、元気な高齢者の皆様が必要とする状態に至らないよう、リハビリテーション専門職の派遣などを通じて介護予防サービスの提供体制を充実するとともに、認知症の方とその家族や地域住民などが集い語らう場となる認知症カフェの設置を推進してまいりたいと考えております。

あわせて、高齢者を初め子供や障害者が地域地域で安心して暮らし続けられるよう、あつたかふれあいセンターや民間事業所などが小規模で複合的な福祉・介護サービスなどを提供する場合に必要となる施設の整備を支援してまいります。

次に、県民の皆様の、療養が必要となっても住みなれた地域で生活を続けたいというニーズに応えてまいります。中山間地域において在宅医療を選択できる環境の整備を推進してまいります。

具体的には、不採算となる遠隔地への訪問看護サービスに対する支援や、高知県立大学への

寄附講座の設置による訪問看護師育成などの取り組みを継続するとともに、身近な地域で療養の相談ができるようあったかふれあいセンターでの訪問看護師の相談活動を実施いたします。あわせて、在宅療養を希望する入院患者が適切なりハビリテーションを受けられるよう、回復期機能を担う病床を確保するなど、在宅医療への円滑な移行を支える医療資源の充実に努めてまいります。

また、地域の医療提供体制の核となる医師の確保については、これまでの奨学金制度や高知医療再生機構によるキャリア形成支援事業などに加えて、新たな専門医制度への移行を念頭に、県中央部と中山間地域の中核的医療機関で勤務しながら総合診療専門医などの資格を取得できる環境を整備してまいります。

3つ目の柱は、厳しい環境にある子供たちへの支援であります。

生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、県内でも一定数の子供たちが学力の未定着や虐待、非行、いじめなどといった困難な状況に直面しております。こうした子供たちの将来が閉ざされることのないよう、本年度から、教育や福祉などの分野を中心として、課題解決に向けた取り組みを強化しているところであり、来年度からは、現在策定作業中の子どもの貧困対策計画に基づき、子供たちの発達や成長の段階に応じ、幼少期においては生活や就労面などの保護者への手厚い支援が中心となり、学齢を重ねるに従って学びの場や居場所づくりなどの子供たち自身を見守り育てるための支援を中心としていく形で、支援策をさらに強化いたします。

出生から乳幼児期にかけては、児童虐待を防止し、子供たちの命の安全・安心を確保するため、県が積極的な支援をすることにより、市町

村における母子保健と児童福祉の連携を強化してまいります。具体的には、母子保健分野では、市町村に子育て世代包括支援センターを設置するなどして、保健師などの専門職が乳幼児健診の未受診などを端緒にして支援の必要な家庭のフォローをスタートさせ、必要に応じて児童福祉へとつなげる仕組みをつくってまいります。また、児童福祉分野では、市町村の要保護児童対策地域協議会を中心に、行政と民生委員、児童委員などが連携して地域での見守り体制を構築し、個別ケースに応じた見守り活動を行うこととしております。県としましては、このような市町村の取り組みを保健師の派遣などにより全面的に支援してまいります。

あわせて、件数が急増している虐待通告への的確な対応や要保護児童対策地域協議会の活動支援のため、中央児童相談所の人員体制を大幅に拡充し、相談支援体制のさらなる充実強化を図ります。

さらに、子供たちが成長するに従って、教育の分野での対応がより重要となってまいります。貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指し、乳幼児期において保護者の子供を育てる力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は、放課後などにおける学習支援の充実や地域全体で子供を見守る体制づくりなどを通じて、子供や家庭が抱える課題の解決につなげてまいります。

また、いじめや不登校などの未然防止に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充するとともに、心の教育センターにおいてワンストップかつトータルな支援体制を構築してまいります。少年非行の防止対策につきましては、高知家の子ども見守りプランの推進により、引き続き予防対策、入り口対策、立ち直り対策の3段階での取り組みを関係機関が一体となって進めてまいります。

こうした取り組みを地域の皆様の方もおかりしながら、県や市町村など関係する支援機関が連携を強化して着実に進めることにより、本県の子供たちの健やかな成長を目指してまいります。

4つ目の柱は、少子化対策の抜本強化であります。

より多くの県民の皆様の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をより早くかなえるとともに、理想とする子供の人数の希望を実現するため、引き続き少子化対策の強化を図ってまいります。

結婚支援については、婚活サポーターなどによる身近な地域での出会いの機会の創出に加え、来年度は、先月オープンしたこうち出会いサポートセンターのマッチングシステムを本格稼働して出会いの機会をより多く創出するとともに、相談窓口を増設し、県内3カ所で相談が受けられる体制とするなど支援策の充実を図ります。

あわせて、ファミリー・サポート・センター事業の普及拡大や多機能型保育所の設置推進などの子育て支援や、イクボスの普及による仕事と生活の両立支援などといったライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援策のもう一段の充実強化を図ってまいります。少子化対策の取り組みは、県民運動として取り組むことによりより大きな効果につながると見込まれますことから、来年度は、高知家の出会い・結婚・子育て応援団を創設し、これまで働きかけが十分とは言えなかった民間企業の皆様と協働した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

加えて、こうした一連の取り組みについて、高知県少子化対策推進県民会議において、PDCAサイクルを通じた進捗管理を図りながら、県全体で少子化対策を推進していくことにより、県民の皆様の希望の実現を目指してまいります。

5つ目の柱は、医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化であります。

国の介護人材需給推計によりますと、本県における介護人材は平成37年には901人の不足が見込まれております。高齢化に伴い今後増大する介護などのサービス需要に対応する人材を安定的に確保していくため、新たな人材の参入促進策や、人材の定着促進と離職防止対策の抜本強化を図ってまいります。

具体的には、まず新たな人材の参入促進については、地域で活躍する人材を安定的に確保するため、高校生や中山間地域などの住民の皆様を対象とした介護職員初任者研修への支援を充実いたします。あわせて、福祉・介護職場を離職した潜在的な有資格者の掘り起こしを図るため、再就業支援セミナーを開催するなど対象者に応じたきめ細やかな取り組みを進めてまいります。

人材の定着促進と離職防止対策については、福祉研修センターの研修体制を充実し、処遇の改善につながるキャリアアップ支援を行うとともに、介護ロボットの普及促進や福祉機器などの導入支援により魅力ある職場づくりに取り組んでまいります。

こうした取り組みを総合的に実施することにより、人材の確保と職場定着を促し、新たな雇用とサービスの創出を通じて産業としても育成、振興を図ってまいります。

次に、教育の充実と子育て支援について御説明申し上げます。

教育委員会では、これまで、高知県教育振興基本計画重点プランに基づき、教育改革を推進してまいりました結果、小学校の学力が全国上位クラスに向上するなどの成果があらわれてまいりました。

しかしながら、小中学校ともに思考力や判断力、表現力に弱さが見られますとともに、中学校の学力の改善状況はここ数年足踏み状態にあります。また、高等学校における不登校や中途

退学などは改善傾向にある一方、小中学校における暴力行為や不登校者数などは依然として高い数値で推移するなど、いまだに厳しい状況にあります。

こうした本県の教育上の諸問題について、何が原因となり厳しい状況に陥っているのか、深く掘り下げて対策をしっかりと講じていくことが重要であると考え、これまで、私も参加する総合教育会議において議論を積み重ねてまいりました。この議論を踏まえ、このたび、教育等の振興に関する施策の大綱案を取りまとめたところであります。

教育分野では、この大綱に基づき、根本的な課題解決につながると考えられる次の3つの点を中心として対策をしっかりと講じてまいりたいと考えております。

まず1つ目は、チーム学校の構築であります。

学校を取り巻く課題が多様化、複雑化する中、個々の教員の力量のみに頼らず、教員同士がチームを組むとともに、外部の専門家や地域の人材の力もおかりし、学校が組織として目標の実現や課題の解決を図るチーム学校の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

こうした取り組みは、教員の大量退職に伴い、新規採用者数が増加している中において、若手教員を学校を挙げて育成していくことにもつながるものであり、大変有意義な取り組みだと考えております。

まず、来年度は、組織のミドルリーダーの役割を担う教員の配置を拡充するなど、全教職員が学校の目標や課題を共有し、授業力の向上や生徒指導の充実に向けた具体的な取り組みを組織的に推進する体制を構築してまいります。また、教員同士がお互いの授業力を高め合うとともに、若手教員の人材育成を図るため、9つの中学校において、複数の教員が学年をまたがって同一教科を担当する、いわゆる縦持ちの仕組

みを導入し、教科主任や経験と力量を備えた教員が日常的に若手教員を指導するなどの取り組みを推進いたします。そして、こうした取り組みの成果を県内全域の学校に普及してまいります。

このほか、高等学校におきましては、多様な生徒の学力状況や進路希望に応じた学習支援を強化するため、教員と学習支援員が連携し、インターネット学習教材を活用して組織的に指導する取り組みも推進してまいります。加えて、学習支援員や運動部活動支援員など学校外の方々の協力を得ることにより教員が子供に向き合う時間をより長く確保するとともに、スクールカウンセラーなど専門的な人材を活用して不登校などといった学校だけでは解決が困難な事案に対応するなどの取り組みを進めてまいります。

2つ目は、厳しい環境にある子供たちへの支援であります。

先ほど概要を申し上げましたが、教育分野では、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指して、就学前から高等学校までの各段階に応じて切れ目なく親育ち支援や学習支援などの取り組みを行ってまいります。

まず、就学前の子供たちへの支援については、保護者に対して子育てに関する講話を実施するとともに、保育士などの保護者に対する支援力の向上を図るため、親育ち支援の研修内容を充実するなど、保護者の皆様に子供を育てる力を高めていただくための取り組みを強化いたします。あわせて、厳しい環境にある幼児とその保護者に対して、保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して生活習慣や生活環境を改善するための個別支援を行うなど、子供たちが健やかに育つことのできる環境づくりを進めてまいります。

また、就学後は、子供たちの学習機会を確保

するため、放課後などにおける学習支援の取り組みを大幅に強化いたします。具体的には、小中学校では、放課後等学習支援員の配置を91校から170校に拡充して学力の定着に課題のある子供たちに対して個別の学習支援を行ってまいります。また、それぞれの学校が組織的、継続的に学習支援の質の向上に取り組むよう、学校訪問などによる助言や指導の充実を図ってまいります。加えて、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、保護者のニーズに応じた開設時間の延長などに対応できるような支援策を拡充いたします。

高等学校においては、授業や放課後の補力補習での学習指導を行う学習支援員の配置を延べ90人から116人へと拡充するなど、子供たちの学力や進路に応じた学習支援をさらに進めることとしております。

さらに、厳しい環境にあるがゆえに不安や悩みを抱える子供たちや保護者に対応するため、教育相談支援体制のさらなる充実を図ってまいります。具体的には、スクールカウンセラーの配置校を293校から329校に、またスクールソーシャルワーカーの配置数を69人から79人に拡充いたします。加えて、県内の教育相談機関の中核となる心の教育センターについて、より専門性の高いスーパーバイザーなどを新たに配置することにより、いじめや不登校などの子供たちに関する相談を一元的に受理するとともに悩みや状況に応じて関係機関と連携しながら解決するまで相談者に寄り添う、ワンストップかつトータルな支援ができる体制を構築してまいります。

3つ目は、学校と地域の連携・協働であります。近年、家庭の核家族化や地域のコミュニティが希薄化していることなどに伴い、地域における地縁、血縁などのつながりが薄れ、従来子供たちの成長を支えていた家庭や地域の子育て力の低下が問題とされております。また、

学校が抱える課題は多様化、複雑化していることから、学校だけでは解決が困難な状況も出てきております。このような課題に対しては、地域の方々に学校と力を合わせて子供たちを支え育てていただくことが必要であり、教育の面においても子供を育てる地域の縁を意図的、政策的につくり上げていくことが重要であると考えております。

そのため、これまで、家庭と地域と学校が一体となって子供たちを育てる仕組みである学校支援地域本部の設置拡大や活動の充実に取り組んでまいりました。現在、25市町村に92の学校を支援する43の地域本部が設置され、地域の多くの方々が学習支援や学校行事に参画するなど、地域で子供たちを見守り育てる体制づくりが進んでいるところであります。来年度は、支援の対象をこれまでの小中学校に加えて県立高校まで広げることとし、32市町村125校、61の地域本部が行う活動を支援してまいります。

次に、南海トラフ地震対策について御説明申し上げます。

南海トラフ地震対策については、第2期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、全力を挙げて取り組んでまいりました結果、避難路や避難場所、避難タワーといった津波避難空間の整備や公共施設の耐震化などが一定進捗してまいりました。これらの第2期行動計画の取り組みによる減災効果によって、東日本大震災の発生後に本県が推計した最大クラスの地震が発生した場合の想定死者数4万2,000人は、1万4,000人程度まで減る見通しとなっております。

現在、策定作業を進めております第3期行動計画では、地震による死者数を限りなくゼロに近づけるため、津波避難対策はもとより、揺れ対策や火災対策なども含め、発災直後の命を守る対策の完成度をより高めてまいります。

また、避難所の確保対策や医療対策など応急

期の助かった命をつなぐ対策について、各対策の取り組み内容をさらに掘り下げて具体化させてまいりますほか、生活を立ち上げる対策についても、速やかな復旧と復興に向けた検討を加速してまいります。

中でも、特に住宅の耐震化や津波避難対策の実効性の確保など、第2期行動計画の取り組みにより見えてきた8つの課題については、重点的に取り組むべきものとしてしっかりと計画に位置づけ、対策の見直しと新たな取り組みを進めてまいります。

重点的に取り組むべき課題の1つ目は、住宅耐震化の加速化であります。地震による強い揺れから身を守り、安全で確実に避難するためには、住宅の耐震対策が不可欠でありますことから、市町村との連携のもと、耐震診断の勧奨などの対策に取り組んでいるところであります。しかしながら、住宅の耐震化率は、本年度末の時点で77%にとどまる見込みであることから、いかにしてこれを100%に近づけていくかが、地震津波対策を進める上でも大きな課題となっております。

このため、全ての市町村において戸別訪問を行いますほか、低コスト工法を普及させる取り組みや住宅の耐震設計に係る市町村の助成制度に対する支援を拡充してまいります。

加えて、住宅の耐震化については、所有者の経済的負担が重いこと、県民の皆様がなかなか改修に踏み出せないという大きな課題があります。このため、倒壊の可能性が高い住宅について、倒壊しないレベルまでの耐震化を一度に進めることができない場合であっても、まずは第1段階として行う一定レベルの改修を支援する制度を創設することといたしました。この制度により、所有者の当面の費用負担を抑えつつ、現状よりは安全性を高めることを可能としてまいります。この新たな制度の活用を促すことな

ども含めて、全体的に耐震改修工事の加速化を図ってまいります。

2つ目は、地域地域での津波避難対策の実効性の確保であります。現在、一人一人が確実に避難できるよう、南海トラフ地震対策推進地域本部が中心となり、住民の皆様とともに、現地での避難経路などの点検を県内の沿岸部全域で行っております。

今後、沿岸部の19市町村508地域において、点検作業をさらに加速するとともに、点検が終了した地域については、避難路を塞ぐおそれがあるブロック塀の撤去を支援するなど、避難のための課題の把握と対策を講じてまいります。

3つ目は、避難所の確保と運営体制の充実であります。発災1週間後において、避難所の収容能力が県全体でいまだに約4万人不足の見込みであることから、引き続き地域の集会所の耐震化や学校の教室利用などにより、避難所の収容能力の拡大を図ってまいります。加えて、市町村単位では必要な避難所の確保が困難な場合があるため、市町村域を越えた広域避難体制の構築も進めてまいります。

あわせて、発災後には、住民の皆様が主体となって速やかに避難所を開設するとともに、円滑に運営していくことが必要となります。このため、本年度作成する県内10カ所のモデル避難所の運営マニュアルや、マニュアルの作成過程で得られたノウハウを生かして、県内全域において速やかに避難所の運営マニュアルが作成されるよう取り組んでまいります。

4つ目は、地域に支援物資を届けるためのルートの確保であります。被災者の迅速な救助救出、医療救護活動や支援物資の搬送など、応急期のさまざまな対策を進めるためには、被災地へのルートの迅速な確保が重要であります。このため、昨年度策定した道路啓開計画について、道路の啓開に必要となる日数の再算定や啓開作業

の手順書の作成、啓開に当たっていただく建設業者の割りつけ、建設重機の配置などの更新を行っているところであります。

あわせて、被害状況によっては、道路啓開に長期間を要する地域が想定されることから、海上輸送の基点となる防災拠点港の耐震強化岸壁の整備や、孤立が想定される地域における緊急用ヘリコプター離着陸場の整備に対する支援などを進め、陸・海・空で連携したルートの確保対策を図ってまいります。

5つ目は、前方展開型による医療救護体制の確立であります。災害時の医療救護活動については、総力戦による地域ごとの医療提供体制の強化や県民参加の仕組みづくりを進めてまいります。

本年度、県内10市町村6地域で、医師会の皆様などとともに、被害想定や医療資源の状況を踏まえた地域ごとの医療救護の行動計画づくりに取り組んでまいりました。来年度は、これらの地域の取り組みも生かしながら、多くの地域で行動計画が策定されるよう努めてまいります。

また、災害時には、多くの負傷者が発生することが想定されますことから、日ごろ救急医療などに携わっていない方も含めた県内全ての医師の皆様に医療救護活動に参画していただけるよう、災害医療に関する研修を実施するとともに、県民の皆様にも救護活動に参画いただけるような仕組みも検討してまいります。さらに、こうした地域の医療救護活動をバックアップする体制をつくってまいりますため、総合防災拠点について、県外への患者搬送の拠点やDMA Tのベースキャンプ、臨時の医療救護施設として円滑に活用できるよう、その機能を強化してまいります。

加えて、災害時における地域での医師などのマンパワーの確保については、夜間や休日に地震が発生した場合には、県内の医師の多くは高

知市付近に居住しているため、特に高知市以外の地域において医師が自力で参集することが困難な状況が想定されること、また県外から参集したDMA Tの移動手段を確保する必要があることなどの課題があります。このため、地域の災害拠点病院や核となる医療救護施設に県内の医師やDMA Tなどを搬送する仕組みを検討してまいります。

そのほか、孤立し医師がいない状態となる地域や長期浸水が想定される地域への対応といった残された困難な課題についても、市町村などと連携を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

6つ目は、応急期機能配置計画の策定であります。発災後の混乱した状況において、市町村内で使用可能な施設や用地が大きく制約される中、応急活動を迅速に進めることを可能とするためには、まずは応急救助機関の活動拠点や支援物資の集積場所、応急仮設住宅の建設用地、避難所など、応急期に必要な機能の配置をあらかじめ想定しておくことが重要となります。このため、現在、沿岸部の13市町村において、応急期機能配置計画の策定に取り組んでいるところであります。

この計画を策定する中で、それぞれの市町村で不足する機能も明らかとなってまいりますため、市町村域を越えた活動が可能な応急救助機関の活動拠点や災害ボランティアセンターなどを中心とした広域での対応についても検討を進めてまいります。

7つ目は、長期浸水区域内における確実な避難についてであります。高知市中心部では広範囲で長期間の浸水が想定されておりますが、救助に当たる人員や資機材には限りがありますことから、浸水区域内に取り残される要救助者数をできるだけ少なくすることが重要となります。

このため、高知市と連携し、住民一人一人が

避難先を決定し、確実に津波から避難することができるよう、地区ごとに避難行動を検証した上で津波避難計画の見直しを支援します。また、こうした見直しなどを通じて、より多くの住民の浸水区域外への避難が可能となるよう、早期避難の徹底を図ってまいります。さらには、長期浸水区域内の避難ビルに取り残された方々に必要となる対策や、速やかに救助するための資機材の整備を支援してまいります。

8つ目は、震災に強い人づくりを目指した県民への啓発の充実強化であります。昨年8月から9月にかけて実施した地震・津波に対する県民意識調査の結果によりますと、津波から早期に避難する意識が2年前から70%程度で横ばいとなっていることや、地震による揺れの被害に対する危機意識はあるものの、住宅の耐震化や家具の固定などの行動につながっていないこと、さらに依然として地震対策に関心を持っていない層が一定見られることなどの課題が明らかになりました。

県民一人一人がみずからの命を守り、つなぎ、生活を立ち上げていくためには、発災時のみならず応急期、さらには復旧・復興期において、自分や地域がどのような困難な状況に置かれることになるのかを想像した上で、そうであるならば現在どのような備えをしておくべきかということ意識して自助や共助に係る準備を進めていくことが重要となってまいります。このため、来年度は映像なども活用し、地震発災から復興までのより具体的なイメージづくりができる啓発を行ってまいります。また、こうした取り組みに加えて、地域地域においても、地域本部が中心となって自主防災組織の活動を通じた啓発を進めてまいります。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

社会資本の整備が全国水準から大きく立ちお

くれている本県においては、この整備水準を少しでも引き上げることが、県民の安全・安心の確保と地域経済の活性化につながります。このため、引き続き地域の実情を踏まえ、必要性や緊急性の高いインフラ整備に重点的に取り組んでまいります。

四国8の字ネットワークの整備促進については、南海トラフ地震対策を進める上での命の道として、また地域の経済活動を支える基盤として必要不可欠であり、重要課題と位置づけて早期のミッシングリンクの解消に向けた取り組みを進めているところであります。本年4月には高知東部自動車道のなんこく南インターチェンジから高知龍馬空港インターチェンジまでの開通が予定されており、これにより、整備率は53%、供用延長は138キロメートルとなるなど、ミッシングリンクの解消に向けて着実に前進しております。引き続き、県内の東部や西南部に残るミッシングリンクの解消に向けてさらなる整備促進に取り組んでまいります。また、中山間地域などにおきましては、1.5車線の道路整備などを着実に進めてまいります。

南海トラフ地震対策としましては、橋梁の耐震化や道路ののり面対策を進めますとともに、河川や海岸堤防の耐震化、水門や排水機場の耐震及び耐水化を引き続き進めてまいります。

特に、県人口が集中し社会基盤が集積している県中央部の被害を最小化するためには、浦戸湾の地震津波対策が急務であります。このため、最も手前で津波を受けとめる第1ラインとなる高知新港の防波堤、そして第2ラインとなる浦戸湾外縁から湾口部の防波堤や防潮堤、第3ラインとなる浦戸湾内部護岸、これら3つのラインで津波から防護する3重防護による対策の早期実施に向けて取り組んでまいります。

現在、第1ラインとなる高知新港の防波堤については、その延伸と粘り強い構造への補強が

進められているところであります。残る第2ライン、第3ラインの耐震対策についても早期に整備が実施されるよう、引き続き国に働きかけてまいります。

次に、中山間対策について御説明申し上げます。

高齢者の暮らしを守り若者が住み続けられる中山間地域の実現に向けて、5つの基本政策を連携させながら、生活支援や鳥獣対策を着実に実施するとともに、経済面では、次の3層構造による取り組みを全力で進めてまいります。

まず、1層目に当たる産業振興計画の成長戦略の取り組みを通じて、中山間地域の基幹産業である第1次産業を中心とした産業の育成を図ってまいります。

そして、2層目に当たる地域アクションプランの取り組みを通じて、地域地域での取り組みがしっかりとしたビジネスとして確立できるよう支援してまいります。

さらに、こうした成長戦略や地域アクションプランの取り組みが届きにくい小規模な集落などを対象に進めている施策が、1層目、2層目の取り組みと連動した3層目に位置づける集落活動センターの取り組みであります。集落活動センターについては、間もなく県内22市町村30カ所での開設が実現する見込みであり、その中には、農業の複合経営拠点の取り組みとセンターの活動が効果的に連動するなど、今後のセンターの運営や他地域におけるセンター開設のよきモデルとなる事例も生まれてきております。

来年度は、成長戦略や地域アクションプランの取り組みと集落活動センターの取り組みを連携させることをより強く意識して取り組むことにより、経済的な活動基盤を強化したセンターをロールモデルとして確立し、その取り組みをよき先例として県内に普及できるよう努めてまいります。加えて、センターの経済活動の拡充

に向けた人材育成の強化や、それぞれのセンターのネットワーク化による情報共有や連携促進にも取り組み、将来的に県内全域で130カ所程度のセンターが開設できるよう取り組んでまいります。

次に、少子化対策につきましては、先ほども申し上げましたとおり、ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援策をもう一段充実させるとともに、官民が協働して取り組みを進めることにより、県民運動として展開されていくよう努めてまいります。

このため、現在、高知県少子化対策推進県民会議の4つの部会において、来年度に予定している事業などを含め、官民協働による効果的な少子化対策の進め方について活発な御議論をいただいているところです。

今後は、こうした御意見なども踏まえ、民間企業や地域社会などとの連携をより一層深め、その実効性をこれまで以上に高めてまいりたいと考えております。

女性の活躍の場の拡大については、結婚や出産、育児などさまざまなライフステージを迎える女性が希望に応じて働き続けられるよう、地域や職場など社会全体で取り組んでいくことが必要であります。このため、来年度は、ファミリーサポートセンターによる地域での子育て支援と高知家の女性しごと応援室による就職を希望する女性への支援の2つを重点的に進めてまいります。

1つ目の地域での子育て支援については、有償ボランティアが子供の預かりや保育所などへの送迎を行うファミリーサポートセンターの開設を大幅に拡充してまいります。具体的には、国の補助制度を活用した現行のセンターが、現在、県内で2カ所の開設にとどまっていることから、国の補助要件に満たない少人数の取り組

みを県版ファミリーサポートセンターとして県独自に支援することといたしました。さらに、センターを運営するための支援も拡充し、多くのボランティアに登録いただけるよう制度の周知を図るほか、新たにボランティアを対象にした研修を実施することなどにより、平成31年度末までに、高知市周辺及び県東西の市部を中心に県内全域でセンターが開設されるよう取り組んでまいります。

2つ目の、就職を希望する女性への支援については、一旦子育てに専念するなど一定期間職を離れた女性が、これまでのキャリアを生かして再就職できる環境を一層整えるため、高知家の女性しごと応援室での復職支援などの取り組みをさらに充実してまいります。

応援室では、本年度の就職件数が100件を超えるなどの成果があらわれてまいりました。今後は、一人一人の適性や経歴に応じたよりきめ細かなキャリアコンサルティングなどを実施することにより、確実に就労につながるよう取り組んでまいります。

次に、ルネサス高知工場の集約に関して御説明申し上げます。

現在、庁内に設置した対策本部とルネサスエレクトロニクス株式会社が立ち上げたプロジェクトチームにおいて、高知工場の譲渡先を確保するための継続的な協議を行っております。両者がしっかりと協力して具体的な協議を進めていることから、まずはよいスタートが切れているのではないかと考えております。

また、無償で譲渡を受けました第2棟用地については、昨年12月28日に所有権移転登記が完了し、今議会に財産処分について、所要の議案を提案させていただいているところであります。

現在、県内外に、あらゆる機会を通じて、工場用地の情報を発信しているところであり、この議案を御承認いただきました場合には、速や

かに公募に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、四国電力伊方発電所の再稼働の動きに関して御説明申し上げます。

伊方発電所3号炉につきましては、再稼働までに工事計画や保安規定の認可などのプロセスが残っており、現在、原子力規制委員会による審査が行われているところであります。

こうしたプロセスの節目節目には、四国電力との勉強会を開催し、伊方発電所の安全対策に関する確認などを行ってまいります。また、これまでの勉強会の内容は、既に県のホームページで情報提供させていただいているところでありますが、これに対していただきました御意見の中から新たに生ずる疑問につきましても、県として勉強会の中で回答を求めてまいります。

いずれにしましても、安全対策には終わりがなく、常に最新の知見をもって対策を講じていく必要がありますことから、今後も、四国電力に対しては勉強会などを通じて安全対策の徹底を求めてまいります。

また、危機管理上の観点からも万全の対応が必要であります。本県は、国が原子力災害に備えた計画の策定を義務づけている原発から半径30キロメートルの範囲内に入っておりませんが、万が一事故が発生した場合に備えて、伊方発電所から最も近い四万十市及び梶原町の避難計画の策定に向けて、両自治体と具体的な協議を進めているところであります。できれば再稼働までに、遅くとも再稼働後の早い時期までに策定が完了できるよう取り組みを進めてまいります。

次に、本県を支える人材の確保に関連しまして、産業を支える中核人材の確保などを目的とした2つの新たな奨学金等の創設について、議案を今議会に提案させていただいております。

1つ目は、産業人材の確保と定着のための制度であります。若者の県内企業などへの就職を

促進して、本県経済を牽引するリーダーとなる人材の確保を図ってまいりますため、日本学生支援機構の奨学金を受けた方が県内に就職する場合に、奨学金の返還を一部支援する制度を設けることといたしたいと考えております。

2つ目は、篤志家の方からいただいた貴重な御寄附を財源とした制度であります。意欲と能力のある学生たちに、家庭の経済状況にかかわらず安心して大学に進学し学業に専念することにより、卒業後、国や社会に貢献できる人材として大きく羽ばたいてほしいとの寄附者のお気持ちに応え、学生が返還の義務を負わない育英資金を創設することといたしました。

御寄附に関しまして、改めて心から感謝申し上げます。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、平成28年度高知県一般会計予算など41件です。このうち一般会計予算は、先ほど申し上げました5つの基本政策を推進するための経費などを中心に、4,625億円余りの歳入歳出予算などを計上しております。

条例議案は、高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例議案など38件であります。

その他の議案は、公平委員会の事務の受託に関する議案など13件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三石文隆君） ただいま議題となっている議案のうち、第43号、第48号、第50号から第52号まで、第58号、第75号及び第79号、以上8件の議案につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めるため、暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩



午後1時30分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありました第43号、第48号、第50号から第52号まで、第58号、第75号及び第79号、以上8件の議案につきましては、法律の改正に伴うもの及び同委員会の勧告の趣旨に沿ったもの等であり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔人事委員会回答書 巻末347ページに
掲載〕



議案の付託

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案のうち、第50号、第75号及び第79号、以上3件の議案については、事務手続上、早急に議決を要するため、この際他の議案と分離して、質疑を省略し、直ちに所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより議案の付託をいたします。

(議案付託表配付)

第50号、第75号及び第79号、以上3件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

付託されました総務委員会は、速やかに審査の上、結果の報告を願います。

〔議案付託表 巻末348ページに掲載〕

審議の都合により、暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩



午後4時30分再開

○議長(三石文隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。



諸般の報告

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

総務委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末383ページに掲載〕



委員長報告

○議長(三石文隆君) 第50号「職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案」、第75号「公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案」及び第79号「警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案」、以上3件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

総務委員長池脇純一君。

(総務委員長池脇純一君登壇)

○総務委員長(池脇純一君) 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第50号議案、第75号議案、第79号議案、以上3件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

第50号「職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議案」等について、執行部から、高知県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、初任給を中心とした若年層の給料月額及び初任給調整手当の改定を行うものである。主な改正内容は、県内の民間給与と職員の給与との0.15%の較差の解消を行い、優秀な人材の確保を図るため、初任給を重点的に引き上げ、若年層に限定して給料表を改定するものである。なお、給料表の改定は、条例の公布日から施行し、平成27年4月1日から適用、初任給調整手当の改定は平成28年4月1日から施行するとの説明がありました。

委員から、今回は若年層に限定した改定であるが、多数を占める中堅層以上の改定の方向性についてはどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、人事委員会の調査では、若年層と高齢層で民間給与が職員の給与を上回っているが、中堅層では逆転しており、全体的には均衡している状況にある。今後は、そういう状況を踏まえた改定の考え方も一定あるのではないかとの答弁がありました。

委員から、均衡の原則はわかるが、職員のモチベーションが高まるような給与改定について

考慮してもらいたいとの要望がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

(拍手)



採 決

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第50号、第75号及び第79号、以上3件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、以上3件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。



○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明24日から29日までの6日間は議案精査等のため本会議を休会し、3月1日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月1日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時36分散会

平成28年 3月 1日（火曜日） 開議第 2日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漢 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 中澤 一真 君
 理事（中山間対策・運輸担当） 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 岡林 美津夫 君
 公営企業局長 門田 純一 君
 教育委員長 小島 一久 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会会長 福島 寛隆 君
 公安委員長 織田 英正 君
 警察本部長 上野 正史 君
 代表監査委員 田中 克典 君
 監査委員局長 吉村 和久 君

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫 君
事務局次長 川村文平 君
議事課長 楠瀬誠 君
政策調査課長 西森達也 君
議事課長補佐 小松一夫 君
主任 沖淑子 君
主事 溝渕夕騎 君



議事日程(第2号)



平成28年3月1日午前10時開議

第1

- 第1号 平成28年度高知県一般会計予算
- 第2号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 平成28年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 平成28年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 平成28年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 平成28年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第10号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第11号 平成28年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

- 第12号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第13号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第14号 平成28年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第15号 平成28年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第16号 平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第18号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 平成28年度高知県電気事業会計予算
- 第21号 平成28年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第22号 平成28年度高知県病院事業会計予算
- 第23号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第24号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第25号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第26号 平成27年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第27号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 平成27年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第30号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第31号 平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

第 32 号	平成27年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算	改正する条例議案
第 33 号	平成27年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算	第 52 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成27年度高知県県営林事業特別会計補正予算	第 53 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例議案
第 35 号	平成27年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算	第 54 号 高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成27年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算	第 55 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
第 37 号	平成27年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算	第 56 号 高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成27年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算	第 57 号 高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案
第 39 号	平成27年度高知県電気事業会計補正予算	第 58 号 高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例等の一部を改正する条例議案
第 40 号	平成27年度高知県工業用水道事業会計補正予算	第 59 号 高知県地域医療再生臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 41 号	平成27年度高知県病院事業会計補正予算	第 60 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 42 号	高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例議案	第 61 号 高知県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県職員の退職管理に関する条例議案	第 62 号 高知県興行場法施行条例の一部を改正する条例議案
第 44 号	高知県国民健康保険財政安定化基金条例議案	第 63 号 高知県理容師法施行条例及び高知県美容師法施行条例の一部を改正する条例議案
第 45 号	高知県産業人材定着支援基金条例議案	第 64 号 高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県夢・志チャレンジ基金条例議案	第 65 号 高知県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び高知県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
第 47 号	高知県褐毛和種高知系受精卵移植用乳用牛貸付け条例議案	第 66 号 高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の
第 48 号	高知県情報公開条例等の一部を改正する条例議案	
第 49 号	知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案	
第 51 号	職員の給与に関する条例等の一部を	

一部を改正する条例議案	案
第 67 号 高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 81 号 公平委員会の事務の受託に関する議案
第 68 号 高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案	第 82 号 公平委員会の事務の受託に関する議案
第 69 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 83 号 公平委員会の事務の受託に関する議案
第 70 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 84 号 公平委員会の事務の受託に関する議案
第 71 号 高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 85 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
第 72 号 高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 86 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 73 号 高知県建築審査会条例の一部を改正する条例議案	第 87 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 74 号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 88 号 県有財産（（仮称）川谷刈谷第二工業団地）の処分に関する議案
第 76 号 高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例議案	第 89 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
第 77 号 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 90 号 消防防災航空隊・県警航空隊事務所及び格納庫新築等建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 78 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案	第 91 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 80 号 公平委員会の事務の受託に関する議案	第 92 号 県道の路線の廃止に関する議案
	第 2 一般質問 (3人)
	—————  —————
	午前10時開議
	○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。
	—————  —————

諸 般 の 報 告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

去る2月23日に組織されました予算委員会から、委員長に桑名龍吾君、副委員長に明神健夫君をそれぞれ互選した旨通知がありましたので御報告いたします。

なお、予算委員会の構成につきましては、お手元に名簿をお配りいたしてありますので御了承願います。

（予算委員名簿 巻末349ページに掲載）



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成28年度高知県一般会計予算」から第49号「知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案」まで、第51号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」から第74号「高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案」まで、第76号「高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例議案」から第78号「高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案」まで及び第80号「公平委員会の事務の受託に関する議案」から第92号「県道の路線の廃止に関する議案」まで、以上89件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

16番桑名龍吾君。

（16番桑名龍吾君登壇）

○16番（桑名龍吾君） 自由民主党の桑名龍吾でございます。議長のお許しを得、これより自由民主党を代表いたしまして質問をいたします。

本年度は地域経済を活性化し、若者が職を得て地元で豊かに暮らせる町をつくり、人口減少に歯どめをかけるための政策、いわゆる地方創生の始まりの年でありました。国の平成27年度地方創生関連予算も1兆円を超える予算規模であり、今後少なくとも5年間は1兆円の予算額を維持していく方針の国家的プロジェクトです。まさに地方の生き残りをかけた切り札となる政策とも言われております。

全国の自治体はこぞって地方創生を進めるための総合戦略づくりを行っており、本県も平成27年3月に高知県版のまち・ひと・しごと創生総合戦略を全国に先駆けて策定したところです。また、県下全ての市町村において、今年度中には総合戦略が策定されます。本県の総合戦略は、これまでの産業振興計画や日本一の健康長寿県構想の取り組みの積み重ねもあり、完成度も高く、国からも高い評価をいただいております。

今回の地方創生総合戦略は、これまでのように国の事業に合わせて自治体がプランをつくるのではなく、自治体みずからプランをつくり、それに対し国が支援を行うものとなっております。この戦略を誰が策定し推進していくのか、その原動力となるのが産官学金労言と言われております。産は産業界、官は行政、学は教育界、金は金融界、労は労働界、言は地元をよく知るマスコミ。要は行政だけで取り組むのではなく、そこに住むあらゆる人たちが主役になって、新しい地方をつくり生み出していくものです。

しかし実態は、地方では人材が不足しており、戦略策定もコンサルタント任せの自治体も全国的には多く見受けられると言われております。これでは我がまちづくりへの地域住民の意識も高まらず、政策の実効性も上がらないのではないかと危惧をしております。

そこで、本縣市町村の戦略の策定過程で課題はなかったのか、また今後市町村が戦略を推進

する上で、県として留意していく事柄は何か、知事にお聞きをいたします。あわせて、この地方創生に各市町村とどのように連携をして取り組んでいくのか、その具体的な方策をお聞きいたします。

さて、平成26年度国の補正予算において、地方創生先行型予算として編成された、地域における消費を喚起する交付金が交付されました。本県はこの交付金を一時的な消費喚起にとどまらず、今後の誘客や外商につなげるため、高知家プレミアム旅行券5億6,000万円、アンテナショップまるごと高知で利用できるまるごと高知プレミアム商品券2,700万円を発行、販売する事業として、2月補正で予算化しました。それから1年たった今、これらの事業による効果をどのように感じているのか、知事にお聞きをいたします。

安倍政権が進めるいわゆるアベノミクスと本県の産業振興計画の成果が相まって、本県の経済指標は着実に上昇をしております。有効求人倍率も、高知労働局が本日発表したデータによりますと、昨年データが季節調整値がえされており、昨年の最高倍率は11月と12月の1.01倍でしたが、本年1月の最新倍率では1.05となり、さらに過去最高を更新しました。日銀高知支店は、高知県の景気は平成26年3月から23カ月連続で緩やかに回復していると景気判断をしております。また、法人二税の税収は、平成24年度85億円、25年度98億円、26年度123億円と増加をし、27年度も昨年度を上回る状況であるとお聞きをしております。

知事はこの景況感をどう捉え、また今後の本県の経済動向をどのように見ているのか、お聞きをいたします。あわせて、平成27年度の法人二税の税収見込み額をお聞きいたします。

しかし、経済指標の数値では、景気は着実に回復している状況が続いているにもかかわらず、

県民の景気回復の実感はないとの声も聞こえてまいります。また、本県の景気回復は、まだ一部の業種に限られているのではないかとの声もあります。法人二税の税収の内訳を分析すれば、業績が伸びている業種とそうでない業種が判断できると思います。

法人二税などから見た県内産業の業種別、また規模別の景気状況を知事にお聞きいたします。

政府は、平成28年度税制改正において、地方創生などを後押しする内容を盛り込みました。本県の基本政策を進めるには追い風の税制改正と考えますが、今回の税制改正について知事の御所見をお聞きいたします。

さて、消費税率10%の引き上げに当たり、平成29年度から地方法人税が拡充され、地域間の税収のアンバランスを是正する措置が強化されることとなります。

地方法人税の拡充に伴い、経済活動が活発な都市部から自主財源に乏しい自治体への財源の配分額は、現行の6,000億円から8,000億円増額し、1兆4,000億円とするとされておりますが、このことによる本県への影響をどのように考えているか、知事にお聞きをいたします。

また、地方の活性化を図るため、企業版のふるさと納税が創設されました。これは、法人が地方自治体が行う地方創生事業に対し寄附をすると、法人事業税、法人住民税、法人税の3税が軽減されるものです。個人のふるさと納税に加え、法人から地方への寄附を促し、まさに地方創生を後押しするものです。

個人のふるさと納税と同様、企業版ふるさと納税も地域間競争が予想されます。本県市町村においても、地方創生につながる魅力ある事業を全国の企業に発信していかなければなりません。今後県として企業版ふるさと納税にどのように取り組んでいくのか、知事にお聞きをいたします。

次に、憲法改正についてお伺いをいたします。

憲法改正の議論が活発になってまいりました。安倍首相も今国会において、大規模災害や感染症の拡大など、緊急時に国民の安全を守るため、国家、国民がどのような役割を果たしていくべきなのかを憲法にどのように位置づけるかは、極めて重く大切な課題であると緊急事態条項の創設について言及をしました。

また、国会の憲法審査会では、新設する条項を盛り込んで検討していく方向を示しております。さらに、憲法改正の早期実現を求める意見書や決議が33都府県で可決をされ、また美しい日本の憲法をつくる国民の会主催の憲法改正賛同者署名は、国会議員427名と賛同者が拡大しております。全国知事会においても、憲法における地方自治のあるべき姿をいま一度議論しており、今後知事会として考え方を国に打ち込んでいく意向を示しております。

具体的には、地方自治の基本原則や参議院選挙区における合区の問題が議論のテーマとして上げられております。また、緊急事態条項、環境権などについても検討する方向で進んでおります。まさに憲法改正の是非の議論から、改正に向けた現実具体的な段階に入ってまいりました。

知事も昨年の衆議院憲法審査会の地方公聴会で、緊急事態条項、地方自治の基本原則、参議院選挙区問題の憲法議論を求めております。知事は現在のこのような議論の高まりについてどのように感じているのか、お聞きをいたします。また、全国知事会における憲法改正議論の現状とその方向性についてお聞きをいたします。

そして、地方公聴会において南海トラフ地震に備えた緊急事態条項の必要性も述べられましたが、具体的にどのような条項が必要と考えているのか、お聞きをいたします。

次に、産業振興計画についてお伺いをいたし

ます。

産業振興計画は、平成21年、本県が抱える根本的な3つの課題、1つは人口の減少により縮小を続ける県内市場、2つ目は産業間連携の弱さ、3つ目は強みである第1次産業さえも弱体化しているという課題に正面から向き合い、解決を図るために策定をされました。

私は、平成23年9月定例会本会議において知事に、「加速化という言葉をよく使っているが、産業振興計画は現在飛行機に例えれば、滑走路を走り上昇に向けて加速をしているところなのか、または滑走路から今まさに飛び立とうとしているところなのか、はたまた離陸をして上昇のためにさらに加速をしている状況であるのか」をお聞きいたしました。知事はこの問いに対し、「乗員が決まり、飛行計画を練り、燃料を補給し、乗客を乗せ、数々のチェックを経て、飛行機が滑走路を走り、今まさに離陸した直後であり、これから加速をし、上昇を目指していく段階ではないかと考えている」と答えられました。この質問から5年間は、産業振興計画も農林水産業、商工業、観光、食品産業、移住促進など各分野の目指す目標に向かって着実に成果を上げ、前進をしております。

現在策定中の第3期計画では、地産と外商をそれぞれ強化し、その成果をより力強い拡大再生産の好循環へとつなげていくとしておりますが、改めて飛行機に例えるならば、今はどのような飛行状況と考えるか、また巡航高度にはあとどれくらいの時間で到達すると考えているのか、知事にお聞きをいたします。

さて、第3期計画の目指す将来像は、2期計画に引き続き地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県としております。そして、これを実現するための戦略の一つとして、地域産業クラスターを形成し、各産業分野での拡大再生産を図ることとしております。

一般的に、産業クラスターを形成するには、人材を含めた地域独自の資源や需要の存在、関連産業や支援機関、クラスターを構成する企業の戦略や競争環境などが整っていなければならないとされておりますが、これまでの産業振興計画の成果で各産業分野や地域において、これからクラスター形成に向けての基礎的な条件は育ってきているのか、またはこれから育てていかなければならない段階であるのか、知事にお聞きをいたします。

また、クラスターの形成に向けては、地域住民、民間事業者、市町村、関連企業、支援団体などとの連携が不可欠ですが、県としてこの連携に向けてどのように取り組んでいくのか、知事にお聞きをいたします。

また、今後も当面の間、一定の人口減少は避けられず、生産年齢人口も減少し続ける中、これまで7年間の各分野での取り組みの成果の上に立って、さらに高い数値目標を設定し、これを実現していくことは相当ハードルが高いことも予想がされます。今後、このハードルを乗り越えていくために克服しなければならない課題は何か、また課題の克服のために何が必要となるのか、知事にお聞きをいたします。

健康長寿県構想についてお伺いをいたします。

県民が健やかで心豊かに支え合いながら生き生きと暮らすことのできる県づくりを目指し、平成22年、県は日本一の健康長寿県構想を策定しました。そして、平成24年にはこれを第2期構想へとバージョンアップを図り、その取り組みを一層加速化させました。

第2期構想では、4年後の平成27年度末、10年後の平成33年度末の目指す姿を明らかにし、県民の皆様との成功のイメージの共有を図ることとしております。

第2期構想では、県民みずからが病気を予防し生涯を健康に暮らす、県民とともに医療環境

を守り育てる、また、ともに支え合いながら生き生きと暮らす高知型福祉の実現を3つの大きな目標として、さまざまな施策を実施してまいりました。

そこでまずは、平成27年度末を迎えるに当たって策定当初に予定していた構想の狙いどおりに取り組みが進められたのか、第2期構想の総括について知事にお聞きをいたします。

さて、平成28年度からは、第2期構想で得られた成果と課題を検証した第3期構想を推進することとなりますが、第3期構想は、県民誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる県づくりの実現を目指し、5つの柱から組み立てられ、第1は壮年期の死亡率の改善、第2は地域地域で安心して住み続けられる県づくり、第3は厳しい環境に置かれている子供たちへの支援、第4は少子化対策の抜本強化、そして第5は医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化となっており、第2期構想に比べますとより具体的で、構想の全体像がイメージしやすいものになっていると考えます。

特に、第3期構想では、県民の健康意識をさらに醸成させるため、新たに高知家健康パスポート事業に取り組むこととしております。この事業は、検診や健康イベントへの参加など健康づくりにみずから取り組みポイントをためていけば、協力店舗で料金の割引などポイントに応じた特典を受けることができ、結果的に県民の健康を増進する仕組みとなっております。県民の健康づくりに一定の弾みがつくものと期待をしております。

ただ、この事業は、日ごろから健康に関心のある方は積極的に活用して健康に対する意識を一層高めるでしょうが、健康に関心を持たない方々は、笛吹けど踊らずの状態になるのではないかと懸念をしております。こうした、日ごろ

から自分の健康に関心を持たない方々に、どのように啓発をして積極的に事業に参加してもらうかなど、課題もあろうかと思えます。

また、地域地域で安心して住み続けられる県づくりでは、住まいと福祉、介護などのサービス提供機能が一体となった複合施設の整備を行うこととしております。この事業は、あつたかふれあいセンターと医療・介護サービスの提供を行う民間事業者との連携を必要としておりますが、具体的にどのような整備をしていくのかなど、これもそれぞれにおいて課題もあろうかと考えます。

第3期構想が目指す平成37年度末の姿の実現に向けて今後どのような対策を講じていくのか、懸念される課題なども含めて知事にお聞きをいたします。

次に、T P P対策についてお伺いをいたします。

本年2月4日、T P P参加12カ国が協定に署名をいたしました。合意内容が確定し、今後日本を含む各国議会で承認手続に入ります。国会においても、日本の農業の将来像が見えてくるような審議がなされることを望みます。

県議会もさきの12月定例会で、T P P協定交渉の大筋合意後の対応に対する意見書を可決し、米、麦などの重要5項目の確保を最優先とした国会決議が遵守され、合意内容が国益にかなったものになっているのか、国会における審議を十分尽くすことや、また生産現場にT P P対策の内容を丁寧に説明するとともに、持続可能な農業につながる政策を具体化することなどを国に求めたところです。

さて、先般国は、T P P大筋合意による農林水産物への影響を公表しました。交渉参加前に示した平成25年3月の試算では、生産減少額を3兆円と見積もっておりましたが、このたび公表されたものは、1,300億円から2,100億円の減

少にとどまるものと見込んでおります。

今回の国の試算を受けて県が新たに行った試算では、本県への影響額は5億円から10億円の減少で、平成25年の試算の158億円減少とは大きくかけ離れたものになっております。関税は全て即時撤廃し、関税撤廃に対し何ら対策を講じないことを前提とした前回の試算と、政府の対策による効果を加味した今回の試算とは前提が異なりますが、余りの違いに驚きは隠せません。県はこの新たな試算による影響額の減少をどのように捉えているのか、知事に御所見をお伺いいたします。あわせて今後、本県農林水産業の振興対策を行う上でどのように取り組みを進めていくのか、お聞きをいたします。

政府は昨年11月に、T P P対策として、中小企業の製品や農産物の輸出支援、安価な農産物の輸入拡大が予想される農業への影響緩和策などを内容とするT P P関連政策大綱を取りまとめ、本年1月にはこの大綱に基づく農林水産関係の補正予算3,122億円を成立させました。今回の補正は、次世代を担う経営感覚にすぐれた担い手の育成や、国際競争力のある産地イノベーションの促進など、緊急に実施が必要な事業の予算を計上したものです。

国会では、引き続きT P P対策を含めた平成28年度予算の審議が進められておりますが、そこで忘れてはならないことは、平成5年のガット・ウルグアイ・ラウンド合意に関連する国内対策です。合意後、事業費ベースで約6兆円の農業関連対策費が支出されました。しかし、対策費が支出される前年の平成6年度には、農業総産出額は11兆3,000億円でしたが、以後減り続け、平成26年度は8兆3,000億円と低迷をしております。この農業総産出額の数字からも、過去に行ったガット・ウルグアイ・ラウンド対策の有効性には疑問の声も上がっております。

このことに関して自民党が検証を行う中で、

当時対策に携わった谷津元農林水産大臣は、6兆円に対策費は膨らんだが、その効果は2兆円に達していない。対策はお金を出せばよいというものではなく、一番何が効果があり、何が農家に意欲を与えるか検討して、対策をつくってほしいと言っております。

県においても、今後国に対しT P P対策の要望をしていく上で、これまでに県が行ったガット・ウルグアイ・ラウンド対策を検証しておくことが必要と考えますが、当時のガット・ウルグアイ・ラウンド対策は本県においてどのような効果をもたらしたのか、また反省点は何かを知事にお聞きをいたします。あわせて、これらを踏まえて、国に対し今後どのような農業支援策を求めていくのかをお聞きいたします。

続きまして、県域1 J A構想についてお聞きいたします。

本県の農業政策を推進する上で欠かせないパートナーであるJ Aグループ高知が検討している県域1 J A構想の実現に向けて、新たな展開がありました。昨年11月に開催された第33回高知県J A大会で、1 J A構想の研究をさらに深めることを決議し、また今後組合員の理解を求めるための説明会に取り組むこととなりました。今回定めた構想実現のための工程表によれば、県内の15 J Aと全農などの県域組織が統合を目指す時期を平成31年1月1日としております。本県における1 J A構想は、J Aグループ高知が掲げる持続可能な農業の実現、豊かで暮らしやすい地域社会の実現、食と農を基軸とした地域に根差した協同組合の確立の3つの戦略を推進するため、7年越しで検討が積み重ねられてきたものです。

また、T P Pの大筋合意など農業を取り巻く環境がさらに厳しくなる中で、J Aグループの経営基盤や販売力の強化、生産資材コストの低減、営農指導体制の充実は喫緊の課題であり、

こうした課題を解決するためにも、1 J A構想を実現しなければならないと考えます。

一方、組合員からは、1 J AとなればJ Aが身近なものでなくなる、地域性を反映した取り組みができるのか、条件の不利な地域から支所や施設が撤退するのではないかとといった不安の声も聞こえてまいります。

1 J A構想については、さまざまなメリット、またデメリットも考えられますでしょうが、県としてJ Aグループが取り組んでいる県域1 J A構想に何を期待し、構想の実現に向けてどのような支援ができるのか、知事にお聞きをいたします。

次に、南海トラフ地震対策についてお聞きをいたします。

平成28年度を初年度として、第3期南海トラフ地震対策行動計画が実施されます。平成25年度からの第2期行動計画では、「生き抜くためにみんなで備えよう」をスローガンに、命を守る対策、命をつなぐ対策、生活を立ち上げる対策の3つの対策を柱として取り組みが進めてこられました。

その成果として、命を守る対策では、津波避難空間の整備は一定めどが立ち、公共施設の耐震化や室内の安全確保対策もおおむね完了をしております。また、命をつなぐ対策では、総合防災拠点の整備や道路啓開計画の策定、医療救護計画の改訂を行うなど、発災後3日間の応急期初期の対策を本格化させました。さらに、生活を立ち上げる対策では、速やかな復旧・復興を実現するため、事前に備えるべき対策の検討に着手をしております。

第2期行動計画は、おおむね順調に達成されたものと考えます。これを踏まえて、来年度からの第3期計画には、第2期行動計画の考え方を踏襲しながら、第2期計画の総括により明らかになった課題を反映するとしておりますが、

第2期行動計画で明らかになった課題は何か、またこれを第3期にどうつなげていくのか、危機管理部長にお聞きをいたします。

第2期行動計画に定めた啓発活動や訓練の実施面においても、啓発冊子の「南海トラフ地震に備えちよき」は全戸への配布が完了、自主防災組織の組織率は約93%、放課後子ども教室の避難訓練実施率は約82%など、県民の地震に対する意識は向上してきたものと感じております。また、避難訓練も各地域において積極的に実施されております。

ただ先日、震災関連の調査で宮城県を訪問した際、当時の気仙沼市危機管理監佐藤氏から、最も危機意識があり、ハザードマップの確認や避難訓練を繰り返しやっていた地域にも多くの犠牲者が出たとの話をお聞きいたしました。そもそも宮城県では、2020年までに80%の確率でマグニチュード7.5クラスの大地震が来るであろうと予測をされ、地震対策は住民の最大の関心事であったそうです。このため、本県が現在取り組んでいるような対策を宮城県も講じていたところですが、にもかかわらず避難がおくれ、大きな被害が出ました。今後同じ過ちを繰り返さないためにはどうすればよいのか。佐藤氏は、地震の被害を漠然としたものではなく、具体的な被災イメージを地区に合わせてつくっていく必要がある、ハザードマップは予測であり、確定したものではない、防災の形も変化をするものであり、防災に限界を決めてはならないというふうにおっしゃられました。

さらに、行政者と生活者とは、情報のずれ、判断のずれ、知識や理解のずれがあり、これらをどのように解消していくかが重要であると、実体験を踏まえてのお話をいただきました。まさに地震対策に終わりはないです。

しかし、いつ来るかわからない大地震に備え、防災意識を住民に持ち続けさせることは困難で

す。東日本大震災の被災地でさえ、防災意識の低下が懸念をされております。

本県において、まず震災対策の基本である住民の防災意識を第3期行動計画期間中にどのように持続させていくのか、その具体的な方策を危機管理部長にお聞きをいたします。

さて、第2期行動計画において、社会福祉施設や保育園、幼稚園の高台移転も進められ、第3期行動計画でも引き続き支援の計画がございます。大いに進めていただきたいものです。それにあわせて、企業の高台移転希望の声もよく耳にいたします。しかし、高知市周辺では土地がなく、また土地利用規制もあって適地がありません。現在、高知県と高知市が協働して一宮の工業団地の整備を進めておりますが、ものづくりの基盤整備・強化が目的の工業団地であり、製造業以外の他業種の移転が不可能であります。

今後、県も高台移転を希望する企業を調査し、それに合わせた工業団地づくりを行うことも必要と考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

また、浸水地域に居住する住民のためにも、高台の住宅地造成も望まれるところですが、実態は土地利用規制もあり、開発が進まないとの声も聞こえてきます。今後高台開発における土地利用規制の運用をどのように扱っていくのか、知事にお聞きをいたします。

さらに、第2期行動計画の取り組みにより見えてきた課題の一つに住宅の耐震化を上げ、重点的に取り組むべき課題として第3期行動計画に位置づけられております。住宅耐震化の重要性は改めて指摘するまでもなく、段階的な耐震改修への支援など、新たな取り組みも期待するところです。

一方で、本県の空き家率は全国トップレベルです。老朽化した空き家は、倒壊すれば避難路を塞ぐなど防災面でも課題があることから、南

海トラフ地震対策の一環として取り組みを進めることが重要であると考えます。

今般、税制改正において、空き家の譲渡所得から3,000万円を特別控除とする特例措置が創設されるなど、税制面からも空き家対策を進めようとしております。こうした税の特例措置の周知も含め、空き家対策に県はどのように取り組んでいくのか、土木部長にお聞きをいたします。

次に、観光振興についてお伺いをいたします。

平成25年に開催された「楽しまん！はた博」に続き、昨年は「高知家・まるごと東部博」が開催されました。はた博開催期間中の観光施設入り込み実績は146万人で、対前年比20万人増の116%、宿泊者数入り込み実績は12万人、対前年比4,800人増の104%となり、経済効果は26億5,000万円、税収効果は県税で3,500万円、市町村税9,600万円、雇用者誘発は686人と、幡多地域の活性化に大きな成果を上げました。

東部博においても、観光施設の入り込み実績は86万人で、対前年比13万人増の118%となり、はた博同様の成果が上がっております。

また、12月定例会の野町議員の質問に対する答弁で、観光振興部長は、東部博をきっかけに、地域観光を支える人材の育成と地域が主体となった観光地づくりが大きく前進し、広域観光を推進する力が根づいてきたと感じていると総括しております。ことしの奥四万十博も、これらの経験や反省点を踏まえて開催され、さらなる成果が期待されるところです。

東部博は終了したばかりで、開催効果の分析などはこれからと思いますが、はた博は終了後1年がたっております。はた博では、ここですか、そのときしか体感することのできない本物の魅力があふれる観光地を目指すことをコンセプトとしておりましたが、はた博終了後、幡多地域の観光にどのような変化があったのか、観

光振興部長にお聞きをいたします。また、はた博の経験が東部博にどのように活かされたのか、あわせてお聞きをいたします。さらに、平成29年には大政奉還150年、翌30年には明治維新150年と、歴史を中心とした大型博覧会の開催が計画されておりますが、これらの博覧会とこれまでの地域博をどのように結びつけていくのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

高知市が中心となって、本県を代表する観光地桂浜公園の整備に向けた検討を行っております。桂浜は、昭和50年代に土産物店の並ぶサービスエリアや遊歩道の整備、桂浜水族館の移転整備などが行われましたが、以来30年余り再整備が行われておらず、各施設の老朽化も進んでおります。また、観光客のニーズや旅行形態の多様化もあり、入り込み客数の減少も大きな課題となっております。

桂浜は、自然景観にすぐれ、歴史的資源も豊富で、全国的な知名度も高く、また高知龍馬空港や高知自動車道のインターチェンジからも近く、本県観光のメッカになる可能性を備えております。

平成27年に高知市が策定した整備基本構想の中では、周辺地域を含めた桂浜地域を自然・海浜景観エリアや龍馬を学ぶエリアなど6つのゾーンエリアに区分し、それぞれのエリアについてテーマ性に基づいた整備を行うことが検討されております。またこれに加えて、公園内では県立坂本龍馬記念館のリニューアルも計画されており、今後桂浜への入り込み客数が増大することが期待をされております。

桂浜が魅力のある観光地として生まれ変われば、観光客の滞在時間も当然長くなることが予想されます。しかし、桂浜の立地環境から、桂浜公園へのアクセスの脆弱さが問題となります。桂浜への進入路は、片側1車線の県道春野赤岡線と浦戸地区からの生活道しかありません。浦

戸からの道は狭く、アクセス道としては県道春野赤岡線しかないのが実態です。

桂浜の渋滞については、私も9月の予算委員会で指摘をさせていただきましたが、昨年のシルバーウィークでも桂浜の大渋滞は大きな問題となりました。再整備を機に、県内観光地のメッカとなることを目指すのであれば、アクセス面の改善も図らなければ、連休やイベントを開催するごとに渋滞対策を実施しなければならない状況となります。

遊覧船や渡し船などを使って、浦戸湾の観光とあわせた海上からの進入方法も一案かと考えます。高知市が桂浜公園の整備を検討する中で、県として高知市とともに桂浜の渋滞の解消に向けてどのように対応していくのか、あわせて観光振興部長にお聞きをいたします。

平成24年より始まり好評を博しておりましたプロ野球プレシーズンマッチが、ことしは開催されませんでした。これは、本県のプレシーズンマッチの日程と宮崎県と同様の取り組みの日程が重なり、各球団の日程調整ができなかったことが理由であります。これを機会にスポーツキャンプの誘致について、県の戦略を立て直す必要があるのではないかと考えます。

本県は、これまでキャンプ期間中の降水量の少なさや温暖な気候、日照時間の長さなどの自然条件を生かし、プロ野球春季キャンプのメッカでありました。しかし、近年では沖縄県や宮崎県に各球団が集まり、現在本県でキャンプを行っているのは、阪神と埼玉西部の2軍キャンプだけとなりました。

なぜ沖縄県と宮崎県にプロ野球キャンプが集中をするのか。これは、施設の充実に伴いキャンプを行う球団が増加し、キャンプ地で他球団との練習試合が組めるという利点があるからです。

プロスポーツは日々進化をしております。施

設面においても、その競技の進化に合ったものでなければなりません。沖縄県で22年間キャンプを行っていたオリックスは、球団が要望する球場整備を受け入れた宮崎県に昨年1軍が、そしてことしは2軍が移転をいたしました。この結果、プロ野球の1軍キャンプは沖縄県で9球団が、宮崎県では5球団が行っております。また、サッカーJリーグのチームのキャンプ地も、沖縄県と宮崎県に集中をしております。

さて、その宮崎県のスポーツキャンプ誘致戦略は何か。それは、キャンプのフルシーズン化と多競技化と言われております。宮崎県では、プロスポーツのキャンプだけではなく、アマチュアスポーツの合宿も盛んです。平成26年度の受け入れ実績は1,262団体、延べ参加人数17万8,000人と年々増加を続けております。これも、プロスポーツキャンプの誘致を契機として、新たに施設が整備されたり、全国的にキャンプ地として有名になることによって、他競技の目が宮崎県に向けられるようになった結果であると言われております。まさに、キャンプや合宿の集積が集積を生んでいる状況です。

こうした状況を踏まえ、本県でもキャンプや合宿の集積を重ね、再びスポーツキャンプのメッカになることで、本県のスポーツの振興や県経済への波及効果を図っていかねばなりません。その誘致戦略を観光振興部長にお聞きをいたします。また、プロ野球球団やJリーグのチームから、キャンプや合宿の実施に当たってこれまでどのような要望があり、どのように対応してきたのか、お聞きをいたします。あわせて、今回開催できなかったプレシーズンマッチの開催に向け、今後どのような誘致活動をしていくのか、お聞きをいたします。

次に、エコサイクルセンターについてお聞きをいたします。

日高村にある管理型の産業廃棄物最終処分場

エコサイクルセンターが、当初の計画よりも多くの廃棄物が搬入され、計画した期間の半分に当たる10年間で満杯になる可能性が出てまいりました。このため、県は平成28年度予算案に、今後の本県における最終処分のあり方を検討するためのマスタープラン策定費用として1,300万円を盛り込みました。

現在のエコサイクルセンターは、平成23年に開業しましたが、地元住民の反対や工事のおくれもあり、県が日高村に設置要請をしてから開業まで18年もの歳月を費やしております。この間、多くの御迷惑、御苦勞を地元住民、自治体など関係者の皆さんにおかけをしてまいりました。

当初の見込みでは、処分場は20年間で満杯になるという計画でしたが、運搬コストの低減により搬入量が増加したこともあり、開業から4年の現在の予測では、あと6年後に満杯となる可能性が出てまいりました。

産業廃棄物は、本来排出者に処理責任があるものですが、このような管理型産業廃棄物最終処分場は、住民の安心を得るためにも、また民間の参入が難しい本県にあっては、行政が責任を持って設置すべきものと考えます。今後、産業廃棄物は産業の振興に伴いふえる見込みであり、早急にマスタープランをまとめ、県としての方向性を示さなければなりません。

まず、県としてこの計画を上回るペースで埋め立てが進んだことをどのように捉えているのか、知事にお聞きいたします。

さて、開業まで18年もの歳月を費やしたのも、川が汚れる、運搬車が多く通行するので危険がある、また地域が汚されるなど多くの反対の声があったためでもあります。これらの声は今も県に聞こえてきているのか、現状をお聞かせください。

また、管理型の最終処分場の整備には、通常

計画から開業まで順調に進んで六、七年かかると言われております。そのような状況の中で、早急に県として対応方針を定めなければなりません。マスタープランではどのようなことが検討をされるのか、また安定的な管理型の産業廃棄物最終処分場の確保に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお聞きをいたします。

次に、龍馬マラソンについてお伺いをいたします。

過去最大の8,176人が参加した高知龍馬マラソンが、晴天のもと開催されました。私も、浜田豪太議員、上田周五議員、大野辰哉議員とともに参加をいたしました。3人は颯爽と土佐路を駆け抜けたようでございますが、私の場合は息も絶え絶えに、やっとのことで完走を果たしました。まさに難行苦行の6時間でした。

さて、走っていますと、県外からの参加者らしき人たちから、思い切って高知に来てよかった、またこんなすばらしいロケーションで走ることができ最高などという声も聞こえてきたものです。沿道では、多くの県民の方の声援が途切れることなく、最後まで聞こえてまいりました。中学生、高校生によるブラスバンドは、走り終わってお聞きいたしますと、何と1時間30分以上も演奏を続けていたそうでございます。本当に皆様から元気をいただきました。高知龍馬マラソンは、このように多くの方に評価をされ、県民の中にも認知される大イベントとなり、うれしい限りであります。

しかし一方で、2名のランナーが心肺停止状態となりました。お一人は幸いにも医療関係者が近くを走っており、懸命の救助のおかげで一命を取りとめたところでございます。

今回のアクシデントを機に、倒れたとの一報から病院搬送までの経過を明らかにし、関係者が共有し、今後の大会における救急体制の充実

を図っていく必要があると考えますが、教育長に今回のてんまつについて報告を求め、今後の対策をお聞きいたします。

今回は大会規模も大きくなり、反省点も見つかりました。例えばトイレの問題です。毎回スタートから10キロまでのトイレが長蛇の列、時間も大幅ロスが生じるほどです。後半もトイレは必要ですが、コース序盤にもっと多くのトイレが設置されれば、ランナーもありがたいと思います。また、給水所で水がなくなってしまったところもありました。水を求めながら走る私のようなランナーには、精神的にも肉体的にもきつく感じたところがございます。今回は気温の上昇もありましたが、想定外を想定するよう、今後の対策をお願いいたします。

今大会での反省点を教育長にお聞きをいたします。

また、今回は1万人の参加を目指したにもかかわらず、参加者は8,000人とどまりました。次の開催ではどのようにして1万人大会を実現するのか、知事にお聞きをいたします。

最後に、治安情勢についてお伺いをいたします。

昨年1年間の県内の刑法犯認知件数は、統計をとり始めた昭和21年以降最少の5,664件となり、重要犯罪認知件数も42件と前年より12件減少しております。検挙率も、刑法犯で34%、重要犯罪では71%と高い水準を維持しております。そして、特殊詐欺などの知能犯は減少傾向にあり、特殊詐欺の被害金額も1億2,700万円と前年を4億3,900万円下回りました。

また、交通事故件数や死者数も過去最少となりました。交通事故件数は、前年より299件少ない2,391件、死者数は前年より11名減少の30名であり、これらの結果は高く評価されるものと考えております。

全国的にも犯罪や交通事故の件数は減少傾向

にありますが、本県における最近の犯罪傾向及び交通事故の実態についてどのように捉えているのか、警察本部長にお聞きをいたします。

しかし一方で、ストーカーやDV事案は増加の傾向にあります。しかも、これらの犯罪は被害届も出さない事例もあり、潜在的にはもっと多くの被害があると推測をされます。こういった表に出にくい犯罪の防止にも成果を上げていかなければなりません。これらの犯罪に今後どのように取り組んでいくのか、警察本部長にお聞きをいたします。

最後に、昨年着任されました上野本部長にとって、高知県での予算編成は初めてのことでありますが、本県の治安を預かる本部長として、どのような観点から平成28年度警察予算の編成作業をされたのかお聞きをいたしまして、私からの第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 桑名議員の御質問にお答えをいたします。

まず、市町村の総合戦略の策定過程における課題及び市町村が戦略を推進する上で県として留意していくこと、また市町村と連携した取り組みの具体的方策についてのお尋ねがありました。

県内各市町村の総合戦略の策定状況をお聞きしますと、各市町村とも産学官金労言の有識者が参画した検討組織で十分に議論を重ねるとともに、地域住民の皆様と意見交換する場も設けるなど、多様な意見の集約と反映に意を用いられております。

また、県としましても、各市町村が限られたマンパワーの中で、今年度中に、より成果につながる戦略を策定できるよう、産業振興推進地域本部がワンストップの相談窓口になるとともに、検討組織には県の地域産業振興監が参画するなど、きめ細やかなサポートに全力で努めて

まいりました。

県内市町村の中には、策定過程においてデータの整理等を外部業者に委託した団体もあるとお聞きをしておりますけれども、戦略の具体的な目標や施策などにつきましては、基本的に各市町村が地域の現状や課題をしっかりと分析した上で、有識者や各関係団体及び地域住民の御意見も十分に踏まえながら、みずからでしっかりと練り上げられたものだと認識をしております。

今後、各市町村での総合戦略の実行に当たっては、PDCAサイクルを有効に機能させ、4つの基本目標に向けて着実に成果を積み上げていただくことが重要ではないかと考えております。そのため、産業振興推進地域本部が引き続きワンストップの相談窓口として、必要に応じ戦略の実行に役立つ施策の御紹介やアドバイスをさせていただきますとともに、地域産業振興監が各市町村の戦略の推進組織に引き続き参画させていただきまして、戦略のPDCAをしっかりと回していくお手伝いをさせていただくなど、県としても各市町村の総合戦略の実行を全力でサポートしてまいります。

また、本県における地方創生をなし遂げるためには、県と市町村の総合戦略がベクトルを合わせ、相乗効果を発揮していくことが何よりも重要であります。現状でも県と市町村の戦略とは基本目標の設定や戦略の組み立てなど、相当程度連携が図られていると考えておりますが、今後は例えば地域に根差した産業を核とする地域産業クラスターの形成など個別の新たな取り組みについても、より積極的に連携を進めてまいりたいと考えております。

次に、高知家プレミアム旅行券とまるごと高知プレミアム商品券による効果についてお尋ねがありました。

高知家プレミアム旅行券とまるごと高知プレ

ミアム商品券につきましては、地域の消費喚起や生活支援を目的とした国の交付金を活用しつつ、地域における消費の拡大はもとより、事業終了後においても観光客の誘客や外商の拡大につながるように工夫を凝らしました。

まず、高知家プレミアム旅行券につきましては、多くの自治体が宿泊料金の割引に利用できる宿泊券として展開する中、本県では県内全域への周遊促進やリピーターにつなげていくことを目的として、龍馬パスポートつきとしてこれと連動させ、県内の幅広い地域で宿泊のほか食事、買い物、施設への入場料などにも利用できる額面1万円の旅行券として、昨年5月から9月までの間、7万9,400枚を完売いたしました。旅行券の販売に際しては、首都圏や関西圏、中四国エリアなどで大きくPRしたこともありまして、利用者へのアンケート調査では、全体の約8割が県外にお住まいの方となっておりますし、新たに3万3,000人の方に龍馬パスポートを発行するなど、県内周遊の促進や再び高知を訪れていただけるきっかけになったと考えております。

また、現在精査中ではありますが、利用者1人当たりの消費額は約3万5,000円、利用者全体の県内での消費額は27億円を超える見込みとなっております。これらは旅行券事業に参加していただいた約440施設のほとんどで使用されており、県内全域に経済的な効果があったものと考えております。

まるごと高知プレミアム商品券につきましては、額面1,000円の商品券として、昨年7月から10月までの間、7万5,000枚を完売いたしました。まるごと高知の昨年7月からことし1月までの実績を前年同時期と比較しますと、来店者数は4.3%増、売り上げは10.4%増となっており、お酒などふだんはなかなか手が伸びにくい高額な商品をお試しいただくなど、首都圏の多くの方々

に本県の産品や食材を知っていただくきっかけになったのではないかと考えております。

以上のように今回の交付金を活用した事業は、県内での消費喚起に効果をもたらし、今後の誘客や外商活動にもつながるものと考えております。

次に、県内の経済動向に対する認識と平成27年度の法人二税の税収見込み額につきましてお尋ねがございました。

本県経済は、過去において全国の景気の回復と連動できないといった構造的な課題もありましたが、これまでの地産外商戦略を柱とする産業振興計画の取り組みによる一定の成果も一部にあり、さらにはアベノミクスによる全国的な景気回復の効果もあって、全体としては、よりよい方向に向かっているのではないかと考えております。

議員のお話にもありましたように、季節調整値がえされた有効求人倍率は、昨年11月と12月に1.01倍と1.0倍を超える過去最高となり、本年1月には1.05倍とさらに更新するとともに、雇用の1人当たりの現金給与総額指数も、昨年2月以降、ほぼ前年を上回る値で推移しており、雇用・所得環境において明るい状況が定着しつつあります。また、日本銀行高知支店が3カ月ごとに公表している日銀短観では、企業の自社の業況判断を示すDIは、昨年12月公表分まで9四半期連続でプラスとなり、引き続き高水準を維持しています。

このように着実に回復している景気動向を反映して、法人二税の税収も平成25年度、26年度と順調に伸びてきており、お尋ねの平成27年度法人二税の2月補正後の額も、昨年12月までの実績をもとに法人県民税27億円、法人事業税110億円、前年度決算額比12%増の合わせて137億円を見込んでおります。

今後の本県の経済動向につきましては、昨年

12月公表の日銀高知支店の短観では、平成28年1月から3月までのDIの先行きはプラスとなっていますが、中国など新興国経済の減速や年明け以降の世界の金融市場の不安定な動きなどの全国的なリスク要因もあります。さらに、本県には中山間地域を初めとする地域間の格差や企業の休廃業、担い手不足など、生産年齢人口が減少を続ける中で、さまざまな課題は依然として残っています。このため、全国的なリスク要因を注視しますとともに、本県のさまざまな課題に対応するため、さらにバージョンアップした第3期の産業振興計画にしっかりと取り組んでまいりたいと、そのように考えておるところであります。

次に、県内産業の業種別、規模別の景気状況についてお尋ねがございました。

業種別、規模別の比較が可能な法人事業税につきまして、平成26年度と平成27年度を比較しますと、業種別では30に区分した業種のうち24業種で増収となっております。このうち、サービス業は4億円余りの増収となり、増収全体の3割を占めておりますほか、銀行業、建設業、小売業など5業種で増収額が1億円を超えております。

法人規模別では、資本金1億円を超える普通法人については21%の増、それ以外の法人は15%の増となっております。また、県内・県外別では、県内法人6%の増に対しまして、県外法人では30%の増となっております。

なお、法人県民税の申告状況によれば、黒字法人の割合は増加傾向が続いておるところでございます。

次に、平成28年度税制改正についてお尋ねがございました。

平成28年度与党税制改正大綱では、地方の人口減少を深刻な問題と捉え、地方創生を実現するために、地方分権のさらなる推進と、その基

盤となる地方財源の充実確保を図ることが重要であるという基本的な考え方のもと、地方法人課税の偏在是正措置が講じられたほか、地方に本社機能等を移転する際の特例の拡充や地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の創設が講じられたところであります。

これらは、全国知事会を通じて要望してきたものであり、本県の課題解決に向けた取り組みを後押しするものとして評価をしております。

また、同大綱において、森林整備等の財源に充てる税制として、仮称ではありますが、森林環境税等の新たな仕組みを検討することとされ、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の方向性が示されたところであります。今後、国において地方の意見をしっかりと踏まえて制度設計されることを期待しております。

地方法人税の拡充に伴う本県への影響についてお尋ねがございました。

地方法人税は、法人住民税法人税割の一部を国税化し、その全額を地方交付税の原資とするものであり、消費税率が8%へ引き上げられることに合わせて、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力の格差の縮小を図るために創設されました。

今回の改正は、消費税率が10%へ引き上げられるに際して、さらなる税源の偏在是正などを図るため、この地方法人税の税率の引き上げ等を行うものであります。

この一連の制度改正では、国税化された法人税割の全額を交付税の原資とすることにより、税源の偏在是正が図られるだけでなく、交付税の不交付団体における法人税割の減収見込み額についても交付税の原資とすることにより、交付団体における一般財源総額の増額も同時に図られているところであります。消費税率の10%への引き上げに伴う今回の改正による影響額は、

不交付団体の減収額が示されていないため試算が困難なところではありますが、消費税率8%段階の税収が平年度化する平成28年度の影響額について、法人税割の交付税原資化の部分に限り試算を行ったところ、法人税割の税収が8億円の減収見込みとなる一方で、交付税収入が約20億円の増収見込みとなったところであります。

こうした改正につきましては、かねてから地方創生の推進に向けて地域間の税源の偏在性を是正すべきとして、全国知事会を通じて要望を行ってきたものであり、財政力の弱い本県のような地方にとりましても評価できるものと考えております。

次に、企業版ふるさと納税にどのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

今回創設される企業版ふるさと納税については、首都圏等の企業が各地域の地方創生の取り組みに寄附をする大きな後押しとなるものでありまして、本県としても積極的に活用してまいりたいと考えております。

議員御指摘のとおり、今後企業からの寄附の獲得について、地域間の競争が激しくなることも想定されますことから、本県としては地方創生に係る多様な政策メニューを持っているという優位性も生かしつつ、十分に活用の戦略を練って対応してまいります。

具体的には、税制上の優遇措置の対象となる地方創生事業について、本県が他県に先駆けて実施している事業などを中心に、例えばCSRといった観点から寄附を行う企業にメリットを感じていただけるような事業を戦略的に選定してまいります。また、例えば企業ごとに重点的にPRする事業を戦略的に設定する、あるいは県人会等のネットワークを生かし、高知県にゆかりのある企業に特に重点的に働きかけを行うなど、より効果的な情報発信を行ってまいりたいと考えております。

さらに、県内市町村の中には、既に企業版ふるさと納税の積極的な活用を検討されている市町村もあるとお聞きをしており、企業に対する情報発信等について、制度を活用する県内の市町村とも十分に連携を図ってまいります。また、国に対しましても、効果的な情報発信の仕組みなどについて、積極的に政策提言を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、憲法改正議論の高まり、また全国知事会における憲法改正議論の現状と方向性についてお尋ねがございました。

憲法改正については、議員のお話にもございましたように、国会においてもさまざまな議論が行われており、国及び地方においてその議論が活発化しております。今後ますます人口減少や高齢化が進み、国、地方を挙げて地方創生に取り組まなければならない、ゆえに地方自治の重みが増していく中で、参議院選挙制度の問題も含め、憲法における地方自治のあり方の議論を深めることは意義のあることだと考えております。

また、甚大な被害が想定される南海トラフ地震を避けることができない高知県の知事として、後ほども申し上げますが、憲法における緊急事態条項についても徹底的に議論をしていただきたいと思っており、憲法改正の議論の高まりには期待をしているところであります。

こうした中、全国知事会では、いわゆる参議院選挙区における合区問題などを受け、昨年10月、全国知事会総合戦略・政権評価特別委員会のアドバイザー組織として、有識者による憲法と地方自治研究会が設置され、現在憲法問題に関する議論が行われています。これまで開催された2回の研究会では、まず地方自治の基本原則と参議院選挙区における合区問題が議論され、合区問題については、憲法改正を含め、公職選挙法の改正、憲法解釈、この3つの観点から検

討が行われています。また、今月4日に開催される第3回の研究会では、合区問題等に係る報告の素案や自治財政権、大規模災害に伴う緊急事態条項について議論する予定であり、この春をめどに合区問題等について取りまとめを行うこととしております。

全国知事会としましても、研究会の取りまとめも踏まえ、特別委員会を開催するなどして知事による議論を行う予定であり、私自身、積極的にこの問題にかかわってまいりたいと考えているところであります。

次に、南海トラフ地震に備えた緊急事態条項について、どのような条項が必要と考えているのかのお尋ねがありました。

南海トラフ地震が発生した場合は、最悪で死者数約32万人、避難者数約950万人、経済被害約220兆円に上り、死者数では東日本大震災の約16倍、経済被害では国の予算の2倍を超えることが内閣府の被害想定で示されており、国家の存亡にかかわる緊急事態となることも考えておかなければなりません。

このような極めて重大な緊急事態においても、国民の生命や財産を守るという危機管理上の観点からは、応急対策を行うための速やかな法整備と予算措置、また応急救助活動の際に必要な私権の制限という2つの対応が特に重要な課題であると考えております。

東日本大震災においては、国会を開催することができたため、地方選挙など各種の特例に関する法律の制定や補正予算の編成などを行いましたが、30都府県にわたって被害が及ぶと想定されています南海トラフ地震では、参議院の緊急集会を含め定足数を満たす国会の開催が可能なかということなどを憂慮しております。このため、国会議員の任期や選挙期日の特例、さらには緊急時に法律制定や補正予算決定と同等の効果の有する権限を政府に付与するための根

抛規定を、憲法に規定する必要があるのではないかと考えております。

また、国民の生命や身体を守るためには、憲法上の財産権、居住・移転の自由といった私権を制限してでも、迅速な応急救助活動を行わなければならない事態が想定されます。一方、緊急時に名をかりた過剰な人権制限を防ぐ必要があることにも鑑みれば、大規模災害時に及び得る人権制限を憲法に限定的に規定することを検討していくべきではないかと考えております。

いずれの観点からも、憲法における緊急事態条項について、国会で徹底的に議論していただくとともに、国民的な議論につながることを期待したいと考えております。

次に、第3期産業振興計画を飛行機に例えるならば、今はどのような飛行状況で、巡航高度にはあとどのくらいの時間で到達すると考えているのかのお尋ねがありました。

今の状況を改めて飛行機に例えますと、第1期の計画で無事に離陸し、その後第2期の計画により、さらに加速しながら上昇を続けている状況ではないかと思っております。

これまでの取り組みにより、地産外商が飛躍的に拡大しましたし、官民挙げた移住促進の取り組みも大きな成果を上げているところであります。また、第2期計画で新たにスタートした防災関連産業やC L T関連産業、コンテンツ産業などの振興も前進しつつあります。さらに、ものづくり地産地消・外商センターや産学官民連携センター、事業承継・人材確保センターなど、新たな仕組みを構築し、それぞれがサポート機能を発揮し始めているところであります。また、地域に目を向けますと、地域アクションプランで新しい産業が各地に生まれておりますし、地域博覧会などを通じて新たな旅行商品も数多く誕生しております。

これらの成果もあって、長年にわたって生産

年齢人口の減少と平行に減少傾向にあった各分野の産出額などが、生産年齢人口の減少にもかかわらず上昇傾向に転ずるとともに、長らく0.5倍程度であった有効求人倍率も上昇し、悲願であった1.0倍を超えたところであります。こうした状況を見ますと、おおむね順調に加速度を持って上昇を続けていると言えるのではないかと考えております。

しかしながら、おおむね順調とはいえ、いまだ人口減少による負のスパイラルという厚い雲の中を上昇中であり、国内ではこれまでこの厚い雲を抜け出した飛行機は過去にはないことから、引き続き厳しいチャレンジを続けている状況にあるものと考えています。さらには、当面は人口減少が進む中で、ここで気を緩めると、地産外商のさらなる拡大に向けた取り組みも一過性のものとなってしまい、すなわち飛行の高度が降下に転ずるリスクも引き続き抱えている状況だと認識しております。したがって、第3期の産業振興計画においては、地産と外商の取り組みをさらに強化するとともに、力強く拡大再生産の好循環につなげるための施策群を大幅に強化したところであります。

お尋ねのありました巡航高度への到達とは、持続的な好循環のループに乗せることができた段階を指すものだろうと思っております。今後はさらなる官民協働により、何とか第3期の期間中にはそのめどがつけられるところまで到達したいと考えておるところであります。

次に、産業クラスター形成に向けた基礎的な条件は整ってきているのか、あるいはこれから整えていかなければならない段階であるのかのお尋ねがありました。

本県の目指す地域産業クラスターは、本県の強みである第1次産業など地域に根差した産業を核として、関連する産業の集積を図る取り組みであります。この第1次産業など地域に根差

した産業を核とすることで、県内のどの地域でも展開できる可能性があり、かつ関連する産業の集積により多様な仕事を生み出せることから、若者の地域への定着や中山間地域の維持・再生に大きく寄与し得る取り組みであると考えております。

これまでの産業振興計画の取り組みを通じて、農業分野では、新技術を導入した次世代型こうち新施設園芸システムの普及を開始いたしましたし、水産業分野では、養殖漁業の振興により加工の取り組みが活発になってまいりました。また、林業分野では、森の資源を余すことなく活用する仕組みが整いつつあるところであります。さらに、地域アクションプランでは、農林水産物などの地域の資源を生かした新たな加工や販売などの取り組みが進んでまいりましたし、観光資源の磨き上げや旅行商品づくりなどを通じて、地域を訪れる観光客もふえてまいりました。

こうした状況が各地で生まれ、今後さらに力強く展開することが一定見込まれる状況になってまいりましたので、そうした意味では、地域産業クラスターの形成に向けた基礎的な条件が一定整いつつあると考えております。現時点では、特に条件が整っていると判断される産業成長戦略の取り組みを土台とした9つのプロジェクトと、地域アクションプランの取り組みを土台としたやや小規模な7つのプロジェクトの推進を予定しているところであります。

こうしたプロジェクトを県内全域に広げていくためには、課題もあると考えております。クラスターにより生み出される商品やサービスの販売先を確保していく必要があることは当然でありますし、クラスター化を図っていく上で、地域に取り組む事業者がない場合は、公募して外から呼び込むことも必要であります。さらに、担い手不足が一層深刻となる中で、人材を

いかに確保していくのかという課題も想定されます。

今後、産業団体や市町村などさまざまな機関の皆様の御協力も得ながら、地域地域でのクラスター形成に向けたさらなる条件整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、産業クラスターの形成に関して、民間事業者や市町村などとの連携に向けどのように取り組むのかについてお尋ねがございました。

地域産業クラスターは、地域に根差した産業の集積を目指す取り組みであります。具体的には、第1次産業から第3次産業までの事業者や関係者が、地域の産品や人材、技術などの資源を最大限に生かして、お互いの強みを有機的に結びつけながら、地域地域において生産から加工、販売までの各段階での付加価値を積み上げる新たな仕組みづくりであると考えております。

このような仕組みづくりを進めていくためには、関連する事業者や市町村が有機的に連携して、相乗効果を生み出すことが重要となってまいります。

このため、まずは県庁内にワンストップの相談窓口を設け、クラスター形成を支援する専門コーディネーターを配置して、さまざまな御相談に対応をしながら、関係の産業団体の協力などを得て、クラスターの形成が見込まれる案件に関する情報の集約を行います。その中から実現性の高い案件を抽出し、意欲ある事業者や市町村などの皆様の参画を広く募ってまいります。

次に、応募のあった事業者や市町村などが行うクラスターの形成に向けた具体的なビジネスプランづくりを支援してまいります。その過程で、県としてもクラスターを構成する産業群が厚みを増し、付加価値がさらに向上するよう、第1次産業から第3次産業までの事業者を幅広く追加的に募ってまいります。

さらに、ビジネスプランを実行する段階では、

県や市町村、関係の産業団体、専門コーディネーターなどで構成するプロジェクトチームを設置し、第1次産業やものづくり、販路開拓、企業立地などの各支援策を講ずるなど、クラスターの形成に向けてきめ細やかなサポートを行ってまいります。クラスター案件の掘り起こしからプランの策定、実行に至るまでの一連の取り組みを通じまして、さまざまな主体や関係者が連携したクラスターの形成を目指してまいりたいと考えているところであります。

次に、産業振興計画を推進するに当たり克服しなければならない課題とは何か、またこの課題の克服のために何が必要であるのかのお尋ねがありました。

産業振興計画では、地産外商を戦略の柱に掲げ、官民協働で全力を挙げて取り組んできた結果、地産と外商がともに拡大をしております。しかし、この流れをさらなる地産の強化に向かわせ、地産が強化されることによって外商がさらに拡大していくという拡大再生産の力強い好循環が生まれる状況には、いまだ至っておりません。第3期計画で掲げる各分野の高い数値目標のハードルを乗り越えるためには、やはりこの拡大再生産の力強い好循環を生み出していくという課題を、何としても克服していくことが大切であると強く感じております。

そして、この拡大再生産をなし遂げるためには、地産外商の取り組みについて時間軸をつなぎ、点を面にし、そして健全な新陳代謝を可能としていくことが必要であると考えておりまして、このために第1に担い手の育成・確保、すなわちこれは時間軸的な拡大再生産を目指す取り組みを進め、第2に地域産業クラスターの形成、すなわち量的な拡大再生産を目指す取り組みを進め、そして第3に起業や新事業展開の促進、すなわち質的な拡大再生産を目指す取り組みを進めていこうとしているところであります。

以上の3つのポイントによる拡大再生産に向けた強化策は、先ほどの飛行機の例でいいますと、人口減少の負のスパイラルという厚い雲を抜け出すために必要な施策群であります。第3期計画で掲げる数値目標の達成、さらにその先の地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県の実現に向けまして、これらの強化策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第2期の日本一の健康長寿県構想の総括についてのお尋ねがありました。

私が知事に就任した当時、40歳から64歳までの壮年期男性の死亡率が全国平均と比べて2割以上も高い、若手医師が減少を続けて医師不足が深刻化している、さらには人口の減少と高齢化が進行し、地域での支え合いの力が明らかに弱まっているなど、本県の保健・医療・福祉の分野では対応が困難な課題を数多く抱えておりました。

これらの課題解決のため、平成22年には第1期の日本一の健康長寿県構想、また24年には第2期の構想を策定し、関係機関や市町村、また県民の皆様とともに取り組みを続けてまいりました。

その結果、多くの分野で一定の成果が出てきているところであります。例えば保健の分野では、がん検診における対象者への個別通知や未受診者への再勧奨を初め、複数のがん検診が一度に受診できるセット検診日の拡大や特定健診との同時実施など、受診の利便性向上に努めてまいりました。

また、健康づくり団体や高知家健康づくり支援薬局と連携した直接の働きかけによる受診勧奨を進めてまいりました。その結果、いずれのがん検診や特定健診も受診率は上昇し、特に肺がん検診は目標の50%を超えて52.4%まで到達をしました。

こうした取り組みの結果、壮年期男性の人口10万人当たりの年齢調整死亡率は、全国平均を上回る人数が平成21年には92人であったものが、昨年には28人とおよそ3分の1以下まで改善したところであります。

また、健やかな子供の成長・発達の確認のために欠かせない乳幼児健診についても、市町村が実施する未受診児への受診勧奨や、より有意義な健診への取り組みに対する支援、また受診促進の取り組み強化などによりまして、1歳6カ月児と3歳児の受診率は、26年には21年と比較して10%以上改善をいたしました。

医療の分野では、奨学金制度の導入や高知医療再生機構を通じた若手医師のキャリア形成支援などに取り組みました結果、21年度当初には36人まで減少していた初期臨床研修医が、28年度には60人以上の採用が見込まれるまでに回復しており、また減少を続けていた安芸・幡多保健医療圏の医師数が26年には増加に転ずるなど、医師不足の状況に改善の兆しが見られるようになりました。

救急医療におきましても、平成23年3月に導入したドクターヘリは、23年度に375件であった出動件数が26年度には550件までに伸び、また27年度からは、救急車の搬送実績情報や傷病者の情報を医療機関と救急隊でリアルタイムに共有できる仕組みを導入することにより、連携体制を充実させてまいりました。

福祉の分野では、地域の支え合いの力を意図的、政策的につくり出す高知型福祉の推進拠点となるあったかふれあいセンターが、サテライトを含めますと県下の230カ所以上で活動が展開されるなど、中山間地域を中心に支え合いのネットワークづくりが進んでまいりました。

また、少年非行の防止対策につきましても、高知家の子ども見守りプランの推進に取り組んでまいりました結果、過去には3年連続で全国

ワースト1位であった少年非行率が、平成26年にはワースト13位まで改善をしております。

さらに、全国平均を大きく上回っていた自殺死亡率では、地域ぐるみの自殺防止に向けた普及啓発活動や相談支援体制の充実強化などに取り組み、警察庁の統計データでは、自殺者数が平成24年の214人から平成27年度の暫定値で115人へと減少し、死亡率のほうは10万人当たり28.17人から15.39人となり、全国平均の18.74人を下回る見込みとなっています。

しかしながら、働き盛りの世代の死亡率が依然として高く、また少子高齢化が進む中で、過疎化が深刻な中山間地域などでは、医療や介護などのサービスの提供に人材の確保面も含めて支障が生じてきているほか、県内で一定数の子供たちが、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に厳しい環境に置かれるなど、これまでの取り組みを通じて、その深刻さがより明らかになってきた根本的な課題があるものと考えております。このため、第3期構想を策定して対応していこうとしているものであります。

次に、第3期構想が目指す姿の実現に向けた課題や対策についてのお尋ねがありました。

第3期構想は、5本の柱立てにより重点的かつ骨太な対策を講じていくこととしております。

まず、第1の柱、壮年期の死亡率の改善では、県民の皆様の健康づくりや疾病予防のため、全ての小・中・高等学校において副読本を活用した健康教育の充実を図りますとともに、健康づくりの県民運動、ヘルシー・高知家・プロジェクトにより、健康意識のさらなる醸成と行動の定着化を目指してまいります。

また、壮年期の死亡原因の多くを占める血管病やがんを早期に発見し、治療に結びつけるため、引き続き特定健診やがん検診の受診勧奨を初め、特定保健指導の実施率向上に取り組ま

す。加えて、人工透析の導入につながる糖尿病の重症化予防などを強化してまいりたいと考えています。

こうした重点的な対策の中で、健康づくりの核となる高知家健康パスポート事業につきましては、議員御指摘のとおり、無関心層へのアプローチが課題と受けとめております。健康づくりに関心を持たれていない方々に、まずは健康パスポートを持ってみたいと思っただけのように、市町村や健診機関はもちろんのこと、できるだけ多くの協賛企業に啓発や特典の提供について御協力をいただき、魅力のあるものにしてまいりたいと考えております。

さらに、職場ぐるみの声かけなど職場、職域での積極的な取り組みを通じて、広く県民の皆様に健康パスポートを手にしていただけるよう取り組んでまいります。

第2の柱、地域地域で安心して住み続けられる県づくりでは、これまであったかふれあいセンターを中心に進めてまいりました高知型福祉のさらなるバージョンアップを図ることにより、地域住民の皆様の在宅生活の希望をかなえてまいりたいと考えています。

具体的には、クオリティー・オブ・ライフの向上へとつながる介護予防サービスの充実強化や認知症カフェの設置、さらには複合的な福祉サービスの提供などといったあったかふれあいセンターの機能強化を中心に、在宅医療、介護、福祉、住まいの整備などによる包括的なネットワークづくりを進めてまいります。

また、不採算となる地域の訪問看護サービスへの支援や、高知県立大学での訪問看護師育成など、訪問看護の提供体制を充実させるとともに、在宅療養を希望する入院患者が適切なリハビリを受けられるよう、回復期機能を担う病床の確保など、在宅医療への円滑な移行を支える医療資源の充実に努めてまいります。

さらに、新たな専門医制度への移行を念頭に、県中央部と中山間地域の中核的医療機関で勤務しながら、総合診療専門医などの資格を取得できる環境を整備するなど、地域の医療提供体制の核となる医師確保を図ってまいります。

第3の柱、厳しい環境にある子供たちへの支援では、学力の未定着や虐待、非行、いじめなどで困難な状況に直面している子供たちへの支援策の抜本強化に取り組んでまいります。中でも、妊娠期から乳幼児期にかけては、子供たちの命の安全・安心を守るため、市町村に子育て世代包括支援センターを設置し、支援の必要な家庭へのフォローを通じて児童福祉につなげる、すなわち母子保健と児童福祉をつなぐ仕組みづくりを行いますとともに、市町村の要保護児童対策地域協議会などを中心に、民生委員や児童委員と連携した地域での見守り体制の構築など、市町村の取り組みを支援していきたいと考えています。

第4の柱、少子化対策の抜本強化に向けた取り組みでは、結婚支援や子育て支援、さらにはワーク・ライフ・バランスの推進などを中心に、ライフステージの各段階に応じた取り組みのもう一段の充実強化を図るとともに、高知県少子化対策推進県民会議において取り組み目標の進捗管理を行いながら、官民協働の県民運動として推進してまいります。

第5の柱、医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化では、新たな人材の参入促進策と人材の定着促進、離職防止対策を抜本強化することにより、サービス量の確保と質の向上へと確実につながる好循環をつくり出すとともに、新たな雇用とサービスの創出を通じた産業化を目指してまいります。

いずれも根本的な課題であります。ゆえに、骨太に重点的に対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

次に、TPPに関し、影響額の試算と今後の農林水産業の振興対策についてお尋ねがありました。

議員のお話にもありましたとおり、平成25年3月にお示しした試算は、関税は即時撤廃し、関税撤廃に対して何ら対策を講じないことを前提としていましたので、影響額は約158億円と非常に大きなものとなっております。先月、県が公表しました影響試算は、国内対策が十分効果をもたらすことなどを前提とした国の試算方法に基づき、機械的に行ったもので、前回の試算結果に比べて大幅に少ない約5億円から10億円の影響額となっております。

中でも、米の影響額については、前回試算の約70億円に対して、今回輸入量と同量の国産米を政府備蓄米として市場から隔離することを前提とした国の試算に従って、ゼロと試算をいたしました。

しかし、実際に米や畜産物などの安価な輸入品が流通した場合の価格低下や、県外で米から野菜へと転作が進んだ場合に受ける野菜の価格低下などは、現段階では定量的に見通せないものの、そのリスクを十分に踏まえておく必要があるものと考えております。

また、こうした将来の経営への不安に加え、資材費の高騰や販売価格の伸び悩みなどによる所得の低下、高齢化による担い手の減少といった厳しい環境下では、農林水産業者の生産意欲を減退させ、結果として生産量の低下といったことにつながることも懸念をされます。このため、これらを含む懸念などについても、先月発表しました公表資料に定性的な影響として明記し、影響額とあわせてお示しをいたしました。

さらに、本県の場合は、中山間地域が多いといった厳しい実情もあります。こうした地域は、小規模で零細な産地が多く、大規模化していくには限界がありますことから、TPPの影響を

大きく受け、人口減少に拍車がかかり、地域の維持すらできなくなる可能性も否定できないと考えております。この点につきましても、公表資料の中で明示しております。

こうしたことから、県としましては、試算の前提である国内対策が、実効性のある具体的な施策として着実かつ地方の隅々にまで行き届くものとなっているのかを注視するとともに、中山間地域が多いといった本県の実情を踏まえ、国に対してさらに積極的に政策提言を行ってまいります。あわせて、県としましては、何より産業振興計画を力強く推進していくことが重要だと考えております。農林水産業については、新たな技術の導入などにより地産を強化し、生産性の向上を図ることなどを通じて従事者の所得向上を目指してまいります。また、国内の販売強化を図るとともに、海外販路の開拓などにも取り組んでまいります。さらには、地域産業クラスターを形成する、担い手を確保するなどの取り組みにも、積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、ガット・ウルグアイ・ラウンド関連対策の本県への効果や反省点、今後の対応についてのお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、平成5年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意を受け、国は力強い農業構造、農業経営の実現や総合的視点に立った農山村地域の活性化などの対策を行うため、事業費規模で約6兆円、国費で2兆6,000億円余りの予算措置を行いました。その内訳を見ますと、農業生産基盤整備などの公共事業が約5割を占めており、その他の事業としては地域の農業生産の高度化、付加価値向上等のための施設整備事業や、農家負担軽減のための融資事業などとなっております。

この対策が始まった平成6年度から26年度までの約20年間で、全国の農業総産出額は、議員

のお話にありましたとおり約3兆円減少しております。これを分析してみますと、米がその約8割の2兆4,000億円を占めており、嗜好の多様化による需要量の減少や価格の低下がその大きな要因だと考えられます。

国は、平成12年7月にこの対策の中間評価を行っており、目標達成が必ずしも十分でない事業もあるが、一定の効果を上げていると評価しております。

県においては、平成6年度補正予算から13年度当初予算までの間に、農業関連予算として約350億円を措置しました。その約6割が公共事業で、主なものとしては、四万十町影野地区の圃場整備や県東部地域の広域農道整備などがあり、本県の農業の基盤整備が一定進んだものと考えております。また、園芸振興対策として実施した県園芸連の園芸流通センターの整備などは、本県農産物の一元集出荷体制の一層の強化につながったのではないかと考えております。

こうした大きな効果があった一方で、ソフト事業などが十分ではなかったのではないかとという反省点もあります。今後のTPP対策を進めるに当たっては、ハード事業に偏ることなく、例えば本県の農業を支えている家族経営体の経営強化に向けた支援や、産地提案型を初めとする新規就農者の確保や育成、競争力の強化には限界がある中山間地域の農業を支える仕組みづくりなどのソフト事業にも重点を置く必要があると考えています。

そうしたことから、今後も国に対して、本県は中山間地域が多いことや高齢化が全国に比べて早く進行している実情などをしっかりと伝えながら、ハード施策とソフト施策をバランスよく組み合わせた地域の取り組みに対する支援策の拡充を求めてまいりたいと考えているところであります。

次に、本県のJAグループが取り組んでいる

県域1JA構想への期待と、構想の実現に向けての支援についてお尋ねがございました。

本県の農業は、農業者の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷など大変厳しい状況にあり、これに伴い農協の事業規模も縮小の傾向にあります。こうした中で、農協が農家に寄り添ったきめ細やかな営農指導や担い手の育成などを通じて、引き続き地域の農業を支え、農業を成長産業として維持・発展させていくためには、これまで以上に経営体質を強化していくことが必要であります。

そのため、本県のJAグループでは、将来にわたって農業の振興や組合員所得の向上、地域への貢献に取り組むため、議員のお話にありましたように、昨年11月の高知県JA大会において、平成31年1月の県域1JA構想の実現を目指して取り組んでいくことを決議されました。

JAグループが目指している県域1JA構想の取り組みは、経営基盤の強化や事業の効率化のみならず、営農指導体制の強化などの組合員サービスの充実や農業所得の向上にもつながる有力な方法と考えております。また、産業振興計画を推進していく上でも、JAグループは地域の農業者をリードし、県と連携して取り組んでいただく重要なパートナーであり、今後この構想が実現すれば、これまで以上に連携が強まり、計画の目標達成に向けた取り組みが効果的に進められるものと考えております。

今後、合併に向けた議論が進んでいくとお聞きしておりますが、JAグループの皆様におかれましては、基本方針にもあります組合員の所得や事業の利便性をどのように向上させていくのかなどについて、そのプロセスを組合員の視点に立って丁寧にお示しになり、農協と組合員の皆様が一丸となって取り組んでいかれるものと期待しております。

県としましては、昨年秋から農協中央会の会

長を初めとする幹部職員の皆様と、農業振興部の職員が定期的に意見交換を行っており、JAグループが目指す地域1JA構想の実現に向けて、今後ともさまざまな課題を共有し、必要な支援を行ってまいりたいと考えています。

次に、高台移転を希望する企業を調査し、それに合わせた工業団地の整備を行うことも必要ではないかとのお尋ねがありました。

東日本大震災の発生や南海トラフの巨大地震による津波浸水予測の公表などを契機としたBCPに対する意識の高まりとともに、県内企業の皆様から高台移転に関する数多くの意見をいただき、関心の高さを実感しております。

県では、昨年度、県内製造業573社を対象に今後の意向調査を実施しました。その結果、工場等の増設や移転を計画または検討している企業は62社で、希望する面積は約25ヘクタールであり、そのうちBCPに関するものは12社で、面積は約9ヘクタールでございました。また、高知市が把握しているところでは、運送業や卸売業等の製造業以外の業種で約10ヘクタールのニーズがあるとお聞きをしております。

現在、県では、約17ヘクタールの工業団地を整備しています。高知市と共同で、一宮地区に分譲面積約5ヘクタールの団地を平成29年度の工事完成を目指し整備を進めていますし、南国市と共同で、日章地区に約12ヘクタールの団地を平成30年度の工事完成を目指し整備を進めているところであります。

議員のお話にもありましたように、一宮の団地は高知市との協議により製造業を対象としておりますが、同時に整備を進めています日章の団地では、一宮の団地の2倍以上に分譲面積を予定していますので、製造業に加え運送業なども対象とする方向で南国市と協議を行っており、ニーズには一定お応えできるものと考えています。

また、28年度からの次期南海トラフ地震対策行動計画におきましても、大規模地震発生後の速やかな経済活動の復旧を図るため、工業団地の早期完成と市町村が実施する適地調査の支援を位置づけることといたしております。

県では、一宮と日章の両団地の早期完成に全力で取り組んでまいりますとともに、今後の団地整備につきましては、県内企業の具体の増設や移転等の計画や意向を十分にお聞きしながら、市町村ともしっかりと連携して対応してまいりたいと考えております。

次に、高台開発における土地利用規制の運用をどのように扱っていくのかのお尋ねがありました。

高知市周辺につきましては、現在高知市を中心とする一体的な生活圏を高知広域都市計画区域に指定し、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定め、市街化調整区域において土地利用を規制しています。

市街化調整区域における高台での工業団地や住宅団地などの開発につきましては、市や町が地域の実情に応じたまちづくりの方針を定め、その整備計画を地区計画として都市計画決定することにより、開発を行うことができます。議員のお話にありました高知市一宮の工業団地や南国市久礼田の流通団地などが、この地区計画により開発が行われています。

一方、個々の案件につきましても柔軟な対応を行っているところです。例えば空き家などを有効活用して、津波浸水予測区域内の住民や企業が高台へ移転できるような運用を行っています。また、発災時にみずから避難することが困難な方につきましては、高台で住宅の建築が可能となるような対応も行っているところです。

今後も人口減少や高齢化による社会構造の変化を踏まえ、市街化調整区域であっても、一定規模以上の既存集落については住宅建築の要件

を緩和するなど、土地利用規制の柔軟な運用を検討していきたいと考えています。またあわせて、高知市内の土地利用規制の柔軟な運用について、開発許可権を持つ高知市と引き続き協議を進めてまいります。

次に、エコサイクルセンターに関する一連の御質問にお答えをいたします。

まず、計画を上回るペースで埋め立てが進んだことをどのように捉えているのかとのお尋ねがありました。

エコサイクルセンターは、日高村の住民の皆様様の御理解と御協力をいただきながら、生活環境の保全と廃棄物の適正処理を行う施設として整備しました、県内で唯一の産業廃棄物の管理型最終処分場であります。平成23年10月の開業以来、事業者にとって利用しやすい環境が整ったことに加え、公共関与による施設に対する安心感や認知度の高まりとも相まって、埋立計画量のおよそ2倍のペースで埋め立てが進んでおり、このままのペースでいきますと、6年後にはほぼ満杯となる見込みです。

このように埋立計画量と実績で大きな違いが生じた主な要因の1つ目は、建物の解体に伴い排出される廃石こうボードが、見込みと比べて5倍ほどの埋立量になってきていることあります。これは、従来廃石こうボードは、紙を取り除いた後、安定型最終処分場に埋め立てられていましたが、有害ガスが発生する事故が起きたことを契機に、国が管理型最終処分場に埋め立てるよう取り扱いを変更したことによるものです。この時点では、事業敷地や施設整備費を勘案した実施設計がほぼ固まっていたことから、計画の見直しを行うことが困難な状況でありました。

2つ目の要因は、鋳物工場から排出されます鉍滓が、見込みと比べて3倍ほどの埋立量になってきていることあります。これは、廃棄物処

理法の施行前の昭和30年代に、高知市弥右衛門地区で埋立処分されていた鉍滓およそ1万1,000トン、これは埋立計画量のおよそ2年分に相当しますが、これが土地区画整理事業の施行に伴い掘り起こされ、それを受け入れざるを得なかったということでもあります。

このほか、県外処理を行っていた事業者が、コスト面の優位性から持ち込むようになったことが主な理由であります。

このように当初の見込みを上回る埋め立てにより、施設の運用期間が短くはなりますが、このことはエコサイクルセンターが安全かつ低コストに産業廃棄物を処理する施設として、産業活動を幅広く下支えする機能を発揮したことのおかげでもあり、県内における管理型最終処分場の重要性を改めて認識しているところでもあります。

次に、開業まで18年の歳月を費やしたのは、多くの反対の声があったためであると思うが、これらの声は今もあるのかとのお尋ねがありました。

エコサイクルセンターを建設する前には、地域住民などから、仁淀川への汚水の流出や、農水産物の風評被害の発生などを懸念する声が寄せられていました。しかしながら、施設が完成して以降、県内外の多くの皆様様に、屋根つきで処理した水を外に放流しないクローズドシステムを採用した施設を直接ごらんいただく中で、安全・安心面に配慮されたすばらしい施設であることが実感できたといった声もいただくようになりました。

また、熊本県や鹿児島県におきましては、エコサイクルセンターを視察した後、同様の被覆型クローズドシステムを導入した施設を整備しており、このことから周辺環境に配慮した安全な施設である、モデル的な施設であると評価をいただいたものと考えております。

施設の供用開始後は、施設の安全性はもとより、地元小学校で環境学習会を開催するなど積極的に地域住民との交流に取り組むほか、地域の皆様から寄せられる交通安全への配慮の声に対しても、きめ細やかに対応しております。加えて、環境保全等連絡協議会を定期的に開催して、環境測定結果の報告や意見交換を行うなど、地域住民の生活環境の保全に努めており、開業前に御心配いただきましたような声は、聞き及ぶ限りではお伺いしていないものと承知しております。

今後もエコサイクルセンターには、地域住民の信頼に応えることができるよう、安全で安心な運営に努めていただきたいと考えているところであります。

次に、産業廃棄物への対応方針を定めるマスタープランでは、どのようなことが検討されるのか、また安定的な管理型の産業廃棄物最終処分場の確保に向けて、今後どのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

産業廃棄物の取り扱いとしましては、全国的に、県内で発生した廃棄物は県内で適正に処理するという域内処理を基本的な考えとしており、県外へ排出し、埋立処分することが難しい状況があります。

こうした中、先ほど申し上げましたように、エコサイクルセンターは6年後には満杯となる見込みでございますので、その後の継続的な処理体制を確保する観点や、施設整備に要しました期間を考えますと、来年度には今後の対応方針を明らかにするマスタープランの検討が必要と考えております。

マスタープランでは、まず産業廃棄物の発生量のほか、処理実態の把握やエコサイクルセンターの利用者への聞き取り調査などを行い、これからの管理型産業廃棄物の再資源化や減量化の動向にも留意しながら、施設整備の必要性を

検討してまいります。その上で、公的関与を含めた整備主体や施設構成などに関する考え方を盛り込む予定であります。

このプランの検討に当たりましては、過去の経験から、オープンな議論と情報公開が何よりも増して大切と考えております。このため、学識経験者や経済界、産業界などさまざまな分野の代表者で構成する検討委員会を設置し、幅広い観点から御意見や助言をいただくことを考えております。また、県議会へも随時御報告をさせていただきます、県民の皆様のお理解もいただきながら、できるだけ速やかにマスタープランを策定し、それに即して候補地の選定を含めた具体的な作業に入ってまいりたいと考えているところであります。

最後に、高知龍馬マラソンについて、次回どのようにして1万人規模の大会を実現するのかのお尋ねがございました。

高知龍馬マラソンは、高知県の魅力を多くの県外の方々に知っていただくとともに、県民のスポーツや健康への関心を今まで以上に高めることを目的に開催するものであり、第1回大会の3,500人規模から順調に参加者数を伸ばしてまいりました。

今大会、目標の1万人に届かなかったことは残念ですが、初めて全ての都道府県からエントリーがありましたし、海外からも42名のエントリーがあり、前回大会より1,789人多い、過去最高の9,534人となりました。出走者については8,176人、昨年より1,633人ふえております。

沿道の途切れることのない温かい声援や、ボランティアの方々の心からのおもてなしは、今大会も健在であり、参加者の順調な伸びとあわせて、早春のイベントとして定着していることに手応えを感じております。

1万人規模の大会の実現に向けましては、ランナーの幅広いニーズに応えるとともに、本県

ならではのおもてなしをさらに充実するなど、ランナーにとってより魅力ある大会にしていくことが必要だと考えます。具体的には、マラソンの初心者でも参加しやすいよう、6時間としている制限時間を緩和することや、本県特産品を取り入れた給水、給食のさらなる充実、記念品の提供などについて検討したいと思います。

さらには、今回ゲストランナーとして参加していただいた金哲彦さんにアドバイスをいただき、集客力のある有名ランナーの招聘や、より楽しく走れるコースづくりなどにも取り組んでまいります。

次回大会は、来年2月19日の開催が既に決定していますので、早い段階で新しい工夫を盛り込んだ大会概要を公表し、高知龍馬マラソンの魅力を国内外へ発信することにも努めてまいります。

一方で、今回明らかになった救護体制などさまざまな課題への対策についてもしっかりと行うことにより、高知龍馬マラソンがランナーにとってぜひ参加してみたいと思うマラソンへと発展するよう取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 南海トラフ地震対策について、第2期行動計画で明らかになった課題は何か、またこれを第3期行動計画にどのようにつなげていくのかとのお尋ねがございました。

これまで第2期行動計画の取り組みを着実に進めてきた結果、命を守る対策では、お話にありました津波避難空間の整備や公共施設の耐震化がおおむね完了するほか、河川、海岸堤防の耐震化や保育所などの高台移転にも取り組んでまいりました。

また、命をつなぐ対策では、総合防災拠点が概成したほか、道路啓開計画の策定なども行い

ました。これに加えて、中山間地域へのヘリコプターの離着陸場の整備や避難所の確保なども進めてまいりました。これら多くの取り組みを進めてきたことで、新たな問題点が見えてまいりました。

例えば、最大クラスの地震が発生した場合に、学校や県有建築物の耐震化は概成しましたが、住宅の耐震化が74%から77%と大きくは進まなかったことから、建物倒壊による想定死者数は12%、負傷者数は9%の減少にとどまっていること。

また、沿岸部の508地区全てにおいて地域津波避難計画は策定され、津波避難空間の整備が概成しました。これらの津波避難空間を使いこなし、各地域で津波から確実に避難できるか、避難経路の現地点検を進めていますが、点検に時間を要しており、その進捗は28%にとどまっていること。

さらに、避難所の確保について、収容能力を約17万から21万人分までに拡大してまいりましたが、想定される避難所への避難者数は3%の減少にとどまり、いまだ約4万人分の避難所が不足していること。

また、発災後、避難所に支援物資などを届けるルートを確保するため、橋梁の耐震化や緊急輸送道路ののり面防災対策などを進めるとともに、道路啓開計画も策定しました。その結果、道路啓開に長期間を要する地域が一定存在することがわかったこと。

加えて、津波避難対策を進めたことにより、想定死者数は4万2,000人から大幅に減り1万4,000人となりましたが、住宅の耐震化が大きく進まなかったことなどから、負傷者数は5,000人の減少にとどまり、いまだ3万人以上の負傷者が想定されることなどがございます。

このほかにも数多くの問題点が明らかになっており、第3期行動計画の策定に当たっては、

これらを解決するための課題を洗い出し、その中でも特に重点的に取り組む必要がある8つの課題を整理しています。

まず、命を守る対策では2つの課題に取り組みます。1つ目は、地震対策の一丁目一番地であり、人的被害に大きく影響する住宅の耐震化を加速します。2つ目は、整備された津波避難空間まで確実に避難できるのか、現地での点検を加速化させ、地域地域での津波避難対策の実効性を確保していきます。

次に、助かった命をつなぐ対策では5つの対策に取り組みます。まず、揺れや津波から助かったあと、命をつなぐ重要な場所となる避難所について、さらなる確保対策とあわせて、発災後、住民が主体となって速やかに避難所を開設し、円滑な運営ができる体制の整備を図ります。また、地域に支援物資などを届けるため、陸路のみならず海路や空路を活用して、早期にルートを確認するための取り組みを進めます。さらに、発災後は年間の救急搬送件数とほぼ匹敵する負傷者が一度に発生することに備え、県民総力戦による前方展開型の医療救護活動を実現するための体制を確立していきます。

このほかにも、応急期機能配置計画の策定や、高知市の長期浸水区域における確実な避難と迅速な救助・救出の取り組みも進めてまいります。

これらに加え、全ての取り組みを進める上で共通の課題となる県民への啓発の充実強化にも取り組んでまいります。

これらの第2期行動計画で明らかになった課題に対して、第3期行動計画では、対策の見直しや新たな対策を講じるとともに、対策間の連携もしっかりとっていくことで、命を守る対策を地域地域で徹底していく、命をつなぐ対策を掘り下げ具体化させていく、さらに生活を立ち上げる対策についても、速やかな復旧・復興を目指して検討の加速化に取り組んでまいります。

次に、住民の防災意識を維持させていくための第3期行動計画における具体的な方策についてお尋ねがございました。

県ではこれまで県民の皆様への啓発の取り組みとして、「南海トラフ地震に備えちょき」の全戸配布や、テレビやラジオ、新聞などさまざまなメディアを活用した県民全体を対象とする啓発や、自主防災組織の人材育成研修や避難所運営の訓練などを通じた個人を対象とする啓発に取り組むことで、防災意識の向上に努めてまいりました。

平成25年度に行った県民意識調査の結果を見ると、東日本大震災前と比較して、津波から早期に避難する意識は20%から70%になるなど、県民の皆様は津波に対する危機意識は大きく向上しております。

しかし、本年度の調査では、早期避難の意識は横ばいに、また揺れに対して家具を固定している割合も横ばいであるなど、東日本大震災から5年が経過したことで、この2年間、防災意識が向上していないという状況が明らかになりました。

さらに、この調査結果から見えてきた具体的な問題点としては、津波浸水予測区域内の4人に1人が浸水区域内であるといった認識を持っていないなど、必要な情報が行き届いていないか、もしくは正しく認知されていないこと。揺れで家具が転倒するといった危機意識を8割の方が持っているにもかかわらず、実際に家具を固定している方は3割にとどまっているなど、被害に対する危機意識はあるものの、行動につながっていないこと。さらに、対策を行っていない方の1割は、地震に関心がないあるいは地震はすぐに起きないと思うといった地震対策に関心のない層が一定存在するといったことなどがございます。

これらの問題点に対し、第3期行動計画では、

これまで行ってきた啓発を充実させるとともに、新たに2つの視点で取り組むこととしています。

1つ目は、それぞれの地域において顔の見える啓発を行っていくことです。具体的には、避難路の現地点検や避難所運営マニュアルの作成など、地域本部が住民の皆様と一緒に取り組むさまざまな機会を活用して、直接お伝えする啓発を実施してまいります。

2つ目は、県民の皆様災害を自分のこととして捉えていただく啓発です。発災後から復旧・復興期まで一連の時間軸の中で、事前に備えておかなければ被災者や被災地がどのような状況に陥ってしまうのか、具体的にイメージしていただけるDVDなどを作成し、県民の皆様にお示ししてまいります。

こうした取り組みにより、地震への備えについて県民の皆様が正しく理解し、行動につなげていただけることを目指すとともに、東日本大震災の教訓を風化させることなく、県民一人一人の防災意識を維持していくことはもちろんのこと、さらなる向上を目指してまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 税の特例措置の周知も含めた空き家に対する取り組みについてお尋ねがございました。

空き家は、適切に管理が行われなければ、衛生、景観などの地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすとともに、老朽化すれば、地震発生時に倒壊して避難路を塞ぐなど防災面での課題もあるため、空き家対策は南海トラフ地震対策としても重要であると認識をしております。

このため、県は市町村と連携し、老朽化した空き家の除却に対する助成や公的賃貸住宅としての再生、活用に取り組んでおり、本年度末までに24市町村で447棟の空き家が除却され、18市町村で61棟の空き家が再生される見込みです。また今後、空家等対策の推進に関する特別措置

法に基づき、市町村が行う指導等の参考となる考え方や、空き家の優良な活用事例などを取りまとめたガイドラインを作成し、市町村に提供する予定です。

議員からお話のありました税の特例措置は、空き家が発生する要因の一つである相続に着目し、住宅を相続された方が当該住宅を耐震改修した上で譲渡した場合などに、譲渡所得から3,000万円を控除するものであり、相続の後、空き家となった住宅が適正に管理されず放置されてしまうことを抑制する効果が期待されます。

今後も空き家対策に取り組む市町村を財政的、技術的に支援していくとともに、空き家に係る新たな税の特例措置についても、市町村や不動産事業者等と連携して広く県民の皆様周知することで、空き家対策を促進してまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) はた博終了後、幡多地域の観光にどのような変化があったのか、また、はた博の経験が東部博にどのように活かされたのか、さらに歴史を中心とした博覧会とこれまでの地域博をどのように結びつけていくのかについてお尋ねがありました。

幡多地域では、平成25年度に開催されました「楽しまん！はた博」を通じて、広域的な視点による地域の豊かな自然や食を生かした旅行商品や周遊プランの造成、タイムリーなプロモーションなど、広域観光の有効性や必要性が認識され、市町村間の連携が深まるとともに観光人材の育成が進み、地域みずからが継続的に広域観光に取り組んでいかれるようになりました。

今年度からはさらに戦略的な観光地づくりにつなげていくため、県と6市町村が連携して国の地方創生交付金を活用し、幡多広域観光協議会を中心となって、一般観光客やスポーツツーリズム、インバウンドなどターゲットを定め、

マーケティングやプロモーションを展開するなど、県内の広域観光のモデルとなる取り組みを進めているところです。

今年度、「高知家・まるごと東部博」を開催した東部地域では、はた博の取り組みを参考に、計画づくりの段階から官民による実行委員会を立ち上げるとともに、広域の視点による体験プログラムなどの造成や、旅行エージェントへのプロモーション活動などを通じた人材育成にも取り組みました。また、観光客の滞在時間の延長と周遊を促進するため、地域内に設置した3つのパビリオンを中心に、エリア内での周遊コースを造成するとともに、それぞれのパビリオンにおいて他のエリアの観光情報を積極的に提供することで、エリア相互の誘客につなげました。

こうした取り組みの結果、東部地域では官民の広域観光に対する協力体制づくりにつながり、さらに博覧会終了後も官民一体となった広域観光を推進するため、9市町村が中心となって、去る2月25日にその広域観光を担う新たな法人の設立総会が開催されたところです。

また、4月10日に「2016奥四万十博」がスタートする高幡地域においても、これまでの地域博覧会での取り組みをさらに発展させ、市町村単位で体験や食、土産物などを組み合わせた周遊コースや市町村間をつなぐ公共交通やタクシーを活用した周遊プランをつくり上げるなど、地域地域に経済効果を生み出す仕組みもできつつあります。

今後開催を予定している歴史を中心とした博覧会については、地域地域で歴史資源の発掘と磨き上げをしっかりと行い、歴史観光の基盤を県内全域で整えますとともに、磨き上げた歴史資源と周辺の観光資源が一体となった周遊コースをつくり上げていくこととしています。

その際には、これまでの地域博覧会の開催を通じて地域に蓄積された広域観光のノウハウを

生かしながら、食や体験プログラムなどをつなぐ周遊コースや二次交通の仕組みをしっかりと組み込み、さらに磨き上げを進めることで、博覧会終了後においても持続的な観光振興につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、桂浜の再整備に向けた検討の中での渋滞の解消に向けた対応についてお尋ねがありました。

桂浜の渋滞対策につきましては、昨年9月のシルバーウィークの期間中に想定以上の交通渋滞が発生しましたので、改めて今後の対応について県と市で協議を行いました。

その結果、これまでのゴールデンウィークやお盆などの大型連休のみならず、道路の混雑予測や宿泊状況などを収集・分析した上で、多数の入り込みが予想される連休や桂浜でのイベントについては、事前に高知市と検討の場を設けて、新聞やテレビなどによる渋滞予想の事前広報、交通整理や案内を行うスタッフの配置、シャトルバスの運行など必要となる対策を連携して取り組むことといたしました。これによりまして、渋滞の発生が懸念されました昨年11月21日からの3連休では、高知市と協議を行った上で、事前広報や交通整理のスタッフの配置などの渋滞対策を実施したところです。

ただ、こうした対策も連休やイベントごとに行う必要がありますことから、大型連休ごとの慢性的な渋滞を緩和するためには、現在検討が進められている桂浜公園の再整備の中で、その対策についても十分議論される必要があると考えております。

昨年高知市が取りまとめた桂浜公園整備基本構想では、大型バスの駐車台数を増加するほか、検討項目として立体駐車場の設置や駐車場の無料化、さらには海上からのアクセスのための係留施設の設置などが盛り込まれております。今

後、高知市が基本計画を策定する中で、それぞれ具体的に検討が進むものと考えておりますので、その他の方策も含めて高知市としっかりと協議させていただきながら、渋滞の緩和に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、スポーツキャンプなどの誘致戦略について、またキャンプ等の実施に当たってのプロ野球球団等の要望への対応状況と、プレシーズンマッチの開催に向けた今後の活動についてお尋ねがありました。

スポーツキャンプなどの誘致推進につきましては、平成24年度から第2期産業振興計画の観光施策の柱の一つに位置づけ、集客力があり、本県のブランド力を高めることにつながるプロ野球やJリーグ、アマチュアのトップリーグのキャンプや公式戦の誘致に加えて、その実績をもとにオフシーズンを含めて切れ目なく誘客できるよう、さまざまなアマチュアスポーツ合宿等の誘致に取り組んでまいりました。

その中で、まずプロ野球につきましては、秋は関西圏からのアクセスや気候のよさを強みとした1軍のキャンプ、春はプレシーズンマッチの開催を通じた1軍の2次キャンプの誘致に向けて取り組んでまいりました。その結果、毎年秋には阪神、オリックスの1軍と韓国球団の3球団がキャンプを実施しており、ことしの春にはプレシーズンマッチの開催はできませんでしたが、阪神の2軍と埼玉西部B班とA班の一部に韓国球団を加えた3球団がキャンプを実施しております。

次に、Jリーグとトップリーグにつきましては、温暖な気候に加えてグラウンドの芝や施設環境のよさを強みとした誘致に取り組み、ことしの春はJ1のアルビレックス新潟など過去最高となるJリーグ5チームがキャンプを実施いたしましたし、昨年秋のラグビートップリーグの2チームの合宿や、昨年7月のなでしこリー

グの公式戦の開催につながったところです。

このようなキャンプの実施に当たっては、球団などの要望に応じて、春野球場の仮設ブルベンの設置や東部球場の選手控室の拡充、そして安芸球場の防球ネットの拡充など、県と各関係市が協力して整備をしましてまいりましたし、Jリーグにつきましても、春野の陸上競技場や球技場の芝の状態の向上に努めてまいりました。

こうしたプロスポーツやトップリーグの誘致実績をもとに、競技団体や市町村などと連携し、幅広い競技の大会や合宿の誘致に取り組んだ結果、韓国の小中学校や国内の社会人、大学などの野球チームの合宿誘致につながり、2月、3月のキャンプシーズンは、県内各地の球場はほぼ満杯の状況となっております。さらに、サッカーでも大学や高校の合宿や大会が増加するなど、一定の集積が図られてきたものと考えております。

今後、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機に、県教育委員会が策定いたしましたスポーツ推進プロジェクト実施計画に基づき、高知市東部総合運動場多目的ドームの建設や土佐西南大規模公園の多目的グラウンドの人工芝化などの整備が順次進められることになっておりますので、こうした施設整備に合わせてプロスポーツやトップリーグを中心に、さらなる誘致に向けて力を入れてまいりたいと考えております。

こうした取り組みに加えて、第3期産業振興計画では、高知ならではの自然を生かし、アウトドア拠点の整備とトライアスロンやサーフィンなどの大会の開催支援、魅力的なサイクリングコースの設定などにも取り組んでまいりたいと考えております。

また、プロ野球のプレシーズンマッチの開催に向けましては、現在の春のキャンプの継続はもちろん、1軍の2次キャンプにつなげるため

にもその開催は重要であると考えておりますので、できる限り早い段階から各球団との交渉を開始し、今年度も本県での開催を希望する球団もございましたので、そうした球団の御協力もいただきながら、開催に向けて全力で取り組んでまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 高知龍馬マラソンに関する御質問にお答えします。

まず、今回起こりました心肺停止事案に関し、経緯と今後の対策についてお尋ねがございました。

今回の高知龍馬マラソンでは、10件の救急搬送があり、うち2件で一時心肺停止となる事案が発生いたしました。心肺停止となったランナーのお一人は既に退院されており、もうお一人につきましても、まだ入院中ですが、回復に向かっているとお聞きをしております。救急搬送されたそのほかのランナーにつきましても、回復が確認されております。

心肺停止の事案は、2件とも付近にいたランナーや応援の方が心肺蘇生とAEDによる処置を行うことで自発呼吸が戻り、その後の救急搬送につながっております。いずれの事案も、救命措置を行った多くの方が医療関係者であったことが幸いし、救命につながったと思っております。対応に当たっていただいた皆様には、深く感謝を申し上げたいと思います。また、警察、消防、日赤などの関係者の連携と現場のスタッフの懸命な対応も、救護活動において有効に機能したと認識をしております。

この心肺停止事案を含め、救急搬送された事案の詳細な経緯等につきましては、現在AEDの解析や関係者からの聞き取りを行っているところであり、まだ十分な検証まではできておりませんが、現時点で課題として特に重要と考えていることが3点ございます。

1点目は、救護事案をスタッフが素早く発見し、連絡することができる体制を整備する必要があること、2点目は、スタッフとして配置する医師や看護師が、より早く現場に駆けつけることができる体制を強化すること、3点目は、速やかに医療機関に搬送するために、関係機関の協力体制を強化することでございます。また、ランナー自身で適切に体調管理を行っていただくための啓発など、事故の未然防止対策も必要と考えております。

今後は、救護対応の検証により課題を明確にするとともに、他のマラソン大会の先進事例も参考にしながら、警察・消防・医療関係者などの協力を得て検討を重ね、2017大会ではランナーの皆様がより安心して安全に走ることができる救護体制をしっかりと整えてまいります。

次に、今大会の反省点についてお尋ねがございました。

今大会は、昨年から約1,600人増の過去最多となる8,176人の参加をいただき、大きな混乱もなく大会を終えることができました。議員の皆様方にもたくさん参加をいただき、大会を盛り上げていただいたことに感謝を申し上げます。

しかしながら、完走率が低かったことや、御指摘のありましたトイレの設置や給水、救護等でも課題が見つかりました。

まず、トイレの設置については、スタート地点とスタート地点から5キロメートルまでの間のトイレの数を前回大会よりふやす対策を講じ、ランナーの整列場所周辺を中心に、第1給水所までに8カ所、158基のトイレを設置し対応しておりましたが、想定を超える利用があり、ランナーの皆様にご不便をおかけいたしました。次回大会では、特にスタート地点付近を含めたコース序盤のトイレの数を増加させるとともに、参加者にわかりやすい案内をすることで、安心して大会に参加できる体制をつくりたいと考えて

おります。

また、給水につきましては、大会前に気温の上昇が予想されたことから、第1給水所を除く全ての給水所に水240から360リットルを補充し、本番に備えました。しかしながら、最高気温が20度を越えたことにより、水の使用量が想定を上回ったことや、補充した水の保管場所の徹底がなされていなかったことなどにより、お話にもありましたように、給水できなかったランナーがいたという事例があり、大変申しわけなく思っております。水分補給は、ランナーにとって非常に重要なものであり、不足するようなことがあってはならないことでもあります。次回大会に向け、天候、人数、場所を考慮し、必要な水分量を十分準備することなど、さまざまな状況を想定した上で、今回のようなことが起こらないよう、再度見直しを行いたいと思います。

そのほかにも、雨天時や交通規制への対応など幾つかの課題が上げられますが、今大会の反省を踏まえ、次回の大会に向けて十分な対策を講じてまいりたいと思います。

(警察本部長上野正史君登壇)

○警察本部長(上野正史君) まず、本県における犯罪傾向及び交通事故の実態についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、刑法犯認知件数の減少、交通事故や交通事故死者数の減少等を見ますと、県内の犯罪情勢や交通事故情勢は一定の改善が見られるところです。しかしながら、その内容をつぶさに見てみますと、まだまだ多くの課題があると認識しております。

まず、犯罪情勢については、刑法犯認知件数を罪種別に見てみますと、侵入盗などの窃盗犯が全体の4分の3を占め、暴行などの粗暴犯、特殊詐欺などの知能犯がこれに続いており、この構成率に近年大きな変化はありません。

窃盗犯の中では自転車盗が最も多く、刑法犯

全体の約26%、続いて万引きが約11%と大きな比重を占めていることから、これらの対策の強化が求められております。また、振り込め詐欺などの特殊詐欺については、議員御指摘のとおり、昨年の被害は減少しておりますが、平成23年からの5年間を見れば、その被害総額は約14億5,000万円に上るなど、依然として大きな課題です。

次に、交通事故については、昨年の状況はただいま議員が御指摘のとおりであります。過去5年間の推移を見ますと、件数で約30%減少いたしております。しかしながら、例えば昨年の交通死亡事故を見てみますと、一つの目安である人口10万人当たりの交通事故死者数は、全国平均の3.2人を上回る4.1人、死者数に占める高齢者の割合も全国平均の54.6%を上回る63.3%でありました。また、子供さんが亡くなる大変痛ましい事故も、昨年は2件発生しております。

このようにして見てみますと、高知県の治安は一定程度改善傾向にあるものの、県警察が直面する課題は依然多く、今後とも一層の取り組みを行う必要があるというふうと考えております。

次に、ストーカーやDV事案といった表に出にくい犯罪への取り組みについてお尋ねがありました。

ストーカーやDV事案では、警察に相談したことが加害者に知られると、自分自身や子供への暴力がますますエスカレートするのではないかと、あるいは被害を訴えることにより加害者との関係性が壊れるのではないかとといったことを恐れて、被害の申告をためらうケースがあります。また、被害者が自己に起こった出来事を犯罪被害と認識していないという場合もあります。こういったことから、議員御指摘のとおり、ストーカーやDV事案では被害届がなかなか出さ

れないという事例も多くあります。

県警察では、これらの被害の潜在化に対応し、事案の未然防止を図るために、自治体や女性相談支援センター等の関係機関と連携して、ストーカーやDVについて犯罪であるということを理解させ、警察等への通報、相談を呼びかけるための広報啓発活動を行っているほか、被害者等が安心して相談できる相談室を設けるなどの環境づくりを行っています。また、被害者等の安全を守るために、シェルターなどの居どころや生活に関する支援、被害者等の意思を踏まえた加害者等への指導、警告、積極的な検挙にも取り組んでいるところです。

警察では、今後ともこれらの犯罪に対して、被害の防止と被害者等の安全確保に努めてまいります。

最後に、どのような観点から今回の予算の編成作業を行ったのかとのお尋ねがありました。

先ほど申しましたとおり、県内の治安は一定程度改善されていると認識しておりますが、一方、解決すべき課題も多く、これまでの取り組みを継続するとともに、特に街頭犯罪や特殊詐欺のさらなる抑止、南海トラフ地震への対応等を充実強化させていく必要があると考え、予算編成作業に取り組んだところであります。

具体的には、街頭犯罪を抑止するため、自治体や町内会等からの要望が増加している街頭防犯カメラ等について、県内全域への設置普及を見込み、街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金を、前年度の2倍に相当する30台分に拡充したいと考えております。また、特殊詐欺被害防止対策では、広報啓発活動を引き続き強化するため、録音機能つき電話撃退装置の貸し出しの拡充や広報用DVDの作成など、警戒意識等を繰り返し啓発していきたいと考えております。

さらに、南海トラフ地震対策では、浸水域における迅速な被災者の救出救助や長期浸水エリ

ア内の治安維持・強化のため、水中の障害物の影響を受けることなく高速走行が可能なエアボートの導入を図りたいと考えております。また、警察署等の警察施設は、発災時に救出救助活動の拠点となるということから、老朽化の進んだ警察施設の新築事業や、非常用電源設備の改修等に向けて取り組んでいきたいと考えております。

今後も県民の期待と信頼に応える強く優しい警察を確立し、県民の皆さんが安全・安心を実感できる高知県を実現するよう努めてまいります。

○16番（桑名龍吾君） それぞれ前向きな御答弁ありがとうございました。2問目はございませんけれども、一言思いをお伝えしたいと思えます。

平成28年度、これは先ほどからありますように産業振興計画、またそれぞれの基本政策が第2期から第3期にステージが上がるということで、まさに正念場の年になろうかと思えます。その中で一番大切なのは何かといえば、やはり県民の意識だと思うんですけども、ただこの意識というものも、私が平成19年に議員になったときからいえば、もう相当高まってきているのではないかなと。

私が議員になったときに、周りの人たちが、高知県のことをどうしようか、よくしようかというようなことを表立って話す人っていうのは、そうはいなかったんですけども、最近では普通に酒を飲んでいても、高知県のために俺は何かできないだろうとか、そしてまた高知県がもう好きで好きでたまらないということを皆さんが言うようになったんですね。これっていうのは、これまでの産業振興計画とかこの基本政策の取り組みの成果というふうにも捉えられますし、またもう一つ、大きな転機があったんですよ。知事が提案した高知家、知事がおやじと

なって高知県民みんなで家族でやっていこうという、あれが第2弾の県民の意識が向上するきっかけになったのではないかなというふうに思っております。

そしてもう一つは、この平成28年というのはどういう年なのかといえば、えと学的に言えばひのえさるなんですね。これは陽明学の安岡正篤先生によると、これは今まで着実に取り組んでいたものがしっかり成長していく、伸びていく年であるというふうに言われております。

ただ1つ課題があるんですね。それは、ひのえっていうのは甲乙丙の丙と書くんですけども、ここに1本の線があって、その下に内と書くんですけども、この線というのは壁みたいななんですね。この壁を突き破ったときに、この壁は分厚いんだけど、突き破ったときにすばらしい成果が上がる。きょう知事答弁の中で厚い雲があるんだ、この厚い雲を突き破っていかなければ産業振興計画も伸びていかないということをおっしゃいましたけれど、まさしくその年になっていると思います。

私たち議会もチェックアンドバランスをしっかりと図りながら、この県勢発展、そしてまた重要課題の政策の実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。私も議員として皆さん方と一生懸命取り組んでいくことをこの場で誓い、私の一切の質問とさせていただきます。本日はありがとうございました。(拍手)

○議長(三石文隆君) 暫時休憩いたします。

午後0時24分休憩



午後1時30分再開

○副議長(西森雅和君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた

します。

31番中内桂郎君。

(31番中内桂郎君登壇)

○31番(中内桂郎君) 副議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきますと思います。

まず最初に、知事の政治姿勢についてごさいます。財政運営についてお伺いをしたいと思います。

まず、当初予算についてでございますが、総額4,625億円余り、対前年度比0.9%、金額にして40億5,700万円の増と、8年連続の前年度比プラス、尾崎県政で最大規模となりました平成28年度の当初予算案に関連してお伺いいたします。

知事の3期目のスタートとなります来年度の県予算は、産業振興計画や南海トラフ地震対策行動計画への対応を初めとする5つの基本政策はもちろんのこと、各政策を横断する中山間対策の充実強化、少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大に重点的な予算配分を行った結果、全ての主要施策で軒並み前年度比プラスとなっております。また、普通建設事業費につきましては、ほぼ前年度並みの1,000億円を確保し、インフラの充実に努めるとともに、新図書館等複合施設オーテピアや県立坂本龍馬記念館の整備なども予定されています。

県勢浮揚に向けて施策を力強く推し進めることで、その効果を県民に実感していただきたいという知事の並々ならぬ決意のほどがうかがわれる積極的な予算編成となっており、大いに期待をいたすところで。

知事は予算発表の記者会見において、来年度の予算編成について、県勢浮揚に向けた好循環を生み出していくための予算であり、骨太の対策をとるよう心がけたとも述べられておりますが、県勢浮揚に向けた来年度の予算編成の基本的な考えについて知事にお伺いいたします。

他方、政府におきましては、財政再建への取り組みを本格化させることが大変重要なテーマとなっております。国の借金は1,000兆円を超え、先進国では最悪の状態であり、このまま放置すれば国債の償還や利払い費がさらに膨らみ、政策的経費を安定的に確保できなくなることが危惧されております。2015年度は景気回復による税収増もあり、財政再建目標を達成する見込みとは聞いておりますが、2020年度の国と地方の基礎的財政収支の赤字は、高い成長率で見込んでも6.5兆円ほど残り、黒字化が難しいという試算結果も出されたところです。

安倍首相は、2020年度にプライマリーバランスを黒字化するという政府目標に関して、経済・財政一体改革を不退転の決意で断行し、国に対する市場の信認を確保すると述べられております。しかしながら一方では、来年の4月に予定されている消費税率10%への引き上げに伴う軽減税率導入のための1兆円規模の財源確保対策については、低所得者対策に回す予定だった4,000億円を充てる方針は決まったものの、残りのめどが立っていない状況にあります。安倍首相の財政再建への決意を明確にするためにも、財源確保に向けた議論を早急に進める必要があるものと考えます。

そこで、消費税の10%への増税に道筋をつける食料品などへの軽減税率の導入についての評価とあわせて、1兆円規模と言われる財源確保の手だてについての知事の御所見をお伺いいたします。

政府は、アベノミクスは成功しているとアピールしておりますが、足元の経済成長や株高を優先してきたそのツケが将来に回りかねないという危うさがこうした問題に潜んでいると考えます。国民負担を先送りにしても、いずれは誰かがそのツケを支払わなければならないことになりはありませぬし、こうした不安を取り除く

ためにも、将来をしっかりと見据えた財政再建に取り組む姿勢を示すことが、今政治に求められているのではないかと考えます。

こうした中、県の財政健全化に向けた取り組みを見てみますと、中長期的に安定的な財政運営を目指すといった基本的な考えのもと、臨時財政対策債を除く県債残高については、来年度末の見込み額が4,956億円となり、今年度末の4,955億円と同水準を維持する見込みとなっております。他方で基金の取り崩し等で対応する財源不足額は138億円となっておりますものの、財政調整などに使える基金残高の見込みは来年度末で220億円となっております。

県勢の浮揚を図るためには、第3期の産業振興計画の推進や南海トラフ地震対策など主要政策課題の解決に向けて積極的な対応を図っていく必要がありますが、その一方で健全な財政運営を維持するといった視点を常に念頭に置いた県政運営が求められます。

そこで、本県の今後の安定した財政運営に向けての知事の御所見をお伺いいたします。

続いて、人口減少問題についてでございますが、2016年は第2ステージに入った経済政策、アベノミクスの真価が問われる年であります。景気回復に力強さと広がりを持たせ、デフレからの完全脱却への歩みを着実に進めていく必要があります。国内景気の現状は緩やかな回復基調にあるとはいえ、2015年7月から9月期の実質国内総生産は、年率換算で前期比1%増と低空飛行が続いており、好調な企業業績などが個人消費や設備投資を活性化し、さらなる企業業績の押し上げにつながるといった経済の好循環が本格的には動き出していないのが実態です。

一方で、アベノミクスが始まり3年がたちますが、2000年から2013年の間の経済成長率を日米間で15歳から64歳の働き手世代1人当たりの成長率で見比べますと、米国の約11%に対し日

本は20%超であったことが報告されています。生産活動を担う現役世代一人一人のパフォーマンスは米国をはるかにしのいでいたにもかかわらず、日本経済全体が伸び悩んだ原因としては、現役世代の急激な減少が大きく影響したものと思われま。この間に15歳から64歳の生産年齢人口は米国で12.9%の増加となっていますが、逆に日本では8.5%もの減少になっています。働き手世代は消費の担い手でもあり、この層が世界でも類を見ないスピードで縮小していくことにより、日本経済全体が受けるマイナスの影響ははかり知れないものがあることを物語っています。

こうした中、安倍政権もようやく人口問題に光を当て、将来にわたって1億人を維持するため、合計特殊出生率を現在の1.4程度から1.8まで引き上げるという目標をアベノミクス第2弾に掲げております。1.8は希望出生率と呼ばれるもので、結婚や子供の欲しい人数の希望を完全にはかなえることを前提にしておりますが、総人口が1億人を大きく下回っても豊かな国は世界中にたくさんあり、何か問題があるのかといった声もお聞きするところです。

しかしながら我が国の人口減少の問題には、単なる人口の減少にとどまらず、働き手世代が減る一方で高齢者の比率がふえ続ける人口の構造変化を伴っているという固有の問題が隠されていることを見逃してはなりません。現状のままだと、今の20歳が高齢者の仲間入りをする2060年には、65歳以上の1人を現役世代1.3人で支えなければならないという試算結果も示されております。

大幅な社会保障費の負担増に加えて給付を削減するといった手法も考えられますが、それでは働き手も高齢者も疲弊し、生活の質や経済の活力が損なわれますし、結果として少子化が一段と進むことになってしまいます。

また、人口減少の問題が我が国の社会経済に与える影響は、社会保障制度が維持できなくなるといった将来負担の問題だけにとどまるものではありません。働き手世代、特に若者の人口減少が我が国の将来にとってより大きな問題となるのは、新たな成長につながるイノベーションを創出し、新しい消費の先導役ともなる経済の安定成長を支える担い手の不足へとつながり、今後の我が国が成熟社会へと安定した歩みを進めていく上での大きな阻害要因となってしまうことにあります。このため、今後は若者の層を厚くするための取り組みは極めて重要になってまいりますし、あわせてその際には、人材に多様性があるほど今後の成長の可能性が高まるものと言えます。

知事は、新年を迎えるに当たって記者会見で、これまでの土台に立ち、飛躍への挑戦を新たなステージに進めていくとの決意を述べられ、高知県の持続的な発展につながる好循環を生み出す施策を展開し、抜本的な課題の解決に踏み込んでいくと述べられています。

人口減少問題ほど果敢な挑戦が求められているものはないものと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、少子化対策についてでございますが、人口の減少と高齢化をいかに乗り越え、社会、経済の活力を維持していくのかといったことは、我が国が直面する極めて重要な政策課題となっており、政府は一億総活躍社会の重点指標として出生率1.8を挙げ、財政難から後回しにされてきた少子化対策を最優先の課題として取り組むこととしております。

政府のシナリオでは、1人の女性が生涯に産む子供の平均数を示す合計特殊出生率が現在1.4にとどまっているものを、若者の結婚や子育ての希望をかなえることによって1.8まで回復することとしております。こうした乖離が生じる

大きな要因としては、子育てに伴う経済的な負担の問題とともに、長時間労働などによる仕事と子育ての両立の困難さといったことなどが挙げられております。この点、政府においては、若年層の生活基盤を安定、強化するための就労支援策や子育てに伴う経済的な負担の軽減策などにしっかりと取り組んでいただく必要があるものと考えます。

そこで、現在国会で審議中の来年度の政府予算案及び成立した補正予算における少子化対策関連予算の評価について、これまでの政策提言活動の成果とあわせて知事にお伺いをいたします。

一方で、社会全体が変わらなければ人口減少の加速化が避けられないのが事実です。少子化の問題を克服するためには、この問題を若い世代に限った政策課題として課題の解決を目指すのではなく、次世代を育成することを社会全体で取り組む必要のある共有すべき課題として捉え、官民が協働の上で具体的な施策を推進していく必要があるものと考えます。

県では少子化対策推進県民会議の体制強化にあわせて、今後は少子化対策を官民協働による県民運動へと抜本的強化を図り、県内の企業や団体の皆様などと一体となった取り組みとして推進していく方向とお聞きしていますが、その具体的な進め方について地域福祉部長にお伺いいたします。

続いて、介護人材の確保についてでございます。

政府は重点指標の2つ目として介護離職者ゼロを挙げておりますが、介護を理由とした離職者が40歳から50歳代を中心に年間10万人もあると言われていた中で、特別養護老人ホームの入居待ちが50万人を超えるといった状況が、介護サービスが不十分な実態を物語っており、今後団塊の世代が後期高齢者となる中で、この問題

は喫緊の課題となっております。

政府は介護の受け皿を従来の計画に上乗せして整備する方針を打ち出しているものの、問題は介護サービスを担う人材の確保であります。業界では人手不足が深刻化し、サービスの提供に支障が出ている事業者が多いともお聞きしているところです。その最大の要因は低賃金にあり、政府は思い切った処遇改善に向けた財源確保策を早急に検討する必要があると考えます。この点、知事には、平成30年の次期介護報酬の改定をにらんだ政府への積極的かつ効果的な政策提言を強く要請しておきます。

また、県では第3期の日本一の健康長寿県構想の5つの柱の一つとして、介護サービスの提供を担う人材の安定確保に向けた取り組みを強化することとしておりますが、来年度からの取り組みの基本的な方向性と重点施策などについて地域福祉部長にお伺いします。

続いて、中山間地域対策についてでございます。

県が1月18日に公表した2015年国勢調査結果の速報値では、人口減少が地域の活力を奪いかねないスピードで進みつつある厳しい現実が示されました。県全体の人口は、平成22年度比3万5,995人減の72万8,461人、県内34市町村全ての人口減少、県全体に占める高知市の人口割合は平成22年度比1.4ポイント増の46.3%となり、一層県都一極集中が浮き彫りになりました。

今回の人口速報集計結果では、市部に比べ中山間地域を多く抱える郡部の人口減少率が9.2%と非常に高くなっています。2014年5月に有識者がつくる日本創成会議が消滅可能性都市を公表後初となった国勢調査結果ただけに、予想以上の人口減の厳しい現実、関係自治体においては改めて衝撃を受けています。

中山間地対策については最重要施策の一つと位置づけ、その再生に向けて知事みずからが中

山間総合対策本部長となり、関係市町村と連携を密にしたり、また対話と実行行脚を通じるなど、生活を守る、産業をつくることのこの両面での施策を展開しています。また、5つの基本政策に中山間対策を横断的に絡めた政策にも力を注いでいます。しかしながら、依然として人口減少の歯どめにはならず、現状は厳しさを増しています。ここはさらに踏み込んだ取り組みが必要だと考えます。

中山間地を多く抱える自治体職員やそこに住まう住民にお聞きしますと、買い物や通院の不便解消、つまり生活支援の充実、受診率の向上へつながる顔の見える保健師活動をしてほしい、外出したがらなくなる高齢者が増加している現状で、八百屋さんとか肉屋さんであったり床屋さんなど町の資源のネットワークの再構築、デマンド交通もあるところとそうでないところの格差、スクールバスがなくなることへの心配、簡易水道の管理の問題など、多くの不安を抱えたまま日常生活を送っております。

一方で、知事がよく言うように、政治家や行政は現実を直視して、10年、20年先のことを考えなければならない。山村の道路の拡幅という公共事業がしきりに行われている現実もあります。センターラインのある立派な道路のすぐ脇に、朽ちている廃屋があることをどう説明すればいいのか。そこに住む人たちがみずから立ち上がる意気込みを支援していくことこそが、行政の役割ではないかと私は思います。産業なくして地域はやっていけないとも思います。現場を踏まずには現実はわからないと思います。

こうした現実を考えたときに、今後の中山間地域対策については、さらに踏み込んだ新しい取り組みが必要だと考えます。住みなれたところで生き生きと生活を全うできる地域づくりが相当急がれていると考えるが、今後の取り組みについて知事にお伺いいたします。

続いて、女性の活躍の場についてでございます。

県では、少子化対策の抜本強化と同時に、女性の活躍の場の拡大にも力を入れており、来年度も関連事業に積極的に取り組まれようとしています。男女共同参画が言われる中、女性の採用や昇進の機会の拡大を図る法律、いわゆる女性活躍推進法が昨年8月に成立し、4月から全面施行となります。この中で、従業員300人を超える企業や国、地方公共団体は、採用者や管理職に占める女性の比率の目標など行動計画を3月末までに策定し、公表することになっているところです。

私は3年前、本会議で、女性の管理職の登用について、本庁の理事を初め部長、副部長、課長の幹部、いわゆる管理職において女性の数が余りにも少ないのではないかと指摘したことがあります。そのとき知事は、男女共同参画の推進の観点からも、また何よりもより幅広い見方やきめ細かな視点で時代の要請に合った政策を立案し推進していくという点においても、女性職員の登用は重要なことである。県庁には有能な女性職員がたくさんいると実感しているので、適材適所の配置を基本とする中で、力量を備えた女性職員の登用に十分意を用いていきたいと答弁されました。

私は、これまで以上に、今こそ県が、県庁が率先して対応していくことが大事ではないかと思うわけですが、女性の管理職登用について、近年の状況と県庁の行動計画策定を踏まえた平成28年以降の取り組みについて、改めて知事に御所見をお伺いいたします。

次に、産業の振興についてです。

産業振興計画の取り組みは、知事を先頭に職員の方も本当に頑張っておると思います。知事がよく言われるように、中山間対策を初めまだまだこれから取り組むべき課題があるものの、

これまでのしっかりとした産業振興の取り組みが進められる中で、各種の産業面での指数も上向きに転じてきており、その成果があらわれてきていると認識しており、その熱意ある取り組みを高く評価するところでもあります。

特に私は、県内各地でいろんな事業者、企業が熱意を持って事業に取り組もうとする事例が本当に多く出てきていること、これが大変重要なことではないかと感じています。本県の事業者は、やはり都市部の事業者に比べ、資金面やコスト面でのハンディも大きく、そういった面に対する公的な支援も大切なことではありますが、やはり熱意を持ちながらこれをやり遂げて、もうけもし、あわせて雇用や地域貢献もするんだといった事業者をいかにふやしていくかが、本県にとって重要なことではないかと思えます。産業振興計画の中の施策も、そういった側面に力を入れているところです。

そこで、そういった熱意ある事業者を県内にどう確保していくか、改めて知事に考えをお伺いいたします。

続きまして、商工業の振興について幾つか質問いたします。

紙産業は、本県の製造品出荷額等の約12%を占める重要な産業でもあります。私の地元でも、製紙関係の企業が経済、雇用の面で大変貢献されているところです。本県の製紙関連企業は、高い技術力を生かし、県民が知ればこれもそうかと驚くような大手企業の製品を含め、実にさまざまな製品をつくっております。今年度の産業振興センターの地場産大賞も、薄さと断熱性を追求した次世代型の断熱紙を開発した土佐市内の製紙企業が受賞したことは、大変うれしいニュースであります。

県では、第3期の産業振興計画の案で、紙産業の振興の飛躍的な推進を図ることを位置づけております。本県の製紙関連の企業の技術や成

長の潜在力、また伝統ある土佐の紙の歴史を考えれば、ある意味当然で、当を得た施策と評価しているところです。

製紙工業会を初め地元の関係者と十分連携をとっていただき、本県紙産業の飛躍的な推進に向け取り組みを展開していかれるとのことですが、その施策のポイントについて商工労働部長にお伺いします。

また、紙関係の技術支援の中心として紙産業技術センターが設置されています。センターの体制面での強化も大きなポイントになると考えますが、それについて商工労働部長にお伺いいたします。

次に、企業立地についてお伺いいたします。

南海トラフ地震という企業立地にとってはなかなか厳しい面を抱えていると思いますが、昨年11月に四国経済産業局が2015年1月から6月の上期の工場立地件数を発表しています。4県の合計で20件でしたが、本県が8件と一番多くなっていました。

産業振興の柱は、県内事業者の力をどうつけていくか、これは当然ですが、やはりいろいろな働く場をより多く県内につくっていく、より多くの働く場の選択肢を提供していくといった面で、県内企業の拡大支援を含めた企業立地の取り組みにも力を入れていくべきだと考えます。

これまでも執行部から、企業立地に関する全国的に見てもトップクラスの助成制度や丁寧なアフターフォローに精力的に取り組んでいくといった説明をお聞きしてきたわけですが、また先月の新聞では、佐川町に県外からの製造業の企業誘致を実現したニュースもありました。製造業ではない事務所が高知市内に進出するといった情報も新聞で報道されておりました。

そこで、まず最初に、近年の本県への立地の状況について商工労働部長にお伺いします。

行政に対する要望で一番声を聞きますのは、

やはり雇用の場の確保でございます。製造業以外も含め、企業立地という面で今後高知市周辺への対応にもぜひ取り組んでいくべきだと考えますが、この点についても商工労働部長にお伺いします。

次に、農業振興についてでございます。

まず最初に、T P P 協定交渉についてでございます。

日本やアメリカなど12カ国が参加する環太平洋経済連携協定、いわゆるT P P 協定交渉の署名式が先月4日にニュージーランドで行われました。日本が正式にT P P 交渉に参加した平成25年7月以前の交渉も含め、5年半に及ぶ協議の末、昨年10月大筋合意に達し、参加各国の協定文書の署名に至ったものと認識しております。

交渉過程では、国同士の利害のぶつかり合いの中、交渉に携わった方々には大変な御苦労があり、またさまざまな駆け引きがあったのではないかということは想像にかたくないところでございます。

大筋合意の結果としては、マイナス面の大きい農林水産分野を見てみますと、2,328品目のうち、81%に当たる1,885品目の関税が最終的に撤廃されます。もう少し詳しく言いますと、撤廃される1,885品目のうち、1,195品目がT P P の発効時に即時撤廃という内容になっており、農林水産物の品目の51%になっております。また、米を初め関税を残す品目も、低関税輸入枠の設置や関税削減を受け入れており、関税撤廃以上の市場開放になると考えられます。

過去に日本が一度も関税を撤廃したことがない農林水産物も、T P P では多くが撤廃の対象となっております。関税を撤廃をしたことがない品目は834ありますが、47%に当たる395品目で撤廃という内容になっております。輸入実績が少ない品目や国産と競合する可能性が低い品目を選んでいるとの報道もありますが、撤廃が

アリの一穴になって輸入が急増するおそれもあるのではないのでしょうか。

こうした状況の中、国内の特に自治体関係者のT P P 協定交渉結果の受けとめについては、昨年の大筋合意後に共同通信社が行った全国知事、市区町村長に賛否を問うアンケートでは、反対が36.9%と賛成の23.0%を大きく上回り、農林水産業の盛んな北海道や東北、九州での反発が目立っております。1次産業からの離職や後継者不足に拍車をかけ、自治体崩壊、地域経済衰退につながりかねないとの懸念のほか、政府が掲げる地方創生に逆行するとの声も出ています。

また、高知県においても、アンケートに回答した33人の首長の6割強に当たる21人が、「どちらかという」とを含めて反対と回答しております。「どちらとも言えない」が10人、「どちらかという」と賛成」が2人という結果を見てみますと、基幹産業の農業衰退に大きな懸念を抱いている首長が多いことのあらわれではないかと思えます。

昨年11月25日には、政府のT P P 総合対策本部が、総合的なT P P 関連政策大綱を発表しておりますが、その基本的な考え方の中にも、大筋合意以降、国民、地方公共団体、関係団体等から懸念や不安の声が寄せられていることも事実であり、今後とも合意内容を丁寧に説明することが明記されておりますし、T P P の影響に関する国民の不安を払拭し、特に農林水産分野の重要品目について、引き続き再生産可能となるように、さらに農林水産業全体として成長産業としての力強い農林水産業をつくり上げるために、万全の施策を講ずる必要があることも明記されているところであります。

こうしたときに、農林水産生産減少が8県の試算合計だけで政府試算を超えた2,700億円という数字もあります。まず、滋賀県では県産の

米、生乳、牛肉など農業産出額が40億円減少、J A長野県グループでは県内産果樹や米などの農業産出額が392億円減少、J A宮崎中央会は畜産に大打撃を受け農林産物が686億円減、その他にもJ A静岡中央会が257億円減、J Aしまねは108億円減、和歌山県では55億円減、J A福島中央会は421億円の減、J A茨城県中央会は720億円減といった声も聞きますし、私も大変懸念をするところでございます。

このような状況を踏まえ、今後のT P P時代に向けて、特に不安の声の大きい農業分野について知事はどのように考えておられるのか、御所見をお伺いします。

次に、J Aグループ高知が進めております県域1 J A構想についてお聞きします。

本県の農業を取り巻く状況は、就業者の高齢化や後継者不足とともに、生産資材の高騰、そして農産物価格の低迷など非常に厳しい状況にあります。農業者が意欲とやりがいを持って農業に従事し、次の世代に引き継いでいくためには、生産基盤の強化や農業所得の向上が求められております。

そうした中、J Aグループ高知は、昨年11月に開催しました高知県J A大会において、県内15 J Aや各連合会を統合する県域1 J A構想について、平成31年1月1日の実現を目指し取り組む方針を決定したとお聞きしているところです。中四国の状況を見ましても、島根県や香川県では既に県域1 J Aとして運営していますし、その他の県では愛媛県を除く全ての県で県域1 J A化を目指した取り組みが進められていると聞いております。

T P Pの問題や農協改革など、これまでに体験したことのないような大転換期を迎える中で、県内農業の振興や農業者の所得の向上のために、J Aグループの組織の結集力が問われることになるのではないかと考えております。統合する

ことで効率的な運営が進み、経営基盤が安定し、各農家の要望の強い営農指導なども強化されるといったメリットがある反面、これまで身近に感じていた農協との距離が遠くなる、統廃合が進みサービスが低下するのではないかとといった不安の声もお聞きいたします。

農業を取り巻く状況を考えますと、統合は時代の流れと思いますが、J Aグループ高知が取り組んでいる県域1 J A構想に対してどのように評価しているのか、農業振興部長にお伺いします。

また、J Aグループ高知と県は、本県農業振興のために連携して課題に取り組むパートナーと思いますが、県域1 J A構想の実現に向けての取り組みを県として支援していく必要があると思います。今後県としてどのような支援を考えているのか、農業振興部長にお伺いします。

次に、農協改革についてお伺いします。

昨年8月、農業協同組合制度を抜本的に見直す農協法を初めとした関連法が改正され、本年4月から施行されます。今回の農協法等の改正の目的について、政府は地域の農協が主体性を持って農地の集積、輸出や6次産業化の促進等による生産性の向上や付加価値をつけることで収益をふやし、農業者の所得の向上につなげていくための改正であると説明しております。確かにこの改正農協法においては、農協の事業目的に農業所得の増大を新たに明記するとともに、農協の役員構成を見直し、責任のある経営体制を確立することが義務づけられております。

言うまでもなく、農協は農業者が利用することでメリットを受けるために設立した協同組織であります。したがって、地域の農協が営農経済事業を中心に、農業者にとってメリットのある事業運営を持続的に推進していくことが求められております。農協組織における主役は農業者であり、農協は農業者のために取り組んでい

くことが今後ますます重要になってきます。

そうしたことから、今回の改正農協法では、中央会制度の廃止や会計監査制度の見直し、選択制による農協の信用事業譲渡や全農の株式会社化、准組合員の利用制限の検討なども盛り込まれております。しかしながら、これらの見直しは組織の枠組みを大きく見直す内容であり、こうしたことが実行されますと、将来的に本県の農協組織の弱体化につながり、ひいては県内の農業者に悪影響を及ぼすのではないかと危惧しております。

そこで、農業振興部長にお伺いしますが、この4月に施行される改正農協法によって本県農業にメリット、デメリットの影響が出ることはないのか、お伺いいたします。

続いて、水産振興についてお伺いします。

まず最初に、県1漁協についてでございます。平成20年4月25日に漁協が大同団結して高知県漁協が設立され、間もなく8年がたとうとしていますが、四国最大の規模の漁協として発足した高知県漁協は、そのスケールメリットを生かすことで組合員によりよいサービスを提供する組織として期待を背負う一方で、5億円を上回る欠損金と29億円の借入金という財務面では非常に厳しい状況でスタートしました。

その結果として、職員数の削減や支所の統廃合という厳しい対応が迫られた地区もあり、合併したことによって漁協との距離が遠くなったという漁業者からの不満の声も漏れ聞きますが、漁業者の減少や高齢化の進行など漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、これまでどおりの体制を維持したままサービス提供をすることが難しいのも当然であろうかと思えます。

いずれにいたしましても、高知県漁協は、引き続き組合員への良質なサービスの提供や効率的な組織運営に邁進し、県1漁協構想の早期実現に向け業界を先導していかなければなりません。

んが、やはり県漁協の財務状況の改善が構想実現の大きな鍵を握っていると思います。

こうした中で、高知県漁協の経営改善に向けて、平成22年1月策定された経営改善計画の進捗状況と今後の見通しについて水産振興部長にお伺いします。

高知県漁協の設立以降、昨年解散した興津漁協の組合員を高知県漁協が受け入れた事例はあるものの、実質的に合併した漁協は一つもありません。当初、合併に参加しなかった漁協の多くは、事業外利益により単独で運営可能なことから合併に消極的であったと聞いておりますが、その後も合併に向けた協議が進まない理由として、先ほど申しましたとおり高知県漁協の財務状況、すなわち欠損金の存在が合併の足かせになっているとお聞きしております。

しかし、漁業就業者数は4,000人を割り込み、60歳以上が50%を占める状況で、高知県漁協のみならず合併に参加していない漁協も含め、今後の漁協運営は一段と厳しくなることが容易に想像できますし、県1漁協構想の実現に向けた取り組みを急ぐ必要があるのではないのでしょうか。

県1漁協構想の実現に向けたこれまでの取り組みの総括と現状認識、今後の取り組みについて水産振興部長にお伺いします。

次に、マグロ養殖についてでございます。本県では、大月町柏島で昭和50年代から全国に先駆けて漁業者によるクロマグロ養殖が始まり、近年では大月町沿岸の恵まれた漁場環境や消費者のトロ志向による需要の拡大を背景に、養殖業者や生産量も増加しております。

大月町内では、現在4つの養殖業者が事業展開しており、その生産量は平成26年度で1,381トンと全国第4位となり、本県の魚類養殖業において重要な位置を占めるようになりました。また、クロマグロ養殖は大規模な海上生けすを使用するなど事業規模が大きく、多くの従業員

が地元から雇用されているほか、養殖資材や餌、氷などの関連産業からの調達も多く、地域への経済波及効果は大きいと考えております。

しかし一方で、クロマグロ養殖に必要な種苗は、これまでそのほとんどを天然の幼魚に依存しておりましたが、昨今の太平洋クロマグロの資源状況の悪化により、国が生け込み尾数に制限をかけることになりました。天然種苗のみでは今後の生産量の拡大は見込めないことから、人工種苗への期待が高まり、本県においても平成26年度からクロマグロ人工種苗生産の技術開発に着手しております。

そこで、今後のマグロ養殖振興にとってクロマグロ人工種苗の生産技術開発は欠かせないものと考えますが、これまでの進捗状況とともに、第3期産業振興計画においてクロマグロの人工種苗生産技術開発をどのように位置づけ、どのようなスケジュール感を持って進めるのか、水産振興部長にお伺いします。

また、クロマグロ人工種苗生産技術開発における課題と来年度の取り組みについて水産振興部長にお伺いします。

続いて、土木関係に移ります。

宇佐漁港海岸の地震・津波対策についてでございます。本県の地震・津波対策として、高知海岸では、平成23年度に地震・津波対策に着手し、全国防災事業を活用して国直轄事業による集中投資により、平成24年度仁ノ工区の完成に引き続き、平成26年度には新居工区が完成いたしました。また、平成26年度には戸原・長浜工区、本年度は南国工区に着手するなど、過去に例を見ない速度で海岸堤防の整備が進められています。

県事業におきましても、直轄高知海岸に接続する南国市の十市前浜海岸の地震・津波対策が来年度に完了する予定です。土佐市の宇佐漁港海岸でも、平成25年度から事業がスタートしま

した。そのうち、直轄工区と連続する新居工区が、来年度の5月ごろに完了すると聞いております。これまでの国や県当局の御尽力に、改めて感謝と敬意をあらわす次第でございます。

しかしながら、日ごとに南海トラフ地震の脅威にさらされている高知県におきましては、海岸堤防の地震・津波対策が喫緊の課題であることには変わりはありません。そうした中、新居工区を除く宇佐漁港海岸は、工事着手後10年ぐらいの完成を目指して整備をしていると県からお聞きしています。ただ、繰り返しになりますが、地震はいつ来るかわかりませんので、先日漁港海岸事業を所轄します水産庁にお礼を兼ねて早期完成の要望も行ったところ です。

そこで、今後とも工事を進めていく必要のある宇佐漁港海岸の現在の進捗状況について土木部長にお伺いします。またあわせて、できるだけ早期の完成が必要と考えるが、土木部長の御所見もお伺いしておきます。

続いて、土佐市バイパスの延伸についてでございます。本県の道路整備についてお伺いします。

四国8の字ネットワークにおいては、近年、高知東部自動車道の香南のいちIC—香南かがみIC間や四国横断自動車道の中土佐IC—四万十町中央IC間など相次いで開通し、さらに今年4月には高知東部自動車道のなんこく南IC—高知龍馬空港IC間が、平成30年度には片坂バイパスの開通が予定されており、着実に前進しております。また、いの町におきましても、この5日に念願の高知西バイパスの枝川IC—天神IC間が開通することになり、いの町内の渋滞緩和に大きく寄与するものと期待するところであります。

こうした中、土佐市においては平成元年より土佐市バイパスの整備が進められ、平成26年までに順次4車線で開通いたしました。このこと

により、市街地を通過する旧国道沿線では、交通混雑の解消や騒音など沿道の環境も確実に改善されている感じであり、国土交通省を初め関係の皆さんの御尽力に対して心から感謝しております。

しかしながら、土佐市バイパスが旧国道へ接続する付近から西の蓮池地区では、大型量販店や遊技場などが建ち並び、未整備区間のまま残されているため、長時間の渋滞が発生し続け、それに伴う交通事故も多発している状況であり、市民生活への影響も大きく懸念するところであります。

これらの課題解消のためには、土佐市バイパスの延伸が最も効果的ではありますが、私もこの2月には四国地方整備局にも行ってまいりました。土木部長の御所見をお伺いいたします。

最後に、本県の子供の体力についてでございます。

昨年12月に、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果がスポーツ庁及び県教育委員会から公表されました。本県の状況は、体力の合計点が小学校の男女とも全国平均を上回り、中学校も全国水準に近づいてきているなど、子供たちの体力はおおむね上昇傾向にあります。調査が開始された平成20年度には、全国の最低水準という結果が出たことで大変心配したところですが、徐々に改善されている状況が続いていることは評価されるものだと考えます。

しかし、まだまだ全国的に体力、運動能力が高いとは言えず、さらに体力を高めるためには改善していくべき課題があると思います。子供たちの体力、運動能力の向上や運動、スポーツに対する意識の高まりは、将来のスポーツ活動の土台となるものであり、大変重要と考えます。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて取り組みが全国で進められている中、本県においても競技力の向上、生涯スポーツの充

実などにつなげるためには、子供たちのさらなる体力向上に向けた取り組みとスポーツに対する関心を高める取り組みも強化する必要があるのではないかと考えます。

県教育委員会では、さきの発表において、今後は小学校の体力を全国上位、中学校は全国平均以上に引き上げることを目指すと示されましたが、その具体的な対策について教育長にお伺いいたします。

私の第1問を終わります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 中内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、来年度の予算編成における基本的な考え方についてお尋ねがございました。

来年度の当初予算につきましては、これまでの取り組みの土台の上に立って、県勢浮揚の実現に向けた好循環をつくり出していきたいという思いから、産業振興計画を初めとする各種施策を大幅にバージョンアップして予算に盛り込みつつ、引き続き財政の健全性も確保していくということを基本的な考え方として予算編成を行ったところであります。

以下、それぞれ具体的に申し上げますと、まず経済の活性化につきましては、第3期の産業振興計画の推進を図っていくため、地産外商の取り組みをさらに強化し、その流れをより力強い拡大再生産の好循環へとつなげていく施策を抜本的に強化しております。

日本一の健康長寿県づくりにつきましては、日本一の健康長寿県構想を第3期構想にバージョンアップし、壮年期死亡率の改善や厳しい環境にある子供たちへの支援の充実など、本県が抱える根本的な課題に対して5つの大目標を設定し、より重点的かつ骨太に対策を講じていくこととしております。

教育の充実と子育て支援につきましては、教

育等の振興に関する施策の大綱に基づき、チーム学校の構築、厳しい環境にある子供たちへの支援の充実、地域との連携・協働の3つの大きな取り組みの方向性を柱立てし、それぞれの対策を充実強化しております。

南海トラフ地震対策につきましては、住宅の耐震化の加速化など命を守る対策の徹底、前方展開型による医療救護体制の確立など命をつなぐ対策の掘り下げ、津波からの早期避難率などをさらに高めるための啓発活動の充実強化などに全力で取り組むこととしております。

中山間対策の充実強化では、産業振興計画の成長戦略の取り組みを通じた第1次産業を中心とする基幹産業の育成、地域アクションプランの取り組みを通じた地域地域での取り組みのビジネスとしての確立、集落活動センターの取り組みを通じた小さな拠点の整備の3層構造の取り組みを推進することとしております。

少子化対策の抜本強化につきましては、マッチングシステムの本格稼働と相談窓口の増設など、独身者の結婚支援の充実を図るほか、企業の皆様と連携した高知家の出会い・結婚・子育て応援団の創設など、少子化対策を県民運動として展開していくことを目指しております。

女性の活躍の場の拡大につきましては、結婚や出産、育児などさまざまなライフステージを迎える女性が希望に応じて働き続けられるよう、高知家の女性しごと応援室の取り組みに加えて、ファミリーサポートセンターの開設や運営に対する県独自の支援制度を創設するなど地域における子育て支援の充実を図ってまいります。

このようにバージョンアップした各施策を積極的に盛り込みました結果、来年度の一般会計当初予算案は、8年連続で前年度を上回る4,625億円余りと、県勢浮揚に向けた好循環を生み出していくための積極型の予算となっているところであります。

次に、食料品などへの軽減税率の導入についての評価と1兆円規模といわれる財源確保の手だてについてお尋ねがございました。

消費税の軽減税率については、経済的に弱い立場の方々への配慮を手厚くしていく必要性から、しっかりとした規模を確保すべきと考えています。このため、酒類及び外食を除く食料品全般が軽減税率の対象とされ、1兆円規模が確保されたことは、評価しております。

また、軽減税率の導入による税収減に対する代替財源については、現在国会で審議されている税制改正法案において、平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保することとされているところであります。

具体的な対応は今後検討されると承知しておりますが、消費税及び地方消費税は子育て支援など地方の社会保障施策の安定財源と位置づけられていることから、減収への対応は極めて重要になってまいります。このため、地方の安定財源の確保に向けまして、国の動向を注視するとともに、必要に応じて全国知事会などと連携しながら働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、今後の安定した財政運営についてのお尋ねがございました。

県の財政運営に当たりましては、財政規律をしっかりと維持し、県勢浮揚を目指す取り組みの推進と財政の健全化を両立することが重要だと考えております。そのような観点から、今回の予算編成でも財政の健全性を確保し、引き続き安定的な財政運営を行っていくよう努めたところであります。

具体的に申し上げますと、まず歳入面では、景気回復などに伴う県税や地方消費税清算金などの増加を見込むことによりまして、前年度を上回る一般財源総額を確保するとともに、地方

創生推進交付金など国の有利な財源を積極的に活用いたしました。また、歳出面では、積極的な事務事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドに取り組むことにより、前年度を上回る約15億円の事業の見直しを実現するとともに、それにより生み出された財源も活用して、約32億円の事業のバージョンアップを図ったところがあります。

さらに、なお生じた138億円の財源不足額への対応に当たっても、2月補正予算において、本年度予算の効率的な執行により生じた財源を活用して、本年度中の財政調整的基金の取り崩しを104億円余り取りやめた上で、当初予算において平成28年度中の基金の取り崩しを前年度当初予算時よりもやや多い108億円とするとともに、退職手当債の発行を前年度と同額の30億円に抑制し、後年度負担の抑制を図ることといたしました。

この結果、来年度末には、県債残高は4,956億円と、本年度末と同水準を維持するとともに、あわせて財政調整的基金の残高は220億円程度を確保できる見込みとなっております。これらの数値はいずれも、昨年9月にお示しをいたしました中期的な財政収支の試算において安定的な財政運営の見通しを立てることができたとした水準よりもそれぞれ改善しており、当初予算編成後の現時点においても同様に安定的な財政運営を見通すことができたのではないかと考えております。

このように、今回の予算編成を通じて課題解決先進県を目指した取り組みを積極的に行いながらも、後年度負担の軽減と将来への一定の備えの確保を図ることができたものと考えておりますが、歳入に占める地方交付税などの割合が高いことから、本県の財政運営は地方税財政に関する国の動向等の外的要因に大きく左右されるところであり、決して油断はできないと考え

ております。したがって、今後も中長期的な財政収支の展望のもと、緊張感を持って財政運営を行ってまいります。

また、毎年度の予算編成に当たりましても、産業振興計画に基づく経済の活性化の取り組みなどにより、さらなる県税収入の確保に努めますとともに、国に対しても地方交付税などの財源の確保に向けた積極的な提案を行ってまいります。あわせて、PDCAサイクルに基づく不断のチェックにより、事業のスクラップ・アンド・ビルドにも引き続き徹底して取り組み、歳出削減と予算の重点化にも努めてまいります。

次に、人口問題に果敢に挑戦すべきではないかとお尋ねがありました。

本県では、戦後、人口の社会減による県経済の縮小がさらに人口の社会減を加速化させ、それが過疎化と高齢化を同時に招き、特に出生率の高い中山間地域ほどこういった傾向が顕著になった結果、全国に先行して人口が自然減の状況にも陥り、このことでより一層経済が縮むという人口減少による負のスパイラルをたどってまいりました。私は、この人口減少による負のスパイラルこそが本県の根本的な課題であり、この克服こそが県政運営上の最大の目標と考え、果敢に挑戦を続けてまいりました。

これまでの挑戦により、例えば本年1月の有効求人倍率が過去最高の1.05倍となるなど、本県経済は全体としてよい方向に向かっており、これに伴い人口の社会減も過去の景気回復局面に比して2分の1程度に縮小するなど、一部では手応えも感じているものの、いまだ人口減少の負のスパイラルは続いております。

このため、今後の取り組みの目標として、昨年8月にお示しした2060年の本県人口の将来展望では、国の推計によると約39万人まで減少するとされる本県の人口を約55万7,000人に踏みとどまらせ、将来的な人口の若返りと人口増への

転換を目指すとの意欲的な目標もお示したところであります。この目標の実現のためには、若者のさらなる県内定着や増加にあわせて、出生率の向上をも図っていく必要があります。そして、そのためには、次の4つの施策を連続的に講じていくことが必要だと考えております。

まず第1には、できるだけ多くの若者を県内にとどめることができるよう、地産外商の取り組みなどを通じて、人口減少下においても各産業分野の産出額等を上昇させ、経済規模を縮小させないことで、県内での若者の多様な働く場を創出していくことが必要であります。

また第2に、こうして県内に働く場を確保することで、若者の県外流出を防止するとともに、年間1,000組という目標を掲げて移住促進にさらに取り組んでいきたいと考えております。

そして第3に、都市部に比べて相対的に出生率が高い中山間地域に若者ができるだけ残れることとなるよう、先ほど申しあげました第1の雇用創出と第2の移住促進の取り組みを、中山間地域において特に力を入れて進めてまいります。

その上で、第4には、出生率の向上を目指して、少子化対策についてライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援策をもう一段充実させるとともに、官民協働の取り組みを進めることで県民運動として展開させていきたいと考えているところであります。

こうした4つの施策を一連のものとして講ずることで、若者の増加と出生率の向上、ゆえに人口の増加というよき好循環を生み出していくことが重要であります。本県の総合戦略では、産業振興計画、日本一の健康長寿県構想などを土台としまして、この4つの施策を柱として打ち立てているところでありまして、この総合戦略に基づき今後も全力で取り組みを進めてまいります。

少子化対策関連予算に係る評価と、これまでの政策提言活動における成果などについてのお尋ねがありました。

これまで全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、国、地方はもとより、地域社会や企業などが協力し、少子化対策の抜本強化に取り組む必要性を強く国に訴えてまいりました。その結果、結婚支援などの地方独自の取り組みを後押しする地域少子化対策強化交付金が創設されますとともに、子や孫の結婚や出産、子育てを支援するための結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置などが実現をしたところであります。

本年度におきましては、昨年7月の全国知事会において、少子化対策のさらなる抜本強化のため、地域少子化対策強化交付金の恒久化と弾力的な運用、子育て負担の軽減、子ども・子育て支援新制度の実施に必要な財源確保などについて提言を取りまとめ、要請を行ってまいりました。また、少子化の問題に関連をいたします子供の貧困対策については、7月の提言に加え、11月には交付金の創設などを盛り込んだ緊急提言も行ったところであります。

この間、政府は、昨年9月に成長と分配の好循環を生み出していく新たな経済社会システムとして一億総活躍社会を目指すことを表明され、11月には緊急対策を取りまとめの上、新たな3本の矢の第2の矢として、夢を紡ぐ子育て支援が目標として掲げられたところであります。国におかれましては、私ども全国知事会の提言に耳を傾け、迅速かつ一歩踏み込んだ対応をしていただけたものと高く評価をいたしております。

具体的には、まず地域少子化対策強化交付金が新たに地域少子化対策重点推進交付金として、補正予算及び当初予算案で措置されております。特に、当初予算案に計上されましたことは、全国の自治体が今後取り組みを継続、強化

していく上で、大きな後押しになるものと考えております。

次に、子育て負担の軽減につきましては、多子世帯等の保育や幼児教育に要する負担の軽減措置の拡充などが図られますとともに、子供の貧困対策では、子供の未来応援交付金の創設やひとり親家庭や多子世帯等の自立を応援する取り組みが充実強化されることとなりました。

他方で、子ども・子育て支援新制度の充実に欠かせない1兆円超の財源確保の問題につきましては、依然として不足分についてのめどが立っていないことから、引き続き全国知事会などでの提言活動を行う必要があるものと考えております。

今後とも確保していただいた財源を有効に活用した取り組みを進めてまいりますとともに、地方の取り組みの成果や課題を国に積極的に情報発信するなど、少子化対策の実効性をこれまで以上に高め、人口の将来展望に掲げる目標の実現を目指してまいりますと考えております。

次に、中山間対策における今後の取り組みについてお尋ねがありました。

先ごろ発表されました平成27年国勢調査の速報では、社会減は幾分改善される一方、自然減が大きく進むとの結果が示されました。これは、本県の人口の年齢構成などからあらかじめ想定された結果であり、65歳以上の老年人口の割合が14歳以下の年少人口割合よりも2倍以上も高いという本県の人口構造のもとでは、今後も一定の人口減少は避けがたいものだと受けとめております。

ただし、中山間対策を考える際、特に問題となりますのは生産年齢人口の減少であります。平成22年までの過去30年間の県内の生産年齢人口の推移を見ますと、高知市を中心とする非過疎地域が4%の減少にとどまっているのに対し、過疎地域ではこの間、およそ20万人いた人口が

11万人へとほぼ半減してきております。生産年齢人口の急激かつ大幅な減少は、中山間地域の活力を大きく損ない、本県経済に負の影響を与えてまいりました。

こうした中、本県は中山間対策として、誰もが一定の収入を得ながら安心して暮らし続けることができる仕組みづくりを目指し、生活を守る、産業をつくるの2つを政策の柱に掲げ、全力で取り組んでまいりました。

施策の立案、形成には、県内の50世帯未満の集落1,359集落をほぼ悉皆的に調査した際に得られた地域のニーズをベースに、市町村からの要望や地域本部に寄せられた声、さらには私自身がこの8年間、対話と実行を重ねる中で地域の皆さんの生の声をお聞きし育んできた思いを一つ一つの施策に込めながら、充実強化に努めてまいりました。

生活を守る取り組みとしては、生活用水、生活用品の確保のための環境整備や移動手段確保のための仕組みづくりを重点テーマに掲げ、市町村とともに取り組んでまいりました。ほぼ市町村からのニーズに沿う形で展開できておりまして、地域からも一定の評価を得ております。

また、福祉の面では、小規模多機能なサービス提供拠点として、高知型福祉を推進するあつたかふれあいセンターの取り組みの質的・量的充実に伴い、地域の方々の生活の満足度の向上にも寄与できているものと受けとめております。しかしながら、高齢化の急速な進展により、さらなるニーズが出てきている状況だと考えており、さらに我々としてきめの細かい対策を講じていく必要があるものとの認識であります。

他方、産業をつくる取り組みとしては、産業成長戦略や地域アクションプランの積極的な展開により、中山間地域においては第1次産業を核とした新たな取り組みがスタートしております。こうした新たな取り組みを中心として、よ

り大きな付加価値を生み出すことにチャレンジしていきたいと考えております。さらに、こうした取り組みが届きにくい小規模な集落での集落活動センターの取り組みも、間もなく県内30カ所を超えて広がっていく見込みとなりました。

今後とも産業振興計画の成長戦略や地域アクションプラン、そして集落活動センターという3層構造の政策群により、それぞれの取り組みをしっかりと連携をさせステップアップさせていくことで、中山間地域の持続的な発展を目指してまいります。

地域の活性化、中でも中山間対策は、我が国の将来を考える上で政治、行政が直面する本質的で最も困難な課題の一つであります。この問題に特効薬はなく、これまで進めてきた対策の充実強化こそが、将来に中山間地域の価値をつないでいくための最も効果的な方策であると考えております。

県土の9割以上を占め、本県の強みである自然や食を生み出している中山間地域の再生なくして県勢浮揚はなし得ません。高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域の実現に向けて、引き続き県庁の総力を挙げ、県民の皆様とともに知恵を出し合い、地域の皆様と一体となって全力で取り組んでまいります。

次に、県庁における女性の管理職登用についてお尋ねがございました。

女性職員の管理職への登用につきましては、議員のお話にもございましたとおり、適材適所の人事配置を基本としながら、時代の要請に合った県の政策の立案や推進をしていく上で、職員の能力が最大限発揮されるよう十分意を用いていく必要があると考えております。

近年の状況を見ますと、知事部局における管理職に占める女性の割合は、平成19年度の5.4%に対し平成27年度は7.4%と2ポイントのプラスに、また将来的に管理職を担うことが期待さ

れるチーフ・班長級以上のいわゆるポスト職に占める女性の割合は、同様に10.7%から19.7%と約1.8倍になっております。このように多くの女性職員に多様な職務を経験していただきながら、管理職への登用に向けた力を蓄えていただいているところでございます。

こうした中、昨年8月に施行された女性活躍推進法に基づき、県庁でも女性の活躍推進に向けた行動計画を本年3月末までに策定するよう検討を進めているところです。この行動計画では、職員に占める女性の割合や管理職に占める女性の割合など複数の項目で現状の把握や課題の分析を行った上で、課題解決に向けての数値目標とその達成に向けた取り組みを盛り込むこととしております。

具体的には、5年後の平成32年度には、知事部局における管理職に占める女性の割合をプラス2ポイント以上の10%に、またいわゆるポスト職に占める女性の割合を25%にすることを目標にしたいと考えています。

このため、今後職員研修において、本年度から実施しております女性職員を対象としたキャリア形成を支援する講座を充実させていくとともに、人事配置において適材適所の観点のもと、管理職への登竜門となるポスト職に女性職員を積極的に登用し、多様な経験を積んでもらうことにより、管理職登用に向けた裾野を着実に広げてまいりたいと考えております。

あわせて、男女ともに仕事と家庭との両立ができる環境づくりを進めていくことにより、出産や育児に当たる職員のキャリア形成をバックアップしてまいりたいと考えております。今後とも女性が活躍できる社会づくりを目指して、県庁におきましても、地域で率先して効果が期待されるさまざまな取り組みを実施してまいります。

次に、産業振興の取り組みに関連して、熱意

ある事業者を県内にどう確保していくのかとの
お尋ねがございました。

産業振興計画では、これまで地産外商につな
がる次なる一步を踏み出そうとされる事業者の
方々の取り組みを応援する施策を数多く取りそ
ろえてまいりました。言いかえますと、産業振
興計画により芽生えた思いを具体化するための
新たな一步を踏み出しやすい環境を整えること
で、その思いが具体化され、確固たる熱意にま
で高められていくことを応援していこうとして
きたところであります。

具体的には、例えば新たな事業に取り組みた
い方には土佐まるごとビジネスアカデミーでの
学びを通じたビジネスプランづくりの支援を、
また新商品の開発や事業化プランの実現をした
いという方には地域アクションプランによる実
行支援やものづくり地産地消・外商センターに
よる一貫サポートを行ってまいりました。さら
には、これから外商に取り組もうとする方には
地産外商公社やものづくり地産地消・外商セン
ターによる外商支援を行うなど、事業者の皆様
の思いを形にする後押しをしてまいりました。

その結果、長年にわたって減少傾向にあった
各分野の産出額が、生産年齢人口が減少を続け
る中であっても明確に上昇傾向に転ずるなど、
一定の成果があらわれてまいりました。

個別の取り組みを見ましても、地産外商公社
が外商活動を支援している県内事業者は、第2
期計画がスタートする前の平成23年度の237社か
ら平成26年度には320社まで増加をし、その成約
件数も平成23年度の1,327件から平成26年度は
4,393件へと大幅に増加をしております。

また、地域アクションプランでは、これまで
に142件の新たな取り組みが追加され、平成21
年度から昨年度までの6年間に1,074人の雇用が
創出されるなど、地産外商の取り組みが着実に
広がり、実を結び始めたと感じております。

さらに、本年度開設した事業承継・人材確保
センターに寄せられた213件の相談のうち、116
件が人材確保に関する相談であることから見ま
しても、事業者の皆様のさらなる地産外商に向
けた熱意が高まりつつあるものと受けとめてお
ります。

今後ともこうした事業者の皆様の次なる一步
に踏み出す取り組みがより活発に展開されま
すよう、第3期の産業振興計画では、特にボトル
ネックとなります担い手の育成・確保や、起業
や新事業展開の促進などの取り組みを抜本強化
いたします。さらに、経営ビジョンを実現する
ための事業戦略づくりへの支援などの強化も図
るなど、事業者の皆様の思いを具体化するよう
全力で応援してまいりたいと考える次第であり
ます。

最後に、T P Pに関し、特に不安の声が大き
い農業分野についてどのように考えているのか
とのお尋ねがありました。

国におきましては、昨年11月に総合的なT P
P関連政策大綱を策定し、早急を実施していく
必要がある農林水産分野の体質強化対策につ
いて、平成27年度補正予算で3,122億円の予算措
置を行いました。また、12月には農林水産物の生
産額への影響試算を公表し、その対策も含めて
全都道府県で説明会を実施するなど、農業者の
不安の払拭に努めているところだと認識してい
ます。

一方、県では先月4日、本県の農林水産業へ
の影響額を、懸念を含む定性的な影響とあわせ
て公表いたしました。影響額については、昨年
末に国が公表した試算方法に基づき機械的に算
出したものであり、国内対策が十分な効果をも
たらすことなどが前提となっております。

しかし、米や畜産物などの輸入品の流通によ
る国産品の価格低下や、県外で米から野菜への
転作が進んだ場合における野菜の価格低下など、

定量的に見通せない影響が生ずる可能性もあるものと考えております。また、本県は中山間地域が多いといった厳しい実情もありますことから、将来の経営への不安感が生産意欲を減退させ、結果として生産量が低下することも懸念されます。こうした懸念は、農業団体などからもお聞きしているところであります。先月公表しました影響試算におきましては、こうした懸念についても定性的な影響として明記した上で、影響額とあわせてお示しをしております。

県としましては、試算の前提であります国内対策が、予算措置を含め実効性のある具体的な施策として着実にかつ地方の隅々にまで行き渡るものとなっているのかを注視するとともに、引き続き中山間地域が多いといった本県の実情を踏まえ、国に対して積極的に政策提言を行ってまいります。

あわせて、関係団体とも連携して産業振興計画を推進することを通じて、TPPにより懸念される影響や期待される効果に対して適切に対応することが重要だと考えています。

平成28年度からスタートします第3期の産業振興計画では、農業に関し将来のTPP時代も見据え、これまでの取り組みを土台としてさらなる産地の強化を目指してまいります。そのために、まずは生産、流通・販売、そしてそれを支える担い手の確保・育成の3つの取り組みをさらに強化しまして、生産の増加、所得の向上、担い手の増という好循環を実現し、農業の拡大再生産につなげていきたいと考えております。

加えて、施設園芸を核として、例えば食品加工や直販所、レストラン等の関連産業を集積させて、より多くの雇用を生み出す地域に根差した農業クラスターの形成にも積極的に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長（井奥和男君） まず、少子化対策を官民協働の取り組みとして推進していく際の具体的な進め方についてのお尋ねがありました。

少子化対策につきましては、より多くの県民の皆様の結婚・出産・子育ての希望をより早くかなえることにより、望まれるだけの人数の子育てができますよう、ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援策として、もう一段の充実強化を図る必要があります。

具体的には、結婚を希望される方の出会いの機会を拡充するマッチングシステムなどによる結婚支援や、ファミリーサポートセンターの設置拡大や多様な保育サービスの充実などによる子育て支援、さらには男性の育休取得の促進などにより仕事と家庭の両立を支援するワーク・ライフ・バランスの推進などにも積極的に取り組んでまいります。

また、こうした取り組みにつきましては、官民が協働して取り組むことにより、より大きな政策効果も期待できますことから、新たに高知家の出会い・結婚・子育て応援団を創設し、これまでどちらかといえば働きかけが十分とは言えなかった民間企業の皆様との協働した取り組みとして推進してまいります。

その際には、県と高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーがしっかりとサポートすることとし、少子化の問題に関連する職場での取り組みの好事例などを表彰するとともに、職場間での情報の共有化を図るなど、応援団への参加企業等の皆様が積極的な取り組みを進めていただける環境整備などにも努めてまいります。

あわせて、高知県少子化対策推進県民会議に新たに設置されました結婚支援、子育て支援、ワーク・ライフ・バランス推進、広報啓発といった4つの部会において、PDCAサイクルを通じた取り組み目標の進捗管理などをしっかりと

行ってまいります。こうした取り組みなどを通じまして、県全体で少子化対策を推進していく機運を高めていくことにより、県民の皆様の希望の早期実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、介護サービスの提供を担う人材の安定確保に向けた来年度からの基本方針と取り組みについてのお尋ねがありました。

厚生労働省の介護人材需給推計によりますと、本県では平成37年の時点で約900人の介護人材の不足が見込まれており、今後質・量ともに増大する介護サービスの需要を十分に賄えるだけの人材を、いかに安定的に確保していくのかといったことが喫緊の課題となっています。このため、第3期の日本一の健康長寿県構想では、医療や介護などのサービス提供を担う人材の安定確保と産業化を目指すこととし、人材の安定確保の面では、新たな人材の参入促進と人材を定着させ離職を防止するといった両面からの取り組みを抜本強化してまいります。

まず、新たな人材の参入促進策といたしましては、資格取得支援策の充実強化を図ることといたしております。具体的には、高校生や人手不足感の強い中山間地域等の住民の皆様を対象に、就職に有利な介護職員初任者研修の受講機会を大幅に拡充してまいります。あわせて、国の補正予算なども活用し、介護福祉士等修学資金貸付事業に再就職準備金や実務者研修の受講者支援などを新たに盛り込むなど、制度を拡充してまいります。さらには、福祉・介護職場を離職した潜在的な有資格者の復職を支援するため、再就業支援セミナーを開催するなど、対象者に応じたきめ細かな取り組みを進めてまいります。

次に、人材の定着促進と離職防止に向けた取り組みといたしましては、福祉研修センターの研修体制を充実し、職員の処遇改善につながる

キャリアアップを支援いたしますとともに、介護ロボットの普及や福祉機器の導入などを支援することにより職場環境の改善を図ることで、働きやすい魅力ある職場づくりに取り組んでまいります。

こうした取り組みなどを総合的に実施することにより、人材の質・量を含めた安定確保の好循環へとつなげてまいりますとともに、新たな雇用とサービスの創出を通じて産業としての育成、振興も図ってまいります。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) まず、紙産業の振興の飛躍的な推進に向けた施策のポイントと、紙産業技術センターの体制面での強化についてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

本県において紙産業は重要な産業であり、昨年度は紙産業のさらなる振興を推進するための方針を取りまとめ、本年度は紙産業技術センターに新たな機械設備の導入を進めるなど、紙産業のさらなる振興に取り組んでいるところでございます。

今後の施策のポイントといたしましては、企業の製品開発プランづくり、高付加価値製品の開発と加工技術の確立、外商支援の徹底、人材の確保と育成の4つであると考えています。

まず、企業の製品開発プランづくりでは、木材から得られるパルプなどを原料とし、今後成長が期待されます新たな素材であるセルロースナノファイバーやリサイクル炭素繊維などの研究会を新たに設置しますとともに、紙に関連する外部の専門家を紙産業振興アドバイザーとして配置し、企業からの相談にも迅速に対応することで、製品開発プランづくりを促進してまいります。

次に、高付加価値製品の開発と加工技術の確立では、新たな機械設備の導入にあわせ、紙産

業技術センターの体制を強化することにしております。具体的には、先に御説明いたしました紙産業振興アドバイザーを新たに配置しますほか、導入する機械設備に熟練した企業OBを雇用するなど、高度な専門知識を持った外部人材を積極的に活用してまいります。また、紙産業技術センターでは、最先端の素材や技術に関する情報を有識者から積極的に助言いただくこととしており、職員の技術力の向上も図ることとしております。こうした支援体制の強化によって、さらに企業の製品及び技術開発を加速化してまいります。

次に、外商支援の徹底では、ものづくり地産地消・外商センターにおいて企業ごとに専任担当者を配置し、外商までの一貫したサポートを実施するほか、企業が国内外の展示会に出展する際の支援や、バイヤーを招聘した商談会の内容を充実させてまいります。また、来年度から新たに設置する地産地消・外商センターの東京営業本部を中心として、首都圏での土佐和紙を初めとする本県紙製品の販路拡大を図っていくこととしております。

4つ目の人材の確保と育成では、製紙関連企業と協力して、インターンシップや工業系高校生の企業見学などを強化するとともに、新たに製品開発プランづくりから事業化までを一貫して学ぶことができる少人数制の講座を実施し、紙産業の将来を担う中核人材を育成してまいります。

こうした取り組みを関係者の皆様とこれまで以上に連携して進めるため、今月には高知県製紙工業会、高知県、高知県産業振興センターの3者で業務連携・協力に関する協定も締結する予定としており、今後も製紙工業会や地元市町村の皆様とともに、本県紙産業の飛躍的な推進を目指して取り組んでまいります。

次に、企業立地について、近年の本県の立地

状況についてのお尋ねがございました。

議員のお話にもありましたとおり、南海トラフ地震による被害想定が報道されて以降、企業立地、とりわけ県外からの製造業の新規立地は厳しい状況にありますが、企業立地の推進は地域における雇用の拡大や本県経済の活性化を図る上で大変重要な政策であり、全力で取り組んでいるところでございます。

そうした取り組みの結果、第2期産業振興計画がスタートしました平成24年度からこれまでの立地件数は、新設が13件、増設が37件の合計50件となっており、これらによって約1,300名の新規雇用が見込まれております。

新設による企業立地では、近年地方に拠点を開設するいわゆるニアショア志向の高まりもあり、13件のうち9件が企業の総務・管理部門を統括的に行う、いわゆるバックオフィスなどの事務系職場でございます。また、工場等の増設では、37件のうち34件が製造業の増設となっております。

こうした成果は、誘致活動を展開する中で企業のニーズに合わせて全国トップクラスである助成制度や各種の支援策を提案してきたことや、立地企業が重視します人材確保の面ではハローワークや市町村、大学等と連携してサポートをしてきたことなどが評価されて達成できたものと考えております。今後とも県内企業の拡大支援も含めたより多くの企業立地に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、製造業以外の事業分野も含めた高知市周辺への企業立地の取り組みについてお尋ねがございました。

企業立地を推進し、県内各地域に雇用の場を確保することは、地域の活性化を図る上で大変重要なことと認識しております。そうした中で、本県の強みであります第1次産業を生かした製造業の誘致や、特に若者や女性からのニーズが

多い事務系職場の誘致に取り組んでまいりました。

こうした取り組みによりまして、県東部地域では特産品でありますユズの加工場の誘致、また県西部地域では、次世代園芸ハウスの整備に関連します県外企業と県内企業の合併による種苗会社の誘致が実現しております。また、事務系職場の誘致では、これまでに四万十市及び四万十町への立地が実現し、それぞれ50人規模の操業を行っているところです。

県では、県内各地域にさらに雇用の場を広げていくため、昨年度企業の農業分野への参入に対する支援メニューを追加し、立地の促進に努めているところですし、来年度からは新たに、既に高知市内などに立地している企業が新たな地域でサテライトオフィスを開設する際への支援や、市町村が実施する受け皿となる施設整備への支援を行うことにしております。

今後におきましても、企業立地に関する全庁的な支援体制として昨年8月に立ち上げました企業立地推進会議のもと、企業立地の直接の受け皿となります市町村とも連携し、きめ細かなアフターフォローや都市部で開催する企業立地セミナーなどによるPRも積極的に行いながら、県内各地域での多様な雇用の場の確保に向け、全力で取り組んでまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、県域1JA構想に対する評価と、その実現に向けた支援についてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

本県の農業を取り巻く状況は、議員御指摘のとおり大変厳しい状況でございます。そうした中、本県のJAグループは、平成31年1月の県域1JA構想の実現を目指して取り組んでいくことを決議され、今月末に立ち上げを予定しております統合協議会において、これまでの研究

をさらに深め合併に向けた協議や手続を行っていくこととされております。

JAグループが目指しておりますこの取り組みは、経営基盤の強化や事業の効率化のみならず、営農指導体制の強化などの組合員サービスの充実、ひいては農業所得の向上にもつながる有力な方法だと考えております。また、産業振興計画を推進していく上でも、JAグループは県と連携して取り組んでいただく重要なパートナーでございまして、この構想が実現すれば、さらなる連携のもとに、計画の目標達成に向けた取り組みが効果的に進められるものと期待しております。

県といたしましては、この構想の検討が始まりまして以来、歴代の部長がその協議メンバーとして参画をし、行政の立場から助言などを行ってまいりました。また、昨年秋からは、県農協中央会の会長を初め幹部職員の皆様と定期的な意見交換の場を設け、議論を重ねているところでございます。

また、県域1JA構想を進めるに当たって、農業者の皆様から御要望の多い営農指導体制の強化や、販売力の強化にもつながる大型直販所の整備などの課題につきまして双方が参加をしたワーキンググループを立ち上げまして、具体的な議論を進めているところでございます。こうした議論を深めまして、必要な支援を行っていきたいと考えております。

次に、ことし4月に施行されます改正農協法が本県農業に与えるメリット、デメリットについてのお尋ねがございました。

この4月に施行されます改正農協法は、地域の農協が自由な経済活動を行い、農業者の所得の向上に全力投球できるようにすることなどを目的としたものと認識をいたしております。

農業をめぐる情勢が厳しさを増す中、本県のJAグループでは、改革に向けての取り組みが

必要だという関係者の皆様の共通した認識のもとに、農家組合員の所得の向上や生活の向上、地域や社会への貢献などを基本方針として掲げ、改正農協法の趣旨を先取りした形で県域1JA構想の取り組みを進めておられます。

このように改正農協法の趣旨とJAグループの取り組みの目指す方向は同じだと思っておりますので、今回の法改正が直ちに農協のあり方や本県の農業にマイナスの影響を及ぼすといった可能性は小さいのではないかとこのように考えております。むしろ、自主的、主体的な取り組みとして進められております県域1JA構想が進むことで、先ほども申し上げましたとおり、組合員のサービスの充実、農業所得の向上などにつながっていくのではないかとこのように考えております。

ただ、今回は導入が見送られましたが、准組合員の事業利用量規制に関しましては、法施行後5年間調査を行い、検討を加えて結論を得ることになっております。この点につきましては、その議論の行方によっては准組合員の利用が制限をされ、信用事業の収益性の低下とともに、地域住民の生活を支える購買店舗や地域の金融機関としての機能に影響が出るおそれがあります。今後ともその動向を注視いたしますとともに、必要に応じて農協が地域で果たしている役割などについて訴えてまいります。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○水産振興部長(松尾晋次君) まず、高知県漁協の経営改善計画の進捗状況と今後の見通しについてお尋ねがございました。

高知県漁協は、平成30年度の繰越欠損金の解消を目標とする経営改善計画を作成し、職員定数や管理経費の削減、支所別の収支管理の徹底、さらには債権回収に向けた取り組み強化といった経営改善策を実施してまいりました。

平成26年度にはこうした取り組みに加え、販

売手数料の見直しや一層の管理経費の削減に取り組んだことにより、当期剰余金が計画を大きく上回る1億6,000万円を計上することができ、合併当初には5億3,000万円ありました繰越欠損金を2億3,000万円にまで、また29億円ありました借入金につきましても14億円にまで削減することができました。

今年度も引き続き経営改善の取り組みを進めたことにより、5,000万円を超える当期剰余金が計上できるとともに、借入金についても2億円程度圧縮し、12億円程度となるものと見込まれています。

こうした結果、繰越欠損金の解消は目標年度である平成30年度までに達成できる見込みですが、引き続き系統団体などとも連携して、解消時期が少しでも前倒しできるよう支援してまいります。

次に、県1漁協構想の実現に向けたこれまでの取り組みの総括と現状認識、今後の取り組みについてお尋ねがございました。

平成20年4月に25の漁協が参画し高知県漁協が設立されて以降、県内における漁協の合併は進んでおりませんが、組合員の所得の向上を図り、漁村の活力増進に寄与するといった漁協の役割を果たしていくためには、漁協の経営基盤を抜本的に強化する県1漁協構想を進めることは必要であると認識をしております。そのため、合併以降も合併に参加していない漁協への働きかけを行いますとともに、合併への意識が比較的高いすくも湾漁協など5つの漁協と高知県漁協で組織する、漁協組織のあり方検討委員会を立ち上げ、経営状況に関する情報交換や合併に関する勉強会を開催するなど、合併に向けた機運を高める取り組みを進めてまいりました。こうした中で、昨年10月には、高齢化による組合員の減少に懸念を抱く漁協が高知県漁協に合併協議を申し入れ、12月に両漁協を中心に合併推

進協議会を立ち上げるといった動きも出てきております。

一方、合併に参加していない漁協の中には、高知県漁協の経営に対する不安や当面の運営に支障がないなどを理由に、合併に消極的な漁協も見られますし、資金繰りが悪化し合併への参画が困難な漁協も見受けられます。

こうしたことから、県1漁協構想の核となる高知県漁協の経営の安定化を図ることにより、合併への不安を解消しますとともに、個別の漁協に対しては、漁業者が安心して漁業を続けることができるよう、経営状況に即した指導や支援を進めてまいります。

次に、クロマグロの人工種苗生産技術開発の進捗状況や、第3期産業振興計画への位置づけについて、また生産技術開発における課題と来年度の取り組みについてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

昨年度から県内の種苗生産企業と連携して取り組んでまいりましたクロマグロの人工種苗生産技術開発につきましては、本年度はおよそ6,600万粒の受精卵を採取して種苗生産試験を行い、4センチメートルほどに育成した稚魚およそ1,000尾を海上の生けすに沖出しし、中間育成試験に着手することができました。この中で、陸上飼育段階においては、稚魚の餌として必要なふ化したばかりのマダイなど、いわゆるふ化仔魚が不足し生残率が下がったことや、海上での中間育成段階においては、クロマグロの生けすへの衝突によるへい死や変形といった課題も明確になってまいりました。

来年度はこうした課題の克服に向けて、餌となるふ化仔魚をタイミングを逃さず十分に与えることができるよう、種類や尾数をふやすとともに、本年度使用した8メートルの角形生けすより、より大型の20メートルの円形生けすを用いた中間育成試験に重点的に取り組み、量産化

に向けた技術開発を進めたいと考えております。

こうしたクロマグロの人工種苗生産の取り組みは、第3期の産業振興計画の水産業分野の柱としております日本一の種苗生産・中間育成拠点の形成のための重要な取り組みとして位置づけをしております。

今後は、こうした技術開発を進めるとともに、県内の種苗生産企業やクロマグロ養殖事業者、漁協の連携による種苗の生産体制の構築に取り組み、第3期の産業振興計画の計画期間中には、養殖現場への本格的な導入を実現したいと考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、宇佐漁港海岸の地震・津波対策の現在の進捗状況と早期完成に向けた考えについてお尋ねがございました。

宇佐漁港海岸には、新居、宇佐、竜、井尻の4つの地区があり、5,000人近い方々が生活をされております。この住民の皆様の生命と財産を守る本地区における地震・津波対策は重要であると認識をしております。

直轄高知海岸に隣接する新居地区の進捗状況は、平成25年度に海岸堤防の耐震補強工事に着手し、本年5月には工事が完了する予定となっております。残る宇佐、竜、井尻地区では、平成26年11月に堤防の整備高さを決定いたしました。この結果をもとに、現在詳細な構造の検討を行っており、この3月末に竜、井尻地区で工法を決定することとしております。今後、地区の皆様の御理解を得た上で、夏ごろから耐震補強工事に着手したいと考えております。

宇佐地区につきましては、県道と一体となった区間や漁港施設などが近接する区間が多く、通行車両や漁業活動への影響が懸念されること、また全区間にわたり人家も近接していることから、適切な構造、工法の検討が必要になっております。このため、道路管理者や漁業関係者、

地域の皆様と精力的に調整を進め、工事に着手できる環境が整ったところから順次工事を進めてまいりたいと考えております。

一方で、対策が必要な延長は約5キロメートルと長く、計画的な整備には財源の確保が大きな課題であると認識をしております。今後も引き続き、土佐市など関係機関との連携を強化し、予算の重点配分について国への政策提言を継続するなど予算の確保に努め、宇佐漁港海岸での地震・津波対策が早期に完成できるよう取り組んでまいります。

次に、土佐市蓮池地区における長時間の渋滞など課題を解消するためには、土佐市バイパスの延伸が最も効果的ではないかとお尋ねがございました。

土佐市バイパスについては、高知市春野町弘岡上から土佐市蓮池までの延長4.3キロメートルの区間で、日常的な交通渋滞の解消や歩道整備による安全確保を目的として、平成元年に事業化され、部分開通を重ねながら平成26年に全線4車線で開通をいたしました。このことにより車の流れが分散され、快適に通行できるだけでなく交通事故件数が減少するなど、道路利用者の安全確保にも寄与しております。

しかしながら、お話のありました土佐市バイパスの西側の区間では、交通渋滞が頻繁に発生していることに加え、事故危険箇所指定されている箇所もあることから、渋滞の緩和や安全性の確保が大きな課題であると認識をしております。国道56号を管理する国においては、今後の土佐市のまちづくりや沿道への出入りのしやすさなども踏まえ、その整備手法について検討していると聞いております。県といたしましても、当該区間における道路利用者の安全確保や渋滞の緩和に向け、早期に事業化がなされるよう国に働きかけてまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) 子供の体力向上に向けた具体的な対策についてお尋ねがございました。

今回の調査結果では、平成20年度に全国調査が始まって以来、初めて小学校の男女の体力合計点が全国平均を上回り、中学校男子もほぼ全国平均に達しています。中学校女子につきましては、全国平均には届いていませんが、過去2番目に高い結果となり、全体的に見て上昇傾向にあります。

しかしながら、運動時間が少ない児童生徒の割合が全国と比較して高く、運動習慣が十分に定着していない状況があるなど、さらに体力を向上させるためには、日常的な運動を含めて健康的な生活習慣の定着が必要と考えています。

運動習慣の定着には、子供たちが早い段階から運動やスポーツを好きになることが重要ですので、就学前の幼児期において親子運動遊び教室の実施や、保育所や幼稚園等に専門指導者を派遣する取り組みを拡充することとしています。

学校においては、運動やスポーツを楽しいと感じる児童生徒をふやすことができるよう、体育、保健体育の授業の質的向上を図ることが必要と考えています。そのため、授業の効果を高める副読本や運動メニューなどの活用の促進、適切な評価基準や評価方法に基づく体育の教科会の充実、研修の工夫改善などにより、教員が日常的に授業の質を高め合う仕組みづくりを進めてまいります。また、健康教育や運動部活動の充実のために、退職養護教諭によるスクールヘルスリーダーや運動部活動支援員といった外部の人材の支援も求めて取り組んでまいります。加えて、オリンピック、パラリンピックに関する理解啓発授業や、2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿招致活動を計画的に進め、児童生徒がスポーツ交流やボランティア活動に参加する機会の充実を図ることにより、子供たちのスポーツに対する興味、関心を高め

てまいります。

こうした取り組みを通して、将来のスポーツ活動の土台となる子供たちの体力、運動能力の向上に努めてまいります。

○31番（中内桂郎君） それぞれ御答弁ありがとうございました。おおむね了解ということにしておきたいと思えます。

それぞれまた質問をしておくとも長くなりますので、質問は打ち切りますけれども、それぞれ答弁のありましたことは必ずやり遂げてほしいという願いをいたしたいと思えますし、特に中山間地域におけますそうしたものについては、100ぐらいの集落センターができるというふうな知事のお話もございましたが、私はこれを黒字にするというのはなかなか難しいと思えます。それはよほど担当の部局がしっかりした行動をして対応しなければ、やはり私はこの黒字経営はなかなか難しいというように今でも思っておりますし、また将来もそうであろうというように思っておりますが、この辺を力いっぱい頑張っしてほしいというように思っております。

やはり現場を踏まずしては物事はわからないと思えますので、その点を皆さん方は十二分に心して今後頑張ってくださいというように思えますし、今議会を最後にして退職されます皆さん方には大変お世話になりました。心から皆さん方の将来についての御健勝と御活躍を心からお願いいたしまして、私の一切の質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（西森雅和君） 暫時休憩いたします。

午後3時17分休憩



午後3時40分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

35番吉良富彦君。

（35番吉良富彦君登壇）

○35番（吉良富彦君） 日本共産党を代表し、以下質問をいたします。

まず、知事の政治姿勢です。

大規模災害や有事に対応するために、憲法に緊急事態条項が必要ではないかという改憲論が浮上してきています。知事は昨年の衆議院憲法審査会の地方公聴会において、南海トラフ巨大地震と連動した富士山の噴火という史実を踏まえ、大規模複合災害への万全の対策を望む立場から、衆議院議員の任期が4年と規定され、憲法第54条で衆議院解散中の対応としての参議院の集会に規定されている参議院の緊急集会で対応が十分にできるのか、また災害時の私権の制限についても、災害対策基本法では人命にかかわる場合となっており、物資輸送の面で困難が生じる等の懸念事項を挙げ、それらは憲法改定をしなくては対応できないのかという意味を含んでと思えますが、十分に議論をしてほしいと陳述したとお聞きしています。

災害時に被害を最小限にとどめ、迅速な対応をするために制度を整備することは大変重要な課題です。その際何よりも大事なことは、緊急事態を想定した過度な権力の集中、人権の制限がどのような事態を生み出すのか、生み出してきたのかという歴史の教訓に真摯に向き合う姿勢ではないでしょうか。そして、なぜ災害対策のために憲法改正が必要なのかという国民の疑問に答える姿勢が求められます。

ヒトラーは、全権委任法によって独裁政治を確立し、ユダヤ人の虐殺、第2次世界大戦へと突入させていきました。日本でも、関東大震災で政府が戒厳を布告、軍や警察などによる無政

府主義者、朝鮮人などへの弾圧につながった苦い歴史を持っています。

現憲法の制定に尽力した金森徳次郎憲法担当相は、1946年7月、帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員会で、「緊急勅令及び財政上の緊急処分は、行政当局者に取りましては実に調法なものであります。しかしながら、国民の意思のある期間有力に無視し得る制度である。だから便利を尊ぶか、あるいは民主政治の根本の原則を尊重するか、こういうわかれ目になる」と述べ、緊急事態条項が濫用される危険を直視し、あえて現憲法にそうした規定を入れなかった重要性を語っています。

知事の発言は、こうした歴史をも踏まえた問題提起だと思いますが、権力の濫用の危険性について知事の認識をお聞きいたします。

災害時の公用収用の問題は、関連法令で既に解決済みであると考えられるものです。憲法の人権規定をもとに、多数の人々の生存権と個人の財産権が衝突する場合には、公共の福祉の観点から多数の生存権を優先するという形で整備がされ続けてきています。

災害対策基本法は、救援物資を搬送する緊急車両の通行を確保するため、車両その他の物件の移動や、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分することができるよう整備もされています。

岩手、仙台、福島、新潟、兵庫といった大震災を経験した自治体を含む17の弁護士会は、緊急事態条項の新設に反対する声明を出していますが、それは権力の暴走への懸念と、被災地の活動を通じた経験からです。

災害対策は、現場に近い市町村が第一義的に担うことになっていますが、東日本大震災で自治体の助言などで活躍した小口幸人弁護士は、自治体職員が公用収用の規定を知らなかったことなど、今の法律を十分に使いこなせなかった

ことが最大の問題と指摘し、被害を最小限に抑えるのは、法制度やその周知、訓練などを含めた事前の準備である、大震災を改憲のだしにしないでほしいと語っています。

また、「大災害と法」の著者である津久井進弁護士も、「災害救助では都道府県が主体となり、厚労省の施行令で定められた避難所の開設期間、食料費、仮設住宅の費用などを、実態に合わせて県が厚労省と協議して特別基準が設定できるようになっているにもかかわらず現場の市町村が機械的対応をして、粗末な食事や避難所の閉鎖が大問題になった」と事例を示しながら述べています。

同時に、災害対策は市町村が担い、救済は都道府県が担うという制度上のねじれ、また被災者への現金給付を阻む運用の問題点、自治体をバックアップする専門性を備えた常設の緊急事態管理庁が存在しない問題点など、実践を通じた多岐にわたる改善点を指摘しています。

災害時の法制度の周知、訓練などを含めた事前の準備、これこそが最も大事で、そこをこそまず徹底して取り組むべきではないか、事前準備の状況とあわせて、これは危機管理部長にお聞きいたします。

次に、アベノミクスの3年間のもとの国民、県民の暮らしの実態への認識をお聞きします。

まず、雇用の実態ですが、総務省の労働力調査では、2013年1月から2015年11月までに雇用者数は174万人ふえています。しかし、その内訳は、正規雇用は36万人減って、非正規雇用が187万人もふえているのです。年齢別では、65歳以上の高齢就業者数が135万人も増加しており、年金の切り下げ、医療や介護負担増のもと、高齢者が生活防衛のため働かざるを得なくなっている実態がうかがえるものです。

この3年間で、物価上昇を差し引いた労働者の実質賃金は5%減少しています。政府は、「実

賃賃金がマイナスなのは、今まで専業主婦だった方などがパートに出るようになった結果、平均値としては下がっているが、世帯の所得はふえている」と説明なさっています。しかし、内閣府提出資料をもとにして賃金動向を見ると、パートを除く一般労働者の実質賃金は、2010年を100とすると、安倍政権発足直前の2012年11月から昨年11月までの3年間で87.1から84.1と3ポイント低下し、パート労働者のほうも102.3から96.2と6.1ポイント低下しています。

2月5日、我が党の藤野保史衆議院議員が衆議院予算委員会で、これらの数値と国民経済計算での個人消費が実質で0.5兆円マイナスとの数値を示し、首相の言う経済の好循環など起きていないとの指摘に、石原経済再生相は統計数字を否定できず、首相は今後の統計結果をよく分析したいと答えるにとどまりました。

国民生活基礎調査では、生活が苦しいとの回答が過去最高の62.4%になっています。日本経済の6割を占める家計の消費が冷え込んでいては、好循環など生まれようがありません。

これら政府の統計が示しているように、この3年間で国民の暮らしはますます厳しくなっていると考えるがどうか、またこの認識をしっかりと持って県政運営に当たることが必要と考えるものですが、知事にお聞きいたします。

安倍政権がアベノミクス効果の宣伝として、高知県の有効求人倍率が過去最高1.0を突破したことを挙げ、祝杯を上げ、手放しで喜んでいるというような報道がされていますが、事実はその通りではありません。まず、有効求人倍率が伸び始めたのはリーマンショック後からで、県と県民挙げての1次産業に軸足を置いた一貫した取り組みの成果であり、むしろアベノミクスの円安誘導による資材・燃料費の高騰で苦境を強いられたのが実態です。

県の認識も、正社員の求人が低い、大変厳し

い状況が続いている、有効求人倍率のアップにより深刻な問題、根本的な課題が見えてきたとし、高知県の強みの源泉である中山間地域で若者が働き、安心して住み続けられるようにしなければならないとして、これからが本番であることを強調しているわけです。

有効求人倍率がアップした一つの要因に、求職者数の減少があります。求職者数は、2012年度平均1万8,092人から年々減少し、2014年度平均で1万5,225人です。日銀高知支店が2014年5月に発表した「高知県の雇用・賃金情勢について」では、リーマンショック以前では「求人が余り増加せず、有効求人倍率は低い水準のまま推移した。その一方で、今回局面では、まず2010年から2011年にかけては求人数の増加によって、また2013年以降は求人数の増加に加え、求職者数の減少もあって、有効求人倍率が上昇している」としています。ここでいわれる求職者数の減少が、人口の減少、若者の県外流出、求職を諦めたことなどによるものがあるとするれば、そこにはより大きな課題があることを示しています。

求人の中身を見てみますと、労働局発表の平成27年9月の雇用動向では、新規求人数5,551人のうち44%は非正規雇用です。産業分野で見ると、卸、小売の求人数は1,495人とトップですが、その76%はパート、非正規です。一方、2番目に求人数が多い医療・福祉分野は1,238人ですが、何とその70%が正社員です。本県で正職員、正社員を求める求職の3割近くは医療・福祉分野であることも特筆されます。看護師、ヘルパー、保育士など重い責任があるにもかかわらず、それに見合わない低賃金であることも、深刻な人手不足を生み出し、有効求人倍率を引き上げていると言えるのではないのでしょうか。

有効求人倍率の上昇によって見えてきた課題にどう取り組むか、基本認識を知事にお聞きい

たします。

医療・福祉分野の介護事業では、昨年基本報酬が4.48%も削減されました。共産党香美市議団が介護事業所においてのアンケート調査では、回答27事業所のうち収入減が6割、16事業所、収入が増加したと回答した7事業者にあっても、その収入増は利用者数、サービス数増によるもので、そのための職員増によって収益は悪化していると半数の事務所がコメントをつけています。

また、日本政策金融公庫の昨年10月の調査でも、事業所の4割強が赤字、特に4人以下の小規模な訪問介護では56%、通所介護は53%が赤字、報酬が減った事業所は約60%です。要支援の通所・訪問介護を介護保険から外し、市町村による新総合事業への移行が進められていますが、現在介護保険外の介護サービスを行っていない事業所への調査では、取り組むつもりはないとの回答が52%にもなっています。これらから、人口密度が低く、中山間地域の多い高知県の小規模事業者への影響は極めて大きいことがわかります。

知事は、医療・福祉分野は重要な雇用の場と我が党の質問に答えています。このままでは介護サービスの基盤が崩壊し、雇用先までもなくなるという強い危機感を持って対応すべきだと思うものですが、これへどう対応し取り組んでいるのか、知事にお聞きいたします。

また、市町村による新総合事業への移行に伴い、新事業所の参入がほとんど望めない中、今県が実施している中山間地域への介護事業者を支えるための独自支援の継続及び強化が必要と考えるものですが、地域福祉部長の所見をお聞きいたします。

次に、TPPに関してお聞きいたします。

TPPによる農業への影響も深刻です。政府は、価格低下による生産額の減少が生じるもの

の、体質強化対策による生産コストの低減、品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるとして、影響額は約1,300から2,100億円にとどまるという極めて楽観的な数字を出しています。

東京大学の鈴木宣弘教授は、大筋合意の内容を前回の試算に使った内閣府と同じG T A Pモデルで暫定的に試算してみると、「控え目に推定しても農林水産物で1兆円、食品加工で1.5兆円が生産額の減少が生じる一方、自動車でもむしろ生産額の減少が生じ、全体で日本のG D Pはわずか0.07%しか増加しない可能性がある」とし、「政府は前回、関税撤廃された場合の生産減少額として、鶏肉990億円、鶏卵1,100億円、落花生100億円、合板・水産物で3,000億円と示し、これだけでも5,000億円を超えていた。今回は同じ品目が全面的関税撤廃という同じ条件なのに、影響は軽微という説明は全く説明がつかない」と指摘しています。

これまで進めてきた輸入自由化によって農業、林業がどうなったかという現実を見れば、影響は軽微というのは到底信用できるものではありません。

県は政府の試算方法をそのまま当てはめて影響額を出しています。県民への情報提供としては不適切であると考えるものですが、知事の認識をお聞きいたします。

次に、日本の農業が過保護だから衰退した、競争力をつければ輸出産業になるというTPP推進の論についてお聞きいたします。

まず、日本の農産物関税の9割は平均関税率11.7%でEUの19.5%の半分程度しかなく、既に相当低く、競争にさらされており、過保護などという指摘は全く当たりません。

次に、アメリカは競争力があるから輸出大国になっているのではなく、コストが高くて食

料自給は当たり前、それに加えて世界をコントロールするためにいかに増産するかという食料戦略をとっているからだ」と鈴木教授は説明しています。

アメリカ農務省経済研究局のデータによると、ほとんどの年度、作物では販売額を生産コストが上回っており、あれだけ大規模経営でも赤字なのです。そのためアメリカは、農家が満足に暮らし、営農を再生産するために必要な目標価格と国際市場で競争力を持つための市場価格の差額を全額政府が所得補填しており、その額は年1兆円にもなります。農家所得に占める政府補助金の割合は、米、綿花の場合、4から5割になる年もあります。

2006年の統計ですが、農業所得に占める直接支払いの割合は、アメリカが26.4%、フランスは90.2%、イギリスは何と95.2%。一方、日本は15.6%です。このどこをとって過保護というのでしょうか。農業をこんなに軽んじている国はほかに見当たりません。欧米では、穀物、乳製品の生産がふえ支持価格を下回ると、支持価格で無制限に買い上げて国内外の援助物資や補助金をつけて輸出するなど、政府が最終的に価格を確保し、価格を支える仕組みがあります。

さらに鈴木教授は、生産者の取り分は不当に低いという点も指摘しています。食料関連産業の生産額は1980年の48兆円から2005年74兆円と伸びていますが、農家の取り分は逆に12兆円から9兆円と減り、シェアは26%から13%と大きく低下しています。コンビニのおにぎり105円のうち、精米の生産者売り上げ分は16円にしかなりません。これは、量販店による取引交渉力の強まりが買ったたきとなって横行しているからです。

一方欧米では、量販店の支配力強化に政府介入する仕組みがあることを示しています。例えばアメリカのミルクマーケティングオーダーと

いう制度は、乳製品市況から逆算した加工原料乳価をメーカーの最低支払い義務乳価として、地域別に毎月設定しています。さらに、飼料高騰等で取引乳価がコストをカバーできない場合は政府が補填する、余剰乳製品が発生すれば政府が買い上げ、国内外の援助物資などによる最終的販路を確保し生産を守っています。市場任せで市場価格の低下分の何割かを補填するにとどまっている日本とは、根本的に違う仕組みで取り組んでいます。

欧米の農業に対する位置づけ、生産者を支える仕組みと日本のそれとでは雲泥の差があります。こうした根本に手を入れず関税撤廃に進むことは、まさに亡国の道と思うものですが、知事にお聞きいたします。

政府はTPPについて、ピンチではなくチャンスだと、輸出拡大に活路があるかのように主張しています。例えば米について政府は、なかなか難しいと言われた中国への米輸出を初めて行い、あっという間に全量売り切れになったと説明しますが、その輸出量はわずか2トン、33俵です。

また、政府は「アメリカで最近和牛が人気を集めている。TPPで輸出実績の40倍まで関税ゼロ、将来は全て制限が取り払われる」と述べていますが、2013年の国内生産は37.1万トン、アメリカからの輸入は18万6,000トン、アメリカへの輸出は200トン、国内生産の0.05%しかありません。政府が言うように40倍になっても、現在の国内生産量の2%にすぎません。肉食用牛農家5万4,000戸のうち、900戸が残るだけというものです。

「日本茶の関税20%がゼロになる。静岡や鹿児島が世界有数の茶どころと呼ばれる日も近い」という話も、輸出先の1位アメリカ、3位シンガポール、5位カナダなどの国への関税は既にもうゼロです。関税20%なのはメキシコですが、

その輸出額は197万円で、お茶の輸出総額78億円の0.03%にしかありません。それどころか、オーストラリア、ベトナムで日本の大手メーカーが現地法人を立ち上げて緑茶を生産する動きが始まっています。

そもそも政府の掲げる農林水産物の輸出額を2020年に1兆円にするという戦略も、1兆円のうち50%以上は清涼飲料水、インスタントラーメン、みそ、しょうゆなどの加工品というもので、それらはほとんど国内農産物を使わないものばかりです。農業の直接生産物では1,000億円強との指摘もあり、2012年の農業総生産額8兆5,250億円の1.3%程度のお話です。

輸出の努力は重要ですが、それで高知県や日本全体の農業と農村を支えることは不可能ではないか、知事にお聞きいたします。

次に、原発問題、エネルギー問題についてお聞きいたします。

県は、伊方原発再稼働について、2014年12月を例に、ピーク時に老朽火力の故障、停止が重なれば停電の懸念があるという四国電力の説明を是として、やむなしの判断をしました。私たちは12月議会で、電力会社間の地域連携、他社受電、揚水発電の活用により対応できるのではないか、県の説明に説得力がないと指摘したところですが、四国電力の言い分の紹介にとどまり、専門家を含めた検証をすべきとの提案にも定かな答弁はありませんでした。

そうしたことから、私たちは県のアドバイザーを務めたこともあるエネルギーシフトの第一人者である環境エネルギー政策研究所の飯田哲也氏の協力を得て、四国の電力需給状況について精査を行いました。幾つか重要な指摘があります。

第1に、随時調整契約35万キロワットの活用です。この契約は、需給逼迫時に供給量を削減する契約で、そのため通常より価格が安くなっ

ています。火力停止時には直ちに活用が可能です。四国電力の大型火力は、橘湾70万キロワット、坂出3、阿南3、4の45万キロワットですから、この契約分だけで橘湾火力停止ならば5割、坂出や阿南なら7割対応できるというものです。この活用について、四国電力は全く説明をしていません。

第2は、デマンドレスポンスの活用です。これは需給逼迫が予想される場合に、需要削減やシフトを契約し、ピーク需要を低下させることができる契約です。2015年1月から3月の最大需要485万キロワットに対し、ピーク需要に近い440万キロワット以上を記録したのは、わずか22時間、日数で11日です。これをデマンドレスポンスで対応し、石油火力をとめれば、11日分の燃料代推定26億円が削減でき、一方節電で失われる売電収入は0.1億円にすぎず、ピーク時対応の方法として電力会社にとっては大変メリットが大きいものです。現在どれだけの契約量があるか明らかにはなっていませんが、この契約を一定量まで拡大することが合理的な選択です。

第3は、地域間連系、融通の活用です。電力システム改革により、従来の地域独占と供給責任がセットとなった枠組みが改定され、送電網の広域運用を拡大することになっています。西日本は地域間連系線が充実しており、この前の12月議会でも指摘しましたように、関西電力と四国電力の連系運用は140万キロワット、四国電力と中国電力は120万キロワットで、合わせると最大需要の半分以上となります。また、徳島の電源開発橘湾火力210万キロワットのうち180万キロワットは、四国外に送電されることになっており、四国電力で需給逼迫の折には一時的に回すことも考えられます。

第4は、自家発電の利用です。四国には自家発電が約230万キロワット、火力だけでも177万キロワットあります。これらの2014年度の年間

設備利用率は、火力70%、ガスタービン60%です。また、関西電力管内にも657万キロワット、中国電力管内にも679万キロワットの自家発電があり、2015年1月の利用率は火力が60%から70%、ガスタービンが57%から59%であり、こうした自家発電の余裕を活用できる可能性があります。

第5に、再生エネルギーと揚水発電の活用です。四国管内の太陽光発電は130万キロワット、風力15万キロワットで、夏場のピーク時には原発1基分に匹敵する発電で貢献しました。昼間は火力削減に使うことができますし、ピーク時の備えとして揚水を蓄えることに利用すれば、本川発電所は満水時60万キロワットの発電を10時間継続できる能力を持っています。

2015年度冬季の四国電力の供給予備力は38万キロワット、予備率は7.5%となっていますが、随時調整契約の活用と揚水発電をフル稼働させるだけで、電力予備率は20%を超えます。同様に西日本6社では川内原発を停止した上で25%を超えることになり、広域での対応も十分可能です。

老朽火力の停止による停電の懸念は虚構であり、再稼働やむなしの発言は撤回、再検討すべきだと思うのですが、知事にお聞きいたします。

電力逼迫時に供給可能となるであろうこれらの方法があるにもかかわらず、顧客である県民と大株主である県に情報を公開しなかった四国電力の態度は許されるものではありません。一方で、そのような態度をとる四国電力の電力需給をしっかりと分析し、県民に判断材料、情報を提供できる専門的力を県が持つことを、原発再稼働賛否にかかわらず私たち県民は求めているのです。ただお聞きする会になってしまっただけは、一方的な情報で県民に判断を強いるものとなります。

原発の安全性や電力需給問題などの専門家を

県が招聘して、徹底して検証ができる体制に改めるべきだと思いますが、知事にお聞きいたします。

この2月7日、東京新聞が「川内原発の審査で、規制委は免震棟完成までの代替施設として、免震機能のない小規模な施設でも新基準に適合するとの判断をした。これを受け、電力各社はコストを抑え、早く審査をパスする状況をつくりたいと、計画変更に動いた。本紙の取材に、複数の電力会社が川内事例を参考にしたと認めている」と報道しました。

川内原発の免震棟撤回問題をめぐっては、規制委自身が同月3日、九州電力に納得できないと再検討を求めています。対策拠点の免震機能をなくし、当初方針より規模も小さくするなどしている事態が広がっています。伊方原発の対策拠点も免震機能をなくし、面積6,770平米、うち指揮所面積が600平米であったものを、指揮所だけにして、面積も225平米と大幅に縮小しています。

事故対策拠点は、新基準の大きな柱の一つであり、再稼働できる必要最小限のルールとするものです。規制委の意見をも無視する四国電力を含む各電力会社の態度は、断じて許されるものではありません。

福島原発事故の教訓をないがしろにするような免震棟の設計変更は、決して許されるものではなく、再稼働をする資格はないと考えるものですが、知事にお聞きいたします。

次に、林業についてお聞きいたします。

昨年9月14日の産業振興計画フォローアップ委員会に提出された第2期産業振興計画の林業分野における3年半の取り組みの総括は、川上から川下にわたり、到達点と見えてきた課題について網羅的に説明がされています。原木生産量の目標達成、製材品出荷量の増加への転換、木質バイオマス利用量の大幅増、おおよそ製材

の始動、CLTの取り組み、担い手対策として林業学校の開校、小規模林業協議会の発足など少なくない成果を上げるとともに、課題として林業事業体の体質強化、人口と住宅着工数が減少するもとの新たな需要、販路の開拓、担い手・後継者確保、再生林の課題など対策とともに示されています。

林業分野におけるこの3年半の取り組みの総括及び今後の展望について林業振興・環境部長にお聞きします。

戦後植林で伐期を迎えた人工林は、切っては植えるという適切な管理のもとの循環を必要とし、国も県も皆伐を積極的に取り組んでいますが、まとまった面積を伐採しないとコスト抑制と出荷量の十分な確保ができず、事業体の経営も成り立ちません。

県はそれら大規模皆伐への流れから森林破壊を防ぐため、2012年に皆伐と更新に関する指針を策定、森林の各種条件で皆伐かどうか、皆伐後に再生林か天然更新か、皆伐しない場合も長伐化か針広混交林化するのかなど6パターンを示しています。そして、「天然更新を行う場合、伐採を完了した翌年度から5年以内に更新状況の確認調査を行ってください」とか、「一カ所あたりの皆伐面積は、出来るだけ小面積となるよう計画をしてください」など6点を示していますが、ただそれは事業者に、「可能な限り本指針の運用に努めていただきますようお願い」するものにとどまっています。

先日、四万十市の林業関係者のお話を伺った際、請負業者は他人の山での仕事であり、切り出した材の量で賃金が支払われる成果主義なので、どうしても作業が荒くなり山が傷むという指摘をなさっていました。それは、高知県の林業関係者が指針に沿って取り組める環境を、行政としてどうつくっていくのかを問うものでした。

6つのパターンに適合する民有地をデータ化し、市町村と認識を共有する、また実際の皆伐に当たっての検討内容と皆伐後の対応を県民に見えるようにしていくことなど、森林荒廃を防ぐ重要な手だてとなると考えるものですが、皆伐と更新に関する指針の実効性を担保するための課題と今後の取り組みについて、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

木の需要拡大では、地元産材での木造建築に触れ、木の文化を築いていくことが肝要であり、多くの県民の目に触れる公共建築の役割は大きいと思います。

中土佐町の久礼中学校は、県産材100%、うち町産材75%で、樹齢100年以上の8寸角のヒノキ530本を使用し、寺社仏閣に見られる伝統建築様式も取り入れたもので、子供への健康面や環境整備、地域経済にとっての効果がうたわれています。この建設で一つのネックとなったのが、材の確保でした。通常の単年度決算では、大量の材の確保は到底不可能であり、そのため町が2年間にわたって材を先行的に確保することで対応したとお聞きしました。

県産材利用推進本部長である知事に、久礼中学校改築事業の取り組みの評価と県産材の利用推進についての決意をあわせてお聞きいたします。

幡多ヒノキは、その特徴である赤みを残すために自然乾燥が不可欠であり、公共施設に使用するなど大きなロット数に応じるためには、大規模な自然乾燥場がなければそのよさを生かせないという課題があります。

大きなロット数に応じるための大規模な自然乾燥場の必要性について、部長にお聞きいたします。

また、自伐型林業に取り組む方も徐々にふえつつあり、せんだっても補助金のあり方含め作業道の整備への要望をお聞きいたしました。自

伐型林業に取り組む上で必要となる作業道整備への支援をどう実施しているのか、部長にお聞きいたします。

次に、若者定住についてお聞きいたします。

若い方がUターン、Iターンで林業に携わる例が生まれています。その際、中山間地で安心して子育てができる環境を構築することが極めて重要なことは論をまちません。

政府においても、中山間地域への認識が変化しています。知事が積極的に提案したという答弁でしたが、昨年1月に文科省が発表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」で、地域のコミュニティーの核として学校の役割を位置づけ、小規模校を存続させる場合の教育の充実、休校した場合の再開など、統廃合でない選択肢について記載があり、小規模校のメリットの最大化策が詳しく挙げられています。

ところが、県西部の複数の自治体で、保育所を1カ所に統合するという動きが出ています。それぞれの地域、自治体のことですが、我が党の地方議員が行政とやりとりする中で非常に気になることがありました。

1つは、地域のコミュニティーの核としての役割を重視するという考え方が、就学前教育の場である保育行政では共有されていないということです。我が党議員はその点を指摘し、園児への負担増や厚労省が紹介している宅幼老所の取り組みも参考に、若者が定住できる地域づくりの視点から再検討を求めたところです。

2つ目は、公立保育所の建設について、国の支援がなくなったので建設は1カ所に絞りたいというもので、制度への誤解が存在していることです。昨年3月24日、参議院総務委員会で我が党の質問に対し総務大臣は、「国庫補助金の補助率が2分の1であったことに鑑み、事業費のうち50%を一般財源化に係る地方債の対象とし、

その元利償還金について100%を地方交付税で措置する。残りの50%のうち80%を社会福祉施設整備事業債の対象」と答弁しています。過疎自治体であれば、残り50%分を過疎債で対応すれば、極めて少ない負担で建設が可能です。

若者が定住できる地域づくりに学校、保育所を位置づける、この点で市町村とも認識を共有すること、制度の誤解を解消することが必要と思いますが、教育長にお聞きいたします。

今、インターネットなど情報通信技術を使った共同学習により、小規模校でも多様な考えに触れ、切磋琢磨できる取り組みが始まっています。具体的には、標準規模の学校と小規模校が共同し、児童にはタブレット端末を配付し、電子黒板やビデオカメラの画像を共有して同時に授業を行う、画面には他校の児童の意見や解答が映し出され、集団学習の楽しさを知ってもらうというものです。

I C Tを使った共同学習の取り組みについて、高知県でも検討、研究する価値があると思うのですが、教育長にお聞きいたします。

次に、子供の貧困対策に関してお聞きいたします。

子どもの貧困対策法の成立、そして子供の貧困対策大綱が決められて1年半。当面の重点施策として教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4つが挙げられています。

日本は社会保障制度が脆弱であることから、OECD諸国で唯一、所得再分配前に比して再分配後の子供の貧困率が上昇するという異常な国です。にもかかわらず、対策法成立2カ月後の8月に生活保護の扶助費引き下げを行い、4カ月後の10月には高齢・障害・遺族年金を1%引き下げ、3年間で2.5%の減額。母子世帯などに支給される児童扶養手当や障害のある子供への手当なども3年間で1.7%の減額です。

生活保護基準の引き下げ額は、子供のいる世帯で約10%と最も大きく、さらに問題なのは、引き下げに連動して就学援助が打ち切られる子供が出てくることです。これでは貧困をさらに押し進めるものとなります。

厳しい環境にある子供たちへの支援を強め、子供の貧困率を改善するためには、税の制度や社会保障、福祉施策によって所得再分配機能の正常化を図ることは必須であると思いますが、知事はどう認識なさっているのか、お聞きいたします。

本県が昨年実施した調査によりますと、母子家庭の親の92%は就業しているにもかかわらず、就業形態は正社員、正職員が56.7%と半数程度で、収入は、200万円以下が56.8%、平均210万円となっています。働いて相応の収入を得ようとするとダブルワーク、トリプルワークで疲弊してしまい、子供から家庭も子供時代も奪う貧弱な労働構造は、もはや当事者の個人的努力、自己責任論の段階ではなく、労働市場の改善が必要であることを物語っています。

OECDは既に2010年に、就業すると貧困率が50.4から50.9%へとかえって高くなる国はほかにはなく、異常だと指摘していますが、政府は就業による自立を促し、予算も資格取得や就労支援対策を中心に組んでいます。しかし、正規であれ非正規であれ、就業率を幾ら上げて、賃金水準の改善なくしては貧困率の低減は図れないと考えるものですが、母子家庭の安定した就業と県民の賃金の改善について、知事の認識をお聞きいたします。

子どもの貧困対策推進法は、第2条と第4条で貧困の世代間の連鎖の防止を含め、子供の貧困対策を推進するために、貧困状況にある子供に対する経済的支援の実施を国と地方公共団体の責務として明記し、求めています。さきの県の調査結果が示すような状況では、預金はでき

ず、失業や、子供や親の病気に直面するとたちまち追い詰められてしまいます。

そういう状況下で、子育てを支える児童扶養手当はとても重要な制度です。しかし、それに付与されている所得制限は、親子2人で年間所得57万円というわずかな額を超えれば徐々に手当が減額され、必死に働いて所得が230万円を超えれば手当はゼロになってしまうという余りにも低い制限です。

児童扶養手当の低過ぎる所得制限の引き上げを国に対して求めるとともに、子供の貧困問題を直視し、貧困の連鎖を断ち切ろうという県の決意を示す県版の児童扶養手当制度を独自に創設することが重要かと思いますが、知事の認識をお聞きします。

子どもの貧困対策法策定で参照にしたと言われるイギリスの貧困法の目的は、相対的貧困率を低下させることと物質的剥奪を減らすこととされ、その達成のため、賃金水準の改善と公的扶助水準の改善の必要性、学校行事やクラブの無償化などを挙げています。

日本の対策法は、その目的として「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する」として、貧困そのものの直接的な削減、根絶に触れておらず、また「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す」という人材育成に傾斜するものとなっています。その違いは、さきに述べた就学援助に関する指標を例にとれば、就学援助率ではなく、就学援助制度に関する周知状況となっていることにあらわれています。

そもそも貧困解消というのであれば、どういった現状、生活実態であるのか基準となる指標をしっかりと設定し、把握することが土台となります。制度を知らしめるための周知徹底の度合いをはかる項目も必要ですが、就学援助率そのも

のを指標として設定し、事業の実効性を検証することが求められます。

沖縄県は、知事と副知事、関係部局長で構成する子どもの貧困対策推進計画検討体制の推進会議を設定し、まず実態調査を阿部彩、湯澤直美、山野良一氏などそうそうたる学識者5人の調査特別研究チームに委託、この1月末に発表しています。それは、大阪市が行った大阪子ども調査を比較対象とできることも念頭に置き、就学援助率や物質的剥奪率をはかるものとして、食料を買えなかった経験や物品所有状況、地域におけるネットワーク参加率、そして相対的貧困率、そしてその他の比較ができる再分配前の子供の貧困率も指標として示しています。

現在策定中の本県の貧困対策計画にあっても、就学援助率や相対的貧困率と再分配前の貧困率、そして物質的剥奪率をはかる指標項目を設定すべきだと考えるものですが、それらへの認識と今後の推進体制について知事にお聞きいたします。

最後に、ビキニ被曝船員の問題について、これは要請になりますけれども申し述べさせていただきます。

きょうは、アメリカによるマーシャル諸島ビキニ環礁での水爆実験で第5福竜丸が被曝して62年目の3月1日です。3月から5月まで6回の核実験の被災船は約500隻、そのほぼ3分の1、117隻、2,300名が高知の船員と推測されています。

日米両政府の政治的圧力のもと、第5福竜丸以外で船員保険適用を受けた事例はありませんが、2014年、厚労省に550隻の被曝実態の文書開示をさせたことを契機に、ついにこの2月26日、船員保険の労災適用を求め、がん発症した高知の元船員6名と遺族4人が全国健康保険協会高知支部に集団申請しました。31年にわたって350名の高知の被曝船員を調査してきた太平洋核被

災支援センターの山下正寿事務局長は、「重立った関係者は8割方亡くなっている。県の助言で書類をそろえることもできた。何とか早目に認定につなげたい」と記者会見で述べています。

健康相談会初めこの間の県の適切な対応に感謝するとともに、今後も関係機関との連絡調整や健康相談会開催、船員名簿整理などでの指導・助言を願うものです。

ビキニデーを控えた28日、静岡市に集まった山下氏や医師、弁護士など30人は、被曝船員の救済を岩手や宮城、神奈川、静岡、三重など全国に広げるため、全国ビキニ被災船員救済検討チームを結成、また別の動きとして、国家賠償請求についての検討も言われていると新聞報道されています。

そういった意味からも、本県の働きかけで厚労省内に設置された研究チームによる被曝の実相の分析結果が待たれます。開示文書だけの分析でよしとするのではなく、アメリカが持つ太平洋地域一帯の被曝調査資料、東京都立の第五福竜丸展示館の持つ豊富な資料なども分析利用するなど、総合的に被曝の実相に迫る調査分析結果となるよう、県として厚労省に申し入れるよう要望いたしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 吉良議員の御質問にお答えをいたします。

まず、憲法における緊急事態条項に関して、権力の濫用の危険性についてのお尋ねがございました。

昨年本県で開催されました衆議院憲法審査会地方公聴会では、東日本大震災をはるかに上回る被害が見込まれ、極めて重大な緊急事態となる南海トラフ地震が発生した場合の災害対応上の課題につきまして、憲法に深くかかわる点を憲法審査会で大いに議論していただきたいとの

憲法審査会で大いに議論していただきたいとの趣旨で意見を申し上げました。

先ほど桑名議員にお答えしましたとおり、南海トラフ地震のような極めて重大な緊急事態が発生し、かつその際に国会が正常に機能しない状況を想定しますと、国民の生命や身体を守るためには、政府に法律制定と同等の効果を有する権限を付与する規定や、また憲法上の財産権、居住・移転の自由といった私権を制限する規定が憲法に必要ではないかと考えております。

しかしながら一方で、そうした緊急事態であることを理由に、政府に過度な権限を付与することや、過剰な私権の制限を認めることがあってはなりません。まして大規模災害への対応のためにつくられる緊急事態条項が災害以外の目的に使われるといった権力の濫用は、あってはならないことは当然であります。だからこそ政府が行使できる権限の範囲やその期間について、また大規模災害時に及び得る人権制限の範囲を限定するためにも、憲法に限定的に規定しておくべきではないかと考えるものであります。

こうした過度の権限の行使につながらないことを目的とした規定も含めて、大規模災害による緊急時において必要となり得る緊急事態条項につきまして、国会で徹底的に議論をしていただくとともに、国民的な議論につながることを期待したいと考えているところでございます。

次に、アベノミクスについて、この3年間で国民の暮らしはますます厳しくなっていると考えるがどうか、またこうした認識をしっかりと持って県政運営に当たることが必要だと考えるがどうかのお尋ねがございました。

いわゆるアベノミクスは、大胆な金融政策によって中期的に企業経営者や消費者のデフレマインドを払拭し設備投資や消費を拡大するとともに、機動的な財政政策によって短期的に公的需要を拡大する、そして民間投資を喚起する成

長戦略によって長期的に民間主導の成長を促し、経済の好循環を実現しようとするものであります。このようにアベノミクスは、短期、中期、長期の政策を組み合わせた、理にかなった政策ではないかと思っております。

確かに賃金については、実質賃金が昨年まで4年連続のマイナスとなっておりますが、この間、賃上げ率は2年連続で前年を上回り、名目賃金は2年連続で増加いたしました。また、雇用者への分配額全体をあらわします雇用者報酬につきましても、対前年同期比で実質が3四半期連続のプラスとなっております。

さらに、雇用面でも昨年の正規の職員、従業員は8年ぶりの増、26万人の増加となっており、加えて昨年、本県だけではなく他県においても有効求人倍率が過去最高水準を記録するなど、経済の好循環が地方にも波及しつつあると考えております。

また、本県の経済におきましても、午前中の桑名議員の御質問にお答えしましたように、アベノミクスによる全国的な景気回復の効果もあって、全体としてはよりよい方向に向かっていくのではないかと考えております。例えば実質賃金については、昨年3月以降、ほぼ前年を上回る値で推移しており、正規雇用者数については減少傾向にあるものの、その割合は縮小しつつあります。

ただ、経済の好循環を本格的に生み出していくためには、一定の時間もかかりますし、本県のように厳しい環境に置かれた地方を初め、まだまだ全国津々浦々で景気回復を実感する状況には至っていないのも事実ではないかと思っております。

国におきましては、地方に波及しつつある好循環をより広い範囲でより確かなものにしていただくよう、引き続き成長戦略に取り組むとともに、地方創生の取り組みを強力に進めていた

だきたいと考えております。

県としましては、引き続きアベノミクスを初め国の政策をしっかりと県の政策に生かしてまいりますとともに、みずからも産業振興計画などを通じて、力強い拡大再生産の好循環につなげるための施策を強力に進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、有効求人倍率の上昇によって見えてきた課題に対してどのように取り組むのかとのお尋ねがありました。

本県の有効求人倍率は、昨年1.0倍を超え、本年1月には過去最高の1.05倍となっておりますし、正規の有効求人倍率も0.6倍となり、5カ月連続で過去最高を更新しており、本県の雇用情勢は着実に改善しているものと思っております。

本県の有効求人倍率の上昇の中身を分析してみますと、産業振興計画に取り組む以前の平成18年ごろと比較して、求人数は約1.6倍、求職者数は0.7倍となっております。これまでの産業振興計画などの取り組みやアベノミクスの後押し、何といたっても企業など多くの皆様の御努力などにより、製造品出荷額等を初めとする生産側の指標が、生産年齢人口の減少にもかかわらず上昇に転じて求人数が増加し、また生産年齢人口の減少に加えて失業者の減少が加わって、求職者数が減少した結果、有効求人倍率が上昇してきているものだと認識をしております。

しかしながら、そうした改善の一方、有効求人倍率は高知市及びその周辺とそれ以外の地域では格差があること、過去最高とはいえ、正規の有効求人倍率0.6倍とは全国と比べるとまだまだ低い状況にあること、希望する職につけないという雇用のミスマッチがあること、医療・福祉分野などでは人手不足となっていることなどなどの課題がたくさんあります。

このため、第3期の産業振興計画では、地産外商の取り組みをさらに強化し、拡大再生産の

好循環へとつなげ、地域地域に第1次産業から第3次産業まで多様な雇用の場の創出に取り組むこととしております。

また、人材の育成・確保という観点からは、高校生、大学生の県内就職や移住の促進などに取り組むほか、第3期の日本一の健康長寿県構想においても、人手不足分野の医療・福祉関係の人材育成・確保対策の強化を進めていくこととしております。

地域に若者がしっかりと定着していただくためにも、多様な働く場の確保・創出と産業ニーズに応じた人材の育成・確保に全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、介護報酬の削減への対応についてのお尋ねがありました。

昨年の介護保険制度の見直しでは、給付と負担のあり方について、高所得者の利用者負担の引き上げや低所得者の保険料の軽減措置の拡充が図られる一方で、介護報酬の大幅な見直しが行われました。中でも、介護報酬の見直しにつきましては、サービスを提供する事業者の経営面からのサービスの安定確保といった点で影響が生じるのではないかと懸念しておりましたが、現在のところ県内での介護事業所の増減状況を見る限りでは、報酬改定前と比べまして大きな変化は生じていないのではないかと見られます。

ただ、今後とも引き続き状況の把握に努めますとともに、第6期介護保険事業支援計画の進捗管理を行っていく中で、今回の介護報酬改定の影響などについても検証を行ってまいりたいと考えております。なお、その際には事業者の方々の御意見などもお聞きし、全国知事会などとも連携の上、次期介護報酬の改定に向けサービスの安定確保が図られるよう、人材確保の視点なども含めて国への積極的な政策提言活動などを行ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、TPPに関して、県の試算方法は県民への情報提供としては不適切ではないかとのお尋ねがございました。

先月4日に公表した「TPP大筋合意による高知県への影響等について」でお示した影響額は、国内対策が十分な効果をもたらすことなどを前提とした国の試算方法に基づき機械的に行ったものであり、試算結果は約5億円から10億円となっております。

一方、米を初めとする安価な輸入品の流入による価格の低下や、県外で米から野菜へと転作が進んだ場合の価格への影響などは、現段階では定量的には見通せないものの、そのリスクは十分に踏まえておく必要があるものと考えております。さらには、こうした将来の経営への不安感が生産意欲を減退させ、結果として生産量の低下といったことにつながることも懸念をされます。このため、これらを含む懸念などについては定性的な影響として、影響額とあわせて明示をしました。

このように定量的な観点での試算には限界がありますものの、定性的なものも含めできる限り包括的に考えられる影響を先日お示しさせていただきましたところであります。

また、今回の影響額等の公表に当たっては、今後の対応として、政府の総合的なTPP関連政策大綱が、予算措置を含め実効性のある具体的な施策として着実にかつ地方の隅々にまで行き渡るものとなっているかを注視するとともに、引き続き中山間地域が多いといった本県の実情を踏まえ、積極的に政策提言を行うこと、また県としても産業振興計画を推進することを通じて、TPPにより懸念される影響や期待される効果に適切に対応していくこと、これらをあわせて公表することで、農林漁業者の方々の不安に対する県の考え方をお示したところであります。

今後、国会において本格的な議論が行われますことから、TPP関連情報につきましては積極的に収集に努め、引き続き県として適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、各国の制度の違いやその問題に手を入れずに関税撤廃することについてのお尋ねがございました。

農業者を支える国内の施策の考え方につきましては、それぞれの国によってその成り立ちに過去の経緯や背景があり、一律には議論できないものであると思います。

議員のお話にありました外国の国内政策と単純に比較はできませんが、我が国では例えば加工用の生乳生産者に対しては、生乳の再生産の確保と酪農経営の安定を図るため、生産者補助金が交付される制度がありますし、米であれば水田活用の直接支払交付金の制度があります。ほかにもさまざまな価格補填の支援制度があります。また、昨年法制化された日本型直接支払のように、農業の多面的機能の維持・発展のための地域活動や営農活動に対して交付される交付金もあります。

TPPの発効に向けて、こうした制度が十分かどうかについては、関係団体や学識経験者などで十分に議論を尽くしていただいた上で、今後国において施策を具体化していくものと考えております。

一方、県としましては産業振興計画を着実に実行していく中で、農業の持続的発展、拡大再生産をぜひとも実現していきたいと考えているところであります。このような取り組みを通じて、TPPにより懸念される影響や期待される効果に適切に対応していきたいと考えています。

次に、輸出により本県や日本全体の農業と農村を支えることは不可能ではないかとのお尋ねがありました。

TPPが発効した場合、外国から安価な農産

物が国内に入ってくる一方で、安全で高品質な国産の農産物が輸出しやすくなる状況が生じてきます。そうした中で、TPP時代に対応していくためには、輸入品が入ってくる可能性がある分野に対しては、価格競争力を高めていくための対策を、そして潜在的な可能性も含めて外国との競争に打って出ていく分野に対しては、国際競争力を高めていく対策を行っていくこととなります。また、重要品目を中心に影響が懸念される分野に対しては、確実に再生産が可能となるように経営安定などの充実強化が必要です。

国の大綱では、こうした視点に立って、産地が創意工夫を生かして競争力の強化を図る対策や、高品質な農産物の一層の輸出拡大のための対策など、いわゆる攻めの対策、そして牛マルキン及び豚マルキンの法制化などのように、生産者の不安を払拭するための対策を総合的な対策として示しております。

県としましては、繰り返しになりますが、今後行われていく国内対策が実効性のある具体的な施策として着実かつ地方の隅々まで行き届くものになっているのか注視しなければならないと考えております。決して輸出だけで全てが解決するわけではないのでありまして、総合的な攻めと守り両方の対策を十全に講じていただくことが極めて大事だと考えております。あわせて、我々自身としても産業振興計画を着実に実行することで、高知県の農業・農村をトータルで支えていきたいと考えているところでございます。

次に、原発再稼働とエネルギー問題に関する一連の御質問にお答えをいたします。

まず、老朽火力の故障や停止による停電の懸念は虚構であり、再稼働やむなしとの県の判断は撤回し、再検討すべきではないかとお尋ねがありました。

四国電力からは、勉強会を通じて伊方発電所の全台停止以降、供給力の8割を担う火力発電所の老朽化が進んでいる中で、これまでもお伝えしておりますように、定期検査の繰り延べ等により電力需給の多い時期の供給力を何とか確保している状態であると聞いております。また、老朽化により火力発電所のトラブル等による計画外停止も増加傾向にあり、こうした計画外停止が電力需要の多い時期に発生するなどして、厳しい需給状況となった具体的事例についても説明を受けております。

火力発電所のトラブル停止などにより電力需給が逼迫する際の対応として、議員御指摘のように他の電力事業者や自家発電を行っている事業者からの電力融通がありますが、実際に融通を受けられるかどうかはそのときの相手方の状況に左右され、必要なときに必要な量を確保できる保証がないことから、四国電力が供給すべき電力は四国電力が責任を持って供給力を確保する必要があるとの説明を受けております。

次に、太陽光発電や風力発電は天候に左右されること、揚水発電は貯水状況に発電量が左右されることから、必要なときに必要な電力を供給できるとは限らない電源だと認識しています。

随時調整契約による対応は、電力需要逼迫時には有効な手段ですが、これまでに四国電力では実施したことがなく、いきなり電力をカットすることで契約相手方が被害を受けることも予想されますことから、運用上は契約相手方に事前に連絡をした上で実施することになるため、瞬時の電力逼迫対策としては一定の限界があるとお聞きをしております。

デマンドレスポンスなどの電力需要のピークを平準化する取り組みは、省エネなどの取り組みと同様に今後取り組みが広がっていくことで効果があらわれていくものと考えており、現状で直ちに節電効果をもたらすものではないもの

と認識しております。ただ、確かに随時調整契約やデマンドレスポンスといった取り組みは有効な対策となり得る可能性がありますことから、今後さらに研究をしてまいります。

いずれにしましても、こうした対策の実現には時間を要しますことから、今後さらに火力発電所の老朽化が進んでいくことも考えれば、現在の状態は長期にわたって持続可能な需給状況ではないと思いますので、これまでも申し上げてきましたとおり、現時点において伊方発電所の3号機の再稼働はやむを得ないと考えているところであります。

次に、原発の安全性や電力需給問題などの専門家を県が招聘して、徹底して検証ができる体制に改めるべきではないかとお尋ねがありました。

原発の安全対策などの内容につきましては、高度に専門的でありますことから、勉強会では県民の目線で素朴な質問を四国電力に投げかけ、わかりやすい内容で説明を求めており、わからない点があれば繰り返して何度も質問していくということが重要だと考えております。

伊方発電所3号機につきましては、現在原子力規制委員会において工事計画や保安規定の認可に向けた審査がされており、その後、使用前検査等もありますことから、まだまだ確認すべきところはあると考えております。

これまでも必要に応じて専門家の意見を伺ってきておりますが、今後も節目節目で勉強会を開催し、必要に応じて専門家の御意見や助言も求めながら、ただすべき疑問点があればしっかりとただしてまいりたいと考えているところであります。

次に、緊急時対策所の整備についての御質問にお答えをいたします。

福島第一原発事故を教訓として、新規制基準では緊急時対策所を設置することとなっております

ます。四国電力では当初、緊急時対策所は既にある免震構造の総合事務所内に設ける計画としておりましたが、原子力規制委員会での審査の中で基準地震動を見直した際に、計画していた免震構造の建物では一部の基準地震動に見られる長周期地震動に対して耐震性に問題があることが判明をしたため、基準地震動に耐えられるSクラスの耐震性を持つ緊急時対策所を新たに建設することとしたことを勉強会で確認しております。

この設置変更許可申請の補正内容につきましては、事前に原子力規制委員会での厳正なる審査を受け、必要な機能を有していることが認められたものであり、福島第一原発事故の教訓を踏まえて、所定の機能を果たせるように措置したものと認識をいたしているところであります。

次に、林業政策に関して、久礼中学校の改築事業の取り組みの評価と、県産材の利用推進に向けた決意についてお尋ねがありました。

久礼中学校の校舎につきまして、私は平成23年8月の落成式に出席させていただきました。校舎全体が木で包まれており、特に毎日多くの時間を過ごす教室においては、伝統工法による大きな柱やはりに囲まれ、見る者を圧倒しつつも、木の香りや温かみに包まれ、子供の教育環境にとって非常にすばらしい施設に仕上がっていると強く感じました。

また、施設の整備に当たっては、中土佐町内で育ったヒノキを大量に使用しており、伐採から加工に至るまで地元の森林組合や製材業者が2年をかけ、工夫を凝らしながら地産地消に取り組まれたと伺っているところであります。

こうした取り組みが、木材利用推進中央協議会の主催による平成23年度木造施設普及コンクールにおいて林野庁長官賞に輝くなど、全国的な評価も受けています。

県では、地域の木材利用を拡大し、林業の振

興を図ることが、中山間における雇用の創出や地域経済の活性化を進めていく上で重要な取り組みであると考えています。そのため、県産材利用推進本部を立ち上げ、私が本部長として高知県産材利用推進方針を策定し、県有施設の木造化と木質化の推進に取り組んでいるところです。引き続きこうした取り組みを積極的に進めますとともに、市町村にも施設の木造化等の要請を行ってまいります。

久礼中学校の校舎には、高齢級のすばらしい木材が活用されていますが、県内に豊富にある一般材をリーズナブルに建築物に使っていくこともあわせて重要であると考えております。その一つとして、CLTは一般材が大量に使用されることが期待されますので、県ではその普及に積極的に取り組んでいくこととし、現在森林組合連合会事務所や県立農業担い手育成センターの寄宿舎など、さまざまなタイプのCLT建築物の整備を支援しているところです。

今後こうした事例を全国に情報発信してまいりますとともに、志を同じくする首長と連携し、国への政策提言を行い、公共施設から民間施設まで全国的な木材需要の創出につなげ、県産材のさらなる活用に向けて私みずから先頭に立って推進してまいりたいと考えているところでございます。

子供の貧困率の改善に向け、所得の再分配機能の正常化を図ることの必要性の認識についてのお尋ねがありました。

子供の貧困の問題は、世代間の連鎖を通じて子供たちの将来への夢や希望を奪うことにもつながりかねず、県では厳しい環境にある子供たちへの支援策を県政の重要な政策課題と位置づけ、今年度から教育や福祉の分野などを中心に取り組みを強化しているところであり、来年度からは子供たちと保護者等の双方への支援策の抜本強化を図ることといたしております。

議員のお話にもありますように、国によって制度設計されます税制や社会保障制度などが、所得格差の是正を通じて子供たちの貧困率の改善に及ぼす再分配機能の重要性については、十分に認識をいたしております。他方で、再分配前における子供たちが身につけるべき学力を確実に習得できる教育環境の整備に向けた取り組みや、保護者等の所得の向上につながる就労支援策などといった教育振興策や雇用対策などの充実強化といったことも、大変重要だと考えています。

県では、現在策定中の子どもの貧困対策計画により、厳しい環境にある子供たちへの支援策を保護者等への支援策とあわせて抜本強化を図ってまいりますとともに、今後とも国と地方がしっかりと役割分担のもとで連携を図ることにより、子供たちの置かれている実情に即した効果的な施策が進められますよう、全国知事会などとも連携を図りながら、国への政策提言活動などに努めてまいります。

次に、母子家庭の安定した就業と県民の賃金の改善についてお尋ねがありました。

母子家庭の安定した就業のためには、女性がその希望に応じて安心して働き続けられる就労支援に、地域や職場などを含めた社会全体で取り組む必要があるものと考えております。このため県としては、まず高知家の女性しごと応援室において、就職を希望する女性への支援策のさらなる充実を図ることとし、一人一人の適性や経歴に応じたキャリアコンサルティングや職業訓練などのスキルアップの機会への誘導、さらには幅広い求人情報を通じて職業紹介を行うなど、母子家庭の女性の生活環境や子育て事情に配慮しながら、安定した就労に向けきめ細やかな支援を行ってまいります。

また、母子家庭の子育ての負担軽減にもつながるよう、地域の子育て力を生かした支え合い

の仕組みでありますファミリーサポートセンターの取り組みを大幅に拡充し、平成31年度末までに高知市周辺及び県東西の市部を中心に、県内全域でセンターが開設されるよう取り組んでまいります。

さらには、こうした母子家庭の保護者には、生活の安定に向けた就業支援策として、看護師、保育士などの経済的自立に効果的な資格を取得する際の生活費の負担などを軽減する高等職業訓練促進給付金を支給してまいりました。来年度からは、支給期間の2年から3年への延長や対象となる資格の拡大、さらには入学や就職する際の有利な貸付制度を創設するなど支援策を強化することとしています。

以上のように、県では母子家庭に寄り添うきめ細やかな取り組みを進めてまいりますが、加えて何と申しましても県経済そのものの活力をつけることが大事であります。第3期産業振興計画の取り組みに全力を挙げ、それぞれの企業が収益力を高め、成果を上げてきた企業が先導役として賃金水準をアップさせ、その効果を他の企業に波及させ、それがまた母子家庭の親などを含めた県内企業で働く人の所得の向上につながっていく、そのように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、児童扶養手当の所得制限の引き上げについての国への要望活動と、県版児童扶養手当制度の創設についてのお尋ねがありました。

昨年の11月には、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、子どもの貧困対策の抜本強化に向けた緊急提言を取りまとめ、特に厳しい環境にある子供たちへの支援策として、児童扶養手当の拡充や生活支援策の充実、さらにはひとり親家庭の親の資格取得支援や、非正規雇用から正規雇用へに転換する際の事業所への助成金の拡充などの政策提言活動を行ってまいりました。

その結果、国において児童扶養手当の拡充策として、第2子の加算額を5,000円から1万円へ、第3子以降の加算額を3,000円から6,000円へとそれぞれ倍増することや、低所得のひとり親家庭に係る保険料負担等の軽減措置の拡充などが平成28年度予算案に盛り込まれたところであります。

県では、現在策定中の子どもの貧困対策計画において、子供たちの発達や成長段階に応じて、幼少期においては生活や就労面などでの保護者への手厚い支援策を中心に、学齢を重ねるに従って学びの場などの子供たち自身を見守り育てるための支援策を中心にしていく形で、厳しい環境にある子供たちへの支援策の抜本強化を図ることといたしております。

議員の御提案にありました児童扶養手当の所得制限の引き上げや県版児童扶養手当制度の創設といった経済的支援策につきましては、国の責任において検討していただく必要のあるものだと考えており、平成29年度に向けての子供の貧困対策に必要な政策提言などを行う際には、こうした経済的支援の抜本強化策についても具体的な検討を重ねてまいりたいと考えております。

最後に、子どもの貧困対策計画の指標項目についての認識と今後の推進体制についてのお尋ねがありました。

県では、厳しい環境にある子供たちへの支援策を喫緊の課題と捉え、子供たちの環境の改善につながる施策については直ちに実行に移す必要があるとの思いから、計画の策定前ではあるものの、施策の効果の早期発現を最優先に、27年度から、今年度から本格的な取り組みをスタートしたところであります。

ただ、全体として施策間の整合性をとる必要にも鑑み、平成27年度中にはより悉皆的な形で、平成28年度から実施する新たな施策も含めて、

子どもの貧困対策計画としての取りまとめを行う予定としております。

その際には、計画に基づく関連施策の効果等を検証、評価するための指標などについても、国の指標などを参考に盛り込むことを考えております。あわせて、策定した計画の内容につきましては、その指標も含めて今後さらに詳しい状況把握や分析を加えることにより、より進化をさせていく必要があるものと考えております。

具体的には、来年度、国の地域子供の未来応援交付金を活用して、子供たちやその家庭の生活実態調査を実施することとしておりまして、議員の御提案にあります相対的貧困率などについても調査内容などを工夫してまいります。その上で、新たな指標として盛り込むことなどを含め、検討を深めてまいりたいと考えております。

また、今後の推進体制につきましては、取り組み全体の進捗管理を、私が議長であります日本一の健康長寿県構想推進会議において行うこととし、子供の貧困に関する実態調査の結果や社会・経済情勢の変化などへの対応を含め、PDCAサイクルによる検証作業などを通じまして、関連施策のバージョンアップを図ってまいります。

あわせて、実態調査の結果の分析や評価などを行う際には、外部の専門家の活用などについても検討してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 災害対策に関し、法制度の周知、訓練などを含めた事前の準備についてのお尋ねがございました。

災害が発生した場合、人命を守ることを最優先に、応急救助から被災者の生活支援や再建に至るまで迅速に対応しなければなりません。中

でも、南海トラフ地震のように県内全域で大規模な被害が生じる災害に対しては、さまざまな被災の状況を想定して準備しておかなければなりません。だからこそ、県や市町村、事業所を初めとした県民それぞれの立場で実施すべき具体的な取り組みのトータルプランとして、南海トラフ地震対策行動計画を策定し、発災直後から時間経過に沿ったステージごとに、ハードとソフトを織りまぜながら、多重的に県を挙げて事前の対策を進めております。

現在策定作業を進めている第3期行動計画では、命を守る対策を地域地域で徹底していく、命をつなぐ対策を掘り下げ具体化させていく、さらには生活を立ち上げる対策についても速やかな復旧・復興を目指して検討の加速化に取り組んでいくこととしております。

発災時に起こるさまざまな事態に対処するには、県や市町村の対応力を向上させる必要があるため、想定される被害に対応した実践的な訓練を繰り返し行わなければなりません。このため、行動計画に基づき、命を守るから命をつなぐステージを中心に、災害対策本部・支部訓練や医療救護に関する訓練などによる県や市町村職員、応急救助機関など関係団体の実践力の向上、また住民の皆様と連携した津波からの避難訓練や避難所運営訓練による個人や地域の防災力の向上に取り組んでおります。

今後こうした訓練の内容を拡充していくとともに、実践度をさらに向上させるなど、訓練を充実していく必要があると考えております。

また、命をつなぐステージ以降、特に応急期後半から復旧期にかけて、被災者支援を多くの法律や制度に基づいて行うこととなりますが、過去の災害においては自治体職員が十分な対応ができなかったケースもあったと承知しております。

本年1月に県が開催いたしました復興に関す

る庁内勉強会では、東日本大震災で被災者支援に携わった弁護士の方に講師を務めていただきましたが、その中で、被災者は生活再建の過程でさまざまな法律を活用することの難しさに直面することや、被災者を支援する自治体職員自身が生活再建に関する法的なアドバイスを的確にできなかったといった状況を踏まえて、まずは自治体職員が法的知識を身につけることで被災者の生活再建が進んでいくというお話を聞いております。

実際、災害関係の法律は、災害対策基本法や災害救助法のほかにも被災者生活再建支援法、災害の弔慰金や援護資金に関する法律、大規模災害復興法など法律そのものも多岐にわたっています。また、法律を適用する制度の内容が複雑であることや、県や市町村職員が大規模な災害への対応経験が乏しいことなどが、法制度の理解が進まない理由ではないかと考えております。

速やかな復興・復旧を目指して検討を加速していくためにも、県や市町村職員が災害関係の法制度の知識、理解を深めることが重要となっております。今後、法制度に関する研究を進めることとあわせて、県や市町村職員の研修を充実させていくことで、被災者の生活再建が着実に進むように取り組んでいきたいと考えております。

このように、訓練の徹底と法制度の周知を通じた事前の準備にしっかり取り組んでまいります。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○**地域福祉部長(井奥和男君)** 中山間地域での介護サービスの確保につきまして、市町村事業への移行後の事業所への支援の継続と強化の必要性についてのお尋ねがありました。

県では、平成23年度から、採算性などの面で新たな介護事業者の参入が難しい中山間地域に

おいて、遠距離の利用者に在宅介護サービスを提供する事業所を支援してまいりました。その結果、現在17の市町村において補助事業を活用したサービスの提供が行われており、サービス提供の対象エリアが拡大いたしますとともに、その提供量も増加を見せているところです。

高齢者の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられる県づくりを目指していくためには、介護サービスの安定確保といったことは欠かせない基盤ともなりますことから、介護保険制度の見直しに伴い、新総合事業へ移行します要支援者への訪問介護と通所介護につきましては、市町村事業への移行後も県として支援を継続していくことといたしております。

あわせて、市町村が独自に実施するサービスにつきましては、適正な報酬単価が設定されますよう、市町村の状況把握に努めてまいりますとともに、中山間地域における介護サービスの確保に向けたさらなる支援策の必要性などにつきましても、次期介護報酬の改定に向け、加算措置のあり方などを含め、県内の介護事業所の取り組み状況なども注視いたしまして、国への政策提言活動などを検討してまいります。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○**林業振興・環境部長(大野靖紀君)** まず、第2期産業振興計画の林業分野における3年半の取り組みの総括及び今後の展望についてお尋ねがございました。

林業分野では、本県の豊富な森林資源を余すことなくダイナミックに活用するため、施業地の集約化や高性能機械の導入といった原木生産の効率化や、大型製材工場や木質バイオマス発電所の整備など、川上から川下まで一体的な取り組みを行ってまいりました。この結果、原木生産量は平成22年の約40万立方メートルから、平成26年は61万立方メートルへと大幅に増加し、木材・木製品製造品出荷額等では、平成22年に150

億円であったものが平成26年には204億円に達するなどの成果が出ています。

一方で、これまで取り組んできた結果、見えてきた主な課題といたしましては、林業の担い手の育成・確保がまだまだ十分でないこと、木材の需要先として大半を占める戸建て住宅の着工数が減少傾向にあることから、木材の新たな需要先を確保する必要があること、国産製材品の生産量が増加し、国内の産地間競争が厳しくなっていることから、従来の製材品の販売だけでは取引量のさらなる拡大が困難になっていることなどがあります。

このため、担い手の育成・確保につきましては、これまでの国の緑の雇用制度の活用や、林業労働力確保支援センターと連携した林業就業相談会の開催などの取り組みに加え、昨年4月、新たに設立した林業学校の充実を図るほか、市町村と連携して小規模林業への支援を強化してまいります。

木材需要の拡大につきましては、県が全国に先駆けて取り組んでいるCLTの普及をさらに進めるとともに、木造率が低い店舗や事務所など低層非住宅建築物の木造化を推進してまいります。また、販売先を拡大するため、外商販売体制を強化して、県外の工務店などのパートナー企業を活用して、土佐材を使用した建築物をふやしていくほか、海外への販売や新たな商品の開発にも取り組んでまいります。

こうした取り組みを関係者の皆様と一体となって進め、その成果をより力強く拡大再生産につなげ、林業・木材産業クラスターの実現を目指すことで、中山間地域における雇用の創出と所得の向上など、定住条件の確保が図られるものと考えています。

次に、皆伐後の森林の荒廃を防止するため、皆伐と更新に関する指針の実効性を担保するための課題と今後の取り組みについてお尋ねがあ

りました。

県では、既に伐期が来ている森林が相当あることから、原木の増産と安定供給を図るため、皆伐と更新に関する指針を策定して皆伐の推進に取り組んでいます。

お話にありましたような大規模皆伐や造林をせずに放置されるといったことに対応する措置として、森林法の中で市町村森林整備計画制度が設けられております。この制度では、標準的な伐採の方法や伐採後の造林の方法を市町村森林整備計画で定め、その実効性を担保するため、伐採しようとする森林所有者等に対して、事前に伐採及び伐採後の造林の計画を届け出るよう義務づけています。

ただ、現行の制度では、事前に提出された伐採後の造林の計画が計画どおり実行されたか確認する仕組みになっていないという課題がございます。この点に関しては、伐採後の再造林の実効性を確保するため、伐採後の造林に係る森林の状況報告を義務づけるよう、現在森林法の改正が検討されていると聞いています。

議員御指摘の皆伐と更新に関する指針は、こうした制度を前提として、それぞれの森林の状況に応じて経済性や適地適木の観点から、伐採や更新の方法を検討する際の参考としていただくために策定したものでございます。

指針では6つのパターンを示していますが、例えば同じ場所であっても、作業道の開設によって状況が変化し、選択肢も変わってきますので、6つのパターンの位置が固定化されているわけではございません。したがって、一律にデータ化することは難しく、現地の状況を確認しながら適切な判断をしていただくことが、指針の活用の仕方と考えています。

今後は森林組合の総会や林業事務所の普及活動を通じて、森林所有者の方々に適切な森林整備を行っていただくための指針の趣旨を広く周

知し、御理解していただくよう努めてまいります。

次に、大規模な自然乾燥場の必要性についてお尋ねがございました。

自然乾燥は乾燥に長期間を要し、資金回収が困難であること、表面割れやカビの発生を抑制するため、非常に手間がかかるといった課題があります。また、木造住宅の9割がプレカットされた製材品を利用していますが、この製材品には高いレベルでの寸法精度が求められるため、含水率にばらつきがあり、加工後の寸法安定性が十分でない自然乾燥した製材品は、プレカット加工のニーズに応えられないという現実もあります。

近年の人工乾燥は、乾燥機の性能向上や乾燥技術が進歩し、県内の製材工場で導入している最近の人工乾燥機は、自然乾燥と同様に幡多ヒノキ特有の赤みという風合いを残したまま、寸法の安定した乾燥ができるようになったと聞いています。

今後、木造施設を普及していくことを考えましたときに、仕様書で示される含水率を満たして安定的に乾燥材を供給することが必要でありますので、一般的な製材品については人工乾燥を行うほうがよいのではないかと考えています。

しかし、お話にありましたように、自然乾燥はその木材独特の風合いを出す特徴があり、木材を熟知した伝統家屋を建てておられる大工さんたちに根強い需要もありますことから、製材業者に対して、自然乾燥に必要な運転資金や建屋の整備などを制度資金で支援することとしています。

最後に、自伐型林業の取り組みに必要な作業道整備の支援状況についてお尋ねがございました。

木材の搬出を効率的に行っていくためには、作業道の整備は大変重要ですので、県では国庫

補助事業の造林事業や県単独事業など、さまざまな形で支援を行っています。その中で、自伐型林業のように小規模な事業形態で林業に携わっている方々は、森林の集約化、団地化などが難しく、国庫補助の造林事業の対象とならない場合が多くありますので、県単独で搬出間伐や作業道の整備を初め林業機械のレンタルなど、さまざまな支援を講じています。

平成27年度における作業道への補助については、約2万1,000メートル余りの見込みとなっております。28年度においても、要望量に見合う必要な予算を確保しているところでございます。今後も自伐型林業の方々が積極的に林業に取り組めるよう、御意見をお伺いしながら必要な支援を行い、林業の担い手の裾野を広げる取り組みを行ってまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、若者が定住できる地域づくりに学校や保育所を位置づけるという点について、市町村と認識を共有することや制度への誤解を解消することが必要と考えるがどうかのお尋ねがございました。

小中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティーの核としての性格を有しており、防災や地域の交流の場としての機能もあわせ持っております。保育所につきましても、地域のさまざまな人や関係機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育所として地域の子育て力の向上に貢献していくことが役割として求められております。

最近では、人口の減少や少子化により保育所を利用する人数の減少や、南海トラフ地震の津波対策も考慮し、統合も含めた保育所の見直しを行おうとしている市町村もございます。その際には、先ほど申しました保育所の役割も踏まえつつ、地域の実情や財政状況等を勘案して判断されることになるものと思います。

公立保育所の整備・運営費用に対しては、お話にありましたような財政支援措置があるほか、子ども・子育て支援新制度では、子供が減少した地域でも保育の場の維持が可能となるよう、小規模保育事業等の制度も創設されております。

県教育委員会としましては、地域の実情に応じた保育の実施について適切に判断することができるよう、市町村からの相談に対応するとともに、子ども・子育て支援新制度や保育所に対する財政支援についてしっかりと情報提供を行ってまいります。

次に、ICTを使った共同学習の取り組みについて、本県でも検討、研究する価値があると考えるがどうかのお尋ねがございました。

本県の小中学校においては、平成15年度から小規模校交流推進事業を開始し、テレビ会議システムを活用して学校間の交流事業を実施しております。その中で、子供たちは違う地域の友達と積極的に意見交換を行うことにより、多様な考え方に会える機会を持つことができっております。

また、高等学校では、本年度から3年間の国の指定を受けて、複数の学校をICTで結び共同学習ができる遠隔教育の研究を進めております。本年度から高知追手前高校と吾北分校で研究を始めており、また平成28年度からは小規模校同士である窪川高校と四万十高校で、平成29年度からは大規模校と小規模校である岡豊高校と嶺北高校において研究を行います。

この研究の狙いは、小規模校においても専門教科の選択の幅を広げたり、習熟度別の授業を生徒の学力の定着状況に応じてより細かく設定できるようにすることで、住む地域にかかわらず教育の質の維持・向上を目指すものです。また、遠隔教育により、異なる環境にいる生徒が多人数でお互いの意見を交換するなど、多様な考え方と出会い、主体的に学ぶことで、生徒の

思考力や判断力、表現力の伸長につながるという効果も期待できます。

さらに、大量退職により学校内でのOJTの役割がより高まる中で、画面を通して若手教員がベテラン教員の学習指導のノウハウを学ぶことができるようになるなど、教員の教科指導力の向上にもつなげることができると考えております。

こうした小中学校や高等学校における研究の成果を県内の市町村や学校に情報提供を行い、普及につなげてまいります。

○35番(吉良富彦君) ありがとうございます。

知事にまず1点お聞きしたいんですけども、先ほどの緊急事態条項の御答弁、ちょっと聞いていて、知事のそのスタンスをもう少し明確に述べていただきたいと思います。

スタンスとしては、緊急事態条項が必要だと、憲法を改正して条項を入れるのが必要だという立場なのか、それとも論議をして、そしてその必要なか必要じゃないのか、今の法制度で間に合うのかどうなのかもその後判断するというのか、どちらなのかということをお聞きしたいです。

それから、原発の問題については、これ私の認識がなかったのかもしれないけれども、例えば随時調整契約だとかデマンドレスポンスも含めて、こちら側から勉強会でこういうものがあるんじゃないかと言ったのか、それとも四電のほうから、いや、こういうものがありますよと、でもこうですよというのがあったのか、そこから辺がちょっと私はわかりかねます。

基本的には、先ほど知事もおっしゃいましたけれども、常時やはりこういう専門家によって、次はどういうような対応をするのかということも含めて論議をしていったらいいと思うんですけども、まず1点それ、四電との勉強会での対応をお聞きします。

それからあと子供の貧困問題です。沖縄が一番低いわけですが、これは先ほど紹介しましたように、例えば給付制の奨学金制度とか、あるいは就学援助制度の効率のいい適用だとか、非常に具体的に制度を充実させていく方向にも出ています。その背景には、やはり知事は忙しいわけですから、それぞれの検討委員会だとか調査するチームだとかやっています。これもお聞きすると、実際実務をやっているのは県はお二人だけで、それからもう一人、今3人になったって言うんですけども、その取り組みの体制が非常に私、もう少し体制を十分とって行うべきじゃないかと思えます。

それと同時に、児童扶養手当は結局、もちろん加算がありましたけれども、必要としている方の6割が第1子だけなんです。その第1子が残っちゃうんですよ、全く恩恵を受けないということになるんで、これについてやっぱりしっかりと恩恵受けるようなものにもしていただきたいと思えますけれども、以上その3点でお願いします。

○知事（尾崎正直君） まず、緊急事態条項についてであります。

私は、自分自身のこの南海トラフ地震対策についての県におけるさまざまな検討、さらには内閣府において、総合防災会議におきますその一分科会において、私も委員としていろいろ南海トラフ地震対策を研究させていただいた経験など踏まえて、今の憲法では対応できないことが出てくるんじゃないかということを強く懸念いたしておる者の一人であります。

ただ、事は憲法にかかわることですから、私は必要ではないかなという仮説を今持っておりますけれども、その緊急事態条項についてですね。必要ではないかなという仮説を持っておりますけれども、ただ事は憲法にかかわることですから、これは徹底した議論をそれは当

然する必要がある、360度見渡したそういう議論をする必要があるだろうということでもあります。ぜひこれは議論をしていただきたいと思えますし、私自身も研究を重ねたいと、そういうスタンスでございます。

それから2点目ですが、原発について、先ほどありました随時調整契約については恐らく——ちょっと私も詳細を存じ上げておりませんが、勉強会の資料の中になかったということは、今まで聞いてなくて今度新しく聞いたことのお話を伺わせていただいたということなのだろうと思えます。

それで正直なところ、こういうことはいろいろ起こってくるだろうと。ゆえに私どもは勉強会の資料について全てオープンにさせていただいて、公議公論に付そうとしているところです。このような形でああいう勉強会の資料をオープンにしました。あれだけ詳しくかつオープンにしましたから、いろいろな専門家の方々からいろいろコメントが出てくるわけですね。そのコメントを大いに生かさせていただいて、次の勉強会においてそのコメントをぶつけさせていただきたいと、そのように思っております。

ちなみに私どもとしても、我々が素人として理解できるぐらいの回答を求めるということが、いわゆる常識としての、納得ができるレベルまでの回答を求めるといって繰り返して聞いていくことが大事だというふうにも思うとともに、あわせて専門的知見というのも極めて大事だと、そのように考えております。今回の勉強会の取りまとめに当たりましてかなり複数の先生方に我々、専門家としての御意見をお伺いさせていただいたところでありまして、5人ぐらいですかね、わざわざお伺いしに行って、そこで得たいろんな知見をもとに、さらに厳しい質問をしたりとか、そういうことを繰り返ししてきたところです。これからもそういうことは行って

いくということが大事ではないかと。

先ほど言われた随時調整契約とかデマンドレスポンスとかというのは、ある意味エネルギーシフトとかということを考えていく中においての新しい知見なのだろうと。それをいかに瞬時においても適用できるようにする可能性というのは、まだ研究課題なのだろうと我々は思っております。いわばこれ、節電のための施策の一種ということなのだろうと思いたすけれども、こういう新しい知見もこれから出てくるでしょうから、そういうものを随時勉強し、そしてまた四国電力との勉強会でも生かしていくというふうにしていきたいものだと、そのように思います。

3番目でありますけれども、さっきちょっとわからなかったんですが、2人か3人というのは、子供の貧困対策の担当が2人か3人という意味……

○35番（吉良富彦君） ああ、そうです。

○知事（尾崎正直君） それはそうではなくて、実際にはもうこの子供の貧困対策というのは、地域福祉部、健康政策部、それから教育委員会、そして県警本部も非行対策という点では一緒にやらせていただいておりますけれども、複数の部局にわたってこれに携わるものでありまして、特に幼少期においては母子保健から要保護児童対策協議会などを初めとする児童福祉の取り組みへ、さらには長ずるに従って放課後の学習支援の取り組みを行っていったり、さらにいけば非行対策、いじめ対策、そういう問題を行ったりということでもあります。正直申し上げて、日本一の健康長寿県構想の推進体制そのものをもって子供の貧困対策、これを進めていこうと、そういうつもりでございますので、私自身先頭に立って全庁関係部局挙げての取り組みをしていこう、そういうことだと考えております。

いわゆる取りまとめの事務をするための担当

者の数を今おっしゃったのかもしれませんがけれども、実際にこの施策に携わる人数は、もうそれは何十人、多分100人を超えているんじゃないかなと、そのように考えております。

（35番吉良富彦君「まだ、第1子の」と言う）

○知事（尾崎正直君） 第1子について、その手当の問題については、今回第2子、第3子は政策提言によってある意味かなったことだと思っておりますけれども、第1子という形なのか、その他の手当という形なのかはわかりませんが、経済的負担の軽減についてということを取り組むことは私ども知事会としての一つの方向性でありますから、さらなる政策提言の進化をさせていただければなど、そのように思っています。

○35番（吉良富彦君） 原発については知事も徐々に減らしていくという立場ですので、私たちも同じ態度です。ですから、ぜひ今の四電の態度も含めてきちっとさせると同時に、県民の意見も聞いて資料を提供するという方向ということで頑張っていただきたいと思います。

以上で私の質問を全部終わります。（拍手）

○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明2日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時25分散会

平成28年 3月 2日（水曜日） 開議第3日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漢 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 中澤 一真 君
 理事（中山間対策・運輸担当） 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 岡林 美津夫 君
 公営企業局長 門田 純一 君
 教育委員長 小島 一久 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会会長 福島 寛隆 君
 公安委員局長 山崎 實樹助 君
 職務代理者 上野 正史 君
 警察本部長 田中 克典 君
 代表監査委員 吉村 和久 君
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
事務局 次長 川 村 文 平 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 小 松 一 夫 君
主 任 沖 淑 子 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 3 号)

平成28年 3 月 2 日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成28年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成28年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成28年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成28年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成28年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10 号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成28年度高知県中小企業近代化資

金助成事業特別会計予算

- 第 12 号 平成28年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
- 第 13 号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成28年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成28年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成28年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成28年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成28年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 26 号 平成27年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 27 号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成27年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29 号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 30 号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 31 号 平成27年度高知県中小企業近代化資

第 32 号	金助成事業特別会計補正予算 平成27年度高知県流通団地及び工業 団地造成事業特別会計補正予算	第 51 号	職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例議案
第 33 号	平成27年度高知県農業改良資金助成 事業特別会計補正予算	第 52 号	公益的法人等への職員の派遣等に関 する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成27年度高知県県営林事業特別会 計補正予算	第 53 号	議会の議員その他非常勤の職員の公 務災害補償等に関する条例の一部を 改正する条例議案
第 35 号	平成27年度高知県沿岸漁業改善資金 助成事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県職員等こころざし特例基金条 例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成27年度高知県流域下水道事業特 別会計補正予算	第 55 号	高知県税条例の一部を改正する条例 議案
第 37 号	平成27年度高知県港湾整備事業特別 会計補正予算	第 56 号	高知県の事務処理の特例に関する条 例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成27年度高知県高等学校等奨学金 特別会計補正予算	第 57 号	高知県住民基本台帳法施行条例の一 部を改正する条例議案
第 39 号	平成27年度高知県電気事業会計補正 予算	第 58 号	高知県南海トラフ地震による災害に 強い地域社会づくり条例等の一部を 改正する条例議案
第 40 号	平成27年度高知県工業用水道事業会 計補正予算	第 59 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条 例の一部を改正する条例議案
第 41 号	平成27年度高知県病院事業会計補正 予算	第 60 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正 する条例議案
第 42 号	高知県行政不服審査法関係手数料徴 収条例議案	第 61 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基 金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県職員の退職管理に関する条例 議案	第 62 号	高知県興行場法施行条例の一部を改 正する条例議案
第 44 号	高知県国民健康保険財政安定化基金 条例議案	第 63 号	高知県理容師法施行条例及び高知県 美容師法施行条例の一部を改正する 条例議案
第 45 号	高知県産業人材定着支援基金条例議 案	第 64 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条 例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県夢・志チャレンジ基金条例議 案	第 65 号	高知県軽費老人ホームの設備及び運 営に関する基準を定める条例及び高 知県養護老人ホームの設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例議案
第 47 号	高知県褐毛和種高知系受精卵移植用 乳用牛貸付け条例議案	第 66 号	高知県特別養護老人ホームの設備及
第 48 号	高知県情報公開条例等の一部を改正 する条例議案		
第 49 号	知事等の給与、旅費等に関する条例 の一部を改正する条例議案		

び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 80 号 公平委員会の事務の受託に関する議案
第 67 号 高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 81 号 公平委員会の事務の受託に関する議案
第 68 号 高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案	第 82 号 公平委員会の事務の受託に関する議案
第 69 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案	第 83 号 公平委員会の事務の受託に関する議案
第 70 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案	第 84 号 公平委員会の事務の受託に関する議案
第 71 号 高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 85 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
第 72 号 高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案	第 86 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 73 号 高知県建築審査会条例の一部を改正する条例議案	第 87 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 74 号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案	第 88 号 県有財産（（仮称）川谷刈谷第二工業団地）の処分に関する議案
第 76 号 高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例議案	第 89 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
第 77 号 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案	第 90 号 消防防災航空隊・県警航空隊事務所及び格納庫新築等建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 78 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案	第 91 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
	第 92 号 県道の路線の廃止に関する議案
	第 2 一般質問 (3人)
	————— ❁❁❁ —————
	午前10時開議
	○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

公安委員長織田英正君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員山崎實樹助君を職務代理人として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成28年度高知県一般会計予算」から第49号「知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案」まで、第51号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」から第74号「高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案」まで、第76号「高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例議案」から第78号「高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案」まで及び第80号「公平委員会の事務の受託に関する議案」から第92号「県道の路線の廃止に関する議案」まで、以上89件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

23番池脇純一君。

（23番池脇純一君登壇）

○23番（池脇純一君） 私は、公明党を代表して、県政の重要課題についてお尋ねいたします。

まず、知事にお聞きいたします。

知事も御承知のように、先月の2月17日、ハワイ州オアフ島で日本桜の植樹式が行われました。この桜は牧野植物園のヤマザクラ系のセン

ダイヤとオオシマザクラであり、この植樹式は高知県にとりましても大変に名誉で光栄なことであると思います。今後、一、二年内に100本余りがヘレマノ樹木園へ追加植樹され、桜並木にしていく予定のようであります。やがてセンダイヤとオオシマザクラのすばらしい桜並木ができ、多くの人々に喜ばれることになるでしょう。

そこで、その経緯を少し述べておきたいと思います。アメリカに日本から桜が贈られて100周年に当たる2012年、日米友好桜寄贈100周年事業、全米桜植樹プロジェクトが立ち上がり、米国で桜の記念植樹が各州で行われ、ハワイ州でも桜植樹の希望がありました。熱帯のハワイでは桜の生育が難しいため、当時牧野植物園の園長であった小山鐵夫先生が、センダイヤとオオシマザクラの種子を2012年にハワイに贈り、植樹され、新たな交流が生まれました。そして今回、ハワイの観光地ナンバーワンであるオアフ島に植樹が決定し、それを記念して高知産の桜の植樹式が開催されたところであります。この式典の主催はハワイ並木委員会で、今後の運営も委員会で進められるようであります。

今回、小山鐵夫名誉園長の御尽力で高知県とハワイ州の新たな交流が生まれたことは大変喜ばしいことと思います。知事はどのように受けとめられておられるのか、知事の思いをお聞かせいただきたいと思います。また、牧野植物園とハワイ並木委員会との今後の交流についても御所見をお伺いいたします。

次に、平成28年度当初予算案についてお尋ねします。知事は当初予算案発表の会見で、「人口減少の中にあっても経済を縮ませないことが第一、雇用を確保し若者が地域に残れば、結果として人口減を押しとどめることができる」、「産振計画の手応えを感じているしアベノミクスの力強い後押しもあった。人口減の中でも生産量は拡大している」と県勢浮揚への力強い決意と自

信を示されました。8年連続の積極型予算案は、知事の経済戦略とそれを裏づける学識が散見され、実に心強く感じます。1次産業を核に、地域産業クラスターを形成し、地産外商をさらに強め、経済の好循環を生み出すという経済の拡大再生産を可能にしようとする産業基盤整備の青写真が描かれているようにも感じます。

そこでお聞きします。まず、この当初予算案で8年連続増額予算の編成となりますが、これまで知事は予算編成に対しどのような理念を持って対処されてきたのか、お伺いいたします。

次に、産業振興計画についてお尋ねします。

知事は、何に、どこに、誰に、どれだけの投資をすれば、何がどれだけ生まれるか、投資の効果を熟慮し、県経済の発展のための産業基盤の育成を図ってこられたと理解しています。

これまでの7年間の振興計画の成果として、知事の思い描く高知県経済産業構造の輪郭とコアの確立はどの程度仕上がりに近づくと捉えられているか、お伺いいたします。

知事は、目標として単に拡大再生産の好循環を位置づけているのではなく、その実現への阻害要因を排除し、さらに各分野の循環をより大きな循環へとつなげていく方向性を示されました。阻害要因の事例を、知事提案説明でも経済分野での・路として担い手の育成・確保が重要な課題と示されています。担い手の育成や確保は生産基盤の重要な要因ですが、資本や生産技術及び商品化のアイデア、またデザイン力なども有力な生産基盤を構築する要因だと思います。こうした要因の配合のバランスが企業や事業者を育て産業基盤を構築していくとすれば、総合的な施策が求められます。

その意味で、現状の生産基盤の環境をどのように捉え、また今後どのように強化していくのか、知事の御所見をお聞きいたします。

また、第3期を迎える産振計画は、地産外商

の取り組みをさらに強化し、その成果を拡大再生産の好循環につなげるべく、地域産業のクラスター形成により点から面への施策を展開していくわけですが、どのような狙いがあるのか、またその効果はどのようにはかるのか、知事の御所見をお聞きいたします。

最後に、今後、食品の外商をさらに拡大していくためには、県内事業者の製品や商品の一層の磨き上げから販路開拓の一貫支援が大切であると考えますが、現在どのような課題があるとお考えか、またその課題に対し第3期産振計画ではどのように取り組まれていくのか、知事に御所見をお聞きいたします。

教育基本法等に関してお聞きいたします。現教育基本法は、1947年教育基本法と比較して条文構造や基本的な目的に照らしても連続性があり、法的解釈でも部分修正として扱われております。しかし、幾つか重要な変更点がありますので、お伺いいたします。

まず、第1条の目的規定に国民としての資質という観点が組み込まれました。次に、第2条の教育目標でその資質が特定され、さらに学校教育法の目標へ、そして学習指導要領へと順次具体化され、体系的働きかけの根拠としての意義が強められました。教育目標は達成されるために設定されるものでありますから、教育内容に直接かかわるものが含まれますと教育内容統制となる危険性をはらむことになります。ですから、こうした教育上の目標がどこまで硬直的に運用されてよいのかという問題が生じます。

一方で、第16条に残された不当な支配の解釈論も踏まえ、運用されていくことになるのでしようが、この変更点、つまり目的規定に国民としての資質という観点が組み込まれたことで教育内容統制の危険性をはらむことになるという点について知事の御見解をお伺いいたします。

次に、家庭教育についてですが、第10条で、

父母その他の保護者に子の教育について第一義的責任を認めています。旧教育基本法ではこうした私的観点は排除されていたので、このように保護者の責任を認めたことは親の独自の立場が組み込まれたこととなります。そのため、今後教育コンテンツの多様化についても議論されることが期待されます。ただ、本条において、親の権利、自由についてまでは語られていません。とはいうものの、子の教育についての第一義的責任と同時に家庭教育の自主性が認められた意義は軽視すべきではありません。この点の変更について知事の御見解をお伺いいたします。

最後に、第4条の機会均等に関する規定についてですが、本条では障害のある者に対する必要な支援を国など公権力に求める内容になっています。旧教育基本法第1条の、心身ともに健康な国民の育成条項がどちらかといえば障害者への支援に対し排他的に機能し得た面がありましたが、現教育基本法でも、心身ともに健康な国民の育成という同じ文言を持つにもかかわらず、障害者に対し社会的包摂の方向性を組み入れることになっています。第4条第1項において全ての国民は教育上差別されないと規定した上、第2項で障害者に対する教育上必要な支援を追加し、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の実現につながるものとなっています。機会均等におけるこの点の変更についての知事の御見解をお伺いいたします。

次に、学校制度に関してお聞きいたします。

学校制度は学校教育法に規定されるところでありますが、今次の教育政策は、知事もメンバーであります教育再生実行会議を中心にさまざまな教育改革の方向性や具体的政策が提示されています。2014年7月の第5次提言では、小中一貫教育を実施する学校の制度化も示されました。さらに、義務教育段階で12万人に及ぶ不登校、高校教育段階で20万人を超える不登校・中退者

に対する学習権保障が問われており、1条校以外の学校にも普通教育として参入させることが検討されています。既にフリースクール等の調査も実施され、法整備に向け審議が進行している状況であります。

このように、学校制度の複線化現象が拡大しておりますが、学校制度のこうした変更への状況をどのように受けとめられているか、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、新教育委員会制度の運用と課題についてお聞きします。

地教行法の一部改正により、新教育委員会制度が発足いたしました。改正の主なポイントは2点、それは教育行政の責任の明確化と、総合教育会議の設置と大綱の策定であります。確かに、その内容は首長と教育長という行政当局側の責任を明確化した点に特徴がありますが、一方で執行機関の教育委員会を維持したことにより、首長、教育長、教育委員会の間でそれぞれの役割、権限と運用上の調整をどのように図るかという点で腐心しなければならない面は各自自治体での課題になっています。教育委員会制度の本来の理念は、教育に関する地域のさまざまな考え方を尊重する立場から、住民の意向、要求を教育行政に反映させるという教育の住民統制の考え方であります。その意味でも、今まで以上に地域住民や学校関係者等の意向集約の場であります教育委員会での審議は大切にしたいと思っております。

今回の改正で何点か留意点が指摘されておりますが、その中で新教育長が教育行政の責任者とされたことで、教育委員会の役割が教育長の事務執行のチェック、評価だけに矮小化されるのではないかという点であります。これについては、地教行法第25条で教育委員会と教育長との関係を定めていますが、特に第2項の「次に掲げる事務は、教育長に委任することができない」

項目の1号に、「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること」が規定されています。そこで、事務の管理及び執行の基本的な方針にかかわる、少なくとも教育予算編成の基本方針、重点施策予算、新規施策事業、さらに事務局で検討されている施策、事業の検討状況や重点施策事業の点検と評価及び見直し等に関しては、教育委員会で審議し、承認を得るようにすることが重要であると指摘されています。そのために教育委員会は十分な学習と審議時間を確保すべきであります。

以上、首長、教育長、教育委員会の役割、権限の調整問題、教育委員会の役割の矮小化の問題、第2項の教育長に委任できない事務にかかわる委員会の審議、承認の対処問題等、これらの点について教育委員長の御見解をお聞きいたします。

次に、がん対策に関してお尋ねします。

毎年2月4日は、世界対がんデーとしてがんへの意識向上と予防、検出、治療への取り組みを促すための記念日であります。これは、世界100カ国以上の350を超える対がん組織から成る国際対がん連合——UICCが定めた日であり、がん対策の政治的優先事項としての向上を目指しています。国際対がん連合は、2000年のパリ憲章を受けて2005年から世界がんキャンペーンを開始し、翌2006年から世界対がんデーの活動の調整も行っています。キャンペーンでは、子供にはたばこの煙のない環境を与える、体を動かしバランスのよい食事をし肥満を避ける、ウイルス性の肝臓がん、子宮頸がんには、ウイルスについて研究する、日光を浴び過ぎないなどの行動をとることで、がんの40%は予防できると強調しています。日本人の死亡原因第1位で2人に1人がかかるがんへの意識向上は、非常に重要であると考えます。

世界対がんデーはがんの世界が向き合う日で

あります。そこで、この日をどのように受けとめられておられるか、知事の御所見をお伺いいたします。

我が国も世界に歩調を合わせるようにがん対策基本法が制定され、がん対策推進基本計画のもと、国民の命を守るためにがんに向き合い、がん治療などの環境整備が整えられてきています。本県もがんセンターの建設など整備が進められているところであります。国立がん研究センターなどが全国規模で初めて、がんの10年生存率を58.2%と発表されました。同センターはこれから団塊の世代が75歳以上になる2030年後にはがん患者が大きく増加することを予測しています。そのために、がんにならない社会、がんには負けない社会を目指すとしております。

2013年に制定されたがん登録推進法によって、ことしから全国がん登録が始まりました。これまでがん登録は都道府県が自主的に取り組む地域がん登録として行われてきました。自治体により登録内容が異なっていたため、国内全体で掌握できるのは死亡者数だけで患者数は推計にとどまるという状況で、実態を完全につかむことは不十分でありました。今後は、精度の高いデータが効果的に集められるようになるため、情報の分析が進めば治療法の確立や予防策の充実も期待できるようになります。これからは、県に県下の全ての病院からがん患者の情報がもたらされ、県から国立がん研究センターへという仕組みで情報の一元化が行われます。

スタートして間もありませんが、全国がん登録の本県の状況及びこれからの対応について健康政策部長の御所見をお聞きします。

次に、教職員の多忙化問題に関して教育長にお聞きします。

昨年7月末、文科省から、学校現場における業務改善のためのガイドラインが公表されました。このガイドライン策定のきっかけは、2013

年のOECD国際教員指導環境調査——TALISで、日本の教員は多忙であることが明らかになったことであります。調査結果では、1週間当たりの勤務時間が53.9時間と参加国平均38.3時間を大きく超える参加国最長の勤務時間となっています。また、事務業務も平均2.9時間に対し、5.5時間とかなり長い結果となっています。TALISによる日本の教員は負担が多いという指摘は、重く受けとめなければなりません。こうした状況にあって、教員本来の仕事である子供と向き合う時間をどう確保するのかについて、中教審もその支援の検討に入り、今回のガイドライン策定に至ったところでもあります。

また、ガイドライン作成に当たり、文科省は学校業務を71項目に分けて従事率と業務に対する負担感率を問う調査をされています。こうした調査結果を踏まえ、業務改善の基本的考え方や改善の方向性を取りまとめ、取り組み事例の紹介もあわせて作成されたものが今回のガイドラインであります。

そこで、具体的項目について何点かお聞きしたいと思います。

まず、従事率50%を超える業務の中で負担感率が最も高いものが、国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応であることが明確に判明したことは、国や教育委員会にとっては厳しい結果ではありますが、重く受けとめなければなりません。実際、杉並区で民間人校長を務められた藤原和博元校長は、「私が和田中学校の校長をしていた当時、收受文書とアンケートを合わせて1週間でA4サイズ100枚、表裏で200ページ来ていました。これを毎日処理するのは大変な作業です。この実態を知り、実際に改善してくれたのは杉並区の教育長だけでした。不要なアンケートは行わない、免責のための收受文書を出さないと決めてくれただけで本当に半減したのです」と、調査やアンケートへの対応の負

担の重さについて述べております。

田村教育長は文科省、県教委、市教委、学校という4層構造から発生するアンケートなどの文書業務の煩雑性についてどのような認識をお持ちなのか、お聞きいたします。また、藤原元校長は、教育長が判断すればできるとも言っています。県教委として、地教委との連携で不要なアンケートや免責のための收受文書の扱い等についての見直しを検討するお考えはないか、あわせて御所見をお伺いいたします。

次に、業務改善の方法に関してお聞きします。

現在、業務改善の手法として最も多く行われているのは、小中学校ともにICTの導入となっています。ICTによる業務改善の主な項目は、「成績一覧表・通知表の作成、指導要録の作成」、そして「学期末の成績・統計・評定処理」、さらに「児童生徒の名簿の作成、出席簿の記入、月末統計などの在籍管理」、加えて「いじめ、不登校、月例報告など教育委員会への報告文書の作成」等々が挙げられます。

アンケートでは、業務改善の手法として最も多く行われているのはICTの導入となっています。しかし一方で、現状の課題として、ICT導入には、財源が必要という壁と校務の効率化のために校務支援システムを導入したものの活用し切れていないという課題も指摘されています。

財源の壁は、小さな自治体での自前によるICTの導入を阻んでいます。残念ながら、高知県も市町村により導入のばらつきがある状況であり、PCの教員1人当たり1台も実現がほど遠い現状です。そのため、教員はUSBでの運用を余儀なくされ、県下でも児童生徒の情報が入ったUSBの紛失事件も発生しています。PCの全教員配備と校務支援システムの導入で校務の効率化を図り、校務の多忙化を改善するために、県でICTを導入し市町村で利用すると

いう方法が考えられますが、それが実現すれば県下で包括的にICTの活用が進み、さらに校務支援システムが稼働すれば業務改善の効率は飛躍的に向上するものと考えられます。既に高校での校務支援システムの導入は始まっており、業務改善の効率向上については認識済みであります。

そこでまず、高知市以外の小学校を対象にでも構いませんが、各校の校務支援システムをクラウド化すれば、県内小中学校が一体化した高知型校務支援システムが構築され、学校現場の業務環境は一新し、チーム学校づくりへの牽引力になることは間違いないと確信いたします。児童生徒の転入転出も県内であれば管理しやすくなるというメリットも生まれます。ICTを活用して校務の効率化を図り、児童生徒に向き合う時間を確保することは、教育大綱でも明記されています。県教委とすれば、高校が対象で小中学校は市町村に委ねなければならないことは承知していますが、このままではPCの教員1人1台すら実現するのに何年かかるかわかりません。

チーム学校への足並みをそろえた取り組みができるよう、県がリーダーシップをとって市町村と連携して進めさせていただきたいと思いますが、この件については知事の御見解をお伺いいたします。

次に、大阪市の取り組みを参考に、校務支援システムの導入効果を検証し、その早期実現を図ることの必要性を求めたいと思います。

校務のICT化がおくれていた大阪市の、平成25年に全小中学校で校務支援システムを稼働させ、大きな成果を上げています。大阪市の平成23年時点では教員1人当たりのパソコン整備率は全国平均102.7%に対し、37%でありましたから、当然校務は手作業で紙を使って膨大な事務処理を行っていた状況でありました。この年

から校務支援システムの導入に動き出した大阪市は実態調査を行い、その結果、教員の多忙と教頭への校務の集中という実情を把握しました。さらに、校内のPC不足からUSBの使い回し、ウイルス感染、個人情報のセキュリティー不足など多くの課題を把握しました。その課題解決に向け、PC整備を前提に校務支援システムの導入を図り、校務の効率化、簡素化、そしてペーパーレス化及び情報セキュリティー強化に取り組んでいきました。その2年後の平成25年から校務支援システムを稼働させ、26年には教頭は年間229.8時間、1日当たり57分、クラス担任では年間224.1時間、1日当たり56分の校務の効率化を実現しています。そして、校務支援システムをうまく学校運営に位置づければ、職員朝礼の回数軽減や会議のペーパーレス化及び校務文書の見直しや定時退校などの実現で教職員の負担を軽減させています。

以上のように、校務支援システムの導入による効用については既に認識されておられるものと考えますが、教育長の、多忙化を克服し、子供と向き合う時間を取り戻す対策についての基本的な考えをお聞きしたいと思います。また、校務の断捨離、すなわち業務に対し何を断ち切るか、何を捨てるかという判断がうまくできないのが学校現場です。ゆえに、仕事はふえるばかりで減ることはありません。この意識を改革しなければ多忙化の克服は困難であります。この問題についても御所見をお聞きいたします。

次に、地域未来塾に関してお尋ねします。

生活困窮などのため十分な教育を受けられないことから生じる貧困の連鎖を防ぐため、学校支援や食事支援として子供の貧困対策が実施されています。学習支援の一つとして2015年度から、学校支援地域本部を活用した事業として地域未来塾が始まっています。これは、子どもの貧困対策推進法に基づく大綱の重点施策の中に

あります、学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開の一環としての事業であります。この地域未来塾は経済面も含めた家庭環境の問題などで勉強がおくれがちな中学生を中心に、学校の空き教室などを活用し放課後に学習の時間と場所を確保するものであります。2016年度からは、高校中退防止への効果も期待し、事業対象を高校生まで拡大されます。

また、事業化に先立ち、約700の中学校区で学校と地域社会が連携し、空き教室などを使い自主的に放課後学習支援を行ってきています。そうしたニーズに応えるよう、2015年度は2,000中学校区に、2016年度は3,000中学校区に拡大して実施が図られます。国は2019年度までに5,000中学校区で実施することを目標にされています。この数は全国の中学校区の約50%に当たります。貧困の連鎖を防止する学習支援の地域未来塾の活用とその拡大は、中学校の学力向上にも有効な事業であると思います。

県は市町村と連携し、この事業の積極的活用、展開を図るべきと考えますが、県下の実態と今後の取り組みについて教育長の御所見をお聞きいたします。

地域未来塾は、教職を志す大学生や教員OBなど地域住民がボランティアで教え、原則無料の形態をとっていますが、例えば東京都瑞穂町など、教育委員会と学習塾の連携で学習教室を開講する形態で取り組んでいる自治体もあります。対象は希望する生徒全員で、教室は通学している学校の教室で、受講料は未来塾と同様に無料であります。この取り組みは学力と学習意欲を向上させることを目的とし、そのための授業プログラムを検討、作成し、取り組んでいる点が特徴と言えます。実施結果は、期待どおり実力テストの成績は上昇し、全体的に学力の底上げが見られ、また自主的に学習する生徒も増加傾向を見せ、成績、学習意欲の両面で効果が

あったと評価しています。

いずれにしろ、中学生の学習の場と場所を確保し、学習意欲の向上につながる仕組みを工夫しながら、基礎学力を身につけられる授業の展開が図られることが重要であります。その意味で、学びの場の多様化をどう進めていくかという課題にも応えていく事業ではないかと思えます。

そこで、地域未来塾を初めとする学びの場の多様化について教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、図書館行政について教育長にお尋ねします。

コンピューター情報通信ネットワーク社会における図書館の役割は何か、何をなすべきか。これからの図書館はこのテーマを離れて運営することはできません。知識と情報の違いが問われ、知識は身につけるものであり、情報は使うものという考え方が一般化してきています。情報は世界中からインターネットで集めることが可能です。また、情報はあらゆる方面に使うことができます。ビッグデータの活用で消費者ニーズの予測までできるようになりました。ペーパーから電子への移行は図書館の存在意義を大きく変貌させる予兆かもしれません。図書館は何のために、誰のために、何ができるか。その存在意義を問い直す時代に入ったことを意識しなければなりません。

こうした図書館を取り巻く社会環境の変化は、図書館が地域の課題などに取り組むことができなという批判の声にもあらわれています。そのため、文科省は2006年「これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして―」を発表しました。それは、ビジネス支援はもとより、医療・福祉情報の提供や行政支援、食育、法律情報の提供まで広がっていくことを示しました。こうした積極的な取り組みがこれからの図書館

をつくっていくことになることは間違いありません。ただ、取り組み自体はまだ始まったばかりで、サービスの内容の検証や図書館員の養成などはこれからでありますから、県としても新図書館の建設は時代をリードする真の進化型図書館としてつくり上げてくれることを強く願うものであります。そこで、何点か確認の意味でお聞きいたします。

私は、平成23年2月議会で、ランガナタン博士の図書館学の五法則を通して、図書館のあるべき姿を議論するとき、この五法則を抜きにした議論は図書館の本質を見失う危険性があることを指摘させていただきました。五法則をもう一度確認させていただきますと、第一法則「本は利用するためのものである」、第二法則「いずれの人にも全て、その本を」、第三法則「いずれの本にも全て、その読者を」、第四法則「読者の時間を節約しろ」、第五法則「図書館は成長する有機体である」の5つの事項であります。次に私は、新図書館の運営理念としてこの五法則の明文化を求めました。当時の中澤教育長は、何らかの形で明文化することを検討すると答弁されました。

基本構想や基本計画には五法則に触れる事項は見当たりません。どのように検討し、どのように扱うのか、御説明いただきたいと思います。

次に、協定書はまだ締結できていないようですが、何のために協定書を締結するのか、その意義を明確にし、県、市の役割分担を明瞭に明記した内容に仕上げるのが重要と考えます。協定書の締結への進捗と県の姿勢について改めてお聞きいたします。

次に、図書館運営は図書館協議会で調整や点検評価を受けることになっていますが、有名無実化しているのが現状です。また、協議会での意見が行政に届けられたとしても、十分な支援が得られることはありませんでした。ゆえに、

中間報告及び最終方向である基本構想で求めているレベルの高い図書館運営を実現、継続するためには、バックアップ体制として図書館基本条例を制定し、予算の伴う図書館振興計画を作成する必要があります。今回、振興計画の作成を表明していますが、条例化について説明がありません。前教育長は、条例も含めどのような対応が適切なのか検討すると言われていました。

どのような経過で条例を伴わない振興計画だけの運びになったのか、また考えられている振興計画は図書館運営の財源のバックアップ体制になるものなのか、お聞きいたします。

次に、新図書館の管理権についての県、市の協議の進捗状況はどこまで進んでいるのか、お聞きいたします。

東洋ゴムの事件で建設日程がおくれているからこそ、こうしたソフト面の協議は十分時間を割き、後顧の憂いがないようにしっかり内容を詰めておくことが重要であると思います。高知県の知の拠点としてふさわしい進化型図書館をつくっていただくことを強く要請いたしておきたいと思います。

次に、文化政策についてお聞きいたします。

昨年9月議会の予算委員会で、本県の文化行政並びに知事の文化への所見をお聞きいたしました。教育大綱にも文化政策の方向性を明記していただきました。今後、文化振興ビジョンの見直しを含め、本県の文化芸術行政が新思考で推進されることを期待いたしたいと思います。

さて、今後の本県の文化行政のあり方の方向性ですが、国が本格的に文化振興に取り組む姿勢を昨年、「文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる—」第4次基本方針を打ち出しましたので、これからはこの第4次基本方針に基づき文化行政が進行することになります。本県としても、この第4次基本方針を吟味し、本県の文化振興に生かし、

文化振興政策をつくり上げることが求められます。

そこで、今回の第4次基本方針に対する知事の御所見をまずお聞きいたしたいと思います。

次に、国は文化芸術立国を目指し、平成14年から今日まで4次にわたり基本的な方針を策定しております。第1次では基本的方向が示され、第2次では基本的方向は同じですが文化芸術振興の意義と基本的視点が示されました。第3次では、振興の意義を含む基本理念と重点施策の形で一步踏み込んだ重点戦略として政策の整理、具体化を図っています。そして、今回の第4次であります。前文を配置し、第1、社会を挙げての文化芸術振興、第2、文化芸術振興に関する重点施策、第3、文化芸術振興に関する基本的施策の3項目に整理集約する形で目次化されています。国は、この15年間、文化芸術立国への方向性と目的達成への振興施策を整え、一方文化芸術を取り巻く諸情勢に対応する視点も重視し、基本的な方針を策定されてきています。

平成13年に文化芸術振興基本法が制定され、その規定に基づき文化芸術の総合的な推進を図るため、基本方針はつくられてきたわけですが、その実効性を地方はどのような形で反映してきたのか、国の方針をどのように生かしてきたのか、県の文化芸術振興策のこの15年間の進捗について、文化生活部長の見解をお聞きします。

次に、文化庁の文化芸術創造都市推進事業に関してお聞きします。

この事業は、文化芸術創造都市に取り組む地方自治体を支援するため、情報収集・提供、研修の実施等を通じて国内の文化芸術創造都市ネットワークを構築し、国全体が文化芸術の持つ創造性により活性化するための基盤形成のため設けられています。その事業の一環として、シンポジウムが全国で開催されています。2014年度は北海道東川町で、第4回創造農村ワーク

ショップとして「創造農村と文化景観ツーリズム」と題するシンポが開催されています。また同時に札幌市で、「芸術祭と創造都市」と題して創造都市政策セミナーも開かれています。2015年度は「芸術祭と地域再生」をテーマに、芸術祭を行う原動力や意義について、また継続的な芸術活動による地域再生の可能性について考えることを目的に、創造農村ワークショップin十日町が新潟県で開催されています。また、創造都市政策セミナーは「創造都市と文化施設」と題して大分県で開催されました。

文化生活部はこうしたワークショップやセミナーに参加し、本県の文化振興に役立てておられるのでしょうか、文化生活部長の御所見をお伺いいたします。

次に、美術館、博物館、図書館等の充実についてお尋ねします。

基本指針の第3、文化芸術振興に関する基本的施策の9、文化芸術拠点の充実等の(2)に、美術館、博物館、図書館等の充実が規定されています。そこには各館が国際的に遜色のない活動を展開できるよう、また地域の各館が館種の枠を超えた連携・協力の促進を図るよう求めています。あわせて、質の高い活動を支える人材確保と学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修と館の管理運営や美術作品等の保存、修復、履歴の管理等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図ることも求められています。言いかえれば、国際標準の企画展示ができるように技術の向上を図れ、そのために専門職員の質の向上を図れと言っているのです。

そこで、本県の県立美術館や歴史民俗資料館などの博物館の実情はどうかということになりますが、事業の実績や成果を適切に評価して改善策を検討することは県の文化振興を推進する上で欠かせないものであります。文化生活部長は各館の実態をどのように評価しているか、事

業評価を示していただきたいと思ひます。

また、この評価は指定管理を受けている高知県文化財団への評価に通じることになりますが、指定管理の導入で本来文化財団が行うべき文化振興事業がおろそかになってきているのではないかと危惧しています。具体的には、芸術文化に関する情報の提供や助成金を初めとする芸術団体等への支援、また人材育成やネットワークづくり等ですが、指定管理の業務との関連性を今後検討する必要があると思ひます。

その上で、県文化財団が館種を超えた連携・協力を図り、質の高い文化振興活動を行えるよう、さらに地域文化や生活文化の促進のために住民ニーズの把握や芸術文化の動向など幅広い情報収集や分析ができるよう、機能の拡大、充実を図るべきと思ひますが、この件は知事の御所見をお伺いしたいと思ひます。

次に、文化振興計画等の策定についてお聞きします。

県の文化政策は、今のようにビジョンと個別政策や対症療法的な事業内容の展開では有効的、発展的な文化振興とはなり得ないのではないかと考えます。文化の発展と進化を促進するために、基本条例や基本計画などを含め県全体の政策体系の中に、文化政策や文化振興を明確に位置づけることが重要と考えます。具体的には、文化政策のミッションや目標、施策や事業の体系とそれぞれの内容、そして文化施設の位置づけと運営管理や事業方針を含む文化振興計画の策定が必要と考えますが、教育大綱で文化振興の方向も示され、またビジョンの見直しも明言されました。

このときに抜本的な文化政策の見直しと対策を検討していただきたいと思ひますが、知事の御所見をお伺いいたします。

最後に、軽救急車の活用、普及についてお聞きいたします。

2011年4月、離島地域の要望を受けた消防庁が、狭い道路を通行して救急業務を行う場合の基準を緩和したため、軽救急車が運用できるようになりました。県内では、仁淀消防組合が2005年からストレッチャーや酸素吸入器などを積んだ軽自動車を患者搬送車として運用していましたが、2012年9月、南国市消防本部が県下初となる軽自動車の救急車を中山間地に近い北部出張所に配備いたしました。そして、道幅が狭くて通常の救急車が進入できず傷病者の家からストレッチャーで長い距離を人力搬送しなければならないと想定される場所など、軽救急車の出動が有効だと考えられる約180軒を事前にリストアップして運用しております。南国消防本部は、軽救急車の運用を通して、「中山間地域は道幅が狭い上に坂道も多いので、ストレッチャーによる人力搬送は体力的な負担や時間的ロスが大きい。狭い道でも家の近くまで入っていける軽救急車は確実にプラスアルファのメリットがある」とその効果を高く評価しています。

高齢化が進む中山間地域を中心に、通常の救急車が通れない道を突破し傷病者宅へ駆けつけることができ、時間ロスの大きい人力搬送を省くことが可能で、玄関から救急車への収容体制がとれることは人命救出における重要な検討課題であります。

国の基準では、救急車は隊員3人以上、傷病者2名以上を収容できることが条件となっており、乗車定員4人の軽自動車は救急車にできず、救急救命士も原則特定行為が実施できませんでした。ところが、2011年の消防庁の規制緩和で改良が認められ、軽自動車の救急車への改良が可能となり、離島や中山間地への軽救急車が普及していきました。やがて本県でも軽救急車が改良、生産され、話題を呼び、テレビでも紹介されました。その影響で全国各地の消防関係者からの問い合わせが多く寄せられるようになり

ました。現在、高知県には2台の軽救急車がつくられ運用されています。本県のように、離島を抱え、中山間地域の多い地域での救命活動には軽救急車の運用は有効で、かつなくてはならない機能と考えます。さらに、南海トラフ地震対策にも活用できる機能を備えています。このように、軽救急車は本県における救命活動に欠かせないものであります。

この軽救急車の導入と普及について検討すべきであると思いますが、危機管理部長の御所見をお伺いいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 池協議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、桜を通じた牧野植物園とハワイ並木委員会との交流についてのお尋ねがありました。

平成23年に牧野植物園から寄贈した桜の種子が苗木となり、翌年ハワイ島に植樹されたことを契機に、桜を通じたハワイと高知との交流活動が展開されています。平成24年にハワイ州の農務長官が来高された際には、牧野植物園や本県の環境保全型農業を視察され、私からはこうち型集落営農の取り組みなども御紹介したところでありました。さらに、牧野植物園では平成25年に特別企画ハワイアンフラワーフェスティバルを開催し、多くの方々にハワイの花々をごらんいただきます一方で、ハワイの代表者の方にもお越しいただき、交流を深めたところでもあります。

また、この2月には、議員から御紹介のありましたように、オアフ島にも牧野博士が命名されたセンダイヤが植樹され、今後さらに苗木の植樹を行い、将来的に桜並木にしていく計画とのことであります。熱帯気候のハワイでは、日本の桜の栽培が難しい環境にありますが、牧野植物園名誉園長の小山鐵夫先生みずからが現地でハワイ並木委員会の委員となり、ハワイ大学

の技術的な協力も得ながら、この桜並木化のプロジェクトが進められると伺っています。

今後、ハワイの地で本県の桜が大きく成長し、見事に開花することを心待ちにいたしますと同時に、牧野植物園で行っているセンダイヤの美しさを観賞するイベント桜の宵などの機会を捉えて、本県とハワイの交流についても紹介していきたいと考えているところです。小山名誉園長の御尽力により、こうしたハワイとの交流が広がり、深まっていくことに感謝いたしております。

次に、これまでの予算編成についてどのような理念を持って対処してきたのかのお尋ねがありました。

平成28年度の予算編成においては、これまでの取り組みの土台の上に立って県勢浮揚の実現に向けた好循環をつくり出していきたいという思いから、産業振興計画を初めとする各種施策を大幅にバージョンアップして予算に盛り込みつつ、引き続き財政の健全性も確保していくことを基本的な考え方として予算編成を行ったところでもあります。

県勢浮揚に向けた持続的な好循環をつくり出していくためには、各分野の好循環の創出を阻む隘路を解消し、また各分野の循環をより大きな好循環へとつなげていくための挑戦を行っていくことが重要となります。これらはいずれも容易な取り組みではないことから、なし遂げるための施策は重点的かつ骨太なものでなければなりません。今回の予算編成では、これらの施策が十分に効果を発揮するものとなるよう、重点化しつつもしっかりと予算措置を行いました。その結果といたしまして、8年連続の積極型予算となったところでもあります。

他方、本県が直面する課題は一朝一夕に解決できるものではないため、持続的に施策を実施していかなければなりません、そのためにも

財政の健全性をしっかり確保し、安定的な財政運営を行うことが必要となります。このことから、私は就任以来一貫して、課題解決先進県を目指した施策を積極的に盛り込みつつも財政健全化にも意を用いた予算編成を心がけてまいりました。

担い手の育成・確保など、取り組みが前に進んだがゆえに新たに課題が生じてきているなど、真の県勢浮揚を実現するには、まだまださまざまな取り組みを進めていかなければなりません。さらに、本県の財政運営は地方税財政に関する国の動向等の外的要因に大きく左右されるところであり、決して油断はできないと考えております。そのため、今後も緊張感を持って、安定的な財政運営を行いつつ課題にしっかりと対応していくという姿勢のもと、予算編成を行ってまいりたいと考えております。

次に、これまでの7年間の産業振興計画の成果として、私の思い描く高知県経済産業構造の輪郭はどうか、コアの確立はどの程度仕上がりと捉えているかのお尋ねがございました。

産業振興計画に目指すべき将来像として掲げた、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県を実現することが私の悲願であり、これを実現するには、第1次産業から第3次産業までの各産業分野が地産外商を軸に力強く成長し、若者の希望をかなえることができる多様な仕事が地域地域に存在する状態になる、これが私の思い描く高知県が目指すべき産業構造の輪郭であります。

本県産業を活性化するためのコアがどの程度仕上がりとあるかという点については、私は以下の2つの点が考えられると思っています。第1のコアは、産業振興計画の柱である地産外商の取り組みがどれだけ根づいたかということであり、第2のコアについては、地域地域

で芽生えた第1の点で触れたこのコアがどれだけ大きなものに育っていくかということであり、

第1のコアに関して言えば、これまでの取り組みを通じて県内各地に地産外商のコアが一定根づきつつあるのではないかと考えております。

例えば地産に関して、農業の分野では次世代型こうち新施設園芸システムを確立し、普及段階に入ったこと。林業の分野では、大型製材工場や木質バイオマス発電設備の立地によってA材からD材までを余すことなく活用する仕組みが整いつつあること。水産業の分野では、養殖業における種苗生産や中間育成技術の開発が進み、養殖業の本格展開の芽が出てきていることなどがあります。また、外商に関しては、地産外商公社が仲介、あっせんした成約件数は昨年度4,393件と、平成21年度の約25倍に、またものづくり地産地消・外商センターの外商支援による受注金額は本年度の見込みが36億円と、平成24年度の約14.4倍となるなど、外商が飛躍的に拡大してまいりました。さらに、観光振興では、県外観光客の入り込み数が3年連続で400万人を超え、400万人が定着してきたところがあります。

こうした中、地域の取り組みを後押しする地域アクションプランについては、これまでに142件の新たな取り組みが追加され、平成21年度から昨年度までの6年間に1,074人の雇用が創出されております。

第2のコアに関して言えば、今後、この地域地域に芽生えた地産外商のコアを拡大再生産のループに乗せ、より力強いものにしていくことができるかどうかということが大きなポイントになると考えています。このため、地産外商の取り組みについて時間軸を紡ぎ、点を面にし、そして健全な新陳代謝を促すことを目指した拡大再生産策を第3期計画に盛り込むこととして

おります。

すなわち、1つ目に、担い手の育成・確保を図り、時間軸的な拡大再生産を、2つ目に、地域産業クラスターの形成を図り、量的な拡大再生産を、3つ目に、起業や新事業展開の促進を図り、質的な拡大再生産を目指す取り組みを大幅に強化することとしております。

このことにより、地域地域で地産外商のコアをさらに大きなものとし、地域地域に第1次産業から第3次産業までの多様な仕事を生み出していくというこの輪郭、これを明確なものにしていきたいと考えているところであります。

次に、現状の生産基盤の環境をどのように捉え、また今後どのように強化していくのかのお尋ねがありました。

本県は小規模で零細な中小企業が多く、また産業や技術の集積も少ないため、資金や人材、技術などさまざまな経営資源が不足し、生産基盤が必ずしも十分とは言えないという事業者も多くいらっしゃいます。このことが本県経済の構造的な課題であり、産業振興計画ではこの課題に真正面から向き合い、これを克服すべく挑戦を続けております。

具体的には、2つの方向で取り組みを続けております。1つ目は、ビジネスプランからデザインを含めた商品開発、販路開拓、設備投資、担い手の育成などに対する一連の支援メニューを取りそろえ、事業者の皆様がみずから不足している部分に対して支援策を自由に選択できるようにしておくこと。すなわち、多様な支援メニューを取りそろえ、自分に合ったメニューを選択できる環境を整えることであります。そして2つ目は、このような多様な資源を統合し、どう活用していくかについての事業戦略の策定とその実践について一貫して支援していくことであります。

1点目につきましては、例えば事業者のノウ

ハウやスキルの不足に対しては、土佐まるごとビジネスアカデミーでのさまざまな研修機会の提供や専門家の派遣によるアドバイスなどを、また技術の不足に対しては、産学官連携による開発支援などの支援策を用意しております。さらに、販路の不足に対しては、地産外商公社やものづくり地産地消・外商センターにおける外商支援を、また担い手の不足に対しては、各分野での担い手確保対策に加え、事業承継・人材確保センターにおける中核人材のマッチング支援策を準備しているところであります。また、2点目につきましては、例えば事業化プランの実現をしたいというものづくり企業に対しては、ものづくり地産地消・外商センターによる一貫サポートなどを行っているところであります。

第3期の計画では、1点目に関して、例えば外商に向けた生産管理の高度化に対する支援など個別の支援策を追加し、そして強化するとともに、2点目に関しては、特にボトルネックとなる企業の目指す経営ビジョンを実現するための事業戦略の策定などの支援策、こちらにも新たに用意することとしております。

こうした中、デザイン力をいかにつけるかということは長年にわたりまして高知県の課題と指摘される声がたくさんありました。今後一層厳しくなる他県との競争に打ち勝っていくためにも、デザイン力を含めた商品力をさらに高めていくことが重要と考えております。そのため、土佐まるごとビジネスアカデミーで商品づくりに関して学んでいただき、でき上がった商品をテストマーケティングの場を通じてさらに磨き上げ、その際パッケージの改良等の経費に対して補助を行うなど、より実践的かつ総合的な支援も行っているところであります。

今後、こうした支援策をさらにバージョンアップを図りながら、事業者の皆様の一貫したサポートしてまいりたいと、そのように考えてお

ります。

次に、地域産業クラスター形成の狙いと効果測定についてのお尋ねがございました。

産業振興計画で目指す将来像として掲げております、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県を実現するためには、若者が誇りと志を持って打ち込める仕事を生み出していくことが何よりも重要であります。これまでの産業振興計画の取り組みを通じて、県が定量的に把握できる分野の取り組みだけでも約5,400人の雇用が創出されております。また、平成20年から平成26年までの間の本県の雇用保険の被保険者数を見ても約1.1万人増加していることから、観光振興や外商などの取り組みでも、定量的に把握できていないものの、多くの雇用が創出されているものと推測されます。このことが本県の有効求人倍率の上昇などにつながっていると考えられ、働く場の創出という点からは一定の成果が出つつあるものと考えております。

しかしながら、県内の地域間や職種別の格差も大きい状況にあります。実際のところ、例えばある地域に第1次産業の仕事が大きくふえたとしても、その地域の全ての若者が第1次産業に携わりたいと思っているわけではありません。加工の仕事をしたい、販売の仕事をしたい、事務の仕事をしたい、デザインの仕事をしたいなどといったおのおの異なる多様な願いを持つ若者たちを数多く地域にとどめるためには、第1次産業から第3次産業までの多様な仕事を地域地域に数多く生み出していくことが必要だと考えております。

第3期の産業振興計画の新たな柱の一つとして抜本強化する地域産業クラスターの形成は、まさにこの、地域地域に多様な仕事をづくり出すことを狙いとしており、このクラスターを地域地域で意図的に生み出していくことによって、地域に残りたいと願う若者たちの多様な就職に

関する希望をかなえ、地域地域に若者が残り、地域がより活気づく、そうした姿を少しでも早く実現してまいりたいと考えております。

そのため、お尋ねのありましたクラスター形成の効果測定につきましては、地域地域でクラスターを形成していくという観点から、県内全体でのクラスター数を指標として設定し、クラスター化に取り組める地域がないかを常に検討していきたいと考えています。また、個別のクラスターに関しましては、雇用の創出数を最も重要な成果指標として位置づけ、定期的に把握し、地域地域に多様な雇用をつくり出すに十分な取り組みになっているかを点検、検証し、必要な改善に努めてまいります。

次に、食品の外商をさらに拡大していくための課題と第3期産業振興計画での取り組みについてのお尋ねがございました。

食品分野の外商活動につきましては、地産外商公社を中心に県内事業者の商品の磨き上げからその売り込み、商談機会の確保に至るまでの一貫した支援を積み重ねてまいりました。その結果、公社が仲介、あっせんした成約は、平成23年度に1,327件、金額で申しますと3億4,100万円から、昨年度は4,393件、16億600万円まで大きく伸びるとともに、この間に成約を得た県内事業者の数も着実にふえてまいりました。今後、さらに成約実績を上積みし、外商による成果を企業の成長や拡大再生産につなげていくためには、次のような課題があると認識しております。

まず、生産面では、食品加工業の生産管理体制のさらなる高度化であります。商品の定番採用の際には、大手小売業などから衛生管理の国際基準であるHACCP手法の導入が求められております。そのため、来年度から新たなHACCP認証制度を実施してまいりたいと考えております。制度の実施に当たっては、中小事業者の皆様も取り組みやすいよう、3段階に分け

て順次ステップアップする方式を導入したいと考えております。外商に取り組む事業者の皆様は、第1段階である基礎的な水準はおおむねクリアしているものと考えておりますけれども、第2段階以降のHACCP手法の導入と確立を目指していただくため、専門性を有するコーディネーターを配置し、食品衛生協会など関係機関の協力も得ながら認証の取得を支援してまいります。

また、販売面では、地産外商公社による外商活動の範囲をさらに広げることが必要だと考えております。これまでの外商活動により大手卸売業者などとのネットワークを築くことができましたが、その先に連なる都市部近郊の比較的規模の大きい量販店などへのアプローチがマンパワーの不足から十分にはできていませんでしたので、来年度は公社の体制をさらに強化してこれらの新たな外商先との取引の拡大につなげてまいります。

さらに、食品産業全体のもう一段力強い成長を支援していくため、それぞれの事業者の商品開発や製造工程の効率化、設備投資と雇用の拡大といった個別課題に対応するサポートチームを設置し、企業の体質強化に向けた総合的なサポートも行っていきたいと、そのように考えております。

次に、教育基本法に関する一連の御質問にお答えをいたします。

まず、国民としての資質という観点で教育内容統制の危険性をはらむことになるのではないかとのお尋ねがございました。

現行の教育基本法は、我が国の社会状況の大きな変化やさまざまな教育問題の発生を踏まえ、平成18年に全部改正されたものであります。その第1条においては、教育の目的として、人格の形成と、国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を規

定した上で、第2条では、教育の目的を実現するために重要と考えられる教育の目標を具体的に列挙して新たに規定しています。

御質問は、これらの規定が学校教育法や学習指導要領を通じて具体化されることにより、1点目として、教育を受ける者の内心の自由を侵すおそれがあるのではないかと、2点目として、教員の教授の自由を侵すおそれあるのではないかと、3点目として、教育に関する地方自治の原則を侵すおそれがあるのではないかとという懸念について、どう考えるかということだと思えます。

1点目の懸念については、平成18年の法改正の際の国会の質疑において、教育の目標を法律に規定することによって、その教育の目標を人の内心にまで立ち入って強制しようとするものではなく、憲法の定める内心の自由に抵触するものではないとの政府答弁がなされており、私もそうあるべきだと思っております。

2点目の懸念については、最高裁判決において、初等中等教育段階においては児童生徒に教授内容を批判する能力がなく、また教育の機会均等や水準の確保が要請されていることから、教員に完全な教授の自由が認められていないことが示されております。このため、学習指導要領等の基準を国は定めているものと認識をしているところであります。

3点目の懸念については、最高裁判決が示すとおり、教育に関する地方自治の原則等を考慮した上で、教育における機会均等の確保と全国的な一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる範囲の権限行使であれば、国による不当な支配には当たらないとされており、私もそのように考えているところであります。

いずれにしても、教育基本法は基本的人権の尊重、国民主権を基本とする日本国憲法の問題

にのっとり制定されたものであり、同法は日本国憲法の趣旨に沿って解釈されるべきものと考えているところでございます。

次に、家庭教育に関する改正内容についてお尋ねがございました。

御指摘のとおり、教育基本法第10条において、子供の教育については保護者が第一義的責任を有することが明記されるとともに、家庭教育の自主性を尊重すべき旨が規定されており、これらのことは家庭教育に関する原則的なものであると承知しています。

またあわせて、国及び地方公共団体は家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるべきということが努力義務として規定されたことも重く受けとめる必要があると考えているところであります。

教育基本法第10条の趣旨は、個々の家庭における具体的な教育の内容や方法は各家庭が決めることを前提に、保護者への情報提供や学習機会の提供などは国や地方公共団体の責務として取り組むべきであるということであると認識しています。

本県においては、核家族化や家族のあり方の多様化、厳しい経済状況などを背景に、必ずしも十分な家庭教育が行われていない家庭も一定程度存在するものと考えます。このため、県としては、保護者への情報提供や学習機会の提供などとして、例えば、保育所や幼稚園等に子供を通わせる保護者を対象とした子育てに関する理解を深めるための講話やワークショップの開催、保護者や子育て支援関係者が交流しながら学び合うことのできる学習教材の作成と活用促進などに取り組んでいるところであります。

これらの施策の実施に当たっては、教育基本法の趣旨を十分に踏まえ、保護者の自発的な気づきや関係者同士の学び合いの視点を大切に、本県における家庭教育の支援に努めてまいりた

いと考えております。

次に、教育の機会均等に関する改正内容についてお尋ねがありました。

教育基本法第4条第2項は、発達障害を含めて特別な支援を必要とする幼児、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うという特別支援教育の充実を目指し、新たに追加されたものです。

関連して、学校教育法も改正され、特別支援教育は小中学校、高等学校を含む全ての学校段階で推進することが明確に規定されるという大きな転換であったと考えます。

国は、平成18年以降、障害者の権利に関する条約の批准に向け、障害者基本法等の国内法を整備するとともに、インクルーシブ教育システムの構築に重要な特別支援教育を着実に進めていくことを基本的な方向性とししました。このことは、教育基本法第4条第2項の趣旨をより具体化することにつながったものであり、本県においても尊重すべきものと考えています。

また、この4月に障害者への不当な差別的な取り扱いと合理的配慮の不提供を禁じた、いわゆる障害者差別解消法が施行となります。このことにもしっかりと対応していくことにより、さまざまな人々が生き生きと活躍できる共生社会の実現に向け、取り組みの一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、複線化現象の拡大など学校制度の変更への状況をどのように受けとめているかのお尋ねがありました。

子供たちを取り巻く社会の状況が大きく変化してきている中において、一人一人の可能性を最大限に伸ばしていくためには、個々の子供の適性に応じた教育をしっかりと行っていくことが重要になってまいります。

こうしたことから、国においては、学校制度を子供の発達や意欲、能力に応じた柔軟かつ効

果的なものにしており、その中で義務教育及び無償教育の期間、学校段階間の連携、一貫教育や区切りのあり方、職業教育制度などの学制のあり方全般について議論されてまいりました。

私も参加しております教育再生実行会議の第5次提言で述べられておりますように、生徒の能力や適性は多様であり、学習ニーズに対応した教育を受けられるよう、多様化や特色化を図ることは重要なことであり、これからの時代に求められる教育のあり方であろうと考えます。このため、私としましては、子供の発達に応じた教育の充実を図り、さまざまな挑戦を可能にするよう学校制度の柔軟化を図っていくべきだと思います。

例えば高等教育段階では、社会的需要に応じた質の高い職業人の養成も望まれており、大学や専門学校、高等学校等における職業教育を充実するとともに、質の高い実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が求められます。また、学習者が目的意識に応じてみずからの学びを柔軟に発展させるとともに、さまざまな分野に挑戦していくことができるよう、高等教育機関の間での進路変更の柔軟化を図ることも必要だと思っております。

他方で、このように学校制度を複線化した場合に教育の質が十分に担保されるのかといった課題があることも確かであり、引き続き多方面から議論されることを望んでおるものであります。

次に、世界対がんデーについてお尋ねがありました。

世界対がんデーは、世界規模でがんへの意識向上、がん予防対策、早期発見、全人的治療等への取り組みを促すことを目的に、非政府非営利組織である国際対がん連合が制定したもので、日本でも平成21年から公開シンポジウムを開催

するなど、大変有意義な啓発活動をされていると考えております。

本県では、平成26年に議員提案により高知県がん対策推進条例が改正をされ、10月を高知県がん向き合う月間と定め、がんに関する正しい理解や関心を深めてもらえるよう啓発活動を行っているところです。また、日本一の健康長寿県構想の中にもがん対策を重点項目として位置づけており、9月のがん征圧月間や10月の高知県がん向き合う月間に合わせ、がん検診についての正しい知識や早期発見、早期治療に関する普及啓発を行っております。例年1月ごろには、がん診療連携拠点病院等との共催で、高知県がんフォーラムと題して県民向けの講演会を開催し、がんに関する知識の普及にも努めております。そのような場を活用しながら、世界対がんデーの取り組みの御紹介なども行うことを考えてまいりたいと考えております。

今後も、年間を通じてさまざまな啓発の取り組みを行い、県民の皆様ががんについて理解を深めていただくとともに、市町村によるがん検診の受診勧奨や検診を受けやすくする取り組みを支援することで早期発見、早期治療に結びつけるなど、がんによる死亡を減少させるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小中学校の業務改善のための校務支援システムの導入について、県がリーダーシップをとるべきではないかとお尋ねがありました。

成績や出欠の管理、指導要録の作成などの校務を1つの情報システムで処理する校務支援システムを整備することは、教員の校務に係る負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間を確保できるという効果があります。このため、国においては教育の情報化ビジョンを策定し、全ての学校に校務支援システムを普及することを位置づけていますし、教育のIT化に向けた環境整備4か年計画では、校務用コンピューターを教

員1人に1台整備するなどのため、平成26年度から4年間の地方財政措置が講じられています。また、来年度から新たなシステムの運用を開始する本県など、多くの都道府県立の学校では導入が進んでいます。

一方、校務支援システムの導入、運用に当たっては、小規模な自治体では特に費用対効果の面で課題があるため、規模が大きい政令指定都市などでは小中学校への導入が進んでいるものの、その他の市町村では余り導入されていないという状況にあります。このため、今後、本県の市町村で校務支援システムを導入するには、一定数以上の市町村が共同で調達し、スケールメリットを生かして費用対効果を高めることが不可欠と考えております。また、複数の市町村が共同で導入するためには、成績通知表や出席簿など市町村によって異なる様式や個人情報保護のためのセキュリティーなどについて各市町村間の調整を図っていく必要があります。さらに、校務用コンピューターなどハード面の整備を進めていただくことも必要となります。

このように、校務支援システムの整備には解決すべき課題がまだ数多くあることから、まずは他県における導入状況や導入県における課題などをさらに調査した上で、導入の可能性について市町村と協議を進めていく必要があると考えています。その上で、導入の方向で市町村がまとまった場合には、県としての支援のあり方についても検討してまいりたいと考えております。

次に、国の第4次基本方針となる文化芸術の振興に関する基本的な方針に関する所見についてお尋ねがありました。

この基本方針は、我が国が目指す文化芸術立国としての姿を示すもので、地方創生の取り組みや2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催など、昨今の諸情勢を踏まえた一連

の文化芸術施策と成果目標などが掲げられております。この中では、創作活動や鑑賞体験をあらゆる人々が行うことができる機会を提供することが打ち出されておりますほか、オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした文化プログラムの全国展開、また文化芸術の新たな雇用や産業を現在よりも大幅に創出するという視点が特徴的であると思っております。

本県には、地域に根差した文化があり、これを発展継承させていくことや新しい創造を生み出すことは、県民の皆様の心と生活を豊かにすることにつながります。また、こうした地域の文化や歴史等を戦略的に活用して、地方創生の起爆剤とすることや訪日外国人を大幅に増加させるなどといった考え方は、本県が取り組む産業振興や地方活性化に資することはもとより、本県文化の振興にとっても大変意義あることだと考えておるところでございます。

次に、質の高い文化振興活動を行えるよう、また幅広く情報収集や分析ができるよう、高知県文化財団の機能の拡大と充実を図るべきではないかとお尋ねがありました。

高知県文化財団は、これまで美術館や歴史民俗資料館など県立文化施設の管理運営に加えて、県内各地での文化振興活動あるいは文化関係団体への助成などの取り組みを通して本県の文化芸術の振興に重要な役割を果たしてまいりました。一方、情報化の進展など社会環境の変化、ライフスタイルや価値観の多様化などが進むにつれ、文化行政に求められる役割も変化してきているのではないかと考えております。

このような中、本県の文化振興の中心を担う機関である高知県文化財団には、これまで果たしてきた役割に加えて県内各地域の文化施設とのネットワークを生かし、県民の皆様のニーズを把握して質の高い文化振興活動につなげるとともに、地域への支援を充実させるなど幅広い

取り組みを行い、県全体の文化レベルを引き上げるといった役割も期待するところであります。

このような役割を文化財団が担っていただくためには、運営体制等の充実強化が必要ではないかと考えておりますが、来年度、芸術文化振興ビジョンの見直しを図ることとしており、まずはその検討結果も踏まえて対応を考えさせていただきますと、そのように考えております。

最後に、抜本的な文化政策の見直しと対策の検討についてお尋ねがありました。

来年度に見直しを行う高知県芸術文化振興ビジョンについては、県民一人一人が自由に主体的に行う文化芸術活動がより活発になるための方向性を示す理念的な側面だけではなく、県として取り組む具体的な行動計画としての内容を新たに盛り込み、いわば2層構造とする予定であります。

これは、単なる理念的な内容のみにとどまることなく、文化芸術を通じた県民の心の豊かさの向上や本県固有の文化の継承や発展、地域産業の活力創出など、本県として進めるべき具体的な施策を示すものとし、教育の振興や経済の活性化などにもつながる計画として位置づけたいと考えておるところであります。本格的な検討を行ってまいりたいと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

(教育委員長小島一久君登壇)

○教育委員長（小島一久君） 新たな教育委員会制度における首長、教育長、教育委員会の役割や権限の調整、教育委員会の役割の矮小化や教育委員会における審議、承認のあり方につきましてお尋ねがございました。

昨年4月に施行されました地方教育行政法の改正は、総合教育会議の設置や教育大綱の策定などを通じて、知事と教育委員会の連携強化を図ることや教育委員長と教育長を一本化した新

教育長を置くことによって教育行政の責任を明確化することなどを目的としております。一方、教育委員会を引き続き執行機関として残し、その職務権限も従来どおりとされております。こうした制度改正を受けまして、本県では教育大綱の策定に向けてこれまで6回の総合教育会議が開催され、知事と教育委員会がしっかりコミュニケーションを図っております。このように、新たな制度のもとでは知事と教育委員会が十分に意思疎通を図り、連携しながら教育行政を進めていくことが重要だと考えております。

また、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が置かれることから、教育委員会には教育長の事務執行に関するチェック機能はもとより、合議制の執行機関として教育の政治的中立性や継続性・安定性を確保するとともに、地域住民の意向を教育に反映させていくという機能を果たすことが一層強く求められるものと考えております。

県教育委員会では、これまでも教育行政の基本方針の決定や教育予算などの議会の議決が必要な事件の議案に意見を述べること、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検、評価を行うことなど、事務委任規則に規定されました事務について、定例または臨時の教育委員会において十分に議論を尽くした上で決定をしております。

新たな教育委員会制度におきましては、教育委員会の果たす役割はますます重要になりますので、教育委員はこれまで以上に社会情勢、教育界の動向、学校や地域の実態の把握に努めるとともに、研修の機会を多く設けることなどにより、研さんに努めなければなりません。その上で、教育委員会の審議のさらなる活性化を図ることなどを通じまして、本県教育の振興に取り組んでいくことが必要だと考えております。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長（山本治君） 全国がん登録の本県の状況及び今後の対応についてお尋ねがありました。

全国がん登録に先立ち、本県では地域がん登録を高知県医師会が昭和48年に開始され、平成17年からは県が実施主体となり、現在に至っています。地域がん登録では法に基づく医療機関の届け出義務がなかったことから、県が実施主体となった平成17年時点では15カ所の医療機関のみ報告をいただいていた。その後、死亡原因にがんの表記がある死亡診断書を書かれた全ての医療機関にがん登録の情報を提供いただけるよう依頼を行ってきた結果、現在では110カ所以上の医療機関から報告をいただくまでになっており、精度の高いがん登録が実施できています。

全国がん登録では、本年1月1日以降に診断された症例から、全ての病院とあらかじめ県に参加の申し出のあった診療所に届け出義務があり、本県では131の病院と51の診療所が全国がん登録を行うことになっています。

県では、登録制度の開始に先立ち、昨年11月に県内3カ所で医療機関を対象に説明会を開催するとともに、先月はがん登録の実務に関する研修会を開催し、初めてがん登録にかかわる方などに対して具体的な登録方法について説明をしたところです。

がん登録情報は、がんと診断した後、一連の診断または計画された初回治療が終了した後に作成することになっていることから、平成28年分については平成29年12月が届け出期限となりますが、届け出が年末に集中しないように、来年3月から順次報告をいただくよう医療機関にはお願いをしているところです。

これまでも110以上の機関が地域がん登録を経験されていますので、全国がん登録への移行は円滑に行えると考えていますが、登録に当たり

不明な点があれば随時相談いただける体制をとりながら、がん登録の精度をより一層高めていけるよう努めてまいります。

（教育長田村壮児君登壇）

○教育長（田村壮児君） まず、文部科学省、県教育委員会、市町村教育委員会、学校という4層構造から発生する文書業務の煩雑性への所見、そして市町村教育委員会との連携により不要なアンケート等の見直しを行うことについてお尋ねがございました。

文部科学省や県教育委員会、市町村教育委員会が教育の現状や教育施策の効果を把握するためには、どうしても学校現場にアンケート等をお願いしないといけないものもございします。しかしながら、異なる実施主体によるさまざまな調査に対応しなくてはならない学校現場の負担感、文部科学省による調査結果でも明らかになっているように、大きいものがあると認識をしております。

そのため、県教育委員会としましては、平成19年度に策定しました調査・照会に関するガイドラインを平成24年度に改正し、調査を行う際の負担軽減対策の視点を具体的に示すなど、学校現場の負担軽減を進めるよう取り組んでまいりました。その取り組みの一つとして、既に収集しているデータで対応ができる調査等については、できるだけ県教育委員会で対応するようにしております。また、毎年、各課でガイドラインに基づき自主的に調査内容や回答方法を見直しているほか、今年度からは、来年度に予定しています調査等について事務局内でヒアリングを実施することにより、調査項目を絞り込むとともに、調査が必要な項目についても答えやすい様式に見直しを行うことなどにより、学校現場の負担軽減に努めているところでございます。

今後とも、市町村教育委員会などから御意見を聞きながら、より一層調査や文書業務等

に関する事務負担の軽減に努めてまいります。

次に、多忙化を克服し、子供と向き合う時間を取り戻す対策についての基本的な考え方と校務に対する断捨離への意識改革についてお尋ねがございました。

文部科学省の、学校現場における業務改善のためのガイドラインでは、校長のリーダーシップによる学校の組織マネジメントの強化、教員と事務職員等との適切な役割分担など組織としての学校づくり、校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくりや地域との協働の推進による学校を支援する体制づくり、教育委員会による率先した学校サポート体制づくりなどが示されております。多忙化を克服するためには、このガイドラインの方向性に沿って取り組みを推進することが基本であると考えております。

御指摘がありました校務支援システムの導入につきましても、校務の効率化・情報化を推進するためには有効と考えておりますので、来年度からは県立学校での運用を開始することとしておりますし、市町村教育委員会の御意向もお伺いしながら、小中学校への導入の可能性を検討したいと考えております。

また、チーム学校の取り組みを進める中で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、運動部活動支援員などの外部の専門家を活用することや学校支援地域本部を通じて地域から支援をいただくことなどにより、多忙化の軽減につなげてまいります。

このチーム学校の取り組みを進めていくに当たっては、全ての教職員が業務改善の意識をしっかりと持って取り組むとともに、校長の組織マネジメント力により機能的で効率的な学校運営を行うことが必要です。お話のありました業務の削減や見直しについても、校長がリーダーシップをとって積極的に取り組んでいくことが重要

であると考えております。

県教育委員会としましても、例えば来年度改定する予定の「活力ある学校づくり」パンフレットにおいて業務の削減等につながる視点を参考として示すことなどを通じて、学校や教職員の多忙化の軽減に向けた取り組みを支援してまいります。

次に、地域未来塾の活用の実態と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

放課後等における学習機会の充実が教育によって貧困の世代間連鎖を断ち切るための重要な対策になるものと考えており、県教育委員会としましても、放課後等における学習支援員の配置や地域と連携した放課後等の学びの場の充実などに取り組んでいるところです。

御指摘の地域未来塾は、放課後等における学習機会の充実を図るための国の事業であり、県教育委員会としても積極的に活用していくべきものと認識をしております。

本年度における地域未来塾の活用につきましては、学校支援地域本部事業の取り組みの一環として11カ所の小学校と9カ所の中学校において活用しているところです。

平成28年度におきましては、引き続き小中学校を対象とした学校支援地域本部事業の取り組みの一環として活用しますほか、新たに学校支援地域本部を設ける高等学校においても活用していく予定としています。さらに、来年度からは、学校支援地域本部を設置していなくても地域未来塾を活用することが可能となる見込みであることから、新たに放課後等における学習支援事業を実施する47の中学校で活用を図ることとしております。

今後とも、主な事業の実施主体である市町村教育委員会とも連携を図りながら、積極的に地域未来塾の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域未来塾を初めとする学びの場の多様化についてお尋ねがございました。

子供たち一人一人の状況に応じ学力の向上を図っていくためには、授業においてきめ細かな指導を行うことはもちろん、子供の状況に合わせた多様な学習機会を用意することもまた重要であると認識しています。

このため、県教育委員会としては、学校が主体的にかかわって行う放課後等における学習支援や、学校支援地域本部の活動などによる地域と連携した学習機会の提供などの取り組みを進めているところです。また、知事部局においては、生活困窮者自立支援事業の一環として、生活困窮者世帯の子供を中心とした学習支援に取り組んでいるものと承知をしております。

このほか、県教育委員会としましては、高等学校の生徒の多様な学力の状況に応じ、個々に応じた学習指導を強化する観点から、家庭学習でも活用可能なインターネットツールを活用した学習機会の提供の研究に取り組むことを予定しております。

お話にもありましたように、他県におきましては学習塾と連携して学習機会を提供するなどの取り組みがなされているものと承知をしており、そのような事例も勉強させていただきながら、今後ともさまざまな手法を活用して多様な学習機会の提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、新図書館の基本構想や基本計画には図書館学の五法則に触れられていないが、どのように検討し、どう扱うのかとお尋ねがございました。

お話にありました図書館学の五法則で示されている内容は、図書館の規模や地域性にかかわらず、世界全ての図書館に通ずる普遍的な考えであると思っております。

新図書館の基本構想は、外部の学識経験者等

の委員から成る基本構想検討委員会での議論を踏まえて平成23年3月に策定しており、その中では直接的に記載することにはなっておりませんが、内容は図書館学の五法則に沿ったものであると考えております。

また、この基本構想をもとに平成23年7月に県と高知市で策定した新図書館等複合施設整備基本計画の中には、新しい図書館に期待される役割を果たしていくための5つのコンセプトを掲げており、これらも五法則を踏まえた内容となっております。

例えばそのコンセプトの一つに、「県民・市民の資料要求に応え、課題解決の支援ができる図書館」を掲げておりますが、これは図書館学の五法則の中の第一の法則「本は利用するためのもの」や、第二の法則「いずれの読者にも全てその本を」の理念を具現化したものだと考えております。

また、新図書館では、社会の変化や県民、市民のニーズの変化等に対応し、柔軟な図書館サービスを創造、展開する進化型図書館を目指しておりますが、これはまさに第五の法則「図書館は成長する有機体である」そのものだと考えております。

新図書館の開館に向けまして、この5つの法則を貴重な指針として今後も図書館サービスの充実や司書の専門性の向上などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新図書館の運営に関する協定書に関し、県の姿勢と協定書の締結に向けた進捗状況についてお尋ねがございました。

新図書館の運営に関する協定書を県、市で取り交わすことは、新図書館が新図書館等複合施設整備基本計画に基づき、その目指すべき図書館像の実現に向かって長期にわたって継続的かつ安定的に運営していくために重要なことだと考えております。

また、新図書館は、県立図書館と市民図書館との合築による図書館ですので、業務を一体的に行い、相乗効果を発揮していく必要があります。そのためには、県、市の役割分担を明確にした上で、2つの図書館が緊密に連携して業務を行うことが何より大切ですので、協定書にはそのことを踏まえた県と市の役割や機能を明記したいと考えております。

現在、開館時期の延期により生じた期間をサービス等の充実に生かす取り組みとして、知の拠点としての新図書館サービス検討委員会等におきまして図書館サービスのさらなる充実強化等のための検討を行っております。

今後、具体の検討を進めていく過程では、運営方針や運営体制などについてもあわせて検討を進めることが必要となります。運営に関する協定書については、これらの検討を踏まえながら内容を詰めていくこととなりますが、開館までのスケジュールを考えますと遅くとも来年末には締結ができるよう準備を進めてまいります。

次に、図書館基本条例や図書館振興計画についてお尋ねがございました。

平成23年2月議会において、池協議員より、図書館基本条例の制定や図書館振興計画の策定の必要性についてのお尋ねがあり、当時の中澤教育長は、図書館基本条例を定め、そのもとに図書館振興計画を策定する方法も高いレベルで図書館を運営していくための一つの考え方であり、そのようなことも含めどのような対応が適切なのか検討したいとお答えしております。

その後、新図書館基本構想検討委員会によって取りまとめられた基本構想においても、県内の読書環境、情報環境を改善していくための中期的な目標を定めた図書館振興計画の策定の必要性について提言があったところです。

県といたしましても、レベルの高い安定的な県立図書館の運営と県内の公立図書館の振興の

ためには、まずは具体的な計画づくりが欠かせないものと考えており、新図書館で行うサービスの内容や目標などを定める新図書館サービス計画の作成を進めているほか、平成28年度からは県全体の読書環境等の改善を図るための図書館振興計画の策定に向けた検討を始めたいと考えているところです。

図書館基本条例については、それぞれの計画の検討を進める中で、レベルの高い安定的な県立図書館の運営や県内の読書環境等の改善のために、県として計画などの形で定めるべきとされる内容を踏まえ、それを条例として定める必要性について十分に吟味した上で判断することが必要であると考えております。

図書館基本条例や図書館振興計画を定めるか否かにかかわらず、予算についてはそのときの財政事情等に鑑み、議会にお諮りした上で認められるものと承知をしておりますが、図書館振興計画等ができることは、安定した県立図書館の運営、その他県内の読書環境等の改善に必要な予算を確保する上で一つのよりどころになるものと考えております。

最後に、新図書館の管理方法に関し、県、市の協議の進捗状況についてお尋ねがございました。

新図書館等複合施設、愛称オーテピアは、県と高知市の合築による新図書館のほか、高知市が運営いたします新点字図書館、高知みらい科学館から成る複合施設であり、一体的かつ効率的に施設を管理していく必要があります。ちなみに、施設管理の対象となる主な業務といたしましては、警備や清掃、駐車場管理のほか、電気や空調などといった設備の保守点検等がございます。

また、施設の管理方法については、先ほど申し上げましたサービスの充実強化の内容やそれと並行して検討を進める運営方針、運営体制と

も関連いたします。このため、施設の管理方法についてもそれらの検討と並行して具体的な検討を進め、平成28年度末には方針を固めていきたいと考えております。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) 文化政策について、初めに国の文化芸術の振興に関する基本的な方針を受け、これまでの15年間における本県の文化芸術振興策の進捗についてお尋ねがございました。

平成13年に文化芸術振興基本法が制定され、地方における文化芸術の振興などについての取り組みの方向が示されたことから、本県におきましても芸術文化振興ビジョンを策定し、国の基本方針も踏まえながら、これまで芸術文化の振興に取り組んできているところでございます。

具体的には、美術館などの文化施設の事業を通じまして多くの県民の皆様さまにさまざまな文化芸術に触れていただく機会を拡充しますとともに、歴史文化の新たな拠点となる高知城歴史博物館の建設や坂本龍馬記念館のリニューアルなどハード面の整備にも取り組んでまいりました。また、芸術祭の開催や県民の皆様の主体的な文化芸術活動に対する支援、あるいは学術、芸術等の分野で活躍する方を高知県文化賞として表彰することなどを通して、基本方針が目指すそれぞれの地域の特性に応じた文化芸術の振興と、地域住民の文化芸術活動の推進が図られてきたと考えております。

次に、文化庁の文化芸術創造都市推進事業において開催されているワークショップやセミナーへの参加についてお尋ねがございました。

文化行政の推進に役立てるため、これまでも高知県文化財団や県の職員がワークショップやセミナーなどに参加してまいっております。一例を申しますと、地域における文化芸術活動を担う人材の養成等を行う一般財団法人地域創造

が主催をするセミナーなどには毎年参加をしておりまして、県が開催する市町村の文化行政担当者会や研修会においてその成果をお伝えしております。

お尋ねのありました事業の一環でございます創造農村ワークショップなどにつきましても、今後参加について検討をしております。

最後に、県立美術館や歴史民俗資料館などの博物館の事業評価についてお尋ねがございました。

指定管理者による管理運営を行っておりますこうした県立文化施設におきましては、その専門性や特殊性を考慮した評価を行う必要がありますことから、まずは外部の有識者等で構成する委員会において、事業が適切に実施されているかといった視点で御意見をいただき、その御意見をもとに県としての評価を行っております。直近の平成26年度の評価につきましても、各施設とも県の求める内容や目標どおりの成果があり、適正な管理運営が行われたと考えております。

一方で、県民の皆様の多様化するニーズを的確に把握し、これに応える魅力ある文化事業の企画、実践といった一連の取り組みを充実させていくためには、専門職員のスキルアップに向けた取り組みが継続して必要となります。

高知県文化財団には、人材の育成にも積極的に取り組んでいただきたいと考えておりますことから、県としましても、今後どのような支援が必要か検討していきたいと考えております。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 軽救急車の導入と普及について検討すべきとお尋ねがございました。

現在、県内では平成24年12月に南国市消防本部が、また平成25年2月に土佐市消防本部がいわゆる軽救急車を導入しています。両消防本部

とも、お話にもありましたように道幅が狭いなど救急車では入れない地区から要請があったときに活用しています。その場合、軽救急車は救急車とペアで出動し、現場直近まで乗りつけ、傷病者の処置をするとともに車内に収容し、そして救急車の待つ地点で乗せかえ、医療機関へ運ぶという運用を行っております。両消防本部において本格的に稼働を始めた平成25年から27年までの3年間で、南国市では53件、土佐市では45件の出動実績がありました。

軽救急車は、乗車定員の関係から家族などが同乗できず傷病者の服薬や余病などの詳細な状況は聞くことができないことや、基本的にペアで出動するため救急隊員が通常より1人多く必要といったデメリットがあります。

しかしながら、軽救急車を導入する前は救急隊員が担架やストレッチャーで長い距離を人力で慎重に運んでいたことから、現場直近まで進入できるようになったことで医療機関までの搬送時間が短縮され、そのメリットは非常に大きいと両消防本部から評価されています。県といたしましても、軽救急車の導入は中山間地域における救命率の向上につながるものと考えてございます。

また、軽救急車は、狭い道を通行できることはもとより、例えば道路が災害により被災を受けた場合、本格的な啓開が完了する前でも通行ができる可能性もあります。こうした軽救急車の活用は、中山間地域における南海トラフ地震対策としても期待できるものと考えています。

このように、軽救急車の導入は、平時はもとより南海トラフ地震発生時の救急活動においても有効と考えますので、消防本部や市町村の御意見もお聞きし、一緒に検討を進めたいと考えております。

○23番（池脇純一君） それぞれ御答弁いただきました。ありがとうございました。

私は、文化とは、文をもって化すことであり、人間の心を耕す作業と言ってもよい、暴力や権力、金力といった人間を脅かす外からの力に抗して人間性の勝利をもたらす力である、こういう考え方をっております。これは教育にも通じることでございます。

その意味で、やはり今の時代は強くなければならない。子供たちが生きていくためには何を強くするのか。心を強くしていかなければならない。その基になるのが文化だと。どういう文化がその地域に根づいて子供たちの生きる力に育っていつているのかということは非常に大事ではないかというような思いを持って文化ということについて質問をさせていただきました。

知事からは大変文化行政に対して本格的に検討するという御答弁をいただきましたので、御期待をしたいと思います。

なお、今文化財団がやっぱり従来の事業が少し矮小化しているのではないかと。力が発揮できていない。それは指定管理という期限を限られた中で運営をしていかなくちやいけないということで、各館のそういう管理に焦点が行ってしまって、本来の文化事業について力が出せない、あるいは人材を育成することができない。また、館種を超えた事業を進めていくことになかなか力が入らない。それを押し出していく財源も限られていて、なかなかできないという状況にあるかと思えますので、ここの壁をひとつ破っていただきたいなど、このように思います。これは要請でございます。

それから教育長、図書館ですけれども、やっぱり何事にも原点が必要だと思います。これから県、市で話し合ってやらなくちゃいけませんから、その意味では運用の原点を明確にしておくということで、この五法則の言葉をどこかにきちっと運営の基として置いて、何かあったときにその原点に戻って県、市で真摯に運営を図っ

ていくという体制をつくるのが大切だと思いますので、この点はもう一度確認をさせていただいて、何らかに入れていただきたいと思います。御答弁をお願いします。

以上で質問を終わります。

○教育長（田村壮児君） これからサービスの提供計画だとか、あるいは協定だとかというものをつくってまいります。そういった中にお話のあった5つの法則を盛り込めないかどうか、また検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（三石文隆君） 暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩



午後1時再開

○副議長（西森雅和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

32番下村勝幸君。

（32番下村勝幸君登壇）

○32番（下村勝幸君） 私は、日本の渚百選に選ばれたことのある入野海岸とその背後地に広がる白砂青松の入野松原やカツオ一本釣りの町として知られる黒潮町区で選出されました、新風・くろしおの会の下村勝幸と申します。議長のお許しを得ましたので一般質問に入りたいと思いますが、今回は私にとりまして初めての県議会での一般質問ですので、少しでも自己紹介も含め私の政治姿勢についてお話しさせていただきたいと思います。

現在の日本は、少子高齢化という荒波にもまかれておりますが、私はこの現状は、少々乱暴な言い方かもしれませんが、ある意味政治がつくり出したものであると思っております。

私は今ちょうど50歳ですが、まさに私たちが生まれた昭和40年代のころを思い浮かべていただければよくわかると思います。私たちの年代は、両親や学校の先生方に、よく勉強をし、いい学校に入り、そして大企業に入ることができればきっと幸せな人生が手に入れられるとずっと教えられ、地域の皆様にも支えられながら皆もそれを信じ、頑張ってやってきました。そして、その努力のおかげで地方を離れ都会や中心部にある俗に言う進学校に入学できた子供たちは、都会にある大企業への就職を目指しました。親も子供の成功を信じて必死に働き、田舎から仕送りを続けました。こうして田舎から若者が次々に外に出ていきました。そして、大都会で無事就職をし、結婚した子供たちは田舎に帰ることはありませんでした。同時に、若者の流出を許し続けた田舎は、人口の減少とともにさらに疲弊していったのです。

ここで私が申し上げたいのは、田舎が疲弊していった今の状態は予測できたということでもあります。ですから、政治に携わる者は常に未来を予測し、どういった政策であれば今より改善できそうなのか、地域の暮らしはよくなるのかを念頭に置きながら対処せねばならないということでもあります。

このため、私がモットーとしているのは、現場主義に徹することです。予測データのみを当てにするのではなく、常に現場に出向き、現場の意見を聞きながら、自分の持つデータの正当性を確かめるといった姿勢が不可欠であると、そのように思っております。今後も、このスタンスで自分なりの感性を磨きながら、県政課題解決に向けて私なりに取り組んでまいりたいと思います。

しかしながら、この厳粛な県議会という場では、何分にも若輩な私でありますので、これからは諸先輩議員の御指導や、同期で議員になら

れた皆様、さらには知事を初めとする執行部の皆様、報道関係者の皆様、そして何より高知県民の皆様の御意見を賜りながら、この高知県発展のために、微力ながら誠心誠意精進してまいり所存でございます。今後も、御指導、御鞭撻を賜りますよう切にお願いを申し上げ、第1問目の質問に移りたいと思います。

最初の質問は、官民協働のあり方についてであります。

今議会の知事の提案説明の中に、官民協働という言葉が4回出てきました。ここで出てきた協働という言葉は、一般的によく使われるようになりましたが、これからの日本にはなくてはならない仕組みであろうと私は考えております。

冒頭から私ごとで恐縮ではありますが、町議になり立てのころの一般質問で執行部答弁におきまして前向きに対応しますと言われ、素直に喜んだことがございました。そのころの私は素直に文面を受け取り、前向きな実行に向けて努力してくれるものと信じておりました。しかし、間もなくこれは何もやらないという別の回答であることを悟りました。これからは、こういったまどろっこしい言葉は必要ありません。実行できないならば、何があればできる可能性があるのか、どうすればそれをなし遂げることができるのかなどの、本当の意味での前向きな答弁がいただきたいのであります。

また、この年になり、もう一度じっくり勉強してみたいという思いで協働について学び直しました。その中ではっきりわかったことの一つに、日本型の協働の場合、協働に参加する関係者、いわゆるステークホルダーに当事者意識を持たせることが協働の成否を左右する大きな要因であるということがわかってまいりました。行政が本当に官民協働を意識するのであるならば、いかに県民の皆様に当事者意識を持っていただくことができるのかが重要であるというこ

とであります。さきの何もしないという意味の前向きに考えますでは、到底当事者意識は醸成できません。

さまざまな課題に対して、ともに両者が対等の立場で課題解決に立ち向かっているという姿勢も意識も行動も必要であります。県内の市町村や多くの県民の皆様からさまざまな要望や御意見を賜ると思います。そのときには、今まで申し述べたようにできるだけ現場に出向き、関係者としてしっかり協議をし、課題解決先進県としてのお手本を見せられる、そんな高知県にぜひしていただきたいと思います。そうした中で、地域でも少しずつ協働の意義というものが理解されていくのではないのでしょうか。

そこで、知事にお伺いいたします。今後、さまざまな課題を解決し、そして多くの新たな事業を県民とともに展開する場合、そこにかかわる県民の皆様がさきに述べたような当事者意識を持ち、どう課題に立ち向かえるのかが課題解決の大きな鍵を握ります。そのためには、県職員のさらなる意識改革が必要であります。

今でも十分に頑張っていると思いますが、まずはどうか職員の皆様はこの当事者意識を関係者皆が積極的に意識する、もしくはそういったことができる教育をしていただきたいと思いますが、知事の御所見を伺います。

次に、産業振興についてお伺いいたします。最初は、正規雇用のさらなる増加施策についてお伺いいたします。

知事が就任以来掲げておられる5つの基本政策の柱の1つ目が、経済の活性化であります。私も、経済の活性化なくして福祉や教育その他高知県の全ての事業は全く成り立たないと考えています。そういった意味におきまして、高知県の悲願でありました有効求人倍率が1を超え、1.05に達したことは喜ばしい限りであります。しかし、正社員有効求人倍率は0.6倍と5カ月連

続で過去最高を更新したとはいえ、残念ながらまだまだ低い状況であります。少子化を食い止めるためにも、この有効求人倍率のさらなる改善とあわせて正規雇用の増加が欠かせません。人口を着実にふやすためには、県民の生活基盤の安定なくしては達成できず、そのためにもこの正規雇用の増加を推し進めねばなりません。有効求人倍率が1を超えた今、次のステップとしてどのように正規雇用をふやしていかれるのか、商工労働部長にお伺いいたします。

次に、起業の支援策についてお伺いいたします。

知事の提案説明にありましたように、高知県を起業のメッカとする心意気には大賛成であります。私は過去に職業訓練の施設長をさせていただいていたときに、就職環境の厳しい高知県を救うためには、県内各地に起業家精神を持った人材を多数輩出し、外貨を稼ぎながら地域経済を支える仕組みの構築が欠かせないと考えておりました。

そこでお伺いしたいのは、そういった起業人材をどう発掘し、どう展開しようとしているのか、そのイメージがあればぜひお聞かせいただきたいと思っております。さらに、その起業の推進地域は高知市が中心となるのか、できれば中心部から外れた地域でもぜひそういった推進をお願いしたいと考えていますが、産業振興推進部長の御所見をお伺いいたします。

さらに、これは一つのアイデアですが、こういった新規に起業する会社の職種に情報セキュリティ関連分野を推進するのはどうかと考えております。なぜならば、現在不足している情報セキュリティ関連技術者の養成が国を挙げての機運だと思っておりますが、今後は現在高知県が取り組んでいるコンテンツ産業だけではなく、こういった分野の企業誘致や企業支援を実施すべきと考えております。

また、こういった仕事はテレワークとしていわゆる場所を選ばない働き方ができますので、中山間地を多く抱える高知県にとっては有効な産業になる可能性があります。さきの起業の仕組みとあわせて取り組んでみてはいかがかと考えておりますが、産業振興推進部長の御所見をお伺いいたします。

次に、1次産業である農業、林業、水産業の維持にどう取り組んでいかれるのかについてお伺いいたします。

県では、各産業において集約化を行い、クラスターを形成することによって経済規模を維持しながら新たな雇用を生み出す施策を実施しようとしています。しかし、考えてみますと、この取り組みに参加することのできない圧倒的多数の1次産業従事者がいるわけで、こういった方たちをどう支えていくのが一番大きな課題であろうと思っております。例えば沿岸漁業において、沿岸に魚がいなくなったという声を多数聞くようになりました。生計が成り立たないわけであり、こういった分野は漁業に限らず、農業や林業でも同様に見られます。いわゆる今まで何とか生計を立ててきた皆さんをどう守るのかという仕組みづくりであります。

T P P が発効され、安い商品が海外から入ってくることになると、さらに窮地に追い込まれる皆さんがあらわれる可能性も少なくありません。このT P Pによる影響も、実際動き出してみないとどこにどういった影響があらわれるのかは未知数であるという県の見解もあります。

これらへの対策についてそれぞれの分野でどう対応しようとしているのかを、農業振興部長、林業振興・環境部長、水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、観光施策についてお伺いいたします。

最初に、外国人観光客の高知市中心部近郊から郡部への誘導施策についてお伺いいたします。

日本への外国人観光客の増加が着実に続いております。高知県でも、外国船の誘致活動や新港の整備により、来年度は今年度を超える多くの外国人観光客が訪れる予定になっております。しかしながら、現在の海外からの外国人観光客は、クルーズ船の停泊時間の関係もあり、3時間から6時間程度で移動できる範囲での周遊が限界の状態であります。

クルーズ船での来高は、リピーターにつながる第一歩であり、次に来られるときには高知県西部や東部へも直接来ていただける仕組みづくりや滞在期間を延ばした中で県内を周遊するなど、さらなる仕掛けが必要であると感じております。また、海外での認知度向上に向けて、県外では海外のテレビ局と組んでアピールし、外国人誘致に成功している地域や誘客に向けて外国人の視点で観光場所を発掘している地域などが多数存在します。

今後の外国人観光客誘致の仕掛けの中で、県内を周遊させる仕組みづくりや海外への情報発信についてどのような手だてを施していかれるのか、観光振興部長の御所見を伺います。

次に、オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて外国人観光客をどうもてなすのかということについてお伺いいたします。

やはり日本語の話せない外国人に対して、どうコミュニケーションをとるのかによって、その外国人観光客の高知県に対する印象は大きく変わります。そういった意味において、今回のオリンピック・パラリンピック東京大会を一つのきっかけとし、県民を挙げて英語に限らず外国語を勉強する機会を設けてはどうかという提案であります。

現在、高知県では、さきの質問のように外国人観光客の誘致に積極的に取り組んでおります。そうした中で、オリンピック・パラリンピック東京大会を一つの目標と定め、それに向けて県

民総出で機運を高めつつ、これから来られる外国人観光客の皆様をもてなそうという県民運動であります。そのためには、ALTの皆様や学生の皆様にも御協力いただいて、一般的な会話の練習を始める仕掛けをつくってはどうかと思います。例えばある一定以上の人数をそろえて外国語を勉強するサークルを支援したり、観光客と一緒に観光案内を経験させたりするなど、本番のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けてならしながら、同時に外国人観光客をもてなす取り組みであります。観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、土佐清水市に新しく整備される足摺海洋館についてお聞きします。

土佐清水市に今後整備されるこの水族館、足摺海洋館ではありますが、どのような建設イメージで進められているのでしょうか。せっかく土佐清水市に新しくつくられるものでありますから、移動の時間はかかってもそこにぜひ行ってみたくなるようなものにすべきだと考えております。現在の県の構想でそういった要素が十分に組み入れられた計画になっているのでしょうか。土佐清水市が元気になれば、その玄関口である黒潮町や四万十市などの幡多地域はどこも元気になります。

わざわざ行ってみたくなるようなそんな水族館として生まれ変わることを切に願っておりますが、その自信のほどを観光振興部長にお伺いいたします。

次に、観光資源の再発掘としてのジョン万次郎についてお伺いいたします。

高知県では幕末の偉人といえば圧倒的に坂本龍馬が有名ですが、幡多が生んだ偉人といえば、知事のお父様の故郷でもあります土佐清水市の偉人、ジョン万次郎先生でしょう。当時のアメリカ人にはジョン万と親しみを込めて呼ばれていた、本名中浜万次郎先生です。この後にも幕

末の偉人は多数登場させたいと思いますが、敬称は省略させていただきたいと思いますので御了承ください。

さて、幕末から明治への激動の時代において、日本の近代化の礎を築いた立役者の一人がこの中浜万次郎であることを余り多くの皆さんは知りません。多くの皆さんが知っているのは、漁の最中に遭難、漂流し、流れ着いた鳥島からアメリカの捕鯨船に救われ、アメリカに渡り、数年過ごした後に無事に日本に帰ることができた土佐の漁師さん、というぐらいの内容ではないでしょうか。しかし、彼は日本の近代化について現地アメリカでの滞在時に知り得た情報を幕末の日本人に教えたにもかかわらず、多くの日本人に十分に知られていない現状があります。例えば同じ幡多の人間ですら、ジョン万次郎の偉大な功績を知らない方がたくさんおられます。

本日は、せっかく県議会での一般質問の貴重な時間をいただきましたので、このジョン万次郎をもっとメジャーに取り上げていただけるように、どれだけすごい方なのかをお話したいと思います。

まず第1に、坂本龍馬の活躍の陰にはこのジョン万次郎からもたらされた知識が欠かせません。坂本龍馬のお師匠でもあります土佐の絵師、河田小龍がこのジョン万次郎がアメリカの情報を伝えます。聞くところによると、ジョン万次郎は日本語の読み書きができずに遭難してしまい、河田小龍には日本語を教えてもらいながら、そのかわりにアメリカの出来事を伝えたそうであります。このときに書かれたのがあの有名な河田小龍の「漂異紀略」といういわゆる取り調べ調書です。この河田小龍の話聞いた坂本龍馬が船中八策やその後の奇想天外と思える発想で物事に対処していったのも当然の流れだったのかもしれない。

史実には、私の知る限り坂本龍馬とこのジョ

ン万次郎が直接お会いしたという記述はありませんが、同時期に高知市内に2人が滞在した期間があるようで、もしかするとどこかで会っていたのかもしれない。

このように、言うならば間違いなく坂本龍馬に影響を与えた人物がこのジョン万次郎であり、歴史的に見ても大変重要な人物なのであります。ちなみに、ジョン万次郎が英学を伝えたとされる人々をざっと挙げてみたいと思います。世界遺産の葦山反射炉を建造したことで有名になった江川英龍、通称江川太郎左衛門、大政奉還を建白する後藤象二郎、三菱財閥の岩崎弥太郎、咸臨丸でジョン万次郎とアメリカに渡った勝海舟や福沢諭吉、同志社英学校、後の同志社大学を設立した新島襄、ジョン万次郎を手厚く保護した薩摩藩主の島津斉彬、このほかにも当時の多くの関係者がこの万次郎から英学を直接、間接を含め習うこととなります。

私は、このようにジョン万次郎によって教育された偉人が多数存在することを伝えると同時に、こうした人々がどうその後の日本を形づくっていったのかをきちんと伝えるべきであると考えております。

そこで2つほど質問したいと思います。

まず1つ目が、このたび新しくつくられる龍馬記念館にジョン万次郎のブースがつくられると聞いておりますが、桂浜の龍馬記念館を訪れた方がそこで完結してしまい、わざわざ土佐清水市まで足を運ぶ機運が薄れてしまうのではないかと危惧をしております。こうしたことから、土佐清水市にあるジョン万次郎資料館をもっとレベルアップさせて、桂浜の龍馬記念館から土佐清水市のジョン万次郎資料館へ人を呼び込む仕掛けをつくり、土佐清水市に行かねばならないと思わせる仕組みづくりがどうしても必要だと考えておりますが、観光振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、ジョン万次郎の大河ドラマ化について伺います。ジョン万次郎が漂流したこの時代、アメリカに渡った日本人はジョン万次郎だけではありません。実はほかにも何人かの日本人が漂流し、アメリカに渡っております。そうした中、ほかの漂流者とは違い、彼はアメリカで彼を救ってくれた捕鯨船のウィリアム・ホイットフィールド船長の養子として大切に育てられます。アメリカの小学校に通いながら英語を学び、日本語の読み書きもできなかった日本人が、次に進んだ専門学校では首席の成績で卒業をします。その後は、アメリカの捕鯨船で副船長として鯨をとりながら世界の海を渡ります。その後、自分の力でゴールドラッシュに湧くアメリカ西海岸でお金を稼ぎ、日本上陸用の小型船を用意し、捕鯨船に積み込んだ上で命がけで日本に帰ってきます。

鎖国状態の日本では、日本への帰国段階で罪人として処罰され、死罪になるおそれもあり、文字どおり命がけで帰ってきたのであります。現に、それまでも何度か彼は日本上陸を試みておりますが、その都度怪しげな日本人として追い返されている事実があります。しかし、開国を迫る外国からの圧力もあり、次第に万次郎の海外経験に基づく情報が必要になってくるわけです。ここまでお話ししただけでも、物すごいドラマになることは間違いありません。これが大河ドラマになれば本当に見応えのある物すごいドラマになると思います。何といたっても登場人物がその後の明治維新後に歴史に名を残した人ばかりです。だからこそ、今こそもっとメジャー級として取り上げる必要があるのであります。大政奉還150年、明治維新150年のこの節目を迎える今だからこそ、ぜひやらなければならないと思います。

さきにも述べたように、ジョン万次郎の大河ドラマ化は地元土佐清水市でも署名活動を行う

などして実現に向けた活動を行っておりますが、県としてもさらなる後押しが必要ではないかと考えます。県として、さらに積極的に行動する考えはないでしょうか。観光振興部長にお伺いいたします。

次に、スポーツ関連施設の将来メンテナンスを考えた施設建設についてお伺いいたします。

今回、私の地元黒潮町に整備していただけることになった人工芝のサッカー場につきましては、黒潮町初めそれによる誘客を期待する多くの関係者の関心と今後への期待を集める取り組みとなっております。そうした中、地元では少し心配していることがありますので、その点につきまして御質問いたします。

今回整備されるサッカー場は、総工費5億円規模の決して安価なものではありません。今後、入札等におきまして入札額により施設建設の事業者が決定されるのはわかりませんが、将来、建設された施設は地元の指定管理者が管理することになります。

将来のメンテナンス等を考えた人工芝の品質や地元業者等ができるだけ対応可能となることを最大限に考慮に入れ、そしてさきに述べた人工芝の選定を含めた施設整備の方向性をお示しいただきたいと思っております。

こういったスポーツ関連施設は使用頻度によっては消耗も激しく、財政的な負担も大きくなるのが考えられますが、そういった負担もできるだけ地元業者等の活用でカバーできる選定をしていただきたいと思いますと考えていますが、土木部長に御所見をお伺いいたします。

また、使用料金についてお伺いいたします。

今回の人工芝のサッカー場を含めた西南大規模公園のスポーツ関連施設の活用に当たって、黒潮町では主に大学生や高校生等のアマチュアスポーツ団体の誘致をメインで考えており、こうしたスポーツ合宿で訪れる方たちへの食材の

提供などについて、集落活動センターの事業を活用しながら、さらなる経済効果を発現させようとしています。しかしながら、今回の整備により、急激に使用料金が上がってしまうと、せっかくの誘客効果に水を差しかねないおそれもあります。また、人工芝の耐用年数は10年程度と聞いており、これも使用頻度やメンテナンスのぐあいによっては長くなったり短くなったりすることが当然考えられますが、人工芝の張りかえには1面が約1億円程度かかるのではないかと聞いております。

つきましては、使用料金の設定に当たって、近隣施設の値段や合宿団体の移動料金の負担等を十分に考慮いただくとともに、こうした張りかえ費用の工面も大変かとは存じますが、経済効果を発現させるための投資の一部と考えていただき、使用料金が高額な方向に反映されることがないようにお願いしたいと思います。土木部長の御所見を伺います。

次に、知事の肝いりで始まりました集落活動センターとあったかふれあいセンターの事業ですが、各地区の実施実態を確認していきますとさまざまな問題点が見えてきております。ここでの質問は、これら集落活動センターとあったかふれあいセンターの問題について、関連しますのであわせてお聞きしたいと思います。

まず、集落活動センターにつきましては、多くの市町村が経済的自立を目指した取り組みを当初から意識しているのではないかと考えています。県では、そこまでのものは要求していないとありますが、実施自治体であります市町村では、いつまでも補助金を出し続けるわけにもいかず、県の補助金が終了する3年をめどに経済的自立を促しているのが実態だと思います。

しかしながら、私が考えるのは、そもそも高齢者が中心の中山間地域における集落活動セン

ターの事業において、現在のやり方では経済的な自立を促すには少々無理があるのではないかと考えております。もちろん元気でやる気のある地域も多数存在し、そういった地域のやる気を決してそぐものではありませんが、この事業は、さきの理由などにより、市町村等の姿勢によっては、補助金が打ち切られることになってしまうと事務的作業をしてくれていた職員まで雇えなくなり、こうなってしまうと活動まで停滞してしまうといった事例が現に発生してきております。

ここでまずお聞きしたいのが、現在こういった事態に陥っている集落活動センターに対して県はどういった対策で向かおうとしているのか、中山間対策・運輸担当理事にまずお伺いいたします。

そして、こうした状況の中で、集落活動センターの積極推進ができるのか、非常に危惧をしております。今現在、集落活動センターが十分に機能できているものについては、その方向での推進でよいと思いますが、そうでないものは一度長期の事業計画の確認が必要ではないかと考えています。3年後だけではなく、それから後も、どういった形でその集落活動センターが維持していけるのか、より具体的な売上計画や経常費の試算など、より確実な複数年度にわたるバランスシートの作成が必要であると強く感じます。

現に実施されている幾つかの集落活動センターの事業計画の確認をさせていただきましたが、事業としてひとり立ちするにはなかなか難しい状況があるように感じました。集落活動センターとしての事業成功の可能性があるのであれば、3年間と期限を切るのではなく、もっと長い目の事業計画や補助金のあり方も検討する必要がありますのではないかと感じております。

それにあわせて、きちんとした事業計画をど

う実行していくのか、またどうサポートしていくのかという行政側の支援体制の充実が急務であるようにも感じます。

また、こうした事業の継続性についても言及しておきたいと思います。こうした取り組みは一過性のものでなく、県として永続的に支援していくという表明も必要でしょうし、今述べたような仕組みのブラッシュアップを行いながら、地域を支えていける確実な仕組みの構築を進めていってほしいと考えております。

せっかく盛り上がった地域の機運をさらに維持・拡大し、地域のやる気をそぐことなく、積極的な支援体制となるようにいま一度の工夫が必要であると思いますが、中山間対策・運輸担当理事の御所見をお伺いします。

次に、あつたかふれあいセンターも集落活動センターも中山間地域を元気にする仕組みの一つであると私は考えております。そうした中で、あつたかふれあいセンターの活動は既に県内に広く定着し、それぞれの地域に根づいた地域の特色を生かした取り組みをしていると大きな評価をしているところであります。

今後、あつたかふれあいセンターの取り組みで中山間地域が特に必要としている福祉や介護関連、さらには病気予防などの健康対策の事業であったり認知症カフェのように認知症の対応で苦勞している御家族などを支援することを中心としたり、さらに言えば高齢者の生きがいつくりの場としてその取り組みを充実させることが特に必要ではないかと考えております。

あつたかふれあいセンターに集まる御高齢の皆様には、元気でさまざまな特産品を開発したり地域の食材を生かした食べ物を提供できる皆様がたくさんおられます。そして、そうした取り組みの中で、例えば地域で販売できる特産品がつくれたり、今まで地域で当たり前のようにつくられてきた物の商品価値を見出すことにも

つなげていけるような経済的活動も積極的に取り入れていけば、生きがいつくりや介護予防などに非常に有効ではないかと考えております。

しかし、実際の現場では、あつたかふれあいセンターで収入が上がるような経済的活動を行うことはできないという考え方が多くの自治体に広がっております。このため、あつたかふれあいセンターで経済的活動を行いたい場合は、あつたかふれあいセンターが休みの日に活動するなどの状況が現に生まれています。こうした実態は、地域での生きがいつくりを目指すあつたかふれあいセンターの取り組みを弱体化させかねません。

そこで、こうした状況に鑑み、経済的活動も含めたあつたかふれあいセンターにおける取り組みの充実について地域福祉部長の御所見をお伺いいたします。

次に、近年、あつたかふれあいセンターではサテライトの設置が進んでおりますが、私は本来サテライトではなく、あつたかふれあいセンターの拠点施設をある一定の範囲で各地区に充実させるほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

私は、あつたかふれあいセンターを地域の本当の意味での拠点施設にすべきであると考えております。減りゆく中山間地域の集落人員をカバーし、集落活動の維持をする上においても、こうした考え方は必要ではないかと考えています。近い将来、中山間の集落の中には集落の会計業務すらできなくなる地域が発生するおそれがあります。こうした状況の中で、あつたかふれあいセンターのサテライトでは集落の拠点にはなり得ず、さらに言えばサテライトに職員が出向くような日によってはあつたかふれあいセンターの機能が必然的に落ちてしまうおそれがあり、非常に心配をしております。

これを防ぐためには、あつたかふれあいセン

ターの機能を落とさずに地域を元気にする仕組みの構築が必要であると思います。当然、あったかふれあいセンターを増設するためには、人員も施設も必要となります。この対策のためには、ボランティアの皆様のお力をかりした有償アルバイトや地域にあるさまざまな施設の有効活用などでカバーできるのではないかと考えております。地域福祉部長の御所見をお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震対策についてお伺いいたします。

昨年9月の予算委員会の中で、住宅の耐震化の推進に向けた提言を幾つかさせていただきました。今回新たに、住宅の耐震化率を上げるヒントになる事例を黒潮町の取り組みの中で見つけましたので御紹介し、あわせて御質問させていただきたいと思います。

さきの9月議会でも御紹介いたしました、黒潮町では平成26年から戸別訪問により住宅の耐震診断を行っています。平成16年度から平成27年度までの耐震診断実績のNG累計は774件でありました。そして、その後、耐震設計まで進んだものが158件でありました。逆に申し上げます、耐震診断を実施し、その後の耐震設計にまで進まなかった家屋が616件であったということでもあります。ちなみに、耐震診断も平成25年度には27件だったものが、耐震診断費用を無料とし、そしてさきに述べた戸別訪問をあわせて行った結果、平成26年度には338件と前年度比12.5倍と飛躍的に伸びました。

また、それに伴う住宅耐震設計の推移であります。平成25年度には12件、平成26年度は32件、平成27年度には制度改正を行い、耐震設計の個人負担がほとんど要らない30万円補助にまで増額したところ、対前年度比2.5倍の81件にまで伸びました。

黒潮町では、今後、さきに述べた住宅耐震診

断を行っているにもかかわらず、住宅の耐震設計にまで進んでいない家庭616件に対して個別相談会を実施し、さらに住宅の耐震設計への誘導を実施しようとしております。

ここで私が申し上げたいのは、耐震設計費用がほとんどかからない補助金額の設定と戸別訪問による個別面談の実施がいかに重要であるかという指摘であります。特に、中山間の高齢者世帯では申請方法がよくわからないとか面倒くさいとか、自分ではできないという方がたくさんおられます。そうした方たちは冒頭の質問でお話した官民協働そのものの姿勢で、その方の立場で寄り添いながらお話を聞いてあげ、申請書類の記入方法などの困り事に応じて丁寧な対応をしてあげれば、かなり多くの皆様が次の段階に向かうことがわかってきました。

どうか県でも、住宅の耐震化を進めることが県民の命を守る最大の目標ですので、次は住宅の耐震診断の実施率アップとあわせて、さきに述べたような住宅の耐震設計への誘導、そしてバリアフリー化等さまざまなリフォーム支援策との連携や低コストな補強方法のさらなる普及など、豊富なメニューを駆使して県民の命を守る耐震化の加速化を図っていただきたいと思います。土木部長の御所見をお伺いいたします。

また、今議会でお示しいただいている、上部構造評点が1を超えなくとも、0.7を超える工事を施せば補助金が出るというような新しい制度を創設していただき、大変ありがたく思っております。これまで費用負担が主な理由で住宅の耐震化に踏み出せなかった御家庭については、選択肢の幅が広がったという意味でありがたい制度だと思います。

しかしながら、こうした制度の場合、県でも十分に検討されたと思いますが、0.7の耐震工事で次の段階、いわゆる1を目指さない家庭がふ

えるおそれが発生します。

これは新たな課題になろうかと思いますが、県として今まで耐震工事を経済的理由などから断念していた家庭に段階的耐震改修という方法をどう伝え、今後0.7、つまり倒壊する可能性があるレベルが最終ではなく、あくまでも目標は1、つまり一応倒壊しないレベルを超えることであるという県民の意識の定着をどう進めるお考えであるのか、土木部長に御所見をお伺いいたします。

次に、震災直後の応急期から、震災復興への流れの準備についてお伺いいたします。

ハード整備もある一定進み、多くの市町村で次のステージの準備へと徐々に移り始めております。そうした中で、現在の国の枠組みの中では発災直後の対応から復興計画の策定までをわずか半年で行うスキームとなっております。東北の現状を見ると、そうしたことに対する事前準備がいかに大切であるのかがわかってまいります。現場が大混乱する中で、復興までの10年間分の計画をわずか半年でつくりなさいというのは尋常でない業務の負担量になることは容易に想像がつくと思います。

県では、来年度予算でモデル的に県内4カ所の自治体でこうした事前の取り組みについて実施を行い、問題点把握等の取り組みを行うと聞いておりますが、これに対する具体的取り組みと今後の全県的な啓発をどのように進めていかれるお考えであるのか、土木部長の御所見を伺います。

次に、整備の進んだ津波避難タワー等の問題について質問させていただきます。

東日本大震災が発生した後、県下全域で津波避難タワーや避難路が急ピッチで進められました。そうした中で、当時の地元町議として大変お恥ずかしい話ではありますが、津波避難タワーの設置地域で、ある問題が発生してしまいまし

た。それは、津波避難タワーの設置後の問題であります。津波避難タワーは、文字どおり津波が発生するような大きな地震が起こらない限り、通常利用されることはありません。その意味で、近隣住民の皆様にとりましては今までなかったところにそびえ立つ、ある意味迷惑施設なのかもしれません。この問題が表面化するまでは、近隣住民の皆様にご迷惑されることはあっても怒られることはあるはずもないと勝手に思い込んでおりました。しかし、その津波避難タワーができたことにより、日照、風の音、タワーに集まる鳥の鳴き声、階段に響く雨の音など、今までそこには発生していなかったさまざまな問題が発生してしまいました。

私自身、そういったことに思いをいたすことができず、今現在、近隣住民の皆様にご迷惑をおかけしているとすれば大変申しわけなく感じております。先日も、黒潮町の課長と意見交換をさせていただきましたが、できるだけ地域住民の皆様の不快感を取り除く努力をすべきであるという点で考えは一致しておりました。

ただし、一度建設してしまったこのような津波避難タワーそのものを移設や取り壊しということは大変難しい状況があります。今後は、そういった皆様の犠牲のもとにこの津波避難タワーの存在があるということもきちんと県民の皆様にお伝えする必要があると感じました。町では、そういった苦情部分に対してできるだけ改善をしながら、住民の要望に応じていこうとしております。

このような事例に鑑みれば、津波避難タワーについての地域住民の合意形成が特に重要と考えますが、危機管理部長に御所見をお伺いいたします。

次に、防災教育にどう取り組むかということについてお伺いいたします。

さきの9月議会の中でも、同じ会派の野町県

議が取り上げておられましたが、黒潮町の田ノ口小学校の発表を見て驚きました。それは子供たちのたくましい成長の姿を見たからであります。黒潮町では、3年をかけて群馬大学の片田先生に御指導いただきながら黒潮町独自の防災教育を進めております。黒潮町の防災教育は、防災に対する知識の詰め込みではなく、文字どおり生きる力を養う防災教育ではないのかと感じました。

こうした教育を20年続ければその取り組みはその町の文化になるという思いで、先生方や地教委の皆様が取り組んでいるとお聞きしました。こうした取り組みをずっと続けていけば、小学生たちが親となり自分の子供に教育するときには、今の小学生の子供たちが学んだように伝えてくれるのではないのでしょうか。我々のように、海のそばに暮らす人たちにとって海とのかかわりは切っても切れない。ふだんは恵みを与えてくれる海もある日突然牙をむく、でもそれに恐れることなく普通に暮らすことが大切であり、それはふだん日常の作法と同じであると片田先生がおっしゃっておりました。

私たちが目指す防災教育は、このように肩肘張って必死に勉強するようなものではなく、意識しなくとも自然に体が動いてしまう日常の作法のようであればならないと私も感じております。

東日本大震災から5年が経過し、少しずつ防災意識の低下が始まっています。やはりこれを防ぐためにも、作法のイメージでの防災教育が必要だと考えますが、県教委はこうした防災教育への取り組みについてどう進めていこうとされているのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、道徳教育についてお伺いいたします。

最近、テレビでは目や耳を疑いたくなるような事件が全国で多数発生しています。その多く

の事件が、大人が子供を殺したり子供が子供を殺したりと、命を命と思わない人間がふえた結果の事件が多過ぎるのではないかと感じているのは私だけではないと思います。こうした中、日本では道徳教育が教科化されることが国会で承認されています。

我々日本国民は、戦前から、祖父母や父母を敬い、祖先に対して畏敬の念を持った生活をしてまいりました。それが、戦後の高度成長期に入り、だんだんと核家族化が進み、戦後において祖先への敬いの心が少しずつ薄れていったような感じがいたします。そうした中、このたび道徳教育をもう一度復活させ、目上の方を敬い、郷土に愛着を持ち、何より命の大切さを学び、自分の命や他人の命のとうとさをもう一度きちんと学び直せる機会が持てることは、今の日本人にとりまして最も必要なことであろうと思います。そうして、隣人と仲よく暮らすことのできる一番の基礎となる道徳教育に力を入れることには大賛成であります。

しかしながら、教科化ということになりますと、道徳教育について子供の評価をどのようにしていくのかという非常に難しい問題をはらんでいます。道徳は個人の自主性を育んだり、気づきを与えたり、さらには自尊心を高めたりと、一概に評価をするのが大変難しいものであります。

そこでお聞きしたいのは、現在のところの県教委としての道徳教育の準備段階であったり道徳教育の具体的進め方、さらに評価の仕方について、現時点での方向性が決まっている部分がありましたら教育長にぜひお教えいただきたいと思っております。

次に、18歳での選挙開始に伴う教育の件につきましてお伺いいたします。

昨年に行われました我々の県議会選挙でも、残念ながら投票率が50%を下回ってしまいました

た。せめて半数以上の方が投票行動に移っていただけるような仕組みづくりが必要と考えます。投票の年齢別数値を見ましても、若年者の投票率が確実に低下してきています。

そんな中、御存じのように、ことしの参議院選から18歳からの選挙への参加が始まります。高校によっては既に模擬投票や議会政治の仕組み等について授業に取り組まれているとお聞きしていますが、現在まで、学校での政治関連の授業はタブー視化されてきた部分があります。しかしながら、現実には18歳から選挙権が与えられる子供たちにとって十分な事前授業が必要と考えます。

そこで教育長にお伺いいたします。実質的に初めての選挙になることしの夏の参議院選挙に向けて、高校ではどういった教育方針で臨むのか、またどこまで踏み込んだ授業が行われるのか、高校生の選挙運動へのかかわり方をどこまで許すのか、学校内での選挙活動をどこまで許すのか、選挙違反への対応はどのようにするかなど課題は山積しております。これまでも議会で何度も取り上げられている問題ではありますが、今回は投票率を上げる絶好の機会でもあります。いかに政治に関心を持ってもらうかで、今後の彼ら若者の選挙行動に大きな影響を及ぼしかねない大切な時期であると考えております。

さきに述べた課題等に対する現在までの取り組みや今後の課題等に対する教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、女性警察官の比率や現場執行力についてお伺いいたします。

日夜、県民の命を守るための警察官の御活躍にまずもって敬意と感謝を申し上げます。

さて、現在は、男女同権の世界の中で、従来は圧倒的に男性の比率が高かった警察官も女性警察官が確実にふえてきております。それに伴って、警察署内の女性専用の休憩室やシャワー設

備の整備も順次なされてきております。女性警察官の活躍を切に願っておりますが、女性警察官の比率がふえることによる現場での執行力の低下を懸念する方もおられると思います。

そこで、今後の女性警察官の比率はどうなるのか、また現場執行力の維持についてどのように考えておられるのか、まず警察本部長にお伺いいたします。

また、女性警察官が出産や育児で職場を一時離れる場合もあろうかと思いますが、その場合の復職へのサポートについてもあわせて警察本部長にお伺いいたします。

女性活躍推進法が施行される時代であり、今後も積極的な採用活動を展開していただき、女性警察官の活躍の場をさらにふやし、さきに述べた現場執行力を落とすことなく、県民の命を守るための体制をぜひ維持していただきたいと思っております。

次に、犯罪対策に対する防犯カメラの設置状況についてお伺いいたします。

防犯カメラの設置は、高知市内を中心に高知県内各所に県警カメラや補助金利用のカメラ等の設置で順次実施されていると聞いております。しかしながら、日々発生する凶悪事件や子供に絡んだ事件の中で、防犯カメラが事件解決の糸口となったり犯罪そのものを抑止するための絶大な効果を発揮したりしているのは御承知のとおりであります。今後も、積極的に郡部の商店街や子供たちの通学路等にも街頭防犯カメラや子供見守りカメラの設置を進めるべきだと思います。

プライバシー等にも十分に配慮した上で、地域での合意形成を得つつ進めていかねばなりません。今後の設置計画や見通しについての御所見を警察本部長にお伺いいたします。

では、最後の質問をしたいと思います。サイバー犯罪対策についてお伺いいたします。

最近は、インターネット犯罪が大変巧妙化しており、特に海外からの情報流出に絡む事案が多数発生しております。高知県警では、これらの事案に対応するためのセクションは準備されているのでしょうか。

私が以前勤務していた会社で、他社のセキュリティーチェックを行ったことがあります。多くの企業はホームページをホームページ制作会社や管理会社に、ある意味丸投げしたような状態になっており、ホームページを管理しているサーバー自体がセキュリティー上で問題のある箇所が多数見受けられました。そういったところで作成しているホームページは、いわゆるセキュリティーホールが多数あるため非常に危ないサイトの状態になっておりました。そういった意味におきまして、インターネットにつながる全てのコンピューターは常に危険と背中合わせであると言っても過言ではないと思います。

こうした中で、県内にある企業等への啓発はなされているのでしょうか。これからは企業のコンピューターにある情報の管理も重要な犯罪対策の柱になるかと思えます。

こうしたサイバー犯罪に対する県警の取り組みの内容について警察本部長にお伺いし、私の最初の第1問目といたします。御答弁よろしくお願いたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 下村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、職員が多くの新たな事業を県民の皆様とともに展開する場合、当事者意識を積極的に意識できるような教育についてのお尋ねがございました。

県政の主役は言うまでもなく県民お一人お一人であり、県政の課題を解決していく上では、地域や県民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、皆様の目線に立って県政運営に取り組んでいく

必要があります。

私は、知事に就任して以来、官民協働、市町村政との連携・協調に重きを置くよう、年頭の所感や年度当初の訓示などにおきましても繰り返し述べてきているところであり、これを今後も徹底してまいりたいと考えております。

そして、私自身も官民協働、市町村政との連携・協調となりますよう、対話と実行を基本姿勢としまして、これまでも対話と実行座談会や対話と実行行脚の取り組みを続けてまいりましたし、3期目となりましても先週対話と実行座談会をスタートさせ、また3月中には大川村に對話と実行行脚という形でまたお伺いをし始めようと、そのようにも考えさせていただいているところでございます。私自身も率先垂範してまいりたいと、そのように思います。

職員の教育に関して、まずOff-JT、いわゆる研修等に関して申し上げますと、従前から県民の声に学ぶ研修や現場体験研修に加えまして、本年度から新たに中山間地域で地元の皆様との協働を体験する研修や産学官民連携センターで民間や大学等の方とともにグループ作業を行う研修を実施するなど、協働の意識を高める取り組みを進めているところであります。

また、いわゆる実務、OJTにおきましても、例えば産業振興計画の推進や集落活動センターの取り組みでは、多くの民間や地域の皆様に参画をいただきながら、地域支援企画員と一緒に計画づくりやその実行に汗をかかせていただいているところでございます。

産業振興推進地域本部でありますとか、さらには防災対応の地域防災監、地域本部を設置するでありますとか、さまざまな取り組みを進めていくに当たって、できる限り必要に応じて県庁組織を前方展開させていくことによって、おのずと業務の仕組みとして地域の皆様と協働して取り組みを進める、そういう方向に持ってい

こうとしているものであります。

職員の当事者意識の醸成には、以上申し上げましたように、まず私自身がその重要性を常に職員に示していくということ、第2に、この研修を通じたその有用性をしっかりと教えていくということが大事だと思えますし、さらには現場での実務を通しまして実際に官民協働での取り組みを進めることによって、でき得れば県民の方々とよりよいものをつくり上げていくことの充実感や達成感を体験するということができることとなればと、そのように考えておるところでございます。

今後とも、協働の意識を当事者のそれぞれが大切に持ちながら、地域の課題解決や県勢の浮揚に当たれますよう、職員に徹底してまいりますとともに、協働の喜びが実感できるような、そういう機会、これを数多くつくり上げていきたいものだと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 産業振興に関しまして、どのように正規雇用をふやしていくのかのお尋ねがございました。

本年1月の有効求人倍率は過去最高となり、雇用情勢は改善の基調になっています。その中で、正社員の有効求人倍率は過去最高を更新してはいますが、0.6倍であり、求職者数9,161人に対し求人数は5,491人となっており、議員のお話にもありましたように、今後さらに正規の雇用をふやしていく必要があります。

国においては、日本再興戦略で非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させていくことにしており、本年1月に策定されました正社員転換・待遇改善実現プランでは、本人の意に反して非正規の職についている方の割合を平成26年平均で18.1%であったものを平成32年には10%以下にするなどの数値目標を立て、さまざまな取り

組みを強力的に推進することになっています。

その取り組みの一環として、高知労働局では既に高等学校卒業予定者への求人の早期提出と採用枠の拡大の要請や企業訪問による正社員求人の掘り起こし、就職に有利な資格取得への支援、キャリアアップ助成金の活用による正社員への転換など、県内各地に正規雇用を増加させるための取り組みを重点的に行っています。

県においても、平成26年に高知労働局と締結しています雇用対策協定のもと、求人票の早期提出や経済団体への要請のほか、一体的な就労支援や互いの施策の周知などを連携して行っているところです。

また、県では、第3期の産業振興計画において地産外商の取り組みをさらに強化し、拡大再生産へとつなげ、地域地域に第1次産業から第3次産業まで多様な正規の職を確保していくことにしておりますし、先日開催しました雇用対策本部においても、産業部局から医療福祉の部局までそれぞれの分野で雇用の量と雇用の質の確保、拡大を実現していくことを確認し、全庁挙げて取り組みを進めていくことにしています。

今後、これまで以上に高知労働局を初め関係団体などとも連携を密にしまして、国、県等の施策が十分活用され、一人でも多くの正規雇用の拡大につながるよう全力で取り組んでまいります。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) まず、起業人材の発掘と具体的な展開、さらには起業を推進しようとする地域についてお尋ねがございました。

第3期の産業振興計画では、拡大再生産策の一つに、起業や新事業展開の促進を位置づけ、起業の準備段階から事業の立ち上げ後までの支援を、3つのポイントにより強化することとしております。

第1には、新たに起業推進室を設置し、起業や新事業展開に関する総合的な窓口として、県内外からのさまざまな相談に対応するとともに、事業の立ち上げ後のアフターフォローなどを関係機関と連携しながらサポートをしてまいります。

第2には、土佐まるごとビジネスアカデミーをベースとして、学びから事業化までのステップに応じてきめ細かく支援をしてまいります。具体的には、起業のノウハウを学ぶための連続講座を新設するとともに、アイデアソンといった事業のアイデアを生み出すプログラムやアイデアをビジネスプランにまで仕上げる連続講座を拡充してまいります。さらに、つくり上げたビジネスプランを試す場として、また県外のさまざまなアイデアを呼び込む仕掛けとして、ビジネスプランコンテストを実施しすぐれたプランについては事業化までのサポートをしてまいります。こうした取り組みは起業人材の発掘を意図したものであります。

第3には、起業の際に大きな課題となります資金調達について、ビジネスプランコンテストの入賞プランに対する補助や小規模な事務系職場の起業や立地を対象とする補助の創設など、支援策を強化いたします。あわせて、金融機関と今まで以上に連携を深め、さまざまな起業案件に関して協働でサポートするとともに、各機関の融資制度等に積極的に橋渡しをしてまいります。

こうした起業を進める地域としては、必ずしも高知市を中心に考えているわけではありません。これまでも地域アクションプランの取り組みにより地域の資源を生かした食品加工など新たな事業が各地で生まれていますし、移住者が中山間地域で起業する事例もふえてまいりました。こうした取り組みが広がっていくことは、地域地域に若者がとどまることにつながります

ので、中山間地域においてこそ、起業を進める効果が大きいものと考えております。

このため、来年度は、地域が主体となった人材育成の取り組みへの支援や土佐まるごとビジネスアカデミーを県内各地で受講できる環境の整備を行ってまいります。あわせて、起業人材の発掘にもつながる移住希望者への起業研修の拡充や県内の移住支援団体などと連携した起業支援の仕組みを新たに設けることとしております。

こうした一連の取り組みを通じて、地域地域で起業が広がり、高知県が起業のメッカになることを目指したいと考えております。

次に、情報セキュリティ関連分野について、起業促進にあわせて取り組んでみてはどうかとお尋ねがございました。

近年、御提案の情報セキュリティ関連分野も含めた情報関連サービスの分野では、業務システム等について他社が提供するソフトウェアをネットワーク経由で共同利用する、あるいは顧客への電話対応やデータの処理などの業務を外部に委託するといったアウトソーシングの流れが加速するなど、新たなサービスが拡大しつつあるものと認識をしております。

加えて、情報関連サービスの分野においては、都市部の人材不足が深刻化する中で、今後、地方の人材を求めて地方に移転する企業もふえてくるものと思われますので、本県の若者の雇用の受け皿として大変有望な分野であると考えております。また、こうした業務を、場所を選ばない柔軟な働き方であるテレワークという形でも推進することができれば、地域地域での若者の定着にもつながるものと考えられます。

本県では、コールセンターの立地支援や中山間地域のシェアオフィスの利用促進などにより、情報関連サービス企業の立地が一定進んできたところではありますが、第3期の産業振興計画で

は、さらなる集積を図るため、取り組みを強化することとしております。

具体的には、創業後間もない企業の立地も含めた起業の総合的な相談窓口として新設する起業推進室が中心となり、新たに創設する小規模な起業や立地に対する補助制度なども御紹介しながら、本県での立地に関心のある情報関連サービス企業にも積極的にアプローチをしております。さらに、こうした産業の集積を図っていく上で、ボトルネックとなります人材の確保につきましても、都市部の人材の掘り起こしなどに取り組むとともに、企業ニーズに応じて県内の大学や専門学校と連携した人材育成の取り組みなどもできないか、考えたいと思っております。

御提案のありました情報セキュリティー関連の分野につきましても、こうした一連の取り組みの中で立地の可能性を探っております。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○**農業振興部長(味元毅君)** 農業従事者を守る対策についてお尋ねがございました。

本県の農業は比較的規模の小さい家族経営体に支えられており、本県の農業を拡大再生産の流れに乗せ力強い産地を形成していくためには、この家族経営体の底上げが不可欠でございます。また、お話にありました圧倒的多数の農業従事者を守り支えるためにも、その対策が重要でございます。

そのため、県では、第2期の産業振興計画において、施設園芸では主に家族経営体を使用している既存型のハウスに生産性の向上に即効性のある環境制御機器の導入を進め、収量アップによる所得の向上と経営の安定を図るとの戦略のもとに、次世代型こうち新施設園芸システムの普及に部を挙げて取り組んできたところでございます。

しかしながら、一定の効果は見えてきており

ますものの、販売額が1,000万円未満の家族経営体が3分の2を占めるなど、まだまだ家族経営体の底上げが十分な状況にはありません。

そうしたことから、現在策定中の第3期の産業振興計画におきましては家族経営体の強化を戦略の方向性の中に明確に位置づけまして、環境制御技術の導入を中心に据えながら、あわせてそれぞれの農家の御意向や置かれた状況に応じまして経営体としての安定化に向けた支援を強化していくことといたしております。

具体的には、経営改善に向けた意識づけや経営能力の向上に向けた経営改善計画の作成の支援、生産量・品質の向上に向けた個別巡回や学び教え合う場を活用した技術支援、そして規模拡大に向けた園芸用ハウスの整備の支援などを行いますとともに、さらに経営発展を目指す農家の方々に対しましては、法人経営体への誘導なども行ってまいります。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○**林業振興・環境部長(大野靖紀君)** 林業従事者を守る対策についてお尋ねがございました。

産業振興計画の林業分野では、原木の生産から加工・流通・販売のそれぞれが連携した一体的な取り組みを進め、その成果を拡大再生産につなげていくことで、林業、木材産業の振興を図ることとしており、林業就業者の皆さんには原木生産の担い手として重要な役割を担っていただいています。

しかしながら、これまで取り組んできた大型製材工場や木質バイオマス発電施設の整備などにより、県内の原木需要が高まる中で、こうした原木生産に携わっていただける担い手の不足が大きな課題となっております。

そのため、昨年4月に新たに林業学校を設立し、林業現場で即戦力として就業できる人材の育成に努めるとともに、林業労働力確保支援センターなどと連携して研修生が県内の林業事業

体へ就職できるよう積極的に支援を行っています。

また、自伐林家や県外からの移住者など小規模林業を実践する方々に対し、生産技術の向上を図るための研修の実施や林業機械のレンタル費用などへの支援を行うことで、林業の裾野を広げ、できるだけ多くの方々に原木生産の一翼を担っていただけるよう取り組みを行っているところです。

こうした取り組みを通じて、より多くの方々に林業の担い手として参加していただき原木生産のさらなる拡大を図ることで、中山間地域における雇用の創出と所得の向上につなげてまいります。このことが、ひいては中山間地域での若者の定住、そして集落の維持にもつながるものと考えています。

(水産振興部長松尾晋次君登壇)

○水産振興部長(松尾晋次君) 漁業従事者を守る対策についてお尋ねがございました。

産業振興計画の水産分野では、漁業者とその家族が将来にわたって住みなれた地域で生活していける、若者が住んで稼げる元気な漁村を実現するため、生産の拡大を図り、さらにその効果を加工や流通・販売にまで波及させ好循環を生み出すことで、拡大再生産へとつなげていくことを基本方向としております。

例えば漁業の盛んな幡多地域では養殖魚やメジカなどの生産力を生かし、それらを原料とした加工業の振興を図り外商に結びつけることで、その効果を地域全体に波及させていくことを目指した取り組みを進めているところです。

また、他の地域におきましても、漁業者の設備投資への支援による効率的な漁業生産体制への転換や就業制度の充実による担い手の確保、地域の定置網漁業の事業承継などにより、生産の維持・拡大を図ることとしています。あわせて、少量多品種を評価してくれる高知家の魚店

援の店を活用した外商活動の展開などにより、漁業者の方々の所得の向上につなげてまいります。

こうした取り組みに加え、高齢者が操業しやすい沿岸域での漁場づくりや地域加工グループの活動への支援、さらには漁村の資源を生かした観光との連携などを図ることにより、県内各地の漁村の活性化や漁業者の方々の暮らしの向上につなげてまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) 今後の外国人観光客誘致の仕掛けの中で、県内を周遊させる仕組みづくりや海外への情報発信についてどのような手だてを講じるのかとお尋ねがありました。

クルーズ客船では、船会社から委託を受けた旅行会社等が乗船客を対象に寄港地での観光ツアーを販売しておりますが、そのツアー造成に当たっては、県や県観光コンベンション協会が寄港地の滞在時間に合わせて国ごとの趣味、嗜好に合った観光地や自然文化の体験などを盛り込んだツアーの提案を行ってきております。今年度は、乗船客のうち約3割から5割の方々が県内各地をめぐるツアーに参加されておりますが、こうした観光ツアーには時間的な制約がありますので、県内を十分に周遊していただけないのが実情です。

お話にありましたように、クルーズ客船での寄港はリピーターにもつながるものと考えますことから、本県への寄港を契機に再び訪れる方々はもとより、新たに本県を訪れる外国人観光客の方々に県内各地を幅広く周遊していただくため、県では来年度から外国人観光客の本県への来訪経路や本県での周遊先などを調査した上で、まず本県の海外拠点がある台湾、香港、シンガポールの3市場について、観光客のニーズにしっかりと対応した本県ならではの定番となり得る

周遊ルートを造成してまいりたいと考えております。

加えて、四国4県が連携し、四国広域観光周遊ルート形成計画に基づき、四国遍路を核に四国の歴史や文化、自然体験などを組み合わせた魅力的なモデルルートづくりも進めているところです。こうした周遊ルートを海外の旅行会社などを対象にしたモニターツアーの実施やセールス活動を通じて販売につなげ、外国人観光客の本県での周遊の促進と滞在期間の延長につなげてまいりたいと考えております。

また、海外への情報発信につきましては、昨年9月から5言語による観光情報サイト、ビジット・コウチ・ジャパンを立ち上げ、本県の主要な観光資源の情報を動画なども活用して発信しており、来年度はこれから造成する周遊ルートなどのコンテンツを追加してまいります。さらに、海外に発信力を持つ首都圏のマスメディアなどに対しまして、タイムリーに本県の観光の情報を発信し、海外のテレビや新聞、雑誌などで取り上げてもらうといった取り組みを強化し、本県の海外での認知度をさらに高めてまいりたいと考えております。

次に、東京オリンピック・パラリンピックに向けて海外からの観光客をもてなすための会話練習の仕掛けについてお尋ねがありました。

外国人観光客の方々に本県で安心して旅行を楽しんでいただくためには、まずは挨拶程度の語学力でも身ぶりや手ぶりも交えて心から歓迎の気持ちが伝わるおもてなしをすることが大切ではないかと考えております。

このため、現在高知市中心市街地では、本県へのクルーズ客船の寄港の増加を契機に、店舗で最低限のコミュニケーションがとれるよう、県が作成した4カ国語による指さし会話集を活用し、ことしの1月から、英語、中国語での接客教室が定期的に開催されております。県では、

こうした中心商店街の成果を足がかりとして、県内各地域に広げていきたいと考えております。

さらに、ボランティアで観光ガイドを行う団体やサークルが外国人観光客に対するガイドの技術を習得する研修会を開催しており、県ではこうした研修を行う際の講師紹介なども行っております。この研修会は、外国人に観光ガイドをしたい県民の皆様が参加することも可能ですので、県といたしましては多くの皆様に参加いただけるよう積極的にPRしてまいりたいと考えております。

また、外国人観光客の方々と接する機会をできるだけ多く経験し、外国人と親しむこともおもてなしの拡大につながるものと考えております。外国クルーズ客船の寄港の際には、高知市中心商店街などで多くの皆様に参加、協力をいただき、乗船客に対する観光案内やミニイベントの開催などのおもてなしを行っているところであり、昨年は高知南高校や伊野商業高校の生徒100名余りに案内を経験していただきました。

来年度は、寄港が大幅に増加する予定となっておりますことから、外国人観光客に接し、おもてなしが経験できる絶好の場として活用していただきますよう、関係する団体や大学、学校、企業などと連携し、多くの県民の皆様の参加を呼びかけてまいりたいと考えております。また、こうした場合は、実際に外国語を勉強されている方々の実践の場としても活用いただけるものと考えています。

今後とも、東京オリンピック・パラリンピックに向けましては、外国人観光客のおもてなしを県民挙げて推進するため、県民の皆様の参加と実践を促す取り組みを進めてまいります。

次に、土佐清水市に新しく整備される足摺海洋館が、わざわざ行ってみたくなるような水族館として生まれ変わるについてお尋ねがありました。

足摺海洋館のリニューアルに向けましては、平成27年8月に策定した基本計画において、竜串地域全体を海の体験型総合レクリエーションゾーンとするというエリアコンセプトのもと、新しい海洋館を、わざわざ竜串に行く価値を創造し、地域の経済、集客のかなめとなる施設とすることを基本理念の一つとして定めたところです。

また、施設のイメージといたしましては、目の前の海との一体感を演出するとともに、足摺、竜串の生物多様性をテーマに、足摺、竜串の原生林から竜串湾の海洋生物、土佐湾の外洋、深海の生物に至るといった物語性のある展示を通じて、本物の自然へといざなう竜串の玄関としての機能を発揮するものとしております。

新しい海洋館の建設に向けましては、この基本計画をさらに具体化するとともに、目の前の海を活用した体験プログラムや食などのさまざまな地域の資源を初め、新たに国が竜串地域に整備を計画している足摺宇和海国立公園のビジターセンターや土佐清水市が目指す日本ジオパークの認定などへの取り組みとも連携し、地域全体の一体感、統一感をつくり上げていくことが重要です。新しい海洋館が核となり、エリア全体の魅力を高めていくことで、全国からわざわざ行きたくなるような、竜串の海を五感で感じることでできる大きな自然の水族館が実現できるものと考えているところです。

このため、基本設計の策定に当たりましては、水族館や観光に関する県内外の専門家などで構成する新足摺海洋館基本設計アドバイザー会議を設置し、建物の配置や設計、演出、さらに地域との一体感の仕組みづくりなどについてさまざまな角度から御助言をいただくこととしております。わざわざ行きたくなるような水族館、竜串地域とすべく、地元土佐清水市を初め地域の関係団体とも連携しながら取り組んでまいり

ます。

次に、土佐清水市のジョン万次郎資料館をレベルアップし、県立坂本龍馬記念館からジョン万次郎資料館へと人を呼び込む仕掛けをつくり、土佐清水市に行きたくなるような仕組みづくりが必要ではないかとお尋ねがありました。

県では、平成29年の大政奉還150年、平成30年の明治維新150年という機会を捉えて、2カ年にわたって歴史を中心とした博覧会を開催することとしており、幕末や明治維新の時代を中心に活躍した本県の偉人の功績を顕彰する施設などを中心に、地域会場の役割を担っていただくこととして準備を進めております。

ジョン万次郎先生は、議員のお話にございましたように、幕末、明治維新に活躍した多くの偉人に大きな影響を与えた方であり、ジョン万次郎資料館は博覧会では地域会場の中でも注目されるべき施設であると考えているところです。

そのためには、現在の資料館をさらに魅力的なものとして磨き上げるとともに、周辺のジョン万次郎先生ゆかりの史跡などと組み合わせる連続性を持って紹介、解説する仕組みをつくることも重要だと考えております。

今回の博覧会の開催に向けまして、土佐清水市からは、資料館でのジョン万次郎先生の生涯と帰国後の功績などを伝えるための展示の工夫や見応えのある本物の史料の確保に加え、周辺の生家や記念碑への円滑な誘導など、さまざまなアイデアが出されております。

今後、歴史について全国的な見地を持った県内外の専門家の助言もいただきながら、磨き上げの方針を策定し、土佐清水市と連携してその具体化に向けて取り組んでまいります。その際には磨き上げた資料館や史跡と周辺の食や自然が一体となった魅力的な周遊コースもあわせてつくり上げ、土佐清水市そのものの魅力アップや認知度向上にもつなげてまいりたいと考え

ております。

こうした取り組みでは、資料館から県内外のジョン万次郎先生ゆかりの地やジョン万次郎先生の史料を展示する施設へいぎなう仕組みもつくる必要がありますが、博覧会のメイン会場となるリニューアルした県立坂本龍馬記念館のジョン万次郎展示室や博覧会において県の中心部から地域へいぎなう役割を担うJR高知駅前の観光案内所、こうち旅広場から資料館へしっかりと誘客ができる仕組みも整えてまいりたいと考えております。

最後に、ジョン万次郎先生の大河ドラマ化について、県としてもさらに積極的に行動する考えはないかとお尋ねがありました。

平成24年12月に、地元土佐清水市を中心に県や商工会議所など官民の連携によるジョン万次郎NHK大河ドラマ実現高知県実行委員会が発足し、これまでも大河ドラマ化に向けた署名活動やNHKへの要望活動などに取り組んできたところです。

幕末、明治維新に活躍した多くの偉人に大きな影響を与えたジョン万次郎先生の偉業を全国に広く知っていただくことはもとより、今後全国的に大政奉還150年、明治維新150年で盛り上がり、本県の歴史を中心とした博覧会に注目してもらうためにも、ジョン万次郎先生を主人公とした大河ドラマの実現は大変力強い後押しになるものと考えております。

県では、幕末、明治維新が全国的な盛り上がりになるよう、昨年8月に本県と鹿児島県、山口県、佐賀県の4県で平成の薩長土肥連合を立ち上げましたが、平成30年の明治維新150年にはぜひ大河ドラマの舞台に幕末、明治維新を取り上げていただけるよう、NHKに対して4県で要望活動を行うべく、現在本県が中心となって調整を進めているところです。

あわせて、博覧会の開催に向け、首都圏

などのマスメディアとタイアップしたプロモーションを通じて、ジョン万次郎先生を初め幕末、明治維新の郷土の偉人を大きくクローズアップしていく中で、ジョン万次郎先生の大河ドラマ化を後押しする活動も積極的に行ってまいりたいと考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) まず、土佐西南大規模公園で整備するサッカー場に関して、将来のメンテナンスを考慮した人工芝の選定を含めた施設整備の方向性についてお尋ねがございました。

この人工芝によるグラウンドの整備につきましては、昨年の9月議会において設計費用の議決をいただき、平成29年度の完成を目指して現在設計を行っております。

この人工芝グラウンドは、県民の皆様方の利用だけでなく、県外からの合宿等の誘客も目的としておりますので、魅力ある施設とするためには、競技団体が定める規格基準を満たす性能を有する人工芝を選定する必要があります。

人工芝の選定に当たっては、性能だけでなく、部分的な張りかえや補修等の将来のメンテナンスを視野に入れ、材料入手の容易性などについても専門家や競技団体の意見を伺うこととしております。

この人工芝グラウンドが県内外の多くの皆様に利用していただけますよう、整備当初の品質確保はもとより、メンテナンスの容易性も考慮し、設計段階からしっかりと施設整備に取り組んでまいります。

次に、人工芝のサッカー場の利用料金についてお尋ねがございました。

土佐西南大規模公園等の県立都市公園のスポーツ施設の使用料金については、近隣地域の同等施設の使用料金や施設の整備費用、維持管理費用などを総合的に判断した上で設定をして

おります。

今回整備を行う人工芝グラウンドにおきましては、さらに近隣地域だけでなく合宿や大会誘致で競合する地域などの料金や利用者の御意見も参考に、幅広く御利用いただける適切な料金になるよう検討してまいります。

次に、住宅の耐震診断の実施率アップとあわせて、耐震設計への誘導、さまざまなリフォーム支援策との連携や低コストな補強方法のさらなる普及など、豊富なメニューを駆使して住宅の耐震化の加速化を図る必要性についてお尋ねがございました。

住宅の耐震化を推進するに当たり、住宅所有者の理解と経済的負担が課題になっていると認識しております。このため、県では、全市町村での戸別訪問の実施、耐震設計への上乗せ補助を行う市町村への支援強化、段階的耐震改修への支援制度の創設から成る緊急アクションプランを取りまとめ、今議会の予算案に必要額を盛り込んでいただいております。

議員からお話のありましたように、黒潮町では丁寧な戸別訪問による住宅所有者への啓発と耐震設計への上乗せ補助などの取り組みにより、着実に耐震改修の件数が増加をしております。県といたしましても、このような取り組みを県全体のノウハウとして活用してまいりたいと考えております。

特に、30万円程度を要する耐震設計については、補助制度を活用しても10万円程度の所有者負担が見込まれることから、耐震診断から耐震設計へ移行する割合は約5割にとどまっている状況です。

そこで、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るため、耐震設計への上乗せ補助に対する県負担割合を4分の3まで引き上げ、耐震設計の着実な実施につなげてまいりたいと考えております。

さらに、耐震改修に一步踏み出すためには、他のリフォーム支援策と連携した取り組みも効果的です。例えば高齢者の住宅の場合、壁の補強の際にあわせて手すりを設置することで耐震改修補助とバリアフリー補助の両方を活用でき、さらに1回の工事で済むことから、工事費を抑えることができます。これらのメリットをわかりやすく整理したリーフレットを作成し、住宅所有者への説明に活用してまいります。

一方で、耐震設計や耐震改修を行う事業者の対応力も重要です。現在、低コストな補強方法を使いこなす技術力や他のリフォームと組み合わせた提案力などを高めるための講義を盛り込んだ耐震改修技術学校を高知市と黒潮町で開講し、100名を超える参加をいただいているところです。

今後も、県民の皆様の命を守るため、住宅所有者の個々のニーズに合わせてさまざまなメニューを活用しながら、全力を挙げて住宅の耐震化を加速してまいります。

次に、これまで経済的理由などから耐震工事を断念していた家庭に対し、段階的耐震改修という方法をどう伝え、今後、上部構造評点0.7、つまり倒壊の可能性があるレベルが最終ではなく、あくまでも目標は1、つまり一応倒壊しないというレベルを超えることであることを県民にどう定着させるのかとお尋ねがございました。

この制度は、倒壊の可能性が高い住宅の所有者が、経済的な理由などから倒壊しないレベルまでの耐震改修を一度に進めることができない場合であっても、まずは第1段階として行う、倒壊の可能性を軽減させる一定レベルまでの工事に対して支援を行うものです。

議員からお話のありましたとおり、制度の運用に当たっては、第1段階の工事を終えただけで安心するのではなく、十分な安全性を確保す

るためには、最終段階の一応倒壊しないレベルまでの工事を行うことが必要であることを十分御理解いただくことが重要であると考えております。

このため、この制度を紹介するチラシなどにおいて住宅所有者の皆様にご理解をいただきたい点をわかりやすく明記するとともに、これまで耐震改修を断念していた方も含め、戸別訪問の機会などを活用して制度の周知を図ってまいります。

この制度の導入により耐震改修を行うための選択肢がふえることから、この機会により多くの住宅所有者の皆様へ耐震改修に向けた具体的な取り組みの第一歩を踏み出していただきたいと考えております。

最後に、復興計画の策定に向けた事前の具体的な取り組みと今後の全県的な啓発の進め方についてお尋ねがございました。

県では、南海トラフ地震等による大震災発生後の迅速な都市の復興を図るため、県と市町村の連携による復興体制の強化や復興に携わる職員の対応力の向上を目的として、平成26年度から、高知県震災復興都市計画指針の策定に取り組んでおります。

この指針に基づき、平成27年度はモデル地区における被害を想定し、復興に向けた訓練を行いました。この訓練には、都市計画区域を有する20の市や町全てから63名の職員の方に御参加をいただいております。その中で、発災後の被災建築物等の調査から建築制限の実施、地区の復興まちづくり計画の策定までの行動手順について理解を深めていただきました。

平成28年度は、この訓練に加え、黒潮町など県内4つの市や町においてそれぞれの地区の実情に応じた訓練を実施することとしております。具体的には、津波や家屋の状況などから、市町村職員みずからその地区における被害を想定し、

時系列に沿った行動手順の確認や地区の復興まちづくり計画のたたき台の作成を行うこととしております。

平成29年度以降も、こうした取り組みを広げることにより、県や市町村職員の復興に向けた対応力の向上を図るとともに、復興についての住民の皆様のご理解を深めていただきたいと考えております。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事（金谷正文君） 集落活動センターの支援のあり方について、まず活動が停滞している集落活動センターに対してどういった対策で向かおうとしているのかのお尋ねがありました。

集落活動センターは、取り組みを始めてから丸4年が経過をし、間もなく県内22の市町村で30カ所の開設が見込まれるなど着実に広がりつつありますが、一方で、一部には担い手不足などの事情により事業の進め方や内容の見直しが必要となっているセンターもございます。

お話のありましたセンターでは、現在、地域住民の皆様が改めてセンターの事業や住民の参画のあり方について話し合いを重ねながら、イベントの開催や住民アンケートの実施などを進めていると聞いており、県といたしましても、地域支援企画員を初め地域本部が市町村と連携し、話し合いへの参画、活動内容や計画への助言を行っているところです。今後とも、既設のセンターのフォローアップも含め、地域の実情を踏まえながら住民の皆様へ寄り添ったきめ細かなサポートを続けてまいります。

次に、地域の機運をさらに維持・拡大するための工夫についてお尋ねがありました。

集落活動センターは、集落の維持・再生を目的に、生活や福祉、産業や防災などそれぞれの地域に必要な機能を地域ぐるみで維持する仕組

みづくりに取り組むもので、地域の支え合いと
いった守りと活性化に向けた攻めの両面をあわ
せ持つ仕組みづくりでございます。

センター運営に関し、行政支援のあり方のお
話でしたが、センターの立ち上げに係
る経費につきましては、立ち上げから3年間、
県と市町村とで支援することとしております。
また、運営経費につきましては、地域おこし協
力隊や集落支援員といった担い手に要する経費
は一義的に市町村が負担をし、その他の運営経
費は市町村からの受託事業やセンター独自の収
益事業で賄う形が一般的となっております。

地域からは、財政的な支援期間の延長を求め
る声が寄せられておりましたこと、またセンター
を持続可能な形とするためには、安定した活動
財源が得られる仕組みが重要でありますことか
ら、今年度からは既に立ち上がっているセンター
において経済活動を拡充していく場合には、こ
れまでの3年間の支援に加えて、収益事業がしっ
かり育つように、さらに3年間事業を支援する
補助メニューを強化いたしました。また、円滑
なセンター運営に向け、財政的な支援のほかに
事業支援のためのアドバイザーの派遣や住民の
皆様を対象とした研修会の開催などを継続して
行っているところです。

センターの数もふえてまいりましたので、来
年度は連絡協議会を立ち上げまして県内のセン
ターのネットワーク化による情報共有や連携促
進を進めることで活動のさらなる活性化を図り、
地域の皆様のやる気と機運が高まるように努め
てまいります。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○**地域福祉部長（井奥和男君）** まず、経済活動
も含めたあつたかふれあいセンターにおける取
組みの充実についてのお尋ねがありました。

昨年の介護保険制度の改正において、日常生
活支援や介護予防サービスなどの充実強化が図

られ、地域の創意工夫を生かしたサービス提供
の可能性が広がることとなりました。県では、
地域地域で安心して住み続けられる県づくりに
向け、あつたかふれあいセンターの機能強化を
図っているところですが、その際に介護予防や
生きがいくくりなどへとつながる新たなサービ
スの提供を通じて、地域の高齢者の皆様などへ
の就労の場を提供するといったことも可能と
なっております。

あわせて、こうした取り組みにとどまらず、
議員のお話にもありますように、あつたかふれ
あいセンターにおいて、例えば高齢者の生きが
いくくりとして、地域の特色ある農産品などを
収穫の上、配食サービスなどに利活用するといっ
たような経済的な活動につながる取り組みなど
も可能だと考えております。

なお、その際には、地域の活性化に向けた仕
組みづくりなどを担います集落活動センターな
ども連携し、しっかりと役割分担をした上
で取り組みを進めていく必要があるものと考
えております。

次に、あつたかふれあいセンターの拠点施設
を各地区に充実させることについてのお尋ねが
ありました。

県民の誰もが住みなれた地域で安心して暮ら
し続けることのできる県づくりを目指していく
ためには、あつたかふれあいセンターの機能強
化を図ることにより、これまで進めてまいりま
した高知型福祉のネットワークをさらに強固な
ものとしていくことが必要だと考えております。

その際には、サテライトの設置によるほうが
効率的なケースもございますが、議員のお話にも
ありますように、可能であれば拠点施設の増
設を図ることにより地域地域においてあつたか
ふれあいセンターのサービス提供機能の充実強
化を図っていただくことが理想的だとは考えて
おります。

あわせて、その際には、拠点施設、サテライトを問わず、ボランティアポイント制度を活用した生活支援サービスの提供などといった形で地域住民の皆様のお力をおかりいたしますとともに、地域の既存施設を有効利用するなど、地域にある人と資源を最大限に利活用するといった視点も重要だと考えており、実際、こうした取り組み事例も報告をいただいているところです。

今後とも、こうした地域の創意工夫を生かした取り組みの好事例なども参考にいたしまして、地域のニーズや実情に沿った形であったかふれあいセンターを中心とした地域の支え合いのネットワークづくりを推進していくことにより、地域地域で安心して住み続けられる県づくりを目指してまいりたいと考えております。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 南海トラフ地震対策について、津波避難タワーの建設に当たって地域住民との合意形成の重要性についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震による津波で甚大な被害が想定される本県にとって、津波避難タワーは、近隣に高台などの避難場所がない地域において住民の命を守るために必要不可欠な施設です。

このため、県ではできるだけ早く数多くの避難タワーを整備することを目指して、平成24年度にはタワーの設置場所の選定、構造設計の考え方、周辺環境への配慮などを示した津波避難タワー設計のための手引を作成するとともに、市町村に対する新たな財政支援制度を設け、整備の加速化を図ってまいりました。

また、津波避難タワーを整備する際には、この手引に示しているように、地域住民の皆様との合意形成や周辺環境への配慮などを事前に行った上で、市町村においては事業に着手しているものと考えております。

ただ、整備後の環境変化に伴い、一部では電

波障害などの影響を与えたケースもありましたが、こうした場合におきましても、事業主体である市町村がしっかり対応しています。

いずれにしましても、津波避難タワーは地域の皆様の命を守る施設として地域が望む形で整備されるべきものであることから、その前提条件として利用される住民の皆様との事前の合意形成が非常に重要となります。このようにして整備された津波避難タワーを使いこなすことが、いざというときに地域の皆様の命を守ることにありますので、日ごろから地域の皆様が協力し合って訓練を行うなど、積極的に活用していただきたいと考えております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、日常の作法のイメージでの防災教育が必要と考えるが、防災教育をどう進めていくのかとのお尋ねがございました。

東日本大震災から5年が経過し、防災意識の低下も一部で懸念されていますが、一方で南海トラフ地震の発生確率は高まっており、気を緩めることなく、全ての学校で全ての児童生徒に対してしっかりとした防災教育を徹底していくことが必要だと考えます。

防災を学ぶことは、豊かな恵みをもたらしてくれる自然が時には想像をはるかに超えた大きな災害となって襲ってくるという二面性を理解することでもあります。地域を大切にす郷土愛を育みながら、いざというときの判断力、行動力を養うことが大切で、それが議員のおっしゃる作法ということにつながると思います。

県教育委員会では、そうした視点も取り入れ、平成24年度に高知県安全教育プログラムの震災編を策定し、県内の全ての教職員に配付するとともに、プログラムに基づいた副読本やハンドブックを作成し、防災教育の充実に努めてまいりました。議員のお話にありました黒潮町にお

いては、このプログラムの活用に加え、地域の特性を組み入れた先進的な防災教育の取り組みを進めていただいております。

このような黒潮町を初めとするすぐれた事例を県内に広めながら、防災教育を着実に推進していくことにより、日ごろは自然の中で生き生きと過ごし、災害時には自然に体が動いて的確な行動ができる子供たちをしっかりと育ててまいります。

次に、道德教育の準備段階の状況や具体的な進め方、子供の評価の仕方についてお尋ねがございました。

小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から実施される特別の教科、道德におきましては、道徳的な問題の解決に向けて多面的、多角的に考え、議論したりする学習や体験的な学習など多様な指導方法を取り入れた授業を行っていくことが必要です。そのような学習を通して児童生徒がみずからの生き方をしっかりと考え、それを道徳的な行動につなげていくことが求められます。

本県におきまして、こうした道德の教科化に対応した授業を行うことができるよう、指導方法や評価のあり方などをまとめ、また多様で効果的な道德の授業の仕方を具体的に映像で示したDVD付きの道德教育用指導資料集を作成し、先月、県内全教員に配付したところです。また、平成28、29年度には、特別の教科、道德の指導方法や評価についての実践的な研究を行う学校を10校程度指定して研究を行っていくこととしています。さらに、教科化の趣旨を踏まえた授業実践についての先導的な研究を行って県内の道德教育を牽引していく第2期道德推進リーダーを、平成29年度までに約40名育成していくこととしています。

特別の教科、道德における評価については、他の児童生徒との比較や数値などによる評価を

行うのではなく、子供たち一人一人をよく観察し、個人としていかに成長しているか、それぞれの行動や発言を肯定的に受けとめ、子供たちの道徳性の成長をより一層促していくような評価を実施する方針が示されております。

今後は、この指導資料集を活用したり指定校の研究成果を県内全域に広げるとともに、リーダー教員による研究成果の発表や模範授業の公開等を通して、道德の教科化に対応した授業や評価ができるよう教員の指導力を一層向上させ、高知県の道德教育のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に、18歳選挙権に関する課題などに対する現在までの取り組みや今後の課題などについてお尋ねがございました。

選挙権年齢の引き下げを受けて、昨年12月には管理職及び教科担当を対象とした研修会を実施し、生徒の政治的教養を育むための教育や政治参加に関する教育を各校において組織的、系統的に行うためのポイントなどの周知徹底を図りました。

また、県選挙管理委員会と連携し、現在の高等学校の在籍生全員を対象に、公職選挙法の改正内容の理解や選挙違反の防止も含めた選挙のルールの知識を身につけさせる出前授業も実施しているところです。

しかしながら、先月、高知新聞に掲載された同社が実施した18歳選挙権に関する県内高校2年生へのアンケートでは、政治に関心がないと回答した生徒が48.5%と半数近くを占めているという状況があり、生徒の政治に対する関心をさらに高めていくことが重要な課題であると認識しております。

このため、現在、全ての県立高等学校において政治的教養を育むための教育に関する指導計画を作成し、その内容を教育委員会でも確認した上で、来年度以降、系統的、計画的な指導を

推進することとしております。

その中では、国が作成、配付した副教材を効果的に活用しながら、現実の具体的な政治的事象を取り上げて討論や話し合いをする取り組み、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした取り組み、地域の課題を取り上げ、その解決方法を探る取り組みなどを公民科の授業や総合的な学習の時間、特別活動等を通じて積極的に取り組んでいくことにより、生徒たち自身の生活と政治がどのようにかかわっているのかを理解させ、より政治を身近に感じさせていきたいと考えております。

一方で、議員の御指摘の高校生の選挙運動のかかわり方や学校内での選挙活動、選挙違反への対応等、高校生の選挙運動や政治活動につきましては、昨年10月に文部科学省から新たに出された通知や1月に示されたQ & A集に基づいて適切に対応してまいります。

(警察本部長上野正史君登壇)

○警察本部長(上野正史君) 今後の女性警察官の比率と現場執行力の維持についてのお尋ねがありました。

まず、女性警察官の比率についてですが、県警察では、平成5年度から女性警察官の採用を開始、本年2月末現在の女性警察官の数は123人、条例定数に占める割合は約7.7%となっております。今後とも県警察では、能力と適性を有する女性警察官の採用に積極的に取り組み、平成35年度までに女性警察官の割合を10%に引き上げることを目標としております。

次に、現場執行力の維持についてです。

警察官は、採用時に全員、警察学校において柔道、剣道、逮捕術などの術科訓練を含む所定のカリキュラムを履修することとされており、その内容は男女を問わず同一です。また、警察学校を卒業後も一定期間警察署の地域課において先輩警察官によるマンツーマン指導のもと、

実際の勤務を通じて修習を行い、現場における職務執行力を身につけさせているところです。

修習期間終了後は、本部及び各警察署において全警察官を対象に柔道、剣道、逮捕術の訓練を曜日指定して行っていますが、これに加えて、毎年女性警察官のみを対象とした逮捕術の訓練を2日間にわたって行っております。

さらに、各警察署において、交番勤務の女性警察官を対象として、交番への来訪者が突然ナイフで襲ってきた場合や拳銃を奪おうとしてきた場合の対処方法、制圧方法を身につけさせるための実践的な訓練も行っております。

県警察としては、このような訓練等を実施することで女性警察官の現場執行力の維持・向上を図り、県民の皆様の安全・安心を確保できるよう努めてまいります。

次に、女性警察官が出産や育児で職場を離れた場合の復職へのサポートについてのお尋ねがありました。

出産や育児で職場を離れていた職員がスムーズに職場に復帰すること、また復帰後は仕事と育児の両立を図ることができるようにすることは、女性の活躍を促進する上で非常に重要であると認識しており、県警察ではこれをサポートする各種の施策をとっております。

具体的には、育児休業中の職員に対し、休業期間中に生じた県警察の組織機構や各種制度の変更、取り組みの内容に戸惑うことなく復帰できるよう関係資料を配付するなど、定期的に情報提供を行っております。

また、出産・育児の経験がある女性職員がメールで対応する相談窓口を開設して、休業中の職員が抱えている復職後の勤務環境等に関する相談に的確に対応し、これら職員の不安感を軽減する体制を整えております。

さらに、育児休業中の職員のスムーズな職場復帰を図るため、復帰の直前に復帰予定所属に

において2週間を超えない範囲内で研修を行うことができる制度や休業中でも希望すれば警察学校における専門教育の授業を聴講できる制度などの構築を進めております。

これらに加えて、復職後も1日の勤務時間を短縮することができる育児短時間勤務や時間外勤務等を制限する制度を設け、仕事と育児の両立ができるようにしています。

県警察では、これらの制度を有効に活用して育児休業からの復帰をスムーズに行えるよう、総合的なサポートを行ってまいります。

次に、街頭防犯カメラ等の今後の設置計画や見直しについてのお尋ねがありました。

県警察では、平成23年度から街頭防犯カメラ等の設置事業を開始し、本年度末までに警察が設置するものとして45カ所70台、市町村、事業者等が設置するものに警察が補助を行うものとして46カ所65台が、それぞれ県内の商店街や通学路に設置されることとなっています。

議員も御指摘のとおり、街頭防犯カメラ等は犯罪の抑止や検挙に大きく貢献するものでありますが、一方でプライバシー等への配慮も適切になされるべきことから、設置される地域の方々の御理解を得た上で設置、運用することを心がけております。

なお、これらのカメラは当初人口が集中する高知市内を中心に設置しておりましたが、徐々に高知市外からの設置要望も増加してきたことから、本年度中に設置される街頭防犯カメラ等については、警察設置のもので5カ所8台、補助金を活用するもので9カ所10台が高知市外に設置される予定となっています。

平成28年度は、市町村等の設置する防犯カメラへの支援を本年の倍の30台分、警察設置のカメラを18台分、合計48台分を措置いたしたいと考えております。今後とも、これらのカメラの設置について地域の要望も踏まえつつ、その必

要性等を十分に検討し、計画的に取り組んでまいります。

最後に、サイバー犯罪に対する県警の取り組みについてのお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、インターネットが社会経済活動や生活の一部として定着する中で、日本年金機構の個人情報流出などの重要インフラを標的とするサイバー攻撃が頻発するなど、サイバー空間の脅威への対処は極めて重要な課題であると認識しております。

こうした状況を受けて、県警察においては平成26年4月にサイバー犯罪対策室を設置し、サイバー犯罪対策に捜査と抑止の両面で取り組んでおります。

一方、企業等のサイバーセキュリティ対策としては、平成12年に、県内のプロバイダーや自治体等との間で高知県ネットワークセキュリティ連絡協議会を立ち上げて、サイバー空間の脅威に関する情報共有と情報セキュリティの意識向上に努めております。また、サイバーテロの未然防止対策としては、平成22年に重要インフラ事業者との間で高知県サイバーテロ対策協議会を立ち上げて情報提供や意見交換を行っているほか、事案発生を想定した共同対処訓練を実施し、緊急対処能力の向上を図っております。

さらに、日々進化している情報通信技術に対応するため、サイバー犯罪や情報セキュリティの専門的な知識を有する高知工科大学の教授にサイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーを委嘱し、捜査員への教養や講演、技術に関する助言を得るなどサイバー犯罪対処能力の向上を図っております。

県警察としましては、引き続き県内事業者等とセキュリティ対策の情報交換を行うなどにより、サイバー犯罪対策に取り組んでまいります。

○32番（下村勝幸君） 大変多くの質問に対して前向きな答弁ありがとうございました。実行していただけるという方向の答弁だったと思うんですが、1点御確認したいことがありました。

集落活動センターの関係なんですけど、中山間対策・運輸担当理事のお話の中で、3年間の今回事業がある一定終了して、今後さらに3年間補助メニューを追加していただけるという話がありました。

私がちょっと心配するのは、その3年間の今までの事業計画の中でやはり継続が難しいとかでさらに頑張ってみてみたいというところが出てきたときに、きちんとした事業計画の確認とかアドバイスとか、今後また3年間やる上で、おいてきちんとそれは成り立っていくのかどうか。

そういったことを含めた上のきちんとした支援でなければ、また3年間やってもまた次はだめでしたということになってしまうと本当に意味がないので、だからそういった意味できちんと支援ができるのかどうか、そのあたりはどのようなになっているのか、そこを教えてくださいたいんですが。

○中山間対策・運輸担当理事（金谷正文君） 県としての支援は財源的な支援だけじゃなくて、事業計画なんかを練り込むときのアドバイザーの支援とか、ソフトも含めていろんな角度で支援をするような体制を整えておりますので、今回改めて計画をつくる際にはそういった部分についてもしっかりと入っていくような形にしたいと思っております。

○32番（下村勝幸君） もう質問はございませんが、知事のほうから答弁いただきましたように、やはり県職員の皆さんに自分の当事者意識を持っていただくのは、知事述べられたようにやはり充実感であったり達成感であったり、ともに一緒にやってみんなが喜び合えたというとき

に初めて当事者意識というものは醸成できると思いますので、ぜひ知事、そういった方向でやっていただきたいと思います。

それからあと、観光振興部長から、ジョン万次郎の関係で大変前向きな、自分たちも期待が持てる、早くその状態にならないかなというぐらいの非常にいい答弁がいただけたんじゃないかなと思います。ぜひ今後ともそういった方向で、その大河ドラマも早く見てみたいですし、高知県がもっともっと元気になるように皆さんによろしくお願ひしたいと思ひまして、私の一切の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（西森雅和君） 暫時休憩いたします。

午後2時57分休憩



午後3時15分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

38番金岡佳時君。

（38番金岡佳時君登壇）

○38番（金岡佳時君） 議長のお許しをいただきましたので、通告どおり、順次質問をさせていただきます。

中山間対策についてでございますが、中山間地域に住み続けていくことと、そして中山間地域へ移住者の方々に来ていただくためには、どうすればよいかということで質問を上げさせていただきました。

人がその土地に住むための要件はたくさんありますが、収入をどうやって上げるのかといった仕事の観点について、安心して暮らせるのかといった地域の安全の観点について、そして子

供たちが自己実現できるのかといった教育の観点についての質問をさせていただきます。

嶺北地域を例に挙げますと、嶺北地域はもともと豊かな地域で白髪山のヒノキは大阪城の築城にも使われたと言われております。以来、長く木材の主産地として山内家の財政や戦後の復興、さらに高度成長時代にと時代時代の社会に貢献をしてきております。

農業は棚田での米づくり、さらにお茶、山菜、そしていろいろな野菜づくり、川では川漁師がおり、アユをとって生計を立てておる方もおりました。美しい自然や美しい風景、豊かな産物もあるということで、戦前には嶺北地域のことを桃源郷と書いてある本もあったと聞いております。

嶺北地域には2つの転換期があったと思います。1つは、早明浦ダムの建設であります。46年前の1970年には嶺北4カ町村で3万人を超える人口があり、早明浦ダム建設によるダム景気でもにぎわっておりましたが、豊かな自然や地域の文化、人の営みを奪う一面もありました。

ダムの完成と白滝鉱山の閉山した後は、急速に人口を減らし始めます。当初は、これほど人口が減るものとは予想もしていませんでした。バブルがはじけたころ、気づき始めたのですが、なかなか危機感を持てなかったというのが実態であります。

近年、その減少スピードはさらに加速をしています。かなり以前から予測をされていたことではありますが、国勢調査の速報値を突きつけられますと、改めて事の深刻さを認識させられます。嶺北地域の人口はこの5年間で、大豊町では753人、本山町では524人、土佐町では359人、大川村では14人、合わせて1,650人減り、現在の人口は1万1,941人となっております。

仮にこれと同じ割合で減少すると仮定しますと、20年後には6,600人減り、嶺北地域全体の人口

口が5,300人余りになってしまいます。

全国的に見れば近い将来消滅する集落があらわれるでしょうし、町村の存続をも脅かされると思われれます。今がまさに2つ目の転換期であろうと思います。

人が減るということによる弊害は、言うまでもなくあらゆるところにあらわれています。特に、農林業後継者がいなくなることによる生産量と生産意欲の低下は深刻で、農林業自体の活力を奪い、農林業では生活ができないというところにまでなっています。それは当然のごとく農林業への就労を妨げ、ますます農林業を厳しいものにしています。

農林業の活力低下は、中山間地域の経済力を低下させ、商工業やサービス業などあらゆる業種に影響し、雇用機会を奪い、所得の低下を招き、どんどんと中山間地域での生活を厳しくしているのが現状であります。

そうした現状が若者の定着を阻み、少子高齢化を進め、過疎化に拍車をかけているのは御承知のとおりであります。このまま集落が消滅をしてもいいのでしょうか。町村が消滅をしてもいいのでしょうか。中山間地域の消滅は日本の国の成り立ちをも揺るがすことにもなりかねません。

知事は、就任以来、課題解決先進県として中山間対策の充実と強化に取り組んできておりますが、人口減少に拍車のかかる中で中山間地域を存続させるために、今後どのような意気込みで取り組んでいかれるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

そうした中、中山間地域対策として知事が進められている集落活動センター事業は、私もこの事業しかない、この事業が成功しなければ中山間地域の未来はないと思うほどの期待と思入れがあります。

現在運営している方々、これから導入しよう

としている地域の関係者、それぞれ集落活動センターへの極めて大きな期待がある一方で、うまくいくのだろうか、破綻したときには大きな負担がかかるのではないかと、自分たちがやれなくなったときには誰がやるのだろうか、いつまでもボランティアで続くのだろうか、多くの不安を持ちながら日曜日ごとに地域の人たちが絵出で産品や加工品の販売をするイベントやそば打ちなどの体験イベント、さらには宿泊のお世話からほかのイベントへの出店など、あらゆることに懸命に取り組んでおります。そのイベントを通じて地域の方々のきずなが強くなっているのも確かでありまして、地域外からのお客様との交流も活発になってきております。また、移住をされてきた地域支援員や地域おこし協力隊の皆さんも必死で頑張っております。それだけに、何とか軌道に乗っていただきたいと思っております。

中山間地域の持続発展を図るため、集落活動センターの存在は不可欠であります。地域での定着に向けてどのような戦略を持って支援していくのか、中山間対策・運輸担当理事に御所見をお伺いいたします。

農業振興部では、第3期産業振興計画において、地域で暮らし稼げる農業を目指す姿に掲げて、戦略の柱として生産力の向上と高付加価値化による産地の強化、中山間地域の農業を支える仕組みの再構築、流通販売の支援強化、生産を支える担い手の確保・育成、地域に根差した農業クラスターの形成に取り組もうとしております。どれもすばらしい案であります。

しかし、実現するには課題も多くあります。急がなければならないという気持ちは私も同様で、嫌というほど感じておりますが、地域を取り巻く状況は集落営農組織においても地域をまとめるリーダーがいなかったことではなかつくれぬ。新規就農者も簡単には思ったよ

うにいきませんので、四苦八苦という状況であります。

多くのすばらしい構想も、取り組む組織と人材がなければ何もできません。集落活動センターが自立をし、その役割を担う以外方法はないのではないのでしょうか。集落活動センターを自立させるための施策がまず必要だと思います。それには、集落活動センターの法人化と収益の柱となる事業を見出すことが求められます。現状では、集落活動センターの立ち上げと整備を当初の3年でやることになっておりますが、収益の柱となる事業をその3年で見出し、その後10年くらいかけてその収益事業を育てることが自立への近道ではないのでしょうか。

集落活動センターの自立に向け、各センターでは地域の特色を生かした収益事業の確立に取り組んでおりますが、取り組みの現状と課題、今後の展望について中山間対策・運輸担当理事の御所見をお伺いいたします。

それぞれの地域の中で見た今できる収益事業はといたしますと、例えば各地域の特色を生かした研修事業が挙げられます。林業の有望なところでは、間伐や作業道の整備などの研修をしながら実際に山林所有者から間伐や作業道の整備を請け負い、事業化をする。県は研修委託ということで10年程度支援をする。また、地域によっては、みそ、コンニャク、そば、豆腐づくりなどの食品加工の研修を同様にし、同時に加工食品の完成度を高め、特産品化する。そのほか、地域の特産品で生産者が高齢化をし、つくれなくなったもの、収穫できなくなったものもたくさんあります。その生産技術の研修も考えられます。いろいろな技術や知識を学びながら、特産品の生産継承をすることができるのではないのでしょうか。

集落活動センターにおいて、県が主催する各地域の特色を生かした委託研修事業により、柱

となる収益事業を育てていくことについての御所見を中山間対策・運輸担当理事にお伺いいたします。

次に、集落活動センターの法人化について質問をいたします。例えば地域農業を推進するためには集落営農組織の立ち上げが重要と考えます。その集落営農組織の機能も集落活動センターに持たせればよいのではないのでしょうか。そもそも集落営農組織が立ち上がらない要因の一つに、事務作業を誰がやるのかということもあります。その部分も補えるのではないのでしょうか。また、新規就農者と後継者のいない農家とのコーディネート役も期待できます。

それらのことから、集落活動センターが自立をするためには収益を上げて経営をするという観点に立ち、法人化をするべきだと考えます。法人化をすることで事業収益を上げるということが明確になり、いつまでもボランティアに頼るという意識を変えることができます。法人化をするには、簡単といってもそれなりの手続が必要であります。地域の関係者だけでは事務手続もなかなかできません。何らかの支援が必要です。

集落活動センターの法人化を進めるべきと考えますが、御所見を中山間対策・運輸担当理事にお伺いいたします。

次に、地域に根差した産業を核としたクラスターを地域地域に生み出していくという方針には全く同感であります。核となる産業を育てることも困難になりつつあります。集落活動センターを同業同種の集まりだけでなく、地域のあらゆるものが集まる地域クラスターとして確立していくことが必要ではないのでしょうか。

そのためには、地域支援員や地域おこし協力隊の配置、集落活動センターの法人化、県の助成による研修委託事業、集落営農やその地域の持つ事業を行うなど複合的な経営をすることが

重要であります。そうすることによって、少人数ではありますが安定した収入を得られる雇用の場ができます。

多くの移住者が中山間地域へ来ております。移住者をふやすことは人口の社会増につながる最も有効な方法であります。地域おこし協力隊の方々もたくさん来てくれるようになりました。しかし、3年間の任期が切れてからその地域で住むための職業を探さなければならないなど、安定した職業がないのも現実でございます。

移住者の移住条件で最も求められるものが、安定した収入が得られる仕事があるかどうかであります。もちろん、もともとその地域に住んでいる若者にとっても同様であることは言うまでもありません。

集落活動センターを地域の持つあらゆる事業を行う地域クラスターとして確立させていくことが中山間地域の存続につながる進むべき道だと考えます。

また、集落活動センターの取り組みにはなかなか自主的に前に進まない現実があります。県には、地域に対してやるべきことを積極的に提案していただきたいと思えます。

集落活動センターをさまざまな事業を行う複合的要素を持たせた地域クラスターとして確立させていくことについての御所見と実現するための戦略と今後の展望もあわせて、中山間対策・運輸担当理事にお伺いいたします。

次に、林業政策についてであります。

皆さんが中山間地域を車で通られたとき、どちらを向いても植林で覆われている山を見ることができると思えます。先人たちの努力に敬意を表するところでありますが、残念ながらその多くが手入れの行き届いていない密集した山林となっています。その植林の中は薄暗く、下草も全く生えておりません。露出した岩や土の上を落ちた杉の葉が覆っているのが現状でありま

す。そのため、大雨が降りますと、水は山にしみ込むことなく表面を滝のように流れ落ちます。それが山に災害をもたらす原因の一つになっているのは御承知のとおりであります。国土の保全を図る上で森林の整備は重要な課題となっております。

しかしながら、今の木材価格では伐採や搬出の費用がかかり過ぎるため、皆伐をしても山主の手元にはほとんどお金が残りません。間伐や路網整備などは費用負担ばかりで収益にならないので、なかなか山の手入れが進まないのが実態であります。

作業道整備にしても、団地化をして進められる事業体や大規模な山林所有者はいいのですが、ほとんどがそういう取り組みのできない小規模な山林所有者であります。その山林所有者も高齢化しております。あと数年すると植林の手入れはもとより、山の境界すらわからなくなる懸念があります。美しい自然や美しい山の風景も中山間地域での大事な財産であります。この美しい自然や風景が、それが魅力で訪問をされる方や移住を決心された方々も数多くおります。この自然や風景を美しいまま未来に残さなければなりません。

森林の景観は山林所有者など人の手が入れることによって美しく保たれますが、長く手が入らない放置された人工林や里山林が今なお多く残っていることも現状としてあります。

このような高知県の林業の川上の現状をどのように捉え、課題解決のための取り組みをどのように進めているのか、林業振興・環境部長にお伺いいたします。

森林整備で最も必要なのは路網整備であります。小規模の山林所有者のいわゆる自伐林家でも路網整備が進められるようにして、できるだけ切り捨て間伐でなく搬出間伐をしていかなければなりません。

平成16年の早明浦豪雨で見られましたように、おびただしい数の木材が谷を埋め、暗渠を遮り、すさまじい被害をもたらしたのは御承知のとおりであります。林業は収穫までの期間が長く、手入れをしてもその利益は次の世代が受けることが普通で、このような事態となりますと実際に次の世代が受けられるかどうかも疑問であります。

山林は個人の財産と言いながら、水源涵養や国土の保全など公益的要素が極めて強いものですが、木材価格が低迷し採算がとれない中では、山林所有者は自己負担で山の手入れをすることはできない、そしてやらない状態になっております。

一方で、路網を整備して枝打ちや間伐をしなければ良質材はできませんので、必然的に山に関心を持たなくなり、山の存在すら忘れていた山主も数多くおります。加えて、都市部に就職しそのまま都市部で生活をしている人や都市部の人で山を買われた方など、いわゆる不在地主もふえております。それは、山林をますます荒れたものにし、木材の価値を下げしていく要因の一つとなっております。

そこで、木材価格が低迷する中、山の存在すら忘れかけている山主や不在地主に対して、山林に関心を持たせる取り組みの現状と展望を林業振興・環境部長にお伺いいたします。

次に、自伐林家など小規模林業への支援についてお伺いいたします。

路網整備や間伐に意欲のある自伐林家でも、作業道の整備をする機械や木材を搬出する機械を持たない人がほとんどであります。そのため、作業道の補助金だけでは自分で作業道を開拓することができません。もちろん、機械導入のための補助金はありますが、作業道の整備の補助金が1メートル当たり500円、1,000円の話の中で、バックホーや運搬車は200万円、300万円か

かる話であります。5割の補助があるとはいえ、もともと赤字の事業をするためにお金をかける人はおりません。無償による機械レンタルの制度などで小規模な山林所有者が自分で山の手入れができるようにしなければ、山林の整備は進まないのではないのでしょうか。

そこで、公益性の高い山の手入れを進めるためにも、自伐林家などが行う路網整備や間伐などについては個人負担がかからないようにすべきではないのでしょうか、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

団地化ができて路網の開設ができるところは、今後皆伐をしていかなければなりません。また、採算のとれるところでは架線を張って搬出することも同様であります。しかし、皆伐をしてそのまま放置するわけにはいきません。放置をすれば山崩れなど災害の要因ともなります。

そこで、再造林をしなければなりません、現在の経済状況ではなかなか再造林が進まないのが現状です。また、今、杉の苗を植えてもその杉材が売れるようになるのは50年後であります。50年後は誰が所有者なのかわかりません。現状でも自分の山のことがよくわからなくなってきたおり、今50年後のことを考える山林所有者はほとんどおりません。

これはもはや個人の問題ではなくなりつつあります。現代では、森林に対して景観や防災、水源涵養など公益的機能への期待が大きくなり、個人の財産としての考えが小さくなってきているのではないのでしょうか。そう考えると、再造林についても個人負担がなくなるようにしなければ再造林は進まないと思われま。

再造林の取り組みの現状と課題、将来の展望について林業振興・環境部長にお伺いいたします。

近年、中山間地域では、鳥獣被害が深刻な問題となっております。その要因は、里山に住む

人が少なくなった、あるいは鳥獣を捕獲する人が少なくなったからなど、たくさんありますけれども、1つには、植林がふえ過ぎ、動物の餌となる実をつける広葉樹が少なくなり、動物が里山へおりてきたからとも言われております。

このため、今後増加することが予想される皆伐跡地への再造林の際には、山の頂上部などには広葉樹など実のなる樹木のエリアを設け、その下に針葉樹を植えるなどして、動物とのすみ分けができるように鳥獣被害対策への配慮も必要ではないのでしょうか、林業振興・環境部長に御所見をお伺いいたします。

次に、中山間地域における南海トラフ地震対策についてお伺いいたします。

知事は、近い将来必ず発生すると言われている南海トラフ地震に対する備えとして、さまざまな視点から今打てる対策を考え、ハード、ソフトの両面から先頭に立って被害軽減に向けた取り組みを進められております。

この結果、沿岸部においては津波避難タワーの整備が目に見えて進んでおりますし、高知海岸では大規模な堤防の補強工事が進められており、大変心強く感じているところであります。このように沿岸部の津波被害を想定した対策は着々と進んでおりますが、中山間地域に目を向けますとまだまだ対策が必要であります。

東日本大震災のすさまじい津波の映像を目の当たりにすれば、津波の被害軽減を第一に考えなければならないことは十分理解できますが、中山間地域におきましても打つべき対策はたくさんあります。大規模な地震が発生したとき、そのほとんどが地すべり地帯である中山間地域においてまず懸念されることは、山腹崩壊や落石による道路の寸断並びにこれに伴う集落の孤立です。

高知県の中山間地域は急峻な山肌を縫うように道路が走っており、その山肌にはいつ落ちて

もおかしくないような大きな石が点在しております。また、多くの場合、迂回路となり得る別ルートがなく、一旦通行どめになるような災害が発生すると、そこから奥の集落が孤立してしまいます。そのような集落には、独居のお年寄りが数多く住んでいます。

知事は、提案説明の中で、地域に支援物資を届けるためのルートの確保が重要であることに触れ、昨年度策定した道路啓開計画について、啓開手順書の作成や啓開作業に当たっていただく建設業者の割りつけ、重機の配置などを更新すると同時に、孤立が懸念されている地域における緊急ヘリコプターの離着陸場整備に対する支援等も進めるとおっしゃられておりました。

このように、災害時の孤立対策としては陸・海・空で連携したルートの確保はもちろん、必需品の備蓄等、事前準備などもあわせた総合的な対策が必要となっておりまいますが、まずは地震発生後も早急に道路の機能回復を図ることが重要であると思います。

そこで、南海トラフ地震発生時における中山間地域の道路の機能確保について、優先して確保するルートをどのように整理し、その機能回復のためどのような対策を講じていくつもりなのか、土木部長にお伺いいたします。

また、先ほど申し上げましたとおり、中山間地域には常に落石や斜面崩壊のおそれがある脆弱な道路が多く存在します。私の住む嶺北地域におきましても、道路からは木に隠れて見えないものの、山に入ると大きな石が不安定な状態で山肌に点在している箇所が数多くあります。さらに、気象条件を見ても降雨量が多く、地すべり地帯も多く見られることから、地震発生時には至るところで道路が寸断されるのではないかと懸念をしております。

このため、大規模な地震が発生した後、避難所へ逃げる道や負傷者を救急搬送するためヘリ

ポートへ向かう道などが大きな落石や土砂崩れのために通れなくなることがないように、事前の防災対策が重要と思います。

中山間地域の道路における落石対策等防災対策について、その現状と今後の見通しを土木部長にお伺いいたします。

次に、国道439号の整備促進についてお伺いいたします。

国道439号は徳島県境から高知県に入り、嶺北地域や高幡地域を經由して四万十市に至る道路で、四国の中央部を東西に走っています。総延長は約348キロあり、四国の国道では第2位の長大路線であります。四国きっての厳しい道、いわゆる酷道として知られ、誰が決めたかわかりませんが、岐阜県の国道418号、紀伊半島の国道425号と並んで日本の三大酷道に挙げられていますが、中山間地域の暮らしや産業を支える大動脈であるとともに、南海トラフ地震の発生時には、津波の影響を受けずに広域的な物資の移動や支援を可能にする命の道でもあります。

この道は、昭和57年に国道に認定され、既に33年が経過いたしました。この間、県は、多大な費用と労力を費やして改良を進めてきており、その結果、いの町では2車線での改良が完成いたしましたし、本山町、土佐町でも大半の区域で2車線化が進んでおります。昨年11月には、土佐町で地域住民の念願であった石原トンネルが完成し、いの町方面への利便性が向上するとともに、冬場の峠越えにおける路面凍結区間を回避できるようになり、安全性も向上するなど、改良の効果を実感しているところであります。

このように、国道439号の整備は着々と進んでおり、改良済みの区間においてはその効果もあらわれてきているところですが、439号全体で見るとまだまだ未改良の部分が多く残されておりますし、2車線化はできているものの線形が悪く、走行性や安全性の面で問題がある箇所も見

受けられます。

近年、おおよそ製材の稼働に見られるように、木材需要の拡大に県としても力を入れて取り組んでいるところと思いますが、これらの木材需要に応えるためには、木材産地と製材工場を結ぶルートが整備され、大型のトラックでスムーズな搬出ができることが不可欠です。

さらに、この国道は県内では四国横断自動車道の大豊インターチェンジと接続し、7つの国道と交差をしております。県道、町道を入れますと大変な数の道路が交差をしております。高知県は東西に長い県であります。国道439号は高知県の山間部を高知県の形状に合わせて東西に延びております。近い将来、起きると言われている南海トラフ地震の発生時には、沿岸の道路が津波の被害を受け寸断された場合においても、山合いを通るこの道が機能すれば県外からの広域的な支援も県内全域に行き渡らせ、早期の復旧・復興に大きく寄与するものと思います。

このように国道439号が中山間地域の産業を下支えし、大規模地震の発生時には命をつなぐための重要な路線であることを考えますと、今以上に整備促進に努めるべきと思うところでありますが、国道439号の整備の現状と今後の見通しについて土木部長にお伺いいたします。

地震や集中豪雨のときには、道路の寸断ばかりでなく大規模な斜面崩壊、いわゆる深層崩壊の発生も懸念されます。近年の雨の降り方は異常と言われますが、時間雨量50ミリ以上の発生回数を1981年から2010年までの30年間で比較しますと、ずっと右肩上がりになっており、それに比例して土砂災害発生件数、深層崩壊発生件数ともに増加してきております。毎年のように増加している現状では、もはや異常というよりも当たり前になってきていると言わざるを得ません。特に、深層崩壊が発生すると想像を絶する被害を及ぼします。

平成23年7月の台風6号による豪雨により奈半利川平鍋地区において発生した深層崩壊に伴う土石流災害は記憶に新しいところであります。この土石流災害は、1,000ミリを超える降雨により発生し、標高約710メートルの崩壊源頭部から標高146メートルの平鍋ダム湖へ溪岸や山腹、主要国道を巻き込みながら一気に流れ落ち、国道493号が流出したのはもちろんのこと、土石流がダム湖に突入したことにより段波が発生し、平鍋ダムを越波し、ゲート設備に被害をもたらしました。この例では、ダムの満水時に地震が起き同様の事態となったとき、ダム直下流域に甚大な被害を及ぼすおそれがあることを想定させます。

また、平成23年9月2日から5日にかけて、台風12号が西日本を横断しました。特に、紀伊山地に2,000ミリを超える降雨をもたらし、奈良県十津川村を中心に50以上の深層崩壊が発生しております。この災害例では、高知県の中山間地域と地形がよく似ていますので、同様の災害が心配されるところであります。

また、平成16年10月23日には、新潟県山古志村で中越地震により地すべりや斜面崩壊が発生しております。

私も実際、台風に伴う大雨で深層崩壊が発生いたしました奈良県十津川村や台湾を視察してまいりました。特に台湾で起きた被害は、一つの集落が一瞬のうちに消えるという、これまでの土砂災害の常識を超えるもので、その脅威を目の当たりにしたところでした。

吉野川流域においても、記憶に新しいところでは、平成16年の早明浦豪雨により大川村や土佐町で土石流による被害が至るところで発生しました。また、一昨年の台風12号、11号による大豊町の地すべりでは、長期間にわたる避難生活、道路の寸断や通行どめなど住民の生活に支障を来しました。このときは深層崩壊までには

至りませんでした。この流域は深層崩壊に結びつきかねない地質であることから、いつどこで起きてもおかしくない災害発生を懸念する住民の声が多いことも事実です。

このような深層崩壊については、学術的に未解明な点も多く、箇所を特定することは現時点では困難だと聞いております。また、国や学会などでは、衛星を使った監視システムなど精力的に研究が進められているとも聞いていますが、集中豪雨と地震が重なったときの被害は想像を絶するものになると思われまますので、高知県においても深層崩壊のメカニズムの検討や深層崩壊マップの作成、大規模土砂災害アーカイブの構築、さらに監視、警戒、避難のシステムづくり、地域防災計画の見直しなどに取り組む必要性があると思います。

深層崩壊に対して、県として今どのように取り組んでおられ、今後どのように進めていかれるのか、土木部長にお伺いいたします。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切る。私も自分が間接的にですが体験をしていますので、まさにそうあってほしいと思っているものがあります。

また、教育環境が移住者にとってもその地域を選択する大きな要因の一つにもなっています。その地域の自然環境や景観の美しさ、仕事の有ることや生活環境のよさと並んで子育てのしやすさ、教育環境が大きなウエートを占めているということでもあります。そして、その教育環境に関して言えば、より高い進学実績のある学校があることを望んでいます。

今、嶺北地域におきましては、中学校の卒業生の半数ほどが高知市内の高等学校に進学いたします。これは、生徒や保護者の皆様に、大学進学を意識して、自宅からの通学が困難であっても進学実績の高い高知市内の高等学校に入学

させたいという思いがあるからであります。

教育の機会均等と申しますが、中山間地域で暮らしますと都市部と比べいろいろな格差があります。

まず、通学についてであります。高等学校で言えば、場所によってはバスで通学しても1時間以上かかることがあります。それに伴う経済的負担も時間が長くなればなるほどふえていきます。また、バスと汽車の定期代の価格差もあります。近くの高齢者へバスで行くよりも、遠くの高齢者へ汽車で行くほうが安いので遠くの高齢者へ行くとか、バスの定期代と下宿代が変わらないので家から離れて市内の学校に通うなど、都市部では考えられない状況があります。

これは、経済的負担だけでなく、通学する者にとっては通学時間が1時間かかれば往復2時間で、その時間だけ勉強やクラブ活動に支障が出てくるということになります。通学距離が遠いということは、それだけで経済的負担や時間的負担を持たなければならないということになります。中山間地域の住民は、そこに住んでいるだけでそういうハンディを持つということでもあります。

平成25年2月に出された県立高等学校再編振興検討委員会からの報告では、次代を担う人材を育てる教育環境の整備として、「将来の目標に向かって挑戦することができる機会がすべての子どもたちに保障される「可能性の平等」を担保し、次代を担う人材を育てる学校の教育環境を整える」とあり、この報告を受けて、教育委員会は平成26年10月に県立高等学校再編振興計画を策定されたと聞いております。

今後、生徒数が減少していく中、中山間地域の高等学校においても教育の質を維持し向上していくことが重要と考えますが、どのように考えておられるのか、教育長に御所見をお伺い

たします。

進学実績がより高い高等学校へ通わせたいから市内の学校へ無理をしてでも通わせる。それは、言いかえれば、地域の生徒や保護者の方々から地元の高等学校の進学実績が低いと思われるからであります。ということは、市内の学校と郡部の学校では生徒の自己実現、すなわち進路実現における実績に違いがあると思われることではあります。そうであれば、可能性の平等が担保されていないということになります。

中山間地域の高等学校で生徒の進路実現が十分に支援されているのか、支援されていないとするならば、その改善策を教育長にお伺いいたします。

嶺北地域では、嶺北高等学校と嶺北中学校が同居連携型中高一貫教育になりました。この取り組みの中で、6年間での生徒の継続的な教育を推進しています。

愛知県に海陽中等教育学校という学校があります。御存じだと思いますが、この学校は中部地方の大手企業が出資をし設立をした学校であります。建学の精神は、「将来の日本を牽引する、明るく希望に満ちた人材の育成」とあります。また、御存じだと思いますが、町との連携により学校を活性化し、全国から志願者を集めている島根県の隠岐島前高校も全国的に注目をされている学校であります。さらに、環境教育を柱として探求的な学習に取り組み進学実績を伸ばしている宮崎県の五ヶ瀬中等教育学校も同様に有名な学校でございます。

それらに共通しているのは、寮を持っていることでもあります。特に、海陽中等教育学校では自由と規律を重んじるハウスでの生活を通じて、徹底した基礎学力の修得と豊かな人間性の涵養を図り、学校の目標である「将来の日本を牽引する、明るく希望に満ちた人材の育成」につな

げていると聞いております。

このようなことを伺ってみますと、中山間地域の高等学校における通学のハンディの克服と経済的負担の軽減、さらに学力の向上には寮の活用が有効ではないかと考えます。ちなみに、隠岐島前高校の寮費は月1万2,000円で、食費2万8,000円、合わせて4万円です。その寄宿舎に学習センター機能を持たせれば、多様な学力層の生徒についても習熟度に応じた対応もできるのではないのでしょうか。

海陽中等教育学校では、平日は夜8時から10時まで夜間学習、土曜日は午前中授業で午後は特別講義があり、日曜日は午前中自習時間をとっています。

また、ICTの活用も極めて有効であると考えます。長崎県立長崎西高等学校と県立諫早高校との間で物理の授業を遠隔同時授業で行っております。難易度の高い授業を受け、両校の生徒は互いにより刺激を受けましたとあります。今や、やろうと思えば世界中と結ぶこともできます。県内に限らず、よいと思われる取り組みや授業は積極的に取り入れるべきではないのでしょうか。進学校の授業や塾の通信講座を利用することによって、それを体験できることは必ず生徒たちのレベルアップにつながるものと思います。

中山間地域の高等学校において、寮やICTの活用によって、中山間地域の通学距離のハンディ克服と経済的負担の軽減、さらには学力レベルの向上が期待できると考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

以上で私の第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 金岡議員の御質問にお答えをいたします。

中山間対策について、中山間地域を存続させるために、今後どのような意気込みで取り組む

のかとのお尋ねがありました。

議員のお話にありましたとおり、人口減少はあらゆる分野に負のスパイラルという現象をもたらし、特に中山間地域においては集落等の存続を脅かす深刻な課題となっております。これまで地方の衰退、過疎化の進行を背景に、全国で地域の振興や再生の取り組みが幾度となく講じられてきましたが、残念ながらいずれも押し寄せる波をとどめるのに十分な対策を講ずることができず、特に条件的に不利な中山間地域の実態は深刻さを増しております。

本県におきましても、課題解決の先進県となるべく、中山間対策を5つの基本政策を横断する総合的な政策として抜本強化を図ってまいりました。手応えを感じる取り組みもございますが、いまだ過疎化の大きな流れは続いている状況にあります。

中山間問題は、将来の我が国のあり方をも左右する大変重い課題の一つで、行政が正面から取り組まなければならない課題だと考えており、一部の地域で幾つか成功事例ができたことをもってよしとするものではありません。目指すところは、中山間地域で住み続けられるための集落機能や生活環境など生活を守る仕組みが必要とされる地域に整うことであり、また産業面では地域の資源や魅力がしっかりと活用され、地域地域で多様な仕事が生み出されることなどを通じて、若者が将来に希望を持てるようになること、そしてこうしたことにより中山間地域全体の活力を取り戻すことだと、そのように考えております。

このため、産業面では、産業振興計画の成長戦略を第1層、そして地域アクションプランの取り組みを第2層、さらにはこうした取り組みが届きにくい小規模な集落などを対象とした集落活動センターの取り組みを第3層とした3層構造の政策群で県内をあまねくカバーし、しっ

かりと各層の取り組みを連携させ、ステップアップしていくことで中山間地域の持続的な発展を目指すこととしております。

具体的には、まず産業振興計画の成長戦略の取り組みを通じて、中山間地域の基幹産業である第1次産業を中心とした産業の育成を図り、例えば複合経営拠点との連携や次世代施設園芸団地を核とした産業クラスターを形成することなどにより、さらなる雇用の拡大を図ってまいりたいと考えております。土地が狭い中山間地域であるからこそ、複合経営的な視点や、さらには高度な技術を入れて生産性を上げていくということが大事なのだと、そのように考えております。

そして、地域の資源を生かし地産外商につなげる地域アクションプランの取り組みによりまして、地域資源を生かした加工品の開発や販売、魅力ある観光地づくりなどの取り組みが地域地域に継続的な雇用と、より大きな経済波及効果をもたらすことができるようサポートしていきたいと考えております。

さらには、こうした取り組みが届きにくい小規模集落で取り組もうとしております集落活動センターの取り組みでは、1層目、2層目の事業の実施主体となることや一定の役割を受託することなどを通じて、またさらには1層目、2層目との経済取引を通じて1層、2層目の取り組みによって生じる経済効果がしっかりと生かせるよう進めていくということが大事だと、そのように考えているところであります。

農業や林業といった第1次産業はもとより、観光の面でも貴重な資源を有するなど、中山間地域にこそ本県の強みがあります。その再生なくしては県勢浮揚はなし得ないとの強い決意のもと、引き続き中山間対策を最重要課題の一つとして位置づけ、気を緩めることなく課題解決に向けて取り組んでいく決意であります。

またあわせて、国におきましても、この中山間対策にしっかりと重きを置いて取り組んでいただくことが大事だと、そのように考えておるところでございます。ある県における中核の都市だけ栄えればよいという発想ではいけないので、当該県におきます中山間地域がしっかりと栄えてこそ、それぞれの県が生きるのだという発想をもって、国策の中心に中山間対策を据えていただくことが大事だと考え、これまでの間もこの中山間対策の重要性について政策提言を繰り返してまいりました。その結果、集落活動センターなどの小さな拠点、こちらも地方創生の戦略の中に位置づけられるなどの成果は上がってきておりますけれども、その実行はこれからということかと思えます。

国においても、しっかりとした中山間対策が講じられることとなるよう、政策提言を繰り返し、私どもの対策の後押しとなるようにしてまいりたいと、そのように努力してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事（金谷正文君）中山間対策についてお尋ねがありました。

まず、集落活動センターの定着に向けてどのような戦略を持って支援していくのか、次に各センターにおける収益事業の取り組みの現状と課題、今後の展望についてのお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

集落活動センターの収益事業としては、体験交流施設やレストランの運営、農産物の生産や直販所での販売、暮らしを支えるガソリンスタンドや生活店舗の経営など、それぞれが地域資源を生かした活動を行っておりますが、事業規模が小さく経営が安定しにくいこと、リーダー

の不足や活動に従事する方の高齢化といった課題がございます。

こうした課題に対応するため、収益事業の安定化のために経済活動を拡充していく場合には補助期間を3年間延長することとしておりますし、今後立ち上げを予定しているところにつきましては、産業成長戦略や地域アクションプランの取り組みとしっかりと連動させることをより強く意識して進めることとしております。産業成長戦略や地域アクションプランとの連動が可能で条件が整う地域においては、経済的な活動の基盤を強化したモデルとして確立できますように、重点的に支援してまいります。

さらに、集落活動センターの普及、定着に向けましては、連絡協議会を立ち上げまして相互に学び合える場をつくることや推進フォーラムの開催、パンフレットの作成、配付などにより普及を図りますとともに、先行するさまざまなモデルとなる事例を市町村や地域の方々にお示しすることでそれぞれの地域の特性に応じた取り組みにつなげていきたいと考えております。

次に、委託研修事業で集落活動センターの収益の柱となる事業を育てていくことについてお尋ねがありました。

現在開所している集落活動センターにおいては、宿泊施設やレストランの運営、特産品の開発、販売などのほかに、公の施設の指定管理や県道の維持管理の受託などにより収益を得て、一定の活動財源を確保しているケースもございます。

集落活動センターの取り組みを持続可能な仕組みとするためには、経済的な基盤を安定させることが重要となりますので、活動財源を得るために県や市町村の産業施策としっかりと連動することや役割の一部を担うことで収益を得ることは、効果的な手法であると考えております。

例えば、議員のお話にありましたような県が

進める林業者の確保対策や自伐型林業の推進等の施策と連動した取り組みも考えられますし、農業分野では複合経営拠点の取り組みなどと連携し、一部の役割を担うといったことも可能となるのではないかと大いに期待を寄せているところではあります。

集落活動センターと関係性が高いと思われる1次産業施策を進める際には、集落活動センターとして役割を担える部分はないかといったことを双方の連携のもと常に意識しながら、担当部局と地域本部が一緒にかかわっていくことを中山間総合対策本部のほうで確認しております。

条件面が整い、地域が受け皿としてまとまる場合には、積極的にそのような取り組みを進め、収益の柱となる事業として育ててまいりたいと考えております。

次に、集落活動センターの法人化についてお尋ねがありました。

集落活動センターは、集落機能を維持していくためにそれぞれの集落の課題やニーズに応じて地域ぐるみで仕組みづくりを進めるものであり、地域住民や関係団体で構成する組織がその運営を担っております。現在開所しております19カ所の集落活動センターの運営組織は、全て法人格を持たない任意団体であります。そのうち幾つかのセンターでは構成員として株式会社や合同会社等が参画し、事業推進の母体となっている事例がございます。

センターの法人化を進めるべきとお話でしたが、センターの形には取り組みの内容や規模、さらには担い手である地域の方々の思いにも違いがありますことから、運営の形態としては任意の組織も含め、柔軟に考えていくことが望ましいと考えております。

一方で、現在活動しているセンターの中には運営組織の法人化に向けた検討を始めているところもございます。そうしたところに対しては

法人格の種類や特徴、手続等の内容も盛り込んだ経営管理に関する研修を開催するなど、運営組織の熟度や地域の取り組み状況に応じたサポートを行うことで、それぞれの要望に対応してまいりたいと考えております。

最後に、集落活動センターを地域クラスターとして確立させることについての所見と実現するための戦略や今後の展望についてお尋ねがありました。

集落活動センターは、集落の維持・再生に必要な機能を複合的に集積する仕組みであり、具体的な取り組みとしては、草刈りなどの集落の共同作業を行う集落活動のサポートや、食料品などを取り扱う生活店舗やガソリンスタンドの経営といった生活支援サービス、高齢者等が集うサロンの開催など安心・安全のサポートのほか、ヘリポート設置などの防災拠点づくり、宿泊施設の運営や地域資源を生かした自然や食の体験などの交流活動、農産物の生産・販売や加工品づくりといった10項目程度の内容を想定しております。

それぞれ地域の特性、条件のもと、センターごとに取り組む内容も異なっており、想定するほぼ全ての活動を備えるものから生活の支え合いを中心とする小規模なものまでさまざまございます。

取り組みには、地域本部がしっかりとかわっておりますので、地域の思いを十分にお聞きしながら、必要な機能をあわせ持つようにサポートしてまいります。特に、ロールモデルとして他のよき手本となる取り組みにつきましては、既存のセンターはもとより、これから立ち上げようとする地域に対して積極的に提案をし、今後のセンターの一層の普及や運営の安定化につなげていきたいと考えております。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長（大野靖紀君） まず、林

業の川上の現状と課題解決に向けた取り組み、次に山主や不在地主に対して山林に関心を持たせる取り組みの現状と展望についてのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

お話にありましたとおり、川上の現状は森林所有者の高齢化や不在村地主の増加に加え、長期にわたる材価の低迷により林業に対する意欲が失われている状況にありました。この結果、伐期のおくれによる林齢の高どまりや間伐のできてない森林が増加するなどさまざまな課題が生じています。このような負のスパイラルから脱却しようと、産業振興計画では大型製材工場や木質バイオマス発電所の整備などに取り組むことで、大きな木材需要をつくり出し山を動かそうとしてまいりました。あわせて、森林所有者の多くが零細であるという課題に対しては、森の工場といった仕組みをつくり、森林の集約化を進めることで施業の効率化を促してきました。その結果、原木生産も増産してまいりましたが、今後さらなる拡大再生産を進める上では、まだまだ担い手が不足する状況にあります。

そこで、昨年4月に林業学校を創設し、新たな担い手を育成するとともに、地域の森林所有者がみずからの山に働きかける仕組みをつくろうと小規模林業推進協議会を設立し、林業の裾野を広げる取り組みも進めているところです。

しかしながら、多くの小規模な森林所有者の方には、例えば搬出間伐を行う場合、協働して団地化を進めることで、より効率的な施業が可能となり、1ヘクタール当たり10万円程度の配当があるといった事例が十分伝わってないことから、依然として林業に対する意欲が持てないままの方が多くおられます。

今後は、取り組み次第では収入につながるというような情報をしっかり伝えていくことで、より多くの方が原木生産に携わり、産業振興計

画の取り組みに参加できるよう促してまいります。

また、これまで以上に林業事業者と連携し、施業の集約化を進めるとともに、担い手の確保については、移住政策とも連動しながら中山間地域に人を呼び込むこと、そこに住んでいる森林所有者の方が林業に従事するよう促すことで、中山間地域の定住促進に林業が大きな役割を果たしていると言われるよう積極的に取り組んでまいります。

次に、公益性の高い山の手入れを進めるために、路網整備や間伐等につきまして個人負担がかからないようにすべきではないかとお尋ねがございました。

議員御指摘のとおり、間伐等の森林整備は水源涵養機能などの森林の公益的機能を発揮する上で非常に重要です。そのため県では、国庫補助事業の対象とならない森林における搬出間伐や作業道の整備に要する経費についても支援をしてきています。

小規模林業推進協議会の中でも、一定の森林が確保できた方は中古のバックホーを購入し、作業道開設と搬出間伐により収入を上げていらっしゃるかと伺っています。また、小規模な森林所有者の方に新規の機械を購入していただくことは難しいかもしれませんが、協議会の会員の方であれば、県のレンタル事業を活用してみずから作業を実践していただくことにより、個人負担を抑えることができます。

さらに、従来は切り捨て間伐しかできなかった未成熟な森林においても、路網の整備とあわせて搬出を行えば、木質バイオマス発電所への販売用としても活用できますし、成熟した森林では木材の販売により一定の収益が上がるかと考えています。

なお、林齢が11年生から45年生までの除伐や切り捨て間伐には、県の森林環境税を活用して

国庫補助の造林事業にかさ上げ支援を行うなど、少しでも個人負担が少なくなるように取り組んでおりますが、条件の悪い森林においては現状では自己負担が生じる場合があります。

そこで、例えば国で検討することになっている森林環境税により、その財源を確保し、公益的機能の高い森林の整備についてはその財源を活用するといったことが考えられます。このようなことも含め、できるだけ森林所有者の負担を軽減する方策を検討してまいります。

一方で、引き続き協議会の会員の皆様の意見を反映しながら、より効率的な施業や作業道開設の技術指導にあわせて、ニーズに合った支援制度の拡充なども検討し、できるだけ負担を少なくすることで多くの方に森林整備や木材増産にかかわっていただけるよう努めてまいります。

次に、再生林の取り組みの現状と課題及び将来の展望についてお尋ねがありました。

まず、再生林の現状でございますが、平成24年度から26年度の平均では、1年当たり民有林の皆伐面積487ヘクタールに対して再生林された面積は183ヘクタールと、再生林率は38%にとどまっています。それ以外の森林につきましては、天然更新されているものも一定ありますが、いわば放置された状態となっているのが現状でございます。

これは、長期にわたる材価の低迷により、皆伐で得られる収入に対して再生林に対する森林所有者の負担が大きいことなどが原因と考えられますので、県では国の事業にかさ上げ支援を行い、再生林に最大で事業費の90%の補助を実施し、森林所有者に再生林を促しております。また、市町村にも支援を働きかけた結果、現在11の市町村で100%の補助が可能となっております。

今後、原木の増産に伴い、再生林が増大していくことも予想されますが、林業は植林してか

ら初めの10年間に最もコストを要することが課題となっておりますので、これまでの試験研究の成果に基づいたさらなるコストの縮減を図る新たな施業技術の導入も検討してまいります。

具体的には、皆伐時に使用したケーブルを利用し直ちに再生林を行うことや、活着がよく早い成長が期待できるコンテナ苗の活用を推進することによる植栽作業での省力化、さらには下刈りについても隔年下刈りを進め、トータルでのコスト縮減に取り組んでまいります。

高知県の人工林は、年間約300万立方メートルの成長を続けていますが、この森林資源をさらにダイナミックに活用するため、さらなる増産に努めますとともに、資源循環の観点から再生林を積極的に行って、将来の世代に豊かな資源を残すよう努めてまいります。

最後に、皆伐跡地への再生林の際に、鳥獣被害対策への配慮も必要ではないかとお尋ねがございました。

本県の森林は、戦後植栽された杉やヒノキ等の人工林が利用期を迎えて、産業振興計画においても原木増産の取り組みの一環として搬出間伐に加え皆伐施業も進めていくこととしており、今後皆伐跡地への再生林がふえていくことが予想されます。

そこで、県では、皆伐をする場合、現地の状況に応じた伐採や更新の方法を検討する上での参考としていただくため、平成24年に皆伐と更新に関する指針を策定いたしました。この中では、周辺環境への影響にも配慮して尾根筋に保護樹帯を残したり、特に採算性の低い山の頂上部などにおいては自然の再生力を利用した天然下種更新などにより広葉樹林化を誘導することなどを示しています。

しかしながら、お話にありましたような広葉樹のスペースを設けることで動物とのすみ分けができるかどうかについては明らかでありませ

るので、林業においては鹿等に対する個体数調整の強化も必要だと考えています。このため、年間3万頭ペースで捕獲するなどの対策を強化したところです。

このように、今後も森林を健全な状態に保つこと、また野生鳥獣の個体数を管理していくことの両輪により、適切な森林整備を進めてまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 南海トラフ地震発生時におけます中山間地域の道路の機能確保について、優先して確保するルートをもどのように整理し、その機能確保のためにどのような対策を講じていくのかとお尋ねがございました。

南海トラフ地震発生直後に迅速かつ円滑な救援活動や物資輸送を行うためには、速やかな道路啓開が不可欠であることから、昨年度、道路啓開計画を策定し、現在、防災拠点の追加やルートの変更などを踏まえ見直しを行っているところです。

その中で、市町村や関係機関と協議を重ねながら、助かった命をつなぐための地域の防災拠点と県外からの応援部隊や物資を受け入れるための広域の防災拠点を選定した上で、それらと総合防災拠点や直近のインターチェンジを結ぶルートを優先して啓開すべきルートとして整理をしております。例えば典型的な中山間地域であります嶺北地域においては、総合防災拠点が近くにないことから、直近の大豊インターチェンジと病院や公民館などの地域の防災拠点を結ぶルート、さらにはこれらとヘリポートを結ぶルートを優先して啓開すべきルートとして定めております。

現在見直している道路啓開計画では、これら優先して啓開すべきルートにおいて、落石や崩壊土量、地震の揺れによる落橋などを想定し、啓開に必要とする日数を算定するとともに、円

滑な啓開作業を実施するための道路啓開手順書も策定いたしました。

今後は、高知県建設業協会と、南海トラフ地震発生時の道路啓開に関する協定を締結し、その協定や手順書などに基づく啓開作業や情報伝達に関する訓練を実施するなどその実効性を高め、いち早く道路としての機能を回復できるよう努めてまいります。

次に、中山間地域の道路における落石対策などの防災対策の現状と今後の見通しについてお尋ねがございました。

道路は、地域間の交流を支援し沿線住民の生活を支えるとともに、災害時には物資の輸送や救急搬送路としての機能を担っており、特に中山間地域においては重要な社会基盤であると認識をしております。

しかしながら、中山間地域が多くを占める本県では、急峻な地形を縫うように走る道路が多く、過去の道路防災総点検では県内で約2,800の対策の必要な箇所が抽出されております。

これらの対策箇所に対して、これまでの20年で900カ所余り、このうち嶺北地域では約170カ所の対策工事を行ってきておりますが、未対策箇所がまだ多く残っております。

現在、現地踏査などによる詳細な再調査を実施しておりますので、その結果を道路啓開計画に反映するとともに、改めて優先順位の設定を行った上で、効果的、効率的に対策工事を実施していくことにより、中山間地域の道路の寸断や集落の孤立を少なくするよう取り組んでまいります。

次に、国道439号の整備の現状と今後の見通しについてお尋ねがございました。

国道439号は、徳島県徳島市を起点として嶺北地域などの中山間部を横断し、終点の四万十市に至る348キロメートルの国道であり、うち本県の管理する延長は199キロメートルと県内で最も

長い路線です。

当該路線は、地域間交流や医療施設への救急搬送路としての機能や、林業や農業など地場産業の振興を図る社会基盤として重要な役割を担っていると認識をしております。また、南海トラフ地震の発生時には、沿岸部の道路が津波により被災し寸断された場合に、津波の影響を受けない国道439号を経て国道33号などの幹線道路を利用することで、道路啓開や復旧作業に必要な物資の輸送などのルートが確保できるものと考えております。

このようなことから、これまでも重点的な投資を行い整備を進めてきておりますが、国道439号全体の整備率は56%で、このうち嶺北地域は65%となっております。例えば大豊町では未改良区間が多く残っておりますし、本山町内では2車線化は図られているものの、線形不良で視距が確保できていない箇所や幅員が狭く大型車同士のすれ違いに支障を来している箇所がございます。

このように当路線には未改良区間や改善が必要な箇所が多く残っており、これらの区間には長大トンネルや橋梁などの大規模な構造物が必要となる箇所も多くあるため、全線改良にはまだまだ時間と費用が必要な状況です。

しかしながら、この路線の重要性は十分認識しているところでありますので、今後も引き続き必要な予算を確保し、投資効果や優先順位を考慮しながら整備を進めてまいります。

最後に、深層崩壊に対して県としてどのように取り組んでおり、今後どのように進めていくかのお尋ねがございました。

深層崩壊は、発生箇所の特定が難しく、また規模も大きいことから、施設整備によって発生を防ぐことは困難と考えております。そのため、命を守る対策としましては、危険性の事前周知や適切な避難といったソフト対策が有効と認識

をしております。

県では、県民の皆様に深層崩壊を含む土砂災害についての理解を深めていただくため、自主防災組織や学校を対象に防災学習会などを開催してまいりました。本年度については、県内で145回、参加者は延べ4,300人に上る見込みとなっております。

また、深層崩壊によって河川がせきとめられ浸水被害が発生したり、せきとめた土砂が決壊して山津波が発生したりするといった大規模な土砂災害を想定した防災訓練も実施しております。この訓練では、災害発生時の行政機関の役割や対応方法を確認する机上の学習型訓練、それから住民の皆様への参加による避難訓練や防災学習会、防災ヘリコプターによる物資搬入や人命救助訓練などを行っております。本年度も、四万十市、東洋町、大豊町におきまして訓練を行い、大豊町では70名を超える住民や関係団体の皆様に参加をいただいたところです。

今後も、深層崩壊に関する新たな知見も取り入れながら、市町村や住民の皆様と一体となって防災に関する学習会や訓練の実施などに継続して取り組み、土砂災害による犠牲者ゼロを目指してまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、中山間地域の高等学校における教育の質の維持・向上に関してどのように考えているか、また生徒の進路実現に向けての支援の状況やその改善策はどうかのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えします。

中山間地域の生徒数の減少に伴い、中山間地域の高等学校も小規模になり、幅広い選択科目の設定や多様な部活動の維持が困難になるなど、さまざまな状況の変化が生じております。しかし、そういった状況の中でも、それぞれの生徒が住む場所にかかわらず、希望する進路をしつ

かりと実現できる教育環境の整備が重要であると考えております。

このため、学力面においては習熟度別の授業などにより基礎学力を高めるとともに、大学進学を希望する生徒にはさらに個の能力に応じた学習指導を行うなどの進路実現に向けた対応をきめ細やかに行っており、手応えも感じているところです。また、本年度からは、生徒の多様なニーズにも応える仕組みとして、小規模校における教育環境の質の維持・向上を目指した遠隔教育の研究を始めています。さらに来年度からは、インターネットを活用して個々の生徒の幅広い学力や進路希望に応じた自主学習を支援する仕組みづくりを、嶺北高校も含む中山間地域の普通科12校で行うことを計画しております。

また、中山間地域の学校では、地域との密接な結びつきを生かして地域の課題解決をテーマとした探求的な学習にも積極的に取り組み、今社会から求められている思考力、判断力、表現力などが身につくように取り組んでいるところです。加えて、地域での就労体験やボランティア活動などを通して、将来の社会的・職業的自立にも結びつくキャリア教育にも力を入れているところです。

こうした取り組みにより、中山間地域の高等学校においても将来の目標に向かって挑戦できる機会が全ての生徒に保障されるように、教育環境の充実を一層進めてまいります。

次に、中山間地域の高等学校において、寮やICTの活用によって通学距離のハンディ克服と学力レベルの向上が期待できるのではないかとのお尋ねがございました。

中山間地域の地理的、経済的なハンディを克服するために、寮やICTを活用することは有効な手段であると考えます。

まず、ICTの活用につきましては、先ほど述べましたように、遠隔教育の取り組みや学習

教材としてインターネットを活用し、個々の生徒の学力の定着状況や進路希望に応じた自主学習や家庭学習の定着を図る取り組みを進めてまいります。

また、寮につきましては、他県では全寮制にすることにより放課後や寮での生活において学習を支援し、高い成果を上げている学校があることは承知をしております。ただ、本県の中山間地域の高等学校で具体的にどう取り組むのかについては、自宅からの通学を希望する生徒のことを考慮する必要もありますことから、まずは生徒や保護者の希望とともに地域の市町村の意向も伺いながら、慎重に考えていきたいと思っております。

○38番(金岡佳時君) まだ選挙から1カ月もたっておりませんので、準備不足が否めない中での質問でありましたが、それぞれ丁寧な御答弁をいただき、ありがとうございました。

再質問はいたしません、この際一言申し添えておきたいと思っております。

中山間地にはもう時間がございません。執行部の皆さんが一生懸命努力をされておることは承知をしておりますが、先ほどの答弁の中には、地域の現場とのギャップも若干感じられたところでもあります。もっともっと危機感を持っていただいて、一秒でも早く打つべき手を打っていただきますようお願いを申し上げまして、私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明3日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時41分散会

平成28年 3月 3日（木曜日） 開議第 4日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漢 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君
 37番 塚地 佐智 君

38番 金岡 佳時 君

欠席議員

28番 高橋 徹 君

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 中澤 一真 君
 理事（中山間対策・運輸担当） 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 岡林 美津夫 君
 公営企業局長 門田 純一 君
 教育委員長 小島 一久 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会会長 福島 寛隆 君
 公安委員長 島田 京子 君
 職務代理者 上野 正史 君
 警察本部長 田中 克典 君
 代表監査委員 吉村 和久 君
 監査委員 監査局長

事務局職員出席者

事務局長 中島喜久夫 君
事務局次長 川村文平 君
議事課長 楠瀬誠 君
政策調査課長 西森達也 君
議事課長補佐 小松一夫 君
主任 沖淑子 君
主事 溝渕夕騎 君



議事日程(第4号)

平成28年3月3日午前10時開議

第1

- 第1号 平成28年度高知県一般会計予算
- 第2号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第3号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第4号 平成28年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第5号 平成28年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第6号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第7号 平成28年度高知県県債管理特別会計予算
- 第8号 平成28年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第9号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第10号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第11号 平成28年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第12号 平成28年度高知県流通団地及び工業

団地造成事業特別会計予算

- 第13号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第14号 平成28年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第15号 平成28年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第16号 平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第17号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第18号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第19号 平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第20号 平成28年度高知県電気事業会計予算
- 第21号 平成28年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第22号 平成28年度高知県病院事業会計予算
- 第23号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第24号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第25号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第26号 平成27年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第27号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第28号 平成27年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第29号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第30号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第31号 平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第32号 平成27年度高知県流通団地及び工業

第 33 号	団地造成事業特別会計補正予算 平成27年度高知県農業改良資金助成 事業特別会計補正予算	第 52 号	公益的法人等への職員の派遣等に関 する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成27年度高知県県営林事業特別会 計補正予算	第 53 号	議会の議員その他非常勤の職員の公 務災害補償等に関する条例の一部を 改正する条例議案
第 35 号	平成27年度高知県沿岸漁業改善資金 助成事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県職員等こころざし特例基金条 例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成27年度高知県流域下水道事業特 別会計補正予算	第 55 号	高知県税条例の一部を改正する条例 議案
第 37 号	平成27年度高知県港湾整備事業特別 会計補正予算	第 56 号	高知県の事務処理の特例に関する条 例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成27年度高知県高等学校等奨学金 特別会計補正予算	第 57 号	高知県住民基本台帳法施行条例の一 部を改正する条例議案
第 39 号	平成27年度高知県電気事業会計補正 予算	第 58 号	高知県南海トラフ地震による災害に 強い地域社会づくり条例等の一部を 改正する条例議案
第 40 号	平成27年度高知県工業用水道事業会 計補正予算	第 59 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条 例の一部を改正する条例議案
第 41 号	平成27年度高知県病院事業会計補正 予算	第 60 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正 する条例議案
第 42 号	高知県行政不服審査法関係手数料徴 収条例議案	第 61 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基 金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県職員の退職管理に関する条例 議案	第 62 号	高知県興行場法施行条例の一部を改 正する条例議案
第 44 号	高知県国民健康保険財政安定化基金 条例議案	第 63 号	高知県理容師法施行条例及び高知県 美容師法施行条例の一部を改正する 条例議案
第 45 号	高知県産業人材定着支援基金条例議 案	第 64 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条 例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県夢・志チャレンジ基金条例議 案	第 65 号	高知県軽費老人ホームの設備及び運 営に関する基準を定める条例及び高 知県養護老人ホームの設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例議案
第 47 号	高知県褐毛和種高知系受精卵移植用 乳用牛貸付け条例議案	第 66 号	高知県特別養護老人ホームの設備及 び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例議案
第 48 号	高知県情報公開条例等の一部を改正 する条例議案		
第 49 号	知事等の給与、旅費等に関する条例 の一部を改正する条例議案		
第 51 号	職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例議案		

- 第 67 号 高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 68 号 高知県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案
- 第 69 号 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 70 号 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第 71 号 高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 72 号 高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 73 号 高知県建築審査会条例の一部を改正する条例議案
- 第 74 号 高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 76 号 高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例議案
- 第 77 号 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 78 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 80 号 公平委員会の事務の受託に関する議案

- 第 81 号 公平委員会の事務の受託に関する議案
- 第 82 号 公平委員会の事務の受託に関する議案
- 第 83 号 公平委員会の事務の受託に関する議案
- 第 84 号 公平委員会の事務の受託に関する議案
- 第 85 号 公平委員会の事務の受託の廃止に関する議案
- 第 86 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 87 号 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
- 第 88 号 県有財産（（仮称）川谷刈谷第二工業団地）の処分に関する議案
- 第 89 号 包括外部監査契約の締結に関する議案
- 第 90 号 消防防災航空隊・県警航空隊事務所及び格納庫新築等建築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 91 号 和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 92 号 県道の路線の廃止に関する議案

第 2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



諸 般 の 報 告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員高橋徹君から、病気のため本日の会議を欠席したい旨届け出がありました。

次に、公安委員長織田英正君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員島田京子さんを職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成28年度高知県一般会計予算」から第49号「知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案」まで、第51号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」から第74号「高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案」まで、第76号「高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例議案」から第78号「高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案」まで及び第80号「公平委員会の事務の受託に関する議案」から第92号「県道の路線の廃止に関する議案」まで、以上89件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

4 番田中徹君。

（4 番田中徹君登壇）

○4 番（田中徹君） 議長のお許しをいただき初登壇、初質疑をさせていただきます南国市選出の田中徹でございます。若輩で、未熟さは承知しておりますが、先輩議員の皆様の御指導もいただきながら精いっぱい努力をし、県民の皆様の負託に応えてまいります。尾崎知事初め執

行部の皆様方にも、今後何かと御教示を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

質問に入ります前に、初めての機会をいただきましたので、私の思いを少し述べさせていただきます。

高知県に生まれ高知県で育った私にとって、ふるさととは誇りであり宝です。子供たちが、海、山、川に恵まれた自然の中で遊び学ぶ、新鮮で旬の感じられる食物を食べ成長する、近所のおじいちゃんもおばあちゃんも声をかけてくれる、たまには叱ってもらえる、そんな豊かな自然や人のぬくもりに囲まれて子供たちが成長できることこそ、高知県の一番の魅力ではないでしょうか。

さきの東日本大震災で、私たち日本人は改めて自然への畏敬の念を持つとともに、人間の無力さも痛感いたしました。海、山、川に恵まれたこの高知県で、豊かな自然環境のもとに生活できることを何事にもかえがたい豊かさであると知り、この環境を後世にしっかりと引き継ぐことを重要なテーマとしなければなりません。

今、そして未来の子供たちが高知県で住みたいと思い、住み続けることができる社会を構築することが私たちの使命であり責任であると考えます。住むなら高知県、豊かな環境の中で出産・子育てがしたい、そんな声が聞こえる魅力あふれる時代を皆さんとともに考え、ともにつくっていきたくと思っています。

それでは、順次質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、高知県の豊かさや魅力についてお伺いします。

社会情勢の変化とともに、人々の求める豊かさや幸福度は刻々と変化し続けています。戦後、我が国における豊かさは、1960年代の高度経済成長期の三種の神器に代表される物資的な豊かさから、70年代の2度にわたる石油ショック

や80年代のバブル景気、また90年代のバブル崩壊といった大きな社会経済情勢の変化とともに、人々の意識や価値観も多様化し、今日では心の豊かさを求める時代へと移り変わってきています。

先ほども私の思いの一端を述べさせていただきましたが、高知県の豊かさや魅力は、やはり恵まれた自然や食ではないかと思えます。

先月開催されました第4回目となる高知龍馬マラソンに、私も、ある給水所でランナーの皆さんにおもてなしをさせていただきました。そのときに、トマトがおいしい、応援ありがとう、高知県最高といったランナーの皆さんの声をたくさんお聞きしました。

県内の豊かな自然と食を提供し、県民みんなが声援を送る、まさにこれは県内外の方々に高知県の豊かさや魅力を実感していただく最高の機会であると感じました。来年は、節目となる5回目の開催にもなりますので、ますますランナーの皆様にご喜んでもらえる高知龍馬マラソンになることを願っております。

そこで、やはり高知県の豊かさや魅力は何といても恵まれた自然や食であると考えますが、この恵まれた自然や食について知事の御所見をお伺いします。また、灯台もと暗しの例えではありませんが、私はこの恵まれた自然や食を県民に実感してもらうことが重要と考えますが、あわせて知事の御所見をお伺いします。

次に、高知家プロモーションについてお伺いします。

昨年より、高知家プロモーション第3弾として、高知家ALL STARSの取り組みが展開されています。人の魅力を発信する高知家プロモーションは、非常にいい取り組みだと思っています。人懐っこさやおおらかさ、お酒を酌み交わしながら議論を交わし、最後は仲よくなるなど、温かい県民性は高知県の大きな魅力であります。

そして、県民みずからが高知県の豊かさや魅力を実感し、それを発信することに大きな意義があると思っています。

そこで、開会日の提案説明でも触れられてはいましたが、改めて高知家ALL STARSの取り組みの成果について知事にお伺いします。またあわせて、高知家プロモーションの今後の展望についてもお伺いします。

次に、人口減少問題についてお伺いします。

先月26日、総務省より平成27年の国勢調査の速報値が公表されました。日本の人口は1億2,711万人で、調査を始めた1920年以降で初めて減少し、小規模市町村だけでなく政令市や県庁所在市といった地方の中核的な都市でも大幅に減らすケースが目立ち、人口減少の波が各地に押し寄せている現状が浮き彫りになりました。

高知県の人口は72万8,461人で、戦後最少を更新し、全市町村で減少となり、5年前の前回調査に比べ3万5,995人、4.7%減となりました。一定予想はしていたものの、改めて考えさせられる結果であったと思います。長期的な視野に立ち、さまざまな取り組みが必要と考えます。

また、県は昨年8月、2060年の高知県人口の将来展望を公表されました。その際、県が本県出身の県外大学生に対して実施された就職に関する意向調査の結果では、51%の県外学生が県内への就職を希望していることがわかっています。その上で、第3期産業振興計画では、この県外大学生の県内就職率を平成26年度の13.6%から、4年後の平成31年度に30%まで高める目標を立てられています。

人口減少問題に対応するためには、転出抑制はもとより転入促進の取り組みが重要と考えますが、県内に戻りたいと願う県外大学生の県内就職率を高める取り組みや、県出身者に対しての移住促進策について、現状や課題、また今後の取り組みを産業振興推進部長にお伺いします。

次に、3世代同居や近居の推進についてお伺いします。

近年、家族形態の変容に伴い、教育や福祉などさまざまな分野において、核家族化の進行による家庭の教育機能の低下や親子のコミュニケーションの希薄化、また地域コミュニティの低下などが指摘されるようになりました。国においては、3世代同居に対応した良質な木造住宅の整備促進や3世代同居に係る税制上の軽減措置が検討されています。3世代同居は、人々の価値観によるもので、賛否の分かれる事柄でもあります。私自身は推進すべきと考えます。

そこで、この3世代同居や近居の推進について知事に御所見をお伺いします。

次に、水道事業の広域化についてお伺いします。

2013年の新水道ビジョンでも示されましたように、経営基盤や技術基盤の強化という観点から、地域の実情に応じて、事業統合や共同経営だけでなく管理の一体化等の多様な形態による広域化が提唱され、推進されています。また、水需給の不均衡の解消や施設整備水準の平準化などに加え、経営及び技術両面での恒久的な事業運営に向けた運営基盤の強化が求められています。

平成25年度版の「高知県の水道」を見ますと、上水道事業において、給水人口2万人未満の事業数が72%に達するとともに、簡易水道事業では、給水人口1,000人に満たない事業数が84%を超え、困難な経営を強いられる小規模事業が数多く存在することがわかります。人口減少とともに給水人口が減少する中で、水道管の耐震化など地震対策も急がなければなりません。

そこで、新水道ビジョンで示された新しい概念も含めた本県での広域化に向けた検討状況について健康政策部長にお伺いします。また、今後の展望についてもあわせてお伺いします。

次に、消防行政についてお伺いします。

さきの水道事業と同じく、消防についても広域化が検討され、推進されています。総務省の市町村の消防の広域化に関する基本指針では、「小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合」があり、「克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効」であり、「消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される」と示されています。

近年の東日本大震災での教訓や、類似例を見ない大規模災害等の発生、また今後の災害リスクの高まりも指摘される状況を踏まえると、広域化や消防本部間の連携強化が必要になってくると思います。また、消防本部とともに地域の防災力の中核を担っている消防団員の役割はますます重要であり、住民の日常的な防災に関する学習や訓練など、地域の防災力の向上に対して住民からの期待も大きくなっていると思います。しかしながら、少子高齢化が進み、人口が減少している中、全国的に見ると消防団員数は年々減少しており、団員の確保が大きな課題であると思います。

そこで、近い将来、南海トラフ地震が想定され、人口減少が続く本県において、現在の消防団員の充足率と充足率向上に向けた取り組みについて危機管理部長にお伺いします。また、今後どのような支援を行っていくのか、展望もあわせてお伺いします。

次に、大きな項目3点目としまして、保育、教育についてお伺いします。

私の同級生や友人の中で、高校卒業後に県外

の大学に進み、大学卒業後に本県に戻り仕事についた者の職種を調べてみますと、医師や看護師、薬剤師、そして公務員やシステムエンジニアなど、資格を有する者や仕事の場所以限定されない職種についている割合が高いように感じます。つまり、本県の教育水準や学力の向上を図ることは、結果的に、高知県に戻り仕事につくことができることにつながるのではないかと考えます。

また、私は現在、7歳と4歳になる2児の父親でもあり、子育て環境の整備や教育施策の充実に強い思い入れがあります。

本県では、戦後60有余年、子供たちの学力を向上させてほしいとの願いは、県民、保護者の悲願でありました。しかし、県教育行政と教職員組合との対立は長きにわたり、どちらが可でも非でもなく、学力の向上を阻み続けてきたことは歴史の事実であります。土佐の教育改革で、やっと学力向上について本気の取り組みが始まり、平成21年9月には、土佐の教育改革の成果と検証をもとに高知県教育振興基本計画が策定され、22年6月には緊急プランの第2次改定、そして24年3月には、今後4年間で重点的に取り組むべき具体的な施策等をまとめた高知県教育振興基本計画重点プランが策定され、今年度は重点プランの最終年度であります。

今年度の全国学力・学習状況調査の結果をみますと、小学校においては、国語A問題・B問題、算数A問題では全国平均を超え、中学校では、国語、数学ともにB問題で全国との差が縮まるなど、一定の成果もあらわれています。しかしながら、中学校の国語、数学の総合点が全国平均を下回るなど、依然厳しい状況を脱していないことが明らかになっています。

そこで、この教育振興基本計画重点プランをどう総括し、次期計画にどう反映していくのか、教育長にお伺いします。

次に、学校と地域の連携・協働についてお伺いします。

近年、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした地域社会のつながりや支え合いの希薄化によって、地域の学校、地域ぐるみで子供を育てるといった考え方が次第に失われてきているように感じます。教育は単に学校だけで行われるものではなく、家庭や地域社会が教育の場として十分な機能を発揮することがなければ子供たちの健やかな成長はあり得ないと考えます。

家庭をめぐる状況の変化や地域社会の教育力の低下に伴い、子供の教育に関する当事者意識が失われていくことで、学校だけにさまざまな課題や責任が課される事態になっている現状も認識しています。家庭や地域社会での教育の充実に努めるとともに社会の幅広い教育機能を活性化していくことは喫緊の課題となっています。

これまで国においては、学校と地域の連携に関する施策として、学校支援地域本部や放課後子ども教室、また放課後児童クラブなどが推進されてきました。本県においても、来年度は学校支援地域本部を小中学校のみならず県立高校まで拡大し、32市町村125校、61の地域本部で実施される計画になっています。

しかしながら、学校と地域の連携・協働のためには、中央教育審議会の「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」の答申にて示されましたように、学校支援地域本部とともにコミュニティ・スクールの積極的な導入を図り、その一体的な取り組みの推進が求められています。このコミュニティ・スクール事業は、保護者や地域の方々の意見を学校運営に反映させることができ、自分たちの力で学校をよりよいものにしていく意識が高まり、継続的、持続的に、地域とともにある特色ある

学校づくりを進めることができる取り組みです。また、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針を承認したり教育活動などについて意見を述べることにより、地域と学校の連携がより深まり、教職員の意識改革や学力向上、生徒指導の課題解決においても成果が期待できます。

そこで、本県での学校支援地域本部とコミュニティ・スクールとの一体的な取り組みについて教育長に御所見をお伺いします。

また、昨年12月には、山口県で開催された平成27年度地域とともにある学校づくり推進フォーラムに私も参加させていただきました。フォーラムの中で、山口県は来年度、全ての小中学校にコミュニティ・スクールを導入し、県内100%の小中学校での実施を目指すとの発表があり、私も大変驚きました。

また、こうした動きは全国的に活発化しているとお聞きしています。一方、本県では、平成27年4月現在で小学校16校、中学校15校、合計31校での実施であり、さらなる取り組みの推進が必要であると感じています。

そこで、コミュニティ・スクール導入に向けた今後の取り組みについて展望を教育長にお伺いします。

また、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」の答申において、従来の個別の活動の充実、総合化、ネットワーク化を図り、支援から連携・協働を目指す新たな体制として、地域学校協働本部を整備することが示されました。学校支援地域本部からの移行について、スケジュールも含めた今後の取り組みの展望を教育長にお伺いします。

次に、給食や食育についてお伺いします。

私の地元である南国市は、知・徳・体の3領域のど真ん中に食を位置づけ、食育を大きな核

とし、取り組みが進められてきました。地元でとれた棚田米を家庭用電気炊飯器を用いてクラスごとに炊き上げる小学校給食は、スタートして既に20年近くがたっていますが、今なお全国から熱い注目を浴びています。

しかしながら、近年、社会全体では、地産地消といった言葉を耳にする機会も少なくなったように感じます。学校給食を通じて、いま一度、社会全体で地産地消や食育の推進に取り組むことが重要ではないかと考えます。

そこでまず、学校での食育の取り組みについて、現状と今後の展望について教育長にお伺いします。

次に、学校給食における地場産物の活用についてお伺いします。

国では、来年度から平成32年度までの第3次食育推進基本計画において、学校給食における地場産物の活用割合を、平成26年度の26.9%から平成32年度の目標値を30%以上に設定しようとしています。一方、本県では、第2期高知県食育推進計画において、平成29年度の目標値が50%に設定されています。

国の目標値に対し高く設定され、取り組みが充実されていることは承知していますが、改めて現在の取り組み状況を教育長にお伺いします。また、市町村間での取り組みに差異があると思われませんが、これも含め今後どのような具体的施策を展開するのか、あわせて教育長にお伺いします。

また、国は新年度予算において、社会的課題に対応するための学校給食の活用事業を新規に計画しています。事業概要は、学校給食には、適切な栄養の摂取による健康の保持増進や食に関する指導での活用に加え、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的な食文化の継承など社会的な課題、要請への対応が求められているので、学校給食の活用を通して課題の解決に資す

るとお聞きしています。

本県ではこの事業に対してどのように対応していくのか、教育長に御所見をお伺いします。

次に、保育所での給食についてお伺いします。

本県では、保育所に通う3歳児から5歳児の主食については、現在多くの自治体の保育所で家庭から主食を持参しています。これは、保育所運営費に当たる公定価格の算定上、給食に要する材料費に3歳以上児の主食給食費が含まれていないことが最たる要因であると思います。また、完全給食を実施した場合、主食費を徴収する際の事務処理の煩雑さも要因の一つに考えられます。

全国での実施状況を調べてみますと、方法は万別ですが、東京23区を初め都市部ほど保育所で完全給食を実施している自治体が多い傾向にあります。

幼児期は、意欲や態度、基本的な生活習慣など生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、食育の視点からも、温かい炊きたての御飯を提供してあげたいと思うのは私だけでしょうか。早い時間に通所する児童は、6時半から7時ごろにお弁当箱に入れた御飯を持参し、昼には冷たくなった御飯を夏も冬も一年を通して食べています。

そこで、実施主体である市町村が完全給食に移行する場合に、県として調理室の改修や調理器具の購入を補助する制度を創設することはできないか、教育長にお伺いします。

また、国に対して、主食も含めた公定価格の改正についての働きかけを行っていただきたいと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、スーパー食育スクール事業についてお伺いします。

このスーパー食育スクール事業は、学校が大学や企業、生産者、関係機関等と連携し、食育を通じた学力向上、健康増進、地産地消の推進、

食文化理解など食育の多角的効果について科学的データに基づいて検証を行い、その成果をわかりやすく示し普及啓発することで、食育のより一層の充実を図るものです。本県では、昨年度は香美市立大宮小学校が指定を受け、今年度は南国市立十市小学校が指定を受け実施しています。

今年度実施の十市小学校では、食と学力を取り組みテーマの中心に位置づけ、食育の実践から言葉の力を高めるという研究主題のもとに進められています。私も、先月9日に行われた研究発表会に参加させていただき、多くの成果を共有することができました。中でも特に、生活習慣の改善が学力向上に結びつくことが実証されたことは、今後につながる意義深い研究であったと思います。

また、会の終わりには、学校長が、食育は栄養教諭が中心となりチーム学校で取り組まなければならないと述べられていました。私も同じ思いを持ち続けていますが、実際に実践できている学校は少ないのではないのでしょうか。

そこで、このスーパー食育スクール事業の成果をどのように分析され、今後の施策に生かしていくのか、教育長にお伺いします。

また、学校における食育の推進は、通常、学校給食を通して取り組まれることが多いと思いますが、しかしながら、全国的な課題でもありますが、本県においても全ての学校に栄養教諭が配置されているわけではありません。また近年では、給食をセンターで一括して調理し配送する、いわゆるセンター方式を導入する自治体もふえており、栄養教諭や学校栄養職員が常勤していない学校もあります。

そこで、学校における食育を推進するためには栄養教諭の配置拡大が望まれますが、今後の配置について展望を教育長にお伺いします。

最後に、業務の品質確保や生産性向上に向け

た取り組みについてお伺いします。

本県では、土木工事や建築工事、建設コンサルタント、またそれらにかかわる関連業者や資材業者は、就業人口も多く、本県経済を支える大きな役割を担っていると思います。また、経済対策や景気の回復により、工事や業務の発注量が増加傾向であるからこそ、計画的な発注が求められています。

しかしながら現状では、公共工事のみならず業務全般において、入札や開札、また打ち合わせ協議等の日程がゴールデンウィーク期間中の平日やお盆期間、年末年始、そして高知県の代表的な祭事であるよさこい祭り開催期間中などに設定されることもあり、受注者側の負担が重い事例をお聞きしています。入札に参加する業者は、事前に金額等の検討を始め、受注すれば契約書類を作成し提出するなど、入札や開札日だけでなく前後にも一定時間を要します。

そこで、入札や開札、また打ち合わせ協議等の日程についての現状と、今後は改善されるのかという点について、公共工事等について土木部長に、その他の委託業務について会計管理者にそれぞれお伺いします。

また、国土交通省北陸地方整備局において、昨年度よりウイークリースタンスの取り組みが試行されています。ウイークリースタンスとは、1週間における受発注者間相互のルールや約束事をスタンスとして定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善し、魅力ある仕事、現場の創造に資する取り組みです。具体的には、月曜日は依頼日の期限日としない、水曜日は定時の帰宅に心がける、金曜日は業務の依頼日としないというような内容です。また、取り組みの効果として、資料提出期限に余裕を持った工程となり十分な検討が可能になった、納期に余裕を持った依頼、指示により従業員に無理をさせずに済んだなどが挙げられます。昨

今、技術職の人手不足が深刻な問題になっている建設やコンサルティング業界においては、労働環境の改善も求められています。

そこで、このウイークリースタンスの取り組みについて、本県においてはまず公共工事等から導入されることを提言します。土木部長に御所見をお伺いし、1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 田中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、高知県の豊かさや魅力に関して、恵まれた自然や食についての所見、また恵まれた自然や食を県民に実感してもらうことが重要と考えるかどうかのお尋ねがありました。

私も、本県の豊かさ、魅力の一つに恵まれた自然や食があり、こうした本県の強みの源泉は地域地域にあると考えております。ゆえに、中山間対策が極めて重要だとも考えるところであります。

本県は、輝く太陽のもと、黒潮打ち寄せる変化に富んだ海岸線を初め、四万十川に代表される清流や緑深い山々など、山、川、海が全てそろっている美しく豊かな自然に恵まれております。また、そうした自然や気候条件などから生み出されます食も、他の地域と差別化を図ることができる本県固有の大きな財産、魅力であると考えておまして、大手旅行雑誌の調査、地元ならではのおいしい食べ物が多かったランキングにおいて過去10年間で6度も第1位を獲得していることから、県外の皆様からも客観的にも高く評価されていると思っております。こうした地域地域の持つ自然や食の強み、魅力に気づき、それをさらに磨き上げ、観光や地産外商、移住促進などさまざまな形で生かしてこそ、目指す将来像である、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県の実現につながると考えております。

そのため、産業振興計画においてはこれまで、恵まれた自然から生み出された第1次産業の生産物やその加工品などを県外へ売り出す地産外商、自然や食を売りとして県外から観光客を呼び込む観光振興などによって、この強みを最大限に生かそうとする戦略をとってまいりました。現在策定を進めております第3期計画においては、これまでの取り組みをバージョンアップし、地域に根差した第1次産業を核とした地域産業クラスターを地域地域に形成していくことや、歴史や食を一体的に連動させた戦略的な観光地づくりを推進していくことなど、本県の強みを生かした取り組みをさらに強力に展開してまいることとしております。

こうした他の地域にはない魅力を県民の皆様実感していただきますことは、本県の自然や環境を守っていくことや地産地消の推進につながりますほか、県外の方にも食してもらいたい、見てもらいたいとの思いから、県外への食の売り込みや県外観光客の誘致、移住の促進など地産外商の推進にもつながりますし、さらにはUターンの動機づけにもなるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、ややもすれば我々は身近にある魅力というものはわかりにくいものであります。恵まれた自然や食を初め身近にある本県の魅力を県民の皆様にもまた実感していただくという視点は、議員御指摘のとおり大事にしていかなければならないと考えております。

次に、高知家ALL STARSの取り組みの成果と高知家プロモーションの今後の展望についてお尋ねがございました。

高知家プロモーションは、温かい県民性を背景に高知県を一つの大家族に例え、本県の認知度向上と地産外商や観光の振興、移住促進につながることを目的としております。

3年目の取り組みとなります高知家ALL STARSでは、本県の一番の魅力である人をさらに前面に大きく打ち出す新しいプロモーションを展開しております。この高知家ALL STARSの狙いは、できるだけ多くの県民の皆さんにプロモーションに直接参加をいただいて、高知家のスターお一人お一人がその個性と多彩な情報を発信していただくことで、高知家の魅力のアピールについて、量と多様性、両方確保していきたいと、そういう思いで実施をしているということであり、これまで高知家スターとして、目標の1,000人を超える1,543人の方々に3月1日時点で登録をいただいておまして、県民参加の輪が大きく広がりつつあるものと受けとめております。

スターによる発信の面では、県が制作するプロモーション動画やウェブサイト上でのバナー広告に、実際に県産品を生産されている方や観光と移住などの分野で活躍されているスターの方々に数多く出演いただいております。また、御自身のブログやホームページでの発信数が300件を超えるなど、さまざまな形で御協力をいただいております。

こうした取り組みにより、テレビにおけるニュース報道などの広告換算効果は、3年目は3月1日時点で6億7,000万円を超えております。また、昨年9月の首都圏や関西圏における高知家の認知度調査では、30%を超える方が高知家を認知していただいております。この認知度の向上が本県に対する好感度や行きたい度、住みたい度の向上などにつながっているものと考えています。このような成果は、多くの県民の皆様が高知家プロモーションに積極的に御参加いただいたからこそその成果でありますので、皆様に本当に心から感謝を申し上げたいと思っております。

先月26日に、高知家ALL STARSの新たな企画と

いたしまして、高知家の家族の力で日本を元気にしていこうというNIPPON POSITIVE PROJECTをスタートさせ、前向きな県民性を前面に押し出した動画を発表いたしました。今後は、この第1弾の動画に続く一般からの動画募集を行い、これを順次公開していくことでこのプロジェクトに対する共感をさらに広め、高知家の認知度向上と県民参加の輪をさらに広げることにつなげていきたいと考えています。

4年目となります来年度は、引き続き高知家 ALL STARSの取り組みを継続しながら、これまでに積み上げました高知家の認知度や好感度などの成果をもとに、新たな展開を図ってまいりたいと考えております。具体的には、マスメディアによる露出の費用を一定負担するペイドパブリシティーという手法も新たに採用したいと考えております。これにより、外商、観光、移住などの告知を本県が期待する適切な時期に発信することができますので、メディアに露出するタイミングに合わせて個別品目の販売促進活動の取り組みを連動させて展開することで相乗効果を生み出し、地産外商、観光誘客、移住促進の成果の上積みにつなげてまいりたいと、そのように考えております。

次に、人々の生き方や暮らし方が多様化している中で、3世代同居や近居を推進すべきではないかとのお尋ねがありました。

本県では、共働きの世帯率が高くなっている一方で、核家族化の進行などもあり、平成25年の国民生活基礎調査の結果によれば、全世帯に占める3世代同居の割合は全国平均を下回っております。また、昨年度の県民世論調査では、地域の支え合いの力が弱まっていると答えられた方が45.7%と、前回調査の55.8%からは減少したものの、近所づき合いが薄いと感じられている方が6割程度を占めるという結果になっています。こうしたこともあり、家庭の子育て力

や介護力、さらには地域社会の見守り機能の低下などといったことが指摘をされているところであります。

このため、これまでの取り組みにも増して、子育てや介護などを世代間を超えて支え合うといった視点を重視し、子供たちや高齢者を地域社会全体で見守り支え合う仕組みづくりなどに積極的に取り組むことといたしました。具体的には、子育てにおいて、有償ボランティアの皆様が子供たちの預かりや保育所への送迎などといった役割を担うファミリー・サポート・センター事業の県内全域への普及、定着に向け、市町村への思い切った支援策を創設したところであります。さらには、就学前の幼児から高齢者までの多世代が利用するあったかふれあいセンターにおいて、介護予防や子育て支援などのサービスを複合的に提供する際の施設整備への支援制度なども創設をいたしました。

世代間による支え合いの施策を強化していくことは必要だと考えておりますが、議員からお話のありました3世代同居や近居につきましては、社会全体の価値観にもかかわる事柄でありますので、まずは今後の国の施策の動向などを注視してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、議員御指摘の趣旨にあります地域コミュニティにおける支え合いの力を強化させるような施策群を一連のものとして積極的に講じてまいりたいと、そのように考えております。

最後に、保育所の給食について、国に対して制度改正をするよう働きかけを行ってはどうかとのお尋ねがございました。

保育所へ通う3歳以上児に提供する給食を、主食も加えた完全給食にすることは、食育の視点に加えて、厳しい経済状況にある子供の割合がふえていることから、私としては必要ではないかという思いがあります。

しかし一方で、保育の実施主体である市町村の一部からは、主食を持参することは家庭で食事をつくることにつながり、乳幼児期から基本的な生活習慣を定着させていくためにも望ましいのではないかとといった御意見もお伺いしております。また、子ども・子育て支援新制度がスタートするに当たり、国の子ども・子育て会議において、3歳以上児の主食費を保育所の公定価格に含むことについて、国において新たな財源措置が必要になることや保護者の負担額がふえることなどの議論がなされ、結果として見送られたという経緯もございます。

このため、保育所の給食において3歳以上児の主食の提供については、市町村の意向もお伺いしながら、その必要性や課題を十分に検討した上で、国に対してどういった政策提言を行っていくことが適当か検討を続けていきたいと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 県外大学生の県内就職率を高める取り組みや本県出身者に対する移住促進策についてお尋ねがありました。

まず、県外の大学に進学した学生の県内就職率を高める取り組みにつきましては、就職支援の協定を結んでいる大学の学生への県内企業や就職に関する情報提供のほか、民間企業が実施するガイダンスへの出展などを実施しております。今年度は初めての試みとして、就職活動が本格化する前の学生を対象に、本県の仕事のやりがいや暮らしの豊かさを伝えるようなセミナーも実施をいたしたところでございます。

こうした取り組みを実施する上で、個人情報問題から、そもそもこうした催しの情報自体を直接御本人に届ける手段が限られているという課題があります。また、セミナーに参加した学生から、世界に通用する企業があることを知

ることができたとか、ネガティブなイメージを覆してもらえたといったような感想が聞かれたことが示しますように、県内にもさまざまな企業があることが余り知られていないことも明らかになりました。

このため、現在、高校卒業後も保護者等を通じて県内の就職に関する情報を継続的にお届けできる仕組みづくりに取り組んでおります。また、来年度からは、就職活動を開始する前の段階での企業参加型セミナーを新たに実施しますとともに、学生と企業との交流会の開催など、県外大学生に県内企業の情報を知ってもらう機会そのものをふやすこととしております。

次に、県外で既に社会人となっている本県出身者のUターンを促す取り組みについては、高知暮らしフェアなどの移住相談会を年間30回以上実施しております。そのうち、昨年12月には東京と大阪で、このフェアにあわせて、県内企業の参加も得て合同就職相談会を開催しております。

課題としましては、本県を出て相当年数がたっている方の所在を追うことが難しいこと、また県からアプローチできる方の中にも、県内には働く場が少ないといった固定的なイメージをお持ちの方が少なからずいらっしゃるということが挙げられます。

このため、高知家プロモーションなど不特定多数に向けた移住の呼びかけを強化していくとともに、県内の御家族や御友人からお声がけをいただくことを期待しまして、県内向けの広報にも力を入れてまいります。また、県からアプローチできる方に対しましては、事業承継・人材確保センターとも連携して、県内のさまざまな企業や事業者が人材を求めているといった情報をしっかりとお知らせしてまいります。

以上のような取り組みによりまして、県外大学生や社会人の一層の転入促進を目指してまい

ります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) 水道事業の広域化に向けた検討状況と今後の展望についてお尋ねがありました。

水道の広域化については、人口減少に伴う給水収益の減少、施設の老朽化に伴う大量更新、対応する職員の不足などにより事業の継続が困難となる可能性がある中、市町村が水道事業を単独で考えるのではなく広域的視点に立って検討する時期に来ていると考えます。

高知県では、山間地域が多く、人口の多い地域が分散し、施設の連結が困難かつ非効率であることから、ハード面での広域化のメリットは少ないと考えられます。また、昨年7月、県内上水道事業体向けに広域化の課題などについてアンケートを実施したところ、料金体系、財政状況など事業者間の格差を挙げ、健全な事業運営を持続するためには、広域化のメリットを認めながらも実施は難しいという回答が多くありました。

県としては、施設の統合や事業統合に限らず、人材の派遣、事務的な協力の実施など多様な形態の広域連携について検討していく必要があることから、まずは水道事業者間の協議の場を設定していきたいと考えています。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 消防団員の充足率とその向上に向けた取り組みや今後の支援についてお尋ねがございました。

消防団員は、消火や水防の活動、また地域住民への防火に関する啓発や防災訓練の指導など、地域の防災力のかなめとして活動を行っています。さらに、南海トラフ地震が発生した際には、津波からの避難誘導、倒壊家屋や土砂崩れなどからの救助救出など、重要な役割を担うこととなります。

本県の消防団は、平成27年4月1日現在、団員数は8,256人、充足率は93.6%となっています。このうち5つの消防団では充足率が100%に達していますが、最も低いところは84.2%にとどまっております。充足率の向上に向けた取り組みがまだまだ必要であると考えております。

そのため県は、充足率の低い市町村を中心に、消防団や市町村、地元企業の方と一緒に住民の方々への勧誘を行い、入団を促す取り組みを行っています。その結果、全国的に見ると団員数が毎年減少している中、本県の団員数は、取り組みを始めた平成19年からの8年間で見ますと、人口減少が進む中、わずかではありますが年々増加し続けており、トータルでは153名増加しています。

一方、消防団は、近年の社会環境の変化から、団員の高齢化問題に加え、いわゆるサラリーマン団員が増加し、本県においても56%に達しており、日中に出勤できる団員が少なくなるといった課題にも直面しています。こうしたことから、国においては、消防団活動の充実強化を図るため、平成25年に新たな法律を制定しております。これを受けて、市町村では、団員の報酬や出勤手当を増額する処遇改善を行っております。また、県では独自に装備品の整備に対する補助を行うなど、消防団の充実強化に努めてまいりました。

消防団は、地域防災力の中核として、その対応力の維持・向上を図っていかなければなりません。今後も市町村や消防団と連携し、団員確保につきましては引き続きしっかりと取り組んでまいります。あわせて、将来に目を向けて、子供たちに消防団活動への興味を持っていただく取り組みにも力を入れていきたいと思っております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、高知県教育振興

基本計画重点プランの総括と次期計画への反映についてお尋ねがありました。

県教育委員会では、平成24年に教育振興基本計画重点プランを策定し、知の分野では、学力を小学校は全国上位に、中学校は全国平均まで引き上げることを目標に、学校経営力の向上、教員の資質・指導力の向上を目指した取り組みを推進してきました。その結果、お話にもありましたように、小学校国語においては、基礎知識を問うA問題で全国平均正答率を3.4ポイント上回るなど、全国上位に入るという目標を達成することができております。

一方、中学校においては、活用力を問うB問題も含め、国語は2.7ポイント、数学は5ポイント、全国平均を下回る結果となっており、中学生の学力はまだ厳しい状況にあります。また、思考力、判断力、表現力の育成の面では、小中学校ともに課題が残るところです。

小学校が成果を上げたことの要因としては、中期的な達成目標と取り組みの方向性を盛り込んだ学校経営計画を全職員が参加して作成することにより、全員が目標を共有し、ベクトルを合わせて取り組むようになったこと、県が作成してきた学習シートなどが授業や家庭学習の中で効果的に活用されてきたことにより、児童の基礎学力の定着が図られたことなどが挙げられ、これらは重点プランの取り組みによる効果であると考えております。

一方、中学校においては、校内研修の実施回数が大幅に伸びるなど、授業改善についての意識は高まってきているものの、これまでのところ学力の向上にはつながっておりません。こういったことを含め、中学校の学力の改善が踊り場から脱することができていない要因としては、まず組織マネジメントの弱さにより、目的達成に向けたPDCAがうまく回っていないことが挙げられます。また、思考力等を高めるための

授業改善が進んでいないことや、学習面で課題を抱える生徒に対する対応が十分でないこともございます。

このような学力の課題を解決するため、次期教育振興基本計画では、まず教員同士がチームを組み、組織的に取り組みを進めるチーム学校の仕組みを構築します。また、児童生徒の思考力等を育むために、主体的、協働的に学ぶ、探求的な授業づくりを推進してまいります。さらに、学習内容が十分定着していない児童生徒一人一人のつまずきに応じた指導が行えるよう、学校の補充学習の支援を充実してまいります。

これらの取り組みを市町村教育委員会や家庭、地域と一体となって推進し、次代を担う子供たちに夢や志を持って将来をたくましく羽ばたく力を育ててまいりたいと考えております。

次に、本県における学校支援地域本部とコミュニティ・スクールの一体的な取り組みについての所見と、今後のコミュニティ・スクール事業導入に向けた展望についてのお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

社会がますます多様化し、子供を取り巻く環境も大きく変化する中で、学校が抱える複雑・困難化した課題を解決するとともに、子供たちに生きる力を育むためには、保護者や地域住民等の参画を得た学校運営を行っていくことが求められております。このため、教育の大綱や次期教育振興基本計画の案にも、地域との連携・協働を柱の一つとして掲げているところです。保護者や地域住民等が学校運営に主体的に参画し地域の力を学校運営に生かすコミュニティ・スクールの制度や、学校の教育活動を地域の方々が組織的に支援する学校支援地域本部は、このような時代の要請に沿うものであり、これらを一体的に推進していくことにより、一層教育効果が高まるものと考えます。

県教育委員会ではこれまでも、市町村教育委員会や学校に対して学校支援地域本部やコミュニティ・スクールに関する情報提供を行うとともに、各教育事務所に学校と家庭や地域との連携を推進する指導主事を配置してきました。また、コミュニティ・スクールの制度を導入する学校に対しては、ケースにより加配教員を時限的に配置するなど、それぞれの学校や地域の取り組みを支援してまいりました。

その結果、本県のコミュニティ・スクールは年々増加をし、現在33校となっており、平成30年度には49校まで増加する予定です。このうちの36校は、来年度、学校支援地域本部事業に取り組む予定であり、コミュニティ・スクールと学校支援地域本部の一体的な取り組みも徐々に進んできております。

現在、国においては、学校の設置主体である市町村教育委員会がコミュニティ・スクールの導入に積極的に取り組むことを後押しするための制度のあり方について検討しているところがございます。県としましては、国の動向を踏まえ、コミュニティ・スクールについての周知啓発を積極的に行ってまいります。

次に、学校支援地域本部から地域学校協働本部への移行の展望についてお尋ねがございました。

議員からお話のありました中央教育審議会の答申におきましては、従来の学校支援地域本部等の活動をベースに、新たな体制としての地域学校協働本部へ発展させていくことが必要であるとの提言がなされたものと承知をしております。これは、地域から学校への一方的な支援にとどまらず、学校と地域とが対等なパートナーとして連携・協働していく必要があること、学校支援地域本部や放課後子ども教室といった個別の活動を総合化、ネットワーク化していくことが必要であることといった趣旨から提言され

たものであり、国においては今後、地域学校協働活動の実施に関するガイドラインの策定などに取り組みされるものと承知をしております。

本県においては、子供たちを地域とともに見守り育てる観点から、学校支援地域本部の取り組みを積極的に推進しているところです。学校支援地域本部の活動を持続的なものとし、さらなる活動内容の充実を図るためには、答申で提言された地域学校協働本部へと学校支援地域本部の取り組みを発展させていくことも重要であると考えております。

国の予算事業における地域学校協働本部の取り扱いについては現時点では明らかになっておりませんが、どのような呼称によって取り組みを行うかにかかわらず、答申で提言された地域学校協働本部の趣旨を反映した取り組みは行うことができるものであり、現在行っております学校支援地域本部の活動についても順次その趣旨を反映させていきたいと考えております。

今後とも、地域学校協働本部に関する国の動向も踏まえつつ、本県における学校と地域との連携・協働活動を充実してまいりたいと考えております。

次に、学校における食育の取り組みに関し、現状と今後の展望についてのお尋ねがございました。

学校における食育については、児童生徒が食に関する知識や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校教育活動全体を通じて総合的に行うことが重要であるとと考えております。

本県では、学校における食育を推進するため、学校給食への地場産物の活用や、食育を学校全体で組織的に進めるための計画づくり、給食の時間における指導の充実、また食育推進の中核となる栄養教諭の配置や研修の実施などに取り組んでおります。これらの取り組みにより、お話にありました南国市のように学校給食への地

場産物の活用が進み、地域の生産者等と連携した食の体験学習が活発に行われているところもふえておりますが、一方で、地場産物の活用や学校における食育の推進体制に地域差が生じているという課題もございます。

このため、今後、食育や学校給食を推進する栄養教諭、地域の生産者、学識経験者等から成るワーキングチームを新たに設置し、これまでの取り組みをさらに充実することとあわせて、体制整備におくれがある地域や学校には重点的に改善に向けた情報提供や助言などを行ってまいります。さらに、国の事業であるスーパー食育スクール事業を活用し、本県の健康課題の解決につながるモデルづくりを進めるとともに、その成果を広く県内に普及し、本県の食育の底上げを図ってまいります。

次に、学校給食における地場産物の活用に関し、本県の取り組み状況と市町村間での取り組みの差異を踏まえた今後の具体的な施策についてお尋ねがございました。

学校給食における地場産物の活用は、高知の伝統的食文化の継承や子供たちの食べ物への感謝の気持ちを育むことにつながるなど、豊かな食文化を営む知識や態度を養うことができる重要な取り組みです。このため本県においては、さらに活用が高まることを目指し、活用割合を50%とすることを目標に掲げて取り組みを進めております。

平成26年度の地場産物の活用に関する調査では、本県の食品数ベースの地場産物活用割合は35.7%であり、全国平均を8.8ポイント上回っているものの、先ほど申しました目標には達しておりません。その要因といたしましては、学校給食に地場産物を活用するための関係者間での情報共有が十分には行われていないため、供給体制が不安定であることや、関係者間の相互理解が十分進んでいないことなどが考えられます。

そこで、先ほどお話しいたしましたワーキングチームの中に学校給食普及・充実チームを立ち上げ、活用が不十分な地域には、先進的な地域の取り組みや協力体制を構築するためのノウハウを普及するなど、関係者の意識の向上や連携強化が図られるよう重点的に支援してまいります。また、引き続き、学校における地場産物を活用した学校給食用レシピ集の活用や、地場産物の活用割合が50%以上となる献立を毎月1回以上実施する取り組みなどについて、学校給食関係者の研修会等で具体例を示し、日常の実践を促してまいります。

こうした取り組みを通して、学校給食への地場産物のさらなる活用が県全体に広がるよう、目標達成に向けて取り組んでまいります。

次に、社会的課題に対応するための学校給食の活用事業について、どのように対応していくのかのお尋ねがございました。

本県では、社会的課題に対応するための学校給食の活用事業のテーマの一つである地産地消の推進について、高知県食育推進計画に基づき、学校給食への地場産物の活用や地場産物を教材とした体験学習等の取り組みを進めてきております。

本事業につきましては、学校だけでなく地域の関係機関と連携した取り組み体制が求められておりますので、来年度直ちにに取り組むことは難しいと考えておりますが、この事業のテーマであります地場産物の活用、食品ロスの削減、伝統的な食文化の継承については本県においても重要な課題だと思っておりますので、関係機関との調整を行いながら、平成29年度には実施できるよう準備をしていきたいと考えております。

次に、保育所の給食について、市町村が完全給食に移行する場合に調理室の改修や調理器具の購入を補助する制度を創設できないかのお

尋ねがございました。

保育所の給食については、議員のお話にありましたように、国が定める公定価格の中に、3歳未満児は主食費と副食費が含まれていますが、3歳以上児は副食費のみとなっております。このため、基本的には3歳以上児は家庭から主食を持参しております。

3歳以上児の完全給食の実施状況について、中核市である高知市以外の保育所、認定こども園等を調査したところ、11市町村37施設で完全給食を実施しており、そのうち6市町村15施設は保護者の負担なしという状況でございます。また、3歳以上児への完全給食の導入の意向とその際の調理室の改修等の初期投資に関する県への要望について調査をいたしましたところ、新たに完全給食を実施する意向があったのは2市町のみであり、初期投資に関する財政支援の要望額も事業費ベースで約80万円と少額の状況となっております。

このため、給食施設等に関する補助制度の創設については見送らせていただいたところですが、厳しい環境にある子供たちへの支援の視点も持ちながら、将来的な検討課題とさせていただきたいと考えております。

次に、スーパー食育スクール事業の成果をどのように分析し今後の施策に生かしていくのかとのお尋ねがございました。

本県では、食育を通して児童生徒の健康課題の解決に向け、スーパー食育スクール事業に2年間取り組んでまいりました。平成26年度は香美市立大宮小学校において、塩分摂取に着目した食生活習慣改善をテーマに、食育ノートの開発や指導体制の整備を行い、多くの児童が保護者と一緒になって減塩を意識した食生活の改善に取り組むことができました。本年度は南国市立十市小学校において、食育の実践から言葉の力を高める授業改善をテーマに、独自で開発し

た食育カリキュラムを活用し、食育を通して伝える力や考える力を高める授業の研究を進めることができました。

これらの2年間の取り組みを通して、大学等の研究機関や関係団体の協力を得て、子供の意識の高まりによる塩分摂取の変化や、食生活を含めた生活習慣と学力との相関などの基礎的データが得られたこと、また学校全体で組織的に取り組む実践ができたことなどが本事業の大きな成果であると考えております。今後は、本事業の取り組みで得られたデータの分析をさらに深めるとともに、その成果を研修会等で県内に普及してまいります。

最後に、栄養教諭の配置について、今後の展望についてのお尋ねがありました。

近年、食生活の乱れや食物アレルギーのある児童生徒が増加するなど、食に関する問題等が顕在化し、学校給食の役割はますます重要になっております。そうした状況の中、国において、学校における食育を充実させるため、平成17年度に栄養教諭制度が創設をされました。本県においても、児童生徒の肥満や生活習慣の乱れなどの問題が増加傾向にあり、食育を推進することが重要であるとの考えから、同年度から栄養教諭の配置を行ってきております。

栄養教諭及び学校栄養職員の定数については、法令により、食数の規模に応じて定められており、本県においては75人となっております。このように数に限りのある栄養教諭等の配置に関しては、その有効な活用策として、市町村教育委員会とも協議し、栄養教諭等にできるだけ多くの学校にかかわってもらうために、近隣学校との兼務発令を行うなどの措置を講じているところです。

また、児童生徒の食の問題への対応や食育の推進については、栄養教諭等のみが行うものではなく、管理職の指揮のもと、全ての教職員が

参加して取り組んでいく必要があるものと考えています。このため県教育委員会としましては、食育やアレルギーに対する研修を実施し、学校全体での食育の推進や健康管理に対するスキルアップに取り組んでいるところです。

栄養教諭等の必要性はますます高まっていくものと考えており、今後とも国の動向に留意しつつ、全国都道府県教育長協議会と連携するなどにより、国に対して栄養教諭等の配置の充実を要望していきたいと考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 入札や開札、打ち合わせ協議などの日程に関する現状と今後の改善の有無についてお尋ねがございました。また、ウィークリースタンスの公共工事などへの導入についてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

近年、建設業やコンサルティング業界では、従事者の高齢化とともに入職者が減少するなど、中長期的な担い手の確保が大きな課題となっており、特に若手技術者等の確保に向けては、休日の確保など労働環境の改善が求められております。こうした課題には、発注者と受注者が協力して取り組んでいかなければなりません。

このため、公共工事や委託業務の実施に当たっては、年末年始やお盆、ゴールデンウィーク期間中の入札を避けるといった配慮のほか、受注者が週休2日を取得しやすいよう余裕のある工期の設定や、受注者から受けた質疑に1日で回答するワンデーレスポンスの取り組みなども行ってきたところです。

しかしながら、入札の日程などについては、受注者の立場に立ってさらに改善すべきところがあると考えておりますので、今後は年末年始やお盆等の期間に加えて、よさこい祭り期間中の入札も避けることとし、入札に伴う打ち合わせ協議等についても日程の配慮に努めてまいり

ます。また、御提案のございました北陸地方整備局のウィークリースタンスの導入につきましては、若手技術者等の確保に向けた取り組みの一つと承知しており、関係する業界団体の意見も聞きながら検討してまいります。

今後とも、発注者としてのさまざまな取り組みを通じて、受注者の労働環境の改善に努めてまいります。

(会計管理者岡林美津夫君登壇)

○会計管理者(岡林美津夫君) 入札や開札、打ち合わせ協議などの日程について、現状と今後の改善に関するお尋ねがございました。

建設工事関係を除く委託業務等、いわゆる非公共部門におきましても、入札による競争性をより発揮するためには、多くの業者が参加しやすい環境下で行うということが重要であり、その日程の設定も大きな要素だと考えております。

お話のありました期間中の状況を調査しました結果、何件かの入札におきまして、その日程設定に関し改善が可能と思われる事例がございました。

今後におきましては、ゴールデンウィーク期間中の平日やお盆期間、またよさこい祭り開催期間中などには可能な限り入札を行わない、さらには、その前後についても期間を十分にとるなどの意を用いますよう各所属に周知しますとともに、出先機関に配置しております会計専門員の巡回指導や会計検査を通じて徹底をしてまいります。

○4番(田中徹君) それぞれに御丁寧な前向きな答弁をいただいたと思っております。ありがとうございました。

質問ではありませんけれども、何点かお願いをしておきたいと思っております。

私も、3年間という短い期間ではありましたが、市議会議員という立場も経験をさせていただきました。そのときに感じたことは、

今、財源もマンパワーも不足している市町村にあって、やはり頼りになるのは県ではないかというように思いがしております。そういったことで引き続き市町村の声に耳を傾けていただきまして、連携・協調していただき、取り組んでいただきたいということを、少し時間も余っておりますけれどもお願い申し上げまして、私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(三石文隆君) 暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩



午後 1 時再開

○副議長(西森雅和君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

25番大野辰哉君。

(25番大野辰哉君登壇)

○25番(大野辰哉君) 県民の会の大野辰哉でございます。議長にお許しをいただきましたので、初めての一般質問をさせていただきたいと思っております。

私は、奇跡の清流と言われる水質日本一の仁淀川、日本最後の清流四万十川、黒潮香る太平洋、そして四国カルストという全国、世界に誇れる美しい山、川、海という自然を有し、そして何より温かで人情あふれる高岡郡より選出いただき、昨年より県議会議員として活動させていただいております。これまで県民の皆様を初め、先輩・同僚議員の皆様、尾崎知事を初め県庁執行部の皆様など多くの方々に大変お世話になり、活動させていただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

昨年暮れに、私と同じ山間部出身で柔道家で

もあられた川井喜久博議員がお亡くなりになりました。お会いするたびに、私のような新参者にも優しく声をかけていただき、颯爽と高級車で県議会に来られる姿は、山でも稼げること、森林が宝の山にもなることを身をもって教えてくれていたように思います。山間地域に暮らす若い世代にとっても、山への夢と希望を与えてくれる心優しい先生でした。川井議員の山間地域への思いをしっかりと受け継いでいくことをお誓い申し上げ、心から御冥福をお祈りしたいと思っております。

さて、質問に入ります前に、何分新人でございます。また、初めての一般質問の場でもあり、少しだけ私の県政に対する思いを述べさせていただきます。

私は、高知県の中西部の山間地域、旧吾川村で生まれ、当時は児童館と言っておりましたが、名野川保育所に始まり、名野川小学校、全国制覇2度のソフトボールの名門吾川中学校、そして母なる清流仁淀川のほとりにありました県立仁淀高等学校と、全て地元の学校で学ばせていただき、高校卒業と同時に地元自治体の吾川村役場へ奉職以降、一昨年の8月の退職まで28年間にわたり、山間地域の自治体、役場の職員として、産業、健康福祉、教育、税などさまざまな業務を経験させていただきました。その間、役場の事務は、パーソナルコンピューター、インターネット、電子メールなどの普及により劇的に変化し、またふるさと創生事業、介護保険制度の創設、三位一体改革、町村合併などさまざまな施策によっても、自治体行政の姿、現場は大きく変化してまいりました。また、地域に存在した地方法務局や農業改良普及所などといった国や県の出先機関なども統廃合され、さらには、地域住民の交通を支えてきた国鉄やユニバーサルサービスを担ってきた郵便局も民営化されるなど、そうした時代の流れ、国策など

とも連動するように、地域からは人も流れ、人口の減少が進みました。

地域の人々も行政もさまざまな取り組みを行うなど一生懸命頑張ってきましたが、その流れをとめることは大変厳しく、私の生まれ育った吾川村は10年前の町村合併により仁淀川町という新しい町に引き継がれ、その歴史に幕をおろしました。また、地元の全ての思い出の学びやは、地域の過疎化、人口の減少とともに次々と廃校などとなってしまいました。また就職後、働きながら学んだ夜間の県立高知短期大学も、発展的とはいえその役目を終えるということで、保育園を含め私自身の卒業した学校が一つもなくなるという非常に悲しい事態となってしまいました。母校を全て失うということは想像以上につらいものであり、時代の流れや地域の過疎化によりやむを得ないことではありますが、生まれ育ったふるさとや学校というものは人々の心のよりどころであり、心が帰るところでもあります。私も小学生の子供を持つ親ですが、これから先、未来の高知県で、これ以上私のような思いをする子供たちができるだけ少なくなることを願っております。

そうした経験などから私は、田舎であろうが都会であろうが、どこに住んでいても、誰もが毎日を安心・安全に心豊かに暮らし学ぶことができる社会や生活環境、特に教育や福祉に社会のセーフティーネットをしっかりとつくるのが、行政や政治の大きな役目であると思っています。

中山間・奥山間地域では、まだまだ多くの人々が、人口減少、自然災害だけでなく、時には猿やイノシシなどの鳥獣とも戦いながら田畑を守り、山や川など美しい自然や景観を守り、命の水を守り、そして伝統を守り、何よりその地域を守るために支え合い、助け合いながら頑張っています。そうした厳しい状況の中で頑張っておられる皆様の声を、現場の姿を、県政に、政

治に伝えることで、人口減少や縮む経済など多くの課題を抱える本県の課題の解決のお役に立ちたい、また弱肉強食、格差の拡大する競争社会から、支え合い、助け合いの優しい共生社会への一助になりたいとの強い思いを持って、この高知県議会の議場に立たせていただいております。私自身、大変微力ではありますが、県民の皆様の福祉と生活の向上を目指して、与えられたこの任期を精いっぱい頑張りたいと思っておりますので、皆様の御指導、御鞭撻をどうかよろしく願いいたします。

さて、尾崎知事におかれましては、昨年10月に、2期連続の無投票で3選を果たしました。これは全国の知事選では戦後2人目ということで、これまで対話と実行を基本姿勢として尾崎知事が果たしてきた南海トラフ地震対策や産業振興計画、人口減少、中山間対策、日本一の健康長寿県構想などの施策に対して、県民がそれらを高く評価していることのあらわれだと思っています。3期目は、特に人口減少への挑戦として、中山間対策をもう1歩2歩思い切って前へ進めていただきたい、私も少しでもそのお役に立てればと思うものであります。その尾崎知事にこうして県議会という場で質問をさせていただくという機会を与えていただきました多くの皆様に心から感謝しながら、最初の質問をさせていただきます。

まず、市町村の現状についてお伺いしたいと思っております。

高度経済成長とともに、社会が経済や効率化を優先させ、都市部は勝ち組、地方は負け組という価値観が知らぬ間に植えつけられ、子供たちや若者の多くが都市部の学校、企業へと進みました。そうしたことにより、この国は目覚ましい発展を遂げてきた面もありますが、その代償として、地方から働き手や担い手が極端に少なくなってしまうました。

近年では、地方に残って頑張ってきた人たちの安心・安全を支えてきた公共サービスも、行財政改革などにより、縮小、減少が進んできました。今後もさまざまな要因から人口の減少はますます進むことが予想されますが、人も財源も少ない、そのような地域、エリアでいかに行政サービス、公共サービスを維持・確保・継続していくのかが問われる時代になってきているように思います。

小泉政権時代から、国際競争時代に対応するために、雇用規制の緩和、法人税の減税、東京の大規模インフラ整備などといった東京一極集中の強化策が進められてきた一方で、聖域なき構造改革により、地方は国の財政削減の対象となりました。市町村合併や地方交付税の削減、指定管理者制度の導入、公共事業の縮小などさまざまな改革が行われてきました。いわゆる平成の大合併から10年過ぎましたが、本県では市町村数が53市町村から34市町村となり、面積的にも大小さまざまな自治体が混在することとなりました。また、この10年間で廃校、休校となった公立学校は県内で80校以上にもなり、国勢調査による人口でも6万7,000人余りが減少しています。

そうした現状、今後の基礎自治体のあり方なども踏まえ、平成の市町村合併など、いわゆる小泉構造改革による地方自治体改革の検証を行うことが必要と考えますが、尾崎知事の御所見をお伺いしたいと思います。

現在の安倍政権においては、東京オリンピックの誘致、TPP対策など、東京の国際的競争力の強化は進めながらも、地方の強化策として、国主導による地方創生の取り組みが行われています。地方創生は、過疎・高齢化が進む地方への配慮とも言える政策ではありますが、地方版総合戦略づくりについては、国が全国の自治体を競わせるような上から目線的な計画策定には少

し違和感を覚えますが、それぞれ各自治体は限られた時間の中で懸命に策定作業を行っています。また、国の経済財政諮問会議においては、歳出削減を進めた自治体の経費水準を地方交付税算定に反映させる新たな仕組み、トップランナー方式の導入が重点課題とされ、行政コストの見える化などによるさらなる地方の行財政改革が進められようとしています。

そうした状況下で、さまざまな権限が地方へ移管され、業務も多様化、複雑化する中、厳しい財政状況や限られた人員で福祉や防災など地域の公共サービスの維持・拡充に取り組みながら地方版総合戦略の策定にも取り組んでいる市町村の姿、現状について尾崎知事の目にはどのように映っているのか、お伺いしたいと思います。

次に、雇用と県経済についてお伺いします。

平成28年度は、本県が進めるさまざまな施策がバージョンアップをしていく年度であり、産業振興計画については、課題解決に向けて第2期から第3期へさらなるバージョンアップをする、ホップ・ステップ・ジャンプでいえば最後のジャンプの踏み出しのタイミング、最も大切なタイミングの年度になると思われま

す。第3期産業振興計画では、地産外商の取り組みをさらに強化し、その成果をより力強く拡大再生産の好循環につなげ、経済の活性化を図るとのことですが、四万十町などにおいて進める1次産業を核とした産業クラスターの取り組みなどは1次産業に新たな価値を生み出す大きな可能性があり、各地でこうした取り組みが広がることが期待されます。また、これまでの産業振興計画による地域資源の掘り起こしや、まるごと高知、地産外商公社の頑張りなどにより、製造品出荷額の伸びなど各種の指標にも経済効果があらわれてきていると思います。

しかしながら、県民所得の底上げ、安定した

雇用の場の創出など、全体的な経済の底上げにはまだまだ至っておらず、課題が多いのではないかと考えます。また、いわゆるアベノミクスによる景気回復についても、本県では余り実感が無いのが現状ではないかと考えますが、そうした本県の経済状況について尾崎知事の御所見をお伺いしたいと思います。

本県の有効求人倍率が昨年1倍を超えるなど、県内の雇用情勢は一定上昇傾向にあると理解しています。しかしながら、正社員に限った有効求人倍率は0.6倍程度で、さらに事務系の求人倍率に関してはパートを含めても0.3倍弱ということであり、改善されているとはいえ、地域間での格差、非正規や医療・介護などへの求人の偏りなど、求人と求職のミスマッチが強まっている現状もあります。さらに、労働力人口はこの10年間で1割減少し、県内の求職者数自体も下がり続けています。最低賃金も全国最下位であり、高知におりたいけれど県外に行かざるを得ない若者がまだまだ多いのも事実であります。

そうした中、佐川町においては、兵庫県の東証一部上場優良企業グローリーの100%子会社であるグローリープロダクツが、今月に50人程度の雇用による工場の操業を行うこととなり、2年後のフル操業時には200人規模の雇用を目指すとのことであります。雇用の創出、拡大に地元住民も大変期待しており、関係者の御尽力に改めて感謝とお礼を申し上げるものでございます。

県内にそうした雇用がさらに生まれてほしいと思うものでありますが、今後の企業立地の方針と見通しについて原田商工労働部長にお伺いしたいと思います。

昨年末、香南市のルネサス高知工場の閉鎖計画の報道には、多くの県民が衝撃を受けました。特に、関係する従業員の皆様におかれましては、今後の生活にも大きな不安を抱えることになり、

県もルネサス社とともに従業員の雇用対策に取り組んでおられると思いますが、ルネサス高知工場の集約に対する現在の取り組みについて原田商工労働部長にお伺いしたいと思います。

次に、あったかふれあいセンターについてお伺いいたします。

あったかふれあいセンターは、日本一の健康長寿県構想、高知型福祉の取り組みの一つとして、地域のニーズや課題に応じた小規模多機能支援拠点としての活動を行っています。

今後、訪問事業や通所介護サービス、認知症カフェ、リハビリテーションを取り入れた介護予防サービスの提供など、介護保険制度とも連携しながらさらなる機能の強化を図っていくということであり、運営を担う社会福祉法人や団体そしてスタッフへの負担の増大を危惧していますが、あったかふれあいセンターを支える人材の育成・確保など運営団体への支援について井奥地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

また、あったかふれあいセンターに関しては、県内で整備が進む集落活動センターとの連携や役割分担も課題となっています。地域住民にとって、両センターの違いがわかりにくいといった声や、高齢化が進んだ地域では集落活動センターの運営を担う人材がいなかったといった現実もあります。高齢化や過疎化が進み、経済活動主体の集落活動センターの運営さえも困難となった地域やエリアでは、あったかふれあいセンターにおいて、庭先集荷の支援や、高齢者の技術やたくみ、手芸などミクロな経済活動を行いながら生きがいがづくり、健康づくりなどにつなげる、いわゆる産業福祉を主体とした取り組みが有効ではないかと考えるものですが、集落活動センターとの連携の状況と今後の方向性について井奥地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

あったかふれあいセンターの事業は、本県においてではなくてはならない取り組みとなってお

り、今後さらなる高齢化の進行とともに、全国的にも広がっていく事業になると思われます。本県の平成28年度予算案においては、新たに施設整備への予算も計上されていますが、今後、地域の安心・安全を確保するためには、あつたかふれあいセンター事業の安定と継続的な運営のため、恒久財源の確保や事業に対する交付金などが期待されますが、そうしたことに向けた国への要望、提言について尾崎知事にお伺いしたいと思います。

次に、介護従事者の処遇改善など離職防止の取り組みについてお伺いします。

本県の特に高齢化が進む山間地域では、要介護者も介護従事者も人口に占める割合が高く、介護の仕事は役場などの公務サービスと並んで地域の重要な就業先ともなっています。山間過疎など条件不利地域での介護や福祉現場を支える人材の確保は、住みなれた地域で安心して暮らし続けられるための基礎となるものでもあり、今後、東京などの都市部で介護人材の需要が高まり、特に若年層、女性の介護人材の流出が進むと言われる中、人口減少や定住対策ともあわせて考える必要があると思います。

平成27年度の介護報酬の改定において、処遇改善加算の新設により、介護職員の賃金が平均月額で1万2,000円引き上げられましたが、一方で、介護サービスを提供する事業者へ支払う介護報酬は2.27%引き下げられたことにより、事業者の多くが減収となり、サービスの低下や、減収分が給与の引き下げにつながるなどの指摘もあります。介護職員処遇改善加算は、同じ介護事業所内でも介護従事者以外の事務職などの職員には加算がとれないため、事務の煩雑さともあわせ、不公平感があるとの声もあります。

また、介護職の現場では、膨らみ続ける社会保障費の抑制や人材の確保策などのため、介護保険などの制度や報酬などの改定がたびたび行

われ、仕事が煩雑化し混乱が生じています。事業所加算などさまざまな加算が報酬改定のたびに追加され、加算がとれなければ経営に響くことから、事業者は無理をして加算をとり、その事務作業により業務はますます煩雑になり、ストレスなどにより仕事をやめてしまう職員が出てくる、職員がやめれば求人を出しますが、なかなか働き手が来ないし、いない、残った職員はますます忙しくなるといった負のスパイラルの実態があるともお聞きします。また、事業所や施設における事故や職員による高齢者への虐待も社会問題となっています。

安倍政権は、一億総活躍社会の施策の一つとして、介護のために仕事をやめるいわゆる介護離職ゼロの取り組みを進めています。介護離職ゼロの取り組みはよい方向ではあると思いますが、単に施設をたくさん建てるだとか経済優先の取り組みだけになってしまえば、一億総活躍社会で言われるような介護離職者のゼロは困難だと思います。介護福祉職場の現場に寄り添った施策、対策をしない限り離職者はふえ、介護を支える人材の確保は困難だと思います。介護離職ゼロの実現には、先に介護従事者の離職者のゼロを目指すことが大事ではないかと思えます。

また、本県にとって、介護従事者の人材不足は深刻な問題であり、全国一律の処遇改善による介護報酬の改定だけでは、県内の介護の働き手不足の解消、人材の流出防止、定住にはつながりにくいのではないかと考えますが、処遇改善加算の上乗せなど介護従事者の処遇改善策に向けた県独自での取り組みについて、また制度が複雑化し事務作業が煩雑化している介護福祉サービス事業者への支援や指導監査の強化が必要と考えますが、あわせて井奥地域福祉部長に御所見をお伺いしたいと思います。

次に、厳しい環境にある子供たちへの支援に

ついてお伺いいたします。

全国的に、児童虐待や非行などの問題、発達障害など、子供や家庭を取り巻く問題が複雑化、多様化している中、尾崎知事におかれましては、全国知事会における次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして、国に対して子どもの貧困対策の抜本強化に向けた緊急提言を行うなど、子供の貧困解消対策に力を入れておられます。国の本年度の補正予算においても、そうした取り組みの成果により、地域の実情に応じた子供の貧困対策強化費として25億円が新規事業として計上され、また本県の平成28年度予算案においても、教育現場、施設、親、子供、地域など、それぞれにさまざまな支援策が計上されています。

日本の子供の6人に1人が厳しい経済環境の中で育っていると言われる現状と子供の貧困解消対策について尾崎知事にお伺いしたいと思います。

本県では、子供に関する相談支援機能や体制強化を図るため、療育福祉センターと中央児童相談所を一体とした、仮称高知県子ども総合センターの合築整備が進められ、平成28年度予算案においては、児童虐待防止対策コーディネーターの配置や、児童相談所の体制の抜本強化や、主任児童委員などによる地域での見守り活動の強化策が計上されるなど、福祉や教育など関係部局が連携した児童虐待防止の取り組みがされており、また、オレンジリボン運動など、地域での見守り活動が行われています。

そうした取り組みがあるにもかかわらず、大変残念なことでありますが、本県においても虐待による児童の死亡事件が発生しており、潜在的な虐待の問題も含め、深刻な状況が続く児童虐待、子供たちの命を守るための対策が課題となっています。

塩崎厚生労働大臣は、児童相談所への弁護士

の常駐を検討する考えを示すとともに、警察や行政、学校が連携する要保護児童対策地域協議会の設置を全市町村に義務づける考えを示されておりますが、本県における児童虐待防止に対する取り組みについて井奥地域福祉部長にお伺いしたいと思います。

昨年度の本県におけるいじめ認知件数は716件となり、認知件数としては過去最大とのことでありますが、スマートフォンなどの普及によるいわゆるネットいじめが社会問題となっています。ネットいじめは、水面下で見えにくく、保護者や先生なども気づきにくいといった問題点があります。スマートフォンや通信機能つきゲーム機によるコミュニケーションが当たり前となった現代においては、そうしたツールでの疎外やいじめは当事者にとって大きなウェートを占める問題であり、子供たちの心の傷も深く、事件などへ進展することもあります。

本県におけるいじめの認知件数のうち、いわゆるネットいじめの認知件数とその対応策について田村教育長にお伺いしたいと思います。

また、これまでいじめに関して保護者や当事者がその悩みを相談する場所やツールがわかりにくいという声がありましたが、ワンストップの相談先として心の教育センターにおいて支援体制を構築されるとのことでした。

子供も保護者も相談しやすい、本当の意味で県民に開かれた相談窓口になってほしいと願うものでありますが、心の教育センターにおけるワンストップ相談先の具体的な支援体制について田村教育長にお伺いしたいと思います。

次に、障害者差別解消の取り組みについてお伺いいたします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が2013年6月に成立し、本年4月から施行されることとなりました。障害者差別解消法は、「全ての障害者が

等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的」として、障害当事者の長年の願いの実現に向けて大きな一歩が踏み出されたものであります。同法の制定までに、2006年12月に国連総会において障害者権利条約が採択されたのを受け、日本でも各地で障害者差別禁止条例の制定運動が展開され、名称はさまざまですが、多くの地方公共団体で障害者差別禁止条例が制定されています。

本県における障害者に対する差別や偏見を禁止、解消するための具体的な取り組みと、障害者が安心して暮らすことのできる施策拡充の取り組みについて井奥地域福祉部長にお伺いしたいと思います。また、昨年2月県議会の予算委員会において、田村輝雄委員の質問に対し井奥部長から、「県の事務や事業を実施する上で職員が適切に対応ができるよう、障害のある方や関係団体の皆様などから具体的な御提案などを含めて幅広く意見をお聞きして対応要領の策定を行う」との答弁がなされ、現在策定作業が進んでいる障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の策定の現状について井奥地域福祉部長にあわせてお伺いしたいと思います。

次に、愛媛県の伊方原子力発電所3号機の再稼働についてお伺いたします。

昨年10月、尾崎知事は、愛媛県伊方原子力発電所3号機の再稼働について、愛媛県知事の再稼働同意に対して、高知県知事として現時点での再稼働はやむを得ないとの立場を表明し、現在もその姿勢は変わっていないと理解しております。知事は、将来的には脱原子力発電の方向性を明確にされているとも理解していますし、私もその考えは同じであります。知事は、これ

までの四国電力との勉強会において、安全対策を確認された上で現時点では再稼働はやむを得ないとの判断に至っておるとも理解しておりますが、尾崎知事はたびたび、現時点での再稼働はやむを得ないと、現時点という言葉を強調し、おっしゃられているように私は感じていますが、将来、伊方原子力発電所3号機の再稼働を容認しないとする状況にはどのような状況を想定されているのか、尾崎知事にお伺いしたいと思います。

知事が再稼働を容認した昨年10月以降、梶原町を初め県内で8つの市町村議会で伊方原子力発電所再稼働の中止や同様の意見書が可決され、これまで県内の多くの市町村においても再稼働についてノーという意見書などが出されています。中でも、小水力や太陽光など再生可能エネルギーの推進に取り組むなど町を挙げて脱原子力発電所に取り組んでこられた、伊方原子力発電所から50キロ圏内に位置する高岡郡梶原町では、その危機感は強いものがあります。

この質問の機会に、昨年梶原町議会で可決された意見書の一部を紹介させていただき、知事の御所見をお伺いしたいと思います。

「人の命は山よりも高く海よりも深い、さらに地球よりも重い」という言葉がある。私たち国民は、この言葉を深く心に刻み、命の尊さを忘れてはならない。東日本大震災による福島第一原発事故が発生してから、福島県及び隣接県では大量に放出された放射性物質によって生命への脅威、子ども達をはじめ住民の健康への不安を感じながらの生活を強いられている。また、1次産業をはじめ事業活動ができない多くの方々も過酷な状況に置かれている。進まない除染、賠償問題、帰還困難、地域再生の見通しも立たず、被災地では今なお過酷な避難生活を余儀なくされている。

われわれの暮らしている梶原町は、伊方原

発から50km圏域に位置し、日本最後の清流といわれている四万十川の源流域であり、1100年の歴史の中で豊かな自然と協調し共生をはかってきた。その先人の教えを守り、後世に引き継ぐ重要な責務がある。その自然や地域資源を活用し、風力、水力、太陽光、地中熱など再生可能エネルギーの推進に取り組んできたことにより、環境モデル都市の認定を受けて全国に発信しているところである。

生まれ育ったふるさとが、より安全で安心して生活できる町であることを願うのは誰しも同じであり、これから先も将来にわたって同じである。多くの生命と財産を一時で失った3.11原発事故を教訓とし、これ以上尊い生命、そして財産を失うことが決してあってはならない。同時に、今育っている子ども達、これから生まれてくる未来の子ども達のために、再生可能エネルギー社会へ歩を進めながら原発依存から脱する機会は、今しかない。

以上、昨年、梶原町議会で可決された意見書の一部であります。

梶原町のみならず近隣の仁淀川町議会などでも同様の意見書が可決されていますが、いずれの自治体においても、福島第一原発事故を教訓に、命のとうとさ、未来の子供たちのために原発依存からの脱却を強く訴えているものであります。もし万が一再稼働後に事故が起これば、日本でも有数な美しい川、四万十川と仁淀川が放射能に汚染される川となってしまうのではないかと不安もあります。

そうした県内で多くの自治体、特に伊方から近く、万が一事故が起こったときに影響を受ける可能性が高い自治体議会において、伊方原子力発電所3号機の再稼働についてノーとする意見書などが可決されている現状について、尾崎知事の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、スポーツ振興についてお伺いします。

四国で唯一、サッカーJリーグチームのない本県ではありますが、これまでしのぎを削ってきた県内の強豪2チーム、アイゴッソ高知とUトラスターが、近い将来のJリーグ入りを目指し、この1月に大同団結、統合し、新たに高知ユナイテッドスポーツクラブが発足しました。県内の強豪2チームの合体によるレベルの高い新たなサッカーチームの誕生に、サッカーファンのみならず多くの県民も高知県でのJリーグチームの誕生に期待が高まっているところであります。新たに発足した高知ユナイテッドスポーツクラブは、新チームになって初めての練習試合でJ1チームと対戦し引き分けるなど、既にJ1のチームと互角の戦いを見せ、その強さを存分にアピールしています。高知県から夢のJリーグチームの実現は、県内において多くの子供たちに本物を生で見られる環境をつくることを初め、県民の夢と希望でもあります。

JFL入りを目指すおらんくサッカーチーム高知ユナイテッドスポーツクラブへの官民挙げての支援が期待されていますが、伊藤観光振興部長にお伺いしたいと思います。

全国のプロ野球ファンに球春の到来を告げる春の風物詩でもあり、古くは阪急阪神定期戦とも呼ばれる黄金カードや最強時代の西武ライオンズ戦などが行われ、近年ではプレシーズンマッチとして50年にわたり多くの県民を楽しませてきたプロ野球春の1軍戦は、ことしは見られませんでした。唯一の1軍戦を見る機会を失った多くの県民はがっかりし、また1億円から2億円程度とも試算された経済効果にも影響が出ているとのことではありますが、一昨日の桑名議員の質問とも重複しますので特に答弁は求めませんが、私のほうからも、プロ野球春の1軍戦の早期の復活により、野球王国と言われた本県において、特に子供たちに少しでも夢を見せられる場、機会を取り戻していただきますよう要請

させていただきますとともに、今後プロ野球1軍公式戦も招致・開催可能な環境整備の検討もあわせて要請をさせていただいておきたいと思っております。

次に、県産材の販売促進に対する取り組みについてお伺いします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックのメインスタジアム新国立競技場のデザインを手がける建築家の隈研吾氏が、先般ゆかりのある梶原町へと来高され、新国立競技場の建設に県産材を活用したいとの考えを表明されました。隈氏は、梶原町の雲の上のホテル、レストランを初め、梶原町総合庁舎やまちの駅ゆすはらなどを設計され、ゆすはら未来大使も務めておられ、今回の新国立競技場の建築デザインに関して、梶原町で学んだ木を大事に生きるという哲学が基本になった、梶原との出会いがなかったら国立のデザインもなかった、高知の木、梶原の木を新国立競技場に活用したいと述べられています。梶原町の森林は、2000年に、団体としては全国で初めて国際的な森林認証FSCも取得しており、新国立競技場への採用も夢ではないと思っております。

新国立競技場に高知県産材が採用されることは、今後、海外への木材輸出も進める本県にとって県産材を世界に発信する絶好の機会、大きなチャンスになるのではないかと期待されますが、大野林業振興・環境部長にお伺いしたいと思います。

次に、奥四万十博についてお伺いします。

いよいよ四万十の日4月10日から、須崎市、津野町、梶原町、中土佐町、四万十町の5市町の高幡地域を会場に奥四万十博が開幕します。12月25日までの約9カ月間にわたって、四万十川源流域の山や川から黒潮香る太平洋の海まで、奥四万十地域には豊かな自然と人情あふれる人々、そして地場の多くの特産物や食文化、自

然が、全国から多くの観光客を癒やし、もてなすこととなります。

奥四万十地域には、四国カルスト高原、ホビー館、農家民泊、カツオのタタキ、鍋焼きや窪川のおいしいラーメン、森林セラピー、クリ焼酎などなど、枚挙にいとまがないほどの観光資源があります。さらに、昨年暮れのNHK紅白歌合戦に出場を果たした本県出身の演歌歌手三山ひろしさんが、先月、清流四万十川をテーマとした新曲を発表されました。四万十川を人生になぞらえた歌詞には、「いまは大河の四方十川^{しんがわ}だけど、もとは山から湧いた水」という、まさに奥四万十のことを歌っているかのようなフレーズもあり、今や全国的な人気歌手となったビタミンボイス三山ひろしさんの新曲「四万十川」と奥四万十博との相乗効果にも期待がされています。

開幕が間近に迫る奥四万十博への期待と支援について伊藤観光振興部長にお伺いいたします。

以上、私からの第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 大野議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今後の基礎自治体のあり方や地方自治体改革についてお尋ねがありました。

一連の小泉構造改革につきましては、日本経済の停滞、デフレの継続が経済活動と国民生活に大きな不安を与えていた時代背景の中で、財政や社会保障制度の維持可能性の確保などへの対応策として行われたものと承知しております。

平成の市町村合併も、こうした改革の一つとして行われたもので、本県においても一定合併が進んだりしたところでもあります。しかし、少子高齢化、人口減少といった根本的な課題が進行していく中、厳しい行財政状況のもとで、合併、非合併を問わず全ての市町村において、それぞれの地域で大変な御苦労があり、そしてそ

れぞれ精いっぱいその解決に向けて取り組んでこられたというのがこの間の推移かと認識をいたしております。

三位一体改革では、地方の自主財源の充実は不十分に終わった一方で、地方交付税が大幅に削減され、地方交付税の持つ財源保障機能と財源調整機能が弱体化したことにより、都市と地方の財政の格差が拡大しました。ただなお、その後、本県を初めとする条件不利地域からの政策提言等により、地方法人税の創設など、都市と地方の財政の格差を縮小するための取り組みが行われてきているところであります。

いずれにしましても、市町村は住民の皆さんに最も身近な基礎自治体として、生活インフラの整備、保健・福祉サービスの提供、産業振興や特色のあるまちづくりを行うことなどの役割を担っております。近年はそれらに加えて、南海トラフ地震対策への取り組み、人口減少による負の連鎖の克服といった地方創生の取り組みなど、地域の課題解決のための大きな役割を担っておられます。

他方、合併なども含めさまざまな要因により、市町村がマンパワー的にも余裕があるかというところ、決してそうではないと思います。過去における各自自治体の厳しい局面等もよく検討し、念頭に置いて対応してまいりたいと考えております。そして何より、県としては、市町村がこれらの役割を果たしていけるよう、市町村政との連携・協調の考え方のもとで徹底してバックアップをさせていただきたい、そのように考えているところでございます。

次に、総合戦略づくりなどのさまざまな課題に取り組んでいる市町村政の姿、現状についてお尋ねがありました。

市町村は、先ほどお答えしましたとおり、住民の皆様にも最も身近な基礎自治体としての役割を担っておられますが、一方で財源や人員が限

られていることも確かであります。さまざまな地域の課題に対しまして、知恵と工夫を凝らして必死に取り組んでおられるものと認識をしております。特に本県の市町村の場合は、地理的な特性など客観条件が厳しい中での御苦勞もまた加わってくるということかと思えます。こうした点から、私は、県政と市町村政が一体となって取り組みを進めていくことが大事だと考えており、これまでも5つの基本政策やそれらに横断的にかかわる2つの政策などのさまざまな分野においてベクトルを合わせた取り組みを行ってきたところでありまして、徐々に徐々にそのようなベクトルの合った取り組みがふえてきているという状況ではなかろうかと考えています。お尋ねの市町村版総合戦略の策定についても、県版総合戦略を全国で最も早く策定した上で、各地域本部が県版総合戦略の考え方をお示しつつ、ワンストップサービスで市町村の総合戦略の策定を支援させていただいているところであります。

そのほかの分野でも、マンパワーの点も含め市町村を応援させていただいており、例えば先ほど申しました市町村版総合戦略の策定のほか、地域アクションプランの推進や、避難経路の点検などの南海トラフ地震対策、集落活動センターの設置などについて、ともに取り組んでいるところであります。

このように、県政の抱えるさまざまな課題を解決し県勢浮揚につなげていくためには、市町村政との連携・協調が重要であり、県と市町村がベクトルを合わせ、相乗効果が発揮できるよう、引き続き各分野において財政面のみならずマンパワーの面も含め支援を行いつつ連携を強化してまいりたい、そのように考えております。

次に、本県の経済状況についてお尋ねがございました。

2月29日に公表いたしました平成25年度高知

県民経済計算の名目経済成長率は、全国のプラス1.8%に対しプラス3.1%、物価変動を除いた実質では全国のプラス2.1%に対しプラス3.4%、1人当たり県民所得も全国のプラス3.0%に対しプラス5.2%となっており、いずれも全国平均を上回る経済成長となりました。直近の経済データを見ましても、日本銀行高知支店が3カ月ごとに公表している日銀短観では、企業の自社の業況判断を示すDIが昨年12月公表分まで9四半期連続でプラスとなり、引き続き高水準を維持しています。

また、雇用の面では、有効求人倍率が、産業振興計画に取り組む前までは全国の動きと連動できずに0.5倍程度で推移していましたが、昨年11月には本県の悲願であった1.0倍を超え、本年1月には過去最高の1.05倍に達しました。賃金の面でも、雇用者の給与の動向を示す現金給与総額指数が、昨年2月以降ほぼ年間を通じて前年を上回る状況で推移するなど、経済全体としてはよい方向に向かっていると感じております。

私は、こうしたよい方向に向かっている背景には、次のような構造変化があるものと考えております。かつては生産年齢人口の減少に伴って各産業分野の産出額などが平行に減少する傾向にありました。こうした時期においては、本県の有効求人倍率や業況判断DIは、全国がどれだけよくなっても上昇することはございませんでした。しかし、産業振興計画の効果も一部にはあり、地産外商が大きく進み、生産年齢人口が減少を続ける中であっても、各産業分野の産出額などが明確に上昇傾向に転じております。すなわち、生産年齢人口の減少と並行的に経済が縮んでいた時代から、生産年齢人口の減少にもかかわらず経済が拡大傾向に転ずるという、そういう構造変化があると言えるのではなかろうかと、そのように思います。この

ことがGDPや有効求人倍率や業況判断DIの上昇など各種経済データにもしっかりとあらわれてきているということではなかろうかと、そのように思っています。

しかしながら、そうだとはいっても、正社員の有効求人倍率は5カ月連続で過去最高値を更新しているものの、いまだ0.6倍にとどまっております。最下位ではありませんけれども、最も低い部類の水準であります。地域間の求人状況の格差も大きいなどの課題があります。また、大型小売店舗の販売額などを見ても、個人消費は力強さに欠けている状態で推移をしており、まだまだ多くの県民の皆様が景気回復を実感できるまでには至っていないと考えているところです。さらに、本県の人口の社会減は、過去の景気回復局面に比して2分の1程度に縮小しているものの、いまだ人口減少の負のスパイラルは続いております。こうしたことから、本県経済の活性化を図っていくための取り組みをさらに強化していかなければならないと、そのように考えております。

第3期の産業振興計画では、全体目標として新たに具体的な雇用創出数を掲げるとともに、統計上の制約などから目標としては掲げないものの、県民所得についても着実な伸びを目指すこととしております。その達成に向け、地産と外商をさらに強化する施策を盛り込むとともに、その流れを力強い拡大再生産の好循環につなげるための施策群を抜本強化することといたしております。

今後も、計画に目指す将来像として掲げた地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県を実現し、より多くの県民の皆様が景気回復を実感いただけるよう全力で取り組んでまいります。

次に、あったかふれあいセンター事業の恒久財源の確保に向けた国への要望、提言について

のお尋ねがありました。

本県が独自に整備を進めてまいりました、小規模多機能な福祉サービスを提供するあったかふれあいセンターは、県民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることのできる高知型福祉推進の中核を担うものであり、国からの財政支援の有無にかかわらず、今後とも県として確実に財源を措置し、事業の継続を支援してまいります。その上で、財源を安定的に確保するためには、国からの恒久的な財政支援があることがより望ましいことから、これまで国や全国に対し、あったかふれあいセンターの取り組みに関する情報発信に努めてまいりますとともに、支援制度の創設と恒久化に向けた政策提言活動などを積極的に行ってまいりました。

その結果、国の平成27年度補正予算において、地方創生加速化交付金の小さな拠点のメニューにあったかふれあいセンターや集落活動センターがモデル事業として盛り込まれたところであります。さらには平成28年度から、地方創生推進交付金が、改正予定の地域再生法に位置づけられる見込みとなっており、あったかふれあいセンターなどの取り組みに充当可能な恒久的な財源の確保につながるものと大いに期待をいたしておるところであります。あわせて、昨年4月の介護保険法の一部改正に伴い市町村が実施することとなった地域支援事業についても、あったかふれあいセンターについて、介護予防・日常生活支援サービスなどの提供を行う際には財源として活用することが可能となっております。

今後とも引き続き、地域地域で安心して住み続けられる県づくりに向け、国の動向にも留意しながら、必要に応じて政策提言活動などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子供の貧困の現状と子供の貧困解消対策についてのお尋ねがありました。

平成25年の国民生活基礎調査の結果、平成24

年の子供の貧困率が16.3%となる中、ひとり親家庭に限れば過半数の54.6%に上るなど、非常に厳しい状況となっております。本県におきましても、生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景として、一定数の子供たちが学力の未定着や虐待、非行、いじめなどにより困難な状況に直面しています。

このため、現在策定中の子どもの貧困対策計画においては、子供たちの発達や成長段階に応じて、幼少期には、保護者への子育てや就労面での手厚い支援策などを中心に、学齢を重ねるに従って、学校をプラットフォームとした学びの場や居場所づくりなどの子供たちを見守り育てるための支援策を中心にしていく形で、支援策の抜本強化を図ってまいりたいと考えております。その際には、全ての子供たちを対象とする一般施策を基本とし、支援を必要とする緊急度の高い子供たちへの支援策については特別な施策を追加的に講ずるという形での対応を図りたいと考えています。

具体的な例を申せば、例えば虐待死亡事例の数多くを占めます乳幼児期までの子供たちの命の安全・安心を守るため、市町村の母子保健と児童福祉が連携を強化して取り組む地域での見守り体制の構築等を支援してまいります。さらには、進学率や就職率などで厳しい状況にある児童養護施設の子供たちに学習や自立支援などのサポートを行う職員等の配置などを支援することとしております。また、スクールカウンセラーの増員や放課後の学習支援や高知家の子ども見守りプランの取り組みなどもそれぞれさらに充実させていくこととしているところであります。

こうした取り組みなどを進めていく中で、毎年のPDCAサイクルによる検証作業などを通じて関連施策のバージョンアップを図ることに

より、厳しい環境にある子供たちがその努力の及ばない不利な環境により将来が閉ざされることのないよう、貧困の連鎖を断ち切る強い決意を持って取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、伊方原発再稼働に関する一連の御質問にお答えをいたします。

まず、伊方発電所の再稼働を容認しないとす状況にはどのような状況を想定しているのかとのお尋ねがありました。

伊方発電所3号機につきましては、昨年7月15日に原子力規制委員会から設置変更許可を受けたところでありますが、再稼働までには、工事計画や保安規定の認可、使用前検査などの手続が残っております。そもそも安全対策に終わりはなく、常に最新の知見をもって万全の対策を講じていく必要がありますことから、今後も節目節目で安全対策について確認をしていく必要があると考えております。こうした過程で、安全対策の取り組みが不十分なことが明白になりましたら、当然のことながら再稼働を容認できないこととなります。また、再稼働の必要性につきましても、これまでの勉強会での四国電力の説明には合理性があると判断いたしましたが、今後、節電や蓄電の技術の発達や新エネルギーなどの代替エネルギーの開発、普及によって、原発によらずとも十分に安定的な電源が確保できるようになれば、そのときは原発の必要性はなくなるものと考えております。

しかしながら、そうした原発に依存しない社会がどれだけの期間で実現できるのかは、今後の科学技術の発達や社会システムの構築のスピードいかんであり、現段階では不明であります。いずれにしても、こうした科学技術の発達や社会システムの構築に向けて努力していくことが大事だと思っております。

最後に、伊方原子力発電所から近く、万が一

事故が起こったときに影響を受ける可能性が高い自治体の議会において、伊方原子力発電所3号機の再稼働についてノーとする意見書などが可決されている現状をどう考えるかとお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、昨年10月に私が意見表明して以降、県内13の市町村議会におきまして伊方発電所3号機の再稼働に反対する趣旨の意見書や請願が提出されておきまして、うち8の市町村で意見書が可決されております。市町村に対しましては、これまでも、勉強会の状況などについて折に触れて情報提供をしてまいりましたし、伊方発電所3号機の再稼働についての私の考えを公表した後も、職員が県内市町村を訪問し、再稼働に対する県の考えや四国電力との勉強会の内容などについて説明をしてまいりました。

いずれにしましても、8つの市町村議会で意見書が可決されましたことは重く受けとめなければならないものと考えております。この重みを受けとめ、今後とも四国電力との勉強会を開催して、安全対策などについて徹底的に確認を続けていきたいと考えております。あわせて、危機管理の観点からは、万が一事故が発生した場合に備えての避難計画につきましても、伊方発電所から最も近い四万十市及び梶原町の避難計画策定に向けて、両自治体と具体的な協議を進めておきまして、できれば再稼働までに、遅くとも再稼働後の早い時期までに策定が完了できるよう取り組んでいるところであります。

今後も、県民の皆様の不安や疑問にお答えするためにも、四国電力との勉強会を再稼働に向けたプロセスの節目節目で開催し、県民の皆様からいただきました疑問も含めて、納得できるまで四国電力に説明を求めてまいります。

私からは以上でございます。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長（原田悟君） まず、今後の企業立地の方針と見通しについてのお尋ねがありました。

県では、さまざまなルートを活用し、立地可能な企業の掘り起こしを行い、継続的に訪問活動をしながら、市町村との連携によるきめ細かな提案等を行い、立地の実現に努めているところです。議員からお話のありましたグローリープロダクツの場合も、本県に立地する際に最も重要な要素であった人材の確保の面において、県と地元佐川町やハローワークが一体となって取り組む姿勢を高く評価していただき、実現に至ったものと考えています。

企業立地に当たりましては、製造業の立地促進はもとより、特に若者や女性からニーズの多い事務系職場や、本県の強みであります農業を初め第1次産業分野への県内外の企業の参入に取り組むことで、県内各地域への多様な雇用の場の確保を図っていくことにしております。そうしたことにより、平成28年度からスタートする第3期産業振興計画におきましては、県外からの新たな立地とあわせて、徹底したアフターフォローによる県内事業者の新たな設備投資を進めることにより、毎年10件以上の企業立地と200人以上の雇用の場の創出を目標に取り組むこととしております。

県内各地域での多様な雇用の場の確保に向け、市町村や関係機関と密接に連携し、全力で取り組んでまいります。

次に、ルネサス高知工場の集約への対応に関する現在の取り組みについてのお尋ねがありました。

昨年12月のルネサス社の集約方針の発表後、直ちに庁内にルネサス高知工場集約対策本部を立ち上げ、これまでに本部会議を定期的に4回開催しております。その中で、現状や今後の対応について随時確認しながら、ルネサス社が社

内に立ち上げましたプロジェクトチームと、承継企業の確保に向けて具体的な協議を進めているところです。

そうした中、本年1月には、知事がルネサス本社を訪問し、同社のトップに対し、高知工場の承継企業の確保と従業員の雇用の維持・継続を再度強く要請したところでございます。高知工場の承継に向けた動きは、民間企業同士の機密情報でありますことから、ルネサス社を中心とした水面下での活動となっておりますが、県としても独自のルートで候補となる企業の調査をしており、県とルネサス社が互いに情報を共有しながら、引き続き早期の実現に向け取り組んでまいります。また、ルネサス社から無償で譲り受けた第2棟用地の活用につきましては、現在、県内外に向けさまざまな機会を通じて工場用地の情報を発信しているところであり、今議会に提案しています財産処分に関する議案の承認が得られましたなら、分譲先の公募に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

今後引き続き、高知工場の承継企業の確保と第2棟用地への企業立地による雇用の維持・継続に全力で取り組んでまいります。

（地域福祉部長井奥和男君登壇）

○地域福祉部長（井奥和男君） まず、あったかふれあいセンターを支える人材の育成・確保など、運営団体への支援についてのお尋ねがありました。

あったかふれあいセンターについては今後、介護予防サービスの提供や認知症カフェの設置、子育て支援などといった複合的なサービスの提供などを通じて機能強化を図ることとしており、こうした取り組みを進めていく際には運営体制の強化といったことも課題となっております。このため県では、運営を担う団体への総合的な福祉サービスを提供する際におけるノウハウの提供や、職員を対象とした専門研修の実施など

による人材育成面での支援などに取り組んでいるところでは、

現在、あつたかふれあいセンターの職員のうち、旧ホームヘルパー2級研修修了者を含め何らかの資格保有者は延べ人数で8割程度を占めておりますが、より専門的なサービスを提供するためには、理学療法士、保育士などの国家資格を有する従事者も必要になってまいります。このため、リハビリテーション専門職の派遣や訪問看護師による健康相談などのほか、福祉研修センターや人材センターなどとも連携し、人材の確保や資格取得の支援などに積極的に取り組むこととしております。あわせて、事業計画時のヒアリングなどを通じまして、職員の勤務条件等につきましても実情を把握いたしますとともに、国の支援制度などを活用した非正規職員の正規職員化などの可能性を含め、必要な情報提供などに努めてまいりたいと考えております。

次に、あつたかふれあいセンターと集落活動センターとの連携の状況と今後の方向性についてのお尋ねがありました。

議員のお話にもありますように、元気な高齢者の皆様が経済的な活動などを行うことを通じて健康や生きがいづくりにつなげていくことは、健康寿命を延ばしていく上で重要な視点であり、県としましても、あつたかふれあいセンターにおけるこうした取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

他方で、地域の活性化に向けた仕組みづくりなどを担います集落活動センターは、そのスタート時点から、生活を支える機能と産業を活性化させる機能との両方をオールインワンで担う姿を理想として出発したものであり、こうした観点からも、既存の集落活動センターとあつたかふれあいセンターができるだけ連携を図る必要があります。現在、あつたかふれあいセンター

と集落活動センターが連携した取り組みといたしましては、集落活動センターにあつたかふれあいセンターのサテライトを開設し、介護予防の取り組みや交流の場づくりなどを実施している事例などがございます。さらには現在、あつたかふれあいセンターと集落活動センターとの一体的な整備に向けた検討が進められている地域もあり、県としましても、こうした取り組みへの積極的な支援に取り組んでいるところです。

今後とも、県内の地域地域において、地域住民の皆様の在宅生活の希望をかなえるためのあつたかふれあいセンターの機能強化を進めていくのはもちろんですが、その際には、地域の活性化に向けた仕組みづくりなどを担います集落活動センターとの連携した取り組みを積極的に支援してまいります。

次に、介護従事者の処遇改善に向けた取り組みと介護サービス事業者への指導監査についてのお尋ねがありました。

介護職員の処遇改善に関しましては、これまで処遇改善加算の継続と対象職種の拡大などについての政策提言を行ってまいりました結果、昨年4月の介護報酬の改定では、これまでの職員1人当たり月額1万5,000円相当の加算に1万2,000円相当分を上乗せすることが可能となっております。

昨年10月時点で、こうした加算制度を活用している事業所は940の事業所で、県内の加算対象事業所の約8割を占めておりますが、そのうち新たな上乗せ加算を実施している事業所は半数程度の645の事業所にとどまっております。このため、できるだけ多くの事業所において本制度の積極的な活用を図っていただけますよう周知に努めますとともに、本制度の恒久化などに向けまして、全国知事会などとも連携し政策提言活動を行ってまいりたいと考えております。あわせて、第3期日本一の健康長寿県構想では、

介護人材の安定確保に向けた取り組みの抜本強化を図ることとしており、人材の定着促進と離職防止に向けた取り組みといたしまして、職員の処遇改善につながる福祉研修センターでの専門研修やキャリアパス制度の導入などによるキャリアアップを支援しているところです。あわせて、身体的負担を軽減するため、福祉機器や介護ロボットの導入を支援するなど、職場環境の改善などにも積極的に取り組むことといたしております。

他方、議員のお話にもありました介護職場における事務従事者を含めた負担の軽減に向けましては、介護事業者への指導監査を行う際に、処遇改善加算の支給要件ともなっております職場環境の改善状況についての十分な内容確認を行っているところです。さらには、研修会方式の集団指導の場において、実地指導で指摘が多かったことなどで注意すべき点や制度の改正点などについてのわかりやすい説明を心がけますとともに、介護保険担当課のホームページには国の通知や関連する様式などを掲載し、電話、メール等での質問への迅速な対応に努めているところです。

こうした取り組みなどを通じまして、介護職場からの離職防止と職場への定着を促し、サービスの安定確保へと確実につなげてまいります。

次に、児童虐待防止に対する取り組みについてのお尋ねがありました。

本県における児童虐待防止に向けた取り組みにつきましては、昨年6月の検証委員会の提言により、児童相談所と関係する支援機関との連携のあり方や、職員の専門性の確保に向けた取り組みのさらなる充実強化のほか、市町村の要保護児童対策地域協議会への積極的な支援に取り組むことなどが求められております。

このため、まずは児童相談所の相談支援体制の抜本強化に向け、人員体制を大幅に拡充いた

しますとともに、管理職員の体制強化によるリスクマネジメント力の強化を図りますほか、外部専門家の招聘による職員の専門性の確保に向けたスーパーバイズ機能の向上などを図ってまいります。次に、市町村における児童家庭相談支援体制の抜本強化に向け、市町村支援の専門官等による要保護児童対策地域協議会の運営などへの支援体制を強化してまいります。あわせて来年度からは、出生から乳幼児期にかけての児童虐待を未然に防ぎ、子供たちの命の安全と安心をしっかりと守るため、市町村における母子保健と児童福祉の連携強化を支援してまいります。具体的には、子育て世代包括支援センターの設置や児童虐待防止対策コーディネーターの配置などとあわせて、要保護児童対策地域協議会を中心とした地域での見守り体制の構築に向けた取り組みなどを積極的に支援してまいります。

こうした取り組みなどを通じまして、県と市町村、民生委員、児童委員などを含めました各支援機関などが連携を強化し、切れ目のない総合的な支援体制を構築することにより、子供たちの命の安全と安心をしっかりと守ってまいります。

次に、障害者に対する差別や偏見を禁止、解消するための具体的な取り組みと、障害者が安心して暮らすことのできる施策の拡充に向けた取り組みについてのお尋ねがありました。

県では、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現を目指し、県民の皆様の障害や障害のある人への理解の促進に向け取り組みを進めているところです。これまでも、障害者週間の集いや障害者美術展の開催などによる県民の皆様への啓発活動などに積極的に取り組み、障害者美術展の応募者数は平成9年第1回の253人から平成27年には768人へと増加するなど、障害者の方の社会参加の促進といった

面での広がりが見られております。

また、障害者雇用促進法の趣旨を広く民間企業に浸透させるため、毎年500社以上の企業訪問を重ねてまいりました結果、障害のある方の就職者数は平成18年度の235人から平成26年度は469人へと倍増するなど、雇用面でも障害のある方に対する理解が一定進んできているものと考えております。あわせて、公共的施設などのバリアフリー化を推進いたしますとともに、あったかパーキング制度の利用促進やタウンモビリティの推進、さらには手話通訳者の養成など、社会的障壁と言われる垣根をなくしていく取り組みなどにも積極的に取り組んでいるところで

す。
議員のお話にもありました障害のある人に対する差別の禁止に関する条例につきましては、障害者差別解消法の施行後の状況や他県の取り組み状況なども見ながら検討を深めてまいりたいと考えております。

こうした中、来年度からスタートいたします第3期日本一の健康長寿県構想では、障害児を見守り育てる地域づくりに向け、発達障害のある子供とその保護者に対するサービスの提供を担う専門人材を育成することにより、地域における早期からの発達支援が可能となる体制整備を推進していくことといたしております。また、改正障害者雇用促進法の4月からの施行をもち、在宅障害者などの一般就労への移行を支援するため、障害者職業訓練コーディネーターを配置した、お仕事体験拠点施設の整備などに取り組むなど、障害の特性などに応じて安心して働ける体制整備などにも取り組んでまいります。

こうした取り組みなどを通じまして、障害のある方の自立を促し、安心して生活のできる地域づくりを目指してまいりたいと考えております。

最後に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の策定状況についてのお尋ねがありました。

障害者差別解消法では、行政機関などに、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務づけられますとともに、地方公共団体などについては、職員が適切に対応するために必要な要領を定めることが努力義務とされております。

県では、法の趣旨を踏まえ、各行政委員会事務局や県警察本部などとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を策定することとし、法を所管します内閣府の対応要領を参考としながら、障害を理由とする不当な差別的取り扱いと合理的配慮の提供に関する基本的な考え方や具体例、相談体制の整備、職員の研修、啓発といった内容を盛り込むことといたしております。また、対応要領の策定に当たりましては、障害者団体などの意見を反映させるための必要な措置を講じることが求められており、県では、高知県障害者施策推進協議会での御意見を伺いながら作業を進めますとともに、パブリックコメントや関係する団体からいただいた御意見などを参考に、最終案の取りまとめを行っているところです。

今後は、障害者への差別の解消に向け、職員が対応要領に基づき適切な対応ができるよう、新規採用職員や所属長研修、階層別研修のカリキュラムに、障害のある人への配慮を加え、研修に努めてまいりますとともに、障害者差別解消法の施行初年度となります来年度は、全庁の職員を対象とした研修を予定いたしております。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、ネットいじめの認知件数とその対応策についてお尋ねがございました。

文部科学省の調査によりますと、平成26年度

の本県におけるいじめの認知件数は716件であり、そのうち携帯電話やスマートフォンなどによるメールやコミュニケーションツールを使った誹謗中傷の認知件数は44件となっています。

県教育委員会では、各学校でのいじめアンケートの実施や、ネット上で誹謗中傷の書き込み等が行われていないかを監視する学校ネットパトロールを通じて、ネットいじめの早期発見、早期対応に努めているところです。学校等においてネットいじめを発見した場合は、速やかに事実確認を行うとともに、児童生徒や保護者に迅速に対応することにより問題の深刻化を防ぎ、早期の解決につなげております。

しかしながら、お話のありましたように、ネットいじめは見えにくいという特徴があり、認知件数は氷山の一角であるということも想定されますので、対策としては何よりもまず、いじめそのものを未然防止していくことが重要となります。そのため、学校では児童生徒に対して、全ての教育活動を通して、いじめは絶対に許されないという意識を高め、自他を大切にすることを育む教育に取り組んでおり、今後も徹底してまいります。さらに、ネットいじめに関しては、道徳の時間や特別活動などを通して、日常生活ではいけないことはネット上でもしてはいけないということを徹底するための情報モラル教育を推進してまいります。

また、ネットいじめやネット依存などのネット問題については、本年度の高知県いじめ問題対策連絡協議会でも大きなテーマとなったところです。検討の中では、ブロック別に開催する児童会・生徒会交流集会において、ネット問題やいじめの防止について話し合った上で、地域や家庭でのルールづくりを進めていくことなどが打ち出されました。こうした取り組みを進めていく中でも、ネットいじめの防止につなげてまいります。

次に、心の教育センターにおけるワンストップ相談の具体的な支援体制についてお尋ねがございました。

学校では、いじめや不登校を初めとするさまざまな問題に、担任やその他の教職員が子供やその保護者に真摯に向き合って解決に努めております。しかし、子供や保護者が教員や学校などに相談できずに、あるいは相談しても対応が不十分であったがために、問題が深刻化、長期化する事例もございます。そのため、学校以外でも子供や保護者が心理的負担を覚えず相談できるとともに、その相談に対し、より専門的な見地から支援することができる相談支援体制が求められております。

こうしたことを受け、本年度の高知県いじめ問題対策連絡協議会において、相談支援体制のあり方をテーマとして議論を行った結果、県内の教育相談機関の中核である心の教育センターにおいて、ワンストップかつトータルな支援体制を構築することといたしました。具体的には、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを常駐させ、いじめや不登校など多様な相談を一元的に受理し、適切に対応できる体制を整えます。特に、緊急性のある事案や深刻な問題に対しても解決に向けた助言ができるよう、スクールカウンセラーの中でもより専門性の高いスーパーバイザーを配置することとしています。これにより、必要に応じて学校や関係機関とも連携しながら、解決するまで相談者に寄り添うワンストップかつトータルな支援を行ってまいります。あわせて、学校からの求めに応じ、センターのスクールカウンセラー等が校内支援会に参加することや支援チームを派遣することなどにより、学校において、課題を抱える子供に対する適切な対応が図られるよう支援してまいります。

今後は、県内の小学校から高校までの全ての

子供たちに、心の教育センターとともに連携先となる各種の相談窓口の連絡先も記載したカードを配付するとともに、保護者や県民の皆様がいつでもセンターの存在を目にすることができるようチラシを量販店やコンビニなどに設置するなど、センターの周知を図り、幅広く利用していただけるよう努めてまいります。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、高知ユナイテッドスポーツクラブへの官民挙げての支援についてお尋ねがありました。

高知Uトラスターとアイゴッソ高知という、これまでJリーグ入りを目指してきた県内の2つのチームがこの2月に統合し、新たに高知ユナイテッドスポーツクラブが誕生したことで、県内の強豪選手の分散が避けられることになりましたし、チームの経営基盤の安定化にもつながるものと考えており、県内にJリーグクラブを誕生させたいという多くの県民の夢にまた一歩近づいたものと思っております。

本県にJリーグクラブが誕生しますと、サッカー競技に取り組む子供たちなどが県内で身近に本物のプロの技術を見る機会がふえ、技術の向上につながるといった、スポーツ振興面での効果が期待できます。さらに、ホームゲームには県外から対戦相手のサポーターが数多く本県を訪れることになり、交流人口の拡大にもつながるといった観光面での効果も期待できます。

このため、県としましてもできる限りユナイテッドスポーツクラブのJリーグ入りを目指した活動に協力をしてまいりたいと考えております。Jリーグ入りをするためには、県外の強豪チームに勝ち抜いて、アマチュアリーグであるJFLに昇格し、さらにJFLでベスト4になることなどが必要であり、ユナイテッドスポーツクラブからは、まずは練習環境として試合会

場と同じように芝が整備された施設の安定した確保が重要であると伺っております。こうしたことから、県としましては、まず県内の施設管理者と連携しながら、芝の練習施設を安定的に確保できるよう支援してまいりたいと考えております。さらに、官民挙げた応援体制をしっかりと構築していくためには、ユナイテッドスポーツクラブの県内での認知度をさらに上げていくことも必要だと考えておりますので、試合情報や活動状況の広報などにも積極的に協力してまいります。

次に、開幕が間近に迫る奥四万十博への期待と支援についてお尋ねがありました。

4月10日に開幕します2016奥四万十博につきましては、これまで奥四万十博推進協議会を中心に、全国的にも知名度の高い四万十川や四国カルストなどの雄大な自然を生かし、市町村ごとにイベントや体験プログラムの造成、磨き上げを進め、地域の食と土産物などを組み合わせた周遊コースづくりや、市町村間をつなぐ公共交通やタクシープランづくりを進めてまいりました。この2月に発行しました公式ガイドブックの春夏号では、200を超えるさまざまなメニューが提供されております。

さらに、誘客に向けたセールスプロモーション活動では、各市町の魅力的な景観、食などを紹介するプロモーションビデオを制作するとともに、旅行会社などへの精力的な営業活動により、既に大手旅行会社7社のパンフレットへの観光情報の掲載や、奥四万十博をテーマとした全国でのテレビ番組の放送などにつながっております。また、2月末現在で637名の地域の住民の皆様と396の企業、団体が奥四万十博サポーターとなり、博覧会のPRや観光客の皆様へのおもてなしなどの取り組みが始められており、高幡地域の大きな盛り上がりにもつながっていると感じております。こうしたことから、多く

の観光客の皆様にお越しいただけるものと大きく期待しておりますし、お話にありました高知県観光特使でもある三山ひろしさんの新曲もその追い風になるものと期待をしているところで

す。
県といたしましては、博覧会の準備段階から県職員を推進協議会に事務局長として派遣するとともに、観光商品の造成や受け入れ体制づくりを支援し、さらに首都圏や関西圏の旅行会社を対象にセールス活動を展開してまいりました。今後も、県観光コンベンション協会などとも連携し、こうした取り組みを継続するとともに、広域観光を推進する仕組みが地域に根づいていくよう、推進協議会の運営面、体制面についてもしっかりと応援してまいりたいと考えております。

(林業振興・環境部長大野靖紀君登壇)

○林業振興・環境部長(大野靖紀君) 新国立競技場に高知県産材が採用されることが県産材を世界に発信する大きなチャンスになるのではないかとのお尋ねがございました。

新国立競技場につきましては、昨年12月に建築家隈研吾氏の設計による整備が決定されました直後に、隈氏と関係の深い梶原町長が直接出向いて高知県産材の採用を積極的に働きかけ、その後1月には隈氏本人が来高され、梶原町の状況を視察していただいております。

県では平成26年2月以降、2020年の東京オリンピック・パラリンピック関連施設へのCLTを初めとする木材利用について、国や東京都、競技大会組織委員会などに対して積極的に政策提言を行ってまいりました。こうした本県を初めとする自治体や木材関連団体の積極的な働きかけの結果、新国立競技場整備事業の業務要求水準書などにおきまして、木材を積極的に利用することが盛り込まれたものと考えております。

新国立競技場を初めとするオリンピック関連

施設につきましては、これまでの例から見て、森林認証制度に基づく木材の採用が予測されております。このため県では、本県における森林認証材の供給可能量の調査を行いますとともに、県内に森林認証材を有する団体や加工事業者と、その供給体制の整備についての協議を始めているところで

す。
東京オリンピック・パラリンピック関連施設に高知県産材が採用されますことは、国内外に向けて非常に大きなアピールになると考えております。このため、今後は、認証森林からの原木を適切に加工できる事業者の育成に努め、森林認証制度に基づく木材製品の供給能力を向上させてまいります。また、隈研吾氏とかかわりの深い梶原町などと連携しまして、新国立競技場を初めとするオリンピック・パラリンピック関連施設への県産材の採用を働きかけてまいります。

○25番(大野辰哉君) それぞれ丁寧な御答弁本当にありがとうございました。

特に、冒頭の市町村の現状に対する尾崎知事の御答弁は、厳しい状況の中で頑張っている市町村へのエールになったのではないかなと思っております。本当にありがとうございました。今後、県と市町村ががっちり連携してさまざまな取り組みが行われることを期待しています。

特に回答は求めませんが、私のほうから3点ほど要請させていただいて質問を終わりたいと思います。

まず第1に、介護従事者の処遇改善についてですけれども、処遇改善加算の県単とかの上乗せもぜひ将来は御検討いただければと思っています。

それと、障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の策定の取り組みについては、障害者権利条約とか障害者差別解消法の趣旨を十分に踏まえていただいて、障害当事者

とか団体などの意見も十分にお聞きした上での制定をお願いして、あわせてそれと市町村に対しても適切な策定の支援もお願いしたいなというふうに思っています。

最後に、実は尾崎知事と私は同学年でございまして、同学年とはいいまして、先ほど申しましたように学や学歴は全然違いまして、私たちの子供の時代は受験戦争とも言われた、そういう言葉ができたぐらい、高校にしても大学にしても本当に、偏差値の高い、競争率の高い学校へ行くのは困難な時代でした。そんな時代に、そうした苛酷な競争に打ち勝って、県内そして国内最高峰の学校へ行かれた尾崎知事は本当に当時並大抵なことじゃなかった大変な努力をされたのではないかなと推察します。

卒業後は財務省というこの国の中枢で活躍をされて、そしてふるさと高知に帰ってきていただいて、そしてこれまでの取り組み、大活躍を見たときに、同世代として同学年として誇りに思います。本当に誇りに思っています。将来は、我々の世代、そして田舎もんの代表として、ぜひこの国のリーダーを目指してほしい、なっていただきたいと思うものでございます。

このことに対しても御答弁はお聞きしませんが、尾崎知事を初め執行部の皆様にごうして県議会の場で質問をさせていただき丁寧な御答弁をいただきましたことに改めて身が引き締まる思いがしました。この場に立たせていただいた多くの皆様に改めて感謝を申し上げ、私の初めての質問の一切を終わらせていただきたいと思えます。ありがとうございました。(拍手)

○副議長（西森雅和君） 暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩



午後2時50分再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

6番浜田豪太君。

（6番浜田豪太君登壇）

○6番（浜田豪太君） 自由民主党の浜田豪太でございます。議長よりお許しをいただきましたので、これより初めての一般質問をさせていただきます。

昨年4月の統一地方選挙から、はや11カ月が過ぎました。今年度最後の議会、そして初当選組の中で最後の質問者ということとなり、大変緊張しております。私が政治活動を始めて約1年間、そして県議会議員に当選させていただきまして約1年間の県政に対する2年越しの思いを、初めて街頭演説に立ったときより掲げております真つすぐという姿勢で、本日この議場にてお伝えしたいと思います。

しかしながら、あくまでも新人でございます。至らぬところなど多々あるかと存じますが、先輩、同僚議員の皆様、そして知事並びに県職員の皆様の御協力を得ながら、県民の皆様の声なき声をしっかりと届けていく決意をしております。何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問に入らせていただきます。この教育についての質問は、私が政治家を志す直接のきっかけになりましたこととございますので、あえて第1問目にいたしました。

平成18年に第1次安倍内閣が発足しました。その最重要課題として教育再生が掲げられ、全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストが実施されました。

初めて行われました平成19年度の結果、本県は小学校が37位、中学校は46位でした。そして、今年度平成27年度の調査において、小学校では12位、中学校では平成19年度と同じく46位でし

た。

この結果に一喜一憂し、順位が上がる下がるで学校現場に混乱が生じることや、学校の序列化や過当競争を招き、地域への偏見をあおりかねないといった懸念を抱く方がおられることは重々承知しております。しかしながら、この結果は保護者にとってわかりやすい指標であり、その結果について保護者に関心を持っていただき、保護者として何ができるのかを考えるきっかけにつながるものと私は考えます。

また、高知県の公立中学校の教育について、私は香南市選出の県議会議員として、高知市以外で子育てをしている保護者の切実な願いをお話しさせていただきます。

高知市以外で子育てをしておりますと、多くの御家庭が小学校までは地元の公立小学校に通いますが、子供が高学年になりますと進学塾に通い始めます。多くの保護者が共働きで、かつ高知市内に職場は集中している中、帰宅すると子供を塾へと送り迎えをすることになります。

その結果、高知市内の私立中学校に入学しましても、その後は朝晩、駅や学校への送り迎えをし、さらに高い交通費を支払うことになり、時間とお金が必要になります。つまり、高知市以外に暮らす保護者にとって、地元の公立中学校の教育の質を高めて、規範意識というものをしっかり学べる環境を確保し望んで通わせたい中学校にすることが、多くの保護者にとって切実な願いであると私は感じております。

そこで、今年度の全国学力・学習状況調査の結果をどのように受けとめられたのか、そして中学校の学力向上につきましてどのようにお考えであるか、知事の御所見をお伺いします。

次に、今年度から新制度として始まりました総合教育会議についてお伺いします。

一昨年、教育委員会制度を見直し、首長の権限を強化する改正地方教育行政法が成立しまし

た。教育行政の責任者を明確化するため、教育長と教育委員長を一本化し、新しい教育長を置くほか、自治体の首長が主宰する総合教育会議を地方自治体に設けることとなりました。

そもそもこのような大幅な制度改正のきっかけは、平成23年に滋賀県大津市で起きた中学生のいじめ自殺事件の中で、教育委員会の対応が後手に回るなどの批判が相次いだ結果、教育委員会制度そのものに問題があるとの声が高まり、教育委員会だけではなく首長も責任を持って教育行政を進められるようにするためのものがあります。

これまで政治家は、政治的中立性の確保という観点から、教育問題についてなかなか踏み込めなかったのではないかと思います。私は、この総合教育会議の場を、これまでのように政治の介入といった視点ではなく、むしろ政治が教育環境を力強くサポートするための重要なツールとして使えるようにしていただきたいと考えます。

そこで、今年度よりスタートしました総合教育会議について、会議そのものの意義と手応え、そして今後、総合教育会議を高知県の子供たちのためにどのように活用していかれるのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、県立青少年センター陸上競技場の改修についてお伺いします。

先月、県立山田高校女子陸上部の全国高等学校駅伝競走大会7位入賞を祝う会が開かれました。何と山田高校女子陸上部は第1回から27年連続出場を果たしております。また、昨年開催されました全国中学校駅伝大会男子の部にて、私の地元香南市立香我美中学校が第6位という、これまたすばらしい成績をおさめました。さらに、本年1月には高知県市町村対抗駅伝競走が開催され、香南市Aチームが優勝し、大会連勝記録に並ぶ6連覇を達成しました。2位に

は南国市Aチーム、4位に香南市Bチーム、6位に香南市Cチームが入賞しました。

このように、物部川流域にある香南市、南国市、香美市は、高知県の中で最も陸上が強くて盛んな地域であります。しかしながら、その3市のほぼ中央にあります県立青少年センター陸上競技場は、老朽化に伴いフィールド内の芝生が剥離しており、あわせて公認陸上競技場の要件を満たしていないことから、地区の陸上競技大会や記録会などが開催できません。

本来は、物部川流域3市のみならず高知県東部地域のスポーツ拠点施設でありながら、陸上競技やサッカー、ラグビーなどに十分な競技環境を提供できていない状況にあります。このため、2019年ラグビーワールドカップの事前合宿誘致や2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた競技力向上のために十分な役割を果たせておりません。

そこで、青少年センター陸上競技場の改修についてどのように考えておられるのか、教育長にお伺いします。

次に、子育て支援政策について質問いたします。

知事は、昨年12月議会の提案説明の中で2期8年間を振り返られた中で、人口減少のもたらす負のスパイラルとの戦いを挙げられました。私は、この戦いの中で最も助けを必要としている分野が子育て支援政策ではないかと感じております。

本県が推進しております産業振興計画を各分野で実際に実行し、日本一の健康長寿県づくりの中で、迫りくる親世代の介護に悩み、家庭内では子供の教育に時間とお金をかけ、南海トラフ地震から家族の命と財産を守らなければならない、まさに県政の抱える全ての課題の当事者である30代、40代のいわゆる子育て世代をいかに応援し、やる気にさせることができるのか、

直面する人口減少のもたらす負のスパイラルに勝利するために最も重要だと私は考えます。

そこでまず、昨年4月よりスタートしました子ども・子育て支援新制度について教育長にお聞きします。この新制度のスタートに先立ちまして、待機児童解消加速化プラン、保育士確保プラン、放課後子ども総合プランが実施されております。

本県において数字として上がっている待機児童の数と、待機児童解消に向けてどのように取り組まれているのか、そして例えば、保育所に預けられるなら仕事をしたいけれども、あきがなく入所できないので仕方なく仕事をしていないというような潜在的な待機児童についてどのように把握しておられるのか、お聞きします。

また、保育士確保プラン並びに放課後子ども総合プランについて、その取り組み状況とその成果と課題についてもあわせて教育長にお聞きします。

内閣府男女共同参画局が発表した平成26年度男女共同参画社会の形成の状況によりますと、昭和55年には、いわゆる専業主婦世帯が1,114万世帯、共働き世帯が614万世帯でした。平成26年には、いわゆる専業主婦世帯が720万世帯、共働き世帯が1,077万世帯となりました。現在、多様なライフスタイルと就労環境の大幅な変化により、夫婦共働き世帯が大半を占めております。

本県では、平成22年の国勢調査による雇用者の共働き世帯は5万2,081世帯であり、ひとり親家庭の世帯数は、母子家庭が6,423世帯、父子家庭が907世帯であります。その中で、働きながら子育てをしている世帯にとって、子供が病気にかかったとき、病気から治りかけたときに預けることができる病児と病後児の保育の環境が不足している現実があります。

現在、県内の病児と病後児の保育施設数は4

市1村の8施設であります。預けている保育所で熱が出た子供を迎えに行きたくても行けない、熱は下がったが保育所や学校には行かせられず、仕事を休むこともできない、そのような保護者にとって、病児と病後児の保育施設はなくてはならない施設であります。

先日、私は、鳥取市で非施設型の病児保育事業を運営されているNPO代表の方の講演をお聞きしましたが、人口において本県よりも少ない鳥取県でも立派に運営されているお話に勇気をいただきました。大企業のない地方だからこそ中小企業の活力が必要であり、中小企業で働く子育て中の従業員の皆様が安心して働くことが地域の発展につながるのとのことでした。

私は、県勢を浮揚させるためには、病児と病後児の保育のさらなる環境整備が必要であると考えますが、本県における病児保育事業の必要性の実態をどのように把握し、ふやすために支援策を考えておられるのか、教育長にお聞きします。

次に、福祉政策について質問いたします。

全国に先行して高齢化が進んでいる本県にとりましては、いわゆる団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者の皆様が住みなれた地域でできるだけ自立した生活を送れるように、医療や介護などの生活支援を切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを構築していくことが喫緊の課題であると考えます。例えば買い物やごみ出しといったちょっとした日常作業にも苦勞されている御高齢者に対して、自治会やボランティアなどが生活支援サービスを安価に提供できるような仕組みを地域の自主性や主体性に基づき構築していく上で、地元の市町村が第一義的な運営責任を担っております。そのような中で、運営する市町村には多くの課題が生じていると考えられます。

このような課題が山積している中で、地域包

括ケアシステムの構築に向けて、県も市町村と連携し取り組みを支援していく必要がありますが、現在の本縣市町村の取り組み状況と県による市町村への支援状況について地域福祉部長にお聞きします。

次に、南海トラフ地震対策について質問いたします。

ことしの1月23日、私は、自由民主党地震津波対策を考える都道府県議会議員連盟の勉強会と視察に参加するために、宮城県仙台市及び気仙沼市に行ってきました。東日本大震災から5年目を迎える宮城県の復興に向けた取り組みについて丁寧に御説明いただきました。

その後、気仙沼市選出のお二人の県議会議員に御案内いただきながら現地を視察させていただきました。仙台市から気仙沼市までの移動の車中、実際に震災で被災された後、復旧に携わられた県議お二人の話では、復旧に携わった多くの方が活動において多くの御遺体と遭遇された経験から、精神的に深いショックを受けられ、活動後も長い間、通常の状態を取り戻すのに大変御苦勞されたと、時に涙を流しながらお話しく下さいました。

このように、現実的に災害に直面し救出や救助活動に携わる方には、事前のメンタル面のトレーニングも必要だと考えられます。中でも警察官、消防職員、消防団員などの現場で救出や救助活動に携わる方々に対して今までどのように進めてこられたのか、今後どのように進めていかれるのかについて、警察本部長、危機管理部長にお聞きいたします。

次に、南海トラフ地震が発生したとき真っ先に現場に駆けつけるのは、日ごろから災害復旧にも活動しています建設業の方々だと思われま。県は、南海トラフ巨大地震を想定したBCPについて建設業界の指導等を行っているとお聞きしますが、現在の建設業におけるBCPの

策定状況について土木部長にお聞きいたします。

また、東日本大震災発災後の避難所にて、ペットを飼っておられた方がペットとともに入所しようとして多数のトラブルが発生したとお聞きしました。現代では、ペットは家族の一員とお考えの方も多く、ペットを置いて逃げられず、一緒に避難所に入りたいと希望する方も多いと思います。実際に東日本大震災発災後に起こった事態を考えますと、しっかりと対策を立てておかないと現場が混乱するのは必至であります。

そこで、ペット同伴での避難所への入所問題についてどのようにお考えか、健康政策部長にお聞きします。

この項目の最後に、少し視点を変えた質問をさせていただきます。

東日本大震災発災時、宮城県気仙沼市などでは、漁業用の重油タンクなどが火災の被害を拡大させました。本県は園芸農業王国であり、そのための重油タンクが沿岸部に多数点在しており、南海トラフ地震発生時に同様の被害が懸念されております。

本県は、平成26年度の予算に向けた国等に対する政策提言の中で、南海トラフ地震ではこれまでにない強い揺れや津波が想定されており、園芸用ハウスの暖房燃料を貯蔵しているタンクが転倒し重油が流出することによって火災などの二次災害につながるものが危惧され、リスク管理面での取り組みを求め、南海トラフ地震に備えた流出防止装置つきタンクの整備に係る支援制度を創設することを提言しました。その結果、農林水産省は、平成27年度予算より施設園芸産地防災実証モデル導入事業を実施し、本県も高知県燃料タンク対策事業費補助金として、南海トラフ地震による二次災害リスクの軽減を図るため、農業協同組合等が行う重油タンクの防災対策に要する経費について市町村が補助する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付す

る制度を開始しました。

例えば津波被害想定区域内で、隣同士並んだハウスのどちらか一方がタンクを新しい流出防止装置つきタンクに転換しても、隣が転換していなくては、発災し重油が漏れ出したら被害は同じであります。大切なことは、ある程度地区をブロックに分けて、農家の皆様に同時に重油タンクを新しいものに転換してもらわなくては効果がありません。

そこで、そもそも本県における重油タンクの数ほどのくらいであり、これまでに燃料タンク対策事業などにより何基のタンクが転換されましたか。そして、今後どのように普及を図っていくのか、農業振興部長にお聞きします。

次に、農業政策、特に園芸農業の推進について質問いたします。

本県の農業生産額の約4分の3を占めている園芸農業は、温暖で多日照の気候条件を生かしながら、これまで先人が築いてこられたたくみのわざと科学的な見地に基づいた生産技術の発展に支えられてきました。現代の園芸農業を推進するためには高い専門性が必須であり、その上において、環境制御技術を用いた次世代型こうち新施設園芸システムの普及促進は大変有効な手段と考えられます。

私も、地元香南市において、農業者有志による炭酸ガス研究会といういわば園芸農業のスペシャリストの集う会合に参加させていただいておりますが、農家の皆様が品目をまたいで研究を重ねている姿を目の当たりにし、本県の目指す農業の産業クラスターの形成も夢ではないと感じております。

そこで、平成26年度の9月補正予算より、このシステムを整備するために環境制御技術導入加速化事業が始まりましたが、目標普及面積169ヘクタールに対して現在73ヘクタール、43%しか達成できていない現状があります。その原因

と、目標普及面積を達成するために来年度どのような施策で取り組まれるのか、農業振興部長にお聞きします。

私は先日、本県園芸農業のトップランナーとして御活躍のお二人と意見交換をさせていただきました。お二人とも、さきに述べました次世代型こうち新施設園芸システムについて高い評価と期待をしておりました。その一方、農家の高齢化などによる戸数の減少や産地の縮小が進んでいる現状の中で、次世代型ハウスの整備をして法人化しても、実際に働いてもらう人材、従業員を確保できるのかということをお心配しておりました。

これから次世代型こうち新施設園芸システムが普及するにつれ、企業や法人の社員として農業に従事する人材を確保しなければなりません。そこで、現在多くの園芸農業の現場で働いている外国人実習生の方々の役割が重要になります。

そんな中、現在国会において、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案として、この実習制度について、あくまでも技術移転が目的であり、外国人の技能実習制度の趣旨を理解しないで国内の人手不足を補う労働力としての不適正な運用を是正し、適正化を図るために制定されようとしております。確かにこの法案の趣旨は十分理解できますし、長時間労働や賃金未払いなどは技能実習生に対する人権侵害行為であり、禁止規定や罰則を設けるなどの措置は当然であります。その一方で、実習生制度の規制が強化されますと、本県の農業現場などの生産性が下がることが予想されます。

そこで、農業振興部長にお聞きします。現在、本県の農業現場での外国人技能実習生の労働実態をどのように把握しているのか、そして、今回の法案が成立した場合に本県の農業現場においてどのような影響が出ると想定し、その対策

についてどのように考えておられるのか、お聞きします。

続きまして、ルネサスエレクトロニクス株式会社の高知工場の撤退について質問いたします。

昨年12月1日、ルネサスエレクトロニクス株式会社は、100%子会社であるルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング高知工場を二、三年後をめどに閉鎖し撤退する方針を決定したと発表しました。

このルネサスエレクトロニクス高知工場の一連の問題につきましては、昨年の12月議会におきまして、本会議や委員会場でさまざまな視点から議論し、和解議案が可決されたのは御承知のとおりであります。今後は、従業員の雇用の継続・維持のため、香南市や高知労働局及び各支援機関とも連携し、ルネサス社と定期的に協議しながら情報共有し、共同で誘致交渉を行い、ルネサス高知工場の譲渡先の確保を図るとともに、同工場第2棟用地への早期の企業誘致に全力で取り組んでいくため、商工労働部長が本部長となり、ルネサス高知工場集約対策本部を設置しました。

譲渡先確保などの最近の動きについては、先ほど大野議員への答弁がありましたので、私は、地元である香南市との連携についてお伺いします。

今回の件は、従業員の方を多く抱える香南市にとり重要な問題であり、県には香南市と密接な連携をお願いしたいと思います。そこで、商工労働部長に、香南市との連携についての現状と対応についてお聞きします。

また、私は、ことしに入りまして、現在ルネサス高知工場でおられる従業員の方とお話をさせていただきました。その中で、従業員の方より、県外にあるルネサス社工場や同業他社による工場閉鎖、譲渡の例を挙げられて、今多くの従業員が、ルネサス社及び高知県に対し

て、譲渡先を早く決めることにこだわり過ぎてしまい、例えば大手の人材派遣会社などへの譲渡をしてしまい、これまで正規で働いておられた方が派遣やパートといった待遇になってしまうということへの不安を抱えているとのお話を伺いました。民間企業の譲渡問題ですので、県ができることは限られていることは重々承知しておりますが、こうした話が広がることは決してよい結果につながるとは思いません。

約360人、家族を含めると1,000人近い皆様の人生がかかっております。県とルネサス社との覚書を守る視点、従業員の不安をなくす観点からも、ルネサス社に対してなおしっかり対応するようにいま一度申し入れしていただきたいと思っております。これは要望しておきます。

最後に、LCC、いわゆる格安航空会社の高知龍馬空港への定期便の誘致について質問いたします。

私は、2月14日に開催されました高知龍馬マラソン2016に参加しました。2年前の大会にも参加しましたが、今回は過去最高の8,176人のランナーが参加され、全国各地からお越しのランナーとともに走りました。

ゴール後、春野総合運動公園陸上競技場から高知駅までのシャトルバスの中でも各地の方言が飛び交い、高知市内には中四国及び関西圏のナンバーの車が多く走っておりました。これこそスポーツツーリズムだと実感することができました。

知事の提案説明の中で、平成25年、26年と400万人観光が定着し、第3期産業振興計画では435万人という高い目標を掲げ観光政策を進めるとあります。そして、その早期達成に向けて、1つ目は、平成29年度に大政奉還150年、30年度には明治維新150年に合わせた博覧会を開催し、地域地域の観光クラスターをしっかりと整備し持続的な観光振興につなげていくこととあり、2

つ目は、外国クルーズ客船の寄港の増加やそれに伴う受け入れ体制の充実や寄港の定着、外国人観光客への周遊観光ルートの造成などの国際観光を挙げております。

その2つの柱は、どちらも魅力的であり、期待できるものだと思います。その上で、その博覧会や周遊観光ルートにさらに多くの観光客に訪れていただくために即効性があり効果的であると考えられるものが、LCCを高知龍馬空港へ誘致することではないでしょうか。

LCCとはローコストキャリアの略称であり、効率的な運営により低価格の運賃で運航サービスを提供する、いわゆる格安航空会社であります。

高知龍馬空港と東京羽田空港の航空料金は、ANAとJALともに通常料金片道3万5,490円、往復割引で3万2,590円です。高知龍馬空港と大阪伊丹空港の航空料金は、ANAで通常料金片道1万9,600円で、往復割引で1万7,200円です。

現在、四国では、愛媛県の松山空港でジェットスターとピーチアビエーションの2社が就航しており、香川県の高松空港ではジェットスターが就航しております。松山空港から成田空港までLCCを使いますと片道約6,500円、松山空港から関西空港までは片道約3,250円です。高松空港から成田空港までは片道約6,000円です。まさに格安であります。

現在のところ、LCCを利用するには、首都圏では、昨年4月にオープンしました成田空港第3ターミナル発着、関西圏では関西国際空港への発着となります。成田空港と聞くと、県民の皆様は、遠くて時間とお金がかかるとイメージされると思いますが、私は昨年、成田空港から東京駅まで出ています、いわゆるLCCバスを利用しましたが、片道1,000円、約1時間、イメージとは随分違い、安く近く感じました。L

ＬＣＣを利用することにより、県外から来る方、外国からインバウンドで来る方が、これまでかかっていた費用で抑えられる部分とこれまで以上にお金をかけたい部分を選別することができるようになり、食事、宿泊、お土産、アクティビティなどの選択肢がさらに広がります。

私は、ＬＣＣの一つであるバニラエアの石井社長とお話を昨年させていただきました。その中で、国内地方都市への路線拡大は大いに検討しているとのことでした。しかしながら、定期路線就航には採算性が見込めることが前提であり、単なる補助金や交付金だけのサポートではなく、行政や民間、そして航空会社が一体となり搭乗率を上げていく努力が必要であるとお話いただきました。ビジネスとして成り立つことが最重要であり、それができなければ撤退するということでもあります。

そこで、２期連続無投票という県民の絶大な後押しがある知事が、これまで以上に強いリーダーシップを発揮していただいてＬＣＣの誘致に取り組んでくだされば、必ず県民は支持し、高知県のさらなる飛躍につながると私は確信しております

愛媛県の中村知事は、昨年6月15日の記者会見の場で次のように述べられました。「平成26年度の松山空港の利用者数は、国内線が276万5,000人、国際線が4万人で、3年連続で増加し、過去最高となります計280万5,000人となりました。こうした背景、要因は、やはり平成25年度に就航いたしましたＬＣＣの成田線、関西線が通年運航となり、利用者数が大きく伸びたことがまず第一の要因であります。また、もう一つ見逃せないのが、両路線と競合するであろう羽田線と伊丹線が堅調に推移しました。このことが過去最高につながった要因となっております。これは、ＬＣＣが、これまで航空機を利用していなかった若年層等を掘り起こすことに成功し

まして、新たな航空需要が発生したものと分析しております。大手航空会社は、ビジネス客や団体旅行客が中心であります。両方のデータから、そうしたところとのすみ分けが図られているのではないかと考えています」と愛媛県の中村知事は記者発表されました。

また、高松空港では、徳島・高知ナンバーのお客様限定で高松成田線駐車無料キャンペーン実施中として、最大2泊3日分の駐車料金が無料となるキャンペーンを実施しております。さらに、国際線駐車場無料キャンペーンとして、高松空港発着の国際線を利用の方は、とあるパーキングに駐車される場合、駐車日数7泊8日を上限に無料で駐車いただけるキャンペーンが実施されております。

既に、高知県中部、東部にお住まいの方が高松空港からＬＣＣを利用されております。また、幡多地域にお住まいの方は、松山空港からＬＣＣを利用されて、それぞれ国内外に旅行されております。同時に、多くの観光客が、松山、高松両空港からＬＣＣを利用して高知県内を訪れております。既に、ＬＣＣを利用し、その利便性を理解し求めている需要があります。

ＬＣＣは、世界各国から成田空港、関西空港を利用する外国人観光客を呼び込み、本県の掲げる観光クラスターの形成の鍵を握る役割を果たせるのではないのでしょうか。29年度、30年度、幕末の博覧会があります。二、三年先に、ＬＣＣを利用して幕末のロマンを求めて本県を訪れる観光客の姿と、東京ディズニーランドか、はたまた大阪のユニバーサル・スタジオ・ジャパンに笑顔で出かける県民の姿を見られることを私は強く望みます。

そこで、ＬＣＣの誘致について知事の御所見をお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事（尾崎正直君） 浜田豪太議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本年度の全国学力・学習状況調査の結果の受けとめと中学校の学力向上についてお尋ねがございました。

本年度の調査では、小学校の学力については全国上位クラスに向上するなどの成果があらわれてきていますが、思考力、判断力、表現力の育成の点では小中学校ともにまだ課題があります。また、中学校の学力については、全国との差は縮めてはきているものの、この3年間、改善状況は足踏み状態にあり、このことについては特に危機感を持って受けとめなければならないと考えております。

この中学校の学力問題については、総合教育会議において、原因を深く掘り下げ、教育委員会とも議論を重ねてきたところでもあります。その中で、本県の中学校は、授業が個々の教員の力量に任されていることが多く、組織的に授業力を高めていく体制が弱いこと、学習面で課題を抱える生徒への継続的な支援が十分ではないことなどの課題が改めて見えてまいりました。

これらの課題の解決に向け、第1に、チーム学校を構築すること、第2に、厳しい環境にある子供たちへの支援を充実、徹底すること、第3に、地域との連携・協働を進めること、この3つを大きな柱として対策を組み上げ、教育大綱の案に位置づけたところでもあります。

1つ目の、チーム学校につきましては、複数の教員が学年をまたがって同一教科を担当するいわゆる教科の縦持ちの仕組みを導入し、教員のチーム化を図ってまいります。これにより、日々の教科会などを通じて教員同士が切磋琢磨する機会が多く持たれ、授業改善が図られるとともに、特に若年教員の育成のための日常的なOJTも活性化されると考えております。

先日、就任3期目の初めてとなる対話と実行

座談会を土佐市の高岡中学校で実施いたしました。同校は、教科の縦持ちを先行的に実施し研究している学校であります。教科会を実施している場面を見せていただいたところ、教員同士が本県の学力定着状況調査の結果をもとに授業づくりについて議論している場面や、先輩教員が授業のノウハウを若年教員に伝授している様子が見られ、教科の縦持ちが中学校の学力問題の解決に有効な手段となり得るとの手応えを感じました。他方で、同一教科の教員が1人しかない中山間地域などの小規模校でも、教科の縦持ちの本質である日常的に教員同士が切磋琢磨する仕組みや、先輩が後輩を鍛えるOJTが機能する仕組みを研究していく必要も感じたところでもあります。

2つ目の、厳しい環境にある子供たちへの支援につきましては、学校が行う放課後や長期休業期間などの補充学習において、一人一人の課題に即したきめ細やかな学習が可能となるよう、学習支援員の配置を充実させます。

3つ目の、地域との連携・協働につきましては、生徒指導の面だけでなく学力問題の解決に向けても、学校と保護者、地域の連携した取り組みは不可欠であると考えられます。このため、家庭、地域、学校が一体となって地域ぐるみで子供たちを育てる仕組みである学校支援地域本部の設置を促進するとともに、活動の充実を図るなど、学校と地域との連携・協働を積極的に進めてまいります。

以上のような取り組みを、校長のリーダーシップのもとに全ての教職員が協働して進めていくことが大切であり、そのために学校の組織力やライン機能を高めていくことも必要と考えております。このように、中学校の学力向上に向けた取り組みを一層充実させることにより、本県の子供たち一人一人が夢や志をかなえるための学力をしっかりと身につけることができるよう、

教育委員会とともに全力で取り組んでまいります。

次に、総合教育会議の意義と手応え、今後の活用のあり方についてお尋ねがございました。

今回の教育委員会制度改革は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化などを図るために行われたものです。

私は、教育再生実行会議の委員としてこの制度改革の議論に直接かかわらせていただいた中で、教育の政治的中立性はしっかりと確保しながらも、住民による選挙で選ばれ自治体を代表する立場にある首長が教育に民意を反映させ住民の期待に応えていくことができる仕組みとすることが重要であることなどを発言してまいりました。今回の制度改革により、首長が総合教育会議という公開の場で教育委員会と協議、調整を行うなど、教育に関して連帯して責任を負う仕組みができたことは、教育の振興を図る上で大きな意義があるものと考えております。

本県では、本年度6回の会議を開催し、子供たちの知・徳・体の向上など本県教育の課題解決に向けた真に有効な対策を打ち出すための議論を積み重ねてまいりました。その中では、全国的に著名な県外の有識者をお招きし、高度な知見に基づいた教育政策の方向性などについてお聞きすることができましたし、教育委員の皆様とは時間をかけて深く突っ込んだ議論もできました。その上で、チーム学校の構築などの5つの取り組みの方向性とそれに沿った施策を盛り込んだ教育大綱の案を取りまとめることができたことは大変有意義であったと考えています。

来年度からの4年間は、年度内に策定予定の教育大綱に基づく施策の取り組み状況や成果などを総合教育会議において点検、検証しながら、PDCAサイクルに基づき施策の充実強化を

図ってまいります。総合教育会議を、私と教育委員会が本県教育の振興について率直に議論する場とするとともに、教育に関する今日的な課題や施策の方向性について意識を共有する場とすることにより、子供たちの視点に立った真に有効な対策が迅速に講じられるよう取り組んでまいります。

最後に、LCCの高知龍馬空港への定期便の誘致についてお尋ねがありました。

高知龍馬空港へのLCCによる新規路線が実現した場合には、移動の選択肢が広がることから、県民の皆様の旅行やビジネスにおける利便性の向上が図られます。また、低廉な料金で本県を訪れることが可能となりますので、国の内外からの新たな観光客の増加も期待できますことから、LCCの誘致は本県の経済活性化や交流人口の拡大に大きく寄与するものであると考えております。

そのため、県ではこれまで、国内のLCC各社を幾度となく訪問し情報収集を行うとともに、旅客流動の実績や潜在的な航空需要、観光面の魅力などのデータも提供しながら、高知龍馬空港への誘致活動を行ってまいりました。しかし、LCCは、一般的に採算ラインとなる座席の利用率が80%以上、最低でも年間10万人を超える利用が必要であると言われており、高知龍馬空港の場合は後背地の人口が比較的少ないこともあって、継続的、安定的な需要の存在というビジネスの視点などから、現在のところ新規就航に対する厳しい見方を変えていただくまでには至っていないものと受けとめております。

県といたしましては、今後見込まれる高知龍馬空港インターチェンジの開通などインフラ整備の進展による県内外とのアクセス向上など、空港の利便性やポテンシャルの向上などのアピールを行いますとともに、新規就航に当たっての事業者の懸念事項について、さまざまな角

度から対応策の協議を重ねながら、引き続き粘り強く誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、県立青少年センター陸上競技場の改修についてお尋ねがございました。

山田高校を初め香美・香南地区の陸上関係者が目覚ましい活躍を見せている中で、県東部地域において陸上競技大会や記録会などの開催が可能な公認陸上競技場が存在しない状況については、県としても課題であると認識をしております。

こうした中で、青少年センターの陸上競技場を改修し、東部地域の陸上競技拠点施設として整備することは、陸上競技環境の向上のみならず、サッカーやラグビーなどのさまざまな大会の開催にもつながるものであり、スポーツ推進プロジェクト実施計画を進める上でも、青少年センターの陸上競技場の改修は必要性が高いものと捉えております。さらに、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて日本全体でスポーツ振興の機運が盛り上がりつつあるこの機を逃さず迅速に整備を行うことは、県内の青少年の競技力向上とともに、県外からのスポーツ合宿の誘致などにもつながるものと考えております。

こうした観点から、できるだけ早期の青少年センターの陸上競技場の改修に向けて、厳しい財政状況も踏まえつつ、どの程度の整備水準が必要とされるのかといった点などについて、関係する競技団体とも十分に調整を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、保育所等における待機児童の数と待機児童の解消に向けた取り組み及び潜在的な待機児童の把握に関してお尋ねがございました。

平成27年4月現在の待機児童数は、高知市43人、香美市4人の合計47人となっておりますが、年度途中で産休や育休明けの入所希望者が加わるため、10月時点の推計では、高知市で約130人、その他3市で約20人の待機児童数となっております。

各市町村においては、待機児童の解消に向けて、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせて策定した子ども・子育て支援事業計画に基づいて計画的に教育・保育施設を整備し、受け入れ体制の拡充を図っていくこととしています。しかしながら、保育所の施設整備にはどうしても一定の時間がかかることから、早急に待機児童を解消するためには、ゼロ歳から2歳児の少人数の保育に柔軟に対応できる地域型保育事業が効果的と考えており、特に待機児童の多い市にこの事業の実施に向けて検討していただいているところでございます。

また、年度途中で待機児童がふえることについては、産休や育休明けなどで年度途中で保育所の入所希望があった場合に、すぐには保育士の確保ができない等の理由により受け入れができないといった事情もございます。このため、県としましては、年度途中の乳児の受け入れに対応できるように、あらかじめ乳児の途中入所を見込み、基準を上回って保育士を配置した場合に補助する独自の制度も用意し、待機児童の解消に努めているところです。

今後も、市町村への個別訪問等により、地域型保育事業の実施や保育士確保に向けた助言を行うとともに、県としての財政支援も継続してまいります。

また、議員のお話にありました潜在的な待機児童、つまり入所の希望がありながらさまざまな理由で手続や入所申請に至っていない、または取りやめた児童については、正確な数を把握することは困難でございます。ただ、就学前の

児童で保育所等に入所していない児童が8,000人近くおりますので、この中には一定数の潜在的な待機児童も含まれているものと推測されるところです。このため、県といたしましては、市町村においてこのような状況も踏まえながら、待機児童の解消に向けた子ども・子育て支援事業計画の見直しが行われるよう、必要な助言や支援を行ってまいります。

次に、保育士確保プランと放課後子ども総合プランの取り組み状況、成果及び課題についてお尋ねがございました。

保育士確保プランについては、国において、人材育成、就業継続支援、再就職支援、働く職場の環境改善を4本の柱として取り組んでおり、県としましては特に人材育成と再就職支援を中心に取り組んでおります。

人材育成では、将来の保育士確保のため、若者を対象に保育士等の魅力を伝え、保育士等を目指してもらえるように促すため、県内の高校生や県外も含めた指定保育士養成校等の学生を対象に、就職、進学の説明会を実施しております。

また、再就職支援では、高知県社会福祉協議会に保育士再就職コーディネーターを配置し、潜在保育士の復職支援を主眼に、求職者と雇用のマッチング等に積極的に取り組んでいるところです。しかしながら、昨年12月末現在で、潜在保育士等の求職者数73人に対し求人数は90人となっておりますが、勤務時間や給与等の勤務条件が折り合わないことなどから、実際に就職に至ったのは4月から12月までの間で9人とどまっております。このため、コーディネーターが雇用者側に提供する、潜在保育士が希望する勤務条件等についての情報を充実し、きめ細やかなマッチングを進めることなどにより、潜在保育士の就職が増加するよう努めてまいります。加えて、来年度からは、潜在保育士の再就職の

ための準備金等の貸付制度などを始める予定であり、この制度の周知を図ることにより潜在保育士の就職を促進してまいります。

放課後子ども総合プランについては、市町村における放課後児童クラブと放課後子ども教室の運営を一体的に支援しており、本年度は151カ所の児童クラブと135カ所の子ども教室に対し運営費等の補助を行い、約9割の小学校に放課後の安全・安心な居場所や学びの場が設置をされております。

こうした中で、特に児童クラブに関する課題といたしましては、全ての希望する世帯の子供を受け入れるための量的な拡充、働く保護者のニーズを踏まえた開設時間の延長、生活困窮世帯でも利用しやすい利用料の軽減などと捉えておりまして、これらに対しては引き続き児童クラブの施設整備等に対する助成を行うとともに、平成28年度から新たに児童クラブの開設時間延長に対する支援を設けるなど、必要な対策を講ずることとしております。

最後に、病児保育事業の必要性をどのように把握し、ふやすための支援策をどのように考えているのかとお尋ねがございました。

子育てをしながら働く家庭にとって、子供が病気になったときでも安心して預けることのできる病児保育事業は、希望する保護者が多いことから、必要性の高い事業となっております。市町村が策定した子ども・子育て支援事業計画においては、平成27年度の病児保育事業の利用希望数は県全体で1万2,022人日となっておりますが、これに対して受け入れ可能数は4,819人日であり、大きく不足している状況にございます。

病児保育事業への取り組みが進まない原因としては、感染症等の流行時期には利用者が集中するものの、そのほかの時期には少なく、利用者数の変動が大きいいため安定的な経営が難しいこと、職員の配置について、看護師や保育士が

必要であるものの人材の確保が難しいこと、さらには、連携が必要な小児科医等の医師が不足していることなどが挙げられます。中でも、連携する医師の不足は最大のネックとなっているため、これまで県では市町村と連携して、地域の医療機関等に対して病児保育事業の必要性や補助制度などについて説明し、実施に向けた働きかけもしてまいりましたが、なかなか実現には至っておりません。このため、今後は引き続き市町村と連携しながら、医師会等に対して組織的な対応についての御協力をお願いすることなどにより、病児保育事業の拡充に努めてまいります。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○**地域福祉部長(井奥和男君)** 地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取り組みと県による支援の状況についてのお尋ねがありました。

昨年の介護保険制度の改正により、要支援者を対象とする訪問介護と通所介護について、平成29年4月までの新総合事業への移行が必要となり、県内では今年度中に11の市町村と1広域連合が、平成28年度中には14の市町村が移行を開始する予定であり、現在、事業実施に向けた要綱整備などの具体的な手続が進められているところです。

これまで県では、市町村長や担当課長を対象としたトップセミナーの開催を初め、先進的な自治体の取り組み事例などを紹介するセミナーの開催や福祉保健所での情報交換会、市町村単位でのヒアリングの実施などを通じまして、事業の趣旨と理解を深めるための取り組みを重ねてまいりました。あわせて、これまで本県が独自に整備を進めてまいりましたあったかふれあいセンターなどを地域の創意工夫でうまく活用することなどによりまして、新総合事業への移行やリハビリテーション専門職等の派遣による介護予防サービスの提供、さらには認知症カフェ

の設置の推進など、在宅生活を支えるための新たな介護予防サービスの提供に取り組む市町村を積極的に支援しているところです。また、来年度からは、あったかふれあいセンターや民間事業所などが介護や福祉などの小規模複合的なサービスを提供する施設を整備する際の支援などにも取り組むことといたしております。

こうした一連の取り組みを市町村と連携して進めてまいりますとともに、在宅医療と介護サービスなどの安定確保を図ることにより、地域包括ケア体制の整備へにつなげ、県民の皆様の在宅生活の質の向上を目指してまいりたいと考えております。

(警察本部長上野正史君登壇)

○**警察本部長(上野正史君)** 災害救助活動に携わる警察官のメンタルトレーニングについてのお尋ねがありました。

大規模な災害や事故等の悲惨な場面に遭遇したときに起こるいわゆる惨事ストレスは、災害対策業務を遂行する警察職員にとって不可避ではありますが、その影響を最小限に抑えることは、職員の心身の健康や警察活動を維持していく上において重要であるというふうに認識しております。

事前の効果的な惨事ストレス対策としては、災害救助において直面する事態に対し、個々の職員があらかじめ正しい知識を得た上で適切な対処法を周知することが肝要であると考えられます。このため、県警察では、全所属において惨事ストレスの概要について研修を実施したほか、特に災害対策要員に対しては、東日本大震災での救助活動において陣頭指揮をとった当時の宮城県警察本部長や被災県の警察署長等を招聘し、その経験を直接伺う機会を設けました。さらに、大規模な災害救助に携わった職員の体験談を内容とした研修を行うとともに、その体験手記を全警察署へ配付するなどの取り組みを

行っております。

また、被災地に派遣されることとなった職員に対しては、派遣前に現地の状況や惨事ストレスに対する心の準備などについて情報を提供するように努めております。これらに加えて、災害救助現場での活動中や活動後も、過労を避け必要な休息をとる、職員相互に健康状態を確認するなど、惨事ストレスの軽減と早期回復に努める方策をとっています。

今後とも災害時の惨事ストレスへの対策を充実させ、職員が救助活動に全力を尽くすことができるよう努めてまいります。

(危機管理部長野々村毅君登壇)

○危機管理部長(野々村毅君) 消防職員、消防団員に対するメンタル面のトレーニングを今までどのように進めてきたのか、また今後どのように進めていくのか、お尋ねがございました。

消防職員、消防団員は、火災や事故などの救助が必要な現場での出動で、結果として命を守れなかった場合の無力感などから心理的に負担を負うことがあります。このような災害対応による心理的負担、いわゆる惨事ストレスを受けると、身体や精神、行動にさまざまな障害を起すことがあります。阪神・淡路大震災を初めとした大規模な災害などでも数多く見られており、東日本大震災後に行われた消防庁の調査によると、沿岸部の消防本部職員の35%が、また消防団員の43%が、心理的ストレスの高い状態や、さらには鬱病や不安障害が疑われる状態にあるとの結果が報告されております。

こうしたことから、県としても、南海トラフ地震のような大規模な災害への備えとして、惨事ストレスへの対策を進めてきております。具体的には、平成16年度から、消防学校における消防職員向けの教育課程の中で、一般職員に対しては、惨事ストレスの正しい理解と予防についての研修を、幹部職員に対しては、惨事ス

レスを受けた職員のケアを行うための研修を行っております。さらに、県内の15消防本部で構成します消防長会におきまして、平成25年度から、各消防本部で惨事ストレス対策を推進するリーダーの研修を2年間かけて実施していただいております。また、消防団員に対しましては、消防学校におきまして、平成26年度から、幹部向け教育課程で惨事ストレスを正しく理解していただくための研修を始めたところです。

今後とも、消防学校における教育課程の中で惨事ストレスに対する研修をしっかりと行っていくとともに、消防団員に対しては惨事ストレスに関する研修の充実を図ってまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 建設業における事業継続計画、いわゆるBCPの策定状況についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震などによる大規模災害時に応急・復旧作業のかなめとなります建設会社の事業継続性の確保は大変重要であると認識をしております。このため、県では平成24年度に、建設会社みずから策定したBCPを認定する高知県建設業BCP認定制度を創設し、これまで高知大学や高知工科大学、高知県建設業協会と連携しながら、建設会社を対象とした研修会を年2回開催するなど、建設会社のBCPの策定を支援してまいりました。また、BCPの認定を受けた建設会社は総合評価方式の入札において企業の評価で加点対象とするなど、BCP策定の促進を図ってまいりました。

その結果、本年3月1日現在で、県入札参加資格のA等級及びB等級の建設会社275社のうち191社を認定しており、認定率は約7割となっております。また、本年度から、認定の対象をC等級まで拡大し、現在6社を認定しております。

今後とも、高知県建設業協会などの関係団体

との連携を強化することで建設会社のBCP策定の促進を図り、地域の災害対応力の向上につなげてまいります。

(健康政策部長山本治君登壇)

○健康政策部長(山本治君) ペット同伴での避難所への入所についてお尋ねがありました。

東日本大震災時には、ペット同行避難についてのルールがなかったため、避難所に入れず、飼い主がペットと一緒に車の中で過ごさなければならないケースが多くあったと聞いています。このため、環境省では平成25年6月に、ペット同行避難を原則とした災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを策定し、避難所を管理する自治体に受け入れ対策を求めました。

これに基づき、県では、同行可能な避難所の設置を市町村地域防災計画に盛り込むよう働きかけてきましたが、まだ半数に至っていません。また、実際、鳴き声やにおいの問題、動物に対してアレルギーを持つ方と共同生活を送ることによるトラブルなど、多くの課題があります。

このため、市町村に対し、飼養スペースの確保やルールなどについて具体的にお示しすることで、ペット同行避難が可能な避難所の整備を支援していきたいと考えています。あわせて、飼い主の皆様方には、ペット同行避難ができるよう日ごろから準備をしていただくことが重要です。しつけや健康管理、迷子対策として役立つマイクロチップの装着など、適正な飼養をしていただくため、県としても講演会やしつけ方教室の開催などを通じて啓発をしてまいります。

飼い主にとってペットは家族同然であり、避難者の心の支えになるものです。今後とも、市町村を初め関係団体などと連携し、災害時のペット対策の充実に努めてまいります。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長(味元毅君) まず、園芸用ハウスの重油タンクの数と、重油の流出防止装置を

備えたタンクへの転換の実績、今後の普及についてお尋ねがございました。

園芸用ハウスの重油タンクの数、平成24年度の調査では県全体で9,313基、そのうち津波浸水区域には4,425基ございました。

県では、南海トラフ地震対策の一環として、津波浸水区域を中心に、流出防止装置を備えたタンクへの転換や、ヒートポンプへの切りかえなどによるタンクの削減に取り組んでまいりました。その結果、今年度末までに225基が流出防止装置を備えたタンクに転換され、またヒートポンプへの切りかえなどによって470基のタンクが撤去されたところでございます。

しかしながら、対策の必要なタンクは津波浸水区域を含めてまだまだ数多く残っております。また、地域ごとに見てみますと、一部には重点推進地域を定めるなど計画的な取り組みが始まっておりますものの、多くの地域では重点推進地域が定まっていないといった課題もございます。

そのため、来年度からは、流出防止装置を備えたタンクへの転換目標を年間300基に上方修正をし、転換を加速化していくこととしております。また、転換に当たりましては、お話にございましたように、一定の広がりを持った面的な対応が重要だと考えますので、農業振興センターがJAや市町村と協議をしながら早期に重点推進地域を定め、計画的に取り組みを進めてまいります。

あわせて、タンクの低コスト化と供給体制の強化も課題でございますので、ものづくり地産地消・外商センターと連携しまして、タンクの供給体制の強化や低コスト化、また新たな製造メーカーの掘り起こしなどにも取り組んでまいります。

次に、環境制御技術の普及についてお尋ねがございました。

県では、施設園芸において、生産性の向上に即効性のある環境制御技術の導入を進め、収量アップによる所得の向上と経営の安定を図るとの戦略のもとに、補助事業も創設をいたしまして、その普及に部を挙げて取り組んできたところでございます。その結果、332戸の農家の皆様に補助事業を御活用いただき、自主的に導入された方も含めて主要7品目での導入面積は今年度末までに73ヘクタール、その他の7品目以外の野菜や花、果樹などを加えると95ヘクタールまで拡大する見通しでございます。

しかし残念ながら、お話にございましたように、当初設定した目標には達しておりません。その原因といたしましては、これまでは導入事例が少なかったことから、身近でその効果を実感していただける機会が持てなかったこと、また、採算性の高い技術ではありますものの、初期投資の負担感が導入をためらわせていることなどが考えられます。

そこで現在、これまでに補助事業を活用して機器を導入されたハウスを学び教えあう場として積極的に活用させていただき、品目ごと、地域ごとに検討会を重ねるなど、その効果を実感していただく取り組みを拡充しております。また、ハウス内の炭酸ガスの濃度の変化など、機器を入れたハウスと入れていないハウスのハウス内環境の違いを認識してもらうことがまず重要でございますので、県で簡易な測定器を購入し農家の皆様に貸し出しをするといった取り組みも行っております。

加えて来年度は、農業団体などからの御要望も踏まえまして、補助事業の対象機器の拡大や補助限度額の見直しなどによりまして、より使い勝手のよい事業にしたいと考えております。これらの取り組みによりまして、環境制御技術を一気に普及させていきたいと考えております。

次に、外国人技能実習制度の実態と、今回の

制度改正による影響及びその対策についてのお尋ねがございました。

高知県中小企業団体中央会の調査によりますと、平成27年4月時点で、県内の監理団体が受け入れ、農家で実習をされている外国人技能実習生は375人おられ、主にニラやミョウガの生産や出荷作業などに携わっております。この技能実習制度につきましては、県外で賃金未払いなどの法令違反が発生をするなど、国内外からの批判が出ております一方、実習生の受け入れ側からは、制度の拡充に関する要望が寄せられております。

これらを踏まえ、現在、お話のありましたように、不適正な運用を是正するための管理監督体制の強化が前提となりますが、実習期間を現在の3年から5年に延長するなど、技能実習制度を拡充する内容の見直し案が国会に提出をされております。この案につきましては、これから国会で審議されますことから、具体的運用を定める省令などの詳細も決まっておらず、どのような影響が生じるのか、現時点では見通せない状況にあります。今後の国会審議を注視してまいりたいと考えております。

また、県内では適正に制度が運用されておまして、不正事案は近年ほとんど発生していないとお聞きをいたしております。優良な監理団体及び受け入れ農家の皆様が制度改正後も実習生の受け入れを継続してできるよう、法案にある管理監督体制の強化の内容など情報を適宜収集いたしまして、関係者と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) ルネサス高知工場の集約への対応に関する香南市との連携についてのお尋ねがありました。

高知工場の承継企業の確保と雇用の維持・継続に向けた取り組みは、従業員の多くが居住し、

かつ地域にも大きな影響があることから、地元香南市にとって重要な問題であり、県としては、市と連携して取り組むことは大変大切なことであると考えています。

このため、この1月に知事がルネサス本社を訪問した際には、香南市長も同行され、ルネサス社トップと面談し、改めて地域の実情を踏まえて承継企業の確保と従業員の雇用の維持・継続を強く要請されたところです。また、県の高知工場集約対策本部においても、香南市にメンバーとして参画していただいておりますし、ルネサス社が社内に立ち上げておりますプロジェクトチームとの協議にも加わっていただくなど、連携して取り組んでいるところでございます。

今後も香南市とはしっかり連携を図り、高知工場の承継企業の確保と従業員の雇用の維持・継続に向け取り組んでまいります。

なお、ルネサス社との協議では、先ほど議員からいただきました従業員の皆様の不安といったお話もしっかりお伝えしたいと思っておりますし、また引き続き和解内容の実行も確認しながら臨んでまいりたいと思っております。

○6番（浜田豪太君） それぞれ丁寧な御答弁まことにありがとうございます。

2問目を1つだけさせていただきたいのは、教育長にお伺いしたいんですが、保育士の確保の問題についてです。この2月に新しく、保育園、認定こども園等の保育士として働ける資格の制度が少し変わっていると聞いておるのですが、その辺のところを認識されておるのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですが、おわかりですか。

○教育長（田村壮児君） 保育士に関してそういった制度というのは、申しわけないです、私限りではお聞きしておりません。

○6番（浜田豪太君） 失礼しました。質問がちょっと間違えておりました、保育士として、本来は

保育士しか働けなかった現場で、これから例えば小学校の教員や幼稚園の教員の免許を持った方が働けるような制度に変わるというふうな話が国のほうから出ているというふうにも実際聞いておるんですが、その辺のことは把握をされておられるでしょうか。

○教育長（田村壮児君） そういった制度ができておりますが、それを高知県で導入するかどうかにつきましては、今いろんな御意見がございますので、検討させていただいているというところでございます。

○議長（三石文隆君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明4日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後4時10分散会

平成28年 3月 4日（金曜日） 開議第5日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漢 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君
 37番 塚地 佐智 君

38番 金岡 佳時 君

欠席議員

28番 高橋 徹 君

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 中澤 一真 君
 理事（中山間対策・運輸担当） 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 岡林 美津夫 君
 公営企業局長 門田 純一 君
 教育委員長 小島 一久 君
 教育長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会会長 福島 寛隆 君
 公務員局長 山崎 實樹助 君
 職務代理者 上野 正史 君
 警察本部長 田中 克典 君
 代表監査委員 吉村 和久 君
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
 事務局 次 長 川 村 文 平 君
 議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
 政策調査課長 西 森 達 也 君
 議事課長補佐 小 松 一 夫 君
 主 任 沖 淑 子 君
 主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 5 号)

平成28年3月4日午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成28年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成28年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成28年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成28年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成28年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10 号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成28年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12 号 平成28年度高知県流通団地及び工業

団地造成事業特別会計予算

- 第 13 号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成28年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成28年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成28年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成28年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成28年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 26 号 平成27年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 27 号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成27年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29 号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 30 号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 31 号 平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 32 号 平成27年度高知県流通団地及び工業

第 33 号	団地造成事業特別会計補正予算 平成27年度高知県農業改良資金助成 事業特別会計補正予算	第 52 号	公益的法人等への職員の派遣等に関 する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成27年度高知県県営林事業特別会 計補正予算	第 53 号	議会の議員その他非常勤の職員の公 務災害補償等に関する条例の一部を 改正する条例議案
第 35 号	平成27年度高知県沿岸漁業改善資金 助成事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県職員等こころざし特例基金条 例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成27年度高知県流域下水道事業特 別会計補正予算	第 55 号	高知県税条例の一部を改正する条例 議案
第 37 号	平成27年度高知県港湾整備事業特別 会計補正予算	第 56 号	高知県の事務処理の特例に関する条 例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成27年度高知県高等学校等奨学金 特別会計補正予算	第 57 号	高知県住民基本台帳法施行条例の一 部を改正する条例議案
第 39 号	平成27年度高知県電気事業会計補正 予算	第 58 号	高知県南海トラフ地震による災害に 強い地域社会づくり条例等の一部を 改正する条例議案
第 40 号	平成27年度高知県工業用水道事業会 計補正予算	第 59 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条 例の一部を改正する条例議案
第 41 号	平成27年度高知県病院事業会計補正 予算	第 60 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正 する条例議案
第 42 号	高知県行政不服審査法関係手数料徴 収条例議案	第 61 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基 金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県職員の退職管理に関する条例 議案	第 62 号	高知県興行場法施行条例の一部を改 正する条例議案
第 44 号	高知県国民健康保険財政安定化基金 条例議案	第 63 号	高知県理容師法施行条例及び高知県 美容師法施行条例の一部を改正する 条例議案
第 45 号	高知県産業人材定着支援基金条例議 案	第 64 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条 例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県夢・志チャレンジ基金条例議 案	第 65 号	高知県軽費老人ホームの設備及び運 営に関する基準を定める条例及び高 知県養護老人ホームの設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例議案
第 47 号	高知県褐毛和種高知系受精卵移植用 乳用牛貸付け条例議案	第 66 号	高知県特別養護老人ホームの設備及 び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例議案
第 48 号	高知県情報公開条例等の一部を改正 する条例議案		
第 49 号	知事等の給与、旅費等に関する条例 の一部を改正する条例議案		
第 51 号	職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例議案		

第 67 号	高知県指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例及び高知県指定介護予 防サービス等の事業の人員、設備及 び運営等に関する基準等を定める条 例の一部を改正する条例議案	第 81 号	公平委員会の事務の受託に関する議 案
第 68 号	高知県社会福祉施設等耐震化等臨時 特例基金条例の一部を改正する条例 議案	第 82 号	公平委員会の事務の受託に関する議 案
第 69 号	高知県指定障害児通所支援事業者等 が行う障害児通所支援の事業等の人 員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例及び高知県指定障害福祉 サービスの事業等の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の 一部を改正する条例議案	第 83 号	公平委員会の事務の受託に関する議 案
第 70 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例議案	第 84 号	公平委員会の事務の受託に関する議 案
第 71 号	高知県立消費生活センターの設置及 び管理に関する条例の一部を改正す る条例議案	第 85 号	公平委員会の事務の受託の廃止に関 する議案
第 72 号	高知県職業能力開発促進法関係手 料徴収条例の一部を改正する条例議 案	第 86 号	県が行う土地改良事業に対する市町 村の負担の一部変更に関する議案
第 73 号	高知県建築審査会条例の一部を改正 する条例議案	第 87 号	県が行う土地改良事業に対する市町 村の負担の一部変更に関する議案
第 74 号	高知県公営企業の設置等に関する条 例の一部を改正する条例議案	第 88 号	県有財産（（仮称）川谷刈谷第二工 業団地）の処分に関する議案
第 76 号	高知県立図書館協議会条例の一部を 改正する条例議案	第 89 号	包括外部監査契約の締結に関する議 案
第 77 号	高知県立武道館の設置及び管理に関 する条例の一部を改正する条例議案	第 90 号	消防防災航空隊・県警航空隊事務所 及び格納庫新築等建築主体工事請負 契約の一部を変更する契約の締結に 関する議案
第 78 号	高知県警察の設置及び定員に関する 条例の一部を改正する条例議案	第 91 号	和食ダム本体建設工事請負契約の一 部を変更する契約の締結に関する議 案
第 80 号	公平委員会の事務の受託に関する議 案	第 92 号	県道の路線の廃止に関する議案
		第 2	一般質問 (2人)
			————— ◯ ◯ ◯ —————
			午前10時開議
			○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開 きます。
			————— ◯ ◯ ◯ —————

諸 般 の 報 告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員高橋徹君から、病気のため本日の会議を欠席したい旨届け出がありました。

次に、公安委員長織田英正君から、所用のため本日の会議を欠席し、公安委員山崎實樹助君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「平成28年度高知県一般会計予算」から第49号「知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案」まで、第51号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案」から第74号「高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議案」まで、第76号「高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例議案」から第78号「高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案」まで及び第80号「公平委員会の事務の受託に関する議案」から第92号「県道の路線の廃止に関する議案」まで、以上89件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

8 番加藤漠君。

（8 番加藤漠君登壇）

○8 番（加藤漠君） おはようございます。宿毛・大月・三原選出、自由民主党会派の加藤漠でございます。議長のお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

人口が安定して、これからも経済成長を続け、活力ある豊かな高知県として発展できるのか、

それとも、このまま人口減少に歯どめがかからず、高知県の活力も衰退していく一方になるのか、これからの取り組みが本県の将来を左右いたします。

未来を予測する最善の方法は、みずから未来をつくり出すことである。パソコンの父と呼ばれるアラン・ケイは、まだ計算機の大型化が主流であった1960年代後半に個人向けのパーソナルコンピューターの概念を提案し、周囲を驚かせました。

私たちは、未来を予測することはできません。しかし、未来へのビジョンを持ち、未来の可能性を信じて行動を起こすことで、世の中を変える大きな力になると信じています。皆さんとともに明るい高知県を自分たちの手で作り出していく、そのことを深く肝に銘じて誠心誠意努めてまいりますことを、まず冒頭にお誓い申し上げてから、質問をさせていただきます。

第3次安倍改造内閣は昨年10月にスタートいたしました。少子高齢化という構造的な課題に正面から立ち向かい、50年後も人口1億人を維持していく、一億総活躍社会への挑戦を掲げました。

1月20日には、平成27年度補正予算が成立し、今月1日には衆議院本会議にて、平成28年度予算政府案が可決し、参議院に送付されました。知事からはこれらの予算について、これまで政策提言してきた施策が数多く取り入れられていると御説明がありました。

知事は、全国知事会の次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーを初め、日本創生のための将来世代応援知事同盟など、さまざまな機会を捉え、国に対して政策提言を行ってきております。経済の活性化を初め、地方への移住や子育て環境の充実など、特に10年先、20年先の高知県を見据え、将来の世代のために汗をかかされているその姿勢は、知事の県勢浮揚にか

ける強い決意のあらわれだと感じております。

今議会に提出されている予算案の編成に当たって、これまで国に対して行ってきた政策提言の手応えをどのように捉えているのか、まず知事の御所見をお伺いいたします。

一億総活躍社会の実現、その最前線は地方創生に向けた取り組みであります。地域の課題解決なくして人口減少の克服はありません。

先日発表された国勢調査の速報値では、5年前の調査から日本全体で約94万7,000人の人口が減り、調査を始めた大正9年以降で初めての人口減少となりました。しかし、全体の人口が減少する中であっても、東京圏の人口は5年間で50万8,000人が増加しており、日本人口のおよそ3割を東京圏が占める結果となりました。

現在の少子高齢化に伴う日本の人口減少は、社会経済の根幹を揺るがしかねない危機的な状況にあります。しかし一方で、地方から東京圏への人口集中は、戦後の経済発展の中で長い時間をかけて進んできた問題でもあります。危機感を持ってできることから取り組んでいくと同時に、長期にわたって粘り強く進めていく、その両面の視点で取り組んでいくことが必要であります。

地方創生が目指す、人口減少に歯どめをかけ、地方への人の流れをつくり、東京一極集中を是正していくことに向けて、今後どのような政策提言を行っていくのか、知事のお考えをお聞きいたします。

特に、私は、将来にわたって東京一極集中を是正していくためには、その根本的な原因でもある社会資本整備、インフラの地域間格差の解消に腰を据えて取り組んでいかななくてはならないと思っています。高速道路や新幹線、あるいは港湾整備等、経済性を過度に重視して人が集まるところに投資を続けていけば、ますます大都市への投資が集中し、さらなる人口の集中を

加速させてしまいます。都市部から地方へと人の流れをつくっていくためにも、需要があるところに投資を行うことも重要ですが、需要を喚起するための投資を地方に対して、これまで以上にしっかりと行っていくことが、私は重要だと考えております。

昨年5月、知事は全国高速道路建設協議会の会長に着任され、全国1万4,000キロメートルの高速道路ネットワークの整備促進に、文字どおり全国の先頭に立って活動されておられます。本県にとって高速道路の整備は、地域経済を支える基盤として必要不可欠であり、また南海トラフ地震対策を進める上でも最優先課題であります。

高知県の8の字ネットワークの整備率はいまだ53%にとどまっており、早期の整備を目指して取り組みを進めています。特に、途切れ途切れの高速道路であるミッシングリンクの解消は、県民の悲願でもあります。

8の字ネットワークの整備加速に向けた知事の決意をお伺いし、あわせて県内の東部や西南部に残るミッシングリンクの整備の現状と今後の見通しについてお聞きいたします。

有効求人倍率がついに1倍を超えた。昨年は、高知県の経済にとって歴史的な年となりました。有効求人倍率が長らく0.5倍前後であった本県では、高知県には働くところがない、こういうことが過去20年以上にわたって固定観念のようになっておりました。景気回復の実感は、依然として地域ごと、業種ごとにばらつきがありますが、全体としては間違いなく雇用環境は改善をしてきています。

しかし一方で、新たな課題として、現場の人手不足を伺う機会がふえてまいりました。求人を募ってもほとんど応募者がなかった、さらには新規出店を検討していた企業がアルバイトの希望者が見つからなかったことを理由に出店を

諦めたという話も伺いました。

実際に高知県の求人数は約10年間で6割も増加していますが、一方で、仕事を求めている有効求職者数は3割減少しています。今後も、県内の生産年齢人口は減少していく見込みであり、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略に示された将来展望でも、昨年から平成37年までの10年間でおよそ5万2,000人の減少が見込まれています。たとえ人口が減少しても、高知県の経済は成長できる。それは、尾崎県政2期8年の中で実証されてまいりました。しかしながら、産業振興計画が目標とする、地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働ける高知県の実現に向けてさらなる高みを目指していくためには、これから予測される人手不足の壁を乗り越えていかなければ、おのずと限界がやってまいります。そのリスクが顕在化する前に、新しい成長の軌道をつくらなければなりません。

知事は、持続的な好循環をつくり出していくためには、生産性の向上を図りつつも担い手を育成・確保しなければ、さらなる成長は望めないとの御認識をお持ちですが、担い手の育成・確保に向けた今後の取り組みについて知事のお考えをお伺いいたします。

高知県の雇用の約8割を支えているのはサービス業です。そして、その多くは中小企業や小規模な事業者の方々です。飲食店やまちの電気屋さん、小売店やホテルなど、地域に根差したサービス業は雇用の受け皿を提供してまいりました。さらに、経済を支えるだけでなく地域社会の担い手として、自主防災組織や消防団員での活動、さらには地域の伝統・文化の継承など、極めて重要な存在であります。しかし、そのほとんどは地域密着型の事業であるがために、地域の人口減少、少子高齢化の波は事業の存続にも直結いたします。さらに、人手不足が深刻化してくれば、需要と供給の両面から今後の活性

化策を考えていかなければならない状況も予測されます。

商圏の拡大や新規の顧客開拓など、事業者の前向きな挑戦を後押しし、中小企業や小規模な事業者の方々に対する経営支援の体制を強化することが必要ではないかと考えますが、今後の取り組みをどのように進めていくのか、商工労働部長にお聞きいたします。

今後も人口減少が進む高知県にとって、観光によって交流人口をふやしていくことが、サービス業の活性化はもとより、地域経済にとって大変重要であります。平成21年ごろまで310万人前後で推移していた県外からの観光客入り込み数は、近年、400万人観光として定着してまいりました。高知県の大きな強みであるおいしいもの、食を前面に出した観光キャンペーンや、幡多地域で開催された「楽しまん！はた博」、安芸地域の「高知家・まるごと東部博」など、観光振興に取り組んできた、その成果があらわれたものと評価しております。

いよいよ、来年の平成29年は大政奉還から150年、さらに翌年の平成30年は明治維新から150年の年となります。坂本龍馬はもとより、幕末に多くの志士たちを輩出した高知県にとって関連が深く、またとない絶好の機会の年と言えます。

全国的な盛り上がりを見せるような取り組みとなるよう、しっかりと戦略を練り上げた上でこの機会を生かしていくべきだと思いますが、歴史を中心とした博覧会の開催に向けた取り組みを観光振興部長にお伺いいたします。

観光の原点は、地域の光を観せることにあると言われます。それぞれの地域に暮らす人々が、自分たちの地域に誇りを持つことができ、幸せを感じられていることこそが、まさに光であり、観光資源であります。

最近では、東京や大阪などの都市部を中心に中

国人観光客の爆買いが話題となっておりますが、今後は外国人観光客の方々にも、日本の光である地域の伝統や文化、あるいはスポーツや自然体験などにも興味を持っていただくことで、さらに都市部から地方へと裾野が広がってくるのではないかと期待しています。県内においても、既に外国人観光客は台湾などの東アジアを中心に着実に伸びてきています。中でも、外国人観光客を乗せた外国クルーズ船の寄港は、今年の3回から、本年は現時点でも18回を予定しており、大幅な増加による地域経済への波及効果も期待するところでございます。

外国人観光客の満足度を高めるために、免税店の普及やWi-Fi環境の整備、飲食メニューの多言語化など受け入れ体制の整備を進めておりますが、現状と今後の見通しを観光振興部長に、またクルーズ客船の誘致と寄港の定着化に向けた今後の取り組みを土木部長にお聞きいたします。

日本やアメリカなど12カ国が参加したTPP協定の署名式が、先月ニュージーランドで行われました。平成25年7月に交渉に参加し、以後2年余りにわたる厳しい交渉の結果の合意でありました。この間、高知県議会においても、農林水産物の重要5品目を守り、国民に十分な情報提供を行うことを求めて、たび重なる意見書を提出してまいりました。

協定が発効されれば、世界のGDPの約4割、人口8億人という巨大なマーケットが生み出されることとなります。TPPは、単に関税をなくすだけではなく、サービスから知的財産に至るまで幅広い分野で、公正なルールを共有して持続可能な経済圏をつくり上げる取り組みであります。貿易手続の迅速化や投資ルールの明確化が行われることで、海外への輸出に取り組もうとする企業や生産者の方々にとっては追い風となり、事業拡大も期待されるところであります。

す。しかし一方で、農林水産業に関しては、海外から安い値段で製品が輸入されることで価格競争が生じることも予想され、特に県内では畜産や米の分野を中心に、その影響が懸念されております。

TPPに関しては、特に不安を感じておられる農家の方々にしっかりと寄り添いつつ、影響を最小限にとどめること、それと同時に、これまで海外への展開に踏み切ることができなかった地域の事業者の方々が、新たに海外の市場開拓を行うなどTPPを最大限に生かしていく、攻めの対策を行っていくことも重要でございます。

今後のTPPへの対応について知事にお聞きいたします。

また、海外への輸出に関しては、高知県だけで取り組みを進めるのではなく四国4県との連携、あるいはオールジャパンでの取り組みが欠かせないと思います。海外への輸出に向けてどのように協力体制を構築していくのか、産業振興推進部長にお聞きいたします。

次に、少子化対策についてお伺いいたします。

出生率を上げ、将来的な人口減少に歯どめをかけることは、高知県の最重要課題の一つと言っても過言ではありません。

日本の合計特殊出生率は、昭和49年から減少傾向が続いております。初めて2.0を下回ったのは55年前の昭和36年で、平成2年にはいわゆる1.57ショックを迎え、平成7年以降は1.5を下回る、先進国で最低レベルの出生率が続いています。本県も同様に厳しい状況であります。

この半世紀近くも続いた少子化傾向に歯どめをかけ、出生率が上昇していくためには、社会全体を変えていくことが必要不可欠であります。そのためにも、家庭を築きたい、子供を持ちたい、そう思ってもなかなかその思いがかなえられていない方々が、家庭を持つことへ希望を取

り戻せることになるよう、インパクトのある対策を進めることが重要であります。

知事は少子化対策について、より多くの県民の皆様の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をより早くかなえていくためには、社会全体で少子化対策を推進していこうという機運が高まっていくことが何より重要との認識をお持ちでございますが、まさに私もそのとおりだと思います。

少子化対策を未来への投資として、これまでの延長線上ではなく、社会全体のトレンドを変えていくような大胆な取り組みを行っていくべきだと考えますが、少子化対策に対する知事の決意をお聞きいたします。

少子化については、1点大きな懸念がございます。それは、若い世代に対して出産や妊娠などについて正しい情報提供ができていくかということでございます。近年、我が国では未婚化、晩婚化に伴う少子化が進行しております。高知県においても、生涯未婚率や平均初婚年齢は年々上昇しており、全国と比較しても高い状況にあります。特に晩婚化は出産年齢の上昇にもつながるため、生まれてくる子供の数に大きな影響を及ぼすこととなります。

男性も女性も年齢を重ねることによって、妊娠や出産に影響が出てくるのが科学的にも認められています。特に女性の場合、出産数は30歳から徐々に減少し、35歳を過ぎるとその傾向は顕著になり、40歳を過ぎると急速に減少してしまいます。実際に国立社会保障・人口問題研究所の調査からも、平均して生まれてくる子供の数は、夫婦の結婚年齢が高いほど少ない傾向が見られています。例えば、女性の結婚年齢が20歳から24歳の夫婦では、生まれてくる子供の数は平均2.08であるのに対し、25歳から29歳になると1.92と減少します。さらに、30歳から34歳では1.5となっています。

高知県が実施した県民世論調査では、1人目

の子供を希望する年齢は平均で29.3歳、希望出生率では2.27となっております。つまり、30歳くらいまでには結婚して、2人か3人の子供が欲しいというのが、平均的な県民の願いであります。しかし、そう思っているにもかかわらず、先ほどの調査結果を踏まえると、現実的にはハードルが高い希望であるとも言えます。県民の願いをかなえるためにも、その現実にはしっかりと向き合っていく必要があるのだと考えております。

厚生労働省の研究班が行った調査によると、30歳を過ぎたころから少しずつ妊娠する能力が低下していく、このことを知っていた高校生は、男性で14%、女性で22%にとどまっていたとの結果でした。不妊治療の現場においては、もっと若い時期に考える機会を持つことができているならば、こういう思いを持つ夫婦は少なくないと言われています。その方々の気持ちを思うと、私も大変胸が痛みます。

もちろん家族の幸せの形は、その家族それぞれです。子供を産むのか産まないのか、いつ産むのかなど、妊娠・出産に係る意思決定は、個人がみずからの意思で行うことが大前提です。こうした認識を持ちながら、男性も女性も若いうちから将来のライフデザインを描けることが重要であり、そのためにも、妊娠や出産等に関する正しい知識を伝えていくことが大切ではないでしょうか。

県としても、妊娠や出産等に対して、正しい知識の啓発と情報の提供に努めてこられたと承知しておりますが、県民の皆様が真に希望をかなえるためにも、さらに危機感を持って対応すべきではないかと思いますが、知事に御所見をお伺いいたします。

もう一点、少子化対策では、仕事と家庭を両立していくため、ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備を図ることも重要です。特に、男性の働き方に関する意識を変えていく取り組

みが欠かせません。内閣府が作成した調査からも、男性が休日に家事や育児をする時間がふえれば、2人目の出産がふえるという結果も出ています。県としても、次世代育成支援企業認証制度を活用して、子育てしやすい職場づくりに取り組む企業に支援をしており、その効果も期待しております。

男性も出産直後から育児を行えるよう、育児休業の取得や勤務時間の短縮など、今後も企業と連携して積極的に機運を高めていただきたいと思います。認証制度の現状と今後の対応について商工労働部長にお聞きいたします。

高知県の未来を支えていくのは今を生きる子供たちです。その子供たちが、自分の可能性を信じて頑張れば、夢に向かって未来を切り開いていけるようにすることが必要であります。しかしながら現実には、子供たちの将来が、生まれ育った家庭の事情などによって左右されてしまう場合が少なくありません。日本における子供の貧困率は、平成24年には16.3%。およそ6人に1人が貧困の連鎖を通じて、その将来が閉ざされてしまいかねないという大変厳しい状況にあります。さらに本県では、就学援助率やひとり親家庭の比率などが全国平均を大きく上回っていますので、厳しい経済状況にある子供の割合は全国よりも高いことが推測されます。

子供の貧困の課題は、ただ単にお金がないから物が買えないということにとどまらず、学力面や健康面への影響、さらには大人になってからも貧困であるリスクが高まるなど、本人はもとより社会全体にも大きな損失となることが懸念されています。子供たちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、社会全体で子供たちの成長を支えていかなければなりません。

貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ること

を目指し、取り組みを強化していく知事の決意をお伺いいたします。

厳しい環境にある子供たちに対して、私が特に重要だと感じるのは就学前教育での対応でございます。まだ幼い子供たちにとって、保育所や幼稚園などは、友達や保育士さんたちと毎日出会い、安心して楽しむことのできる場所があります。また、子育てに頑張るお父さんやお母さんにとって、保育士さんとの何げない会話、子育てに対する励ましや支えが本当に助けになるのだと思います。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。この時期に学びの基礎をつくることで、小学校や中学校以降の教育にもつながってまいります。保育所や幼稚園などを誰もが利用しやすく、保育士の方々が余裕を持って子供たちと接することができるになれば、貧困による子供たちへの影響は、かなり軽減できるのではないかと感じております。

厳しい家庭環境にある子供の比率が高い保育所などに重点的に支援を強化するなど、貧困対策としての視点を持ちながら、あわせて就学前教育全体の質の向上を図っていくべきではないかと考えますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

また、厳しい環境にある子供たちへの支援については、それぞれの家庭によって原因や状況も多岐にわたっており、その実態が見えにくいことも課題の一つであります。今後取り組みを進めるためにも、子供の置かれている環境の実態を適切に把握した上で、取り組みを推進していくことが重要であります。

子供の貧困の実態をどのように把握し、今後の施策に反映していくのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

次に、教育についてお伺いいたします。

このたびの議会には、高知県夢・志チャレンジ

ジ基金が提案されております。意欲と能力のある学生たちに対する篤志家の方からの御寄附による育英資金であり、大変ありがたく、感激いたしております。

「国が興るのも、まちが栄えるのも、ことごとく人にある。食えないからこそ、学校を建て、人物を養成するのだ」、米百俵の精神で知られる小林虎三郎は、戊辰戦争に敗れ、焼け野原となった長岡藩で教育第一主義を唱えました。子供たちには無限の可能性が眠っており、それを引き出す鍵はまさに教育にあります。一人一人の子供たちの人格を高めていくことこそ、高知県の地方創生の切り札とも言えます。

県では、昨年の4月から施行された教育委員会制度の改革を受けて、知事と教育委員会が連携のもと、6度にわたる総合教育会議を開催し、教育等の振興に関する施策の大綱案を取りまとめられました。総合教育会議においては有識者を招いて議論を深めるなど、高知県の教育に関する現状と課題を踏まえ、その対策が議論されたものと承知しております。

このたび取りまとめられた、教育等の振興に関する施策の大綱案に対する知事の思いをお伺いいたします。

県は、これまでも教育振興基本計画重点プランを作成し、知・徳・体の分野ごとに目標を掲げて取り組みを重ねてまいりました。このたびの大綱においても同様に目標を設定しておりますが、新たに知の分野として、高等学校の学力と進路に対する目標が追加されました。

新たな目標設定に対する現状認識と今後の狙いについて教育長にお考えをお伺いいたします。

ことしの大相撲初場所では琴奨菊関が優勝し、その姿に多くの人々が感動を覚えました。また、中学時代から県内でライバルとして活躍してきた琴奨菊関と豊ノ島関の取り組みは、手に汗握る一戦でありました。郷土に縁のあるアスリー

トの活躍は、私たちに誇りと勇気をもたらします。2人の活躍を支えたその原点は、学校の部活動にあります。青春時代に部活動で流した汗は、生涯の思い出ともなります。

しかし、最近では、部活動を担当している教員でその競技を経験したことのない方が多いことや、朝練や休日の遠征など教員の負担が大きいことなどから、多忙化につながっているといった課題もあり、部活動のあり方が問われております。また、中山間地域の学校では小規模な学校も多く、中学校や高等学校に設置される運動部の種目が限定されているのが現状です。地元の学校に通いたくても、部活のために離れた学校に通わざるを得ないという実態もあります。

部活動については児童生徒や保護者、地域の方々からも期待が高いことから、その充実した指導体制をつくっていくことは学校の魅力向上に大きくつながります。複数の学校をまたいだチームで部活に参加することや学校外の指導者を活用するなど、小規模校を支えていくような体制を支援していく、また指導者の資質向上の取り組みや教員負担の軽減をいかに図っていくのかなど、部活のあり方を検討すべきときではないでしょうか。

中学校や高等学校の部活動が抱える課題をどのように認識し、課題の解決を図っていくのか、今後の取り組みを教育長にお聞きいたします。

最後に、オリンピック・パラリンピックについてお伺いいたします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックのメイン会場となる新国立競技場の新整備計画に、建築家の隈研吾さんらのグループが選定されました。隈研吾さんは梶原町の雲の上のホテル・レストランの設計を行うなどしており、本県にゆかりのある方のデザインが採用されたことを大変うれしく思っております。そして何より、今回のデザインは法隆寺の五重塔など日本

の伝統建築に見られる垂木を思い出させるひさしの設計など、木の持つ温かな質感を生かした日本らしいデザインになったことにも大変好感を抱いております。

東京オリンピック・パラリンピックはスポーツと文化の祭典であります。スポーツはもちろん、日本全体の文化や伝統などの価値を世界に発信していく、またとない機会となります。新国立競技場に代表される木の文化を初め、ユネスコ無形文化財に登録された和食、日本の四季を感じるお祭りや、たくみのわざが光るものづくりなど、東京だけではなく地方の魅力を発信していく大きなチャンスにしていかなければなりません。本県においては、東京オリンピック・パラリンピックに向けてプロジェクトチームを立ち上げて積極的に取り組みを推進しておられ、本議会の提案説明でも、よさこいを日本の祭りとして世界にアピールしていきたいと知事から御紹介があったところです。

東京オリンピック・パラリンピックに向けた、これまでの提案の手応えと今後に向けた知事の決意を最後にお伺いいたしまして、私からの第1問とさせていただきます。御答弁よろしくお願いたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 加藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、今議会に提出した予算案の編成に当たって、これまでの政策提言の手応えをどのように捉えているのかとのお尋ねがございました。

来年度の国の予算編成などに向けて、本県独自に、また全国知事会や思いを同じくする知事などとも連携をして、地方創生の推進はもとより、少子化対策や子供の貧困対策の抜本強化、浦戸湾における三重防護による地震・津波対策の促進など、積極的に政策提言を行ってまいりました。その結果、国の本年度の補正予算や来

年度の当初予算案には、政策提言を行ってきた施策が数多く取り入れられており、大いに手応えを感じているところでございます。

とりわけ、地域の実情に応じた地方創生を進めるための交付金が補正予算、当初予算案にそれぞれ1,000億円計上されるとともに、当初予算案に計上された交付金は地域再生法に位置づけられ、恒久制度として地方が安定的、継続的に事業を執行できる仕組みとされております。また、全国知事会次世代育成支援対策プロジェクトチームのリーダーとして提言してまいりました、少子化対策を強化するための交付金につきましても、これまで補正予算に計上されてきたものが当初予算案にも計上され恒久化されましたし、子供の貧困対策につきましても、補正予算において交付金が創設されております。

さらには、浦戸湾における三重防護による地震・津波対策につきましても、昨日、国の新規事業採択時評価手続に着手されることが公表され、南海トラフ地震・津波対策を推し進める上で、歴史的な事業を行うための大きな一歩となりました。そのほか、中山間地域にも配慮して、本県の農業生産基盤の強化を後押しする事業や木材需要の拡大に向けてCLTの普及を進める事業など、持続的な農林水産業の実現に向けた予算も計上されておりますし、税制改正大綱では、仮称ではありますが、森林環境税等の新たな仕組みを検討することが明記されております。

県におきましても、こうした国の後押しを最大限活用するという観点に立って予算編成を行ったところです。

具体的に申し上げますと、地方創生関連の交付金を活用いたしまして、集落活動センターなど小さな拠点のさらなる整備を推進するとともに、土佐まるごとビジネスアカデミーのバージョンアップなどによる本県産業を支える人材育成の強化などを図ることとしております。また、

少子化対策の交付金を活用いたしまして、マッチングシステムの本格稼働と相談窓口の増設など、独身者の結婚支援の充実を図るとともに、少子化対策を県民運動として展開していくために情報発信の強化などを行うこととしております。さらには、子供の貧困対策交付金を活用した厳しい環境にある子供たちへの支援の強化など、政策提言の成果を本県の課題解決に向けた多くの施策に最大限有効に活用したところであります。

今後も引き続き、国の施策が本県の県勢浮揚に向けた施策の後押しとなりますよう、積極的に政策提言を行ってまいります。

次に、地方創生が目指す人口減少に歯どめをかけ、地方への人の流れをつくり、東京一極集中の是正に向けて、今後どのような政策提言を行っていくのかのお尋ねがございました。

東京への一極集中が進みますと、我々地方にとっては人口減少に伴う域内マーケットの縮小や、それに伴う人材の流出による人材不足などが加速し、さらなる地域の衰退を招きます。また、国全体におきましても、出生率の低い東京圏へ若い世代が流出することに伴い、人口減少にますます拍車がかかることとなります。

このため、何としてもこの流れを変えなければならぬ、そのためには地方創生の実現が必要であるとの思いから、早い段階から、産業振興計画を初めとする5つの基本政策と、それらに横断的にかかわる2つの政策の構造そのものを国に詳細に説明し、国の総合戦略がその後押しとなる政策体系となるよう政策提言を重ねてまいりました。その結果、国の総合戦略が本県の提言に沿った形で策定をされ、本県の政策体系と比較的親和性の高いものとなったところがあります。

県におきましては、全国の都道府県に先駆け、地方版の総合戦略を策定するとともに、昨年8

月には2060年の本県人口の将来展望をお示しし、その目標の実現に向け、次の4つの施策群を連続的に講じていくこととしております。国においてはそれぞれの段階の県の施策について、骨太の支援をしていただきたいと思いますと考えております。

まず第1には、県では、できるだけ多くの若者を県内にとどめられるよう、地産外商の取り組みなどを通じて、人口減少下においても各産業分野の産出額等を上昇させ、経済規模を縮小させないことで県内での若者の多様な働く場を創出していくこととしており、この点に関しては、国には地方創生に向け、息の長い取り組みを行い続けていただきたいと思いますと考えております。

第2に、県では、こうした県内に働く場を確保することにより若者の県外流出を防止し、移住促進にさらに取り組んでいくこととしており、この点に関しては、国には、都市圏からの送り出し機能の拡充や地方大学の活性化、さらには政府関係機関の移転など、東京一極集中の是正につながるような政策を行っていただきたいと思いますと考えております。

第3に、県では、都市部に比べて相対的に出生率が高い中山間地域に若者ができるだけ残ることとなるよう、第1の雇用創出と第2の移住促進の取り組みを、中山間地域において特に力を入れていくこととしており、この点に関しては、国には、小さな拠点への支援や集落営農の促進など、中山間対策をしっかりと拡充していただきたいと思いますと考えております。

その上で第4に、県では少子化対策について、ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援策をもう一段充実させるとともに、官民協働の取り組みを進めることで県民運動として展開させていくこととしており、この点に関しては、国には、少子化対策を国政の中枢に据えていただくとともに、地方に対して恒久的な支援をお願いしたいと考えております。

今後、引き続き、このような方向で具体の政策提言の内容について掘り下げて検討を行い、地方創生の流れがより大きな流れとなりますよう、来年度当初から国に対して働きかけてまいりたいと、そのように考えております。

次に、8の字ネットワークの整備の加速に向けた決意と、県内の東部や西南部に残るミッシングリンクの整備の現状と今後の見通しについてお尋ねがありました。

四国8の字ネットワークは、南海トラフ地震などによる大規模災害発生時の命の道として、また商業圏域や交流人口の拡大など地域の経済活動を支える基盤として、必要不可欠な社会資本であることから、これまでも県政の重要課題の一つとして位置づけ、その整備促進に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、来月23日には、高知東部自動車道のなんこく南インターチェンジから高知龍馬空港インターチェンジまでの開通が予定されており、このことにより四国8の字ネットワークの整備率は53%にまで延び、ミッシングリンクの解消に向けて着実に前進しております。

さらには、四国横断自動車道の黒潮町佐賀から四万十市の区間と、阿南安芸自動車道の徳島県牟岐町から東洋町野根の区間において、事業化に向けた最初のステップとなる計画段階評価が完了し、都市計画決定に向けた調査が進められております。また、宿毛市から愛媛県愛南町内海の区間と奈半利町から安芸市の区間においては、本年度から計画段階評価のための調査がスタートし、現在、学識経験者など第三者の御意見をお聞きするための委員会の開催に向けた準備が進められております。

このように、着実に調査が進められているところではありますが、県内には70キロメートルもの未事業化区間が残されている状況であり、計画的な整備には財源の確保等が大きな課題で

あると認識しております。このため、国に対しまして、四国8の字ネットワークの必要性や整備効果を具体的にお示しするとともに、ミッシングリンクを抱える他県の知事や、全国高速道路建設協議会の会員であります全国46団体の皆様とも連携をし、同協議会の会長として、その整備促進に全力で取り組んでまいります。

次に、産業振興計画に関しまして、生産性の向上を図りつつ担い手の育成・確保を図ることについて、今後の取り組みのお尋ねがございました。

人口減少下においても、できるだけ経済を縮ませない、むしろ拡大する方向に持っていくためには、生産年齢人口をできるだけ減少させない、すなわち担い手を育成・確保する取り組みを行いますとともに、仮に担い手が減少したとしても生産量をふやせる方向に向かわせる要素、すなわち一人一人の生産性を向上させる取り組みが必要であります。この担い手の育成・確保と生産性の向上は、今後も当面、生産年齢人口の減少が見込まれる中であって、第3期計画で掲げた各分野の数値目標を達成するために、何としても乗り越えなければならない課題であると考えております。

まず、第1の担い手の育成・確保につきましては、第2期計画の4年間で、例えば1,000名を超える方が新規就農するとともに、土佐まるごとビジネスアカデミーには延べ約7,000名が受講されるなど、一定取り組みが進んでいると感じております。しかしながら、各産業分野の担い手は、少子高齢化などの影響により依然として減少傾向にありますし、地産外商の取り組みが進んだがゆえに、例えば本年度開設した事業承継・人材確保センターに116件もの人材確保に関する相談が寄せられるなど、中核人材などの担い手の不足がさらに深刻となるという新たな課題も生じてまいりました。

担い手がいなければ、地産外商の拡大に向けた取り組みも一過性のものに終わってしまいかねません。このため、第3期の計画では時間軸的な拡大再生産を目指し、担い手の育成・確保の取り組みを抜本強化したいと考えているところであります。

具体的には、まず第1次産業の担い手について、これまでの産地提案型の農業の担い手確保策や林業学校の取り組みなどをさらに強化し、さらなる育成・確保を図ってまいります。また、県内企業の中核人材確保につきましては、事業承継・人材確保センターにおいて、昨年12月に東京へ新たに配置した求職コーディネーターも最大限活用しながら、本格的に県出身の大学生のほか移住や転職の希望者に対して、さまざまな方法でアプローチし、マッチングの拡大を図ってまいります。さらに、移住促進については、高知ファンに加え移住関心層へのアプローチを大幅に強化するとともに、移住につながるツアーの実施など、各分野の担い手確保対策と連携した移住につながるプロジェクトを展開してまいります。あわせて、土佐まるごとビジネスアカデミーについて、テレビ会議システムの活用などにより県内各地での受講環境を整備するとともに、地域が主体の人材育成の取り組みを支援することなどを通じて、地域地域での人材の発掘と育成にも取り組んでまいります。

第2の生産性の向上につきましては、これまで設備投資の促進を図るとともに、次世代型こうち新施設園芸システムといった本県独自の新技術を開発するなど、一定取り組みが進んでまいりました。第3期の計画では、生産性の向上をさらに図るため、例えば農林水産業の分野では新技術をさらに導入して収量をふやす、あるいはものづくりの分野では新たな機械設備を導入して生産効率を高めるといった各分野での取り組みを積極的に支援してまいります。また、

今回、抜本強化いたします第1次産業を核とした産業クラスターや、観光周遊コースの構築を図る観光クラスターの形成なども、さまざまな産業や資源の集積を図ることで地域単位での生産性を向上させる施策だと、そのように考えているところであります。

次に、本県の今後のTPPへの対応についてお尋ねがございました。

TPPが発効した場合については、まず農産物を初め、1次産業に及ぼすリスクを十分に踏まえておく必要があります。その際には、安価な農産物を輸入した場合の国産品の価格への影響などの定量的に見通せないリスクも踏まえる必要があります。このため、先月公表いたしました影響試算において、国の試算方法に基づく定量的な試算に加え、定性的なものも含め、できる限り包括的に考えられる影響をお示したところであります。

県としては、この農林水産物等への懸念される影響について、試算の前提であります政府が行う国内対策が、予算措置を含め実効性のある具体的な施策として、着実に、かつ地方の隅々にまで行き渡るものとなっているかを注視するとともに、中山間地域が多いといった本県の実情を踏まえ、さらに積極的に政策提言を行ってまいります。また、県としても、産業振興計画を力強く推進することを通じて、TPPにより懸念される影響については徹底して対応してまいります。

その上で、お話にありましたように、TPPには輸出の追い風となり、プラスの効果が期待できる側面もあろうかと思っております。例えば、ユズに続く新たな輸出基幹品目として位置づけている土佐酒につきましては、アメリカやカナダにおきまして日本酒の関税が即時撤廃されるなど、販路拡大の追い風になることが期待されます。また、水産物につきましても、養殖

ブリなどの輸出の促進が期待されます。さらには、製造品につきましても、県内の団体からビジネスチャンスの拡大を期待する声もあります。本県では、アメリカやマレーシアへの金属製品や紙製品の輸出が多いことから、そうした製品を輸出している企業にとっては、海外での価格競争力の強化に伴い受注拡大につながることを期待されますし、国内企業の輸出拡大や海外のインフラ市場への参入を通じた間接的な効果も期待されるのではないかと考えております。

こうしたことから、1次産業を中心に、TPPにより懸念されることについてはその影響を最小限にとどめるよう対応し、また期待されることについてはメリットを最大限生かすことができるよう、総合的な守りと攻め、両方の対策を講ずることが大事だと考えております。県としましては、TPPのメリット、デメリットを見きわめながら、産業振興計画に位置づけた各分野の施策を着実に実行してまいりたいと考えております。

少子化対策について、これまでの延長線上ではなく社会のトレンドを変えていくような大胆な取り組みを行うべきと考えるが、どのように進めていくのかのお尋ねがございました。

少子化対策につきましては、高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略において、より多くの県民の皆様の結婚・出産・子育ての希望をより早くかなえるとともに、理想とする子供の人数をよりかなえるため、ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援策として抜本強化を図ることとしております。

さらに、議員からお話があった社会のトレンドを変えていくような大胆な取り組みとなるように、こうした一連の動きを県民運動となるようにしていきたいと考えています。少子化対策は県民運動となっこそ、その実効性が上がる取り組みであります。このため、これまで働き

かけが十分とは言えなかった民間企業の皆様と協働した県民運動として、県下で強力に展開していく必要があるものと考えています。そして、こうすることによって、少子化対策の取り組みが県民の皆様に当たり前の取り組みとなり、若い人の結婚・出産・子育てを応援していくことが、世の中で言うところの常識というようになるまで高めていく、そのことが肝要だと考えております。

こうしたことから、民間企業の皆様などに御参画をいただき、高知家の出会い・結婚・子育て応援団を新たに創設することとしています。企業の皆様にも加入をいただき、この応援団に対しては、例えば3月には周囲の子育て支援活動への参加の呼びかけを、7月には婚活イベントなどへの参加の声を、8月にはイクボス宣言への取り組みの実施をなどのように毎月、県の施策にあわせて、県から企業の皆様をお願いしたいことを提示し、取り組んでいただくことなどにより少子化対策を県民運動へと、もう一段のレベルアップを図ってまいりたいと考えているものであります。

あわせて、以上のような一連の取り組みにつきまして、高知県少子化対策推進県民会議において4つの部会を設けてPDCAサイクルを回し、官民で協働して進捗管理を行っていくこととしたところです。今後は、先ほど申しあげました高知県少子化対策推進県民会議におきまして、私自身が県内の各界各層の委員の皆様から直接御意見を伺い、取り組みの実効性のさらなる向上を図るなど、全力を挙げて少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、妊娠・出産等に対する正しい知識の啓発と情報の提供についてのお尋ねがありました。

結婚・妊娠・出産・子育てへの県民の皆様の希望を実現していくためには、若い時期から将来のライフデザインを描き、次世代をも含めた

ライフマネジメントができるようになることが重要だと考えています。そのためには、妊娠・出産等に関する正しい知識を伝えていくことが重要であり、国の少子化社会対策大綱でも、妊娠や出産などに関する医学的、科学的に正しい知識の啓発と情報提供の取り組みを充実させることとされたところです。

県では、本年度、国の少子化対策強化交付金を活用し、若い世代の方を対象に、産婦人科医や助産師による妊娠・出産講座やファイナンシャルプランナーなどによるライフプランセミナーを開催し、みずからの将来設計を考える機会を持っていただく取り組みを行っているところです。あわせて、平成25年度には生活や健康に関する副読本を作成し、全小・中・高生を対象とした健康教育を進めているところですが、高校生用の副読本には、妊娠・出産に関する記述を盛り込み、正しい知識を得られるように取り組んできたところであります。

しかしながら、若い世代の皆様が、御自身のライフデザインを意識した上で結婚・妊娠・出産・子育てに対する希望を実現するといった環境づくりは、一朝一夕でなし得るものではなく、継続して粘り強く取り組んでいくことが必要です。今後は、大学や専門学校などとも連携し、社会に出る学生を対象に妊娠・出産等に関する正しい知識を伝える機会を提供してまいりますとともに、新たに創設する高知家の出会い・結婚・子育て応援団と連携したセミナーの開催などを通じまして、より多くの若い世代が自身のライフデザインに基づき、ライフマネジメントのできる環境づくりに向け、取り組みのさらなる充実強化を図ってまいります。

次に、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指し、取り組みを強化していく決意についてお尋ねがございました。

生活の困窮という経済的な要因のみならず、

家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、県内でも学力の未定着や虐待、非行、いじめなどといった困難な状況に直面している子供たちがいます。また、厳しい現実として、家庭の経済状況と子供たちの学力との間に一定の相関関係があるとする大学の調査分析結果も出されています。

こうした厳しい環境にある子供たちの将来が閉ざされることのないよう、教育分野では、貧困の世代間連鎖を教育の力によって断ち切ることを目指し、取り組みを強化していきたいと考えております。このため、教育大綱の案においては、厳しい環境にある子供たちへの支援を取り組みの大きな柱の一つとして位置づけ、就学前から高等学校までの各段階にに応じて切れ目のない施策をしっかりと講じていくこととしております。

まず、就学前の子供たちへの支援については、保護者の皆様に子供を育てる力を高めていただくとともに、厳しい環境にある幼児とその保護者に対して個別の支援を行うことなどにより、子供たちが健やかに育つことのできる環境づくりを進めてまいります。

また、就学後は、子供たちの学習機会を確保するため、本年度から進めております放課後などにおける学習支援の取り組みを大幅に強化してまいります。具体的には、小中学校における放課後等学習支援員の配置を91校から170校に拡充しますとともに、高等学校における学習支援員の配置を延べ90人から116人に拡充いたします。加えて、小学校における放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進してまいります。

さらに、厳しい環境にあるがゆえに不安や悩みを抱える子供たちや保護者への対応をさらに強化するため、スクールカウンセラーの配置校を293校から329校に、またスクールソーシャル

ワーカーの配置数を69人から79人に拡充いたします。また、心の教育センターにおいて、いじめや不登校などの子供たちに関する相談を一元的に受理するとともに、悩みや状況に応じて関係機関と連携しながら解決するまで相談者に寄り添う、ワンストップかつトータルな支援体制を構築してまいります。

加えて、地域の方々に学校と力を合わせて子供たちを育てていただくため、学校支援地域本部の設置拡大や活動の充実に取り組んでまいります。具体的には、現在、25市町村に92の学校を支援する43の地域本部が設置されていますが、来年度は32市町村、125校、61の地域本部が行う活動を支援してまいります。また、その活動に、より多くの地域の方々に参画していただくことにより、地域で子供たちを見守り育てる体制づくりを進めてまいります。

こうした取り組みを効果的に組み合わせる実施するとともに、特に厳しい環境にある子供たちについては、福祉部門との連携も図ることなどにより、本県の子供たちが夢や志を持ち続け、それを実現する力を身につけることができるよう対策を強化してまいりたいと考えているところでございます。

次に、教育大綱に対する思いについてお尋ねがありました。

私が知事に就任した当時、本県の子供たちの知・徳・体の状況は極めて厳しいものがありました。私としては、子供たちをそれぞれの夢に向かって羽ばたくことができるようにするためには、まずはしっかりと学力を身につけさせることが重要であるとの思いから、教育委員会と連携し、学力の向上に全力で取り組んでまいりました。その結果、小学校の学力が全国上位にまで改善するという成果が出てまいりましたが、その一方で、中学校の学力や小中学校の生徒指導上の諸問題などは依然として厳しい状

況にあり、今後根本的に解決しなければならない課題であると考えております。

このため、教育大綱の策定に当たっては、何が原因となり厳しい状況に陥っているのかを深く掘り下げ、子供たちの視点に立った真に有効な施策を打ち出すことを目指し、総合教育会議において議論を積み重ねてまいりました。また、大綱の記述内容においても、単に理念を書き込むだけではなく、課題の解決を担保するための施策をしっかりと書き込むことが不可欠であると考えたところであります。

こうしたことを踏まえて取りまとめた大綱の案では、チーム学校の構築や厳しい環境にある子供たちへの支援、学校と地域との連携・協働など、これからの本県の教育振興にとって重要な取り組みを大きな柱として掲げるとともに、それらを実現するための施策を打ち出したところであります。

チーム学校の構築においては、組織的に授業力の向上や生徒指導の充実などを図るための体制の構築や仕組みの導入を行うこととしています。また、厳しい環境にある子供たちへの支援においては、貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切るための支援策を徹底することとしております。さらに、学校と地域との連携・協働においては、学校支援地域本部の設置促進などの取り組みにより、地域で子供たちを見守り育てる体制づくりを進めていくこととしています。

私の3期目の任期と重なる来年度からの4年間は、教育委員会と連携して、大綱に基づき施策をしっかりと講じていくとともに、その取り組み状況や成果などを総合教育会議において点検、検証しながら、PDCAサイクルに基づき施策のさらなる充実強化を図ってまいります。こうしたことにより、子供たちの知・徳・体のさらなる向上など、本県の教育課題の根本的な解決に向けて全力で取り組んでまいりたいと考

えております。

最後に、東京オリンピック・パラリンピックに向けたこれまでの提案の手応えと今後に向けた決意についてお尋ねがございました。

東京オリンピック・パラリンピックは、全世界から注目される大会でありますので、高知の魅力を発信する、さらには日本自体を変える絶好の機会であります。例えば、よさこいを全世界にPRすることにより、日本と言えばよさこい、よさこいと言えば高知と知ってもらうことで、国外からより多くの観光客に来ていただくきっかけとしたいと考えております。また、事前合宿の招致やホストタウンの取り組みを通じて、外国の方に高知を知っていただき、その後のスポーツ・文化交流や経済交流などにもつなげていきたいと思っております。

さらに、東京オリンピック・パラリンピック関連施設に木材が多く使われることが契機となり、鉄とコンクリートと木が共存する時代へと日本全体の意識が変わり、全国のさまざまな建築物に木材が使われる、ゆえに都会と中山間地域のよき共存関係が築かれる、そうした社会にしていく、そういうきっかけにもしていきたいものだと考えておるところであります。

こうした考え方のもと、県としての提案書を取りまとめ、国などの関係者の皆様に提案活動を行ってまいりました。その中では、まず木材の活用につきましては、新国立競技場にCLTパネルを含め木材がふんだんに使われることとなり、木材利用を推進し、日本の木の文化を世界にアピールしていこうといった、よい方向に向かっていくのではないかと考えています。

また、よさこい祭りのアピールにつきましても、多くの関係者の皆様に関心を持っていただき、日本の祭りとして認知されつつあるなど、総じて皆様から本県の提案を好意的に受けとめていただいたものと思っております、一定の手応え

も感じています。

さらには、事前合宿の招致やホストタウンの取り組みにつきましては、現在、オランダなど具体的な国をターゲットとして、県内外の関係者の方々と連携を深めながら具体的に交渉を行っているところでございます。

ぜひ、この東京オリンピック・パラリンピックを通じて、中山間地域を含めた地方が大いに活性化する方向に変わっていくよう、またそうした東京オリンピック・パラリンピックになりますよう、引き続き積極的に国等の関係者の皆様への提案活動に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) 地域の中小企業や小規模な事業者に対する支援について、どのように取り組みを進めるのかのお尋ねがございました。

議員のお話のとおり、販路や新規顧客の開拓など事業者の皆様の前向きな挑戦を後押しすることは、本県の産業の活性化を図る上でも大変重要であると認識しております。

このため、県では、産業振興センターを初め地域の商工団体や金融機関などとも連携し、国の施策を活用した事業者の経営革新、または県の施策を活用した既存店舗への新たな支援のほか、土佐まるごとビジネスアカデミーでの学びを通じたビジネスプランづくりの支援や人材の育成・確保、地域アクションプランによる実行支援などを行ってまいりました。

その結果、厳しい環境にはありますが、新たな顧客をターゲットに商品戦略を見直し売り上げの増加につなげた事業者や、店舗をバリアフリー化し新規顧客を獲得した事業者も生まれるなど、販路の開拓や売り上げの増加につなげた事例が出てきていますし、地域アクションプラ

ンにおいても多くの雇用が創出されるなど、地域地域で具体的実績も上がっているところです。

県では、第3期産業振興計画において、より一層こうした皆様の取り組みが進むよう、担い手の育成・確保、起業や新事業展開の促進、地域の活動を支える商工会の指導体制の強化など、地域の実情も踏まえた取り組みを抜本強化することとしています。

これまでの取り組みをさらに伸ばし広げていくためには、事業者だけの取り組みだけではなく、支援する側がこれまで以上にみずからの力量を高め、事業者側に深くかかわり、連携して支援していくことが求められています。

今後、県を初め企業を支援する関係機関がさらに連携を密にし、地域でのより踏み込んだきめ細かな支援によって、前向きな事業者の皆様取り組みを全力で応援していきたいと考えています。

次に、男性の育児休業取得など子育てしやすい職場づくりに関連して、次世代育成支援企業認証制度の現状と今後の対応についてお尋ねがありました。

次世代を担う子供たちを健全に育むためには、企業の取り組みが欠かせませんので、男性の育児参加を含め、子育てしやすい職場環境づくりを進めていくことは大変重要なことであると考えています。

県では、多くの県内企業に子育てしやすい職場環境づくりを進めていただくため、平成19年度に次世代育成支援企業認証制度を創設し、その認証企業はここ数年増加しており、本年度は27社、本年度末には累計で148社となる見込みです。

認証企業では、子供の看護休暇、時間単位の休暇制度導入や、何より職員の育児休業取得を積極的に促すなど、子育てしやすい職場環境づくりに努力されております。議員のお話にあり

ました男性の育児休業の取得の状況を見ますと、実績のある企業は、一昨年は1社であったものが、昨年度は3社、今年度は現時点で4社と、取得の実績が徐々にですが、上がってきているところです。

認証された企業からは、子育てを理由にやめる職員が非常に少なくなった、職場環境を重視する若者がふえてきており採用の際に有利になっている、また男性の育児休業の取得があった企業からは、育児休業取得によって従業員同士の理解も深まり、より効率的な仕事の進め方を考えるようになったといった声もお聞きしており、働きやすい職場環境づくりや子育て支援の取り組みが企業経営にもメリットになっていると考えております。

今後、認証制度の意義や、働きやすい職場環境づくりが企業経営にもメリットがあることを多くの企業に知っていただくことが大切であると考えております。そのため、多くの企業にかかわっている社会保険労務士による年間250を超える企業の戸別訪問を通じ認証制度を周知するとともに、新たにワーク・ライフ・バランスに関するセミナーでも認証企業の協力を得て、そうしたメリットを直接発表していただく取り組みも行っています。

今後はさらに、次世代育成支援企業認証制度を県民運動として取り組む少子化対策の一環として普及させていくため、民間企業の皆様と協働した少子化対策の新たな取り組みとして創設されます、高知家の出会い・結婚・子育て応援団に参画される企業や団体の皆様の御理解と御協力もいただき、制度がさらに広がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(観光振興部長伊藤博明君登壇)

○観光振興部長(伊藤博明君) まず、歴史を中心とした博覧会の開催に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

歴史を中心とした博覧会につきましては、その開催によって集客を図ることはもとより、開催を通じて、県内全域で歴史観光の基盤を整えるとともに、周辺の観光資源と一体となった周遊コースをつくり上げ、博覧会終了後の持続的な観光振興につなげていくことを目的としております。

このため、まず歴史観光の基盤づくりに向け、地域の歴史施設を中心に資源を洗い出し、県内外の歴史や観光の専門家の方々にアドバイスをいただきながら、本物が感じられ、全国に通用するものとして磨き上げるとともに、外国人も含めて観光客のさまざまなニーズに対応できるよう、二次交通の仕組みも含め、磨き上げた歴史資源と食や自然をつなぐ周遊コースをつくり上げていくこととしております。

さらに、幕末・明治維新150年が全国的に盛り上がり、本県の博覧会が全国から注目されることが重要になってまいりますので、まずは昨年8月に立ち上げた平成の薩長土肥連合の3県はもとより、幕末、明治維新に関係の深いさまざまな地域と連携して取り組みを進めてまいりたいと考えております。加えて、国内外の多くのマスメディアとタイアップし、幕末、明治維新を通じて本県の博覧会の露出を拡大することが大変重要だと考えており、その際には全国的に共感が得られ、かつ本県に目を向けられるようなテーマの設定や物語性を持った効果的な情報発信が必要だと考えております。

こうした考えのもと、この2月に立ち上げた有識者、関係団体、市町村の方々による準備委員会や、5月に立ち上げを予定している推進組織で御議論いただきながら、本年7月ごろまでには具体的な戦略をしっかりと練り上げてまいります。

次に、外国人観光客の満足度を高めるための受け入れ体制の整備の現状と今後の見通しにつ

いてお尋ねがありました。

本県を訪れた外国人観光客の延べ宿泊者数につきましては、観光庁の調査では、平成26年は前年に比べて55%増、平成27年は80%増と、毎年大幅に増加していることに加え、今後外国クルーズ客船の寄港も大幅に増加することなどから、県では新たな補助制度を設けるなど、今年度から2カ年で外国人観光客の受け入れ環境づくりを、市町村や関係団体と連携して強力に進めているところです。

その結果、消費税免税店は、昨年4月に28店舗であったものが、昨年10月には50店舗まで増加しております。さらに今月下旬には、高知市中心商店街の約50店舗の免税手続を行う四国で初めての免税手続一括カウンターが、高知大丸にオープンする予定となっております。今後、こうした仕組みを県内の商店街にも普及することで、免税店の増加につなげてまいりたいと考えております。

また、Wi-Fi環境につきましては、主要な旅館、ホテルではほぼ整備がされており、整備の必要性が高いと思われる観光地や観光施設83カ所についても、今年度中に46カ所の整備が終わる見込みであり、残りについても来年度中には全ての整備が終わるように取り組んでまいります。さらに現在、各飲食店がインターネットで多言語メニューを作成できるサイトの構築を進めており、この4月から本格的に運用することとしております。このほか、来年度からは、外国人観光客へのモバイルWi-Fiルーターの無料貸し出しや、4言語で24時間対応できる通訳コールセンターの運用も開始してまいります。

加えて、地域地域の観光地の案内板などの多言語化については、今後、歴史資源の磨き上げや周遊コースづくりなど各事業の中でも整備を進めることで、広く県内に受け入れ環境を整え

てまいりたいと考えております。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 外国クルーズ客船のさらなる誘致と寄港の定着化に向けた今後の取り組みについてお尋ねがございました。

来年度の外国クルーズ客船の寄港については、高知新港のメンバーズの供用開始や、積極的な誘致活動といったこれまでの取り組みの効果などにより、議員のお話にもありましたとおり、大幅に増加する見込みとなっております。こうした寄港を定着化させるとともに、さらなる増加につなげていくためには、受け入れと誘致の両面で取り組みを充実させていく必要があると考えております。

高知新港における受け入れにつきましては、ハード面の対応として、常設のトイレやバスヤードなどの整備を進めております。また、ソフト面については、来年度から岸壁での受け入れ対応を外部委託し、民間のノウハウを生かしたイベント内容の充実などを図ってまいります。さらに、本県のおもてなしの心が印象に残るよう、入出港時のお出迎えやお見送りに県民の皆様に参加していただく仕組みづくりを行ってまいります。

また、中心市街地や観光地と連携した受け入れ体制の強化も重要となります。このため、これまでの高知港外国客船受入協議会の組織を大幅に見直し、新たに商店街、ホテル・旅館、バス関係者などにも加わっていただき、官民一体となったおもてなしの体制を構築し、一層の充実を図ってまいります。

一方の誘致活動につきましては、外国船社の日本法人や総代理店、旅行会社への誘致活動に引き続き取り組みますとともに、来年度は、寄港地決定に権限を持つキーパーソンに直接働きかけるため、外国船社本社への直接訪問や本県への招聘も行っていきたいと考えております。

外国クルーズ客船の寄港は、一度に多くの外国人観光客に来ていただくことで大きな経済効果を生むだけではなく、本県のよさを知っていただくことによりリピーターの増加につながる可能性もあることから、寄港の定着とさらなる誘致に向けた取り組みを着実に実施してまいります。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 海外への輸出に向けて、四国4県やオールジャパンでの協力体制の構築についてお尋ねがございました。

本県産品の輸出に当たっては、本県が独自に販路を開拓し、既に海外で一定の市場を確保しているユズを除いては、海外における知名度がなく、また輸出の前提となる世界各地の市場動向や販売ルート等に関する情報が乏しいケースが大半でありますので、国や他県、関係機関との連携により輸出の足がかりを見出すことが重要かつ有効であると考えております。

このため、四国の4県が連携して、平成22年度から四国4県・東アジア輸出振興協議会を設置し、東アジアをターゲットに県単独ではなかなか開催しづらいフェアや商談会を共同で実施しております。

また、国や他県を初めジェトロなどの関係機関と連携をしたオールジャパンでの取り組みといたしましては、香港や台湾での食品展示見本市に設けられましたジャパンプースへの出展を実施しております。あわせて、中国四国農政局が主催する輸出促進の協議会に、本県を含む中四国の各県やジェトロ、JAなどの関係機関が参画し、農産物の海外流通に関するセミナーの開催や、輸出促進に関する方策の検討などを行っております。さらに、ジェトロ高知事務所には、専門家によるセミナーの開催や輸入規制の最新情報の提供などの御協力をいただいております。

今後、TPP協定のメリットを活用し、さらに輸出を促進していくため、本県がこれまで培ってきた海外の販路を獲得するノウハウや、シンガポール事務所などの海外拠点を含む貿易協会の機能をフルに活用することはもちろんのこと、先ほど申しあげました四国4県や国の機関等との協力関係を今まで以上に活用してまいります。また、この3月から国の主導により、ジェトロや金融機関などが協力体制を構築し、海外販路の拡大を目指す企業の個別課題に応じた総合的な支援を行う仕組みがスタートをしますので、この仕組みも積極的に活用しながら、TPP協定を追い風にした輸出の拡大に取り組んでまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、貧困対策としての視点を持ちながら就学前教育の質を向上すべきと考えるがどうかのお尋ねがございました。

ノーベル経済学賞を受賞したアメリカのヘックマン教授が2007年に発表した研究によりますと、就学前の子供たちに質の高い教育、保育を提供することは、就学後における成績向上や進学率の上昇、所得の増大など、教育的・社会的・経済的効果を有するとの実証的な研究成果が得られております。

乳幼児期は、子供が生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、またただいま御紹介しました研究でも示されていますように、就学前の子供たちへの質の高い教育、保育の提供は、貧困の世代間連鎖を断ち切る上でも有効と考えられますことから、教育大綱の案においても、就学前教育の充実を5本の柱の一つとして位置づけております。

県教育委員会としましては、大綱に基づき、就学前の教育、保育の質の向上を図る取り組みとして、保育所保育指針や幼稚園教育要領等に基づく具体的な指導方法等を示したガイドライ

ンを策定し、保育所、幼稚園等がチームとして、このガイドラインを活用、実践できるよう支援し、質の高い就学前教育の提供に努めてまいります。

また、保育所、幼稚園等の中だけではなく家庭も含めた良好な生活環境も大切であるため、保育者が保護者へのかかわり方や親育ち支援の必要性等について理解を深め、日常的、継続的に支援を行うことができるよう、保育者の親育ち支援力の向上にも努めてまいります。

あわせて、厳しい環境にある個別の支援が必要な子供や保護者に対しては、家庭訪問も含めた支援を行う家庭支援加配保育士の配置を行うなど、一人一人に寄り添った支援を実施いたします。

このような取り組みにより、家庭の経済状況等にかかわらず全ての子供たちが質の高い教育、保育を受けることができ、将来にわたって社会的に自立した人間として生きていくための力の基礎を培うことができるよう、就学前教育の充実を図ってまいります。

次に、教育大綱における高等学校の学力と進路に関する目標設定に対する現状認識と今後の狙いについてお尋ねがございました。

現在、高等学校には、将来への展望を持たないまま入学してくる生徒や、義務教育段階の学習内容が十分には定着しないまま入学してくる生徒が多いという課題がございます。こうしたことが、1割に近い高校生が進路未定のまま卒業していることや、高等学校での学習はもとより、卒業後の進学や就職において支障が生じていることなどの問題につながっております。そのため、高校生に関し、これらの問題の克服を教育大綱の基本目標としたところでございます。

まず、将来への展望を持たない生徒が多いという課題につきましては、高等学校に入学することだけが目的となって入学する生徒が多く、

それらの生徒が将来の目標を持っていない状況にあるものと考えております。この課題を解決するため、進学合宿や大学での授業体験、企業でのインターンシップなどのキャリア教育を進めることにより、生徒がみずからの将来を具体的にイメージしながら考えることができる取り組みを進めてまいりました。さらに、スクールカウンセラー等の外部の専門家との連携や、教員と生徒が一緒になって目標を考えていく学習記録ノートの活用などを通じて、生徒一人一人がしっかりと目標を設定して取り組めるよう支援体制の充実を図っているところです。今後も、これらの取り組みを組織的、継続的に進めてまいります。

また、高校生の中に、義務教育段階の学習内容が定着していない生徒が多いという課題につきましては、中学校段階での学力定着が十分でないまま高校に入る生徒が多い上に、高校に入ってから、学力をつけるための取り組みが十分には行えていないということが原因となっていると考えております。そういった生徒に対して、まずは義務教育段階において、しっかりと学力をつける対策を講じていくことが必要です。その上で、高等学校において習熟度別授業の実施や、学習支援員を活用した放課後の補習等の充実を図るとともに、つなぎ教材やICTの効果的な活用などによって、個々の生徒に応じたきめ細かな学習指導を徹底してまいります。

全ての高校がチーム学校としてこれらに取り組むことを通じて、大綱の基本目標として設定しておりますように、進路未定で卒業する生徒の割合を現在の8%から3%以下にするとともに、高校3年生の4月において義務教育段階の学習内容が十分定着していない生徒の割合を、現在の30%から15%以下に引き下げてまいります。

最後に、中学校や高等学校の部活動が抱える

課題に対する認識と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

運動部活動では、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進だけでなく生徒の自主性や協調性、責任感を育むことができます。また、その活動を通して仲間や教職員との連帯感を高めることにもつながるなど、学校全体の知・徳・体の向上に相乗的な効果をもたらすことも期待できます。

しかしながら、運動部活動においては、少子化や生徒の運動離れによる部員数の減少、また特に中山間地域ではそのことによって競技種目が限定されること、さらには専門的な指導者の不足などの課題が見られます。

運動離れへの対応としては、就学前の運動遊びや体育授業のさらなる充実を図ることにより、幼児期からの運動・スポーツへの興味、関心を一層高めてまいります。中山間地域の問題については、部員や指導者の確保など、1つの市町村では解決できない課題に対して、市町村の枠を超えた連携により解決する取り組みを進めてまいります。

また、指導者に関する課題については、より質の高い指導の実践と教員の多忙感の解消に向けて、専門的な指導ができる外部指導者を学校に派遣する取り組みを大幅に拡充するとともに、部活動に当たる教職員がコーチングに必要な多様な能力を身につけるための総合的な研修を実施いたします。

他方、過度な練習など行き過ぎた指導による生活習慣の乱れや学力への影響などの課題もございます。これに対しましては、県教育委員会で作成しました運動部活動全体計画ハンドブックの活用を図り、練習時間や休養日の設定なども含め適切な指導ができるよう、校長会などを通じて徹底させてまいります。

今後、運動部活動が抱える多様な課題に対し

て、現場の実情に沿った実践が継続的に行われるよう、中学・高等学校の体育連盟や特別支援学校とも連携し、運動部活動の充実に向けた研究や対策をさらに進めてまいります。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) 子供の貧困の実態の把握と今後の施策への反映についてのお尋ねがありました。

子供の貧困の実態把握につきましては、厳しい環境にある子供たちを支援するといった観点から、生活保護世帯や児童養護施設などの子供たちの進学や就職率、そして非行や不登校、中途退学などの学校現場における現状などを中心に整理してまいりました。

あわせて、昨年8月には、ひとり親家庭についての実態調査を実施し、本県では、母子家庭の母親の就業率が92%と父子家庭よりも高い一方で、平均年間就労収入は210万円と、父子家庭の64%にすぎないという結果となっております。また、行政に対する要望といたしましては、母子・父子家庭ともに、年金、手当などの経済的支援が上位ですが、母子家庭では、就労支援策が父子家庭よりも10ポイント以上高いという結果となっております。

県では、こうした現状と、全国や他の自治体などとの比較分析などを通じまして課題を整理した上で、子供たちへの支援策と保護者などへの支援策という大きな2つの枠組みの中で課題解決のために必要な施策を、ライフステージの各段階に応じて充実を図った上で来年度の予算案に反映させたところです。

また、来年度は、国の地域子供の未来応援交付金を活用し、子供たちやその家庭の生活実態調査を実施することとしており、調査内容などを工夫することにより、より詳しい貧困の実態の把握に努めてまいります。あわせて、その分析結果などにつきましては、取り組み全体の進

捗管理を行う日本一の健康長寿県構想の推進会議において検証を行うことなどにより、関連施策のバージョンアップに反映させてまいりますとともに、必要があれば、新たな指標として子供の貧困対策計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

こうした取り組みを、PDCAサイクルを通じた進捗管理の中で行いながら、厳しい環境にある子供たちへの支援策の抜本強化を図ってまいります。

○8番(加藤漠君) それぞれ御答弁ありがとうございました。

きょうで一般質問も4日目でございます、最終日でございます。初日には、自民党会派代表質問で桑名議員から飛行機の質問がございました。それに対して、知事は、おおむね順調ではあるけれども、人口減少の負のスパイラルという厚い雲の中を上昇中だと、こういう表現をされておられました。

ドイツの社会学者マックス・ウェーバーの有名な言葉がございます。政治という仕事は、情熱と判断力の両方を使いながら、かたい板に力を込めてゆっくりと穴をあけていくような仕事ですと。まさに、言い得ているなという感じがいたしたところでございます。人口減少は大変高いハードルでございますし、私も宿毛・大月・三原選出の議員として、肌感覚でそのことを実感しているところでございます。

マックス・ウェーバーは、続けてこうも言っております。不可能と思われることに取り組むことがなければ、今可能と思われることも実現できないだろうということでございます。つまり、やればできると。そのことを信じて、県政課題に取り組んでまいりたいということをお誓いして、一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(三石文隆君) 暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩



午後1時再開

○議長（三石文隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

17番武石利彦君。

（17番武石利彦君登壇）

○17番（武石利彦君） 三石議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、ただいまより一般質問を行わせていただきます。

尾崎知事の3期目の実質的初年度となります。平成28年度当初予算案が提案され、本議会での審議が始まりました。

当初予算案には、知事のこれまでの5つの基本政策に加え、中山間対策の充実強化、少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大、こういったことに対応する方針が反映されており、人口減少下であっても県経済を拡大再生産の好循環に乗せていけるような政策群を強化しようとする知事の基本姿勢に、私も深く賛同をいたすものであります。

課題解決先進県を目指す本県のかじ取り役として、国の政策の方向性をどのように見据えて本県課題と向き合うのか、まず知事に御所見をお聞きいたします。

次に、本県の財政構造は、県税収入を含む自主財源が3割で、国庫補助金や地方交付税などの依存財源の割合が大きいのが特徴であります。産業振興計画による経済の活性化や人口減少対策を通じて税源を涵養し、県税収入をふやしていくことはもちろん重要であります。本県の財政構造に鑑みれば、地方財政に対する国の政策に注意を払わざるを得ないといった現実にも

直面していると言えます。

一方、我が国は、国、地方合わせた長期債務残高がGDPの2倍の1,000兆円を超えており、先進国では最悪の財政状況にあります。そこで政府は、国、地方合わせたプライマリーバランスを2020年に黒字化すると財政健全化目標を掲げておりますが、1年後に予定されている消費税率の引き上げによっても、目標を達成できないとの内閣府の試算が示されております。よって、今後国家財政も地方財政も、徹底した歳出の見直しは避けられないと考えなければならないでしょう。

このような中、県においては、政策提言を通じて本県に有利な国庫補助金の創設や地方交付税の確保を国に訴えていることと思っておりますが、議会としても、国が進めようとしている政策の方向性について認識を深めておく必要があると考え、昨年12月に、自民党県議団は土森会長の段取りにより総務省を訪ね、地方行財政の課題と今後の方向性について勉強会を実施いたしました。その内容も踏まえ、地方行財政をめぐる最近の国の方向性について、県の御認識を何点かお伺いいたします。

まず、自主財源が乏しい本県にとって、命綱となるのが地方交付税であります。安心して財政運営を継続するためにも、地方交付税の総額が安定的に確保される必要があると思っておりますが、国家財政も厳しい状況にある中、将来の見通しはどうか、総務部長に御所見をお聞きいたします。

また、国は、徹底した歳出の見直しの観点から、地方の行政サービスの改革を求めています。具体的には、行政サービスのオープン化やアウトソーシング等の推進やPPPあるいはPFIの推進などがそれです。限られた財源を有効活用するためにも、質の高い行政サービスを効率的かつ効果的に提供することは有効

だと思いますが、これらについて、県のこれまでの取り組みと今後の対応について総務部長にお聞きいたします。

次に、いわゆるトップランナー方式についてお聞きいたします。地方交付税の算定について、平成28年度分から、歳出効率化に向けた業務改革で他の団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映させる、いわゆるトップランナー方式が導入されるとお聞きをいたしました。これは、民間への委託などを前提とした地方交付税の算定により、地方自治体の歳出の効率化を促すものだと思いますが、特に人口規模が小さい市町村からは、民間委託の受け皿となる事業者もいない、そういった意見も出されているとお聞きをいたします。

そこで、このトップランナー方式の導入が、特に人口規模が小さい本県の市町村に与える影響についての御所見を総務部長にお聞きをいたします。

次に、ふるさと納税についてお聞きいたします。ふるさと納税につきましては、高知県出身の方がふるさとへの寄附を行うだけでなく、地域産品を返礼品として贈ることにより、都市部の方に高知の魅力を発信し地産外商に貢献するとともに、市町村財政の改善にも貢献する効果が生まれております。私の住む四万十町でも、ふるさと納税の実績が大きく伸びているとの報道もされましたように、商品の開発や生産に意欲的に取り組む方々が目に見えてふえてきております。ふるさと納税の仕組みによって県内の地産外商戦略が大きく前進することを、私も心より期待しております。

一方で、ふるさと納税が、お土産合戦になっているのではないかと、また返礼品が高額過ぎないかとの批判の声もあると承知をしており、市町村の生産者の方々からは、ふるさと納税は将来廃止されるのではないかと懸念の声もお聞

きをいたします。

市町村が安心してふるさと納税を地産外商戦略と位置づけて本格展開できるよう希望するものでありますが、同制度についての県の評価と今後の見通しを総務部長にお聞きいたします。

次に、地方財政の見える化についてお聞きいたします。国は、厳しい財政状況や公共施設の老朽化等を踏まえ、各自治体の決算情報や公共施設の状況について公表情報を充実する、いわゆる見える化の取り組みを進めております。県の財政状況を県民にわかりやすく伝えるためにも、財政状況等の見える化は有効であり、国の取り組みに期待をしております。

県としても、国の取り組みとは別に、財政状況を積極的に公表していくべきだと思いますが、総務部長に御所見をお聞きいたします。

次に、地方法人課税の偏在是正についてお伺いいたします。法人住民税や法人事業税のいわゆる地方法人二税については、大都市圏に税源が集中しており、税源は大きく偏在しております。平成26年度決算で見た人口1人当たりの税収で言えば、高知県は全国平均の50%強であります。そもそも地方税は、偏在が小さいことが望ましく、地方法人二税のように偏在が大きい税制は、課題が大きいです。国は、税制改正により地方税である法人住民税を国税化し、地方交付税の原資とすることで税源の偏在を是正しようとしておりますが、一方で、そもそも地方税を国税化するのは地方分権に逆行しているとも受けとめられかねません。

そこで、県は法人課税の偏在についてどのように認識し、国における税制改正をどのように評価しているのか、総務部長にお伺いいたします。

次に、自治体情報のセキュリティー対策についてお聞きをいたします。

私は昨年、東京に本社を置く我が国有数の情

報セキュリティー会社を訪問し、専門家の意見をお聞きしてまいりました。同社内では、世界中で無数に飛び交っているサイバー攻撃の様子が画面にリアルタイムで映し出されており、その膨大な数に驚かされるとともに、コンピューターと向き合う多くの技術者たちの様子からはびりびりとした緊張感を感じました。また、情報を抜かれていることすら気づいていないとされる数多くの企業や団体の存在に驚き、目には見えない情報漏えいの恐ろしさにぞっとする思いがいたしました。

我が国では、2020年の東京オリンピックや本年5月の伊勢志摩サミットなど、世界が注目する行事が控えており、これらによる影響であるかは不明ですが、国の各省庁には既にサイバー攻撃が相次いでいることが報道をされております。

このような状況のもと、マイナンバー制度の導入や、昨年6月に発覚した日本年金機構の個人情報流出により、行政の情報セキュリティーに対する国民の関心は大きく高まっております。行政は、さまざまな個人情報を取り扱っているほか、既に自治体間のネットワーク化が進んでおり、ある団体が標的型メールに狙われると、他団体が保有している個人情報も含め、流出するのではないかと不安は根強いと思われま

す。このような中、国は自治体ネットワークに関して、マイナンバーを利用する利用事務系、総合行政ネットワーク、いわゆるLGWAN接続系、インターネット接続系の、以上3つのセグメントに分離し、自治体に対しては、インターネット接続系は各都道府県が中心となり市町村と共同で自治体情報セキュリティークラウドを構築するよう助言し、必要な予算を既に平成27年度補正予算に計上いたしております。

本県でも市町村を巻き込んで、早急に県民の不安を解消するための対策を講ずる必要がある

と思います。そこで何点かお伺いいたします。

県は、国の補正予算を活用し、自治体情報セキュリティークラウドの構築に取り組むことになるとは思いますが、まず今後の取り組み方針を文化生活部長にお聞きいたします。

また、県が自治体情報セキュリティークラウドを構築するに当たっては、団体ごとにシステムが異なる中で、クラウドの内容について合意を形成する必要があります。市町村には、速やかな対応のために県のリーダーシップを求める声もあるとお聞きいたしますが、県は今後、市町村とどのように合意形成を図ろうとするのか、またその際に課題になることは何か、あわせてお聞きいたします。

自治体情報セキュリティークラウドの構築を初めとして、セキュリティー対策のための情報システムの改革には、トップの認識が大変重要だと考えます。知事には、高知県からの情報流出は許さないという強い決意のもとリーダーシップを発揮してほしいと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、情報セキュリティーは非常に高いレベルでの専門的な知識や経験が必要であるとされ、そのために既に国や他の地方自治体ではCIO補佐官を選任、配置しているケースが見受けられます。セキュリティー対策は、小・中・高等学校や大学といった教育現場や、また警察業務、一部事務組合や公社などの各種団体など多岐にわたる分野で総合的に実施しなければなりません。

そこで、本県においてもCIO補佐官を配置しなければならない時期に来ているのではないかと考えますが、知事に御所見をお聞きいたします。

また、教育分野における情報セキュリティー対策について教育長に、また警察業務における対策を警察本部長に、それぞれ他の自治体の取

り組み事例があれば、あわせて御所見をお聞きいたします。

次に、高齢者対策の充実強化についてお聞きいたします。

知事は提案理由説明において、元気な高齢者の皆様が介護を必要とする状態に至らないよう介護予防サービスの提供体制を充実するとともに、認知症の方とその家族や地域住民等が集い語らう場となる認知症カフェの設置を推進する方針を表明されました。

地域で安心して住み続けられる県づくりにおいて重要な施策であると認識をしておりますが、今年度取り組みを開始した、あったかふれあいセンター等における認知症カフェの設置について、これまでの取り組み状況はどうか、地域福祉部長にお聞きいたします。また、これまでの取り組み等を踏まえ、今後どのように設置を推進していかれるのか、あわせて御所見をお聞きいたします。

次に、認知症に対する理解は進んできたとはいえ、地域での理解の促進や見守り体制づくりをこれまで以上に推進すべきだと考えますが、今後、具体的にどのように取り組んでいかれるのか、地域福祉部長に御所見をお聞きいたします。

次に、今年度から取り組みをスタートいたしました高齢者の住まいの確保対策について、市町村の取り組み状況や課題をどのように把握されておられるのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

次に、来年度から新たに高齢者を初め子供や障害者が地域で安心して暮らし続けられるよう、小規模で複合的な福祉・介護サービスなどを提供する事業者の施設整備を支援するとのことでありますが、その目的と狙いなどについて地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、元気な高齢者の皆様が地域の活性化に

取り組んでいただいている事例が、県内でも数多く見受けられます。こうした事例を持続し、さらに加速化させることが重要だと思いますが、本県人口の年齢構成などから推測して留意すべき点は何か、地域福祉部長にお聞きいたします。

次に、農業振興についてお聞きいたします。

四万十町で建設中の次世代型施設園芸ハウスも、いよいよ稼働開始の時期が近づいてまいりました。最先端技術を駆使した園芸システムの導入を県下に広げる上でも、この事業の動向には高い関心が集まっていると言えましょう。

特に県は、こういった施設を核にして産業を集積していくお考えを示しておられ、加工場の設置もその一つであります。四万十町をモデルケースにして考えた場合、次世代型施設園芸ハウスで生産されるトマトを使った加工は無論のこと、それ以外にも仁井田米や、ショウガ、ニラ、ミョウガなどの野菜や、牛、豚、鶏、卵といった畜産物を加工することは、1次産品に付加価値をつける上で大変有効であると考えます。また、雇用が生まれますことから、人口減少を食いとめることにもつながります。

加工施設を設置する上で重要なことは、プロダクトアウトではなくカスタマーインの考え方であろうかと存じます。つまり、しっかりとしたマーケティングの上に立ち、生産計画を立て、それに基づいて施設を設置することです。原材料の確保見通しや生産から流通・販売まで、その企画立案には高い専門性が要求されますし、現時点で地域に点在する加工施設を集約することも視野に入れなければならないでしょう。加えて、地域をコーディネートする力も必要となるかと思えます。

そこで、産業クラスターの一部を構成する食品加工の機能と役割についての御所見、また食品加工の機能充実や立地推進に向けて県としてどのように関与されるお考えか、あわせて知事

にお聞きをいたします。

また県内には、加工を家族や地域で営まれているケースが多く見受けられます。仮に、その加工品の人気が高まり多くの注文が舞い込んでも、弱い生産体制においてニーズに対応できず、そうかと言って生産体制を増強するには、資金や雇用拡大の面でハードルが高過ぎ、せっかくのビジネスチャンスを逃してしまうといった事態も散見されます。こうしたチャンスロスへの対応はもとより、OEMや新たな加工商品の開発のようなニーズに対応できる加工施設などをインキュベートすることが必要ではないでしょうか。

小規模な加工場を一気に規模拡大するのは、なかなか容易ではありませんが、公的に加工機能の規模拡大や高度化を地域地域に定着させていくため、どのような支援をしようとするのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、次世代型園芸技術を県内に広げようとする点についてお聞きをいたします。次世代型園芸ハウスの核はCO₂の施用を初めとする環境制御システムであります。既に県内の既存ハウスにも、こういった環境制御システムを導入する動きが見受けられますが、その成果と課題をどのように把握されておられるのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

また、こういった環境制御システムを、ものづくりの地産地消の観点から、県内企業で生産し県内に普及させることが重要ではないかと思えます。この点については商工労働部長に御所見をお聞きいたします。

また、本県農業のニーズに沿ったさまざまな農業機械が既に生産・販売されておりますが、その評価と課題をどのように把握されておられるのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、持続的な農業生産の拡大を目指す上で担い手対策が急務であります。中山間地域の過

疎化に歯どめをかけるためにも、U・Iターンを視野に入れた担い手づくりが重要となりましょう。県の担い手育成センターを初め、県内の農業者による担い手の受け皿づくりをさらに推進する必要がありますが、実際に就農するとすると資金や圃場や住まいの確保など、さまざまな課題をクリアしなくてはなりません。

J Aにも、Iターン者から就農資金融資を受けたいとの申し出が寄せられるケースもあるとお聞きをいたしますが、なかなか融資に踏み切れない状況が多いと聞いております。このような状況を打破するために何らかの施策を講ずることができないか、農業振興部長にお聞きをいたします。

また、各地域の生産現場からは労働力不足の声もよくお聞きをいたします。一部の地域では外国人技能実習制度を活用している事例をお聞きいたしますし、県下のJ Aも関心を寄せているようであります。この制度について県としてどのように考えておられるのか、農業振興部長に御所見をお伺いいたします。

次に、担い手確保を加速させるために、従来の家族経営による営農から、地域での営農、法人化による営農への転換の流れを進め、受け入れるための営農の体力をつくらなければなりません。

県は、中山間地域の農業の競争力を高め、支えようと、中山間農業複合経営拠点を県内各地に整備するとの方針ではありますが、その具体像について農業振興部長にお聞きいたします。四万十町では、集落営農を営農支援センターが支援する形をとっております。このような拠点を県内にどのように広げるお考えか、あわせてお聞きをいたします。

次に、県内でも集落営農の法人化が進みつつありますが、資金繰りの面などさまざまな課題があるとお聞きいたします。法人化を図る上で

の課題や対策をどのように考えておられるのか、農業振興部長にお聞きいたします。

次に、集落営農に取り組むことができないエリアがどうしても残ってしまうことが考えられますが、こうした集落の農業をどうされるのか、農業振興部長に御所見をお聞きいたします。

次に、TPPによる影響が懸念される畜産業についてお聞きいたします。県内の畜産業の担い手の話をお聞きしますと、それぞれ事業の継続には一定の自信を持っているものの、一方で漠然とした不安も抱えているようでありました。打ち出された国の対策も損失補填の色合いが強くて、ともするとネガティブな印象を拭えません。

国の制度はそれとして、県から本県畜産振興に向けたポジティブな政策が打ち出されることに、担い手たちは大きく期待をしております。そうした意味で、県は積極的に国に提言をしているとお聞きをいたしますが、提言の成果はどうか、農業振興部長にお聞きいたします。

また、四万十町では堆肥の活用やWCSの利用促進などの取り組みも進んでおります。耕畜連携を図ることにより、畜産業の経営安定につながる可能性についての御所見を農業振興部長にお伺いいたします。また、飼料米やWCSの生産の現状と課題はどうか、あわせてお聞きいたします。

また、畜産物のブランド力を高める意味でも、加工などの6次産業化に取り組むことは大変有効だと思います。四万十町においても、地域アクションプランで養豚農家の6次産業化に向けた取り組みが始まろうとしております。

畜産農家はなかなか加工まで手が回らないといった状況にあることは承知をしておりますが、畜産農家の収益をふやすために加工に参入する支援を進める点についての御所見を農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、中山間地域対策についてお聞きいたします。

まず、中山間地域の活性化と教育の果たす役割について何点かお聞きいたします。

高知大学に地域協働学部が開設され、間もなく1年がたとうとしております。学生たちが県内各地をフィールドに活動している様子が報道されるなど、その知名度や期待が県内でも高まりつつあります。高知工科大学や高知県立大学でも同様に、本県の抱える課題解決に積極的に取り組んでいただいておりますが、これら学生たちと地域の協働による中山間地域の活性化に向けての活動についてどのように把握されておられるのか、中山間対策・運輸担当理事に御所見をお聞きいたします。

次に、高知県産学官民連携センター、いわゆるココプラが、本県の課題解決に果たす役割にも期待が高まりますが、中山間地域活性化の観点から、ココプラを設置しての成果と課題をどのように把握しておられるのか、文化生活部長にお聞きいたします。

また、高知大学地域協働学部においては、次年度以降、2回生、3回生といったように学生数が増加し、それに伴い県内での活動拠点がふえるなど、活動はさらに加速することが予想されます。中山間地域の活性化に向け、県内の市町村側にも積極的に大学との協働に取り組む姿勢が求められるのではないかと思います。

県に集積する情報量を生かし、市町村と大学の協働をコーディネートする県の役割について御所見を産業振興部長にお聞きいたします。

次に、県内の中山間地域の高等学校においても、地域との協働の事例など地域貢献活動が顕著になっております。これらについての成果や課題など教育長に御所見をお伺いいたします。

生徒数の減少により高等学校がなくなったことが引き金となり、地域からの人口流出に拍車

がかかるとの傾向があらわれております。持続的な中山間地域の活性化を図る上で、高等学校の存在がいかに重要であるかの証左と言えましょう。

大学に進学を希望する中学生が高知市内の高等学校へ進み、高知市内に一極集中してきた本県の体質を改善するためには、中山間地域の高等学校から大学に進学できる流れを加速する必要があります。生徒数が少ないがゆえに、教員の数もおのずと制限されるなどといった負のスパイラルを断ち切るため、ICTの導入や地域で学校を支援する仕組みが一層重要になると思います。また、大学進学に向けての生徒のモチベーションも維持しなくてはならないでしょう。

県は学習支援員の拡充などに取り組む姿勢も示されておりますが、中山間地域の高等学校からの大学進学率を高める取り組みについて教育長の御所見をお聞きいたします。

四万十町では、来年度より高校生の大学進学を支援する公的な学習塾の開設を検討しております。昨年には、島根県津和野町の先進事例を視察するなどし、町の来年度当初予算には開設に向けた調査費用を計上する予定だとお聞きしております。町内の中学3年生がどの高校に進学するかを決め始める本年の12月くらいまでには、学習塾の存在をアピールできる状態に持っていく予定だそうであります。

中山間地域の公立高等学校からの大学進学のチャンスを広げるため、県下の中山間地域に公的な学習塾を設置する動きについて知事に御所見をお聞きいたします。

次に、高知大学教育学部には地元枠があるにもかかわらず応募する生徒が少なく、充足をしておりません。中山間地域の高等学校から、この地元枠に積極的に進学することはできないのか、充足していない理由とあわせて教育長に御所見をお聞きいたします。

また、充足していない理由の一つに、地元枠

入試にセンター試験の成績が加味されることがあるとお聞きをいたします。中山間地域の高校生のセンター試験に挑戦するモチベーションを高めるお考えはないか、教育長にお聞きをいたします。

また、2020年の大学入試改革によりセンター試験は廃止されることになっております。私はこの入試改革により、高校生がみずからが住む地域にこれまで以上に関心を持ってくれるようになりはしないかと期待をしております。特に、地域の課題を浮き彫りにしやすい中山間地域においては、なおさらではないかと思えます。この点について教育長に御所見をお聞きいたします。

次に、地域の課題解決に地元の高校生が取り組むことは、自主性や地域への愛着心を養うことにもつながり、卒業しても地域に残るきっかけになることが期待されます。地域の産業やそれに携わる人々や地域の小中学生との交流を深めることも大変重要だと考えます。

私自身も小学生のころに、地元の窪川高校のお兄さん方にサッカーや剣道を教えてもらった懐かしい思い出があります。小学生同士では知り得ない技術を高校生から教わったりして、大変よい経験になりました。高校生にとっても、地域の小中学生に勉強やスポーツを教えることはよい経験になることでしょう。

地域での小・中・高の児童や生徒同士の交流をさらに深める取り組みを推進することについての御所見を教育長にお聞きいたします。

中山間地域対策について最後の質問になりますが、ここで昨年12月に逝去されました故川井喜久博県議について触れたいと思います。

故川井県議は、本県において典型的な山間地域の一つである嶺北地域の課題に向き合った活動をされておられました。農林業の振興や過疎化・高齢化対策に対し、温和な性格ながら、課

題解決に向けては毅然とした態度で取り組んでおられたお姿が、今でも私どもの脳裏に焼きついております。

故川井県議の議員活動の成果に敬意を表しますとともに、この場をおかりいたしまして、心より御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

さて、その故川井県議は、嶺北地域の住民の悲願でもある檜山トンネルの早期整備や国道439号の道路改良促進に一生懸命に取り組んでおられました。私ども自由民主党県議団でも、その取り組みを支えてまいったところであります。

檜山トンネルの整備は、県都高知市との時間距離の短縮による嶺北地域の住民の皆様の利便性の向上や産業振興に大きく寄与することが期待されますとともに、南海トラフ地震などの災害時には命の道としての効果も期待できますなど、地域の活性化につながるものと確信しておりますが、檜山トンネルの整備に向けての状況と今後の整備計画について土木部長にお聞きをいたしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 武石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、課題解決先進県を目指す本県のかじ取り役として、国の政策の方向性をどのように見据えて本県の課題に向き合うのかとのお尋ねがございました。

本格的な人口減少時代に突入した今、国の政策の方向性は、地方に焦点を当てたものでなければならないと思っておりますし、そうでなければ、我が国の将来は大変厳しいものになるのではないかと憂慮しております。すなわち地方の人口が減少すれば、地域の経済規模が縮小し、若者が都市圏に流出する。その結果、地方で過疎化、高齢化がより一層進み、特に出生率の高い中山間地域が衰退することにより、地方のみならず国全体としても少子化が加速するという、

人口減少の負のスパイラルに国全体が陥ってしまいます。

幸い国は、地方創生の推進や一億総活躍社会の実現などの地方に目を向けた政策を強化してきております。地方創生の推進につきましては、少子化、人口減少、地域の活性化の3つを、初めて三位一体の問題として捉えて構造的な問題に正面から取り組んでおり、地方創生を進めるための財源についても、恒久制度として地方が安定的、継続的に事業を執行できる仕組みが構築されることとなっております。また、一億総活躍社会の実現につきましても、国の補正予算及び当初予算案において緊急に実施すべき対策等を計上されており、少子化対策がその中の中心に据えられていることは非常に心強いものだと考えています。

県では、人口減少のもたらす負のスパイラルと戦うため、次の4つの施策群を一連のものとして講じていくこととしております。すなわち第1には、地産外商の取り組みなどを通じて、県内での若者の多様な働く場を創出していくこと。第2に、働く場を確保することで、移住促進等をさらに進めること。第3に、中山間地域に若者ができるだけ残れることとなるよう雇用創出、移住促進などの取り組みについて、中山間地域において特に力を入れていくこと。第4に、少子化対策についてももう一段支援策を充実させるとともに、県民運動として展開させていくこと。この4つの施策であります。

国の地方創生の推進や一億総活躍社会の実現に向けた施策群は、こうした一連の4つの県の施策群を力強く後押しするものとして評価させていただいております。その上で今後とも、国の施策を本県の取り組みの後押しとしていくために、次の3つのポイントが大切だと思っています。

まず1つには、地方創生や少子化対策の実現

には息の長い取り組みが必要となりますので、長期的な視点で、恒久的な施策として実施することが大事だと思っています。2つ目は、人口減少の状況は地域地域で異なっていることから、地方がみずから地域の実情に応じて提案する施策を、国がバックファイナンスする仕組みとすることが大事だと思っています。そして何より、3つ目は、予算面も含め、よりパワーアップした施策とすることが大切だと考えています。

こうしたポイントも踏まえまして、引き続き、この県の4つの施策群の後押しを取りつけられますよう政策提言を行いますとともに、国の政策も大いに生かしながら本県の課題解決に向けて取り組み、さらなる県勢浮揚につなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、自治体情報のセキュリティ対策に取り組むリーダーシップの発揮についてのお尋ねがありました。

マイナンバーを初めとした個人情報の保護に対する県民の皆様への関心が高まっている中、県や市町村には、個人情報を含むさまざまな情報を適切に管理することが求められており、システムからの情報の流出ということは決してあってはならないことだと考えております。そのために、標的型メールなどサイバー攻撃の巧妙化、対応策の進化、セキュリティ技術や機器の進歩など、情報セキュリティ対策の分野における急速な状況の変化に応じた不断の取り組みが必要と考えています。

本県におきましても、情報ネットワークシステムの強化やセキュリティークラウドの構築といったハード面の整備だけでなく、初動対応の体制づくりなどソフト面の対応を進めることで、県全体のセキュリティ対策が高まるよう市町村と連携して取り組んでまいります。

次に、情報セキュリティ対策のためのCIO補佐官の配置についてお尋ねがありました。

情報システムやネットワークへの脅威が日々増大している中、県としてネットワークの強化やセキュリティー事案発生時の初動対応など情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいくには、専門知識や技術が求められます。本県に、そうした高度な専門知識や技術を取り入れるには、まずはセキュリティークラウドなどの情報システムを監視する専門事業者の活用が考えられますが、御指摘のCIO補佐官を含めた外部人材の配置も有効な方法でありますので、早急に検討したいと思っております。

次に、地域産業クラスターの一部を構成する食品加工の機能と役割について、また食品加工の機能拡充や立地推進に向けた県の関与についてお尋ねがございました。

地域産業クラスターの中で県が考えております食品加工の機能は、本県の強みである1次産品を加工することにより、加工品そのものが売れるという経済価値の創出をすることに加えて地域内で新たな1次産品の生産を誘発すること、また加工を施すことで、生鮮で生じがちな商品ロスをなくすとともに長期間での安定販売が可能となることや、これまで活用されていなかった規格外品などを商品化することで、新たな価値を地域内で生み出すことなどであります。

地域産業クラスターの中で期待される役割としては、加工機能が加わることにより新たな雇用が生まれるだけでなく、加工場での製造作業やそれに伴う事務的業務、物流、卸、デザインといった1次産業以外の多様な仕事が生まれることで人材を地域にとどめるとともに、受け入れる役割が期待されるところであります。

本県には、ユズやショウガなど加工の取り組みが進んできた品目もありますが、このほかにもニラやナスなどの園芸作物を初め、今後需要の増加が見込まれる加工に適した素材が数多くありますので、こうした需要に的確に対応し得

る加工機能を備えた地域産業クラスターを、県内の各地域にしっかりと根づかせてまいりたいと考えております。

地域産業クラスターの形成のためには、まず加工事業者や小売業者などの市場のニーズと、これとマッチした地域の素材や事業者の皆様の取り組みを結びつけることが重要であります。そのため県としましては、庁内にワンストップ窓口を設置し、市場のニーズについては地産外商公社などが中心となって把握するとともに、地域の素材については農業振興センターや関係の産業団体の情報を活用しながら、専門コーディネーターも配置し、市場のニーズと地域の素材や事業者の意向のマッチングを進めてまいります。その上で、有望なマッチングが成立した案件から具体的なビジネスプランの策定をお手伝いし、その実行に対して産業振興計画内のさまざまな支援策を活用してサポートを行ってまいりたいと考えております。

1次産品を核とする地域産業クラスターの形成を通じて、加工機能を初めとする素材の供給や商品企画、高次加工、流通・販売といった一連の機能を地域産業クラスターのエリア内に整え、これらの機能やインフラを強みとして、新たな企業や加工場の立地にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、公的に加工機能の規模拡大や高度化を地域地域に定着させていくため、どのような支援をしていこうとするのか、お尋ねがございました。

本県には、比較的規模の小さな事業者が多く、資金や人材、技術などのさまざまな経営資源が不足しているため、生産拡大の意欲や可能性がありながら、加工施設の規模拡大や高度化といった生産基盤の強化になかなか踏み出せない事業者も多くいらっしゃるものと思われま

そのため、県としましては、意欲ある事業者

の皆様のもう一段上のステージへのチャレンジをサポートするため、産業振興計画の中で多様な支援策を数多く取りそろえてまいりました。具体的には、ビジネスプランづくりから商品開発、販路開拓、設備投資、事業者間の連携など、ソフト、ハード両面にわたる多様な支援メニューを用意し、ものづくり地産地消・外商センターや地産外商公社などとも連携をして、事業者の必要に応じた支援を行っております。

お話のありました個人や御家族で事業を営まれる業態につきましても、地域の経済活動に欠かせない存在でありますので、加工施設の規模拡大や高度化に向けた意欲をお持ちの事業者に対しましては、こうした一連の支援メニューの活用により、事業戦略や具体的なビジネスプランづくりとその実行を、まさにインキュベートすることで事業者の思いを形にする後押しをしてまいりたいと考えています。

こうしたインキュベートを行った事例としては、一例を申しますと、平成22年度から本格的に食品加工を開始した個人事業者が、県のマーケットイン型の商品開発支援事業を初め地産外商公社や貿易協会の外商支援を活用し、海外展開も含めた外商を展開したことにより、売り上げを拡大している事例があります。この企業は、現在食品加工場を建設しており、雇用もふやすなど拡大再生産を具現化されていますが、自社工場を建設するまでの間は、他社の生産設備を借りる形で生産を徐々に増加していくという方法をとられています。

こうした事例が、議員の言われるインキュベートに当たるものと思いますので、来年度からはそれぞれの事業者ごとにサポートチームを編成して、先ほど申しあげました多様な支援メニューの中からその事業者に適した支援策を選び出し、その活用、助言を行うほか、事業者間のコーディネートなど事業者ごとにきめ細かく支援を行っ

ていくことで、御紹介したような事例が次々に生まれるようサポートしていきたい、そのように考えております。

最後に、中山間地域に公的な学習塾を設置する動きについてどのように考えるのかとのお尋ねがございました。

中山間地域の高等学校においては、生徒数が少ない中であっても、全ての生徒が希望する進路をしっかりとかなえることができる学習環境を整備していくことが重要であると考えます。このため教育委員会では、少ない生徒数に対して比較的手厚く教員が配置されているという小規模校の利点を生かして、習熟度別学習や学習支援員による個別指導を、個々の生徒の学力や進路希望に応じてきめ細やかに行っているところがあります。

また、中山間地域の高等学校が地域の生徒に教育の機会を保障し、さらに教育環境を充実していくためには、市町村としっかりと連携・協働していくことが大変有効であります。例えば、佐川高校では、佐川町や近隣の日高村、仁淀川町、越知町と連携し、キャリア教育の一環として町村職員や企業の協力を得て地域学習を進め、将来的に地元就職に結びつくよう地域ぐるみで人材育成を図る取り組みを進めておられると聞いております。また、議員のお話にありました他県での市町村による学習塾の取り組みは、高い希望の進路を達成した生徒があらわれた、学力差がなくなったなどの効果があったと聞いております。

このように、市町村が地元の高等学校と連携し、高等学校の活性化を支援していかれることは大変意味のあることだと考えています。

四万十町では、来年度、町内にある2校の高校を魅力化、活性化することにより、卒業する生徒に対して、大学への進学保障、町内への就職支援、Uターン意識の醸成を図ろうとしてお

り、そのために高校生が学ぶ公設塾の設置を計画しているとお聞きをしております。この取り組みは、中山間地域の高等学校の活性化のモデルケースになり、また四万十町の計画にもありますように、教育環境を整えることにより移住者の受け入れにもつながるものと考えます。

県といたしましては、四万十町の取り組みから大いに学ばせていただきたいと思ひますし、公設塾の取り組みと中学、高校の放課後学習とを連携させることができれば、さらに効果が上がるのではないかと考えております。こうした取り組みを通して、中山間地域の高等学校が地域の皆様から信頼され、地元の中学生在が期待と誇りを持って進学することのできる高校としてあり続けることは、地域の活性化という視点からも大変重要であると考えます。

私からは以上でございます。

(総務部長梶元伸君登壇)

○総務部長(梶元伸君) まず、地方交付税の総額の安定確保に向けた見通しについてのお尋ねがございました。

地方交付税を含めた一般財源につきましては、国の閣議決定で、平成30年度までにおいて、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているところであります。こうした方針に基づいて、平成28年度の地方財政計画では、地方の一般財源総額について、平成27年度を0.1兆円上回る61.7兆円が確保されるとともに、地方交付税についても、地方税が増収となる中で前年度とほぼ同程度の16.7兆円を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行の大幅な抑制が図られております。

平成29年度以降も、当面は地方交付税を含む一般財源総額が安定的に確保されると考えておりますが、今後も引き続き東京事務所を通じた情報収集を行うなど国の動向を注視してまいり

ますとともに、全国知事会などとともに地方交付税の総額確保に向けて政策提言を行い、本県のような自主財源の乏しい団体においても安定的な財政運営ができるよう求めてまいります。

次に、質の高い行政サービスの効率的、効果的な提供に対するこれまでの取り組みと今後の対応についてお尋ねがございました。

県勢浮揚に向けた積極的な取り組みを継続する観点から、効率的、効果的に行政サービスを提供することは重要であると考えております。このため県では、これまで外部委託の推進、指定管理者制度の活用、総務事務の集中化、クラウドの活用など、行政サービス改革に積極的に取り組んでまいりました。

具体的には、平成18年度から平成20年度までの間に県庁の業務について、職員研修業務や旅券発給業務など334人分のアウトソーシングを行い、約8.6億円の人件費を削減。平成19年1月から旅費事務の外部委託を行い、約2.5億円の業務処理コストを削減。36の公の施設に指定管理者制度を導入し、制度導入前と比較して約2.5億円の財政負担を削減。平成19年度から各所属の総務事務の集中化を行い、約5.6億円の人件費を削減。1台のサーバーで複数のシステムを稼働させる技術を活用した庁内クラウドを構築し、平成23年12月から順次移行を進め、約9,000万円のハードウェア関連経費を削減などでございます。

今後も効率的、効果的な行政サービスの提供のため、御指摘のありました民間委託やPPPあるいはPFIの活用も含めました事務事業の見直しに努めていきたいと考えております。

次に、地方交付税の算定における、いわゆるトップランナー方式が、特に人口規模の小さい県内市町村に与える影響についてお尋ねがございました。

いわゆるトップランナー方式は、地方交付税の単位費用の算定におきまして、先進的な自治

体が達成した経費水準、例えば学校用務員の事務について民間委託を前提とした経費水準を反映するものでして、平成28年度分の算定から着手し、おおむね3年から5年程度で段階的に反映することとされております。

一方、本県の中山間地域を初めとする条件不利地域においては、御指摘にもありましたように、業務委託等の受け皿となる民間事業者が管内にいない、あるいは交通・輸送コストが多額になることにより、業務委託を行った場合の費用対効果が見込まれないなどの問題があります。このため、地方交付税法に基づき、国に対し昨年9月に、トップランナー方式の導入に当たっては、地方交付税の財源保障機能を損なうことなく、条件不利地域において安定的な財政運営が可能となるよう慎重な制度設計をされたい旨の意見申し出を行いました。

これを受けまして政府は、トップランナー方式の導入に際し、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組む、地方団体の人口規模の違い等の地域の実情を踏まえて算定するとしております。また、トップランナー方式とは別に、平成28年度の地方交付税の算定から、人口減少や高齢化が著しい地域について、新たに高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりの推進に関する財政需要に着目した算定を行うことが示されております。

このため、トップランナー方式が導入される平成28年度以降の地方交付税の算定を全体として考えれば、県内の市町村に与える影響は必ずしも大きくないと考えておりますが、今後、具体的な算定の状況を注視し、必要に応じて国に対する意見申し出等を行ってまいります。

次に、ふるさと納税の評価と今後の見通しについてお尋ねがございました。

ふるさと納税につきましては、本年度から税

額控除される限度額が約2倍となり、申告手続が簡素化されたこともありまして、PR活動などに取り組む市町村がふえてきたところでございます。この結果、本年度の県内市町村への寄附の実績は、昨年12月末までで、既に前年度1年間の実績を大幅に超えておりまして、件数では4倍超の約23万件、金額では5倍超の約40億円となっております。

寄附額は各市町村で、子育て支援、環境保全、産業振興、まちづくり、防災、医療・福祉などの幅広い事業に活用されておりまして、市町村の政策推進に貢献をしております。また、寄附の返礼品として活用される地域産品も大幅にふえておりまして、高知の魅力の発信に役立っておりますとともに、地産外商の強化にもつながっているのではないかと考えております。

例えば、平成27年度の納税額第1位の奈半利町では、町が加工場2カ所を整備するとともに、2つの住民グループがキンメダイなどの地元食材を使った商品を開発するといった取り組みにつながっております。また、実績第2位の四万十町では、ウナギのかば焼きやクリのスイーツ、とれたて直送の天然アユなどが人気を呼び、返礼品を出品する地元業者が当初の5社から約40社に増加をしております。

ふるさと納税制度の今後の見通しにつきましては、議員御指摘のとおり、寄附額に対し返礼割合が高いといった返礼品に対する批判の声もございますが、この制度には期限の定めがございませんので、継続されるものと考えております。このため、市町村の皆様には制度を大いに活用していただき、ふるさと納税をいただいた方々の志に応えるまちづくりですとか、返礼品を活用した地産外商に積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、財政状況の公表についてお尋ねがございました。

県の財政状況を県民の皆様にご覧いただける限りわかりやすく公表することは、県の施策に対し県民の皆様にご理解、ご協力をいただく上でも大変重要であると認識しております。このため、毎年度の9月に、前年度の普通会計の決算見込みや地方財政健全化法に基づく財政健全化指標について公表するとともに、各財政指標の状況等についてわかりやすくまとめたポイント編を作成して県のホームページに掲載することにより、県民の皆様にお知らせをしております。また、将来的な財政運営の見通しにつきましても、前年度の決算状況や今後の歳入の見込み、想定される大規模事業などを踏まえまして、本県独自に中長期の見通しを作成して、9月補正予算案と同時に公表しているところであります。

このような財政状況のほか、公共施設の状況につきましても、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って総合的かつ計画的な管理を行うための公共施設等総合管理計画につきましても、平成28年度中の策定を目指して、現在作業を進めているところであります。さらに現在、全国で導入に向けた準備が進められている、統一的な基準による地方公会計の整備についても作業を行っているところであり、今後、財産の資産価値や施設別、事業別の財務情報などを把握し、県民の皆様にお知らせをまいります。

引き続き、県民の皆様にとって、よりわかりやすい形で、県の財政状況等についてのさまざまな情報の公表に努めてまいります。

最後に、地方法人課税の偏在に対する認識と税制改正の評価についてお尋ねがございました。

法人住民税法人税割及び法人事業税所得割につきましては、法人の所得が課税標準となっておりまして、本県は全国的に見て人口当たりの法人所得が小さいことから、人口当たりの法人二税の税収は全国平均の半分程度にとどまって

いるところであります。

まずは、産業振興計画の取り組みにより、地産外商を強化し、拡大再生産の好循環を形成することで法人所得を引き上げて、税源を涵養することが重要であると考えております。

一方で、地方税においては、御指摘のとおり、偏在が小さいことが望ましく、法人二税の偏在を制度的に縮小することが必要であります。このため、税制改正において法人住民税を地方交付税の原資とすることは、税源の偏在是正が図られるだけでなく、地方交付税の交付団体における一般財源総額の増額を同時に行うことにより、地方団体間の財政力格差の縮小にもつながることから、地方分権に逆行するものではなく、地方創生を後押しする有益な制度改正と評価しております。

(文化生活部長岡崎順子君登壇)

○文化生活部長(岡崎順子君) まず、国の補正予算を活用した自治体情報セキュリティークラウドの構築に向けた取り組み方針についてお尋ねがありました。

自治体情報セキュリティークラウドは、県や市町村ごとにあるそれぞれの情報ネットワークシステムから、外部のインターネットにつながる接続口を1つに集約して、外部からの不正侵入や不適切な通信等を監視する仕組みでございます。

本県におきましては、このセキュリティークラウドを県と市町村が一体となって共同で運用することで、県や市町村の情報ネットワークシステムへの悪意ある攻撃等に対する高度な監視水準を確保できるようになることや、セキュリティー機器等の経費削減などが期待できると考えております。既に、全ての市町村がこのセキュリティークラウドの共同利用を行う意向があるということを確認しておりますので、今後は、平成29年4月の運用開始に向けまして、ファイ

アウオールなどセキュリティー機器の機能のレベルとその運用方法、それに要する経費などについて、県と市町村で具体的な検討を行ってまいります。

次に、セキュリティークラウドの構築に当たって、市町村とどのように合意形成を図るのか、またその際の課題についてお尋ねがありました。

セキュリティークラウドの構築に当たりましては、全ての市町村による協議の場を設けることとし、その中に各市町村の意見や整備方針等を調整するワーキンググループを、市町村の規模や地域性等を考慮して設置したところでございます。

これまでの検討の中で、市町村間では、例えばホームページや電子メールの仕組み、セキュリティー対策機器の性能といった機能面、またセキュリティーを確保するためのインターネットの利用制限といった運用面での考え方などが異なっている状況が明らかになってきております。このため、機能面や運用面をどの水準にそろえるのか、また、その運用経費の負担方法をどのように定めるのかといった点が大きな課題と考えております。今後、各市町村の意見をしっかりと聞きし、円滑な合意形成に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、中山間地域の活性化に関して、産学官民連携センターココプラ設置の成果と課題についてお尋ねがございました。

昨年4月に開設しましたココプラは、イノベーションを創出するプラットフォームとして、産学官民が連携して地域の課題解決や産業振興を図るためのさまざまな事業に取り組んでおります。

中山間地域の活性化という視点では、住民と学生が連携する活動への支援や、地域資源を活用した新商品開発の相談への対応など、地域と大学がつながる仕組みができつつあると考えて

います。

また、中山間地域に関連した大学等の研究テーマの発表の場を設け、地域の課題や可能性を広く知っていただくことができました。さらに、学びの場としての土佐まるごとビジネスアカデミーでは、例えばお茶の生産を起点とした多角的な事業展開をどう進めていくのかといった、中山間地域ならではのビジネスにつながる実践的な学びの機会を提供することにより、産業人材や地域リーダーの育成が進み始めたものと考えております。

一方、コプラは高知市中心部にありますことから、中山間地域の皆様が頻繁には利用しづらいというお声をいただいております。そのため、まず来年度は、土佐まるごとビジネスアカデミーの講義が中山間地域にしながら受講できるようにインターネットによる双方向のテレビ会議システムを導入いたしますとともに、地域の素材を生かしたビジネスの立ち上げ方を学ぶ「目指せ弥太郎！商人塾」の地域版を、県内複数の箇所で開催することといたしております。

新たにスタートするこうした取り組みを進める中で、今後も中山間地域の皆様のお声も聞きながら、より参加しやすい仕組みづくりに努めてまいります。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) まず、教育分野における情報セキュリティ対策についてお尋ねがございました。

県教育委員会におきましては、県立学校や市町村立小中学校、市町村教育委員会などを結んだ教育ネットという、広範囲な情報通信ネットワークを構築しております。

この教育ネットでは、接続している全ての学校などからインターネットに接続することが可能ですが、その接続口を1つに集約し、セキュリティ対策が行われたサーバーを介してイン

ターネットにつながることによって、セキュリティを確保しております。一方、小中学校の単元テストシステムや、間もなく運用を開始する県立学校の校務支援システムなど業務系のシステムにつきましては、インターネットとは別系統で教育機関専用のネットワークの中に構築することにより、セキュリティを確保しております。

県教育委員会では現在、総務省から出された、自治体における情報セキュリティの緊急強化対策を求める通知の内容を踏まえ、情報通信事業者や他県の教育委員会からの情報収集を進めているところです。

総務省からの通知を受けた他県のセキュリティ対策として、これまで把握できた範囲では、VDI——デスクトップ仮想化の技術を採用して、業務系ネットワークからインターネット接続系ネットワークを分離する方針としたところが1県、業務系ネットワークとインターネット接続系ネットワークを分けた上で、接続するパソコンもそれぞれのネットワーク専用とする方針としたところが1県ありまして、来年度の当初予算に必要な経費を計上されるとお聞きをしております。

これらの対策は、セキュリティの強化に有効なものだと考えます。一方、これら2県の対策は、いずれも県立学校のみを対象としたものであり、本県の教育ネットは全ての市町村立学校を含むネットワークであるため、影響範囲も大きく、慎重に検討していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、県教育委員会として、情報ネットワークのセキュリティを確保することは大変重要な課題だと認識をしております。このため、他県における対策事例やその課題などをさらに調査した上で、県全体の情報セキュリティ対策の方針を踏まえ、知事部局

とも連携しながらセキュリティーの強化対策に努めてまいります。

次に、中山間地域の高等学校における地域貢献活動の成果と課題についてお尋ねがございました。

中山間地域の高等学校では、生徒が、地域食材の活用に向けたアイデアを出し、外部の専門家の助言を受けながら商品開発を行うといった地域の課題解決に向けた探求的な学習活動を初め、小中学校や地域住民と連携して行う防災訓練、伝統芸能の継承など、地域と協働して取り組む地域貢献活動を積極的に行っております。

その成果としまして、学習面においては、思考力や判断力を養うことにつながるとともに、体験から学んだ知識を活用する力の育成にもつながっております。加えて、こうした取り組みを通じて自分自身や地域のことを深く考えることにより、地域への愛着が一層深まり、また地域の方々から自分たちの活動を認められることによって自信を持つことができるといったことにもつながっております。一方、近隣の中学生にとっては、高校生を身近に感じることにより、地元の高校へ進学するきっかけになるものと考えております。

地域貢献活動を進めていく上での課題としましては、こうした取り組みが単発的であったり、教員主導で進められることなどによって、生徒の能動的な学習が深まるまでには至っていないケースが多いといったことがございます。こうした課題に対しましては、地域と学校が一体となって取り組むことができる系統的なカリキュラムを作成し、取り組みの成果をしっかりと評価し、改善を図っていくというサイクルを回していくことが必要です。

地域貢献を目指した体験活動は、生徒にこれからの社会で求められる力を身につけてもらう上で大切なものであり、県教育委員会としまし

ては、今後とも、こうした活動を校長裁量予算なども活用して支援してまいります。

次に、中山間地域の高等学校の大学進学率を高める取り組みについてお尋ねがございました。

中山間地域の高等学校では、生徒が希望する進路の実現に必要な学力を養うため、習熟度別の授業や学習支援員を活用した放課後補習など、一人一人の学力状況や進路希望に応じたきめ細かな指導を行ってまいりました。また、大学進学に向けた学習意欲や大学への興味、関心を高めるため、大学の授業を実際に体験できるオープンキャンパスに参加する取り組みや、同じ目標を持った複数校の生徒が合宿しながら学習できる機会の提供などを行ってまいりました。

しかしながら、中山間地域の生徒数の減少に伴い、中山間地域の高等学校では小規模化が進み、大学進学に必要な幅広い選択科目の設定や多人数で切磋琢磨できる場が少なくなっているなど、さまざまな状況の変化も生じております。

このため本年度からは、生徒の多様なニーズにも応える仕組みとして、遠隔教育の研究を始めております。さらに来年度からは、県が費用を全額負担する民間のインターネット学習教材を、中山間地域の普通科の全ての学校で活用することとしています。このインターネット教材では、インターネットを通じて教科や單元ごとに生徒が自分の学力に応じた講義を繰り返し視聴できますので、大学進学を希望する生徒の学習ニーズにも十分応えることができるものとなっております。さらに、今後大学入試でも求められる思考力、判断力、表現力などを育成するため、地域との密接な結びつきを生かして多様な人々とかわりながら、地域の課題解決をテーマとした探求的な学習をこれまで以上に積極的に進めてまいります。

こうした取り組みにより、中山間地域の高等

学校においても、生徒が将来の目標に向かってしっかりと取り組み、大学進学等の希望する進路を実現できるように努めてまいります。

次に、高知大学教育学部の地元枠を充足していない理由と中山間地域の高等学校の同学部への進学について、また中山間地域の高校生センター試験に挑戦するモチベーションを高める考えについてお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

高知大学教育学部の推薦入試における地元枠での進学状況は、平成27年度入試では、募集枠22名に対して志願者は16名でしたが、平成28年度入試におきましては、募集枠22名に対して志願者は25名となり、入学者についても、科学技術教育コースの4名を除いて、18名の枠に対して17名が合格し、ほぼ定員を満たす状況でございます。

科学技術教育コースは、以前から定員に満たない状況が続いていますが、その理由としては、将来教員を目指す場合、このコースで資格取得できる技術科は全国的に採用枠が少ないこと、また理科教員を目指す場合、従来からある理科教育コースや理学部等を選ぶ生徒が多いなどといったことがあるのではないかと考えられます。

このため、科学技術教育コースは、今後も志願者がふえることは余り考えられませんので、高知県の実情に合った募集枠のあり方について、今後大学とも協議をしていきたいと考えております。また、高校生がセンター試験に挑戦することは、より幅広い知識と確かな学力が身につく、その後の生徒の進路選択の幅を広げることにつながることから、個別の進路指導を通じて積極的な挑戦を促していきたいと思っております。

次に、センター試験の廃止により、中山間地域の高校生がみずからの住む地域に、これまで以上に興味を持つのではないかとのお尋ねがございました。

今後の大学入試センター試験にかわる新たなテストでは、これまで以上に思考力や表現力が求められる試験問題になると見込まれております。

現在、中山間地域の高等学校が取り組んでいる地域の課題解決をテーマとした探求的な学習や地域での就労体験、ボランティア活動などの能動的な活動は、大学入試改革の方向性とも一致をするものでございます。また、こうした活動を、新たな大学の入試制度に対応できる力を高めるまでにするためには、より深く地域に入り込みながら、もう一段掘り下げて課題を探る活動に取り組んでいくことも求められるため、こうした活動を行った高校生は、結果として、これまで以上に地域に関心を持つようになることが期待できるものと考えております。

最後に、小・中・高等学校の児童や生徒同士の交流をさらに深める取り組みを推進することについてお尋ねがございました。

県内の小・中・高等学校では、多人数や異年齢の人との交流の中で、自分の意見を述べたり、他者を思いやったり、互いに協力し合ったりする体験を通して社会性を育成することを目的として、小・中・高の交流を積極的に行っているところです。お話にありました四万十町の事例のほかに、例えば香美市においては、小・中・高・大の連携を進める中で、キャリア教育を柱に教科や国際交流などの取り組みが進められております。また、須崎市では、小中学生と高校生が子ども市議会を開催し、まちづくりや防災対策などをテーマに議論する取り組みも行われております。

こうした取り組みの成果としましては、高校生が中学生を、中学生が小学生を指導することにより、中高生にとっては、これまで学習してきた内容をさらに活用する力につなげていくことができるようになるとともに、小中学生にとっ

ては、身近な上級生から指導を受けることによって一層積極的な学習につなげていくことができるようになるといった、指導する側と受ける側の両面での効果があります。また、小・中・高全体では、多人数や異年齢の交流を通して社会性も育まれています。

このように、小・中・高の12年間を通じて、児童生徒が学習活動やスポーツにおいて相互に交流し、上級生が下級生を指導したり、下級生が上級生の姿を見て学ぶことのできる活動を進めていることは、大変有意義なことであると考えます。こうした取り組みをさらに進めていくためには、高等学校とその周辺地域の小中学校の双方が、地域の子供は地域で育てるという視点での連携を深めていくことが重要であることから、県教育委員会としましても、市町村教育委員会との連携を一層図りながら小・中・高等学校間の交流を進めてまいります。

(警察本部長上野正史君登壇)

○警察本部長(上野正史君) 警察業務における情報セキュリティ対策等についてお尋ねがありました。

警察は、犯罪捜査に関する情報を初め、運転免許や各種許認可に係る個人情報等多くの重要な情報を取り扱っていることから、厳格な情報の管理が求められております。

そのため、警察では、業務で用いるネットワークについては、都道府県警察間で独自のネットワークを構築し、インターネット等の外部のネットワークとは端末を別に設けて、一切接続しないということを対策の基本としております。その上で警察庁の指導のもと、警察情報の取り扱いに関する規程である警察情報セキュリティポリシーを定め、全ての都道府県警察において技術的な対策をとるとともに、職員のセキュリティ意識の向上を図っています。

具体的には、技術的な対策として、私用の外

部記録媒体を業務用パソコンに接続した場合には、当該パソコンの機能が自動的に停止する。公用の外部記録媒体についても、その紛失、盗難に備え、これに保存される情報は自動的に暗号化されるというような措置をとっております。また、職員に対しましては、警察情報が外部に流出することの危険性や影響について実際の事例を用いて教育する、パスワードの設定や外部記録媒体等の取り扱いについて徹底するなどにより、情報セキュリティ意識の向上を図っております。なお、これらの対策は、全国の警察で統一した運用がなされているものと承知しております。

今後とも、警察庁の情報技術部門や他の都道府県警察との連携を図りつつ、情報セキュリティ対策に万全を期してまいります。

(地域福祉部長井奥和男君登壇)

○地域福祉部長(井奥和男君) まず、認知症カフェについて、これまでの取り組みの状況と今後の設置に向けてのお尋ねがありました。

認知症対策につきましては、これまでも日本一の健康長寿県構想の重点施策と位置づけ、医療と介護の連携体制の構築や御家族の介護負担の軽減につながる支援策、さらには認知症への県民の皆様の理解を深めるための啓発事業などに積極的に取り組んでまいりました。

中でも、認知症の人や御家族の居場所ともなります認知症カフェにつきましては、今年度の6月補正予算で、認知症の人と家族の会などへの地域住民を巻き込んだ支援策に取り組み、平成27年度末で9市町、15カ所で設置される見込みとなっており、そのうち、あったかふれあいセンターでの開設は5カ所を見込んでおります。

他方で、今後の高齢化の進展に伴い、認知症高齢者がこれまで以上のスピードで増加するとの試算もあり、地域地域で安心して住み続けられる県づくりを進めていくためには、認知症の

人や御家族、地域住民等の誰もが気軽に集える場として、県下で認知症カフェの設置を積極的に推進していく必要があるものと考えております。

このため、県では、あったかふれあいセンターを活用した認知症カフェの設置の推進に向け、カフェの運営に欠かせない人材の養成はもちろんのこと、他県での先進的な取り組み事例の情報提供などに努めるなど、センターの運営主体や市町村などへの積極的な支援に努めてまいります。

次に、認知症に対する理解の促進や地域での見守り体制づくりについて今後どのように取り組んでいくのかのお尋ねがありました。

今後、高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれる中、認知症の方が、御家族と住みなれた地域で安心して暮らし続けていくためには、周囲の理解と地域住民が参加した見守り体制の構築といったことが欠かせないものと考えております。

こうした中、昨年1月には認知症施策推進総合戦略が策定され、認知症など的高齢者が地域で安全・安心に生活できるよう、認知症への理解を深めるための普及啓発の推進や、介護者となる御家族等への支援を強化する方向性などが示されたところです。

県では、これまでも認知症の人と家族を地域で支えていくための応援者となる認知症サポーターの養成や、認知症についての正しい理解を深めるための啓発事業などに積極的に取り組み、認知症に関する正しい知識と理解を持つ方々が県下で着実にふえてきております。

一方で、県下の市町村では、認知症高齢者の徘徊模擬訓練の実施や、高齢者の異変に気づいた際の医療・介護・福祉関係者などへの情報連絡網の構築などといった、地域が主体となった独自の取り組みなども進められてきているとこ

ろです。

今後とも、こうした地域が主体となった見守り活動の充実はもちろんのこと、県としましても、自治体や警察、民間事業者等の地域の関係者が連携した見守り体制の構築や、認知症カフェなどの認知症の人や家族の居場所づくりなどに取り組む民間団体などへの支援を強化するなど、認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指してまいります。

次に、高齢者の住まい確保対策について、市町村の取り組みの状況と課題についてのお尋ねがありました。

高齢者の住まい確保対策は、今後、急増するひとり暮らしや低所得などといった配慮を必要とする高齢者への対応の必要性、さらには特別養護老人ホームが要介護3以上の中重度者を支える施設へと重点化されることなどを踏まえ、高齢化の進んだ中山間地域の町村においては、こうした高齢者の住まいの確保対策が課題になるとの認識から支援制度を創設いたしました。

まず、取り組み状況ですが、今年度は四万十町と大川村で整備を予定しており、四万十町では、窪川地域の金上野団地に1棟8室の高齢者住宅の整備に、年度内に着手する予定となっております。また、大川村については、村内の診療所の2階を改修し4室の住まいを整備する計画で、現在工事が進んでいるところです。

次に、課題といたしましては、高齢者は重度の要介護状態となるまで自宅を離れたがらないこと、集団・共同生活になじめず、すぐに自宅に戻ってしまう高齢者も多いことなどをお聞きいたしております。他方で、市町村からは、退院後のリハビリ等で通院を必要とする間の滞り場所や、冬場の孤立化を防止するための支援策の要望などにより、短期もしくは中期的に滞りする住宅整備の要望などについてお聞きをしているところであり、今回の支援制度を積極的に

活用する方向での対応を市町村に働きかけているところです。

次に、小規模で複合的な福祉・介護サービスなどを提供しようとする事業者が行う施設整備への支援についてのお尋ねがありました。

今後とも、高齢化の進行などに伴い増大する介護需要への対応や、女性が働きやすい環境整備に向けた保育サービスの充実、さらには障害者の地域生活を支えるためのきめ細かな支援策が必要とされるなど、福祉サービスへのニーズは多様なものとなってまいります。今後、こうしたサービスの確保といったことが課題となっておりますが、その際、中山間地域などでは、早い段階から高齢者人口が減少に転じるといったことも考慮した上で、今から必要な福祉サービスを効率的に提供できる体制づくりに取り組む必要があるものと考えております。

このため、地域の多様な福祉ニーズに対応可能な、小規模で複合型の福祉サービスを提供する施設整備に取り組む市町村を支援することにより、地域地域でサービスが提供される仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。地域の創意工夫を生かし、複合的にサービスを提供する施設が地域にできれば、福祉サービスの確保はもちろんのこと、例えば専門職員の配置が緩和される基準該当サービスの活用などにより、サービス提供事業者の経営の安定にもつながりますし、何よりも地域住民が世代間を超えて集う新たな拠点での交流を通して、生きがいづくりへつながるといった相乗効果も期待されるということです。

県としましても、こうした取り組みを積極的に支援することによりまして、地域地域で安心して住み続けられる県づくりを目指してまいりたいと考えております。

最後に、元気な高齢者の地域の活性化に向けた取り組み事例を持続し加速化させるに当たっ

て、本県人口の年齢構成から留意すべき点は何かとのお尋ねがありました。

平成25年3月に社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口によりますと、本県では、今後急速に生産年齢人口が減少しますとともに、65歳以上の高齢者も平成32年をピークに減少に転じると推計されておりますが、一方で、75歳を超える後期高齢者については、平成42年まで増加することが予想されております。

このため、今後とも高齢者の皆様が住みなれた地域地域で安心して暮らし続けられる県づくりを目指していくことが喫緊の課題だと考えております。また、その際には、これまで地域を支えてきた働く世代が減少するため、地域の活力の維持にとどまらず、福祉・介護人材の安定確保の観点からも、働く意欲のある高齢者がその豊かな経験や知識などを生かしながら、生涯現役としての活躍が可能となるような環境整備が必要になってまいります。

現在、県内の元気な高齢者の皆様には、老人クラブ活動による地域での支え合い活動やあつたかふれあいセンターにおける介護予防の取り組みなどに精力的に御参加をいただいているところですが、先ほど申しあげました本県の将来推計人口などを考慮いたしますと、こうした取り組みのさらなる充実強化を図っていく必要があります。このため県におきましては、高知県老人クラブ連合会や高知県シルバー人材センター連合会などとも連携し、日常生活支援サービスの担い手となっていただくための取り組みなどを進めているところです。

今後は、高齢者が地域における支え合い活動などにこれまで以上に積極的に参加し、生きがいを感じながら地域の活性化に主体的に参加できる仕組みづくりを、県下の地域地域で推進してまいりたいと考えております。

(農業振興部長味元毅君登壇)

○農業振興部長（味元毅君） まず、CO₂施用を初めとする環境制御技術の導入の成果と課題についてお尋ねがございました。

環境制御技術につきましては、平成26年9月の補正予算で導入を加速化するための補助事業をお認めいただき、事業を活用しながら部を挙げて普及に取り組んできたところでございます。

その結果、本年度末までのこの1年半の間に、取り組み農家数は113戸から402戸に増加をし、導入面積は31ヘクタールから95ヘクタールへと、3倍に増加する見通しとなっております。産出額で見ますと、5億円程度の増加につながるものと見込んでおります。

一方、ミョウガでは栽培時期により効果が出にくい、またニラでは厳寒期に葉先に障害が出る場合があるなど、改良すべき技術的な課題もあります。

こうした課題につきましては、農業技術センターと生産現場とが一体となって、その実態を調査いたしますとともに、例えばニラでは、日射量に応じて水や肥料の量を制御する試験を実施するなど、対策の確立を進めているところでございます。また、環境制御技術をさらにバージョンアップするため、ニラでは、炭酸ガス施用とLEDなどの電照を組み合わせることで一層の増収につながる新技術の確立にも取り組んでいるところでございます。

このように、一部、改良、改善すべき課題はありますものの、この技術は生産性の向上に即効性のある技術であり、まだまだ進化できる技術でもありますので、学び教えあう場の活用、あるいは補助事業の充実などによりまして、その普及に全力で取り組んでまいります。

次に、県内で生産・販売されております農業機械の評価と課題についてお尋ねがございました。

本県では、農作物の生産から出荷までの作業

の負担を軽減するため、例えばショウガでは、重労働である掘り取り作業を行う、収穫用の掘り取り機が、またニラでは、不要な葉を取り除くそぐり作業を行う、そぐり機が、県内の企業によって開発をされております。

ショウガの掘り取り機は、今では、経営上なくてはならない機械としてほとんどの農家で導入をされ、規模拡大にもつながっております。また、ニラのそぐり機は、労働力が不足する中で、今後さらなる普及が見込まれているところでございます。

生産現場からは、こうした機械の開発に対して感謝の声が聞かれるところでございますが、一方で、例えばニラのそぐり機では、もう少し作業効率を上げられないかとか、またもう少し安くならないかといった声や、シシトウでは、手間のかかるパック詰め作業が機械化できないかといった声もございます。

そうした中、先月15日には、農業団体と商工業団体とが農業及び商工業の振興に関する連携協定を締結し、具体的なプロジェクトの一つとして、まずシシトウのパック詰め機の開発に取り組んでいくこととしております。今後も、そうした取り組みが拡大していくことになるかと考えられます。

商工労働部や関係部局とも連携をしながら、こうした農商工連携の取り組みがスムーズに進みますように、実証段階でのデータの収集や分析、経済性の評価など、課題に応じた支援を行ってまいります。

次に、Iターン者への就農資金融資についてお尋ねがございました。

Iターンによって新たに就農を希望する方などに対する資金といたしましては、日本政策金融公庫などの制度資金、そして農協独自のローパー資金などがございます。この中で、新規就農者にとって特に有利で利用しやすい資金が、

平成26年度に創設されました日本政策金融公庫の青年等就農資金でございます。

この資金は、認定新規就農者の方を対象として、3,700万円を上限に、原則、担保や保証人を必要とせず無利子で借りることができますし、農協を窓口として申し込みができるなど魅力のある制度となっております。また、新規就農者を支援する農協にとりましても、地元での新規就農者の確保や融資のリスクの解消にもつながるメリットがあります。

この資金の融資に際しましては、申請者の技術力や計画の実現性、サポート体制の妥当性といったことについて、市町村やJ A、日本政策金融公庫などの金融機関などにより審査を受ける必要がございますが、今年度は既に21名の就農者の方々に対して、1億4,000万円を超える資金計画の承認が行われております。

県といたしましては、今後とも、この制度の積極的な活用について周知を図ってまいりますとともに、新規就農者の方々が意欲を持って農業を継続できますよう、関係機関と連携をして、融資の実行から就農が安定するまでをしっかりとフォローしてまいります。

次に、外国人技能実習制度についてのお尋ねがございました。

外国人技能実習制度は、日本で開発された技能や技術などを発展途上の地域に移転することにより、国際協力を進めることを目的とした制度でございます。

高知県中小企業団体中央会の調査によりますと、平成27年4月の時点で、農業での受け入れがある監理団体は県内に7団体あり、375の方が県内の受け入れ農家で、ニラやミョウガなどの生産や出荷作業に携わっておられます。受け入れ農家からは、実習生が作業を行う上で欠かせない存在になっているという声もお聞きをいたしております。

県内には、毎年実習生を受け入れております優良な監理団体の事例がありますので、県といたしましては、このような取り組みについて、新たに実習生の受け入れを始めようとするJ Aや農業者の方々に情報提供を行ってまいります。また現在、管理監督体制の強化を前提として、実習期間を現在の3年から5年に延長するなどの見直し案が国会に提出をされております。県内の監理団体や受け入れ農家が制度改正後も実習生の受け入れを継続できますよう、法案の情報を適宜収集し、関係者と情報共有を図ってまいります。

なお、議員の御質問にもございましたが、生産現場では労働力不足が懸念をされております。このような観点からは、国において、農繁期を中心とした外国人の季節雇用などについて議論をされているとお聞きいたしております。また、県では、現在各産地での労働力確保の実態調査を実施しておりますので、その結果も踏まえ、例えば作型が違う平場と中山間とで労力を補充し合う仕組みづくりや省力化機器の導入など、労働力不足の解消に向けて、J Aなどの関係機関と連携して検討を進めてまいります。

次に、中山間農業複合経営拠点の具体像と、集落営農の拠点を県内に広げていく方策についてのお尋ねがございました。

担い手の減少や高齢化が深刻な状況にございます中山間地域の農業を維持し、競争力を高めていくためには、地域全体で農業を支えていく仕組みづくりが必要でございます。このため県では、将来にわたり地域農業を支える中山間農業複合経営拠点を県内各地に広げていくことといたしております。この複合経営拠点は、地域農業の核となるJ A出資型法人などの法人経営体が、ユズなどの中山間地域に適した農産物の生産や施設園芸、6次産業化などの稼ぐ事業と、農作業の受託や新規就農者を育てる研修事業、

庭先集荷などの支える事業、要は稼ぐ事業と支える事業を複合的に経営することで、地域農業を支えていこうという仕組みでございます。本年度は、このような拠点づくりを土佐町など県内の4カ所で進めております。

こうした取り組みを県内各地に広げていくためには、まずは市町村等に拠点の必要性を認識していただくことが必要ですし、また、それを実現するためには、地域地域の実情に即した構想づくりが必要です。

そのため、この2月には、拠点の取り組みを既に進めている市町村を除く全ての首長さんを改めて訪問し、拠点の必要性について県の考え方をしっかりとお伝えし、意見交換をしてまいりました。首長さん方と、その方向性は同じであることを確認できましたので、来年度に県内4ブロックで開催いたします、構想づくりを目的としたセミナーへ職員を派遣させていただき、この場を通じて市町村やJAなどの関係機関が地域課題を共有していただくことで、拠点づくりの機運を高めていきたいと考えております。さらに、県事業によるソフト、ハード両面からの支援によりまして、拠点の県内各地での整備に向けて関係機関と一丸となって取り組んでまいります。

次に、集落営農の法人化を図る上での課題と対策についてのお尋ねがございました。

集落営農組織の経営の安定と継続性の確保のためには、さらなる法人化の推進が不可欠でございます。集落営農の法人化への取り組みは一定進んできておりますものの、まだまだ法人化のメリットが十分に認識されていない、また法人経営に必要な知識を持った人材の育成が必要といった課題がございます。

このため、本年度から取り組んでおります人材育成を目的とした集落営農塾に組織のリーダーの方々に参加していただき、税務や労務管

理などの習得や先進地視察などによりまして、見て、学び、感じ取ってもらうことで法人化への意識の醸成を図ってまいります。そして、法人を目指す組織には経営計画の作成から法人の設立までを、農業振興センターが寄り添って支援してまいります。

一方、既存の集落営農法人の中には、議員のお話にもございましたように、資金繰りなどの課題がある法人もございます。このため、そうした法人には、県が積極的に収益を上げる園芸品目の導入を提案し、栽培指導を行うことなどで収益力の向上を図ってまいります。また、税理士のアドバイスや、来年度から新たに設置をいたします集落営農法人ネットワーク協議会で法人間の交流や経営に関する研修などを行いまして、経営能力の向上と法人経営の安定化に取り組んでまいります。

次に、集落営農に取り組むことができない集落の農業にどう対応するのかとのお尋ねがございました。

集落営農組織の数は、これまでの取り組みによりまして年々増加傾向にあり、第2期産業振興計画の目標である耕地面積に対するカバー率13%を達成いたしますなど、集落営農の取り組みが一定進んでおります。第3期の計画では、さらなる裾野の拡大に向けて取り組みを強化してまいります。具体的には、各農業振興センターで開催しております集落営農塾を、集落の代表者がより参加しやすいように開催場所や回数をふやしますとともに、参加者のレベルに応じたカリキュラムを編成するなど内容の充実を図りますことで、集落営農の裾野の拡大に取り組んでまいります。

しかしながら、こうした取り組みを進めても、議員の御指摘のとおり、集落営農に取り組むことが困難な地域はどうしても残ってしまうことが考えられます。そこで、例えば四万十町では、

J A出資型法人の営農支援センター四万十が、そうした地域の農作業を担っておりますように、同様の役割を持つ中山間農業複合経営拠点を県内各地に広げていくことで、集落営農の困難な地域を支え、守っていくことができると考えております。

県といたしましては、集落営農の取り組みとあわせて、中山間農業複合経営拠点を推進いたしますことで、集落営農に取り組むことができない地域におきましても、農業の維持・活性化が図られますよう取り組んでまいります。

次に、T P Pによる影響が懸念される畜産の振興に向けた国への提言の成果についてお尋ねがございました。

昨年10月のT P Pの大筋合意を受け、11月早々には、知事を先頭にT P P対策に関する政策提言を行いました。さらに12月には、森山農林水産大臣が本県に視察に来られた際に、知事のほうから、改めて高知県の実情や考え方を政策提言させていただいたところでございます。

特に影響が大きいと懸念される畜産分野にしましては、地域で畜産を営む方々が計画しておられます規模拡大による経営の安定と、加工による付加価値の向上などの取り組みを支援する施策の充実や、外国産の安い畜産物が流入することによる価格低下への対応など7項目の提言を行いました。

その結果、いわゆる攻めの対策として、畜産クラスター事業の予算額が610億円に大幅に増額をされ、さらに基金化されることによって、複数年にわたって計画的に事業が実施できる仕組みとなりました。また、守りの対策として、牛と豚の経営安定対策事業、いわゆる牛マルキン、豚マルキンが法制化をされますとともに、支援内容も拡充されるとの方針が示されております。このように、本県が行った政策提言の趣旨に沿った形で一定の対策が打ち出されたものと受けと

めております。

しかし一方で、畜産の振興に欠かせない食肉処理施設の整備に関しましては、畜産クラスター事業では一定の処理頭数が求められることなどもあり、産地の規模が小さい本県では、依然として使いがたいものとなっております。

総合的なT P P関連政策大綱では、ことしの秋を目途に政策の具体的内容を詰めることとされておりますことから、こうした点の改善も含め、引き続き国に対して積極的に政策提言を行ってまいります。また、県独自の取り組みといたしまして、県内の市場で県内産のシェアを引き上げることで安定的な消費を確保するため、量販店の御協力をいただきまして地産地消の取り組みも強化していきたいと考えております。

次に、耕畜連携についてのお尋ねがございました。

耕畜連携の取り組みは、畜産農家にとっては飼料を安く安定的に確保することができますし、また耕種農家にとっては堆肥を安く入手できることに加えまして、水田活用の交付金の増額助成を受けられることから、双方の農家にとって大変メリットのある取り組みだと考えております。

例えば、畜産が盛んな四万十町におきましては、牛の飼料として活用されております稲発酵粗飼料、いわゆるW C Sの需要がありますことから、生産条件のよくない稲作農家の方々を中心に、作付面積は平成26年度の31.1ヘクタールから平成27年度には41ヘクタールに拡大をいたしております。

しかし、畜産農家の需要に対して、まだまだ供給が十分でないことから、県としましては、収量のアップにつながる、地域に適した品種の作付を提案いたしましたり、新たな収穫機器の導入を支援することによりまして、W C Sの増産体制を強化しているところでございます。

一方、県内の他の地域におきましても、WCSの作付面積は拡大をし、乳用牛や肉用牛の飼料として利用されております。しかし、まだまだ需要はありますものの、生産体制が確立できていない地域もありますので、収穫機器の導入などを支援し、県内の畜産農家への飼料の安定供給と飼料コストの低減を図っていきたくと考えております。

なお、WCS以外の飼料用米につきましても、ニーズがありますことから、JA、市町村と一緒に生産拡大を積極的に進めてまいります。

最後に、加工への参入支援についてのお尋ねがございました。

畜産業の収益を上げるためには、畜産物そのものの品質を高め、高く売っていくということはもちろんですが、加工に取り組むことによって付加価値を高めること、また今まで利用されていなかった部位の有効利用によって新たな付加価値を生み出すことが重要だと考えています。

例えば、四万十町では、牛肉や豚肉、牛乳、卵などを生産する生産者の方々や道の駅などが、ソーセージやプリン、豚まんなどの加工品を製造し、全国への販売にも取り組まれるなど成果を上げておられます。また、これらの方々の中には、生産規模の拡大にあわせて、これまで利用されていなかった部位を利用した加工品の開発や、新たな加工品へのチャレンジを検討されている方もおいでます。現在、こうした御意向を持っておられる方々と具体的な事業の展開について議論を進めておりますので、そうした取り組みが実現できるよう、引き続きしっかりと支援をしていきたいと考えております。

ただ一方で、議員のお話にもございましたように、こうした生産者の方々が個々に加工に取り組むことは、資金面や技術面での課題もございます。また、四万十町での取り組みでは、畜

産だけでなく野菜など他の品目の生産者の方々と連携することも、効果的ではないかというふうに考えております。

そのため、県としましては、地域の畜産物と野菜や果実などがコラボレーションした加工品が開発できないか、また生産者の方々やJA、直販所、地元の企業、そして市町村が連携することでより商品価値の高い加工品を効率的に生産できる体制が整えられないかなどといった視点で、産地とともに検討を深めていきたくと考えております。

(商工労働部長原田悟君登壇)

○商工労働部長(原田悟君) ものづくりの地産地消の観点から、県内企業で環境制御システムを生産し、県内に普及させることについてお尋ねがありました。

県内にニーズのある機械や装置を県内の事業者が生産し、それを普及させていく、ものづくりの地産地消は、本県経済の基盤強化、また活性化を図るためには非常に重要であると考えています。このため、第1期産業振興計画からものづくりの地産地消を施策の柱に位置づけ、製品開発への支援策の充実や、産業振興センターに、ものづくり地産地消・外商センターを設置するなど、ものづくりに対する一貫支援の仕組みを構築し、取り組んでまいりました。こうした結果、農業分野や水産分野などで県内ニーズに対応した新たな製品開発が進んでいるところ です。

お尋ねのありました環境制御システムの製品につきましても、県内企業が産業振興センターの助成事業などを活用し、農業技術センターと共同で環境測定装置や炭酸ガス供給制御装置を開発し、県内のハウスへ導入を進めるとともに、さらなる製品開発にも取り組まれている事例も出てきております。

今後も引き続き、農業振興部やものづくり地

産地消・外商センターなどと連携し、環境制御システムの県内製品が開発され、普及いたしますよう支援を行ってまいります。あわせて、第1次産業を初め、県内で必要とされる機械や製品がより多くの県内事業者によって生産され、ものづくりの産地消が県内でさらに広がりますよう取り組んでまいります。

(中山間対策・運輸担当理事金谷正文君登壇)

○中山間対策・運輸担当理事(金谷正文君) 県内大学生と地域の協働による活動をどのように把握しているのかとお尋ねがありました。

現在、県内の3大学では、中山間地域を実践の場とした教育活動や、さまざまな交流活動が活発に展開されております。

高知大学では、地域協働学部の1期生67人が、県内の6つの市と町で地域理解を深めるために、地域の実態の聞き取りを行うとともに、行事や農作業への参加などを通じた実習を行っております。また、地域の課題解決に向け、地域と大学をつなぐ地域コーディネーターのもとには、これまでに150件を超える相談が寄せられており、それらの中には、東部博での体験プログラムの磨き上げや本山町での移住者のために空き家を再生する取り組みなどを初め、学生がかかわる事例が多く出てきております。そのほかにも、大学が窓口となって学生の自主的な活動を支援する、えんむすび隊の活動もあり、安田町中山地区の集落活動センターで取り組むジネンジョづくりや、大豊町八畝地区での地キビの植えつけから焼酎づくりの活動にかかわるなど、昨年4月からこの2月末までに19市町村24地区で、延べ200人の学生が地域との交流を深めております。

高知県立大学では、地域住民とともに地域の課題解決に取り組み、人材を育てる域学共生の取り組みが始まっており、1回生349人が中山間

地域の現状を学ぶための地域学実習を、県内14市町村24カ所で行っております。このほかにも、地域課題解決に向けた学生の自主活動を支える立志社中プロジェクトでは、大野見エコ米のブランド化に向けたサポート活動や、佐川町尾川地区における学生による地域情報誌の発刊など、9チーム、約300人の学生が県内各地を実践の場とした活動に取り組んでおります。

また、高知工科大学でも地域連携機構のもと、専門性に根差した地域連携の取り組みが進められておりますし、学生による地域交流の取り組みも、土佐山田まつりでのスタッフ活動や三嶺地域での鹿の食害防止活動など地元香美市を中心に活動がなされ、年間20件を超える地域交流事業に延べ600人以上の学生等が参加されております。

地域からは、学生が地域に入って学ぶことや、活動によって新たな取り組みにつながることに感謝の声が寄せられており、県としましても、中山間地域においてこうした動きがさらに広がり、深まっていくことを大いに期待しております。

(産業振興推進部長中澤一眞君登壇)

○産業振興推進部長(中澤一眞君) 中山間地域の活性化に向けて、市町村と大学との協働をコーディネートする県の役割についてお尋ねがございました。

大学と地域とが協働し、地域課題の解決に向けた取り組みを進めることは、この取り組みに参加する学生が、地域とのかかわりを通じて、県内のさまざまな分野の即戦力として、また、みずから起業するなどの活躍ができる人材に成長するといった効果が期待をされます。また、お話にありました中山間地域の活性化という観点からは、学生の若い発想力や行動力が地域に刺激を与え、新たな取り組みにつながることで大いに期待をされます。こうしたことから、大

学と地域との協働は大変意義深い取り組みであると考えております。

このため、これまでも産業振興推進地域本部を中心に、個別に大学と各地域をつなぐお手伝いをしてまいりましたが、今後は大学と地域との協働がさらに地域地域で進むよう、市町村とも連携して、地域と大学とのマッチングをより積極的に行ってまいります。

具体的には、地域支援企画員や産業振興推進地域本部等を通じて、地域におけるさまざまな活動状況や課題などの情報を大学側に提供し、研究や実習のフィールドなどを選定する際の参考としていただくとともに、市町村に対しましては大学と地域とが協働した事例などを御紹介し、協働の効果を十分御理解いただくことで、大学の知的資源と地域の課題やニーズが結びつくよう支援をしたいと考えております。また、実際の協働に当たっては、必要に応じて地域支援企画員が助成事業の活用をサポートするなど、地域の取り組みを着実に進めるための支援も行なってまいります。

(土木部長福田敬大君登壇)

○土木部長(福田敬大君) 檜山トンネルの整備の現状と今後の整備計画につきましてお尋ねがございました。

檜山トンネルは、県道高知本山線の改良工区の一つとして計画している長大トンネルで、高知市と土佐町の間に位置しております。現道が、積雪や路面凍結、豪雨等により、たびたび通行どめとなることから、これらの課題を解消する檜山トンネルは、嶺北地域の皆様の利便性の向上や産業振興を下支えする重要な社会基盤になると認識をしております。

トンネルの早期整備に向けては、檜山隧道早期建設促進期成同盟会を中心として、これまでも長年にわたり地元から強い要望を受けてまいりました。また、平成26年10月には、高知市側

の関係者を中心に檜山隧道早期建設を支援する会が発足し、期成同盟会と合同でトンネル整備促進に向けた活動が活発に行われております。

一方で、檜山トンネルの整備には集中して多額の費用が必要になりますことから、県内の他の工事とのバランスを考慮した上で、本年度から国の交付金を活用して事業化いたしました。現在、当工区の概略設計を実施しており、費用や整備効果を比較しながらルートを検討を行っているところです。

今後は、概略のルートを決定した上で、トンネルの詳細設計や地質調査などを実施し、平成30年度を目標に、トンネルを含む工区の工事に着手できるよう取り組んでまいります。

○17番(武石利彦君) それぞれ誠意のある御答弁ありがとうございました。また、4日間にわたります質問戦、執行部の皆様大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

私、この午後1時からの質問に先立って、昼休みに高知城を散歩しに行っておりまして、ああ1時から質問やなというふうに思いながら梅の段にかかったときに、白梅や紅梅が日に日に枝の芽の数もふえ、さらに大きく、本当に華やかに花を咲き誇らせておりました。それを見ながら一句浮かびました。

「梅が枝も咲き誇りつつ 尾崎県政」という句が浮かびましたので、3期目を迎えた尾崎知事にこの句を贈りまして、私の一切の質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長(三石文隆君) これより議案の付託をいたします。

(議案付託表配付)

ただいま議題となっている第1号から第49号まで、第51号から第74号まで、第76号から第78号まで及び第80号から第92号まで、以上89件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末350ページに掲載〕



○議長(三石文隆君) 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明5日から17日までの13日間は委員会審査等のため本会議を休会し、3月18日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

3月18日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後3時6分散会

平成28年 3月18日（金曜日） 開議第6日

出席議員

1番 上田 貢太郎 君
 2番 今城 誠司 君
 3番 久保 博道 君
 4番 田中 徹 君
 5番 土居 央 君
 6番 浜田 豪太 君
 7番 横山 文人 君
 8番 加藤 漢 君
 10番 坂本 孝幸 君
 11番 西内 健 君
 12番 弘田 兼一 君
 13番 明神 健夫 君
 14番 依光 晃一郎 君
 15番 梶原 大介 君
 16番 桑名 龍吾 君
 17番 武石 利彦 君
 18番 三石 文隆 君
 19番 浜田 英宏 君
 20番 土森 正典 君
 21番 西森 雅和 君
 22番 黒岩 正好 君
 23番 池脇 純一 君
 24番 石井 孝 君
 25番 大野 辰哉 君
 26番 橋本 敏男 君
 27番 前田 強 君
 28番 高橋 徹 君
 29番 上田 周五 君
 30番 坂本 茂雄 君
 31番 中内 桂郎 君
 32番 下村 勝幸 君
 33番 野町 雅樹 君
 34番 中根 佐知 君
 35番 吉良 富彦 君
 36番 米田 稔 君

37番 塚地 佐智 君

38番 金岡 佳時 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎 正直 君
 副知事 岩城 孝章 君
 総務部長 梶 元伸 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 中澤 一真 君
 理事（中山間対策・運輸担当） 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土木部長 福田 敬大 君
 会計管理者 岡林 美津夫 君
 公営企業局長 門田 純一 君
 教育委員長 久松 朋水 君
 職務代理者 田村 壮児 君
 教育長 秋元 厚志 君
 人事委員長 福島 寛隆 君
 人事委員会局長 織田 英正 君
 公安委員長 上野 正史 君
 警察本部長 田中 克典 君
 代表監査委員 吉村 和久 君
 監査委員局長

事務局職員出席者

事務局 長 中 島 喜久夫 君
事務局 次長 川 村 文 平 君
議 事 課 長 楠 瀬 誠 君
政策調査課長 西 森 達 也 君
議事課長補佐 小 松 一 夫 君
主 事 溝 渕 夕 騎 君



議 事 日 程 (第 6 号)

平成28年 3月18日 午前10時開議

第 1

- 第 1 号 平成28年度高知県一般会計予算
- 第 2 号 平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
- 第 3 号 平成28年度高知県給与等集中管理特別会計予算
- 第 4 号 平成28年度高知県旅費集中管理特別会計予算
- 第 5 号 平成28年度高知県用品等調達特別会計予算
- 第 6 号 平成28年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
- 第 7 号 平成28年度高知県県債管理特別会計予算
- 第 8 号 平成28年度高知県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 号 平成28年度高知県災害救助基金特別会計予算
- 第 10 号 平成28年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 11 号 平成28年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 第 12 号 平成28年度高知県流通団地及び工業

団地造成事業特別会計予算

- 第 13 号 平成28年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 第 14 号 平成28年度高知県県営林事業特別会計予算
- 第 15 号 平成28年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 16 号 平成28年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 第 17 号 平成28年度高知県流域下水道事業特別会計予算
- 第 18 号 平成28年度高知県港湾整備事業特別会計予算
- 第 19 号 平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 第 20 号 平成28年度高知県電気事業会計予算
- 第 21 号 平成28年度高知県工業用水道事業会計予算
- 第 22 号 平成28年度高知県病院事業会計予算
- 第 23 号 平成27年度高知県一般会計補正予算
- 第 24 号 平成27年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
- 第 25 号 平成27年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算
- 第 26 号 平成27年度高知県用品等調達特別会計補正予算
- 第 27 号 平成27年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
- 第 28 号 平成27年度高知県県債管理特別会計補正予算
- 第 29 号 平成27年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
- 第 30 号 平成27年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
- 第 31 号 平成27年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 32 号 平成27年度高知県流通団地及び工業

第 33 号	団地造成事業特別会計補正予算 平成27年度高知県農業改良資金助成 事業特別会計補正予算	第 52 号	公益的法人等への職員の派遣等に関 する条例の一部を改正する条例議案
第 34 号	平成27年度高知県県営林事業特別会 計補正予算	第 53 号	議会の議員その他非常勤の職員の公 務災害補償等に関する条例の一部を 改正する条例議案
第 35 号	平成27年度高知県沿岸漁業改善資金 助成事業特別会計補正予算	第 54 号	高知県職員等こころざし特例基金条 例の一部を改正する条例議案
第 36 号	平成27年度高知県流域下水道事業特 別会計補正予算	第 55 号	高知県税条例の一部を改正する条例 議案
第 37 号	平成27年度高知県港湾整備事業特別 会計補正予算	第 56 号	高知県の事務処理の特例に関する条 例の一部を改正する条例議案
第 38 号	平成27年度高知県高等学校等奨学金 特別会計補正予算	第 57 号	高知県住民基本台帳法施行条例の一 部を改正する条例議案
第 39 号	平成27年度高知県電気事業会計補正 予算	第 58 号	高知県南海トラフ地震による災害に 強い地域社会づくり条例等の一部を 改正する条例議案
第 40 号	平成27年度高知県工業用水道事業会 計補正予算	第 59 号	高知県地域医療再生臨時特例基金条 例の一部を改正する条例議案
第 41 号	平成27年度高知県病院事業会計補正 予算	第 60 号	高知県手数料徴収条例の一部を改正 する条例議案
第 42 号	高知県行政不服審査法関係手数料徴 収条例議案	第 61 号	高知県後期高齢者医療財政安定化基 金条例の一部を改正する条例議案
第 43 号	高知県職員の退職管理に関する条例 議案	第 62 号	高知県興行場法施行条例の一部を改 正する条例議案
第 44 号	高知県国民健康保険財政安定化基金 条例議案	第 63 号	高知県理容師法施行条例及び高知県 美容師法施行条例の一部を改正する 条例議案
第 45 号	高知県産業人材定着支援基金条例議 案	第 64 号	高知県介護保険法関係手数料徴収条 例の一部を改正する条例議案
第 46 号	高知県夢・志チャレンジ基金条例議 案	第 65 号	高知県軽費老人ホームの設備及び運 営に関する基準を定める条例及び高 知県養護老人ホームの設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例議案
第 47 号	高知県褐毛和種高知系受精卵移植用 乳用牛貸付け条例議案	第 66 号	高知県特別養護老人ホームの設備及 び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例議案
第 48 号	高知県情報公開条例等の一部を改正 する条例議案		
第 49 号	知事等の給与、旅費等に関する条例 の一部を改正する条例議案		
第 51 号	職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例議案		

第 67 号	高知県指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例及び高知県指定介護予 防サービス等の事業の人員、設備及 び運営等に関する基準等を定める条 例の一部を改正する条例議案	第 81 号	公平委員会の事務の受託に関する議 案
第 68 号	高知県社会福祉施設等耐震化等臨時 特例基金条例の一部を改正する条例 議案	第 82 号	公平委員会の事務の受託に関する議 案
第 69 号	高知県指定障害児通所支援事業者等 が行う障害児通所支援の事業等の人 員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例及び高知県指定障害福祉 サービスの事業等の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の 一部を改正する条例議案	第 83 号	公平委員会の事務の受託に関する議 案
第 70 号	高知県児童福祉施設の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例議案	第 84 号	公平委員会の事務の受託に関する議 案
第 71 号	高知県立消費生活センターの設置及 び管理に関する条例の一部を改正す る条例議案	第 85 号	公平委員会の事務の受託の廃止に関 する議案
第 72 号	高知県職業能力開発促進法関係手数 料徴収条例の一部を改正する条例議 案	第 86 号	県が行う土地改良事業に対する市町 村の負担の一部変更に関する議案
第 73 号	高知県建築審査会条例の一部を改正 する条例議案	第 87 号	県が行う土地改良事業に対する市町 村の負担の一部変更に関する議案
第 74 号	高知県公営企業の設置等に関する条 例の一部を改正する条例議案	第 88 号	県有財産（（仮称）川谷刈谷第二工 業団地）の処分に関する議案
第 76 号	高知県立図書館協議会条例の一部を 改正する条例議案	第 89 号	包括外部監査契約の締結に関する議 案
第 77 号	高知県立武道館の設置及び管理に関 する条例の一部を改正する条例議案	第 90 号	消防防災航空隊・県警航空隊事務所 及び格納庫新築等建築主体工事請負 契約の一部を変更する契約の締結に 関する議案
第 78 号	高知県警察の設置及び定員に関する 条例の一部を改正する条例議案	第 91 号	和食ダム本体建設工事請負契約の一 部を変更する契約の締結に関する議 案
第 80 号	公平委員会の事務の受託に関する議 案	第 92 号	県道の路線の廃止に関する議案
		追加	
		第 93 号	高知県教育委員会の教育長の任命に ついての同意議案
		第 94 号	高知県監査委員の選任についての同 意議案
		第 95 号	高知県教育委員会の委員の任命につ いての同意議案
		第 96 号	高知県収用委員会の委員の任命につ いての同意議案
		第 97 号	高知県収用委員会の予備委員の任命 についての同意議案

第2

議発第1号 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案

追加

議発第2号 医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書議案

議発第3号 地方財政の拡充を求める意見書議案

議発第4号 ビキニ水爆実験に関する元乗組員等への健康影響について国の公式見解を求める意見書議案

議発第5号 再生可能エネルギー発電所建設に係る法整備を求める意見書議案

議発第6号 消費税増税中止を求める意見書議案

議発第7号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書議案

議発第8号 TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書議案

議発第9号 TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書議案

第3 常任委員の選任

第4 議会運営委員の選任

追加

継続審査の件

議長辞職の件

議長の選挙

副議長辞職の件

副議長の選挙



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

教育委員長小島一久君から、所用のため本日の会議を欠席し、教育委員久松朋水君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

〔委員会審査結果一覧表 巻末384ページに掲載〕



委員長報告

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第49号まで、第51号から第74号まで、第76号から第78号まで及び第80号から第92号まで、以上89件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長依光晃一郎君。

（危機管理文化厚生委員長依光晃一郎君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（依光晃一郎君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第9号議案、第10号議案、第20号議案から第23号議案、第29号議案、第30号議案、第39号議案から第41号議案、第44号議案から第46号議案、第48号議案、第56号議案、第58号議案から第71号議案、第74号議案、第90号議案、以上33件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計予算」のうち、モニタリングポスト設置工事請負費について、執行部から、現在国が県内6カ所に設置している放射線量を測定するモニタリングポストに加えて、伊方発電所に近い四万十市西土佐地区に新たに測定装置を設置し、万が一事故が発生した際に正確な放射線量を把握しようとするものである。あわせて、放射線量をリアルタイムに県民にホームページから情報発信できる仕組みを構築するための経費であるとの説明がありました。

委員から、測定装置が地震の揺れなどにより電源を失い、データが把握できなくなることを心配するが、自家発電などの非常用電源を一体的に装備するべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、非常用電源の設置については補正予算での対応も含め検討したいとの答弁がありました。

別の委員から、測定とあわせて、事故の際に市町村等職員がとるべき具体的な行動計画が必要と思うが、どう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、原発事故に備えた避難計画の中に盛り込むこととしており、現在検討しているとの答弁がありました。

次に、地震対策企画調整費について、執行部

から、南海トラフ地震に関する県民向けの啓発のための講演会やテレビ、ラジオを活用した啓発、発災直後から復興までの一連の流れを県民がイメージできるDVDの作成などに要する経費であるとの説明がありました。

委員から、アンケート調査によって判明した地震対策に無関心な県民とはどういった層か、またその方たちに対して今後どのように啓発を充実していく考えかとの質疑がありました。執行部からは、関心がないのは若い世帯や働く世帯が多い。そういった層にターゲットを絞って事業所に出向くなどの啓発活動も行っていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、子供たちの防災教育を受ける姿を通じて保護者などへの啓発にも効果が期待できる。教育委員会と連携した防災教育に、より一層取り組んでほしいとの質疑がありました。執行部からは、教育委員会と連携した啓発を強化したいとの答弁がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計予算」のうち、災害医療救護体制整備事業費について、執行部から、南海トラフ地震等の災害時に適切かつ迅速な医療救護活動を行うための必要な体制の整備や病院の耐震整備などを図るための経費であるとの説明がありました。

委員から、昨年、中央東福祉保健所管内で総力戦の医療救護の訓練が実施されたが、平成28年度も同様の訓練を行う計画はあるのか。また、その場合危機管理部との連携は十分とれたものとなるのかとの質疑がありました。執行部からは、現在、福祉保健所ごとに地域の医療救護の行動計画づくりを進めており、中央東福祉保健所管内の訓練はその先行事例である。来年度以降、他の福祉保健所管内でも、策定した行動計画に基づく訓練等を実施しながら、行動計画のバージョンアップを図ることとしている。なお、

訓練の実施に当たっては、南海トラフ地震対策推進地域本部と密接に協議しており、今後も訓練の内容に応じて危機管理部と協議しながら進めていくとの答弁がありました。

次に、医薬連携推進事業費について、執行部から、高知家健康づくり支援薬局を活用した県民の健康づくりを推進するため、健康づくりに関連した薬剤師対象研修や支援薬局で活用できる健康づくり情報の収集・提供、支援薬局のPRの強化に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、高齢者はきちんと3食の食事をとっていても低栄養になる危険があるが、どのような対策を考えているかとの質疑がありました。執行部からは、県民世論調査において、県民が薬局で入手したい情報の一つに栄養に関することが挙がっている。現在でも、栄養士に相談ができる薬局があり、来年度に拡充したい情報の一つであると考えている。健康づくり支援薬局でも今以上に健康づくりに関する情報発信ができるよう、しっかり取り組みたいとの答弁がありました。

次に、母子保健事業費について、執行部から、1歳6カ月児及び3歳児健診の受診促進のための市町村への支援や未受診児への受診勧奨などに係る経費であるとの説明がありました。

委員から、本県の乳幼児の健診受診率が全国平均と比べて相当低いと思うが、どのような対策を行っていくのかとの質疑がありました。執行部からは、乳幼児健診の受診率の向上に取り組む市町村を支援するための補助金の創設や保育所と連携した啓発活動、また休日健診の実施などに取り組んだ。平成28年度も、市町村が未受診児のいる家庭を訪問するための補助金を継続するなど、さらなる受診率の向上を目指したいとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計予算」のうち、福祉・介護人材確保事業費について、執行部から、介護人材の不足が見込まれる中、新しい人材の確保や離職防止対策として資格取得支援や福祉機器等の導入支援による職場環境の改善、管理者向けの職場定着支援セミナーの開催などに要する経費であるとの説明がありました。

委員から、多くの福祉・介護職員は、人手不足や多忙のため研修を受講しづらい、また労働条件の向上のためには賃金の改善も必要と考えるが、処遇改善加算への上乗せを検討できないかとの質疑がありました。執行部からは、処遇改善加算が拡充されたが、その加算を取得していない事業所が半数程度あるため、まずは取得を促進し、賃金の改善を図りたい。また、職員が研修に参加する場合の代替職員の確保支援や賃金の向上につながる資格取得の支援にも力を入れていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、福祉・介護職員の離職理由である法人の理念や運営への不満は深刻な問題だと考えるが、どう改善するかとの質疑がありました。執行部からは、施設管理者に対してアプローチが必要と考えており、管理者向けの離職防止対策セミナーを行っているが、さらなる改善に向けて対策を検討したいとの答弁がありました。

別の委員から、介護職の困難さから施設利用者に対する虐待が社会問題となっている。介護職員が悩みを相談できる窓口の設置などについてどのような対策を考えているかとの質疑がありました。執行部からは、現状では県社会福祉協議会が運営する福祉人材センターで相談に対応することができるが、なお状況を分析し、よりよい仕組みや支援体制を検討したいとの答弁がありました。

次に、子どもの貧困対策推進事業費について、

執行部から、子供たちの環境改善を図るための基礎資料とする実態調査や地域で子供たちを見守るネットワークづくりの中心となるコーディネーターの養成研修に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、実態調査は子供たちの基礎的な指標の把握に重要なものであり、先行して調査した他県の内容などを参考に、他県とも比較のできる調査とすべきと考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、他県との比較も念頭に置き、政策効果が上がるよう専門家の意見を踏まえ、調査内容をしっかり検討したいとの答弁がありました。

別の委員から、子供の見守り体制の強化は地域でさまざまな役割を担っている民生委員、児童委員への負担が増大しないか心配されるが、どのように考えているかとの質疑がありました。執行部からは、子供やその家庭と民生委員、児童委員や市町村の福祉担当職員を結びつけるコーディネーターを配置することで少しでも負担を減らしたいと考えている。特に虐待事例が多い市部においては、早急な配置をお願いしたいと考えているとの答弁がありました。

次に、出会い・結婚支援事業費について、執行部から、独身者の多様なニーズに対応した出会いの機会の拡大を目的として、男女を引き合わせるマッチングシステムの窓口業務の運営や出会いイベントの実施などに要する経費であるとの説明がありました。

委員から、ことしの1月から申し込みの受け付けを始めたマッチングシステムの登録者数をどう評価しているかとの質疑がありました。執行部からは、現在、約390名の申し込みがある。当初の目標である300名の登録は達成できると考えているが、他県の同様の取り組みでは600から700名が登録しており、まずはそこを目指したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、結婚応援事業を通じた具体的な成果目標をどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、平成21年度から県主催でイベントを行っているが、県がかかわって成婚に至ったのは累計で82組である。今後、さらに成婚数がふえるよう取り組みたいとの答弁がありました。

次に、文化生活部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計予算」のうち、産学官民連携推進費について、執行部から、本年度4月に県立大・工科大永国寺キャンパスに開設された産学官民連携センターココプラにおいてビジネスプランコンテスト、土佐まるごとビジネスアカデミーの開催、ココプラと県内の高等教育機関が連携して取り組みを進める協議会に対する負担金などに要する経費であるとの説明がありました。

委員から、ココプラが開設され、産学官民の連携が進んできたと感じる。そうした中、県内の大学が連携して高知県の課題について研究することの必要性をどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、ココプラに駐在する各大学等のコーディネーターとの会議においても大学間の連携を活発にしたいとの意見が出ており、今後のココプラの取り組みに生かしていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、大学間の連携は難しいと思うが共同研究が進むような工夫をしてほしいとの意見がありました。

次に、高知版ファミリー・サポート・センター運営費補助金について、執行部から、女性が働きながら安心して子育てができるよう、地域の支え合いにより子育てを支援するファミリーサポートセンターの設置・運営への支援やPR、サービスを提供する会員になるための研修に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、現在、高知市と佐川町でセンター

が開設されているが、今後幾つの市町村に設置していく考えかとの質疑がありました。執行部からは、平成31年度末までに高知市周辺や市部を中心に13程度の市町村での設置を目指したいとの答弁がありました。

別の委員から、高知県が安心して子育てができる県としてPRができるよう県内全市町村へのセンター開設に取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、第45号「高知県産業人材定着支援基金条例議案」について、執行部から、大学在学中に日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受け、大学卒業後に県内で就職する方の当該奨学金の返還を支援することで、地域産業を支える中核人材の確保を図るため基金を設置するものであるとの説明がありました。

委員から、支援対象者の要件に、リーダー人材として本県の発展に貢献できる者とあるが、リーダーという表現は支援を受けようとする方のプレッシャーとなるおそれもあるため、例えば高知県を支える意欲のある人材というように変えられないかとの質疑がありました。執行部からは、財源に国の特別交付税を充てているため、国の要綱上のリーダーという表現を使用しているが、学生の意欲をそがないよう検討したいとの答弁がありました。

次に、第46号「高知県夢・志チャレンジ基金条例議案」について、執行部から、高知県の高校生が家庭の経済状況で進路選択の幅が狭められることなく大学へ進学し、卒業後、日本や世界で大きく活躍してほしいとの思いを持つ本県出身の篤志家からの御寄附により、学生が返還の義務を負わない給付型奨学金制度を創設するため、基金を設置するものであるとの説明がありました。

委員から、危機管理文化厚生委員会としても、篤志家の方の御意志に心より感謝したいとの意

見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。(拍手)

○議長（三石文隆君） 商工農林水産委員長弘田兼一君。

（商工農林水産委員長弘田兼一君登壇）

○商工農林水産委員長（弘田兼一君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第8号議案、第11号議案から第16号議案、第23号議案、第31号議案から第35号議案、第47号議案、第56号議案、第60号議案、第72号議案、第86号議案、第87号議案、第88号議案、以上21件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計予算」のうち、海洋深層水試験研究費について、執行部から、海洋深層水の産業利用のための研究などに要する経費で微細な藻の大量培養技術の開発など3件の研究を予定しているとの説明がありました。

委員から、平成28年度の海洋深層水関連予算の編成に当たり、産業振興計画での位置づけも含めて、どういったところを目指しているのか、また海洋深層水研究所の機能や役割についてどのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、海洋深層水の利用価値や研究所の役割について整理すべき時期ではないかと感じており、海洋深層水研究所とも協議している。これまで水産利用を中心に研究してきたが、今後は工業利用での研究を強化していくことを考えている。海洋深層水にはさまざまな微生物な

どの有用資源が含まれており、来年度、県内の大学を初め国の機関も含めて本県の海洋や海底資源を活用した共同研究について検討することになっているとの答弁がありました。

次に、第88号「県有財産（（仮称）川谷刈谷第二工業団地）の処分に関する議案」について、執行部から、ルネサス社から無償で譲り受けた第2棟用地である県有財産の（仮称）川谷刈谷第二工業団地を予定金額6億476万3,280円以内で処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び高知県財産条例第2条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであるとの説明がありました。

委員から、香南工業用水道の利活用を図ることが課題であると考えますが、平成28年度以降どのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、香南工業用水道はもともとルネサス高知工場第2棟用に整備されている。工業団地への企業誘致に当たっては、ルネサス高知工場の譲渡先企業によっては調整も必要となるが、雇用効果のほか、工業用水の利用についても考慮したいと考えている。今後、本委員会でも状況等を説明していきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計予算」のうち、産地競争力強化支援事業費について、執行部から、オランダ・ウェストラント市との技術交流により環境制御技術の開発と普及の加速化を図るものである。また、グローバルGAP認証の取得に向けた研修などへの支援、IPM技術の確立と普及、ミシマサイコを中心とした薬草の生産振興など、高知県の強みを生かした取引の拡大、産地の強化を図るものであるとの説明がありました。

委員から、薬用植物については、牧野植物園と連携して取り組んでいるが、研究が一定進ん

だものはどのように事業化していくのか、また生産者等に対する支援をもう少し手厚くする必要があるのではないかと質疑がありました。執行部からは、牧野植物園、環境共生課、環境農業推進課の3者で協議し情報共有する中で、薬効がすぐれ有用性のある薬用植物については農業振興部が引き継ぎ現地適応性などを実証し、適応性が確認されたものについては産地化に向けた支援に取り組んでいる。産地の拡大のためのポイントは、農業振興センターの技術支援等による栽培技術のレベルの引き上げだと考えているとの答弁がありました。

次に、集落営農・複合経営拠点支援事業費について、執行部から、集落営農の方向性としては、集落営農の裾野を広げるとともに、園芸品目等を導入し、複合経営に取り組むこうち型集落営農と法人化へのステップアップに向け、一体的に推進する。また、地域農業の核となるJA出資型法人や市町村農業公社などの法人経営体が、中山間地域に適した農産物の生産や施設園芸、6次産業化などの稼ぐ農業と農作業の受託や新規就農者の育成、庭先集荷などの支える農業を複合的に経営することで、地域農業を支えていく中山間農業複合経営拠点となるよう、県内全域への整備、拡大に取り組むとの説明がありました。

委員から、地域では人材の減少が進み、1人が集落営農や集落活動センターなどの取り組みの中心を担っている例もあり、新たな事業の提案があっても受けることが難しくなっている。他部局が進めている集落活動センターやあったかふれあいセンターといったさまざまな取り組みとの集約化や調整はできないかと質疑がありました。執行部からは、農業の複合経営拠点においても地域の農業を支えるだけではなく、地域の社会生活を支える集落活動センターの役割を担えないか、あるいは連携した取り組みが

できないか検討しているとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計予算」のうち、小規模林業推進事業費について、執行部から、昨年1月に小規模林業推進協議会を設立し、各種支援を行っているが、施業地の確保や市町村との連携が必要だとの指摘がある。そのため、次年度は支援内容を拡充し、市町村との連携による事業をスタートさせたいとの説明がありました。

委員から、山を所有していない移住者等の新規就業者の施業地の確保に向けて具体的にどのように取り組むのかとの質疑がありました。執行部からは、市町村や地元の方の協力を得ながら林地の集約化を進め、施業地を確保していく。ただし、林業だけでは十分な収入が得られない場合もあるため、副業型林家の育成についても支援していきたいとの答弁がありました。

次に、CLT建築促進事業費補助金について、執行部から、CLTを使った木造建築の普及を図るため、森林整備加速化・林業再生基金事業を活用し、店舗兼事務所やサービスつき高齢者共同住宅の設計経費に対する支援を計画しているとの説明がありました。

委員から、県産材の利用促進に向けたCLTの普及は今までにない分野に道をつける意味でも頑張ってもらいたい。設計上の問題やコスト等の課題もあるが、それらの解決に向けてどのように取り組むのかとの質疑がありました。執行部からは、現在国がCLTに関する設計方法と強度などについてパブリックコメントを行っており、4月の早い時期にはCLTの法令、基準が一定整備されるが、設計や施工面で課題があると認識している。そのため、県内の6つのCLTを用いた建物の事例を通して技術の習得や知見を蓄積し、次の建物に生かしていく。また、需要の拡大に向け、知事を先頭にCLTで

地方創生を実現する首長連合を設立し、さまざまな方面で提案やPRを行っている。コスト面については、大きな工場での量産化や原木生産から製材までの一体化した取り組みが必要と考えたとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計予算」のうち、高知県1漁協支援事業費について、執行部から、合併に参加していないすくも湾漁協など5つの漁協と高知県漁協がそれぞれの経営状況などについて意見交換を行う会議の開催や昨年12月からスタートした上ノ加江漁協と高知県漁協との合併協議への支援及び高知県漁協の経営改善に関する指導、支援を行うものであるとの説明がありました。

委員から、高知県漁協と合併に参加していない漁協との関係はうまくいっているのか。高知県漁協と単一漁協に対する県の政策の推進に当たっては、今後もバランスをとってもらいたい。また、できるだけ高知県漁協に加入してもらうことが必要だと思うが、今後の見通しはどうかとの質疑がありました。執行部からは、制度の周知や支援については、各漁業指導所が分け隔てなく漁協、漁業者のニーズに対応している。県1漁協については、受け皿となる高知県漁協の財務状況への不安から加入に難色を示しており、引き続き財務改善に向けて支援をしていくとともに、経営状況が厳しく加入できない単一漁協については検査等を通じて指導を強化したい。また、加入に向けて協議会を立ち上げた漁協もあることから、そうした動きに対しても積極的に支援していくとの答弁がありました。

次に、定置網経営改善促進事業費補助金について、執行部から、大敷組合などが設置している定置網の水中の状況や潮の流れの調査などを支援するものであるとの説明がありました。

委員から、現在、定置網漁でとれる魚は非常

に安価で、既存の定置網漁業経営体は厳しい経営状況にある。鮮魚としてだけでなく、活魚として付加価値を高める仕組みの導入や経営改善に向けて積極的な指導、支援をしてもらいたいがどうかとの質疑がありました。執行部からは、とれた魚の高付加価値化については、蓄養小割等を用いて出荷を調整する試験などを行い、少しでも高く売れるよう取り組んでいる。また、水中テレビや潮流調査などにより網の状態や漁具の確認を行い、ふぐあいがあれば改良できる支援もしている。さらに、急潮と言われる急な潮の流れにより網が流される被害が発生していることから、潮流計等を設置し、天候や黒潮の流れとを組み合わせ、急潮を予測する技術の開発に努めているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

農業振興部についてであります。

T P P 農業分野について、執行部から、昨年末に国が T P P の影響について試算結果を発表したことから、先月4日に、本県も国の試算方法に基づいた試算結果を公表した。また、現時点では見通せない米や畜産物などの外国産品の流入による価格の低下や、米から野菜への転作が進んだ場合の野菜価格への影響等、経営への不安感による生産意欲の減退、生産量の低下が懸念されることなどもあわせて公表したとの説明がありました。

委員から、生産減少額の算出方法は総合的な T P P 関連政策大綱に基づく国内対策の効果を考慮したとされているが、対策の効果の中身がわからない。本来、生産減少額等がどの程度になるかをトータルで見た上で対策を考えなくてはいけないと思うとの意見がありました。

別の委員から、試算に基づく数字は一つの考え方とし、今しっかりやっておくべきことをやることが必要である。T P P を視野に入れて平成28年度予算は編成されたと思うので、これが

有効に機能するよう生産者とともに取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインの策定について、執行部から、太陽光発電の導入が進む中、施設の設置運営に関する規制等がないため、全国的に事業者と地域住民との間でトラブルが発生し、本県においても問題が生じている。そのため、規制がなくても、遵守してもらいたい事項を例示し、事業者の自主的な取り組みを求め、地域と調和した太陽光発電事業が推進されることを目的に、ガイドラインを策定するものであるとの説明がありました。

委員から、住民との合意形成を得ずに事業に着手し、住民側の不信感が募って問題が生じている。そういった合意形成を図らない事業者への対応についてもガイドラインに反映されるのかとの質問がありました。執行部からは、ガイドラインは強制力がなく、自主的な取り組みとして定めるものとなるが、一定の抑止力にはなると考えている。全国的な問題にもなっているため、全国知事会としても制度の創設を求めており、国に対しても引き続き同様に求めていきたいとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(三石文隆君) 産業振興土木委員長坂本孝幸君。

(産業振興土木委員長坂本孝幸君登壇)

○産業振興土木委員長(坂本孝幸君) 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第8号議案、第11号議案、第17号議案、第18号議案、第23号議案、第36号議案、第37号議案、第60号議案、第73号議案、第91号議案、第92号議案、

以上12件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第23号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、産業振興推進総合支援事業費補助金について、執行部から、平成21年度以降、33億円余りを補助し実績を上げており、平成27年度も市町村から要望があった事業を予算計上していたが、執行できなかつた1億4,000万円余りを減額補正するものであるとの説明がありました。

委員から、執行率が低い要因は何かとの質疑がありました。執行部から、事業計画を精査する際に規模の見直しや採算性の問題などにより再検討が必要となるものがある。補助金のハードルが高いとの声もあるが、ビジネスとして専門家の厳しい目で審査を行う必要がある。2度目の審査で非常によくなっている事業計画もあり、審査会がブラッシュアップの場にもなっているとの答弁がありました。

委員から、アドバイザーの派遣件数が減っている要因は何かとの質疑がありました。執行部から、当初はほぼ全ての地域アクションプランが取り組みを始めたばかりであり、派遣件数が多かった。軌道に乗ってきた事業の改善や新たな地域アクションプランにはアドバイザーの派遣が有効であるため、今後も適切にアドバイザーを派遣し、事業のブラッシュアップを支援していきたいとの答弁がありました。

次に、第1号「平成28年度高知県一般会計予算」のうち、移住促進事業費について、執行部から、移住促進策をバージョンアップし移住相談件数の増加策や各産業分野の担い手確保対策と連携した移住につながるプロジェクトの展開、市町村と県の相談体制の質の向上、各地域における受け入れ体制のさらなるレベルアップなど

に取り組むものであるとの説明がありました。

委員から、移住者の年齢層や仕事、住宅についてはどういう状況なのかとの質疑がありました。執行部から、移住者は20歳代から40歳代が8割以上を占めており、若い方が多い。仕事については、一般企業への就職が一番多く、4割近くを占める。次に、地域おこし協力隊員が多く、若い年齢層が多いことと相関関係があると考えている。住宅については郡部でも市町村の空き家バンクが充実してきているものの、一方で空き家が足りなくなっている地域もあるとの答弁がありました。

別の委員から、移住・交流コンシェルジュと市町村の相談員、地域移住サポーターの役割分担や連携はどうなっているのかとの質疑がありました。執行部から、県のコンシェルジュは総合案内役として最前線に立ち、高知の実情や仕事、環境などを案内し、相談者にイメージができれば希望の市町村の窓口にバトンタッチする。バトンを受けた市町村の相談員が具体的な希望を聞き、住宅や学校などの情報を伝えていく。移住すれば、地域移住サポーターが地域のコミュニティーの一員となれるようつなぎ役として目配りをする。それぞれが役割分担し連携しているとの答弁がありました。

別の委員から、コンシェルジュや移住相談員のさらなるレベルアップとはどういう内容かとの質疑がありました。執行部から、全ての市町村に移住相談のスタッフが配置される見込みが立ち、これからは質の向上が求められる。数多くの相談に対応している県のコンシェルジュと一緒に研修を行い、レベルアップを図りたいとの答弁がありました。

別の委員から、ほかの都道府県で移住者が多いのはどこかとの質疑がありました。執行部から、岡山県、鳥取県、長野県、島根県、岐阜県が多い。岡山県の平成26年度の移住者は1,737

人で、関西に近いことから移住者が多いと考えられるとの答弁がありました。

別の委員から、C C R Cの取り組み状況はどうかとの質疑がありました。執行部から、高知県版のC C R C構想をココプラで取りまとめている。都市部のアクティブシニアを対象に、中核人材としての求人と住環境にも魅力を感じていただき、元気なシニア層を呼び込んで産業振興を図りたいとの答弁がありました。

別の委員から、移住しようとする方にとって既に移住した方の意見は大きいことから、客観的な意見が届くよう情報発信の仕方に工夫が必要であるとの意見がありました。

別の委員から、高知の大学に入学した方にできるだけ高知に残っていただけるよう、アプローチを検討してもらいたいとの意見がありました。

次に、中山間対策・運輸担当理事所管についてであります。

第23号「平成27年度高知県一般会計補正予算」のうち、集落活動センター推進事業費について、執行部から、集落活動センターの仕組みづくりなどのため、国の地方創生の補正予算に対応して2億6,000万円余りを増額補正し、その全額を平成28年度に繰り越すものであるとの説明がありました。

委員から、集落活動センターの単独での運営は厳しい実態があるので、県は財政的な支援も含めてもっと手を足すべきだと思ふとの意見がありました。執行部から、立ち上げ時の補助金に加え、経済活動についてはさらに3年間支援を継続しており、事務局職員の雇用やアドバイザーの派遣、人材育成の研修などについて継続的に支援しているとの答弁がありました。

別の委員から、1自治体1集落活動センターというように規模がだんだん大きくなってきて、目的が集落の維持から経済活動に変わってきているように見えるが、その規模の違いをどう考

えればよいのかとの質疑がありました。執行部から、年度末には規模の大きい集落活動センターの立ち上げが続くが、小規模な集落活動センターの立ち上げも今後予定されている。集落活動センターの目的は、住民主体で集落の課題を解決する仕組みづくりであり、全てを大規模なものとして進めているわけではない。集落活動センターの活動例として示しているものには、当初から経済活動も含まれており、経営基盤の強化に取り組んでいる。後発のセンターでは、スタート地点から経済活動がメインになっているところもあるとの答弁がありました。

委員から、経済活動に力を入れないと集落活動センターがつかれないとなったときに、小規模な集落はどうなっていくのかとの質疑がありました。執行部から、成長戦略と連動するような取り組みには条件が要る。条件が整う地域では、新たな雇用が生まれるようしっかり進めていく。生活を支える機能が弱い小さな集落に対しては、住民が住み続けられるよう、これまで生活支援の事業を実施してきており、こうした取り組みの集大成として集落活動センターの取り組みがある。今後とも、しっかりとサポートしていくとの答弁がありました。

別の委員から、県内の各集落活動センターのさまざまな強みや弱みを話し合い、取り組みの参考とするための連絡協議会はよい取り組みであり、まだ集落活動センターを立ち上げていない地区にも参考になると思ふとの意見がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計予算」のうち、観光振興推進事業費について、執行部から、外国人旅行者の動向調査を行い、外国人旅行者向けの鉄板観光商品を造成、販売することなどにより、国際観光の強化を図るものであるとの説明がありました。

委員から、日本と台湾の間にはかつて日本が為替制度や鉄道をつくったことなどから歴史的な縁があり、親日派も多い。そういう縁を生かした観光もできるのではないか。また、よさこい踊りの交流もあり、姉妹都市の締結ができれば、修学旅行や企業間などのさまざまな交流が広がると思うがどうかとの質疑がありました。執行部から、台湾の大学と土佐清水市がインターンシップ協定を締結したほか、台湾の中学生が高知の中学校を訪問し、交流したいという話があるなど、今後もさまざまな形で台湾との交流を深めていきたい。国際観光については、台湾はもとより国ごとのニーズを捉え、観光客の誘客を図りたいとの答弁がありました。

別の委員から、佐竹音次郎先生がつくった施設が台湾に今もあり、縁がある。佐竹音次郎は偉大な方で、その点にも着目してもらいたいとどうかとの質疑がありました。執行部から、佐竹音次郎先生の史跡などについては、地元の四万十市の意向も踏まえ、歴史を中心とした博覧会の準備を進める中で磨き上げなどに取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、観光庁の広域観光周遊ルートに認定されたことは大きいので、高知県単独や四国4県の取り組みに加え、観光庁の力をフルに活用して取り組みを進めてもらいたいとの意見がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計予算」のうち、建設業活性化事業費について、執行部から、高知県建設業活性化プランに基づき、建設業関係団体が行う建設業の広報事業や若年者の入職、定着促進の取り組みに対して補助するとともに、建設業支援アドバイザーの派遣やコンプライアンス研修を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、若い技術者が入ってこない要因と

して休日がきちんととれないことなどもあると思う。適切な工期設定や書類の簡素化など、管理業務を軽減することで休日の確保が支援できないかとの質疑がありました。執行部から、若者にとって休日がきちんととれるということは重要だと考えており、これまでになく余裕のある工期の設定を試行するなど、受注者の休日に配慮した取り組みを行っているとの答弁がありました。

別の委員から、地域の建設事業者は、南海トラフ地震対策でも重要な役割を持つが、中小建設事業者を育成する取り組みはどうかとの質疑がありました。執行部から、県は発注者として事業者の利益の確保や余裕のある工期設定により職場環境の改善を促すことで若い技術者を定着させるなど、中小建設事業者の育成に努めたいとの答弁がありました。

別の委員から、人材の確保のためには、やりがいを持つことが必要だと思う。県の出先機関の職員が現場の技術者と対等な立場で意見交換を行う場を設けることで、両者がやりがいを持って働くことができると思うが、そういう機会はつくれるのかとの質疑がありました。執行部から、土木事務所の職員の技術力向上と現場に出る時間の確保を図りたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、若い技術職員と現場レベルでの意見交換の場を持ってもらいたいとの意見がありました。

次に、砂防諸費の内容等について、執行部から、大規模土砂災害対策訓練を4カ所で行うため、現地踏査や訓練シナリオの作成、ワークショップの実施、課題の整理などを委託する経費などであるとの説明がありました。

委員から、訓練に参加しない方やほかの地域の方も臨場感を持てるよう情報発信すればよいと思う。積極的にマスコミに来てもらい、広く情報が伝わるようにしてもらいたいとの意見が

ありました。

別の委員から、コンサルタント業者の見積もりから委託料を算定したとのことだが、算定した事業者が受注するののかとの質疑がありました。執行部から、受注実績のあるコンサルタント業者に見積もりを依頼しているが、発注は指名競争入札で行っており、見積もりを算定した事業者が受注するとは限らないとの答弁がありました。

委員から、経費の縮減のために、県が専門的な技術力を持ち、事業者の見積もりがふさわしいかどうか評価できないといけないので、技術力の向上に力を入れる必要があるのではないかとの質疑がありました。執行部から、ノウハウの蓄積などにより県職員の技術力を向上できるよう努力していきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

土木部についてであります。

高知市に譲渡した排水機場の電気料金の誤払いについて、執行部から、平成4年度に高知市に譲渡した排水機場の電気料金を平成27年9月分まで誤って県が支払っていたものであり、高知市と協議し、民法に定める不当利得のうち消滅時効が完成しない10年分、約1,500万円の返還を高知市に求めることとなったとの説明がありました。

委員から、県にとっては損失であり、また高知市以外の県民にとっては納得できない部分が残るのではないかとの質問がありました。執行部から、この排水機場の背後には重要な道路や文教施設などもある。それらを浸水から保全し高知市以外の県民の受益にもつながったものと考えているとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。(拍手)

○議長(三石文隆君) 総務委員長池脇純一君。
(総務委員長池脇純一君登壇)

○総務委員長(池脇純一君) 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第8号議案、第19号議案、第23号議案から第28号議案、第38号議案、第42号議案、第43号議案、第48号議案、第49号議案、第51号議案から第55号議案、第57号議案、第58号議案、第76号議案から第78号議案、第80号議案から第85号議案、第89号議案、以上37件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計予算」のうち、受付案内業務等委託料について、執行部から、本庁玄関及び県民室での案内業務や代表電話の交換業務などを民間事業者へ委託するものであるとの説明がありました。

委員から、業務遂行中に問題が発生した場合の対応はどうなっているのかとの質疑がありました。執行部からは、委託業者とは定期的に意見交換をしており、問題が発生した場合は逐次報告を受けているとの答弁がありました。

別の委員から、委託業者の選定はどのような方式で行っているのかとの質疑がありました。執行部からは、プロポーザル方式により決定しており、現在の委託業者の選定時には2社から企画提案があったとの答弁がありました。

委員から、もっと多くの業者の参加があってもよい事業内容であると考えられるので、県内産業の育成の意味でも参加がふえるような取り組みをしてもらいたいとの意見がありました。

次に、第57号「高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、県民の利便性の向上及び行政事務の効

率化を図るため、本人確認情報を利用することができる事務を住民基本台帳法に基づき条例に追加するとともに、同法による法定利用事務と重複する事務を削除するものであるとの説明がありました。

委員から、県民のマイナンバー制度への不安が払拭されていない中で条例の整備を進めることについて、どう考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、マイナンバーの利用を新たな分野に広げるものではなく、住民票添付の省略など、あくまでも県民の皆様の利便性の向上と市町村を含めた行政の効率化を図るために進めているものであるとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「平成28年度高知県一般会計予算」のうち、教職員住宅等整備費の測量設計等委託料について、執行部から、教職員住宅の耐震化に伴う改築のための設計や老朽化し使用する見込みのない住宅を処分するための用地確定測量などの委託に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、処分されることとなる住宅を地方創生に係る移住施策のために利用することはできないかとの質疑がありました。執行部からは、公共的利用の可能性について、関係方面と調整した上で処分を決定している。また、県と貸付契約を締結した公共的団体から移住希望者に貸し付け等を行うなど、定住に向けた利用をしている事例があるとの答弁がありました。

次に、学力向上推進対策費のうち、中学校組織力向上のための実践研究事業について、執行部から、モデル校における縦持ちの実施など教科の組織的な指導体制のあり方等の研究を行い、中学校の学力課題の改善を図るものであるとの説明がありました。

委員から、教科会などの増加による教員の多

忙化により、部活動等その他の活動に影響が出るのではないかと質疑がありました。執行部からは、各学校において日々の学習や部活動、教科会等がバランスよく行われるよう、主幹教諭が中心となって計画を立て、実施するようにしたいと考えているとの答弁がありました。

委員から、9校のモデル校において、研究を十分に行った上で、実態に即した効果的な形をつくり、さらに実施校を拡大し、事業目標を達成してもらいたいとの意見がありました。

次に、海外留学や異文化等の理解推進事業について、委員から、県費による留学費支援が拡充され、高校生の留学の機会がふえたことは喜ばしいが、人選はどのように行っているのかとの質疑がありました。執行部からは、学校単位での参加ができない生徒に機会を与えるため、県教委において20名のプログラムを作成し、県内全域の学校から参加者を募集し、選考を行う予定であるとの答弁がありました。

委員から、今回の留学を契機としてグローバルな視点を持ち、地域を担う人材がふえることを望むとの意見がありました。

次に、学校支援地域本部等事業について、執行部から、地域による教育支援活動を通じてさらなる学校教育の充実を進めるとともに、地域ぐるみで子供の育ちを支援する体制づくりを推進するものであるとの説明がありました。

委員から、社会教育を推進するためには市町村との連携が重要であるが、どのような取り組みを行っているのかとの質疑がありました。執行部からは、市町村の担当者を対象とした研修や社会教育に対する意識を高めるための社会教育実践交流会を開催するなどの支援を行っているとの答弁がありました。

委員から、高齢化や人口減少等により地域の社会教育全体が弱体化している現状があるので、それを踏まえた上で事業に取り組んでもらいた

いとの意見がありました。

次に、新図書館等整備事業費及び図書館管理運営費について、執行部から、免震装置納入のめどが立ち、工事が再開されることから、整備に必要となる工事請負費や図書館協議会委員報酬などの経費であるとの説明がありました。

委員から、図書館協議会委員の意見に対して、県と高知市で意思統一がなされた対応ができるのかとの質問がありました。執行部からは、高知市と十分に協議、調整し、対応していきたいとの答弁がありました。

また、東洋ゴム工業による免震装置の問題により、当初から大幅に計画が変更されていることを踏まえ、総務委員会は、財源の内訳も含め確定後の総事業費の報告を求めることとしました。

次に、報告事項についてであります。

教育委員会についてであります。

高知県教育等の振興に関する施策の大綱案及び第2期高知県教育振興基本計画案について、執行部から報告がありました。

委員から、大綱及び基本計画の推進に当たっては、市町村教育委員会と共通認識を持つて取り組む必要があると思うがどう考えているかとの質問がありました。執行部からは、大綱及び基本計画の内容について、市町村教育委員会への説明会を開催することとしており、その内容と方向性を合わせ、自主的、主体的な取り組みをさらに推進していただきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、策定後の周知をどのように行うのかとの質問がありました。執行部からは、大綱及び基本計画の本文と概要版を冊子にして、教職員等教育関係者に配付するとともに、さまざまな広報媒体を通じて県民の皆様に周知を行うとの答弁がありました。

次に、高知県立特別支援学校再編振興計画第

2次案について、執行部から、高知江の口養護学校の再編振興計画などについて報告がありました。

委員から、高知江の口養護学校の移転により隣接している高知赤十字病院から離れ、寄宿舎が併設ではなくなるなどの形態の変化による影響はないかとの質問がありました。執行部からは、心身症等の生徒の増加などの病状の変化により、主治医との連携がメインとなってきており、緊急時には近隣の病院での対応が可能であり、寄宿舎についてはスクールバス等の利用により移動手段は確保できると考えているとの答弁がありました。

委員から、移転候補地において、今後の重要性が増してくる心の教育センターの独立性と機能の強化についてもあわせて検討してもらいたいとの意見がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。
(拍手)



採 決

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されまし

た。

次に、第2号議案から第49号議案まで、第51号議案から第74号議案まで、第76号議案から第78号議案まで及び第80号議案から議第92号議案まで、以上88件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 全員起立であります。よって、以上88件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

(議長三石文隆君退場、副議長西森雅和君議長席に着席)



議案の追加上程、提出者の説明、採決(第93号—第97号)

○副議長(西森雅和君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末356ページに掲載〕

○副議長(西森雅和君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第93号「高知県教育委員会の教育長の任命についての同意議案」から第97号「高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案」まで、以上5件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(西森雅和君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) ただいま追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第93号議案は、高知県教育委員会の教育長の任命に関するものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、高知県教育委員会の委員としての任期中に限り教育長として在職している田村壮児氏の任期が今月31日をもって満了いたしますため、同氏を高知県教育委員会の教育長に任命することについての同意をお願いするものであります。田村教育長は、すぐれた行政手腕によりまして、本県の教育行政の推進に大きな力となっていておられます。人格、識見、力量ともにすぐれており、教育長として今後もさらなる教育改革の推進を図る上で大きな力を発揮していただける適任者だと考えております。

次に、第94号議案は、高知県監査委員の選任に関するものであります。この議案は、県議会議員のうちから選任されております浜田英宏氏と加藤漢氏が今月31日をもって退職されるため、その後任に三石文隆氏と坂本孝幸氏を選任することについての同意をお願いするものであります。

第95号議案は、高知県教育委員会委員の小島一久氏の任期が来月1日をもって満了いたしますため、新たに平田健一氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

第96号議案は、高知県収用委員会委員の日和崎二郎氏の任期が5月14日をもって満了いたしますため、新たに川村直哉氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

また、第97号議案は、高知県収用委員会予備委員の水田信幸氏の任期が5月14日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（西森雅和君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（西森雅和君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第93号「高知県教育委員会の教育長の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（西森雅和君） 全員起立であります。

よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第94号「高知県監査委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

○副議長（西森雅和君） まず、三石文隆君を高知県監査委員に選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（西森雅和君） 起立多数であります。

よって、三石文隆君を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

（10番坂本孝幸君退場）

○副議長（西森雅和君） 次に、坂本孝幸君を高知県監査委員に選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（西森雅和君） 起立多数であります。

よって、坂本孝幸君を監査委員に選任すること

については同意することに決しました。

（10番坂本孝幸君入場）

○副議長（西森雅和君） 次に、第95号「高知県教育委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（西森雅和君） 全員起立であります。

よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第96号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（西森雅和君） 全員起立であります。

よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第97号「高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（西森雅和君） 全員起立であります。

よって、本議案に同意することに決しました。

（副議長西森雅和君退場、議長三石文隆君入場し議長席に着席、副議長西森雅和君入場）



議案の上程、採決（議発第1号 条例議案）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末357ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） 日程第2、議発第1号「高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決（議発第2号—議発第5号 意見書議案）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第2号から議発第5号 卷末359～
366ページに掲載〕

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第2号「医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書議案」から議発第5号「再生可能エネルギー発電所建設に係る法整備を求める意見書議案」

まで、以上4件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書議案」から議発第5号「再生可能エネルギー発電所建設に係る法整備を求める意見書議案」まで、以上4件を一括採決いたします。

以上4件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君） 全員起立であります。よって、以上4件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決（議発第6号—議発第7号 意見書議案）

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第6号、議発第7号 卷末368～〕

371ページに掲載

○議長（三石文隆君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第6号「消費税増税中止を求める意見書議案」及び議発第7号「軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

34番中根佐知さん。

（34番中根佐知君登壇）

○34番（中根佐知君） 私は、日本共産党を代表し、議発第6号「消費税増税中止を求める意見書議案」に賛成、議発第7号「軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書議案」に反対の立場で討論を行います。

安倍政権は、第2次政権発足後、2014年4月に消費税の税率をそれまでの5%から8%に引き上げました。増税等による負担増は7兆円を越し、国民の暮らしを一気に冷え込ませ、経済を低迷させました。勤労者の実質収入や消費の低迷は長期にわたって続き、経済全体の規模を示すGDPも増税直後にマイナスに落ち込んだだけでなく、1年以上たった昨年4月から6月

期や直近の10月から12月期もマイナス成長になるありさまです。安倍首相も消費税増税の影響について、予想以上に落ち込み、予想以上に長引いているとし、これまでの一時的な影響としてきた見通しの誤りを認めています。

1997年の増税のときも、家計消費が落ち込み、その後の不況の原因となりました。そして、その後17年間、消費税は増税しませんでした。ところが、今回はその1997年よりも消費が落ち込んでいるもとので、来年これを10%に再増税しようとしています。来年の増税は2%ですが、実質的には連続増税であり、家計にとってみれば3年間で5%から10%に引き上がることとなります。

政府の国会での答弁によれば、1世帯当たり18万4,000円、1人当たり8万1,000円程度というすさまじい負担増になります。このまま増税に突き進めば国民の暮らしも日本経済も大変なことになるのは明らかです。安倍政権の消費税増税の影響が長引き、経済が低迷を続けており、アベノミクスで大企業のもうけをふやしても大企業はため込みをふやすだけで賃金や雇用の改善に回さず、国民の消費は伸び悩んでいます。

消費税増税に警戒と批判が高まっており、安倍首相の経済ブレーンと言われる内閣官房参与の本田悦朗氏までが、消費税率10%への引き上げは必ず凍結すべき、客観情勢として消費増税ができる経済環境に全くなっていない、同じく内閣官房参与の浜田宏一アメリカ・イエール大学名誉教授は、ロイターとのインタビューで、消費増税を強行するのはかなりのリスクがある。経済のパイが縮小してしまうと発言をしています。政府は、5月のサミットを見据えて、国際金融経済分析会合を開きましたが、講師のスティグリッツ・アメリカ・コロンビア大学教授は、消費税は総需要を増加させるものではなく、今のタイミングで引き上げるのは適切ではないと

主張しています。消費税の増税中止は政治の重大な焦点課題です。

消費税の増収分は社会保障に使われると言いますが、ほとんどは財源のつけかえです。昨年6月の骨太方針では、社会保障費の自然増1兆円と言われるものをその半分の5,000億円に削減することが決められ、部分的な改善はありますが、全体としては年金、医療・介護など改悪のオンパレードとなっています。医療崩壊、介護崩壊をもたらした小泉改革の2,200億円削減に倍する削減が推し進められようとしています。県民所得が低く中小企業が多い、医療・福祉の分野が最も大きな雇用分野となっている本県は、最も大きな被害を受ける県であると言えます。また、東日本大震災からの復興にも逆行するものだと考えます。

安倍政権は、昨年10月に、消費税を8%から10%に引き上げる予定でしたが、2017年4月に延期、増税の打撃をごまかすために軽減税率導入などを持ち出しました。軽減税率と言いますが、一部の品目を据え置くだけで、それ以外の税率は引き上げられるため、国民にとっては1人当たり2万7,000円、1世帯当たりでは6万2,000円もの負担増になります。

税率が複数になる混乱や中小業者への負担増も予想され、一時的な補助で済む問題ではありません。消費税は低所得者に重いという逆進性を持っていますが、軽減税率制度を導入しても税率を10%にすれば今よりも逆進性が強まることは財務大臣も認めています。社会保障に最もふさわしくないのが消費税です。しかも、軽減税率は将来のさらなる増税への布石です。

公明党の斉藤鉄夫税調会長が、将来消費税率は13から15%、欧州並みの20%に、そのときでも食べ物は8%に据え置かれる、そのときに初めて軽減税率の意味が出てくると述べ、財務省大臣官房審議官も、軽減税率導入によって税率

を上げる決断をする政権はやりやすくなるだろうと表明しています。

さらなる増税を前提とした軽減税率や導入に向けた事業者への支援強化ではなく、10%増税をきっぱり中止すべきです。

以上、議発第6号「消費税増税中止を求める意見書議案」に賛成、議発第7号「軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書議案」に反対し、討論といたします。

同僚各位の賛同をどうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議発第6号「消費税増税中止を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

次に、議発第7号「軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、討論、採決(議発第8号—議発第9号 意見書議案)

○議長(三石文隆君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記

に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第8号、議発第9号 巻末373～
376ページに掲載〕

○議長(三石文隆君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第8号「T P P協定を国会で批准しないことを求める意見書議案」及び議発第9号「T P Pの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書議案」、以上2件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

36番米田稔君。

(36番米田稔君登壇)

○36番(米田稔君) 私は、日本共産党を代表して討論を行います。

ただいま議題となりました議発第8号「T P P協定を国会で批准しないことを求める意見書議案」に賛成し、議発第9号「T P Pの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書議案」に反対するものです。

安倍政権により、T P Pの承認案と関連一括法案が閣議決定、国会に提出されました。T P Pは米や牛肉などの農産物を含め、関税を原則

として撤廃、輸入を拡大するとともに、食の安全、著作権、雇用、医療などあらゆる分野で多国籍大企業の利益を最大限に確保するため、国民を犠牲にするルールを押しつけるものです。

とりわけI S D条項は、環境、健康、地域経済などを守る国内ルールを、一企業が利潤拡大を阻害したとして国家、自治体を訴え、巨額の賠償金、制度改変を迫るというまさに国家主権を売り渡す売国的、反国民的協定と言わなければなりません。

国会決議に違反した協定は、国会の責任で批准を拒否し、関連一括法案も廃案にすべきであります。T P P協定が、交渉参加に当たって国会が決議した重要農産物を除外するなどの原則を踏みにじっていることは明白です。国会決議は、「農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと」となっています。

しかし、秘密交渉の結果、日本に全品目で95%、農林水産物で81%、重要5品目だけでも30%の品目の関税撤廃を押しつけるものとなりました。これまで日本が締結した経済連携協定——E P Aは全て除外規定があり、対象には米や麦など重要品目が入っていました。しかし、T P P協定には国会決議が求めた重要農産物の除外という言葉さえ盛り込まれていません。

しかも、安倍首相は、国会答弁で、重要5品目を除外するよう要求することすらしていなかったことを事実上認めています。さらに、撤廃を繰り上げる条項、7年後に他国から要請があれば再協議する条文も含まれており、関税撤廃を加速する仕組みです。T P Pを批准すれば、後戻りできない関税撤廃の道に突き進むということになります。

1月4日の日本農業新聞には、全国のJ A組合長を対象にしたアンケートが紹介されていま

すが、回答した523人のうち92%もの組合長が「国会決議は守れていない」と答えています。

国会決議違反が明確なT P P協定の批准はきっぱりと中止すべきです。政府は違反かどうかは国会で判断をと無責任な態度をとっていますが、そんなときだからこそ、地方から国家決議違反、批准は許さないの声を届けることが極めて重要となっています。

T P Pの本質は、投資・サービス分野の自由化であり、あらゆる経済活動に影響を与える内容となっています。徹底した検証が不可欠ですが、附属書含め、8,400ページある協定書のうち6,000ページは日本語訳も出されていない状況です。また、協定には矛盾する内容、記述が多数あり、交渉過程においてどのような具体的な提案と協議をされたのか、その中身がわからなければ判断できないと、多くの研究者、専門家から指摘をされています。

このような国民が判断できない状況で協定を批准するのは断じてあってはなりません。秘密で交渉し、膨大な協定と11にも上る関連一括法案を突然提出して、短時間で成立させようとする事自体、国会軽視のきわみと言わなければなりません。

T P Pの危険性は、そのモデルとなった米韓F T A後の韓国の実態を見れば明らかと言えます。昨年、米韓F T A反対運動を主導する韓国弁護団が来日し、講演をしています。発効から1年で畜産業の7割が廃業し、米国からの穀物を除く農畜産物輸入額はF T A発効前と比べて7割以上も増加をしています。しかも、輸入品の価格はほとんど変動していません。一方、輸出額は伸び悩み、昨年10月は前年同月比15.8%減とリーマンショック以降で最大の下落幅を記録しています。

弁護団は、韓米F T Aは一言で言うと大失敗、韓国政府が喧伝した目標はことごとく挫折と断

じています。また、韓国の各自治体は条例に基づいて地産地消の学校給食を推進してきましたが、アメリカ食品会からI S D条項で訴えられることを懸念した韓国政府は、先手を打つ格好で各自治体に給食の地産地消優先を取りやめるように指示し、9割の自治体で条例が改定されたとの報告もあります。医薬業界も、政府が国民のための適正薬価を決めることができない事態が生まれています。

アメリカがカナダ、メキシコと結んでいるN A F T Aなども同様です。先行する事例からも、一握りの多国籍企業の利益のために、各国の国民と国民経済を犠牲にする協定であることは明らかです。現在の日本の状況を見ても、大企業は空前の利益を上げ、内部留保は300兆円を超えています。実質賃金も消費支出も低下を続けています。

T P Pはこの貧困と格差を一層拡大するものです。アメリカでは、大統領候補の多くがT P P反対を掲げており、議会での議論は11月の大統領選後になる見通しです。

全文の日本語訳もないもとの審議など言語道断です。協定内容の徹底した精査、先行事例の検証など徹底した審議を尽くすという最低限の国民への責任も果たさず批准することは、決して許されません。

高知県議会は、2年前の2月議会で第1次産業を基盤に産業振興に全力を尽くす高知県議会として、国において国民との約束を守り、T P P交渉からの即時撤退をするよう断固として要望するとの意見書を全会一致で採択しています。その後も自民党の皆さんを初め国会決議の遵守を求める意見書を幾度も決議しています。

そして、今回の第9号議案は、関税が即時撤廃となるものや時間をかけて関税削減、輸入枠拡大となるものがあると述べ、事実上、国会決議が遵守されていないこと、国会決議違反であ

ることを認めています。また、地域への長期にわたる影響が懸念されると述べ、また知事も議会答弁で、零細な産地が多い県内の中山間地についてはTPPの影響を大きく受け、人口減少に拍車がかかり、地域の維持すらできなくなる可能性も否定できないと危機感を強調されました。

TPP協定が国会決議に違反することが明らかになった今、そして国民の不安や懸念を払拭する上でも、国会で批准しないことこそ唯一とすべき道であります。

国会決議の遵守を求める決議を行った県議会として、その責任を果たし、県民への約束を守ること、そして賛同した議員、政治家として誠実に政治姿勢を貫かれることを強く願うものであります。

以上、第8号議案に賛成、第9号議案に反対する討論とし、御賛同を心からお願いいたします。(拍手)

○議長(三石文隆君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議発第8号「TPP協定を国会で批准しないことを求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

次に、議発第9号「TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三石文隆君) 起立多数であります。よっ

て、本議案は原案のとおり可決されました。



常任委員の選任

○議長(三石文隆君) 日程第3、常任委員の選任を行います。

現在の常任委員会の委員は、委員会条例第3条の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり、それぞれ選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めます。よって、次期常任委員は、指名案のとおりそれぞれ選任することに決しました。

〔常任委員指名案 巻末379ページに掲載〕



議会運営委員の選任

○議長(三石文隆君) 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

現在の議会運営委員会の委員は、委員会条例第3条の2の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三石文隆君) 御異議ないものと認めま

す。よって、次期議会運営委員は、指名案のとおり選任することに決しました。

〔議会運営委員指名案 巻末380ページに
掲載〕



継続審査の件

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末381ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

（議長三石文隆君退場、副議長西森雅和君議長席に着席）



議長辞職の件

○副議長（西森雅和君） 御報告いたします。

議長三石文隆君から議長辞職願が提出されました。その辞職願を書記に朗読させます。

（書記朗読）

辞 職 願

今般一身上の都合により、議長を辞職したいので許可願います

平成28年 3月18日

高知県議会議長 三石 文隆

高知県議会副議長 西森 雅和様

○副議長（西森雅和君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議長辞職の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（西森雅和君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職の件を議題といたします。

これより、三石文隆君の議長辞職の件を採決いたします。

三石文隆君の議長辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（西森雅和君） 全員起立であります。

よって、三石文隆君の議長辞職を許可することに決しました。

（18番三石文隆君入場）

○副議長（西森雅和君） 三石文隆君の御挨拶があります。

（18番三石文隆君登壇）

○18番（三石文隆君） 高知県議会議長の職を辞するに当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

昨年の統一地方選挙後、5月、議員各位の御推挙をいただきまして、第94代議長の職に就任させていただきました。

以来1年足らずの間ではございましたけれども、公正かつ円滑な議会の運営に努めてまいりました。県行政全般にわたる議会としての監視機能の強化とあわせて、県勢浮揚、地方創生に向けた積極的な政策の提言などに専心努力してまいったところでございます。

この間、温厚で人格、見識ともにすぐれた西森雅和副議長にお力添えをいただきますとともに、同僚議員各位、さらには尾崎正直知事を初めとする執行部の皆様、そして報道関係の皆様様の温かい御支援と御協力をいただきました。おかげさまをもちまして、本日ここに、こうして議長の職責を全うすることができ、心から厚くお礼を申し上げますとともに、衷心より感謝申し上げます。

この1年を振り返ってみますと、地方創生元年と位置づけられた年ではございましたが、本県では、有効求人倍率が過去最高の1.05倍を記録しましたほか、新規就農者数は過去最多を更新し、また県外観光客の入り込み数が過去2番目となる408万6,000人を数えるなど、産業振興計画を初めとする本県のさまざまな取り組みの成果について芽が出始めた年でもありました。

しかしながらその一方で、TPPやルネサス高知工場の撤退といった、県経済への影響が懸念される事態なども発生しました。これらについては、今後の動向を注視しつつ、状況に応じた適時適切な対応が求められます。

県議会としましては、引き続き行政に対する監視と政策提言という与えられた役割と責任を果たしてまいりますとともに、政策立案能力の向上を図りながら、究極の目的である県民福祉の向上や県勢の発展、飛躍に向けて執行部とともに連携し、全力で取り組んでいかななくてはならないと考えております。

今後は、一議員としてライフワークである教育の充実と青少年の健全育成はもとより、さま

ざまな県政課題に誠心誠意取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方の一層の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げまして退任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)



議長の選挙

○副議長(西森雅和君) お諮りいたします。

議長の選挙を、この際日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(西森雅和君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより議長の選挙を行います。

本選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長(西森雅和君) 議場における議員の現在数は、37人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番坂本孝幸君及び25番大野辰哉君を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(西森雅和君) 御異議ないものと認めます。よって、立会人に10番坂本孝幸君及び25番大野辰哉君を指名いたします。御両人は、御了承願います。

書記に投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○副議長(西森雅和君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名

を記載の上、投票願います。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○副議長(西森雅和君) 投票箱に異常なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じて順次投票願います。

(氏名点呼)

(各員投票)

○副議長(西森雅和君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(西森雅和君) これより開票を行います。

10番坂本孝幸君、25番大野辰哉君の立ち会いを願います。

(開票点検)

○副議長(西森雅和君) 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 37票

有効投票 37票

有効投票中

武石利彦君 33票

塚地佐智さん 4票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、10票であります。よって、武石利彦君が高知県議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました武石利彦君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

武石利彦君の御挨拶があります。

(17番武石利彦君登壇)

○17番(武石利彦君) お許しをいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

ただいま、先輩、同僚議員の御推挙によりま

して、第95代高知県議会議長に選任を賜りました。その職責の大きさ、重さをひしひしとこの場で感じておるところでございます。まことにありがとうございました。

また、三石前議長におかれましては、多大な御尽力を県勢発展に、県議会議長として果たしていただきました。この場をおかりいたしまして心より敬意を表したいと思っております。ありがとうございます。

さて、尾崎県政も3期目に入り、いよいよ県民のために一つ一つ数多くの成果を積み重ねなくてはいけない、そういった時期に突入したというふうに思っております。県議会は、執行部と車の両輪としてこれまでよりもさらにチェック機能を充実させますとともに、先ほど三石前議長が申されたとおり、政策立案機能を一層強化していく責務があると認識しております。

私、非力な者でございますが、先輩、同僚各位、また知事を初めとする執行部の皆様、報道機関の皆様の御指導、御鞭撻を賜りながら、県民のために一生懸命県議会議長の職務に取り組んでいきたいというふうに思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○副議長(西森雅和君) それでは、新しい議長と交代いたします。

(副議長西森雅和君退場、議長武石利彦君議長席に着席)



副議長辞職の件

○議長(武石利彦君) 御報告いたします。

副議長西森雅和君から副議長辞職願が提出されました。その辞職願を書記に朗読させます。

(書記朗読)

辞 職 願

今般一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可願います

平成28年3月18日

高知県議会副議長 西森 雅和
高知県議会議長 武石 利彦様

○議長（武石利彦君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました副議長辞職の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長辞職の件を議題といたします。

これより、西森雅和君の副議長辞職の件を採決いたします。

西森雅和君の副議長辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（武石利彦君） 全員起立であります。よって、西森雅和君の副議長辞職を許可することに決しました。

（21番西森雅和君入場）

○議長（武石利彦君） 西森雅和君の御挨拶があります。

（21番西森雅和君登壇）

○21番（西森雅和君） 副議長の職を辞するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の5月に、皆様方の温かい御推挙をいただきまして、副議長の要職に就任させていただきました。在任中は何かと行き届かない点もあったのではないかと存じますが、本日まで職責を全うできましたのは、人格、識見ともに卓越した三石議長を初め、先輩、同僚議員の御支援、御協力のたまものでありまして、心から深く感謝申し上げます。

あわせて、知事を初め執行部の皆様、報道関係の皆様、そして県民の皆様方の御支援、御鞭撻に対しまして厚くお礼を申し上げます。

この貴重な経験を生かしまして、今後も引き続き県勢浮揚に向け、経済の活性化や教育、福祉施策の充実、そして南海トラフ地震対策など県政課題の解決を目指して全力で取り組んでまいります。

今後とも、一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが退任に当たってお礼の御挨拶といたします。

本当にありがとうございました。（拍手）



副 議 長 の 選 挙

○議長（武石利彦君） お諮りいたします。

副議長の選挙を、この際日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより副議長の選挙を行います。

本選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（武石利彦君） 議場における議員の現在数は、37人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番坂本孝幸君及び25番大野辰哉君を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、立会人に10番坂本孝幸君及び25番

大野辰哉君を指名いたします。御両人は、御了承願います。

書記に投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(武石利彦君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(武石利彦君) 投票箱に異状なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じて順次投票願います。

(氏名点呼)

(各員投票)

○議長(武石利彦君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(武石利彦君) これより開票を行います。

10番坂本孝幸君、25番大野辰哉君の立ち会いを願います。

(開票点検)

○議長(武石利彦君) 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 37票

有効投票 37票

有効投票中

梶原大介君 33票

米田稔君 4票

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は、10票であります。よって、梶原大介君が高知県議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました梶原大介君

が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

梶原大介君の御挨拶があります。

(15番梶原大介君登壇)

○15番(梶原大介君) 一言御挨拶申し上げます。

ただいま、先輩、同僚議員の格別なる御推挙を賜り、副議長の要職に選任をいただきましたことをこの上なく光栄に存じますとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。人格、識見ともにすぐれた武石議長のもと、その議長の補佐役として、公正そして円滑な議会運営に、誠心誠意臨んでまいりたいと考えておる所存でございます。

そして、日本全国において人口減少社会に突入する中でスタートをいたしましたこの地方創生の動きを本県においてもさらに着実に推進をしていくために、産業振興や教育、医療・福祉、災害対策など本県における取り組みをさらに加速化させ、県政のさまざまな課題に挑戦をしていかなければなりません。関係者の皆様の御支援、御協力を仰ぎ、そして執行部とも連携を図りながら、県政課題に挑戦をしてまいりたいと存じておるところでございます。

どうか、先輩、同僚各議員の皆様におかれましては、さらなる御指導、御鞭撻をいただけますことを心からお願いを申し上げます。

そして、知事初め執行部の皆様、また報道関係の皆様におかれましては、さらなる御理解、御協力を賜りますことを心からお願いをいたしまして、簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

————— ○●○●○●○ —————

前正副議長に対する謝辞

○議長(武石利彦君) この際、議員中内桂郎君

から、ただいま辞職されました三石前議長並びに西森前副議長に対し、議員一同にかわって謝辞を述べられます。

31番中内桂郎君。

(31番中内桂郎君登壇)

○31番(中内桂郎君) 僭越ではございますが、お許しをいただき、年長議員ということで議員一同にかわり、辞任されました三石前議長、西森前副議長に対しまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

お二人は、統一地方選挙後の5月議会におきまして、第94代議長、そして第99代副議長の要職にそれぞれ選任されました。

在任中は、経済の活性化や南海トラフ地震対策はもとより、中山間対策の充実強化、少子化対策、さらには教育の充実など、地方創生に向けた幅広い県政課題について執行部と連携して取り組まれ、県勢の浮揚に努めていただきました。

また、国に対しては、全国都道府県議会議長会や四国4県正副議長会などを通じまして、本県が抱える喫緊の課題やそれを踏まえた政策提言を積極的に行うとともに、南海トラフ地震など関係する県の議長ともスクラムを組んだ取り組みをもって行ってこられました。

そして、公正かつ円滑な議会運営はもちろんのこと、議会改革ではこれまでの予算委員会を廃止し、本会議での一問一答方式の採用やホームページなどによる積極的な情報発信など、より開かれた、そして県民の皆様身近に感じていただける県議会となるよう取り組みも進めていただいたところです。

これらの御功績は、ひとえにお二人の高邁な人格と識見、県勢浮揚や地方自治発展のため、たゆまぬ情熱によるものでありまして、私ども議員一同心から敬意をあらわし、感謝を申し上げます。

お二人におかれましては、今後とも御自愛の上、さらなる県勢浮揚のため、この上とも御尽力、御活躍を賜りますよう心からお願いを申し上げます。まことに簡単ではございますけれども、感謝の言葉とさせていただきます。

本当に御苦労さまでございました。ありがとうございました。(拍手)



○議長(武石利彦君) 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



教育長任命同意に伴う挨拶

○議長(武石利彦君) この際、教育長に任命同意されました教育長田村壮児君から御挨拶をしたい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

教育長田村壮児君。

(教育長田村壮児君登壇)

○教育長(田村壮児君) お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

このたびは私の教育長任命につきまして御同意を賜りまして、まことにありがとうございます。

新しい教育委員会制度におけます教育長は、これまで以上に重い責任を負うこととなりますので、身の引き締まる思いがいたしております。

私は、もとより微力でございますけれども、任命いただく知事の思いにお応えできますように、また議員の皆様方から賜りました御同意の意義を深く心に刻みまして、これからの高知県の教育の振興のため全力を尽くす決意を新たにいたしましたところでございます。

議員の皆様方には、これまで以上に御指導、

御鞭撻を賜りますよう心からお願いをいたしまして、まことに簡単でございますけれども御挨拶とさせていただきますと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)



閉会の挨拶

○議長（武石利彦君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成28年度一般会計当初予算を初め、高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例議案など、当面する県政上の重要案件が提出されました。

知事は平成28年度を、飛躍への挑戦を新たなステージに向けて進めていくために大きな歩みを踏み出す重要な年と位置づけ、当初予算には8年連続で前年度を上回る4,625億円を計上し、第3期産業振興計画の推進や第3期日本一の健康長寿県構想の推進、また南海トラフ地震対策の抜本強化、加速化への取り組みなどについて提案されました。

議員各位におかれましては、終始熱心に御審議をいただき、おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に對しまして心から感謝を申し上げます。

また、知事を初め執行部の方々並びに報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたことに対して厚く御礼を申し上げます。

間もなく桜も開花する爽やかな季節となってまいりました。来月早々からは新たな体制による常任委員会の活動も始まります。どうか皆様方におかれましては、一層御自愛の上、県勢発展のため御尽力賜りますよう心からお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます

す。

これより、県知事の御挨拶があります。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事（尾崎正直君） 平成28年2月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、平成28年度一般会計当初予算を初め高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。今議会では、第3期の産業振興計画や南海トラフ地震対策行動計画、さらには日本一の健康長寿県構想、教育改革の取り組みなどに多くの御意見や御提言をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も一層気持ちを引き締めて県政の運営に努めてまいります。

提案説明でも申し上げましたとおり、平成28年度は私にとりまして県政運営3期目の実質的な初年度であり、これまでの8年間の取り組みの土台の上に立って飛躍への挑戦を新たなステージに向けて進めていく、そのための歩みを踏み出す重要な年であります。

県勢浮揚に向けて、各分野において本県が抱える根本的な課題の解決につながる持続的な好循環を何としてもつくり出してまいりたいと考えております。その歩みを力強いものとしていくためには、対話と実行の姿勢を一層徹底し、多くの県民の皆様方からお知恵を賜りながら、私自身職員とともに汗をかいていくことがさらに大切になってまいります。これまで以上に官民協働、市町村政との連携協調を徹底し、県勢浮揚に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。議員の皆様方におかれましては、

県民を代表するお立場から、さまざまな場面におきまして一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

また、ただいまは、三石前議長、西森前副議長が退任をされ、新しく武石議長、梶原副議長が御就任になりました。三石前議長、西森前副議長におかれましては、地方創生の動きが本格化するなど県政にとりまして大変重要な時期に、すぐれた識見と卓越した手腕によりまして円滑な議会運営に御尽力され、県民生活の安定と県勢の発展に多大な貢献をなされました。心から敬意を表しますとともに、在任中に執行部に賜りました御指導、御鞭撻に対しまして深く感謝を申し上げます。

また、新たに御就任されました武石議長、梶原副議長には心からお喜びを申し上げます。今後とも格段の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、議員の皆様方におかれましては、御自愛の上、県勢の発展のために一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



○議長（武石利彦君） これをもちまして、平成28年2月高知県議会定例会を閉会いたします。

午後0時38分閉会